

平成20年
第 3 回

沖縄県議会（定例会）会議録

平成20年 9 月 17日 開会

平成20年 10月 10日 閉会

24日間

沖 縄 県 議 会

1 . 会期日程	7
1 . 開会日に応招した議員	9
1 . 9月19日に応招した議員	9

○第1号（9月17日）

1 . 開会年月日時	11
1 . 議事日程	11
1 . 本日の会議に付した事件	12
1 . 出席議員	13
1 . 欠席議員	13
1 . 説明のため出席した者の職、氏名	13
1 . 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	14
1 . 開 会	14
1 . 諸般の報告	14
1 . 日程第1 会議録署名議員の指名	15
1 . 日程第2 会期の決定	15
1 . 一括議題 { 日程第3 議員提出議案第1号 沖縄県議会議員の報酬、費用弁償及び 期末手当に関する条例等の一部を改正 する条例 日程第4 議員提出議案第2号 沖縄県議会会議規則の一部を改正する 規則 }	15
1 . 佐喜真 淳君の提案理由説明	15
1 . 採 決	16
1 . 日程第5 甲第1号議案、乙第1号議案から乙第18号議案まで及び認定第1号から認定第23号まで ...	16
1 . 知事（仲井眞弘多君）の提案理由説明	16
1 . 人事委員会（事務局長伊礼 幸進君）の意見	17
1 . 一括議題 { 日程第6 議員提出議案第3号 米海軍原子力潜水艦の原子炉冷却水漏 れ事故に関する意見書 日程第7 議員提出議案第4号 米海軍原子力潜水艦の原子炉冷却水漏 れ事故に関する抗議決議 }	17
1 . 渡嘉敷喜代子さんの提案理由説明	17
1 . 採 決	18
1 . 議員派遣	18
1 . 日程第8 陳情第94号、第98号、第102号、第113号、第114号、第116号、第120号、第121号及び 第132号の付託の件	18
1 . 委員会付託	18
1 . 日程第9 議員派遣の件（第8回都道府県議会議員研究交流大会）	18
1 . 採 決	18
1 . 休会の議決	19
1 . 散 会	19

○第2号（9月25日）

1 . 開議年月日時	21
1 . 議事日程	21
1 . 本日の会議に付した事件	21
1 . 出席議員	21
1 . 説明のため出席した者の職、氏名	21
1 . 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	22
1 . 開 議	22
1 . 諸般の報告	22
1 . 日程第1 代表質問	22
具志 孝助君	22
仲田 弘毅君	35
仲村 未央さん	48
照屋 大河君	55
1 . 散 会	62

○第3号（9月26日）

1 . 開議年月日時	65
1 . 議事日程	65
1 . 本日の会議に付した事件	65
1 . 出席議員	65
1 . 説明のため出席した者の職、氏名	65
1 . 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	66
1 . 開 議	66
1 . 諸般の報告	66
1 . 日程第1 代表質問	66
前島 明男君	66
玉城ノブ子さん	76
比嘉 京子さん	87
1 . 知事（仲井眞弘多君）の発言取り消し申し出	97
山内 末子さん	97
1 . 散 会	106

○第4号（9月29日）

1 . 開議年月日時	109
1 . 議事日程	109
1 . 本日の会議に付した事件	109
1 . 出席議員	110
1 . 説明のため出席した者の職、氏名	110
1 . 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	111
1 . 開 議	111
1 . 諸般の報告	111
〔 日程第1 一般質問 〕	

1. 一括議題	日程第2 甲第1号議案、乙第1号議案から乙第18号議案まで 及び認定第1号から認定第23号まで	111
1. 一般質問・質疑		111
西銘 純恵さん		111
渡嘉敷喜代子さん		124
新垣 清涼君		132
奥平 一夫君		142
当銘 勝雄君		152
嘉陽 宗儀君		160
瑞慶覧 功君		172
1. 散 会		176

○第5号（9月30日）

1. 開議年月日時		179
1. 議事日程		179
1. 本日の会議に付した事件		179
1. 出席議員		180
1. 説明のため出席した者の職、氏名		180
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名		181
1. 開 議		181
1. 一括議題	日程第1 一般質問 日程第2 甲第1号議案、乙第1号議案から乙第18号議案まで 及び認定第1号から認定第23号まで	181
1. 一般質問・質疑		181
新垣 安弘君		181
新里 米吉君		188
赤嶺 昇君		194
渡久地 修君		205
上里 直司君		219
玉城 義和君		229
仲宗根 悟君		239
1. 散 会		247

○第6号（10月1日）

1. 開議年月日時		249
1. 議事日程		249
1. 本日の会議に付した事件		249
1. 出席議員		250
1. 説明のため出席した者の職、氏名		250
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名		251
1. 開 議		251
1. 諸般の報告		251
1. 知事公室長（上原 昭君）の発言		251
	日程第1 一般質問	

1. 一括議題	{ 日程第2 甲第1号議案、乙第1号議案から乙第18号議案まで 及び認定第1号から認定第23号まで }	251
1. 一般質問・質疑		251
崎山 嗣幸君		251
前田 政明君		260
平良 昭一君		272
玉城 満君		280
當間 盛夫君		287
嶺井 光君		296
島袋 大君		304
新垣 哲司君		309
1. 散 会		313

○第7号（10月2日）

1. 開議年月日時		315
1. 議事日程		315
1. 本日の会議に付した事件		315
1. 出席議員		316
1. 説明のため出席した者の職、氏名		317
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名		317
1. 開 議		317
1. 一括議題	{ 日程第1 一般質問 日程第2 甲第1号議案、乙第1号議案から乙第18号議案まで 及び認定第1号から認定第23号まで }	317
1. 一般質問・質疑		317
辻野ヒロ子さん		317
座喜味一幸君		326
佐喜真 淳君		330
池間 淳君		338
照屋 守之君		342
上原 章君		347
吉田 勝廣君		357
金城 勉君		367
1. 決算特別委員会の設置		371
1. 決算特別委員会委員の選任		371
1. 委員会付託		371
1. 日程第3 請願第1号の付託の件		372
1. 委員会付託		372
1. 休会の議決		372
1. 散 会		372

○第8号（10月10日）

1. 開議年月日時		375
1. 議事日程		375

1 . 本日の会議に付した事件	376
1 . 出席議員	377
1 . 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	378
1 . 開 議	378
1 . 諸般の報告	378
1 . 日程第 1 乙第 1 号議案、乙第 2 号議案、乙第 8 号議案及び乙第 9 号議案	378
1 . 委員長報告（総務企画委員長）	379
1 . 採 決	380
1 . 日程第 2 乙第 6 号議案	380
1 . 委員長報告（経済労働委員長）	380
1 . 採 決	380
1 . 日程第 3 乙第 3 号議案から乙第 5 号議案まで及び乙第 7 号議案	381
1 . 委員長報告（文教厚生委員長）	381
1 . 討 論	382
西銘 純恵さん	382
桑江朝千夫君	383
西銘 純恵さん	384
仲田 弘毅君	385
1 . 採 決	385
1 . 日程第 4 乙第 14 号議案及び乙第 18 号議案	386
1 . 委員長報告（総務企画委員長）	386
1 . 採 決	386
1 . 日程第 5 乙第 13 号議案、乙第 15 号議案及び乙第 16 号議案	387
1 . 委員長報告（文教厚生委員長）	387
1 . 採 決	388
1 . 日程第 6 乙第 10 号議案、乙第 12 号議案及び乙第 17 号議案	388
1 . 委員長報告（土木委員長）	388
1 . 採 決	389
1 . 日程第 7 乙第 11 号議案	389
1 . 委員長報告（観光振興・新石垣空港建設促進特別委員長）	389
1 . 採 決	390
1 . 日程第 8 甲第 1 号議案	390
1 . 委員長報告（総務企画委員長）	390
1 . 討 論	391
佐喜真 淳君	391
崎山 嗣幸君	392
吉元 義彦君	393
玉城 義和君	394
照屋 守之君	395
前田 政明君	397
吉田 勝廣君	399
1 . 採 決	402
1 . 一括議題	403
日程第 9 議員提出議案第 5 号 台風 13 号及び 15 号関連被害に対する 支援等を求める意見書	
日程第 10 議員提出議案第 6 号 台風 13 号及び 15 号関連被害に対する 支援等を求める要請決議	

日程第11 議員提出議案第7号 過疎地域自立促進のための新たな
立法措置に関する意見書

1. 當間 盛夫君の提案理由説明	403
1. 採 決	403
1. 日程第12 議員提出議案第8号 協同出資・協同経営で働く協同組合法（仮称） 制定に関する意見書	403
1. 玉城ノブ子さんの提案理由説明	403
1. 採 決	404
1. 日程第13 陳情第37号、第97号、第103号、第104号、第106号、第108号の2、第109号、 第111号、第118号、第119号、第122号、第127号の2、第131号及び第147号	404
1. 委員長報告（経済労働委員長）	404
1. 採 決	404
1. 日程第14 陳情第73号、第77号、第81号、第92号、第95号、第96号の2、第123号、第126号、 第127号の3、第128号、第129号、第140号及び第145号	404
1. 委員長報告（文教厚生委員長）	404
1. 討 論	404
上原 章君	405
渡久地 修君	407
1. 採 決	408
1. 日程第15 陳情第34号、第51号、第62号、第98号、第113号、第114号、第116号、第120号及び 第121号	408
1. 委員長報告（米軍基地関係特別委員長）	408
1. 採 決	409
1. 日程第16 閉会中の継続審査の件	409
1. 採 決	409
1. 閉 会	409

○巻末掲載文書

1. 知事提出議案	411
1. 議員提出議案	447
1. 諸般の報告	457
1. 議案付託表	461
1. 委員会審査報告書	463
1. 閉会中継続審査及び調査申出書	473
1. 議員派遣の件	483
1. 決算特別委員名簿	485
1. 請願・陳情文書表	487
1. 議案等処理一覧表	525

平成20年第3回沖縄県議会（定例会）会期日程

会期24日間 自 平成20年9月17日
至 平成20年10月10日

	月 日	曜日	日 程	備 考
1	9月17日	水	（会議録署名議員の指名） （会期の決定） 本 会 議（議員提出議案の説明、採決） （知事提出議案の説明） （議員派遣の件）	請願・陳情付託
2	18日	木	議案研究	
3	19日	金	議案研究	代表質問通告締切（正午）
4	20日	⊕	休 会	
5	21日	Ⓜ	休 会	
6	22日	月	議案研究	一般質問通告締切（正午）
7	23日	火	休 会	秋分の日
8	24日	水	議案研究	
9	25日	木	本 会 議（代表質問）	
10	26日	金	本 会 議（代表質問）	請願・陳情提出期限 （常任委）
11	27日	⊕	休 会	
12	28日	Ⓜ	休 会	
13	29日	月	本 会 議（一般質問）	請願・陳情提出期限 （特別委）
14	30日	火	本 会 議（一般質問）	
15	10月1日	水	本 会 議（一般質問）	請願・陳情付託（常任委）
16	2日	木	本 会 議（一般質問） 決算特別委員会設置	議案付託 請願・陳情付託（特別委）
17	3日	金	委 員 会（常任委員会）	
18	4日	⊕	休 会	
19	5日	Ⓜ	休 会	
20	6日	月	委 員 会（常任委員会）	
21	7日	火	委 員 会（常任委員会）	
22	8日	水	委 員 会（特別委員会）	
23	9日	木	議案整理 委 員 会（議会運営委員会）	
24	10日	金	本 会 議（委員長報告、採決）	

開会日に応招した議員

高 嶺 善 伸 君
玉 城 義 和 君
上 原 章 君
島 袋 大 君
中 川 京 貴 君
桑 江 朝千夫 君
平 良 昭 一 君
仲 村 未 央 さん
照 屋 大 河 君
渡久地 修 君
上 里 直 司 君
瑞慶覧 功 君
奥 平 一 夫 君
吉 田 勝 廣 君
當 山 眞 市 君
吉 元 義 彦 君
座喜味 一 幸 君
佐喜真 淳 君
玉 城 満 君
仲宗根 悟 君
崎 山 嗣 幸 君
西 銘 純 恵 さん
山 内 末 子 さん
新 垣 清 涼 君

前 島 明 男 君
新 垣 良 俊 君
仲 田 弘 毅 君
照 屋 守 之 君
辻 野 ヒロ子 さん
嶺 井 光 君
當 間 盛 夫 君
当 銘 勝 雄 君
渡嘉敷 喜代子 さん
前 田 政 明 君
玉 城 ノブ子 さん
赤 嶺 昇 君
比 嘉 京 子 さん
金 城 勉 君
糸 洲 朝 則 君
翁 長 政 俊 君
浦 崎 唯 昭 君
池 間 淳 君
新 垣 哲 司 君
具 志 孝 助 君
新 里 米 吉 君
嘉 陽 宗 儀 君
新 垣 安 弘 君

9 月19日に応招した議員

大 城 一 馬 君

平成20年 9 月17日

平成20年
第 3 回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第 1 号）

平成20年
第 3 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第1号）

平成20年9月17日（水曜日）午前10時2分開会

議 事 日 程 第1号

平成20年9月17日（水曜日）

午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 沖縄県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例

大城	一馬君	佐喜真	淳君	
照屋	守之君	嶺井	光君	
翁長	政俊君	崎山	嗣幸君	
新里	米吉君	前田	政明君	提出 議員提出議案第1号
當山	眞市君	前島	明男君	
新垣	安弘君	當間	盛夫君	
玉城	義和君	吉田	勝廣君	

第4 沖縄県議会会議規則の一部を改正する規則

大城	一馬君	佐喜真	淳君	
照屋	守之君	嶺井	光君	
翁長	政俊君	崎山	嗣幸君	
新里	米吉君	前田	政明君	提出 議員提出議案第2号
當山	眞市君	前島	明男君	
新垣	安弘君	當間	盛夫君	
玉城	義和君	吉田	勝廣君	

第5 甲第1号議案、乙第1号議案から乙第18号議案まで及び認定第1号から認定第23号まで（知事説明）

第6 米海軍原子力潜水艦の原子炉冷却水漏れ事故に関する意見書

渡嘉敷喜代子さん	中川	京貴君	
桑江朝千夫君	吉元	義彦君	
具志 孝助君	照屋	大河君	
前田 政明君	上原	章君	提出 議員提出議案第3号
山内 末子さん	新垣	清涼君	
玉城 満君	玉城	義和君	
吉田 勝廣君			

第7 米海軍原子力潜水艦の原子炉冷却水漏れ事故に関する抗議決議

渡嘉敷喜代子さん	中川	京貴君	
桑江朝千夫君	吉元	義彦君	
具志 孝助君	照屋	大河君	
前田 政明君	上原	章君	提出 議員提出議案第4号
山内 末子さん	新垣	清涼君	
玉城 満君	玉城	義和君	
吉田 勝廣君			

第8 陳情第94号、第98号、第102号、第113号、第114号、第116号、第120号、第121号及び第132号の付託の件

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 沖縄県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例

日程第4 沖縄県議会会議規則の一部を改正する規則

日程第5 甲第1号議案、乙第1号議案から乙第18号議案まで及び認定第1号から認定第23号まで

甲第1号議案 平成20年度沖縄県一般会計補正予算（第1号）

乙第1号議案 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

乙第2号議案 沖縄県税条例の一部を改正する条例

乙第3号議案 沖縄県保育所入所待機児童対策特別事業基金条例

乙第4号議案 沖縄県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例

乙第5号議案 沖縄県立精神障害者社会復帰施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

乙第6号議案 沖縄県中央卸売市場条例の一部を改正する条例

乙第7号議案 沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

乙第8号議案 沖縄県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例

乙第9号議案 沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

乙第10号議案 財産の取得について

乙第11号議案 土地の取得について

乙第12号議案 訴えの提起について

乙第13号議案 訴えの提起について

乙第14号議案 交通事故に関する和解等について

乙第15号議案 交通事故に関する和解等について

乙第16号議案 損害賠償額の決定について

乙第17号議案 流域下水道の建設事業執行に伴う負担金の徴収について

乙第18号議案 専決処分の承認について

認定第1号 平成19年度沖縄県一般会計決算の認定について

認定第2号 平成19年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について

認定第3号 平成19年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算の認定について

認定第4号 平成19年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について

認定第5号 平成19年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について

認定第6号 平成19年度沖縄県母子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について

認定第7号 平成19年度沖縄県下水道事業特別会計決算の認定について

認定第8号 平成19年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について

認定第9号 平成19年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について

認定第10号 平成19年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について

認定第11号 平成19年度沖縄県林業改善資金特別会計決算の認定について

認定第12号 平成19年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について

認定第13号 平成19年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定について

認定第14号 平成19年度沖縄県自由貿易地域特別会計決算の認定について

認定第15号 平成19年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について

認定第16号 平成19年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について

認定第17号 平成19年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について

- 認定第18号 平成19年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について
 認定第19号 平成19年度沖縄県公共用地先行取得事業特別会計決算の認定について
 認定第20号 平成19年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
 認定第21号 平成19年度沖縄県病院事業会計決算の認定について
 認定第22号 平成19年度沖縄県水道事業会計決算の認定について
 認定第23号 平成19年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について

- 日程第6 米海軍原子力潜水艦の原子炉冷却水漏れ事故に関する意見書
 日程第7 米海軍原子力潜水艦の原子炉冷却水漏れ事故に関する抗議決議
 日程第8 陳情第94号、第98号、第102号、第113号、第114号、第116号、第120号、第121号及び第132号の付託の件
 日程第9 議員派遣の件（第8回都道府県議会議員研究交流大会）

出席議員（47名）

議長	高 嶺 善 伸 君	24 番	前 島 明 男 君
副議長	玉 城 義 和 君	25 番	新 垣 良 俊 君
1 番	上 原 章 君	26 番	仲 田 弘 毅 君
2 番	島 袋 大 君	27 番	照 屋 守 之 君
3 番	中 川 京 貴 君	28 番	辻 野 ヒロ子 さん
4 番	桑 江 朝千夫 君	29 番	嶺 井 光 君
5 番	平 良 昭 一 君	30 番	當 間 盛 夫 君
6 番	仲 村 未 央 さん	31 番	当 銘 勝 雄 君
7 番	照 屋 大 河 君	32 番	渡嘉敷 喜代子 さん
8 番	渡久地 修 君	33 番	前 田 政 明 君
9 番	上 里 直 司 君	34 番	玉 城 ノブ子 さん
10 番	瑞慶覧 功 君	35 番	赤 嶺 昇 君
11 番	奥 平 一 夫 君	36 番	比 嘉 京 子 さん
12 番	吉 田 勝 廣 君	37 番	金 城 勉 君
13 番	當 山 眞 市 君	38 番	糸 洲 朝 則 君
14 番	吉 元 義 彦 君	39 番	翁 長 政 俊 君
15 番	座喜味 一 幸 君	40 番	浦 崎 唯 昭 君
16 番	佐喜真 淳 君	41 番	池 間 淳 君
17 番	玉 城 満 君	42 番	新 垣 哲 司 君
18 番	仲宗根 悟 君	43 番	具 志 孝 助 君
19 番	崎 山 嗣 幸 君	45 番	新 里 米 吉 君
20 番	西 銘 純 恵 さん	46 番	嘉 陽 宗 儀 君
21 番	山 内 末 子 さん	47 番	新 垣 安 弘 君
22 番	新 垣 清 涼 君		

欠席議員（1名）

48 番	大 城 一 馬 君
------	-----------

説明のため出席した者の職、氏名

知 事	仲井眞 弘 多 君	知 事 公 室 長	上 原 昭 君
副 知 事	仲 里 全 輝 君	総 務 部 長	宮 城 嗣 三 君
副 知 事	安 里 カツ子 さん	企 画 部 長	上 原 良 幸 君

文化環境部長	知念建次君
福祉保健部長	伊波輝美さん
農林水産部長	護得久友子さん
観光商工部長	仲田秀光君
土木建築部長	漢那政弘君
企業企画統括監	金城敏樹君
病院事業局長	知念清君
会計管理者	福治嗣夫君
知事公室秘書広報統括監	上運天昂君
総務部財政統括監	名渡山司君

教育委員会	伊元正一君
委員長	
教育長	仲村守和君
公安委員会	幸喜徳子さん
委員長	
警察本部長	得津八郎君
労働委員会	大城光代さん
会長代理	
人事委員会	伊礼幸進君
事務局	
代表監査委員	又吉春三君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局次長	長嶺伸明君	主査	大城佳美さん
議事課長	遊佐信雄君	主査	金城悦子さん
課長補佐	嘉陽安昭君	総務課長	龍野博基君
主査	平田善則君	政務調査課長	新城博君
主査	中村守君	副参事	知念正治君
	佐久田隆君	主幹	上間司君

○議長（高嶺善伸君） ただいまより平成20年第3回沖縄県議会（定例会）を開会いたします。

○議長（高嶺善伸君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

本日、知事から、お手元に配付いたしました議案19件及び決算23件並びに今期定例会提出補正予算説明書、平成19年度沖縄県歳入歳出決算書、平成19年度基金の運用状況書、平成19年度沖縄県歳入歳出決算審査意見書及び同沖縄県基金運用状況審査意見書、平成19年度沖縄県病院事業会計決算書、平成19年度沖縄県病院事業会計決算審査意見書、平成19年度沖縄県水道事業会計決算書及び同沖縄県工業用水道事業会計決算書、平成19年度沖縄県水道事業会計決算審査意見書及び同沖縄県工業用水道事業会計決算審査意見書、平成19年度主要施策の成果に関する報告書、県の出資等にかかる法人の経営状況報告書、平成20年8月31日現在の平成20年度一般会計予算執行状況報告書及び同一般会計繰越予算執行状況報告書、健全化判断比率等報告書、平成19年度沖縄県財政健全化審査意見書及び同沖縄県経営健全化審査意見書の提出がありました。

次に、本日、大城一馬君外13人から、議員提出議案第1号「沖縄県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例」、議員提出議案第2号「沖縄県議会会議規則の一部を改正する規

則」、渡嘉敷喜代子さん外12人から、議員提出議案第3号「米海軍原子力潜水艦の原子炉冷却水漏れ事故に関する意見書」及び議員提出議案第4号「米海軍原子力潜水艦の原子炉冷却水漏れ事故に関する抗議決議」の提出がありました。

次に、これまでに受理いたしました陳情のうち、特別委員会に付託すべき陳情を除く陳情41件は、お手元に配付の陳情文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたしました。

次に、今定例会に出席を求めた説明員のうち、企業局長花城順孝君は、体調不良のため本日の会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として企業企画統括監金城敏樹君の出席を求めました。

また、労働委員会会長比嘉正幸君は、所用のため本日、25日、29日、30日、10月1日及び2日の会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として本日及び10月1日の会議に労働委員会会長代理大城光代さん、25日の会議に同委員会公益委員矢野昌浩君、29日の会議に同委員会公益委員宮城和博君、30日の会議に同委員会事務局長比嘉久晶君、10月2日の会議に同委員会公益委員宮里節子さんの出席を求めました。

また、人事委員会委員長仲吉朝信君は、所用のため今定例会中の会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として人事委員会事務局長伊礼幸進君の出席を求めました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

〔諸般の報告 巻末に掲載〕

○議長（高嶺善伸君） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第114条の規定により

2 番 島 袋 大 君 及び

7 番 照 屋 大 河 君

を指名いたします。

○議長（高嶺善伸君） 日程第 2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から10月10日までの24日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から10月10日までの24日間と決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） この際、日程第 3 議員提出議案第 1 号 沖縄県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例及び日程第 4 議員提出議案第 2 号 沖縄県議会会議規則の一部を改正する規則を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

佐喜真 淳君。

〔議員提出議案第 1 号及び第 2 号 巻末に掲載〕

〔佐喜真 淳君登壇〕

○佐喜真 淳君 おはようございます。

ただいま一括議題となりました議員提出議案第 1 号「沖縄県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例」及び議員提出議案第 2 号「沖縄県議会会議規則の一部を改正する規則」の 2 件について、提出者を代表いたしまして一括して提案理由を御説明申し上げます。

今回の改正は、地方自治法の議会に関する規定が平成20年9月1日から改正・施行されたことに伴い、関係する条例及び会議規則の一部を改正するものであり、その主な改正内容は「議会活動の範囲の明確化」

及び「議員の報酬に関する規定の整備」に関するものであります。

まず、「議会活動の範囲の明確化」に関する改正であります。これは「議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行う場」を設けることができるとするものであり、会議規則に第115条を新設し、これまで本県議会において事実上の協議機関でありました「各派代表者会」を「会議規則上の正式の協議の場」として規定するとともに、報酬等条例におきましても「費用弁償」の対象とすべく、条例と規則についてあわせて所要の改正を行うものであります。

次に、「議員の報酬に関する規定の整備」につきましては、地方自治法上、「議員の報酬」及び「その他非常勤職員の報酬」は、同一の条文で規定されておりましたが、議員の報酬とその他非常勤職員の報酬との相違を明確にするため、議員の報酬について独立した条文を設けるとともに、その名称を「報酬」から「議員報酬」に改めるため、報酬等条例について所要の改正を行うものであります。

加えて、今回、新たに「協議等の場」を設けるに当たり、地方自治法に第100条第12項が挿入・新設されましたことから、第12項以下の項が1項ずつ繰り下がることになりましたので、当該条項を引用しております「沖縄県議会図書室条例」及び「沖縄県政務調査費の交付に関する条例」につきましては、項のずれを正すべく、所要の改正を行うものであります。

以上で提案理由の説明を終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第 1 号及び第 2 号については、会議規則第37条第 3 項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、両案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） これより議員提出議案第 1 号

「沖縄県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例」及び議員提出議案第2号「沖縄県議会会議規則の一部を改正する規則」の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第1号及び第2号は、原案のとおり可決されました。

．．

○議長（高嶺善伸君） 日程第5 甲第1号議案、乙第1号議案から乙第18号議案まで及び認定第1号から認定第23号までを議題といたします。

知事から提案理由の説明を求めます。

仲井眞知事。

〔知事提出議案 巻末に掲載〕

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） おはようございます。

平成20年第3回沖縄県議会（定例会）の開会に当たり、提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げます。

今回提出いたしました議案は、予算議案1件、条例議案9件、議決議案8件、承認議案1件、認定議案23件の合計42件であります。

それでは、まず甲第1号議案「平成20年度沖縄県一般会計補正予算（第1号）」につきまして御説明申し上げます。

今回の補正は、沖縄特別振興対策調整費や原油等価格高騰対策関連事業等につきまして31億4577万円を計上いたしており、これを既決予算額5901億1200万円に加えた改予算額は、5932億5777万円となります。

歳出の主な項目について御説明申し上げますと、投資的経費は5億2756万9000円で、補助事業は、総合運動公園陸上競技場の改修費や港湾改修費等により7億6909万6000円、単独事業は、総合運動公園陸上競技場の改修事業を補助事業へ振りかえたこと等により2億4152万7000円の減となっております。

その他の経費は、26億1453万1000円となっており、そのうち、保育所入所待機児童対策特別事業基金への積立金が10億7133万2000円、原油高騰対策支援資金の融資枠の拡大による貸付金が5億円、障害者自立支援特別対策事業等に係る補助費等が7億464万円などと

なっております。

なお、今回の補正予算の財源は、

国庫支出金 15億9639万1000円

繰越金 5億6378万5000円

諸収入 5億1190万5000円

等となっております。

次に、乙第1号議案から乙第9号議案までの条例議案について御説明申し上げます。

乙第1号議案「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等が施行されることに伴い、関係条例の規定を整備するものであります。

乙第2号議案「沖縄県税条例の一部を改正する条例」は、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、公益社団法人等に対する法人の県民税に係る規定を整備するため条例を改正するものであります。

乙第3号議案「沖縄県保育所入所待機児童対策特別事業基金条例」は、保育所入所待機児童を適切に保護することを目的に実施する事業の財源に充てる基金を設置するため条例を制定するものであります。

乙第4号議案「沖縄県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例」は、条例に基づく事務の一部を那覇市が処理することとするため条例を改正するものであります。

乙第5号議案「沖縄県立精神障害者社会復帰施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例」は、沖縄県立てるしのワークセンターを廃止して民間事業者へ移譲するため条例を廃止するものであります。

乙第6号議案「沖縄県中央卸売市場条例の一部を改正する条例」は、卸売市場法の一部改正に伴い、卸売業者が収受する委託手数料に係る率に承認制を設けるため条例を改正するものであります。

乙第7号議案「沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」は、奥武山総合運動場の水泳プール等の利用に係る料金の基準額を改めるため条例を改正するものであります。

乙第8号議案「沖縄県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例」は、警察本部警務部の所掌事務として、「オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律」に規定する給付金に関することを定めるため条例を改正するものであります。

乙第9号議案「沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例」は、電磁的方法により記録する運転免許証の導入に伴い、運転免許証の交付等に係る手数料の額を改めるため条例を改正するものであります。

次に、乙第10号議案から乙第18号議案までの議決議案について御説明申し上げます。

乙第10号議案は、南大東港及び北大東港に配備するクレーンの取得について議決を求めるものであります。

乙第11号議案は、新石垣空港整備事業に供する土地の取得について議決を求めるものであります。

乙第12号議案は、県営住宅の家賃を長期にわたって滞納している入居者等に対し、建物明け渡し請求等の訴えを提起することについて議決を求めるものであります。

乙第13号議案は、県立宮古高等学校用地について、県への所有権移転登記手続を求める訴えを提起することについて議決を求めるものでございます。

乙第14号議案及び乙第15号議案は、交通事故について和解をし、損害賠償額を定めることについて議決を求めるものであります。

乙第16号議案は、県立病院で発生した医療事故に係る損害賠償額を定めることについて議決を求めるものであります。

乙第17号議案は、流域下水道により利益を受ける関係市町村から徴収する負担金の負担率について議決を求めるものであります。

次に、乙第18号議案の承認議案について御説明申し上げます。

乙第18号議案「専決処分の承認について」は、地方自治法の一部が改正され、平成20年9月1日から施行されることに伴い、「沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例」等の改正を専決処分により行ったことから、議会の承認を求めるものであります。

最後に、認定第1号から認定第23号までの議案について一括して御説明申し上げます。

これらの議案は、いずれも地方自治法及び地方公営企業法の規定に基づき、平成19年度一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算について議会の認定に付するものであります。

以上、今回提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げます。

慎重なる御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事の提案理由の説明は終わりました。

ただいま議題となっております議案中、職員に適用される基準の実施、その他職員に関する事項について

必要な規定を定める条例については、地方公務員法第5条第2項の規定により人事委員会の意見を聞く必要がありますので、ただいまから人事委員会事務局長の意見を求めます。

人事委員会事務局長。

〔人事委員会事務局長 伊礼幸進君登壇〕

○人事委員会事務局長（伊礼幸進君） おはようございます。

人事委員会事務局長の伊礼幸進でございます。

ただいま議長から、地方公務員法の規定に基づき人事委員会の意見を求められましたので、当委員会の意見を申し上げます。

乙第1号議案「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」のうち、「沖縄県公益法人等への職員の派遣等に関する条例」及び「義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例」の一部改正につきましては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等が施行されることに伴い、関係条例の規定の整備を行うものであり、適当と考えます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 人事委員会事務局長の意見の開陳は終わりました。

○議長（高嶺善伸君） この際、日程第6 議員提出議案第3号 米海軍原子力潜水艦の原子炉冷却水漏れ事故に関する意見書及び日程第7 議員提出議案第4号 米海軍原子力潜水艦の原子炉冷却水漏れ事故に関する抗議決議を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

渡嘉敷喜代子さん。

〔議員提出議案第3号及び第4号 巻末に掲載〕

〔渡嘉敷喜代子さん登壇〕

○渡嘉敷喜代子さん おはようございます。

ただいま議題となりました議員提出議案第3号及び第4号の2件につきましては、9月12日に開会した米軍基地関係特別委員会の委員等により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、米海軍原子力潜水艦の原子炉冷却水漏れ事故について関係要路に要請するためであります。

次に、議員提出議案第3号を朗読いたします。

〔米海軍原子力潜水艦の原子炉冷却水漏れ事故

に関する意見書朗読〕

次に、抗議決議につきましては、内容が意見書と同じでありますので、あて先だけを申し上げます。

〔米海軍原子力潜水艦の原子炉冷却水漏れ事故に関する抗議決議のあて先朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

なお、抗議決議のあて先で、在日米軍沖縄地域調整官及び在沖米国総領事につきましては、その趣旨を要請するために米軍基地関係特別委員会委員を派遣する必要があるとの意見の一致を見っておりますので、議長におかれましてはしかるべく取り計らっていただきますようお願い申し上げます。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第3号及び第4号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、両案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） これより議員提出議案第3号「米海軍原子力潜水艦の原子炉冷却水漏れ事故に関する意見書」及び議員提出議案第4号「米海軍原子力潜水艦の原子炉冷却水漏れ事故に関する抗議決議」の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第3号及び第4号は、原案のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） ただいま可決されました議員提出議案第4号に関し、提案理由説明の際提出者から、在日米軍沖縄地域調整官及び在沖米国総領事につ

いては、その趣旨を要請するため米軍基地関係特別委員会委員を派遣してもらいたいとの要望がありました。

よって、お諮りいたします。

議員提出議案第4号の趣旨を在日米軍沖縄地域調整官及び在沖米国総領事に要請するため、米軍基地関係特別委員会委員を派遣することとし、その期間及び人選については議長に一任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第8 陳情第94号、第98号、第102号、第113号、第114号、第116号、第120号、第121号及び第132号の付託の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいまの陳情9件については、米軍基地関係特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第9 議員派遣の件を議題といたします。

〔議員派遣の件 巻末に掲載〕

○議長（高嶺善伸君） お諮りいたします。

本件は、お手元に配付の「議員派遣の件」のとおり議員を第8回都道府県議会議員研究交流大会へ派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 次に、お諮りいたします。

ただいま可決されました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に一任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

―― ・ ・ ―――
○議長（高嶺善伸君） この際、お諮りいたします。
議案研究のため、明 9 月 18 日から 24 日までの 7 日間
休会といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。
よって、明 9 月 18 日から 24 日までの 7 日間休会とす

ることに決定いたしました。

――
○議長（高嶺善伸君） 以上をもって本日の日程は全
部終了いたしました。

次会は、9 月 25 日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前 10 時 43 分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 嶺 善 伸

会議録署名議員 島 袋 大

会議録署名議員 照 屋 大 河

平成20年 9 月25日

平成20年
第 3 回 沖縄県議会（定例会）会議録

（第 2 号）

平成20年
第 3 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第2号）

平成20年9月25日（木曜日）午前10時1分開議

議 事 日 程 第2号

平成20年9月25日（木曜日）

午前10時開議

第 1 代表質問

本日の会議に付した事件

日程第1 代表質問

出 席 議 員（48名）

議 長	高 嶺 善 伸 君	24 番	前 島 明 男 君
副議長	玉 城 義 和 君	25 番	新 垣 良 俊 君
1 番	上 原 章 君	26 番	仲 田 弘 毅 君
2 番	島 袋 大 君	27 番	照 屋 守 之 君
3 番	中 川 京 貴 君	28 番	辻 野 ヒロ子 さん
4 番	桑 江 朝千夫 君	29 番	嶺 井 光 君
5 番	平 良 昭 一 君	30 番	當 間 盛 夫 君
6 番	仲 村 未 央 さん	31 番	当 銘 勝 雄 君
7 番	照 屋 大 河 君	32 番	渡嘉敷 喜代子 さん
8 番	渡久地 修 君	33 番	前 田 政 明 君
9 番	上 里 直 司 君	34 番	玉 城 ノブ子 さん
10 番	瑞慶覧 功 君	35 番	赤 嶺 昇 君
11 番	奥 平 一 夫 君	36 番	比 嘉 京 子 さん
12 番	吉 田 勝 廣 君	37 番	金 城 勉 君
13 番	當 山 眞 市 君	38 番	糸 洲 朝 則 君
14 番	吉 元 義 彦 君	39 番	翁 長 政 俊 君
15 番	座喜味 一 幸 君	40 番	浦 崎 唯 昭 君
16 番	佐喜真 淳 君	41 番	池 間 淳 君
17 番	玉 城 満 君	42 番	新 垣 哲 司 君
18 番	仲宗根 悟 君	43 番	具 志 孝 助 君
19 番	崎 山 嗣 幸 君	45 番	新 里 米 吉 君
20 番	西 銘 純 恵 さん	46 番	嘉 陽 宗 儀 君
21 番	山 内 末 子 さん	47 番	新 垣 安 弘 君
22 番	新 垣 清 涼 君	48 番	大 城 一 馬 君

説明のため出席した者の職、氏名

知 事	仲井眞 弘 多 君	総 務 部 長	宮 城 嗣 三 君
副 知 事	仲 里 全 輝 君	企 画 部 長	上 原 良 幸 君
副 知 事	安 里 カツ子 さん	文化環境部長	知 念 建 次 君
知 事 公 室 長	上 原 昭 君	福祉保健部長	伊 波 輝 美 さん

農林水産部長	護得久 友 子 さん
観光商工部長	仲 田 秀 光 君
土木建築部長	漢 那 政 弘 君
企業企画統括監	金 城 敏 樹 君
病院事業局長	知 念 清 君
会計管理者	福 治 嗣 夫 君
知事公室秘書広報統括監	上運天 昂 君
総務部財政統括監	名渡山 司 君
教育委員会委員長	伊 元 正 一 君

教 育 長	仲 村 守 和 君
公安委員会委員長	幸 喜 徳 子 さん
警察本部長	得 津 八 郎 君
労働委員会委員長	矢 野 昌 浩 君
公益委員会委員長	伊 礼 幸 進 君
人事委員会委員長	又 吉 春 三 君
代表監査委員	

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局 長	長 嶺 伸 明 君	主 査	中 村 守 君
次 長	遊 佐 信 雄 君	主 査	佐久田 隆 君
議事課 長	嘉 陽 安 昭 君	主 査	大 城 佳 美 さん
課 長 補 佐	平 田 善 則 君	主 査	金 城 悦 子 さん

○議長（高嶺善伸君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

説明員として出席を求めた企業局長花城順孝君は、体調不良のため本日及び明日の会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として企業企画統括監金城敏樹君の出席を求めました。

○議長（高嶺善伸君） この際、念のため申し上げます。

本日、明日及び29日から10月2日までの6日間にわたって行われます代表質問並びに一般質問及び議案に対する質疑につきましては、議会運営委員会において決定されました質問要綱に従って行うことにいたします。

○議長（高嶺善伸君） 日程第1 代表質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

具志孝助君。

〔具志孝助君登壇〕

○具志 孝助君 皆さん、おはようございます。

いよいよきょうから代表質問が始まりました。代表質問のトップバッターに立たせてもらい大変光栄に思っております。

自由民主党の具志孝助であります。

私たちは、ことしの6月に選任をされました。新しい議員の方々もたくさん出てまいりました。沖縄県発

展のために、今日仲井眞県知事がかじ取りをやっておりますので、県益優先ということでひとつお互いは議会の中で使命を果たしてまいりたいとこのように私も強く決意をいたしております。

さて昨日、第92代目総理大臣に自由民主党の麻生太郎さんが選出をされました。麻生太郎内閣総理大臣は、閣僚指名に当たった記者会見の中で、私は大変印象的なメッセージを国民に与えてくれたと思っております。

今、新聞記事を取り寄せて改めて読み上げさせていたただきたいと思っておりますが、総理大臣の記者会見の中で、まず最初に麻生さんは国民の皆さんにまず一言ごあいさつをさせていただきたいと切り出したと。「日本を明るく強い国にする、それが私に課せられた使命だと思っております。」と、このように冒頭に申し上げました。

今、日本は確かに経済的にも疲れております。失われた10年間と言われる中で、本当に国民が不安、そして不信の中にあると思っております。そういう日本をもう一回明るい、そして国民が自信を持てる強い国家にしたいとこういうような決意を示してくれました。

そして、閣僚の指名に当たって記者会見での質疑に対して、麻生総理は全閣僚に国民本位の政策を進めること、官僚は使いこなすこと、省益ではなく国益に専念することを指示したと、こういうようなことも記者会見の席上で明らかにされました。

私は、本当に今国民が何を望んでいるか、そして総理大臣に何を期待しているのかということを的確に受

けとめてそういうような国民の目線に立った、国民のいわゆる国政に対する質問にしっかりとこたえた内閣総理大臣だと思っております。

そしてまた、沖縄関係閣僚に外務大臣には中曽根弘文さん——この方は中曽根元総理大臣の御子息であります——中曽根さん、防衛大臣には浜田靖一さん——彼はハマコーさんの息子さんのようではありますが——若干52歳というようなはつらつたる代議士であります。そして沖縄担当大臣は佐藤勉さんであり、そして内閣のかなめである官房長官には最も総理大臣から信頼の厚い河村建夫さん、沖縄がこれからかわっていくであろう大臣にもこういうようなすばらしい方々が任用されております。しっかりとこの沖縄関係閣僚には、仲井眞知事からの要請については、真摯に受けとめて取り組んでいただきたいことをこの壇上からお願いを申し上げたいと存じます。

それでは代表質問をさせていただきます。

まず知事の政治姿勢についてであります。

1、知事訪米について。

本県には、戦後63年余が経過した現在においても国土面積のわずか0.6%を占めるにすぎない狭隘な面積にいまだに米軍専用施設の約75%が集中しております。

このような過重な基地負担の解消を図ることは、本県にとって最大の課題であります。このため、当事者である米国政府や連邦議会等の関係機関に本県における米軍基地の実態を直接伝えることが必要であり、これまで歴代の知事は幾度となく訪米し、基地問題の解決を訴えております。

今回、仲井眞知事も訪米の意思を明確に表明いたしました。本県の米軍基地問題の解決につなげるためには、機会あるごとに米側に直接訴えることは極めて重要なことであります。

そこで伺います。

ア、今回の知事訪米についての基本的な考え方と要請内容、要請先等について伺いたい。また、これまでの訪米とどのような違いを持たせるのか。

イ、本県の基地問題の現状を訴え、解決を図るための歴代県知事の訪米は、本県の基地問題にどのような前進があったと考えるのか。

2、台風13号被害についてであります。

去る12日に発生した台風13号は、先島地方を中心に農作物や住宅等に大きな被害をもたらしました。特に、与那国町では道路の冠水や橋の倒壊、床上浸水等で住民生活に甚大な被害が生じております。

県の調査によれば、与那国町や宮古・八重山地区で

農作物や生産施設などの被害総額は7億5000万円余に上っているようであり、我が党も被害現場の視察を行いました。道路、家屋等の建物の損壊や農作物の被害は深刻であり、住民生活への影響も含め今後調査が進むに従い被害がふえることが予想されます。県においては、国に対する支援要請や被災者支援等を含めた適切な対応が急がれております。

そこで伺います。

(1)、台風13号による被害の状況について、特に与那国町の被害が甚大であるが、その被害状況と県の対応を伺いたい。

(2)、与那国町では記録的な大雨による道路や橋の決壊、倒壊で地域が孤立したり、床上浸水で住民の避難が相次いだ。事前の対策に問題はなかったのか。

(3)、被害地域への緊急かつ適切な支援対策が必要であるが、国の対応を含めた県の総合的対策を伺いたい。

3、普天間飛行場移設問題について。

去る9月5日、仲井眞知事は「普天間飛行場の移設に関する沖縄県の考え方」について公表をしております。その中で、普天間飛行場の危険な状態を一日でも早く解消するためには、名護市や宜野座村が移設を認めているキャンプ・シュワブに移すことが実現可能性の高い解決への早道であると改めて述べております。

普天間飛行場は、かつて米国国防長官もその危険性を認めたとおり、世界でも最も危険性の高い基地であり、一刻でも早く解決をしなければなりません。日米両政府が移設合意をしたのも普天間飛行場の危険性の除去を最優先する必要があるからであります。

確かに県外や国外への移設は理想ではありますが、近年の不透明な国際情勢や国内情勢の中、また復帰36年間返還を求め続けながら、いまだに存在し続ける基地の実態を考えれば、現在の移設計画を着実に進めることが現実的であると考えます。さらに、普天間移設と連動して沖縄における海兵隊員8000人、その家族約9000人の移転と嘉手納飛行場以南の大規模な基地返還も今回の移設計画が完了すれば実現されるのであります。これは県民が要求し続けた目に見える形での基地負担の軽減にもつながるものと考えてるのであります。

そこで伺います。

(1)、普天間移設に関する基本的な考え方について。

ア、知事は去る5日、「普天間飛行場の移設に関する沖縄県の考え方」を公表した。考え方の概要と今の時期に公表した理由を伺いたい。

イ、県は、移設計画は新しい基地建設とは性格が異なるとの考えを示しているが、具体的に説明願いた

い。

ウ、国外や県外への受け入れ先等が明確に示されない中で、県内移設に反対するだけでは現状固定化につながりかねないと思うが、知事の見解を伺いたい。

エ、県内移設に関する県の考え方について、県民の理解と協力を得る必要があるが、県としての具体的な取り組みを伺いたい。

オ、第8回移設協議会において2つの実務者による作業班が設置されたが、この時期に設置されたのはなぜか。また、今後の移設建設にどのような影響を与えるか。

カ、知事は、作業班の設置には代替施設沖合移動の暗黙の了解があるとの認識を示したと言われるが、何か確証があつてのことか。

キ、危険性除去作業班の初会合後、普天間飛行場の飛行航跡の観測調査が実施されている。効果が期待できる調査期間と今後危険性除去にどのようなにつながっていくと考えるか。

ク、沖国大への米軍ヘリの墜落事故から4年が経過した。普天間の危険性の除去に関し事故の反省はどのように生かされてきたか。

(2)、移設建設作業の推進について。

ア、政府は、沖合移動について合理的理由が必要としているが、合理的理由とは何か。また、県として政府の言う合理的理由をクリアできる理論構築は可能なのか。

イ、代替施設位置の沖合移動は、現在進められている環境アセスメントについてどのような影響を与えるか。

ウ、約8000名の海兵隊とその家族約9000名の移転開始時期について伺いたい。

4、返還跡地利用の促進について。

米軍再編に伴う返還予定施設は合計で1500ヘクタールを超える大規模なものであり、跡地利用のあり方はいかにによっては今後の沖縄振興の重要な柱となることは間違いありません。

6施設が返還されるのは普天間飛行場代替施設の建設が完了する2014年となっており、早急な跡地利用対策作業を本格化させることが必要であります。

県における嘉手納飛行場以南の全面返還される5つの施設の跡地の有効利用に向けた有効利用ビジョンの策定や、国における検討委員会の立ち上げなど国、県の取り組みが形としてあらわれてまいりました。

この事業は沖縄の将来を決定する復帰後最大の事業であり、国の全面的な関与と財政的な支援が必要です。

そこで伺います。

(1)、県は、嘉手納より南の米軍基地返還跡地を中南部広域都市圏として形成することを目指しているが、その基本的方向性と6施設の有機的連携をどのように図っていくのか。

(2)、全面返還される5施設跡地の有効利用を図るための財政的担保は、特別措置法の延長及び新たな振興計画に位置づけるのか。また、県が策定する有効利用ビジョンに特化した新法の制定を求めるのか。

(3)、5施設が同時に返還された場合、返還に向けた作業、原状回復、環境調査等膨大な作業への対応や周辺地域の開発に及ぼす影響が考えられる。国の積極的関与が求められるが、国との調整はどの段階にあるのか。

(4)、一方の当事者である関係市町村との役割分担、財政負担等の調整協議は進んでいるのか。

5、土木・建設業の育成についてであります。

(1)、県内建設業支援対策について。

県内建設業は、住宅着工件数の大幅な減少や県発注土木工事をめぐる談合問題で、県から巨額の損害賠償金を請求されるなど厳しい経営状況にあります。このため、損害賠償金を請求されている94社は損害賠償金の免除や減免を求め、那覇地裁に民事調停を申し立てているという事態となっております。また、県内建設業が苦況に陥っている要因の一つに、国発注工事を県外業者が大半を受注しているという問題があります。本県産業の中核を占める経済に与える影響も大きく、雇用の受け皿としても重要な役割を果たしている建設業の実情をいま一度認識し、国や県における実効性の伴った支援が必要であります。

そこで伺います。

ア、損害賠償金を請求される業者94社が県を相手に民事調停を申し立てた。債務の有無や賠償の根拠等の確認が争点となると思われるが、県の対応を伺いたい。

イ、県の請求する損害賠償金では、倒産する業者が続出し関連産業への影響や失業問題が深刻化するおそれがある。県の認識と対応策について伺いたい。

ウ、改正建築基準法施行から1年で県内の住宅着工戸数は施行前より46.5%減少し、全国合計に比べ減少率が突出している。その要因と今後の見通しを伺いたい。

エ、国が導入した図書省略認定制度について、県内業者の活用が少ないようだが、その理由は何か。また、県は周知徹底をどのように図ってきたか。

(2)、県内企業優先発注について。

県では、仲井眞知事を先頭に副知事や関係部長が公共工事の県内企業に対する受注機会の増大を図るため、沖縄総合事務局や沖縄防衛局及び国土交通省など関係機関に直接出向くトップセールスを行っております。知事のじきじきの要請に対し総合事務局福井局長は、県内企業の受注機会の拡大に向けた取り組みを進めると表明するなど、トップセールスの効果があらわれております。今後とも知事を先頭に、県内企業の受注率向上に向け積極的な取り組みを願うものであります。

そこで伺います。

ア、国、米軍による工事発注に際し、地元業者に優先発注させるための知事や関係部長によるトップセールスについて伺いたい。また、今後の受注率向上に向けた取り組みを伺いたい。

イ、国発注工事の基準について、全国一律ではなく、沖縄総合事務局独自の制度・基準を創設し、客観点数の基準を引き下げ地元業者の参加が容易になるようにすべきだと考えるが、県の見解を伺いたい。

質問の6番目、旧軍飛行場用地問題について。

旧軍飛行場用地問題については、ようやく関係市町村との調整も進み、2009年度から予算措置等事業実施に向けての政府との協議が加速するとしております。しかしながら、残り4年を切った振興計画期間中での問題解決が厳しい状況であることは間違いありません。以前に比べ、一部の個人補償を求める地主の姿勢にも変化が見られるとはいえ、完全な一致点を見出しているわけではなく、交渉のタイムリミットが気になるところであります。

そこで伺います。

(1)、県は、旧軍飛行場用地問題について特別調整費を活用して事業化を実施する方針のようだが、国との調整状況と振興計画期間内での総事業費をどのように見積もっているのか。

(2)、また、これまでに実施してきた振興事業や新規に計画している事業等への影響はないか。

(3)、団体補償の事業化に向け次年度から予算化されるが、旧軍飛行場用地問題に係る事業として認められている事業の範囲、種類等、国の基準は示されているのか。

(4)、一部の地主会は、振興計画予算枠と別枠の予算措置を求めているが、今後どのような調整を行っていくか。

(5)、県は、今後も個人補償を求める地主会に対して団体方式での合意に向けた呼びかけを行うとしているが、振興計画期間内での事業実施のためには呼びかけ

期限設定も行うか。

7、観光振興について。

(1)、観光客誘致対策について。

県の観光統計実態調査によれば、沖縄に旅行をして感じた魅力について、リピーターと沖縄に来たことがない初来訪者との間に大きな違いが出ております。リピーターは歴史・文化名所、世界遺産の認知度が高い数字を示しておりますが、初めての人は総じて歴史・文化名所、世界遺産の認知度は低いようであります。

1000万人誘致を実現させるためにはリピーターをふやすことが必要であり、沖縄の魅力をあらゆる媒体を通じて売り込むことが必要であります。そのためにも本県の歴史・文化名所や世界遺産等の知名度アップを図り、今後の観光客誘致政策を進めることは重要であると考えます。

そこで伺います。

ア、燃料価格の高騰で大手航空会社の沖縄便の休止・減便が相次ぎ、本県観光への誘客が懸念されている。運休の現状と県の対策について伺いたい。

イ、1000万人誘客のためには、都市部だけでなく地方からの誘客が不可欠である。沖縄・本土地方路線の維持を図るための燃料費高騰対策はどうなっているのか。

ウ、本県の歴史・文化、世界遺産、グルメ等の認知度について、リピーターと初めての人との間に違いはあるか。また、本県観光資源として全国に向けての発信はどのようにされているか。

エ、団体観光客の誘致は誘客対策として重要である。県内で開催された各種会議、社内旅行、学会等の観光客数に占める割合と県の誘致対策はどうなっているのか。

(2)、観光消費額について。

県の発表によりますと、2007年の観光収入は初めて4000億円台を突破した過去最多となったとしておりますが、一方で観光客1人当たりの県内消費額は横ばいの状況にあります。観光客は年々増加し、観光収入も伸びを示したにもかかわらず、観光消費額が伸びないのは大問題であります。観光は本県産業の中核を担い、県経済の柱であり、2016年度の観光客1000万人誘致実現に向け具体的取り組みが進んでいる中、いま一度県内消費額の問題を徹底的に分析し、効果的施策を打ち出すことが必要であります。

そこで伺います。

ア、1人当たりの観光消費額が伸びない理由とその改善策について伺いたい。

イ、2016年度の観光客1000万人に見合った県内消費

額はどの程度と試算しているのか。これを達成するに当たって本県観光の問題点や課題等について検討されているか。

ウ、県内消費額を上げるには、観光客のニーズに合った土産品づくりが必要である。特に、伝統工芸品を活用した県産品のイメージアップを図り、付加価値の高い商品開発が必要であると考えているかどうか。

エ、日銀那覇支店の調査によれば、県内の観光宿泊状況は他県に比べ断トツに高いという。消費額との関連性はどうか。

8、那覇空港滑走路の拡張整備について。

那覇空港の滑走路拡張整備については、滑走路増設の方法として3案が提示され、1案の絞り込みに向け検討が進められております。

県は滑走路増設位置について、現在の滑走路と増設滑走路の2本の滑走路で同時離着陸が可能となれば、空港能力が最も拡大するとして現在の滑走路から沖合に1300メートル以上離れた案で建設を進めるよう政府に要請しております。

那覇空港は、国際線を合わせた年間旅客予測数で15年後の2020年には最大で1850万人に達するとしており、民間航空機の離着陸回数は2020年には13万3000回となると予測されております。

このように那覇空港は、滑走路1本の空港としては現在離着陸回数は国内3位と高く、既に飽和状態に近づいております。

そこで伺います。

(1)、那覇空港構想・施設計画検討協議会が発足し、滑走路位置決定に向け本格的に動き出した。今後の作業の見通しを伺いたい。

(2)、2本の滑走路で同時離着陸が可能な1300メートル案について、メリットとデメリットは何か。また、国の対応について伺いたい。

(3)、P I調査に当たっては、滑走路位置決定が本県の将来を左右することから、県民に対する積極的な情報公開や広報活動を展開すべきではないか。

(4)、自衛隊との共同使用という実態と、滑走路位置決定の関連性について県の認識を伺いたい。

(5)、那覇空港旅客ターミナルの整備の概要と計画の中に全日空の国際貨物基地構想をどのように取り組んでいくのか。

9、那覇港湾整備計画の推進について。

那覇港湾の整備については、民間オペレーターによる那覇港公共国際コンテナターミナル運営事業も軌道に乗り、作業の進展に一定の前進が見られます。現在はターミナル事業の運営を進めながら、相乗効果のあ

る国際物流関連施設の整備に向け作業を促進しているところでありますが、港湾整備を効果あるものとするためには、国際流通港湾機能の充実のほか、航路開設や貨物誘致、さらには国際観光の玄関港として大型旅客船、国際クルーズ船の寄港基地機能の強化が重要であります。

そこで伺います。

(1)、那覇軍港の浦添埠頭沖への移設に伴い、追加整備される物資集積場を含む代替施設の位置、形状、面積等の概要と今後の作業手順を伺いたい。

(2)、港湾計画方針の一つである国際観光としての玄関港整備計画についての進捗状況と国際クルーズ船基地機能の強化策について伺いたい。

(3)、那覇港とその周辺地域の環境保全を目的として進められている那覇港廃棄物埋立処分場整備の概要と進捗状況を伺いたい。

(4)、那覇港湾の効果的運用を図り、港湾物流の円滑化や国道58号の交通渋滞緩和を図る臨海道路浦添線整備の現状と問題点等について伺いたい。

以上であります。

以上、質問を終わります。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） おはようございます。

具志孝助議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に、政治姿勢についての中で、訪米の基本的考え方及びこれまでの訪米との違いについてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

私は、知事に就任以来、県民の生命、生活及び財産を守る観点から、米軍基地の整理縮小を日米両政府に強く求めるなど、県民の目に見える形での負担軽減を図るため、基地問題の解決に取り組んでまいりました。

戦後63年の長きにわたって過重な基地負担を背負ってきました沖縄県にとって、米軍基地問題の解決は重要な課題であり、その解決促進のため、米国政府や連邦議会、そして米軍司令部等の関係機関に沖縄県の実情を直接伝えることは意義があることと考えているところでございます。

また、訪米では、沖縄県の産業振興を図るため、米国企業などへの県内誘致に向けまいりたいわばトップセールス的な行動もやってまいりたいと考えております。

要請内容としましては、まず、「米軍基地の運用に伴う事件・事故の防止」を要請いたします。特に、米軍人等による事件につきましては、本年2月の未成年

者に対する暴行被疑事件以後も引き続き発生をしていることから、米軍人等の綱紀肅正や教育の徹底などを強く求めてまいりたいと考えております。

さらに、「日米地位協定の抜本的見直し」、「嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺における航空機騒音の軽減」、「普天間飛行場の危険性除去」を求めますとともに、沖縄県の基地負担の軽減につながる海兵隊要員等の兵力削減とグアムへの移転、そして普天間飛行場を含む嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還といった「在日米軍再編の確実な実施」を求めてまいりたいと考えております。

今回の訪米は、これまでの訪米と異なり、米大統領選の直後を予定いたしております。

次期政権のスタッフの人選や外交・防衛政策の調整が行われる時期であることから、政策形成に影響力を持つ米側の関係者等に対し沖縄県の米軍基地問題を直接訴え、実情を理解してもらいますとともに、次期政権の米軍再編等に関する考え方などについて、情報収集や意見交換を行うことは大変重要なことだと考えているところでございます。

同じく知事の政治姿勢の中で、過去の訪米要請の効果についてどうかという御趣旨の御質問にお答えいたします。

米軍基地問題の解決促進を図るため、昭和60年以降11回にわたり県知事による訪米要請を実施してきたところでございます。これまでの訪米要請等の結果、泡瀬ゴルフ場の返還などのいわゆる23事案の返還合意、そして普天間飛行場の返還、読谷補助飛行場の返還及びパラシュート降下訓練の移転、県道104号線越え実弾射撃訓練の移転等のSACOの最終合意や、さらに在日米軍再編の合意など、沖縄県の基地負担の軽減に向けた日米両政府の取り組みの進展に寄与してきたものと考えているところでございます。

特に平成17年の前回の訪米では、米軍再編による基地負担の軽減策として、在沖米海兵隊の県外移転、嘉手納飛行場の運用改善、陸軍複合射撃訓練場の建設中止を求めるとともに、米軍基地の整理縮小等を要請しているところでございます。

その後、日米両政府におきましては、在日米軍再編の合意として、海兵隊要員等の兵力削減とグアムへの移転、普天間飛行場を含む嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還、嘉手納飛行場からの訓練の一部移転が示され、また、陸軍複合射撃訓練場の移転についても合意がなされております。

このように県による訪米要請は、日米両政府の基地政策に影響を与え、県民の過重な基地負担の軽減に一

定の成果を上げているものと考えております。

今後とも必要に応じ訪米をし、米国政府に対し粘り強く訴え続けていくことが重要であると考えているところでございます。

次に、台風13号被害について、被害地域への支援対策いかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

台風第13号の被害を受けられた皆様に心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興を願うものでございます。

私も9月17日に与那国島に入り、サンニヌ展望台の土砂崩れ、道路や農道の崩壊など災害現場を視察をし、長い時間暴風域にありましたことによる被害の大きさを感じたところでございます。

県といたしまして災害復旧を迅速かつ円滑に行うため、22日には、私を議長としました各部局長等で構成しております「復旧対策会議」を開催し、全庁的に復旧対策に取り組んでいるところでございます。

道路などの公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の対象事業につきましては、国への災害復旧申請の準備を進めているところでございます。

また、農地・農業用施設災害復旧事業の対象となります農道などの被害につきましても、国への災害復旧申請の準備を進めているところでございます。

さらに、災害で人身及び住宅に被害を受けました被災者に対しましては、沖縄県災害見舞金支給要領に基づき災害見舞金を支給することといたしております。

今後、被害総額、地元の要望事項等を早急に取りまとめ、早期復旧に向け取り組んでまいり所存でございます。

次に、普天間飛行場移設問題についての中で、「普天間飛行場の移設に関する沖縄県の考え方」の概要と、公表時期についての御質問にお答えいたします。

9月5日に公表しました「沖縄県の考え方」におきまして、普天間飛行場の危険な状態を一日でも早く解決するためには、キャンプ・シュワブに移設することが現実的な選択肢であること、また、海兵隊のグアム移転や嘉手納飛行場より南の米軍施設・区域の返還などを確実に進めることが基地負担の軽減につながるなど、県の考え方を述べております。あわせて、移設に至るこれまでのいきさつや県議会決議についても触れております。

さらに、私が知事就任後、政府と重ねてまいりました協議の内容や、ワーキングチームの設置、使用協定の締結、地元の雇用、地域振興策、跡地の利活用など、移転に関連する諸課題につきましても言及いたしております。

この「沖縄県の考え方」を取りまとめ公表した趣旨は、普天間飛行場移設問題に対する私の姿勢が県民や県議会の皆様に必ずしも十分に理解されていないように感じましたことから、移設の必要性や県の取り組み、そして今後の進め方などについて、9月議会の前に公表をしたものでございます。

同じく普天間飛行場移設問題についての御質問の中で、県内移設反対と現状固定化についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

普天間飛行場移設問題の原点及びその緊急の課題は、現在の普天間飛行場の危険性の除去でございます。

県といたしましては、同飛行場の県外移設がベストだと考えておりますが、今回の米軍再編協議の経緯などから県外移設の実現は困難であり、一刻も早い危険性の除去のためには、県内移設を進める必要があると考えているところでございます。

普天間飛行場の県外移設、国外移設を検討することは、これまで長い時間をかけて日米両政府や県、そして名護市などの間で行ってきました検討の積み重ねを明確な見通しが立たないまま再度やり直すことになります。そして、その結果、今後も危険な状態がそのまま放置されることを最も懸念しているところでございます。

同じく普天間飛行場移設問題に関しまして、暗黙の了解発言についての御質問にお答えいたします。

代替施設の建設計画につきましては、可能な限り沖合へ寄せるなどの地元の意向や環境に十分配慮する必要があると考えており、機会あるごとに政府に求めてきたところでございます。これに対し、町村官房長官からは、沖合移動も念頭に早目に決着したいとの発言がありました。

また、政府と県との間で実務者レベルのワーキングチームが設置されたことは、これまでの私の主張を踏まえ、政府として地元の意向をよく聞き、環境などに十分配慮しつつ、具体的な検討を進めていくという姿勢のあらわれだと理解をしているところでございます。

次に、土木・建設業の育成に係る御質問の中で、調停の申し立てに対する県の対応についての御質問にお答えいたします。

県の損害賠償金請求につきましては、8月22日、建設業者94社から那覇簡易裁判所へ調停の申し立てがなされております。

申し立ての主な内容は、第1に債務の存否、第2に債務の額の確認、第3に支払い方法の確定などとなっ

ております。

県といたしましては、去る2月5日に決定いたしました損害賠償請求についての基本的考え方をもとに調停に臨み、申立人らの意見に真摯に耳を傾けるとともに、県の考え方を十分に説明をし理解が得られるよう努めてまいりたいと考えております。

また、協議の結果、裁判所の和解案などが示された場合には、法令等の範囲内で、かつ県民の理解が得られます内容で解決を図るよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

同じく土木・建設業に係る御質問で、賠償金請求が企業へ与える影響と県の対応策についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

県が請求を予定しております損害賠償金は、総額で約110億円の多額に上ることから、厳しい経営環境にあります建設業界にとっては相当な負担となります。ひいては県経済、そして社会に与える影響も大きなものがあると考えられます。

県といたしましては、建設業者が破産等に至らないように、賠償金請求に際しまして個別に企業ヒアリングを実施し、各企業の財務状況に応じて、無利息・無担保の措置や、納付の方法につきまして最長で10年の分割納付などの措置を講じることを検討いたしているところでございます。

同じく土木・建設業に係る御質問の中で、住宅着工戸数の減少の要因と今後の見通しについてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

改正建築基準法の施行後、住宅着工戸数は減少し、厳しい状況が続いていると認識いたしております。

沖縄県の住宅建設の特徴といたしまして、構造計算を要する鉄筋コンクリート造の戸建て住宅や小規模アパートが多くあることから、構造審査の厳格化に対応できる構造技術者の絶対量が不足するなど想定外の状況が発生し、結果として住宅着工戸数が減少しております。

県は、改正建築基準法の影響を最小限にとどめるため、国や建築関係団体と連携をして、事前審査の延長、そして図書省略認定の普及、県外構造技術者紹介事業、そして審査体制の強化など対策を講じているところでございます。

また、去る5月に国土交通大臣に面談をし、沖縄の窮状を訴え、建築確認円滑化に対する対策への支援を要請いたしました。

しかし、住宅着工戸数が回復していないことから、これまでの対策に加えまして、国や建築関係団体と連携をし、まだ仮称ですけれども、沖縄県建築設計サ

ポートセンターを立ち上げ、構造技術者の確保や育成を図ることにいたしております。

県といたしましては、住宅着工戸数が回復するにはまだ時間を要するものと考えておりますが、早期に例年の水準になるよう最大限努めてまいり所存でございます。

同じく土木・建設業の育成に係る御質問の中で、図書省略認定制度が活用されていない理由、そして周知方法についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

図書省略認定制度は、国の支援のもと沖縄に限定をしまして、国土交通大臣からことし4月に認定されております。

同制度は、構造計算を簡略化し、構造計算適合性判定が省略される制度となっております。しかしながら、認定後、間もないことや一定のルールに従って設計を行う必要があることから、十分にいまだ活用されるには至っていない状況でございます。

県は、これまでに建築関係者に対しまして、本島及び宮古、八重山で合わせて14回の説明会を開催いたしますとともに、本庁及び各土木事務所等におきまして相談窓口を設置し、その周知を図っているところでございます。

今後、建築設計者の意見を取り入れ、国と連携をいたしまして図書省略認定の改善及び同制度の周知を図り、なお一層の利用促進に努めてまいりたいと考えております。

同じく土木・建設業に係る御質問の中で、国及び米軍発注工事の地元企業受注率向上に向けた取り組みについての御質問にお答えいたします。

沖縄県における建設業は、沖縄県の経済と雇用を支える重要な基幹産業であります。近年の建設投資の減少及び受注競争の激化など厳しい経営環境に直面をしております。

このため、受注機会の拡大を通して県内建設産業の活性化及び雇用の拡大、そして改善を図ります観点から、国などが発注する公共工事の地元優先発注及び県産資材などの利用拡大を促進するため、9月18日に沖縄総合事務局、沖縄防衛局に直接要請を行ってまいりました。

また、9月11日には安里副知事及び関係部長が内閣府を初め国土交通省、農林水産省、防衛省へ要請を行っております。その結果、沖縄総合事務局から一般競争入札における参加資格要件の経営事項評価点引き下げや総合評価における評価項目の見直しによる県内企業への受注機会の拡大など具体策が示されたところ

でございます。

今後の受注率向上に向けた取り組みにつきまして、今回の要請の結果を見ながら、さらに必要な行動を検討してまいりたいと考えております。

米軍に対する要請につきましては、今後検討してまいりたいと考えております。

同じく土木・建設業の育成に係る御質問の中で、沖縄総合事務局独自の国発注工事基準の創設に係る御質問にお答えいたします。

県は、県内企業の受注機会の拡大が図られるよう、入札参加資格要件の緩和などにつきまして沖縄総合事務局に要請いたしました。

沖縄総合事務局では、今回の要請に対しまして7億9000万円以上の工事について、一般競争入札における参加資格要件の経営事項評価点を、工事の難易度に応じまして1100点以上としてきましたものを、この10月から1000点以上に緩和して試行していきたいと回答しております。この結果、7億9000万円以上の工事につきまして一般競争入札に参加できる県内企業がこれまでの4社から69社に拡大されることになります。

次に、旧軍飛行場の問題につきまして、国との調整状況と総事業費の見積もりについてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

旧軍飛行場用地問題につきましては、平成14年に沖縄振興計画へ位置づけられて以降、県といたしましてはプロジェクト班を設置し、県・市町村連絡調整会議を中心に、各地主会及び関係市町村との連携を踏まえ、国との調整を進めてきたところでございます。

昨年の県・市町村連絡調整会議におきましては、団体方式により先行する市町村の事業実施に向けて取り組む等の方針を確認し、また旧軍事業の予算等につきましては、予算枠や事業のあり方などいろいろな可能性につきまして国と調整を重ねてきたところでございます。その結果、平成21年度概算要求におきまして、内閣府が特別調整費を活用した事業として特定地域特別振興事業——これは仮称ですが——を項目として盛り込んでおります。

県といたしましては、市町村等の要望を踏まえまして沖縄振興計画期間内に事業を実施していきたいと考えているところでございます。

総事業費の見積もりにつきましては、事業内容を検討する中で今後調整されるものと考えているところでございます。

観光振興に係る御質問の中で、沖縄便の運休・減便の現状と対策及び燃料費高騰対策についての御質問にお答えいたします。この御質問は7の(1)のイなど関連

いたしておりますので、一括して答弁させていただきます。

全国的な航空路線再編の動きの中で、沖縄路線につきましては、福島線、高知線がそれぞれ平成21年2月1日より、そして花巻線が同じく3月16日より運休することとなっております。また、関西線や仙台線につきまして減便及び運航の短縮が予定されております。

このような路線再編の中で、修学旅行等へ影響が大きい福島線につきましては、ＪＴＡ本社やＪＡＬ本社に対しまして運航継続を要請したところでございます。

今後の対応としましては、各地で開催される沖縄県の物産・観光展の活用や修学旅行説明会をふやすなど、あらゆる機会を通してさらなる需要喚起を行い、定期便の運航継続につなげていきたいと考えているところでございます。

同じく観光振興について答弁させていただきますが、歴史・文化そして世界遺産、グルメなどの観光資源の認知度と情報発信についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

昨年度、沖縄県におきましては、未来訪者に対してインターネット調査を実施をし、来訪者に対して空港内アンケート調査を実施いたしました。その結果、来訪者は未来訪者と比較をいたしまして歴史・文化、世界遺産、グルメにつきましては、沖縄で楽しめるものとしてより高く評価をしているようでございます。そして沖縄県といたしましては、現在、観光業界と連携し、歴史や文化、世界遺産などの魅力に十分に触れていただける新たな旅行商品の開発に取り組んでいるところであります。

今後、まだ来訪しておられないお客様にもこれらの商品を浸透させていくため、旅行専門誌などのメディアを使って効果的なプロモーションを展開していきたいと考えているところでございます。

観光振興の中で、各種会議等の観光客に占める割合と誘客対策いかんという御質問にお答えいたします。

各種会議や学会などいわゆるＭＩＣＥと呼ばれております会合等の誘致につきましては、経済効果が高く通年型であるという特徴を有しておりますことから、沖縄県といたしましても重要な施策として位置づけているところでございます。

ＭＩＣＥ観光客の割合は、「平成19年度観光統計実態調査」によりますと12.3%となっており、沖縄観光の中でも一定の割合を占めているところでございます。

沖縄県といたしましては、東京・大阪での誘致セミ

ナーの開催、そしてキーパーソンの招聘、国際会議見本市への出展など、ＭＩＣＥの誘客促進に向け積極的に取り組んでいるところでございます。

次に、那覇空港に係る御質問の中で、那覇空港滑走路増設の今後の作業の見通しについての御質問にお答えいたします。

那覇空港の拡張整備につきましては、平成20年8月7日に国と県で構成いたします「那覇空港構想・施設計画検討協議会」が設置されております。また、同協議会のもとに滑走路配置に関する技術的観点からの指導助言を行う「那覇空港技術検討委員会」が設置され、この第1回の委員会が9月22日に開催されているところでございます。

今後は、これらの検討結果等をもとに実施されますＰＩの結果や協議会における協議を踏まえまして、国において最終的な案を決定することとなってまいります。

同じく那覇空港滑走路に係る御質問の中で、県民に対する情報公開、広報活動についての御質問にお答えいたします。

平成19年度まで実施してまいりました総合的な調査におきましては、県民に内容を理解していただけるよう報告書の内容を工夫しまして、那覇空港ターミナルビルやモノレール駅などの公共施設等に報告書を備え置きますとともに、地域ごとの説明会の開催や、各種団体の会合などでの説明など積極的に情報を公開してまいったところでございます。

構想段階ＰＩは、滑走路位置を決定する上で大変重要なＰＩとなることから、これまで以上に多くの方々から御意見をいただけるよう、なお一層の情報公開や広報活動を行いたいと考えております。

同じく那覇空港に係る御質問の中で、那覇空港ターミナル地域整備の概要と国際貨物基地構想への取り組みについての御質問にお答えいたします。

那覇空港ターミナル地域につきましては、旧国内線旅客ターミナル跡地に新貨物ターミナルを、現貨物ターミナル跡地に新国際線旅客ターミナルをそれぞれ整備し、さらに、現国際線旅客ターミナル跡地に国内線旅客ターミナルを拡張することを基本に、現在、国におきまして整備計画を策定しているところでございます。

新貨物ターミナルにつきましては、約6万5000平米の敷地に約4万平米の上屋を設置することといたしており、これにより全日空が計画する国際貨物基地構想の実現に向けて大きく前進するものと期待をしているところでございます。

県といたしましては、新貨物ターミナルにおきまして展開される国際航空物流事業が円滑かつ安定的に進みますよう、引き続き関係機関と連携をして取り組んでまいり所存でございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 台風13号被害についての御質問のうち、その被害状況と県の対応についてお答えいたします。

台風第13号による9月24日現在の与那国島地方を中心とした県内の主な被害状況は、人的被害は重傷者1人、軽傷者1人、住家の全壊2棟、半壊6棟、一部損壊62棟、ライフラインの被害では9300世帯が停電、水道も与那国島で全世帯の断水がありました。被害見込み額は、土木関係が約3億6500万円、農林水産関係が約4億5500万円になります。

県においては、9月12日の暴風警報発表と同時に沖縄県災害対策本部を設置し、24時間体制で市町村や消防、警察、気象台等からの情報収集、そして被害情報の庁内電子掲示板への掲載による関係部局の情報共有等の対応に当たったところであります。

また、被害状況等については、定期的に県のホームページに掲載し、報道機関及び県民に情報提供をしております。

次に、普天間飛行場移設問題のうち、移設計画の性格についての御質問にお答えします。

既存の提供施設であるキャンプ・シュワブに建設が計画されているのは、普天間飛行場の返還に伴うかわりの施設であります。

具体的には、現在の普天間飛行場にあるヘリによる海兵隊の陸上部隊の輸送機能、ヘリなどに空中給油を行う機能、緊急時に多数の航空機を受け入れる機能のうち、空中給油機能と緊急時の受け入れ機能は本土の自衛隊基地等へ移設され、残る陸上部隊の輸送機能のみがキャンプ・シュワブに移ることになっております。また、代替施設は既存のキャンプ・シュワブの陸上部分に加えて隣接する沿岸部分を埋め立てて設置されるものであります。

このようなことから、県としては、普天間飛行場のキャンプ・シュワブへの移設は新しい基地の建設とは性格が異なると考えております。

次に、県民の理解と協力を得る取り組みについてお答えいたします。

「沖縄県の考え方」については、県民に広く御理解

をいただきたいとの趣旨から知事記者会見の機会に公表しましたが、あわせて議員の皆様、政府関係者、関係市町村に送付するとともに、県のホームページでも公表しております。

県としては、普天間飛行場移設問題について、地元の意向を踏まえ、政府との協議を積み重ねることにより解決促進に努めていく所存であり、あわせて県民の御理解と御協力を得る努力も重ねてまいりたいと考えております。

次に、ワーキングチームの設置についてお答えします。

知事は、これまで物事をまとめていくためには、技術者や実務的な人も必要であり、そのような協議の場が必要であると発言してきました。

このような知事の主張に政府の理解が進み、去る7月18日の第8回協議会において、2つのワーキングチームの設置が合意され、8月5日に第1回のワーキングチーム会合が開催されました。

今後、このワーキングチームにおいて、実務者同士の具体的かつ率直な意見交換が行われることにより、普天間飛行場問題の解決が促進されることを期待しております。

次に、普天間飛行場の飛行航跡調査についてお答えします。

防衛省は、去る8月28日から9月3日までの7日間、航空機航跡観測装置を用い、普天間飛行場における飛行航跡調査を実施しました。

今回の調査は1週間という短期間ではありますが、防衛省において来年度約2億800万円の航跡調査に要する経費を概算要求しており、相当期間の調査を予定しているとのことであります。

県としては、普天間飛行場の場周経路等の客観的なデータを把握し、評価することは重要なことであると考えております。

また、危険性除去策の検討に当たっては、場周経路の調査にとどまらず、さらなる抜本的な対策を検討していく必要があると考えております。

米軍ヘリ墜落事故の反省についての御質問にお答えします。

普天間飛行場の危険性の除去の方策については、昨年8月政府から「普天間飛行場に係る場周経路の再検討及び更なる可能な安全対策についての検討に関する報告書」が発表されましたが、県としては場周経路の改善等では不十分であると考えております。また、見直された場周経路がきちんと守られていないとする宜野湾市の指摘があることから、防衛省は去る8月末に

普天間飛行場における飛行航跡調査を実施しております。

県としては、防衛省が実施する飛行航跡調査の状況を注視しているところではありますが、移設するまでの間で、普天間飛行場の危険性をそのまま放置することはできないことから、訓練の分散移転などさらなる抜本的な改善措置が必要であると考えております。

県としては、去る7月末に設立した実務者間のワーキングチームにおける協議を通して、具体的な危険性除去策の提案、実施につなげていきたいと考えております。

次に、沖合移動等の合理的理由についての御質問にお答えします。

沖合移動等に係る合理的理由については、生活環境や自然環境、実行可能性などを総合的に考慮し、その必要性が判断されるものと考えております。現在、環境影響評価手続が進められているところであり、今後、準備書や評価書の手続が進められていく中で、住民や関係市町村長、環境影響評価審査会の意見を踏まえ、知事意見を述べることとなりますが、地元の生活環境や自然環境などに十分配慮する観点から、理論構築は可能であると考えております。

次に、海兵隊グアム移転の開始時期についてお答えします。

「再編実施のための日米のロードマップ」では、海兵隊司令部及び約8000人の将校・兵員等が2014年度までに沖縄からグアムに移転することが示されておりますが、その開始時期についてはまだ政府から明らかにされておられません。

なお、ことし4月に示された米国国防総省の「グアム統合軍事マスタープラン素案の概要」によると、2010年初頭に環境影響評価決定書が署名され、その後、在沖海兵隊のグアム移転を含めたグアムの基地全体において、今後必要となる施設やインフラの詳細な計画が確定する予定であるとのことであります。

次に、返還跡地利用の促進についての御質問のうち、施設の同時返還に係る国との調整状況についてお答えします。

嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還は、本島中南部都市圏における大規模な返還であり、跡地への新たな需要を生み出す産業、機能の導入や事業実施に係る財源の確保、推進体制等について検討する必要があります。そのため県では、国の財政支援を得ながら、「普天間飛行場跡地利用計画策定推進調査」を行い、実施プロジェクトなどの内容の明確化を図っているほか、「駐留軍用地跡地の計画的な利用の枠組み検討調

査」等を実施し、跡地利用のための制度や組織についてさまざまな観点から検討を行っております。

また、国においても今年度より嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還に的確に対応するための検討調査を実施し、より効果的な跡地利用施策の展開方策を検討するとのことでした。

跡地利用については、今後とも、国や跡地関係市町村と密接に連携し取り組んでいきたいと考えております。

次に、関係市町村との調整協議についてお答えします。

跡地利用は、まちづくり、地域づくりに直結することから、最も地域に密着した市町村が主体となり、地主や住民の意向を反映しつつ、県・国の連携のもと取り組んでいるところでもあります。

県は、駐留軍用地の有効かつ適切な利用の促進を図るため、「跡地関係市町村連絡・調整会議」等の場を活用し、財政負担等も含め跡地利用に係る諸課題について調整協議を行っているところでもあります。

なお、跡地関係市町村においては、国の支援を得て跡地利用計画の策定及びその具体化を進めるための各種調査を実施しているところでもあります。

次に、旧軍飛行場用地問題についてのうち、新規事業等への影響についてお答えします。

特別調整費については、非公共事業として毎年度50億円の予算措置がなされております。

旧軍事業については、沖縄振興計画の趣旨を十分に踏まえ、本県の特種事情への対応性等を十分に考慮して配分を行うとされている特別調整費の制度の中で検討されていくものであり、従来の沖縄振興事業や新規事業等への影響はないものと考えております。

次に、旧軍事業に係る国の基準についてお答えいたします。

県は、旧軍事業について、旧軍飛行場の用地の存在等により、コミュニティが分散されたため、地域の伝統文化等の進展が阻害された地域において、地域の振興、活性化を図り、地域社会の再構築に向けて取り組む事業を特別調整費の活用により実施するとの方針を示し、国もこれを了解しております。

平成21年度予算に向けては、地域の活性化のためのコミュニティセンター整備等の事業について国との調整を進めているところでもあります。

次に、別枠予算を求める地主会との調整についてお答えします。

県は、国との調整において別枠での予算化の可能性についても調整を重ねてきたところではありますが、国

は別枠での予算化は極めて困難であるとしております。

このため、別枠予算を求める地主会に対しては、市町村と十分に相談し、各地域の振興・活性化を図るための特別調整費を活用した事業化への理解を求めていると考えております。

次に、個人補償を求める地主会への団体方式の呼びかけ期限設定についての御質問にお答えします。

旧軍事業については、8月に開催した県・市町村連絡調整会議において振興計画期間内に行うことを確認したところであります。

県としては、沖縄振興計画の残り期間や事業の調整期間等を勘案して、平成22年度予算に向けては平成20年末、平成23年度予算に向けては平成21年末までの事業案の提出を期限としております。

次に、那覇港湾整備計画の推進についての御質問のうち、那覇港湾代替施設の概要と今後の作業手順についてお答えします。

「那覇港湾施設移設に関する協議会」におけるこれまでの国の説明によりますと、那覇港湾代替施設の位置は浦添埠頭地区の北側区域、面積は集積場約14ヘクタールを含め約49ヘクタールとなる見込みであるとの説明を受けております。また、形状は平成15年の日米合同委員会において承認された図面によると逆L字型となっております。

現在、「那覇港湾施設移設に関する協議会」において、移設に関連した諸措置等について、国、県、地元自治体等で協議調整が進められているところであり、去る9月2日に開催された協議会では、防衛省から代替施設への施設配置などの基本検討を実施している旨の報告がありました。

県としては、今後とも国、地元自治体等と連携して那覇港湾施設の移設に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君） それでは台風13号の被害についての御質問の中の、台風13号による道路被害等の事前対策についてお答えいたします。

台風第13号は、長時間にわたり与那国島に記録的な大雨と強風をもたらし、のり面崩壊や電柱倒壊等の被害が発生しております。

道路における台風被害の事前対策としては、災害発生に伴う交通情報等について町役場との連絡体制の確立、のり面崩壊や電柱倒壊等による地域の孤立を防止

するため、地元建設業者や沖縄電力へ緊急対応の協力体制の依頼を行っております。

県としましては、今後とも台風など災害時の生活物資や電力の安定供給が図れるよう、橋梁の耐震対策、電柱の強化など、災害に強い道路づくりに努めるとともに、連絡体制の強化と迅速な対応について与那国町役場と連携を図っていききたいと考えております。

次に、那覇港湾整備計画の推進についての御質問の中の、国際クルーズ船基地機能の強化策と進捗状況についてお答えします。

那覇港においては、国際観光・リゾート産業の振興を図るため、大型旅客船が寄港する国際クルーズ船基地としての機能を強化する延長340メートル、水深マイナス10メートル、対象船舶10万トンクラスの専用バースを泊埠頭若狭地区において整備を図ることとしております。

平成19年11月から国直轄事業として整備に着手しており、平成21年度暫定供用の予定であると聞いております。

続きまして、臨港道路浦添線整備の現状と問題点についてお答えします。

臨港道路浦添線は、港湾内の円滑な交通を確保し、国道58号等の交通渋滞緩和を図ることを目的とする浦添市空寿崎から西洲に至る延長約2.5キロメートルの道路であります。そのうち、南側約1.5キロメートルについては、浦添市土地開発公社において埋め立てを行い、埋め立て後は国が用地を取得し、道路の整備を行うこととなっております。

同公社は、埋立事業の環境影響評価書を本年7月に、公有水面埋立免許申請書を9月22日に提出しており、今年度中に埋め立てに着手し、平成22年度に完了する予定と聞いております。

北側の約1キロメートルについては、当初埋め立てにより整備する予定でしたが、環境や地元の要望等に配慮し一部橋梁化することとなったことから、事業工程の見直しが必要となったということを聞いております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 普天間飛行場移設問題との関連で、沖合移動への環境アセスへの影響についてお答えいたします。

普天間飛行場代替施設建設事業は、環境影響評価法及び沖縄県環境影響評価条例に基づき手続きが進められております。

代替施設の位置の修正があった場合は、新たに埋め立て区域や飛行場区域となる部分の面積の増加の程度によってはアセス手続に影響を及ぼす可能性があります。

事業の実施に当たっては、事業実施区域及びその周辺の環境に著しい影響を及ぼさないよう十分な配慮が必要であることから、県としては、今後の環境影響評価手続において引き続き慎重に審査していきたいと考えております。

次に、那覇港港湾整備計画との関連で、公共関与最終処分場の概要と進捗状況についてお答えいたします。

県では、産業廃棄物の適正な処理体制を確保し、持続的な経済社会の維持・発展と循環型社会の形成に寄与する基盤施設として公共関与による管理型最終処分場の整備を推進しております。

処分場の規模につきましては、15年間の埋立容量としておおむね36万立方メートルを確保することとし、本部町崎本部、名護市安和、浦添市伊奈武瀬の3候補地が選定されたところでございます。そのうち、浦添市伊奈武瀬の候補地につきましては、那覇港港湾計画において一般廃棄物の埋立処分用地として位置づけられており、公共関与による産業廃棄物最終処分場として整備を図るためには、那覇港港湾計画の変更手続が必要となっております。

県では、当該候補地周辺における水環境及び自然環境の現況調査を実施するなど、港湾計画の変更に必要な資料の収集に努めるとともに、地元浦添市を初め、関係者との情報交換を行っているところであります。

県としては、引き続き3候補地の市、町や地域の方々の理解と協力が得られるよう努め、社会的条件や地域の理解が得られるなどの諸条件が整った箇所から先に整備を進めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） 返還跡地利用の促進についての御質問で、嘉手納より南の返還跡地利用の基本方向性と各跡地の連携についてお答えいたします。

県としましては、嘉手納飛行場より南の米軍基地返還に伴う跡地を本県の自立的発展に寄与する貴重な空間として活用し、県土構造の再編も視野に入れた計画的な都市づくりや新しい経済活動の拠点として形成する必要があると考えております。

また、このような基本的方向の実現を図るためには、周辺市街地を含め跡地ごとの特性を生かし役割を

分担するなど各跡地の連携も重要であると考えております。このため、昨年度から、大規模跡地を中心に、主要プロジェクト等も含めた産業振興の方向性と、県土の有効利用という視点に立った都市機能のあり方について調査を実施しているところであり、その結果については、現在策定を進めている沖縄21世紀ビジョンに反映させていくこととしております。

同じく、返還跡地利用の促進についての御質問で、跡地利用の財政的担保の位置づけについてお答えいたします。

駐留軍用地跡地の利用促進については国の責務であると考えており、必要な財政措置についても国においてなされるべきものと考えております。

現在、沖縄振興特別措置法及び沖縄振興計画の総点検を実施しており、新たな法制度の制定も含め検討してまいりたいと考えております。

次に、那覇空港滑走路の拡張整備についての御質問で、1310メートル案のメリットとデメリット及び国の対応についてお答えいたします。

滑走路間隔1310メートル案は、空域やターミナル配置等の条件が整えば空港能力が最大2倍になる可能性があり、県の将来発展に十分対応することができるメリットがあります。

デメリットとしては、ターミナルまでの航空機の地上走行距離が長くなるため、航空機の燃費がかさむことが指摘されております。

現在、国においては、PIステップ3で提示した3案を基本に、事業の効率性や環境影響などを踏まえた詳細な検討が進められております。

同じく那覇空港滑走路の拡張整備との関連で、自衛隊との共同使用の実態と滑走路位置決定との関連性についてお答えいたします。

滑走路増設に当たって、国は自衛隊が将来も現状のとおり利用することを前提に検討しております。

県としましては、自衛隊機と民航機の運用については、その効率性と安全性が最大限確保される必要があると考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 観光振興に関する御質問の中で、観光客1人当たり県内消費額の伸び悩み理由とその改善策についてお答えします。

観光客1人当たり県内消費額は、近年7万円台前半で推移しております。

その理由としましては、全国的な個人消費の伸び悩

み、家計における旅行関連支出の低下、旅行商品の低価格化の影響を受けていることが大きいと考えております。

県といたしましては、MICEやリゾートウエディングなど付加価値の高い観光を推進するとともに、ニューツーリズムなどの体験滞在型観光メニューの拡充や離島観光の推進などに取り組むことにより、観光客1人当たり県内消費額の増大を目指してまいります。

次に、観光客1000万人に対応する県内消費額と達成するための課題についてお答えします。

沖縄県といたしましては、2016年度には観光客1人当たり県内消費額を引き上げ、1兆円の観光収入を目指してまいりたいと考えております。

この目標を達成するためには、滞在日数の延伸、観光関連業界における質の高い人材の育成、付加価値の高い観光メニュー創出の促進、また、那覇空港の拡張を初めとする観光基盤の整備などが課題であると考えております。

次に、伝統工芸品を活用した土産品の商品開発についてお答えします。

本県の工芸品は、観光土産品市場において重要な品目であり、伝統工芸のすぐれた技術・技法を取り入れつつ、斬新なデザインや新たな用途の開発等によって今後さらに大きく伸びる可能性があります。

県では、製造業重点分野支援事業などの実施により、企業等が行う新商品の開発に対し資金的な支援を行うとともに、工芸技術支援センターにおいては技術的な支援を行っております。その結果、ウージ染めによる商品開発や、伝統染織物を活用したバッグやインテリア小物、かりゆしウエア、琉球ガラスと漆器とのコラボレート商品などが製品化されております。

県としては、今後とも関係団体等との連携を密にして、伝統工芸を生かした魅力ある土産品の開発に取り組んでまいります。

次に、県内の宿泊状況と県内消費額の関連性についてお答えします。

日本銀行那覇支店は、平成19年度から始めた国土交通省宿泊旅行統計をもとに、県内の観光客宿泊状況について分析しております。

その結果、平成20年1月から3月における人口100人当たりの観光客の宿泊者数は、全国平均の31.2人と比較しまして沖縄県は207人であり、観光客数が着実に増加していること及び沖縄県の島嶼性を反映した結果となっております。一方、宿泊費を含む県内消費額については、旅行商品の低価格化の影響などによって

伸び悩んでおります。

県といたしましては、体験滞在型観光など宿泊の延伸につながるメニューの拡充に取り組むことにより、観光客1人当たり県内消費額の増大を目指してまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時49分休憩

午後1時13分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

午前に引き続き代表質問を行います。

仲田弘毅君。

〔仲田弘毅君登壇〕

○仲田 弘毅君 皆さん、こんにちは。

午後の部に入ります。うるま市選挙区の仲田弘毅でございます。

まずもって、先般台風13号による被害をこうむられた先島地域の皆さんに心からお見舞いを申し上げます。

先ほど具志議員の質問に対し丁寧な答弁がございましたけれども、知事を初め執行部の皆さんには早急な復旧支援対策をお願いいたします。

それでは、自由民主党を代表して通告に従い質問を行います。

1、県経済の長期展望について。

去る8月29日、県内の経済30団体による原油価格高騰に伴う県内産業の窮状を訴え、政府による原油価格の抑制策や救援策等の早期実施を求め、「原油高騰経済危機突破総決起大会」が開催されました。

2011年の沖縄振興計画の期限切れに向けポスト振計作業に着手をした本県にとって、原油価格高騰問題が長引くことは少なくともマイナス要因であり、国や県による早期かつ適切な総合的対策が求められております。

沖縄21世紀ビジョンの策定は、2030年をめどとした沖縄の将来像、あり方を展望するまさに長期構想30年計画であり、この計画の成否は、本県が目指す自立型経済の構築に大きく寄与するものと考えております。また、県振興審議会は本来沖縄振興計画の審議を本旨とすることから、ポスト振計と関連する新たな振興計画と連動した審議が進められていくものと思われま

す。

沖縄振興計画が残り4年を切った現在、本県にはいまだに多くの課題や問題点が山積しており、国支援の振興策の継続は必要であります。しかし同時に、県が検討する長期計画・構想は、自前の財政力強化、民間

活力の活用、地域経済の活性化等、自立できる経済社会の構築を具現化するものでなければなりません。

そこで伺います。

(1)、県経済の振興について。

ア、沖縄振興特別措置法の延長と新たな沖縄振興計画の策定について、県の基本的な考え方と国の対応を伺いたい。

イ、沖縄21世紀ビジョンの策定に向けた取り組みの進捗状況と2010年度に素案策定する新たな振興計画との整合性をどのように図っていくのか伺いたい。

ウ、新たな振興計画の策定に高率補助の維持と経済の自立という2つの課題はどのように調整を図っていくのか。

エ、政府・与党の「安心実現のための緊急総合対策」について、本県の原油高騰対策への活用と関係業者への周知はどのように図っていくか。

(2)、平成21年度国庫補助事業について。

ア、平成21年度国庫補助事業予算について、要求の基本方針と重点課題について伺いたい。

イ、沖縄振興予算は年々減少しており、さらに原油価格高騰による経済への影響がある中で次年度の振興予算の確保について伺いたい。

ウ、知事の公約と関連する事業について説明をお願いいたします。

県内産業の振興について。

経済の自立を目指す本県にとって産業の振興と雇用の拡大は最も大きな課題であります。本県産業の抱える弱点は、他産業への波及効果と雇用拡大につながる大型製造業が育っていないことだと言われております。

その要因として、県内市場が狭隘であること、本土経済圏から遠隔の地にある島嶼県であり、物資等の輸送面でコスト高になるという地理的不利性があること、さらに、経済のグローバル化に伴う市場競争の激化の影響が大きいことなどが指摘されております。

一方、観光産業が飛躍的な伸びを見せ、本県のリーディング産業に成長しており、また県が力を入れて誘致・育成を進めている情報通信産業も、本県経済の自立に向け今後さらなる飛躍発展が期待されております。

県においては、本県産業の育成を図るため、地域特性を生かした産業の戦略的展開を図り、新規産業の創出や企業の立地を促進することが必要になってくるものと思われま。

そこで伺います。

(1)、中小企業の振興について。

ア、石油・原材料価格の高騰によるコスト増加分の価格転嫁が困難な状況の中、中小企業に対する県の支援策と経営指導について伺いたい。

イ、原料等の高騰による経営圧迫に苦しむ中小企業に対する資金調達の円滑化や貸付金の返済繰り延べ等、県としての取り組みを伺いたい。また、金融機関の貸し渋りはないか。

ウ、原油高騰対策支援金の概要と利用状況、関係業者への周知はどのように行われているか。

(2)、企業誘致の促進について。

ア、国外からの企業誘致について現状と実績、誘致に当たっての課題・問題点等を伺いたい。

イ、雇用効果の大きい製造業の誘致について、県の基本方針とトップセールスを含めた今後の誘致活動の展開を伺いたい。

ウ、沖縄振興特別措置法が残り4カ年を切りましたが、今後展開する企業誘致に影響はないか。

3、農林水産業の振興について。

WTOドーハ・ラウンド交渉において、緊急輸入制限（セーフガード）問題をめぐり先進諸国と途上国との間で交渉が決裂し、本県のさとうきび農家はひとまず安堵したところであります。

しかしこれですべてが解決したわけではなく、今後、農産品輸出国はWTO決裂に関係なく、自由貿易協定（FTA）や経済連携協定（EPA）などで、日本の関税撤廃を求めてくると思われ、本県農家の皆さんは今後の成り行きを注目しているところであります。

また、近年、食の安全に関係した食品の産地偽装が社会問題となっており、本県を代表する優良ブランドに対する産地偽装は、おきなわブランドの信頼性を損なうだけでなく、農業全体への影響も心配されております。その上、本県の農水産及び畜産業は、急激な原油価格の高騰により飼料や肥料等生産資材価格が軒並み高騰し深刻な経営危機に直面しております。

このような状況を打開するため、農水産業者においてはさらなる省エネルギーや低コストに努めておりますが、自助努力、経営努力だけでは解決し得ないのが現状であります。

国においても、補正予算を含め総合的な対策が検討されておりますが、経営規模が零細な農水産業者にとっては一刻を争う問題であり、財政支援等早急な対策が必要であります。

そこで質問します。

(1)、県内農業の復興について。

ア、WTO交渉が決裂しましたが、今後の農産品輸

入交渉の見通しを伺いたい。

イ、農産品輸出国は、決裂後も自由貿易協定や経済連携協定など日本の関税撤廃を求めてくるものと思われる。自由化交渉に関係なく重要品目枠に砂糖が組み入れられるよう、戦略の構築が必要ではないか。

ウ、おきなわブランドとして本土市場に売り込む企業は、現在個人企業がほとんどであると言われ、組織的なブランド戦略に欠けているとの指摘があるがどうか。

エ、農水産・畜産業者においては、原油価格の高騰を受け一層の省エネルギーや低コスト生産に向けた取り組みを進めている。県としての経営安定対策を伺いたい。

(2)、農林水産業の支援対策について。

ア、急激な原油や飼料・肥料等の生産資材価格の高騰により、農水産・畜産業者は深刻な経営危機にある。現状打開の方策について伺いたい。

イ、県は、経営努力だけで解決できない燃料価格等の高騰に対する支援対策について、沖縄特別振興対策調整費の活用も考慮しているが、具体的な支援策を伺いたい。

ウ、県内農水産業者は、燃料高騰の価格に対する補てん措置や経営存続のための税制・金融措置も要請している。県の対応を伺いたい。

エ、燃料価格等の高騰に対する政府の支援対策の概要と、実施に際しての県のかかわりについてお伺いをしたい。

4、米軍基地問題について。

(1)、日米地位協定について。

今から48年前の1960年、現行の日米地位協定が締結され、復帰後36年、本県は日米両政府に対し同協定の見直しを求め続けてまいりました。これに対して政府の姿勢は、日米地位協定は他国に比較しても最も進んでいるというのが国の対応であります。

しかし現実には、民間地域における米軍人・軍属による事件・事故等は後を絶たず、基地内においては未明の戦闘機の離着陸が繰り返し行われ、地元の中止要求も無視され続けているのが現状であります。

在日米軍施設の75%が集中する本県において、米軍の事件・事故等が起きるたびに、政府は運用改善の対応を繰り返し述べてきております。しかし、米兵による凶悪事件が基地を抱える他県においても多発し、本県の基地負担の実態をようやく他の県民が実感するようになり、沖縄県民の悩みが広く国民に広がってきたものと考えております。このことは、米軍基地を抱える都道府県でつくる渉外知事会が、地元自治体が参加

する地域特別委員会の設置を政府に求めたことに対し、政府が自治体の代表と話し合う連絡会の設置を決めたことからもうかがうことができるものと思われる。

そこで伺います。

ア、日米両政府が検討している連絡会と、渉外知事会が求めていた日米合同委員会のもとに設置する地域特別委員会とは同性格のものであるかどうか。

イ、米軍が娯楽に使用する車両に関し、日米地位協定で高速料金が免除されている問題について、県の見解を伺いたい。

ウ、協定第5条の公務の範囲に、軍の娯楽プログラムによる民間娯楽施設への移動も入るのか伺いたい。

(2)、米軍航空機騒音問題について。

本県の米軍による事件・事故等は、復帰後36年を経過した現在においても改善の兆しが見えず、地元や県が幾度となく抗議を繰り返し再発防止を求めてきたにもかかわらず一向に後を絶ちません。その背景には、本県が本土から遠く離れた島嶼県であり、基地問題は沖縄だけの問題との認識が日米両政府にあるなど、国民の意識の薄さも無関係ではないと思われます。

現に米軍は、嘉手納基地におけるF15戦闘機などが頻繁に未明の離着陸を繰り返している問題について、地元の中止要求に対してまことに誠意のない対応を繰り返しているのみであります。これは明らかに地域住民の生活安全を著しく軽んじているものであり、到底理解できるものではありません。

県民や地域住民の安全確保を図るには、米軍の事件・事故等に対する連絡体制の情報や迅速な情報等の共有が求められているものであります。

そこで伺います。

ア、米軍嘉手納基地所属のF15戦闘機などの未明離着陸問題で、地元の中止要求に対し米軍側は、今後必要に応じ行ふとの姿勢を示している。この問題について、今後、県はどのような対策を講じるのか伺いたい。

イ、米軍機の深夜・未明飛行を制限した騒音防止協定で、運用上必要な場合は飛行が認められているとの例外規定について地元は撤廃を求めているが、県の考えを伺いたい。

福祉関係について。

(1)、後期高齢者医療制度について。

我が国の人口は1億2000万人を超えておりますが、そのうち75歳以上の高齢者は1300万人と推定され、これが2025年には総人口は減少に転じますが、75歳以上の高齢者は逆に2200万人に増加すると言われておりま

す。

国民の総医療費は、2005年度時点では33兆円、そのうち3割近くの10兆円が老人医療費となっており、そのまま推移いたしますと2025年には総医療費が56兆円、老人医療費が28兆円に達すると予測されます。

このように少子・高齢化が急速に進行する中で、増加する高齢者の医療費の負担をどのようにするかは我が国の社会保障制度における大きな課題であることから、政府においてはこれまで各界各層、政党等も含め多くの議論を重ねてきたことは周知のとおりであります。

本県における老人医療拠出金は、老人医療保険制度創設時の昭和58年の69億円から平成17年度は351億円へと5倍となり、一般会計から31億円を繰り入れるという厳しい財政状況となっております。また、本県の1人当たりの老人医療費は93万7000円で全国平均を15万円も上回り、全国で7番目に高い数字を示しており、入院費について見ると全国一高額になっております。

冷静に考えますと、ふえ続ける高齢者医療費への対応、後世への負担の軽減等から老人医療制度の抜本の見直しは必要不可欠であり、制度の必要性は論をまたないと考えております。そして、制度の趣旨である国民医療をみんなで支え合う国民皆保険制度を維持し、将来にわたって老人に優しい医療制度を守り、高齢者が少ない負担で医療を受けられるような社会保障制度の原点を忘れてはならないと考えております。

そこで伺います。

ア、後期高齢者医療制度について、政府の改善策の概要と特に低所得者層へどのような配慮がなされているか伺いたい。

イ、後期高齢者医療制度が廃止された場合、医療制度全体や高齢者医療にどのような影響を与えるか伺いたい。

ウ、本県における老人医療拠出金の推移と一般会計からの繰入額、今後の見通しについて伺いたい。

エ、後期高齢者医療広域連合会は、低所得者に対する保険料の所得割額、均等割額減額特例などの条例改正を行ってまいりましたが、改正の趣旨と対象範囲について伺いたい。

(2)、ドクターヘリ導入について。

県は、現在進めているドクターヘリ事業について、救命救急センターの指定を受けている浦添総合病院に事業委託し、12月からの運航を具体化する方針を示しました。また、財政難の北部地区医師会病院から、救急ヘリ運営を引き継いだNPO法人の救急ヘリ搬送事

業は、一般からの資金を募り運行再開を目指しております。

同救急ヘリは、北部12市町村の伊平屋、伊是名、伊江の3離島を含む北部広範囲をカバーしてきておりますが、機体の賃貸やパイロットの確保など、年間維持費が約8000万円必要とされ、民営では大変厳しいものがあります。

このような中、去る8月に来県した舩添厚生労働大臣は、本県に2機目のドクターヘリ導入と北部地区の救急ヘリ搬送事業に米軍再編交付金の活用を示しました。2機目のドクターヘリ導入については県の財政負担の問題もありますが、医療に地域格差があってはならず、救える命は救うとの医療精神の観点から検討していく必要があります。

そこで伺います。

ア、舩添厚生労働大臣は、本県に2機目のドクターヘリ導入の方針を示しました。財政支出を含め県の対応を伺いたい。

イ、北部地区の救急ヘリ搬送事業に対する資金支援として米軍再編交付金の活用を示唆した。実現の可能性はどうか伺いたい。

ウ、ドクターヘリの宮古・八重山等離島への導入について、今後検討する考えはないか。

エ、12月から運航が予定されるドクターヘリについて、県は、実施主体を浦添総合病院とする方針を固めているが、今後の運航計画とカバーできる地域の範囲を伺いたい。

(3)、認可外保育所の現状について。

県は、認可外保育所問題の根本的な解決を図るため、沖縄特別振興対策調整費を活用し、今後3年間でこれまでの倍のペースで認可化を推進し、3000人の保育児童の定員増を図るという支援策を示しました。

現在、県内の認可外保育所は24市町村で441カ所、2万5400余人の児童の受け皿となっておりますが、いまだに待機している児童も全国で2番目に多い1800人余りいるというのが実情であります。

本県の認可外保育所の多くは施設規模が小さく経営体力が弱いことから、認可化がおくれている要因となっております。沖縄特別振興対策調整費を活用した支援策が実施されれば、本県保育環境の改善につながるものと評価し期待しているものであります。

そこで伺います。

ア、内閣府は、沖縄特別振興対策調整費を活用して、本県認可外保育所の認可化を支援する方針を示した。国の支援策の内容と、これを受け県の対応をお伺いしたい。

イ、認可化がおくれている要因は、多くの認可外施設が小規模で経営体力が弱いことにある。今回の国の支援策で認可外保育所の抱える課題の解決につながるか伺いたい。

ウ、財政力の弱い市町村は、認可外保育所の認可化には容易に取り組めない状況にあり、認可化が進むかどうかは市町村の対応次第だと言われております。これに対する国や県の対応を伺いたい。

エ、認定こども園の申請状況と設置が進まない理由は何か。また、こども交付金制度はどのような効果が期待できるか。

6、教育関係について。

(1)、不登校対策について。

文部科学省が実施した2007年度学校基本調査によれば、県内小中学校における不登校の割合は、小学校・中学校とも前年より増加し、不登校総数においても3年連続増加しております。しかも近年、少子化が急速に進行し、学校における児童生徒数が減少に転じているにもかかわらず、不登校になる児童生徒数がふえ続けている状況はより深刻であり危惧しているものであります。

本県においては、以前から小・中・高校生の深夜徘徊等が問題視され、その要因として夜型社会の弊害が指摘されております。深夜徘徊は非行、飲酒・喫煙等につながる事が多いからであります。教育関係者の中には、表面に出た数字は氷山の一角であり実態はもっと深刻であるとの指摘もあります。

不登校になるきっかけは、本人にかかわる問題が最も多くなっており、もはや学校や先生方が頑張れば解決できるというものではないように思われます。

教育の根幹は家庭教育であり、親はその重要性を認識し、家庭や地域、学校などの関係機関が連携したきめ細やかな対応が求められております。

そこで伺います。

ア、2007年度県内小中学校の不登校の割合は3年連続増加しているが、その実態と要因を伺いたい。

イ、少子化の進行で児童生徒数が減少していく中、逆に不登校がふえていることに対する教育長の認識と不登校対策の状況を伺いたい。

ウ、中学校の不登校理由に、遊び・非行が最も多く、全国平均の3倍以上である。夜型社会の影響だけが要因か、教育長の見解を伺いたい。

エ、スクールソーシャルワーカー事業の目的と活用状況、これまでの成果について伺いたい。

(2)、学力向上について。

ア、4月に行われた全国学力テストの結果、本県は

再び最下位との報告がありますが、これについて教育長の見解を伺いたい。

イ、今後、本県の学力向上に向けた教育庁全体としての取り組みを伺いたい。

(3)、スポーツ・文化の振興について。

ア、県民が地域においてスポーツを楽しむ環境整備と県立社会体育施設の整備状況はどうなっているか伺います。

イ、スポーツ・レクリエーション団体の育成と指導者の養成確保はどのように行われているか。

ウ、知事公約の空手振興で、平成20年に県内空手4団体の統一組織「沖縄伝統空手道振興会」が設立され、世界大会の開催が計画されている。世界大会の開催時期、内容、特徴は何か伺いたい。

7番、離島・過疎地域の振興について。

本県は、島嶼県という地理的不利性があり多くの離島を抱えていることから、医療福祉や生活環境などの整備ができております。

このような厳しい状況の中、昨今の原油価格高騰による燃料費への影響や物価等の値上がり等は、離島航路の確保も含め住民生活に重くのしかかってきております。

県は、新沖縄離島振興計画に基づき、これまで各種の離島活性化事業を推進してきておりますが、これからは行政主導の事業展開を思い切って見直し、その地域が何を考え、何をやれば島の活性化につながるかを引き出し、さらに地域自身が主体的に取り組む意欲と、いかに問題意識を共有できるかを重視しながら考えていく必要があると思います。

(1)、原油価格高騰に伴う離島船舶の燃料費や農水産物の輸送費等支援対策について県の基本的な考えを伺いたい。

(2)、原油価格高騰で経営状況が厳しい離島航路に対する補助制度を見直し、国庫補助指定航路とすることについて県の対応を伺いたい。

(3)、政府が実施する原油価格高騰などで赤字経営の離島航路に対する離島航路補助金の上積み制度について、県内船舶事業者の経費削減対策の状況と県の対応を伺いたい。

(4)、2010年に切れる過疎地域自立促進特別措置法にかわる新たな法制定について伺いたい。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 仲田議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に、県経済の長期展望についてという柱の中で、沖縄振興特別措置法の延長と新たな振興計画に対する県の考え方と国の対応についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

県では、今年度から次年度にかけまして沖縄振興計画に基づきます各種施策や、沖縄振興特別措置法に基づく特別措置等につかまして総点検を実施する予定でございます。

総点検の実施に当たっては、残されました課題の解決策や今後の沖縄振興に必要な仕組みなどを明らかにしまして、その上で沖縄振興特別措置法を含みます関係法令の整備や新たな計画の策定などにつかまして検討してまいりたいと考えているところであります。

また、平成21年度から国の総点検が実施される予定となっております。それぞれの点検結果を踏まえまして必要な調整を行ってまいりたいと考えているところでございます。

同じく県経済に係る御質問の中で、緊急総合対策の活用と周知についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

最近の原油などの価格高騰につきましては、県民生活及び中小企業への影響を初め農林水産業、建設業、運送業などの諸産業分野の多方面にわたり深刻な影響を及ぼしております。

県といたしましては、原油価格高騰による影響を最小限に抑制するために、7月22日に沖縄県原油価格高騰対策連絡会議を設置し、7月25日と9月5日の2次にわたり原油価格高騰緊急対策を取りまとめ、ホームページなどによりまして県民及び関係機関への周知を図っているところでございます。

国におきましては、8月29日に「安心実現のための緊急総合対策」を示しております。現在、その具体的な内容の把握に努めているところでございます。

今後、「安心実現のための緊急総合対策」の具体的な内容が明らかになった段階で、県におきましても適切に対応してまいりたいと考えているところでございます。

同じく県経済に係る御質問の中で、平成21年度国庫予算の要求の基本方針などについてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

平成21年度は沖縄振興計画の8年目に当たり、残り3カ年は総仕上げの時期となっております。

県といたしましては、これまでの成果を踏まえ、中長期にわたります沖縄の将来像を展望しつつ、残された課題への対応とさらなる発展に向けた取り組みを力強く推進してまいりたいと考えているところでござい

ます。

このため、第1に、自立型経済の構築に向けた産業の振興、第2に、雇用の安定と職業能力の開発、第3に、福祉・医療の充実、第4に、離島の振興など、沖縄振興計画に基づく諸施策などの推進につかまして沖縄担当大臣に対し特段の配慮をお願いしたところでございます。

同じく県経済の展望に係る御質問の中で、平成21年度国庫補助事業と公約との関係についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

平成21年度の国庫支出金につきましては、沖縄振興計画に基づいた諸施策の着実な推進はもとより、公約の実現に向けまして、まず第1に「経済力おきなわ」の分野では、沖縄IT津梁パーク整備事業が引き続き盛り込まれておりますほか、ベンチャー企業の育成を図るおきなわ新産業創出投資事業、そして雇用拡大を図るための雇用戦略プログラム推進事業が新規事業として盛り込まれております。

そして第2に、「観光力おきなわ」の分野では、沖縄観光をリードしていくための高度な人材を育成する事業や、県内の地域文化資源の旅行商品化を目指す事業が新規に盛り込まれております。

また、「基盤力おきなわ」の分野では、新石垣空港整備事業や伊良部架橋整備事業など、そして「健康、医療・福祉力おきなわ」の分野では、無医地区医師派遣事業、そして沖縄赤十字病院施設整備事業などが引き続き盛り込まれてございます。

そして「離島力おきなわ」の分野では、離島の人々が主体となりました産業振興などの取り組みに対しまして、専門家等を効果的に活用し支援を行う事業が新たに盛り込まれております。

次に、「自然力おきなわ」の分野では、全島緑化に向けて緑の美ら島づくり推進事業が新規事業として盛り込まれております。

さらに、「教育力おきなわ」の分野につきましては、安全・安心な学校づくりを推進するため公立学校整備事業が引き続き盛り込まれております。

その他にも公約に関連する事業が数多く概算要求の中に盛り込まれているところでございます。

次に、県内産業の振興についての中で、価格転嫁できない中小企業者に対する県の支援策と経営指導についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

原油価格高騰の影響を受けている中小企業者に対する支援策としまして、資金繰りの円滑化を図り、経営の安定に資するため「原油高騰対策支援資金」を創設をし支援を行っております。

また、機械類貸与制度を利用いたしまして省エネ設備等を導入することで経営の効率化や改善を図る中小企業者に対し、沖縄県がリース料などの一部を補助し負担軽減を図っているところでございます。

さらには、省エネの専門家を省エネに取り組む中小企業に派遣をし、省エネルギー診断を行うことでエネルギーコスト削減の取り組みを支援しているところでございます。

今後、これらの取り組みに加えまして「原油高騰対策支援資金」について、保証料補てんを拡充することにより保証料をゼロにし、中小企業者のさらなる負担軽減を図りますとともに、9月補正により5億円を追加措置をし、融資枠の拡大などの追加支援を予定しているところでございます。

次に、同じく県内産業の御質問の中で、トップセールスと今後の誘致活動についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。特に製造業に係るトップセールスの御質問です。

製造業は、産業連関効果が高いことから、その誘致・集積は沖縄振興計画の掲げる民間主導の自立型経済を構築する上で極めて重要と考えております。

沖縄県におきましては、全日空の那覇空港物流拠点構想を受けまして、航空輸送に適しました高付加価値製品の生産拠点として、アジア規模で展開する物づくり企業の集積を目指すことといたしております。

これまでも東京、名古屋、中国、台湾等におきまして企業誘致セミナーを開催いたしました。年明けの早い時期には北米においても引き続き私自身が先頭に立ち、企業誘致活動を行っていく予定でございます。

次に、農林水産業の振興についてという御質問の中で、重要品目に砂糖を組み入れる戦略についての御質問にお答えいたします。

WTO・EPA等農業交渉におきまして砂糖が重要品目に指定されず関税が撤廃された場合は、沖縄県の農業が壊滅的な打撃を受けることが懸念されております。

特に、農業が主要な産業となっております離島地域におきましては、農業への影響ばかりでなく、人口流出などにより地域社会や経済が崩壊するおそれがございます。

このため、WTO交渉中の平成20年7月29日に砂糖が重要品目に指定されるよう、農業団体とともに国に対しまして緊急要請を行ったところでございます。

また、8月26日も同様な趣旨の要請を国に対して行っております。

今後の要請の取り組みとしましては、沖縄県におけ

る広大な経済水域の確保など、我が国の国土保全の重要な役割を訴えつつ、甘味資源生産道県、地元経済団体等と連携をし合同要請を行うなど、適切に対応していく考えでございます。

次に、福祉関連で、後期高齢者医療制度の改善策の概要と低所得者層への配慮についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

後期高齢者医療制度の新たに示されました改善策の主なものは、低所得者に対する保険料の軽減及び保険料の年金天引きを一部見直し、口座振替への変更も可能としたこと等であります。

低所得者に対する保険料の負担軽減につきまして、基礎年金だけで暮らしておられるような世帯の方々の保険料の均等割を9割軽減するほか、住民税を負担しない所得の低い方々の保険料の所得割を5割程度軽減することとなっております。

同じく福祉関連の中で、沖縄特別振興対策調整費を活用した認可外保育施設の認可化促進等に係る御質問にお答え申し上げます。

このたびの沖縄特別振興対策調整費を活用しました待機児童対策特別事業につきましては、国からおおむね9億円が拠出されることとなっております。

県におきましては、これに対応しおおむね1億円を拠出し、10億円規模の基金を設置することとしております。

当該基金を活用し待機児童の実態調査や保育内容向上に向けた研修会を実施するとともに、市町村が認可化することとした認可外保育施設への運営費及び施設整備費の助成を行い、認可化を促進することといたしております。

今回の事業実施は、本県の認可外保育施設への支援を求めた公明党代表や県関係国会議員の皆様による沖縄担当相への要請及び県議会議員の皆様の国への働きかけによるものと認識いたしており、感謝申し上げる次第でございます。

県ではこの事業を最大限に活用して、待機児童の解消に向け全力で取り組んでまいり所存でございます。

次に、教育関係の中で、空手道世界大会に関する御質問にお答えさせていただきます。

本年2月、県内空手道主要4団体により「沖縄伝統空手道振興会」が設立されました。この設立を記念いたしまして、同振興会が主体となり空手道世界大会が沖縄県で開催されます。これは沖縄県の伝統文化の一つであります空手道・古武道を正しく継承し、そして発展させ、世界へ発信する上で大変有意義なことだと考えております。

開催期日は、平成21年8月を予定いたしております。空手道古武道形競技会、そして演武会、そしてセミナー及び交流会などを計画いたしております。

今後、実行委員会と沖縄伝統空手道振興会を中心に、関係機関・団体等と連携をして、振興会設立記念にふさわしい世界大会の開催に努めてまいる所存でございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） 県経済の長期展望についての御質問で、沖縄21世紀ビジョンの進捗状況と新たな振興計画との整合性についてお答えいたします。

沖縄21世紀ビジョンにつきましては、去る9月11日に沖縄県振興審議会に諮問したところであり、同審議会及び総合部会における審議・答申を経て、来年9月ごろに策定・公表する予定であります。

同ビジョンは、2030年のあるべき沖縄の姿と、その実現に向けた取り組みの方向性を明らかにする基本構想であります。

新たな計画等については、現在実施している総点検結果を踏まえつつ、ビジョンの実現に向けて検討していく必要があると認識しております。

同じく新たな振興計画における高率補助の維持と経済の自立についてお答えいたします。

沖縄振興計画等の総点検では、離島の振興、駐留軍用地跡地の利用対策など、さらに国の責務により推進すべき重点課題や、沖縄の特性を生かした新たな振興策等について整理検討する予定であります。

また、地方分権改革の推移を踏まえ、高率補助制度や各種の税制上及び税外の特例措置等の検証を行う予定であります。

これらを踏まえ、沖縄県経済の自立的発展が図られるよう、関係法令の整備や新たな計画の策定等に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、離島・過疎地域の振興についての御質問で、原油価格高騰に伴う離島航路への支援及び離島航路補助制度の見直し等について一括してお答えをいたします。

県では、原油価格高騰による燃料費増加分の赤字欠損額についても、国及び市町村と協調し離島航路に補助しているところであり、今後とも離島航路の実情を踏まえ適切に対応してまいります。

また、離島航路補助制度の見直しについては、現在国の「離島航路補助制度改善検討会」において上乗せ

制度についても検討されているところであり、県としてはその動向を注視しながら対応してまいりたいと考えております。

同じく離島・過疎地域との関連で、過疎地域自立促進特別措置法にかわる新たな法制定についてお答えいたします。

沖縄県の過疎地域においては、過疎地域自立促進特別措置法等に基づく各種事業の実施により、道路やごみ処理施設等の生活基盤の整備について一定の成果を上げてきました。しかしながら、本県過疎地域は学校、教育施設の整備のおくれ、医師不足など今後とも解決すべき多くの課題が残されております。

現行の過疎地域自立促進特別措置法は、平成22年3月末で失効となることから、新たな法制定に向けた取り組みを他県や本県過疎地域市町村と連携を図りながら進めております。

今後は、引き続き法律に基づく過疎地域の自立促進施策が講ぜられるよう、総務省などの関係機関に対し要望していきたいと考えています。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 宮城嗣三君登壇〕

○総務部長（宮城嗣三君） 県経済の長期展望についてに関連しまして、次年度の沖縄振興予算の確保についてお答えをいたします。

平成21年度の内閣府沖縄担当部局の概算要求額は、国の概算要求基準に基づきまして対前年度比で17.9%の増となっております。

平成21年度予算の編成につきましては、国は引き続き最大限の歳出削減を行うこととしており厳しい状況が予想されますが、県といたしましては、今後、内閣府沖縄担当部局と連携し、必要な予算が確保されるよう全力で取り組んでまいります。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 県内産業の振興に関する質問の中で、資金調達円滑化や貸付金繰り延べ等の県の取り組み及び貸し渋りについてお答えします。

平成20年度当初予算で「原油高騰対策支援資金」として5億円を措置し、原油価格高騰の影響を受け資金繰りが厳しくなっている中小企業者に対し、運転資金を融資することにより資金繰りの円滑化を図っております。

沖縄県の制度融資は、各金融機関へ資金を預託し、金融機関からの資金を貸し付ける仕組みになっていることから、県が貸付金の繰り延べ等返済条件の緩和を

行うことは困難であります。金融機関においては個々の中小企業者の実情に応じた対応を行っているという聞いております。

いわゆる貸し渋りの実情を直接把握することは、金融機関と個々の企業との個別取引関係に介入することになり困難であります。商工団体のアンケート調査等を通じて全般的な状況の把握に努めてまいります。

また、国、県、金融機関、商工団体等で構成される「沖縄地域融資動向に関する情報交換会」等を通じて情報を入手し、必要があれば金融機関に対し中小企業者の実情を踏まえた円滑な融資についての要望を検討してまいります。

次に、「原油高騰対策支援資金」の概要と利用実績及び周知についてお答えします。

「原油高騰対策支援資金」の予算額は、平成20年度当初で5億円、融資枠が15億円となっており、資金用途は運転資金、融資限度額は1企業当たり3000万円以内、融資期間は7年以内、据置期間が2年以内、融資利率は年2.30%などとなっております。

平成20年度における利用実績は、8月末時点で合計15件、貸付金額は2億2200万円となっております。業種としては、運輸通信業、サービス業、建設業などとなっております。

「原油高騰対策支援資金」についての周知は、県内5地域で制度説明会を開催するとともに、商工会議所、商工会や業界団体等での説明会を実施いたしました。

また、新聞や関係団体の機関誌等への掲載、パンフレットの配布などにより制度の周知に努めているところであります。

次に、国外からの企業誘致について、現状と実績、課題等についてお答えします。

平成20年7月1日現在で沖縄県内に誘致した外資系企業は19社、雇用者数は約2000名となっており、これらはすべて情報通信関連企業となっております。

情報通信関連企業は、英語等の語学力を要する業務が多いという特徴があり、進出企業からは、沖縄の人材は他県と比較して語学力にすぐれているとの評価を得ております。

製造業等については、これまでのところ外資系企業の立地には至っておりませんが、アジア市場の戦略拠点としてペトロプラス社が進出したことや、全日空の国際貨物基地構想など、沖縄県における物づくり環境が大きく変化しつつあり、こうした状況を踏まえ、国内外において誘致活動を進めてまいりたいと考えております。

次に、沖縄振興特別措置法が残り4年となった影響についてお答えします。

沖縄振興特別措置法を根拠とした税制などの優遇措置については、経済特区沖縄をPRするよりどころであるとともに、企業誘致の重要なインセンティブの一つとなっております。

沖縄県では、今年度から次年度にかけて沖縄振興計画に基づく各種施策や沖縄振興特別措置法に基づく特別措置等について総点検を実施することになっております。

総点検に当たっては、企業誘致に必要な制度や残された課題の解決策について検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 護得久友子さん登壇〕

○農林水産部長（護得久友子さん） それでは、農林水産業の振興についての御質問で、WTO農業交渉の今後の見通しについてにお答えいたします。

平成20年7月21日から29日まで行われたWTO閣僚会合は、農産物の輸入制限をめぐる米国とインド・中国との対立を初め、各国・各グループの立場の違いから合意に至っておりません。

その後の交渉再開時期等については、現在のところ未定となっております。

同じく農林水産業の振興についての御質問で、おきなわブランドの確立についてにお答えいたします。

県においては、市場競争力の強化により生産拡大及び付加価値を高めることが期待されるゴーヤー、菊、マンゴーなどの園芸品目、薬用作物、肉用牛、養殖魚介類などを戦略品目として位置づけ、拠点産地の形成によるおきなわブランドの確立に努めているところであります。

拠点産地においては、生産者、出荷団体、市町村等で組織する産地協議会を中心に、生産から販売までの取り組みを行っております。

具体的な取り組みとしては、1、ハウス等生産施設の整備、沖縄のオリジナル品種の開発・普及及び技術の向上、農薬等の出荷前検査やトレーサビリティの推進、県内外の量販店における積極的な販売促進、産地・消費者情報の受発信の強化などの諸施策を総合的に推進しているところであります。

今後とも、市町村、農業団体等と連携し、おきなわブランドの確立に努めてまいります。

同じく農林水産業の振興についてで、農林水産業の経営安定対策についてにお答えいたします。

県では、農林水産業の振興及び農林漁業者の経営体制の強化を図るため、農林水産業振興計画に基づき各施策・事業を推進しております。

具体的には、おきなわブランドの確立と拠点産地の形成による生産供給体制の強化、輸送コストの低減や産地消費など、流通・販売・加工対策の強化、経営感覚にすぐれた担い手の育成や多様な新規就農者の育成確保、省力・低コスト化に向けた農林水産技術の開発・普及、農業用水源の確保やかんがい施設等の生産基盤の整備、グリーンツーリズム等の多面的機能を生かした農山漁村の活性化、土づくりと環境保全型農業の推進など、環境と調和した農業の推進により持続的農林水産業の振興と多面的機能を生かした農山漁村の振興を図ることとしております。

今後とも、市町村、関係団体等と一体となって効果的な施策・事業を展開し、農業の振興に取り組んでまいります。

同じく農林水産業の振興で、原油価格高騰対策と沖縄特別振興対策調整費の活用については、関連しますので一括してお答えいたします。

最近の原油価格高騰による燃油や生産資材の急激な価格上昇は、農林水産業の経営に深刻な影響を及ぼしております。特に、沖縄県は本土市場から遠隔地にあり、また、多くの離島を抱える島嶼県であることから、農林水産業の経営環境は一層厳しい状況にあります。

このため、沖縄県では、原油価格高騰に関する緊急対策として、国と連携し取り組んでいるところであります。

具体的には、燃油高騰水産業緊急対策の実施、配合飼料・肉用子牛等価格安定制度の拡充、省エネ型エンジン等の設置に必要な資金の無利子貸し付け、農林漁業セーフティーネット資金等の制度資金の活用、軽油引取税の免除措置の活用など18項目の支援策を実施しているところであります。

また、各農業改良普及センターでは、技術及び経営対策として相談窓口を設置しております。

沖縄特別振興対策調整費の活用につきましては、燃油使用量の大きい施設などに対する省エネルギー技術の導入などについて、関係機関・団体等と連携し検討してまいりたいと考えております。

同じく農林水産業の振興について、原油価格高騰に関する国の支援策と県の対策について、関連しますので一括してお答えいたします。

最近の原油価格の高騰を受け、国においては省エネなどの構造転換対策、税制優遇措置、金融措置などを

実施しております。

県では、原油等価格高騰対策に関する農林水産業関係の9月補正予算において、歳出予算及び債務負担行為合計で7412万3000円を計上しているところであります。

具体的には、1、燃油費の上昇分の9割を国が負担する制度を活用するため、燃料使用料の削減を目的とした船底清掃に係る経費の支援、2、遊休地を活用した自給飼料作物の栽培・利用の実証及び優良乳用牛の導入経費に対する支援、3、減肥料栽培の普及を目的とした土壌分析機器の整備にかかる経費への支援、4、電照菊栽培において白熱電球を蛍光灯にかえる省エネ型栽培モデルの実証に対する支援、5、家畜飼料特別支援資金や農林漁業セーフティーネット資金の利子軽減のための支援などに取り組むこととしております。

また、去る9月11日に沖縄県として国に対し、輸送コスト上昇分への補てん措置や肥料・飼料等の農業用生産資材高騰に対する補てん措置などについて要請を行ったところであります。

今後、緊急総合対策に関する国の動向を見ながら対応してまいりたいと考えております。

次に、離島・過疎地域の振興についての御質問で、原油価格高騰に伴う農林水産物の輸送費等への支援策についてにお答えいたします。

本県は、本土市場から遠隔地にあり多くの離島を抱える島嶼県であることから、原油価格の高騰は農林水産業に深刻な影響を及ぼしております。

このため、県としましては、航空輸送から船舶輸送への促進、菊等の出荷荷姿の改善による軽量化等、輸送コストの低減を図っているところであります。

また、農林水産物や生産資材等の輸送コスト上昇分に対して必要な補てん措置を講じるよう、全国知事会を通じて国に対し要請を行ったところであります。

さらに、9月11日には、県として国に対して同様の要請を行っております。

今後とも、低コスト輸送の取り組みを行うとともに、輸送コスト上昇分については引き続き国に要請してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 米軍基地問題についての御質問のうち、連絡会と地域特別委員会についての御質問にお答えします。

渉外知事会では、基地の運用に関して、基地が所在

する地方公共団体の意向が反映されるよう、地域特別委員会の設置を求めてきたところであります。

御質問の連絡会については、知事会からのこれらの要望を受けて、現在その名称や位置づけ等を含め、日米両政府において設置に向けた協議が行われているものであります。

次に、米軍車両の高速料金免除についてお答えします。

政府においては、有料道路料金が免除される軍用車両有料道路通行証明書の発行について、仮に日米地位協定の趣旨に反するような使用がなされていると疑われる事実があれば、事実を確認の上、適正に対応・対処する必要があると考えているとのことでありです。

県としては、私的な利用について高速道路料金が免除されているのであれば問題であると考えており、政府においては国民の理解が得られるよう適切に対応していただきたいと思います。

次に、日米地位協定第5条の公務の範囲についてお答えします。

政府によると、米軍が日本文化に対する理解を深め、その構成員の士気の高揚を図る目的で米軍人を観光地に行かせるような場合には、軍隊の活動として認められるものもあるとのことでありです。

次に、未明離陸への対策についてお答えします。

県は、早朝・夜間における航空機の離着陸が周辺住民の生活に著しい影響を与えていることから、これまで日米両政府に対し両政府によって合意された騒音規制措置の趣旨を徹底し、航空機騒音の軽減を図るよう求めてきたところであります。

県としては、航空機騒音の軽減に向け関係市町村と連携を図りながら、他の基地を経由するなど飛行プランの見直しを行い、深夜・早朝の飛行を回避するよう、米軍を初め日米両政府に対し引き続き粘り強く求めてまいります。

次に、航空機騒音規制措置についてお答えします。

航空機騒音規制措置では、午後10時から午前6時までの間の飛行及び地上での活動は、米国の運用上の必要のために必要と考えられるものに制限されるとされております。

県としては、嘉手納飛行場の周辺地域においては依然として環境基準を超える騒音が発生し、また、早朝・夜間における航空機の離発着は周辺住民へ影響を与えており、騒音防止効果が明確にあらわれていない状況にあると考えております。

県は、去る9月10日及び18日にも県内の米軍を初め日米両政府に対し、航空機騒音の軽減措置等について

要請したところであり、引き続きあらゆる機会を通じ日米両政府に対し騒音の軽減を粘り強く働きかけていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 福祉関係につきまして、後期高齢者医療制度が廃止された場合の影響についてにお答えいたします。

後期高齢者医療制度は、高齢化によりふえ続ける高齢者の医療費を将来にわたり国民全体で支えるため、長年の議論を経て創設された制度です。

同制度を単に廃止した場合、国保に戻るというこれまでの老健制度に戻るということになりますけれども、市町村国保等保険者の老人医療費拠出金の増大により財政悪化を招き、国民皆保険制度の維持や高齢者の健康保持及び医療の安定確保に多大な影響を及ぼすものと考えております。

続きまして、本県における老人医療費拠出金の推移と一般会計からの繰入額、今後の見通しについてにお答えいたします。

市町村の国保特別会計からの老人医療費拠出金は、平成18年度は約337億円となっており、老人保健制度施行当初の昭和58年度の約69億円に対し約4.9倍の大幅な伸びとなっております。また、国保特別会計に対する市町村の一般会計からの法定外の繰入金は、平成16年度は約24億円、平成17年度は約30億円、平成18年度は約31億円となっております。

後期高齢者医療制度の創設により老人医療費拠出金にかわり後期高齢者支援金が設けられ、今年度の市町村国保特別会計の負担は、概算で約206億円となっております。

今後の見通しにつきましては、高齢化の進展により老人医療費の伸びが予想されていることから、後期高齢者支援金の負担も増加するものと予想されます。

続きまして、沖縄県後期高齢者医療広域連合の保険料に係る条例の改正趣旨及び対象範囲についてにお答えいたします。

「沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例」の平成20年7月24日改正につきましては、新たに示された保険料軽減の平成20年度に係る措置に対応したものであります。

その内容は、世帯の総所得金額が33万円以下である方の保険料均等割部分を7割軽減から8.5割軽減にすること、及び基礎控除後の総所得金額が58万円以下の方の保険料所得割合を5割軽減することでありです。

後期高齢者医療広域連合によりますと、均等割保険料が8.5割軽減され月額600円となる対象者数は約4万7000人で、所得割の5割軽減の対象者数は約6700人ということであります。

続きまして、ドクターヘリの今後の運航計画と運航範囲並びに2機目のドクターヘリ導入についてにお答えいたします。一括でございます。

県では、ドクターヘリ事業を円滑に推進するため、補助事業者である浦添総合病院内に消防機関や救急医療機関等から構成する運航調整委員会を8月に設置しております。現在、出勤要請基準や運航要領等の策定を進めており、11月に試行運航を行った後、12月1日からドクターヘリとして正式に運航させることにしております。

ドクターヘリの運航範囲は、昼間のおおむね半径100キロメートル、片道30分以内で、沖縄本島中部の読谷村から発進し本島全域及び本島周辺離島をカバーすることとしております。

県としては、ドクターヘリの年内運航に向けて準備を進めている段階であり、2機目の導入につきましては1機目の運航状況等を踏まえ、今後の研究課題とさせていただきますと思います。

続きまして、北部地区の救急ヘリ搬送事業に対する米軍再編交付金の活用についてにお答えいたします。

米軍再編交付金の活用に関しましては、地元市町村において主体的に検討を行うものと考えております。

県としましては、ドクターヘリの年内運航に向けて着実に取り組むとともに、ドクターヘリ事業を継続的に維持するために今後とも努めてまいりたいと考えております。

続きまして、ドクターヘリの宮古・八重山等離島への導入についてにお答えいたします。

宮古島や石垣島の周辺離島で発生した救急患者につきましては、海上保安庁の石垣空港基地にヘリコプターによる急患空輸を要請し、県立宮古病院や八重山病院へ速やかに搬送しております。また、沖縄本島周辺離島や南北大東島及び宮古島、石垣島からの沖縄本島への急患空輸については、自衛隊にヘリコプター等の出勤を要請しております。さらに、急患空輸に関しましては、患者の容態急変等に備えるため医師等を添乗させております。

島嶼県である本県において、長距離や夜間にも対応した自衛隊及び海上保安庁のヘリコプターによる急患空輸はなくてはならない基幹的なシステムであります。したがって、ドクターヘリを導入して今後県内全域をカバーしていくということではなく、自衛隊

や海上保安庁による急患空輸システムにドクターヘリが補完的に加わることで本県の救急医療体制の充実に図っていきたいと考えております。

続きまして、沖縄特別振興対策調整費を活用した認可外保育施設の認可化促進策は、経営基盤の弱い当該施設の支援となるかについてにお答えいたします。

本県では、他県と比べて待機児童と認可外保育施設入所児童が多いという特殊事情があります。このため、県では、国に対して特に認可外保育施設入所児童の処遇向上に向けた支援が得られないか要望や調整を重ねてまいりました。その結果、このたび待機児童の解消に向けた沖縄特別振興対策調整費の活用が認められたものであります。

県では、この事業を最大限に活用して、市町村が認可化することとした認可外保育施設への運営費及び施設整備費の助成を行い認可化を促進することとしております。

続きまして、今回の事業実施における国及び県の市町村への対応についてにお答えいたします。

今回の事業実施に伴い認可化が促進されますと、市町村における保育所運営費の負担も増加するものと考えております。

国においては、地方公共団体が支弁する保育所運営費については入所児童数に応じて地方交付税で措置していることから、こうした負担増についても同様に措置されることとなっております。

県としましては、市町村に対しこうした地方交付税措置への理解を求め待機児童解消に向けた積極的な対応を働きかけてまいりたいと考えております。

続きまして、認定こども園の申請状況と設置が進まない理由及びこども交付金制度の効果についてにお答えいたします。

就学前の児童に対する教育と保育の総合的な提供に関する取り組みとして認定こども園制度がありますが、本県においては今のところ認定申請はございません。

同制度においては、保育に欠ける児童と欠けない児童の両方を必ず受け入れることが認定要件の一つとなっておりますが、本県では待機児童が多く保育所での取り組みは難しいと考えております。

一方、私立幼稚園におきましては深刻な定員割れの状態ではないことから、同様にこの制度が積極的に活用される状況にないと認識しております。

また、こども交付金制度につきましては、財政支援による認定こども園の拡大を目的としており、詳細については平成21年度概算要求等の中で調整していくと

の国の説明を受けております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは、教育関係についての御質問で、不登校の実態と要因についてお答えいたします。

平成19年度の文部科学省の問題行動調査によると、本県の不登校児童生徒数は小学校で358人、中学校で1349人、合計で1707人となっており、3年連続の増加となっております。

不登校の原因につきましては、それぞれの児童生徒でさまざまな要因があり一概には言えませんが、本県の傾向としましては、小学校では無気力や不安など心理的・情緒的要因によるものが多く、中学校では遊び・非行など社会的要因・背景によるものの割合が高くなっております。

次に、不登校に対する認識と対策についてお答えいたします。

不登校児童生徒数は3年連続増加しており、不登校児童生徒への対応として、一人一人を十分に理解し、個に応じたきめ細かな指導・支援が大切であると考えております。

本県の不登校への取り組みとしましては、児童生徒理解を深めるために、スクールカウンセラーや巡回教育相談員等の活用により、学校における教育相談体制の確立に努めております。また、小学校児童の登校渋りから不登校への移行を防ぐため、児童生徒生活支援員を配置するなど、不登校の未然防止に係る取り組みの充実を図っているところであります。さらに、遊び・非行傾向の不登校への対応については、立ち直り支援コーディネーターの配置、スクールソーシャルワーカー活用事業などの取り組みや、県警と連携したスクールエリア対策など、関係機関及び地域住民と連携した取り組みを推進しております。

次に、遊び・非行の不登校についてお答えいたします。

遊び・非行による不登校児童生徒の要因・背景につきましては、夜型社会や他人の子供に無関心であるなどの地域社会の課題、規範意識の低さや基本的な生活習慣の未確立などの本人の課題、親と子の触れ合いの少なさなどの家庭の課題、学校への不適応などの学校の課題などが挙げられます。

県教育委員会としましては、今後とも学校、家庭、地域、関係機関・団体等が一体となって児童生徒理解を深め、不登校対策や子供の居場所づくりに努めてい

きたいと考えております。

次に、スクールソーシャルワーカーについてお答えいたします。

スクールソーシャルワーカー活用事業の目的は、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉などの専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを配置し、問題を抱えた児童生徒の背景にある家庭、地域、友人関係などの児童生徒が置かれたさまざまな環境へ働きかけたり関係機関等とのネットワークを活用するなど、多様な支援方法を用いて児童生徒が抱える課題の解決を図ることにあります。

県教育委員会においては、本部町、宜野湾市、那覇市、豊見城市、与那原町、宮古島市の6市町教育委員会に本事業を委託し、小学校13校、中学校15校及び青少年センター等に20名のスクールソーシャルワーカーを派遣しております。

これまでの成果としまして、137名の児童生徒を対象に家庭訪問による相談への対応、ケース会議の開催や福祉機関への働きかけなど、学校、家庭、関係機関と連携し継続支援を行っているとの報告を受けております。

次に、全国学力テストの結果についてお答えいたします。

平成20年度全国学力・学習状況調査が4月22日に小学校では6年生を対象に国語、算数で、中学校では3年生を対象に国語、数学で実施されました。

調査結果は8月29日に公表され、本県は昨年度に引き続きすべての教科で全国最下位となっており、厳粛に受けとめております。

調査結果を昨年度と比較しますと、8教科中6教科で全国平均との差が縮まり、全国の約2倍あった無解答率も1.3倍と改善しております。これは、各学校の先生方の声かけや励まして児童生徒が最後まで粘り強く頑張ったことが功を奏し、その差が縮まったものと考えております。

また、生活や学習に関する意識調査においては、将来の夢や希望を持っている、いじめはどんな理由があってもいけない、国語、算数・数学の授業で学習したことは将来社会に出たときに役立つなどの項目で肯定的な回答が全国平均を上回り、本県児童生徒の前向きで素直な姿がうかがえます。

これらについては、児童生徒の学力向上の基盤となる力ととらえており、今後の学力向上対策を推進する上での重要なポイントであると考えております。

次に、今後の学力向上の取り組みについてお答えいたします。

県教育委員会としましては、全国学力・学習状況調査の結果を踏まえ、これらの課題改善に多様な視点から取り組むため、外部有識者による学校改善評価検討委員会を早期に立ち上げてまいります。8月には教育庁内に学力向上推進プロジェクトチームを立ち上げたところであり、全国学力・学習状況調査の分析・検討、学力向上主要施策の見直し、わかる授業づくりを中心とした教員研修の実施などに取り組んでまいります。

また、本県の小中学校教員の授業力向上を図り、児童生徒一人一人にわかる授業を構築するため、文部科学省の学力調査官等による示範授業と授業研究会の実施など授業改善に取り組んでまいります。さらに、先進県の視察・調査及び秋田県と小中学校教員の人事交流を通して、本県教師の指導力、授業の質の向上を図ってまいります。

県教育委員会としましては、今後の学力向上対策の取り組みの充実を図るとともに、学校、家庭、地域が一体となった県民総ぐるみの学力向上対策を強力に推進してまいりたいと考えております。

次に、スポーツ環境の整備等についてお答えいたします。

スポーツは心身の健全な発達に資するとともに、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成に役立つものであります。

県教育委員会としましては、平成15年に策定した沖縄県スポーツ振興基本計画に基づき、生涯スポーツ社会の実現に向けて総合型地域スポーツクラブの創設・育成、学校体育施設開放事業、沖縄県スポーツ・レクリエーション祭の開催等の事業を行っているところであります。

県立社会体育施設は、奥武山総合運動場に武道館や庭球場、弓道場など8施設、県総合運動公園に陸上競技場や体育館など8施設が整備され、多くの県民に利用されております。

現在、県においては平成22年に開催される全国高等学校総合体育大会に向け、奥武山水泳プールの改築、県総合運動公園陸上競技場等の改修工事を行っております。

次に、スポーツ・レクリエーション団体の育成等についてお答えいたします。

県民のだれもがいつでもどこでもスポーツに親しむことのできる生涯スポーツ社会の実現を図ることは極めて重要なことと考えております。

県教育委員会としましては、スポーツ・レクリエーション団体の育成と指導者の養成確保のため、スポー

ツ指導者養成講習会の実施、沖縄県スポーツリーダーバンクの作成、指導者対策事業等を行っております。

今後とも、県体育協会や市町村を初め関係機関・団体等と連携して、スポーツ環境の整備や生涯スポーツの振興に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 仲村未央さん。

〔仲村未央さん登壇〕

○仲村 未央さん それでは、会派社民・護憲ネットを代表して代表質問を行います。

まず、代表質問冒頭に当たって、台風被害に対する所感、お見舞いを申し上げたいと思います。

各地で被害に遭われた方々に心よりお見舞い申し上げますとともに、生活、産業への影響等から一日も早い復興・再建が図られるよう、また後ほど通告に従いまして、その対応についても伺ってまいりたいと思います。

特に、与那国町においては、9月12日の台風13号において24時間雨量が767ミリにも達するという記録的な豪雨に見舞われております。

先週19日、短い時間ではございましたが、会派を代表し、私仲村未央と仲宗根悟議員ともども与那国を訪れまして、町長を初め崎原議長、また職員の皆様、八重山支庁の皆様にも対応していただき御説明を賜りましたこと、感謝を申し上げながら質問につなげていきたいと思います。

それから、冒頭の所感、続いてもう一つ述べたいと思います。

短期政権が続いておりますが、そのことと知事の交際費の関連で少しだけ述べたいと思います。

知事の「ハイサイ仲井眞です」というホームページ、そこに知事の交際費が出ております。公表されております。

その中で何げなく見ておりますと、先月の8月6日、福田改造内閣が発足した際にお花を贈られている。これは防衛大臣と担当大臣である沖縄担当大臣にはそれぞれ5000円ずつの花束が毎回贈られるようですが、何とこの改造内閣への花束代が、お花代です。花代が42万円。こんなお花、42万円もあるんだということを単純に驚いたついでに、余りにも短期政権が続いているので、過去のお花代が幾らだったのかということもあわせて知事のホームページより見させていただきました。

そうすると、意外にも改造内閣のとき42万円だった花代が、昨年の9月の福田新内閣発足の際には12万円、さらに福田さんの前に、これも改造内閣です。安

倍さんの改造内閣で、知事が就任して1年足らずの中で改造内閣を行った安倍内閣ですが、これが24万円。こんなにも内閣に対するお花代が、結構基準もなく出されるものなのかなということを印象を持つと同時に、知事交際費の趣旨がそのホームページによりますと、県を代表して慶弔行事、病氣見舞い等を知事が行うものだということがあるものですから、それぞれその内閣に対する期待度がその額にあらわれたのか、改造内閣の方が大事だと思ったのか、そこら辺は質問通告はしていませんので質問にはなりません、今回の麻生内閣に対する知事の花代が幾らだったのかなということをまた関心を持って拝見していきたいというふうに思います。冒頭の所見にかえて。

それでは、質問通告に従いまして質問に入ります。

1点目、台風被害について。

(1)、台風13号による各地の被害状況、被害額等最新の報告を求めます。

また(2)点目、著しい被害を受けた与那国島の状況、ライフラインの復旧、被災者への生活支援等、県の対応について伺います。

先ほども冒頭申し上げましたが、お尋ねをしたところ、非常につめ跡が生々しく、こんなにも風や雨によって物が破壊されるのかということをおぼろげにはいられません。電線地中化の必要性、また道路等の決壊、迅速な対応が求められていると思います。さらに災害救助法などの適用には達しない、そういった部分での柔軟な対応、これもあわせて求められると思います。このあたりに関しましてぜひとも具体的な対応についてお伺いをいたします。

次に2点目、知事の政治姿勢について。

(1)番、去る6月議会では、県議選の結果を受け、県民の声に真摯に耳を傾ける姿勢を強調されていました。県行政の長として県議会の機関意思をどのように扱うべきと考えているかお尋ねをいたします。

(2)点目、県議会が名護市辺野古沿岸域への新基地建設に反対する意見書及び決議を可決したことを受け、知事は去る9月5日「普天間飛行場の移設に関する沖縄県の考え方」を発表されています。その内容は決議の趣旨を尊重する姿勢が一切感じられないものであります。従来の考え方の域を出ない主張を、あえて決議の後に出すという知事の姿勢は議会軽視、無視、挑戦と受けとめられるがいかがでしょうか。

3点目、知事の訪米計画について伺います。

(1)番、目的、日程、要請内容、要請先等について事業内容をお伺いいたします。

(2)点目、訪米計画に先立ち「普天間飛行場の移設に

関する沖縄県の考え方」を発表されました。双方に係はありますかお尋ねいたします。

(3)点目、県知事として「名護市辺野古沿岸域への新基地建設に反対する決議」の内容を最新の議会意思として米国側に伝える用意はありますか。

(4)点目、普天間の危険性の除去については、知事の持論、公約の3年閉鎖状態、これを主張することになりますでしょうか。

(5)点目、「在日米軍再編の確実な実施」が要請内容に盛り込まれています。米軍再編に対する知事の認識について伺います。県内移設を前提として中南部地域の返還がパッケージで合意されたことをどう評価していますか。

(6)点目、知事が建設条件としている沖合移動について、訪問先で聞かれたら何と答えるか。知事は国内問題という整理をしているようだが、発言の真意、認識をお尋ねいたします。

(7)点目、訪米の時期、今回の補正予算計上のあり方をどう考えていらっしゃるかお尋ねをいたします。

次に、教育行政についてであります。

(1)点目、全国学力・学習状況調査、いわゆる学力テストについて教育長の見解をお尋ねいたします。

去年、43年ぶりと言われて始まった——復活をしたというのでしょうか——学力テスト、去年の予算が77億円かかった。ことしが58億円かかったということで、その意義などに対していろんな評価、あるいは疑問、こういった声も出ております。

特に自民党の中からは、「無駄遣い撲滅プロジェクトチーム」というのがありますが、そこでは無駄な事業としての認定をされて、これを悉皆調査でやる必要があるのか、毎年この手法でやるぐらい、その予算を地方にむしろ回して教員のそういった具体的な人件費等、使い方、やり方、地方にその財源を振り向けるべきではないかというような意見が出ているようですが、教育長、この学力テストについての今の実施手法、意義などについてどのようにお考えでしょうか。

イ、今回の第2回学力テストの結果に対してどのような見解でしょうか。

それからウ、結果の公表に対する考え方、各市町村、これ去年は大体半分半分、公表・非公表いろいろ対応が分かれたようではございますが、今回の第2回の調査に当たっての各市町村の対応、また公表に対する基本的な教育長の考え方についてお尋ねをいたします。

(2)、幼稚園教育の充実について。

本県の独特な公立幼稚園教育、これは単年度5歳児の1年保育というものをすく、80%の就園率の高さ、これをもって長年続いてきているこの沖縄の特徴、小学校長が園長を兼ねるといようなこのような状況、これに対して教育長は6月の答弁では、「幼児教育振興アクションプログラム」を21年度までにつくるということでしたが、その内容、進捗についてお尋ねをいたします。

イ、市町村では幼稚園教育が予算の非常に厳しい環境にあります。中でも臨時教員の増加、劣悪な待遇等により現場は充実どころか維持に必死です。現状の把握と対応について伺います。

5点目、県立病院のあり方について。

総務省による「公立病院改革ガイドライン」が目指す基本的な考え方、改革の目的は何か伺います。

(2)点目、ガイドラインでは公立病院の果たすべき役割の明確化が求められていますが、本県における県立病院の役割、機能について伺います。

(3)点目、各公立病院の医師、看護師の不足の現状、運営への影響はどうなっていますか伺います。

(4)点目、県医療審議会あり方検討会の審議の進め方、県民、現場の生の意見の反映、情報公開等について伺います。

1回目終わります。よろしく申し上げます。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 仲村議員の御質問に答弁させていただきます。

まず、知事の政治姿勢の中で、県議会の機関意思の取り扱いについて知事の意見はどうかという御趣旨の御質問にお答えさせていただきます。

執行機関であります県知事と議決機関であります県議会は、県民の直接選挙によって選出され、相互に独立、それぞれが県民の負託にこたえて、県民の福祉向上のため一定の権限を執行するものと理解をいたしております。

したがいまして、県議会の意思を表明する決議につきましては、議会の権限を行使されたものと認識をいたしております。

私としましては、私が掲げました公約の実現に向けて着実に実行していくことが県民からの負託を受けた県知事としてその務めであると考えているところでございます。

次に、同じく政治姿勢の中で、「普天間飛行場の移設に関する沖縄県の考え方」の公表についての御質問にお答えしたいと思いますが、私は、在日米軍再編協

議などこれまでの経緯を踏まえますと、普天間飛行場の危険性を一日も早く除去するためには、キャンプ・シュワブに移設することが現実的な選択肢であると考えており、県民や議員各位に対しこのような私の考えを丁寧に説明しながら政策を推し進めていきたいと考えております。

「沖縄県の考え方」を取りまとめ公表しました趣旨は、普天間飛行場移設問題に対する私の姿勢が県民や県議会の皆様に必ずしも十分に理解されていないのではないかと感じられたものですから、移設の必要性や県の取り組み、そして今後の進め方などについて9月議会の前に公表いたしましたものでございます。

次に、訪米関係についての御質問の中で、訪米事業の内容についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

戦後63年の長きにわたりまして過重な基地負担を背負ってきました沖縄県にとりまして、米軍基地問題の解決は重要な課題であり、その解決促進のため米国政府や連邦議会、そして米軍司令部などの関係機関に沖縄県の実情を直接伝えることは意義があることだと考えております。

また、訪米では沖縄県の産業振興を図るため、米国企業等への県内誘致に向けたいわばトップセールスも行っていきたいと考えているところでございます。

要請内容としましては、まず、米軍基地の運用に伴う事件・事故の防止を強く要請したいと思います。特に、米軍人等の綱紀の粛正や教育の徹底などを強く求めてまいりたいと考えております。

さらに、日米地位協定の抜本的見直し、嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺における航空機騒音の軽減、普天間飛行場の危険性除去を求めますとともに、本県の基地負担の軽減につながる海兵隊要員等の兵力削減とグアムへの移転、普天間飛行場を含む嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還といった在日米軍再編合意の確実な実施を求めてまいりたいと考えております。

具体的な日程及び要請先につきましては、今後、外務省なども含め調整をしてまいり決定していきたいと考えているところでございます。

次に、同じく知事の訪米計画に係る御質問の中で、新基地建設に反対する決議、これは県議会の決議についての御質問にお答えをいたしたいと思います。

6月議会で採択された決議は、私とは普天間飛行場の問題に関する姿勢が異なっており、訪米の際に決議の内容を要請することは考えておりません。

次に、同じく訪米計画の中で、沖合移動が国内問題との認識についての御質問にお答えします。

県としましては、日米両政府が合意した案を基本にしながらも、地元の意向や環境に十分配慮し、可能な限り沖合などへ寄せてほしいということを日本政府に求めているところであります。

このような要求は、これまでの在日米軍再編協議の経緯を否定しているものではないことから、直接米国政府の関係者と協議する事柄ではないと考えており、国内問題であると考えているところでございます。

訪米先で沖合移動に関する質問が出た場合には、このような県の考え方を説明し、現在、日米両政府の合意案を基本にしつつ、位置の最終的な確定に向けて日本政府との間で調整を行っていることや、今後、環境影響評価手続の中で審査会の意見等を踏まえながら進めていく必要があることなどを説明したいと考えているところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） まず、台風被害について、台風13号による各地の被害状況についての御質問にお答えします。

台風13号による9月24日現在の石垣市の被害状況は、人的被害が2名、3世帯3名が自主避難いたしました。

被害見込み額は、土木関係が約800万円、農林水産関係が約1億3300万円になります。

竹富町の被害状況は、住家の一部損壊が6棟、土砂災害は1カ所、2世帯2名が自主避難いたしました。

被害見込み額は、土木関係が約1億9100万円、農林水産関係が約1億2300万円になります。

与那国町の被害状況は、住家の全壊が2棟、半壊が6棟、一部損壊が56棟、9世帯10名が自主避難いたしました。

また、ライフラインの被害では700世帯が停電し全世帯が断水しました。

被害見込み額は、土木関係が約1億6500万円、農林水産関係が約1億9700万円になります。

多良間村の被害状況は、農林水産関係の被害見込み額が約200万円になります。

次に、与那国島の被害状況とライフラインの復旧についてお答えします。

台風13号による9月24日現在の与那国町の主な被害状況は、住家の全壊2棟、半壊6棟、一部損壊56棟となっております。

また、道路ののり面の崩壊や電柱の倒壊、サンニヌ

展望台の土砂崩れなど、各地で大きな被害を受けております。

ライフラインの被害では、805世帯中700世帯が停電し全世帯が断水しましたが、電気、水道とも9月17日には全面復旧しております。

次に、知事の訪米計画についてのうち、知事訪米事業と「普天間飛行場の移設に関する沖縄県の考え方」の関係についてお答えします。

「沖縄県の考え方」を取りまとめ公表した趣旨は、普天間飛行場移設問題に対する県の考え方が県民や県議会の皆様に必ずしも十分に理解されていないようにも感じられたことから、移設の必要性や県の取り組み、そして今後の進め方などについて9月議会の前に公表したものであります。

訪米については、2月議会の際に知事から明らかにしたものであり、「普天間飛行場の移設に関する沖縄県の考え方」と直接関連するものではありません。

次に、3年めどの閉鎖状態の主張についてお答えします。

県としては、普天間飛行場の危険性を放置することはできないことから、同飛行場のヘリ等の運用を極力低減し、3年をめどに危険性の除去、騒音の軽減を図ることを機会あるごとに政府に対し求めているところであります。

今回の訪米に際しても日米両政府において十分に協議し、抜本的な改善策が講じられるよう、米国側に説明し求めていると考えております。

次に、米軍再編に対する認識についてお答えします。

米軍再編については、日本全体の抑止力の維持と沖縄を含む地元の基地負担の軽減を目的に協議が進められてきたところであり、全体として兵力や訓練の移転、施設の返還・整理・統合が盛り込まれるなど、米軍基地の整理縮小に向けた具体的な方策が示されております。

これが実現されれば、基本的には沖縄の過重な基地負担の軽減に大きく寄与するものと考えております。

一方、普天間飛行場の移設問題については、地元の意向を踏まえ早期に解決しなければならないと考えております。

次に、訪米の時期及び予算計上のあり方についてお答えします。

訪米の時期につきましては、最終的には国内外の情勢を見ながら外務省等とも調整の上、決定していきたいと考えておりますが、現在のところ米大統領選後の年明けの早い時期に行いたいと考えております。

次期政権のスタッフの人選や外交・防衛政策の調整が行われる時期に訪米し、政策形成に影響を持つ米側の関係者などに対し沖縄県の米軍基地問題を直接訴え実情を理解してもらうとともに、次期政権の米軍再編等に関する考え方等について情報収集や意見交換を行うことは、米軍基地問題の解決促進にとって大変重要だと考えております。

また、補正予算として計上した理由は、ことし2月に米海兵隊員による未成年者への暴行被疑事件が発生し、その後も米軍人等による事件・事故が相次いだことから、早期に訪米し米国関係機関等に対し地元の声を強く訴える必要があるとの考えによるものであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 台風被害との関連で、与那国島の被災者への生活支援についてお答えいたします。

与那国町においては、今回の災害により住宅の全壊2世帯、半壊6世帯の被害が発生しております。これらの被災者に対しましては、沖縄県災害見舞金支給要領に基づき、住宅の全壊世帯に対して3万円、半壊世帯に対して2万円から3万円の範囲で見舞金を支給する予定としております。

県としましては、与那国町と連携し、災害見舞金が速やかに支給されるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは、教育行政についての御質問で、全国学力テストの実施手法と意義についてお答えいたします。

全国学力・学習状況調査の実施主体は文部科学省で、参加主体は市町村教育委員会であります。

この調査は、全国的な状況との対比において各市町村教育委員会、学校がみずからの状況を把握し、指導改善のための資料として用いるために実施されているものであります。

県教育委員会といたしましては、本調査の意義を踏まえ、児童生徒の学力の状況と生活実態調査等との相関関係において、全国との比較を通して客観的に課題を把握し、改善策を策定するための資料として活用していきたいと考えております。

次に、第2回学力テストの結果についてお答えいた

します。

平成20年度全国学力・学習状況調査が4月22日に小学校では6年生を対象に国語、算数で、中学校では3年生を対象に国語、数学で実施されました。

調査結果は8月29日に公表され、本県は昨年度に引き続きすべての教科で全国最下位となっており厳粛に受けとめております。

調査結果を昨年度と比較しますと、8教科中6教科で全国平均との差が縮まり、全国の約2倍あった無解答率も1.3倍と改善しております。これは、各学校の先生方の声かけや励まして児童生徒が最後まで粘り強く頑張ったことが功を奏し、その差が縮まったものと考えております。

また、生活や学習に関する意識調査においては、将来の夢や希望を持っている、いじめはどんな理由があってもいけない、国語、算数・数学の授業で学習したことは、将来、社会に出たときに役立つなどの項目で肯定的な回答が全国平均を上回り、本県児童生徒の前向きで素直な姿がうかがえます。

これらについては、児童生徒の学力向上の基盤となる力ととらえており、今後の学力向上対策を推進する上での重要なポイントであると考えております。

次に、全国学力テストの公表についてお答えいたします。

文部科学省の「平成20年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」によると、調査結果の公表に当たっては、文部科学省は国全体の状況がわかるものを公表し、都道府県教育委員会は公立学校全体の状況についてのみ公表することとしております。

また、市町村教育委員会においては、学校の順位づけや過度な競争をおおるようなことにならないよう配慮しながらそれぞれの実態や特徴を分析し、積極的に情報を発信することで保護者、地域が一体となった地域ぐるみの運動の展開が期待できるものと考えております。

次に、幼児教育振興アクションプログラムについてお答えいたします。

平成21年度策定予定の幼児教育振興アクションプログラムの内容につきましては、国の幼児教育振興アクションプログラムに基づいて幼稚園・保育所の連携、3年保育、地域の幼児教育センターとしての子育て支援等のあり方について検討していきたいと考えております。

現在、現行の振興プログラムの検討・評価を行っており、今年度じゅうには外部有識者等を含めた「沖縄県幼児教育振興アクションプログラム作成委員会」を

立ち上げるなど、平成21年度の策定に向けて作業を進めていきたいと考えております。

次に、臨時教員の現状と対応についてお答えいたします。

公立幼稚園における教諭等の配置やその処遇については、設置者である市町村が行っております。

平成20年9月の県教育委員会での調査結果では、県内の公立幼稚園243園における正規採用教諭は551人で、そのうち休職者は51人、また、臨時的任用教諭は235人となっております。

県教育委員会としましては、全国都道府県教育長協議会を通して地方交付税措置の充実などを関係省庁に要請するとともに、幼稚園教諭の任用に当たっては、その給与費が地方交付税で措置されていることを踏まえ、今後とも市町村に対し適切な対応について助言をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 知念 清君登壇〕

○病院事業局長（知念 清君） 県立病院のあり方についてのうち、公立病院改革ガイドラインについてお答えします。

総務省が示した公立病院改革ガイドラインの基本的な考え方は、改革を通じ、公・民の適切な役割分担のもと、地域において必要な医療提供体制の確保を図ることにあります。

具体的には、県立病院の果たすべき役割、経営の効率化、再編・ネットワーク化及び経営形態の見直しの検討を通して持続可能な公立病院を築き上げることにあります。

続きまして、県立病院が果たしている役割・機能についてお答えします。

県立病院の役割は、民間医療機関で対応の困難な医療の提供、圏域の地域特性や医療機能を踏まえた医療の提供、その他公的医療機関として担う必要がある医療等を提供することであると考えております。

また、その当該役割を踏まえまして、県立病院は救命救急、周産期医療などの高度医療、重症精神障害者医療などの特殊医療、小児及び離島医療などの不採算医療、地域で不足する一般医療の提供など地域医療の確保、結核・感染症及び災害医療などの法令に位置づけがある医療、小児精神科医療などの先導的医療、医師等医療従事者の養成確保といった機能を担っております。

続きまして、県立病院における医師、看護師の欠員の現状と運営への影響についてお答えします。

医師の平成20年度の配置定数は364人で、9月1日現在351人を配置しており13人が欠員となっております。そのため、北部病院産婦人科は、他の医療機関からの紹介患者等に絞って診療を行っており、八重山病院耳鼻咽喉科はことしの2月から休止しております。

続いて、看護師については、平成20年度の配置定数は1649人で、9月1日現在92人が欠員となっております。そのため、中部病院では33床、南部医療センター・こども医療センターで14床休床しております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 県立病院のあり方に関する県医療審議会の審議の進め方等についてにお答えいたします。

県におきましては、県立病院のあり方について沖縄県医療審議会の答申を得て、平成20年度中に基本構想を策定することとしております。

具体的には、同審議会に設置される「県立病院のあり方検討部会」において審議を行うこととしており、8月26日に第1回会議、9月22日に第2回会議が開催されたところであります。

今後、月1回のペースで会議を開催し、年内に基本構想案を取りまとめ、パブリックコメント等の所要の手続きを経て、平成21年2月には基本構想を策定したいと考えております。

検討部会の会議は県民に公開しており、会議資料は、会議の都度、県のホームページで公表しております。議事要旨等を含む会議結果につきましても、会議終了後、可能な限り速やかに同様の手続きをとることとしております。

検討部会の会議には、各県立病院長も執行部の説明員として出席しており、第2回会議では直接意見の聴取がなされました。また、病院事業が抱える課題等について、病院現場の職員に対するアンケート調査も実施中であり、第3回会議で調査結果を説明する予定であります。

県民意見の反映につきましては、8月に県立病院の提供医療の評価や今後のあり方について民間医療機関に対しアンケート調査を実施したほか、基本構想案に対しましては、パブリックコメントを実施する予定であります。

これらの意見を踏まえながら基本構想を策定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 仲村未央さん。

〔仲村未央さん登壇〕

○仲村 未央さん それでは、再質問を行います。

在日米軍再編の確実な実施、この言葉に対してパッケージの評価をどうしていますかということに対して、どうも言葉を避けているように感じられます。

在日米軍再編の特徴はまさに全体がパッケージである、嘉手納以南の返還が海兵隊のグアムへの移転完了にかかっている。そのグアムへの移転はまさに普天間の移設、県内移設、そして日本の資金的な貢献にかかっている。これがすべてパッケージですよということが再編の中身、このことの評価をどうですかと知事にお尋ねしています。

そしてここで再編の確実な実施を求めるこの要請内容は、そのことを全体としてまさに確実に実施をしていくということを求めるという理解でよろしいですかということを聞いています。

そして2点目、決議との関連であります。

私の記憶によりますと、稲嶺知事はたびたび基地の過重負担に対する県民の不満・不安をよくマグマに例えて、いつ爆発してもおかしくないですよというような表現で日米政府に伝えていた、このように記憶をしています。

県議会の決議が言っているのは、基地の過重負担、固定化への懸念、市民投票の結果、環境への懸念、こういった県民の全体的な意向を呈して県内移設はこれ以上認められない、だから辺野古はだめなんだということを言っている。一部自分と違うということをおいてもなお、このような県民の声というのを、知事は代表者として当然アメリカ側に伝える、むしろこれは役目ではないかというふうに考えますがいかがでしょうか。

それから、その一方でみずからがこだわっている沖合移動については触れない、これが全く理解できない。米軍再編の確実な実施は全面的に理解をして容認をしながら沖合移動について触れないとなると、まさに合意どおり何の疑問もなくどうぞ手放しで歓迎します、実施してくださいという、そういったメッセージにしかないというふうに思いますが、それでよいのでしょうか。

そして、一方では政府と全くその地位協定に関しては、例えば立場が異なる。地位協定は日本政府は一度たりとも交渉のテーブルに上げない。けれども、知事はそれにこだわってなお沖縄からの声として直接言うという。一方では御自身がこだわっている沖合移動については、これは国内問題です。これでは何のために直接訪米して直訴するのかということのその中身、ま

さに二重基準ではないかというふうに考えられますがいかがでしょうか。

それから、台風被害について、現地では田原川のはんらんに関しては、これに対する予算が非常に厳しいということで県の二級河川への格上げを要望されています。この件に関していかがでしょうか。

2回目、答弁をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） ただいまの仲村未央さんの再質問に対する答弁は、時間の都合もありますので休憩後に回したいと思います。

20分間休憩いたします。

午後3時34分休憩

午後4時1分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

休憩前の仲村未央さんの再質問に対する答弁を願います。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 仲村議員の再質問にお答えしたいと思います。

4点あったと思うんですが、まず第1番目のパッケージであると認識しているかという御質問でしょうか、ちょっとこの質問の趣旨をもし取り違えておりましたらまた改めてあれしますが、これは辺野古への移設がパッケージだと、県内移設がパッケージになっていると、2005年の中間報告で言われていることはそういうふうに認識いたしております。

そして2番目で、新基地建設反対という御趣旨の6月県議会での決議につきましては、訪米したときにこれを持って行って説明したらどうかというふうな御提案でしょうか。そういうふうに理解いたしましたが、これは無論向こうで聞かれればこういう議会の決議がありますよということは申し上げますが、ただ私が皆さんの決議を持って向こうで話をしたり、説明する立場にあるとは思っておりません。立場にないと思っております。

それから3番目の、沖合への移動などなどについてはなぜアメリカで言わないのかという御趣旨の御質問だと思うんですが、これは県の条例であるとか環境アセス関係の法律、そして県の条例などなどに関連しても、アセスの中でもこれは最後の位置を含め、環境とか生活環境、自然環境も含めた調整といいますか動きというのは当然これは想定されますから、こういうものは提供する事業者たる政府といいますか、防衛省の責任においておやりになれば済むものだとは私思っておりますから、これは何も私の方であえてアメリカで

一々要求したり、説明する必要はないのではないかと
思っております。

それでいて日米地位協定については何でアメリカに
行って説明するのかという御趣旨の御質問だと思っ
ますが、これは無論知事会においても何回か——特に
外務省・外務大臣にもお会いして地位協定の抜本改正
について要求・要請をしているわけですが、議員が
おっしゃるようにほとんど取り上げる兆しというか、
態度というのが今のところありません。

ですが、これは現実に沖縄にある基地の運用に係る
事件・事故にもつながっているものだという事もあり
ますし、そしてこれこそ粘り強く日米両政府に対し
て沖縄の考えをきちっと——1回や2回で済むとは無
論思っておりませんが——政府に説明をし、特に人
権、環境というあたりはアメリカにおいては非常に敏
感な部分だと思いますから、そういうことも含め説明
をし理解を求めていきたいと考えているところです。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君） 田原川の二級河川拡
大についてお答えします。

まず、田原川は与那国町管理の準用河川でございま
す。特に今回の台風の被害につきましては、与那国町
が主体的に災害復旧を行うこととなっているわけでご
ざいます。

現在、隣接する町道の田原川線がございます。そこ
の公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づき、
現在災害復旧の申請を準備しているところでございま
す。

県としましても、速やかな災害復旧がなされるよう
連携し助言をしていきたいと思っております。

もう一点の二級河川の格上げのことでございます
が、二級河川に格上げするかどうかにつきましては、
まず与那国町の意向、それから河川整備の必要性、費
用対効果等の検討、県管理の必要性などなど項目ござ
いますので、総合的に判断してまいりたいと思ってお
ります。

以上でございます。

○仲村 未央さん 議長、休憩をお願いします。答弁の
確認があります。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時8分休憩

午後4時13分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 仲村議員の再質問の中で、
特に1番目のパッケージについて知事はどう評価して
いるかとそういうことですね。お答えしたつもりで
すが、あえて申し上げれば、実現されるべきだと評価
いたしております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 仲村未央さん。

〔仲村未央さん登壇〕

○仲村 未央さん 答弁の中で、私の発言の趣旨が
はつきりしないというような言い方があったものです
から、あえてその趣旨の確認をするために休憩をさせ
ていただきましたが、知事は、結局その要請項目にあ
る「在日米軍再編の確実な実施」ということは、文字
どおりその県内移設を前提とした決議の趣旨とは全く
違う、そういった米軍再編の内容をそのまま確実に実
施してほしいということを具体的に要望に行くと、そ
してみずからの条件等については触れない。

これで今回の訪米の中身であるというふうに理解を
していきたいと思えます。

○議長（高嶺善伸君） 照屋大河君。

〔照屋大河君登壇〕

○照屋 大河君 社民・護憲ネット、照屋大河です。

会派を代表して、質問を行います。よろしく願い
いたします。

大きい1番目、基地行政について。

(1)、米海軍原子力潜水艦の原子炉冷却水漏れ事故及
び原潜の寄港増加について。

去る17日、9月定例会冒頭の本会議において、「米
海軍原子力潜水艦の原子炉冷却水漏れ事故に関する意
見書・抗議決議」が全会一致で可決されました。

我々県議会が意見書と抗議決議の中で求めている6
項目について、日米両政府間の協議を通じて確実に履
行されるよう、知事として県としてしっかり対応して
いただくことを望みます。

そこで伺います。

ア、8月29日に米海軍が提出した原潜ヒューストン
の原子炉冷却水漏れ事故の調査結果、最終報告に対す
る県の評価を伺います。

イ、ホワイ・ビーチ周辺は良好な漁場であり、地
元勝連漁協は今回の事故を大変懸念をしております。
漁民や消費者の不安を払拭すべきと考えますが、原潜
事故に伴う影響について見解を伺います。

(2)、騒音被害問題について。

今月1日、県文化環境部より米軍の嘉手納・普天間
両飛行場並びに那覇空港周辺における2007年度航空機

騒音測定結果が発表された。測定の結果、普天間飛行場周辺では1日当たりの騒音発生回数が9測定局すべてで前年度より増加、嘉手納飛行場周辺でも嘉手納測定局で夜間飛行禁止の時間帯における騒音発生回数が前年よりも増加していることが明らかになった。

そこで伺います。

ア、2007年度航空機騒音測定結果における騒音増加の理由について県の分析を伺います。

イ、1996年の日米合同委員会における騒音規制措置合意から10年以上たって今なお改善されない騒音被害に対して、地元住民からは、知事が現場で殺人的爆音を実感し問題解決に動いてほしいとの声が上がっています。知事みずから現場に足を運び、騒音防止協定がほごになっている実態を把握する考えがあるか伺います。

ウ、基地が所在する自治体においては、市街地上空での米軍機の低空飛行や夜間飛行について独自に目視調査を実施しておりますが、米側に騒音防止協定の遵守や飛行経路の公表を求めるなど県として取り組みを支援していく考えはあるか伺います。

エ、未明離陸について、米軍は騒音防止協定の例外規定を理由としておりますが、県の考えについて伺う。また、例外規定の撤廃を日米両政府に求めていく考えはないか伺います。

オ、去る9月6日、全国の基地爆音訴訟原告団や準備会などが一堂に会し、「全国基地爆音原告団連絡会議（仮称）」が組織化されました。私は、嘉手納爆音訴訟原告団の一人として、今後渉外知事会と連携して政府への抗議・要請等ともに行動できないかと考えていますが、知事の見解について伺います。

(3)、9月11日発生的那覇空港における空自機パンク事故について。

この事故が原因で那覇空港は滑走路が閉鎖され、民間機約80便に目的地変更や出発遅延など乗客約1万5000人に影響が出たとの報道があり、沖縄観光へのイメージにも多大な悪影響を及ぼしたと考えております。

そこで伺います。

ア、事故当時の状況と今日までの関係機関から県に入っている情報を明らかにされたい。

イ、県が要請を行った事故原因の究明、安全管理の徹底、実効性のある再発防止策を早急に講じるなどへの航空自衛隊那覇基地の対応について伺います。

大きい2番目、原油価格高騰に関する緊急対策について。

県は、今議会提案の補正予算案に原油価格高騰対策

として約5億9000万円を計上しております。

以下、伺います。

(1)、緊急対策を講ずるに当たり、各業種・業界ごとの実態把握、意見聴取は十分に行ったか伺います。

(2)、漁業や交通・運輸業界からコスト上昇分の直接補てんを求める声に対し、今回間接的に支援する格好になった理由について伺います。

(3)番目については割愛いたします。

大きい3番、建築・土木行政について。

(1)、国発注工事などの県内建設業者の優先活用について、県の考え方、取り組みについて伺う。

(2)、改正建築基準法の厳格化に伴う住宅着工件数の減少に歯どめをかけるため、国が導入した図書省略認定制度について、県の説明会開催から3カ月を経過した8月18日段階で県内業者の活用例が1件もないことが明らかになった。

活用例ゼロの原因分析と活用促進のための方策について伺います。

(3)、土砂災害防止法に基づいて県が指定する土砂災害警戒区域は、県内の土砂災害危険箇所1032カ所のうち、わずか3カ所と全国最小の指定数にとどまっていることについて。

ア、法施行後7年が経過しているにもかかわらず、指定箇所が3カ所にとどまっている理由。

イ、区域指定のおくれによってハザードマップが作成されなければ対応が後手に回り、天災が人災となるおそれもあり、県として早急な取り組み強化が求められるところでありますが、今後、指定区域をふやす計画があるか伺います。

大きい4番目、福祉・教育行政について。

(1)、後期高齢者医療制度について。

去る6月の定例会において知事及び県当局は、制度の見直しで対応していくとの答弁に終始しました。議会においては廃止を求める決議が可決され、その後も1600名余の参加者による反対集会在8月22日県民広場にて開かれるなど、多くの県民の批判がある中、なぜ県が制度維持にこだわるのか全く理解できない。いま一度県民が納得できる説明を求めます。

(2)、認可外保育園の待機児童対策について。

沖縄振興特別対策調整費を活用した認可化促進の基金設置によって、どの程度待機児童の解消が期待できるのか伺う。

(3)、就学援助について。

就学援助を受けている県内小中学校の児童生徒の割合が2007年度は過去最高の14.3%となったことが県教育庁のまとめで明らかになった。受給者は上昇の傾向

にあるとのことであり、そこで伺います。

ア、受給者の増加について県はどのように分析をしているのか伺う。

イ、平等に教育が受けられる機会や進学を保つため、奨学金制度の整備などが重要と考えるが、県としてどのような対応策を検討しているのか伺います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 照屋県議の御質問にお答えいたします。

まず基地行政についての御質問で、知事が殺人的な騒音を実感し問題解決に動いたらどうか、現場視察についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

私は、これまで嘉手納飛行場及び普天間飛行場を含む各米軍施設を視察し、その実情の把握に努めてきたところでございます。

航空機騒音につきまして県としましては、引き続きあらゆる機会を通じ、日米両政府に対し騒音の軽減を粘り強く働きかけていきたいと考えており、私もできる限り現地を訪問し状況を把握していきたいと考えているところでございます。

次に、建築・土木行政に係る御質問の中で、県内建設業者の優先活用についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県における建設産業は、沖縄県の経済と雇用を支える重要な基幹産業であります。近年の建設投資の減少及び受注競争の激化など厳しい経営環境に直面いたしております。

このため、受注機会の拡大を通して県内建設産業の活性化及び雇用の拡大・改善を図る観点から、国等が発注する公共工事の地元優先発注及び県産資材等の利用拡大を促進するため、9月18日に沖縄総合事務局、沖縄防衛局に直接要請を行いました。また、9月11日には安里副知事及び関係部長が内閣府を初め国土交通省、農林水産省、防衛省へ要請を行っております。その結果、沖縄総合事務局から一般競争入札における参加資格要件の経営事項評価点引き下げや、総合評価における評価項目の見直しによる県内企業への受注機会拡大の具体策が示されたところであります。

今後の受注率向上に向けた取り組みについて、今回の要請の結果を見ながら、さらに必要な行動を検討してまいりたいと考えているところでございます。

次に、同じく建築・土木行政に係る御質問の中で、図書省略認定制度が活用されていない原因などなどに

関する御質問にお答えいたします。

図書省略認定制度は、国の支援のもと沖縄に限定をし、国土交通大臣からことし4月に認定されました。

同制度は、構造計算を簡略化し、構造計算適合性判定が省略される制度となっております。しかしながら、認定後間もないことや一定のルールに従って設計を行う必要があることから、十分に活用されていない状況にあります。現在、同制度を活用した建築確認申請は2件受け付けられ、審査中であります。

県は、これまでに建築関係者に対し、本島及び宮古・八重山で合わせて14回の説明会を開催するとともに、本庁及び各土木事務所等におきまして相談窓口を設置しその周知を図ってきたところであります。

今後も建築設計者の意見を取り入れ、国と連携をして図書省略認定の改善及び同制度の周知を図り、なお一層の利用促進に努めてまいる所存でございます。

次に、福祉・教育行政に係る御質問の中で、後期高齢者医療制度に対する県の見解についての御質問にお答えいたします。

我が国の医療保険制度は、少子・高齢化が急速に進展し、経済が低成長へ移行している中で、医療費の高騰、同制度を支える現役世代の負担の増大、医療に対する国民のニーズの多様化・高度化への対応など、皆保険制度を維持する上で大きな課題に直面いたしております。

このような中で、後期高齢者医療制度につきましては、医療制度改革の一つとして老人保健制度で課題となっていました市町村国保等保険者の負担の増大を解消しつつ、国民全体で高齢者の医療を支えていくため、長年の議論のもとに創設されてきたものでございます。

県としては、後期高齢者医療制度について、皆保険制度を堅持していくために重要な制度であると認識をいたしておりますが、今後、国のさまざまな検討の推移を見守りつつ、県内の高齢者がさらに安心して医療が受けられるよう必要な改善を要望していくことといたしております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 基地行政についての御質問のうち、原潜事故の米側最終報告に対する県の評価についてお答えします。

外務省を通じ発表のあった米側の最終報告通報によれば、微量の放射能が放出された可能性があると考え

た原因は、閉じられたバルブの１つからの水のしみ出しであったとのことであります。

しみ出した水に含まれる放射能は、人間の健康、海洋生物あるいは環境に対して悪影響を及ぼさないとのことではありますが、たとえ微量であっても原子力潜水艦の放射能を含む冷却水の漏えいは県民に不安を抱かせるものでまことに遺憾であり、より具体的な原因の公表が必要であると考えております。

県としては、すべての原子力艦の安全対策及び再発防止策の徹底を図り、このようなことが再び起こらないよう、安全性の確保にはこれまで以上に万全を期していただきたいと考えております。

次に、基地所在自治体の取り組みへの支援についてお答えします。

県は、去る９月10日及び18日に県内の米軍を初め日米両政府に対し、航空機騒音の軽減措置をとることや、航空機騒音規制措置の厳格な運用等について要請したところであります。

また、去る９月４日及び８日から９日においても、軍転協を通じ、米軍を初め日米両政府に対し、航空機騒音規制措置の趣旨を徹底し、航空機騒音の軽減を図るよう要請したところであります。

県としては、引き続き関係市町村と連携を図りながら、米軍を初め日米両政府に対し航空機騒音の軽減を粘り強く働きかけていきたいと考えております。

次に、航空機騒音規制措置についてお答えします。

米軍は、航空機騒音規制措置を遵守しているとしておりますが、県としては嘉手納飛行場及び普天間飛行場の周辺地域においては、依然として環境基準を超える騒音が発生していると考えており、また嘉手納飛行場における深夜・早朝の航空機の離着陸は周辺住民に多大な影響を及ぼしており、騒音防止効果が明確にあらわれていない状況にあると考えております。

県は、去る９月10日及び18日にも県内の米軍を初め日米両政府に対し、航空機騒音の軽減措置等について要請したところであり、引き続きあらゆる機会を通じ、日米両政府に対し騒音の軽減を粘り強く働きかけていきたいと考えております。

次に、全国基地爆音訴訟原告団連絡会議と渉外知事会との連携についてお答えします。

御質問中の全国基地爆音訴訟原告団連絡会議については、報道により承知しておりますが、県としては訴訟の状況も含めその活動を見守っていききたいと考えております。

次に、自衛隊パンク事故の情報についてであります。が、県は９月11日13時20分ごろ、那覇空港においてF

4 戦闘機１機が訓練を終了し着陸した際、左主脚のタイヤがパンクし、タイヤの破片等の回収のため、12時50分から滑走路が閉鎖されたとの連絡を航空自衛隊那覇基地から受けております。

その後、那覇空港事務所へ民間航空機への影響等を照会したところ、13時52分に滑走路の閉鎖が解除され、最終的に121の便に遅延や欠航などがあったとのことであります。

また、航空自衛隊那覇基地から、那覇基地にあるすべてのF 4 戦闘機の安全点検及び隊員への所要の教育を実施した後に飛行訓練を再開する旨の連絡を受けたところであります。

次に、県の要請への航空自衛隊の対応についてお答えします。

県は、事故に関する情報を受け、航空自衛隊に対し、事故原因の究明、実効性のある再発防止策及び事故の細部の情報提供を要請しました。

航空自衛隊によると、パンクの原因については現在細部を調査中であるが、着陸した際、一時的にタイヤがロックした状態になったため、タイヤの一部に負荷が発生しパンクに至ったものと推定されとのことあります。また、事故後、９月17日までの間に那覇基地にあるすべてのF 4 戦闘機の安全点検及び隊員への所要の教育を行い、点検では異常は見つからなかったとのことあります。

さらに、再発防止対策として、関係する全隊員に本事案に関する教育を実施するとともに、タイヤ及びブレーキの点検については、これまで以上に入念に実施するよう徹底しているとのことあります。

なお、細部調査の結果により必要に応じさらなる再発防止対策を講ずるとのことあります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 護得久友子さん登壇〕

○農林水産部長（護得久友子さん） それでは基地行政についての御質問で、原潜事故に伴う影響についてにお答えいたします。

文部科学省が平成20年９月２日に発表した「原子力艦放射能調査における分析結果」によると、金武湾、中城湾及びその周辺海域で採集した海産生物の分析結果は、これまでの放射能水準と同程度であり、異常は認められないとのことあります。

次に、原油価格高騰に関する緊急対策についての御質問で、漁業者への県の支援についてにお答えいたします。

国の省燃油操業実証事業は、燃油消費量を１割以上

削減する操業の実証を行う漁業者グループに対し、平成19年12月の価格を基準にして燃油費の増加分を国が助成する内容となっております。このため県では、本事業にできるだけ多くの漁業者が参加できるような条件整備を図るため、9月補正予算で燃油削減に役立つ船底清掃への助成に要する予算を計上しているところでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 基地行政との関連で、航空機騒音測定結果についてお答えいたします。

平成19年度航空機騒音測定結果によりますと、嘉手納飛行場周辺においては、15局中9局で環境基準を超過しており、うるささ指数は前年度とほぼ横ばいで、騒音発生回数は15測定局中12局で前年度と比較して減少しております。

また、普天間飛行場周辺におきましては9局中3局で環境基準を超過しており、うるささ指数はわずかな増加も含めると9局中7局で、また騒音発生回数は9局すべてで前年度より増加しております。

騒音の増減の理由としましては、嘉手納飛行場では、F15戦闘機の飛行停止措置の影響と考えられ、普天間飛行場ではF18戦闘機等の外来機の飛来や訓練による影響と考えられます。

県としては、今後とも関係市町と連携し、航空機騒音の監視測定を継続し、騒音の状況を把握し、航空機騒音の軽減に努めていきたいと考えております。

次に、原油価格高騰に関する緊急対策との関連で、各業種・業界の実態把握、意見聴取についてお答えいたします。

最近の原油等の価格高騰につきましては、県民生活及び中小企業への影響を初め、農林水産業、建設業、運送業等の各産業分野の多方面にわたり深刻な影響を及ぼしております。

県としましては、原油価格高騰による影響を最小限に抑制するために、7月22日に沖縄県原油価格高騰対策連絡会議を設置し、7月25日と9月5日の2次にわたり、原油価格高騰緊急対策を取りまとめホームページ等により県民及び関係機関への周知を図っているところでございます。

その対策を講じるに当たっては、農林水産団体、経済団体等の各種団体からの陳情・要請等を踏まえ、また、地域の商工会議所等を通して、建設業者、運輸業者、クリーニング業者等への実態調査や意見聴取を行ったところでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） 原油価格高騰に関する緊急対策について、運輸事業者への直接支援についてお答えいたします。

運輸事業者への直接支援につきましては、公共性・公益性、限られた行政資源の効果的・効率的な活用などの観点から、困難であると考えております。

県におきましては、原油高騰により資金繰りが厳しくなっている事業者に対する融資制度として原油高騰対策支援資金を創設し、運輸事業者についてもこの支援資金の活用を促しております。

また、国において平成20年8月に策定された「安心実現のための緊急総合対策」では、運輸事業関連について、省エネ車両・機器等の導入促進等の各種施策が示されたところであり、県としての対応を検討していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君） 土木建築行政についての御質問の中の、指定数が3カ所にとどまっている理由についてお答えをいたします。

土砂災害防止法は、土砂災害から国民の生命及び身体を守ることを目的とし、平成12年度に制定された法律であり、土砂災害警戒区域等の指定は同法に基づいて行われるものであります。

県におきましては、平成13年度から土砂災害警戒区域指定に向けた調査を開始し、平成19年度までに450カ所を終えており、平成22年度までに危険箇所全体の1032カ所について調査を完了する予定であります。

区域指定に関しては、調査を終えた箇所から各市町村と調整の上、より優先度の高い区域について住民説明会を行い指定作業を進めておりますが、法の周知や各市町村の推進体制等の課題もあったこと、また、多くの箇所が既に市街化、宅地化した箇所での指定となり、住民の理解を得ることに時間を要していることから、指定が進んでいない状況にあります。

続きまして、区域指定の計画についてお答えをいたします。

土砂災害警戒区域については、今年度に入り4カ所の区域指定を終えており、9月16日時点で南風原町、浦添市、沖縄市、豊見城市の4市町で計7カ所の指定となっております。

現在、各市町村と連携し区域指定に向けた説明会を

進めていることから、今年度末には計35カ所の区域指定を予定しており、引き続き区域指定に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 福祉・教育行政についての、沖縄特別振興対策調整費を活用した認可化促進策による待機児童解消の効果についてにお答えいたします。

沖縄特別振興対策調整費を活用した待機児童対策特別事業では、まず平成20年度において待機児童実態調査を実施し、その結果と市町村の意向を踏まえて認可化促進計画を策定いたします。

この計画に基づいて市町村が認可化することとした施設に、運営費や施設整備費を助成し認可化を促進することで、平成23年度までに約3600人の定員増を想定しております。これとあわせて、既存制度での整備でも定員増を図り、待機児童の解消に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは、福祉・教育行政についての御質問で、就学援助の増加要因についてお答えいたします。

就学援助制度は、経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、市町村が学用品や医療費等を援助し、義務教育の円滑な実施を図るものであります。

平成19年度において就学援助を受けている児童生徒の数は、2万1490人となっており、近年増加傾向にあります。

受給者数の増加要因としては、母子家庭の増に伴う児童扶養手当受給者の増、企業の倒産やリストラ等経済の変化、市町村による就学援助制度の周知等が考えられます。

次に、県の対応策についてお答えいたします。

県教育委員会としましては、市町村教育委員会へ通知をし就学援助事業の適切な実施を促しているところであります。

また、全国都道府県教育長協議会等を通じ、就学援助の充実を関係省庁へ要請しているところであり、今後とも教育の機会均等の確保のため、市町村において必要な就学援助が行えるよう、十分な財源措置を国に働きかけていきたいと考えております。

なお、県立高等学校においては、授業料等の減免措置や奨学金制度により有為な人材の育成に努めているところであり、今後ともこれらの制度がより効果的に活用されるよう、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 照屋大河君。

〔照屋大河君登壇〕

○照屋 大河君 再質問を行います。

まず、原潜について、ホワイト・ビーチの件ですが、安里副知事、去るアルゼンチン・南米の100周年に際しての訪問、本当に御苦労さまでした。

その移民先の皆さんの苦労とか、ふるさと沖縄に対する思いなどを感じてこられたと思うんですが、このホワイト・ビーチについて、こういう歴史があるんですよ。戦後間もないころ、ハワイの移民の皆さんが沖縄の現状を考えて、550頭の豚を沖縄に送ってきたと。その到着したのがこのホワイト・ビーチなんですね。

時の沖縄県知事——うるま市具志川赤道、私の住む赤道出身の——志喜屋孝信知事だったんですが、この戦後米軍支配の中、米軍から配られる缶詰やそういうもので沖縄人を消費になれさせると、生産への意欲を奪う。沖縄人の誇りと文化は失われ、人権は奪われ、土地を奪われというそういう状況の中、この550頭の豚に対して、米軍支配からの米軍依存からの脱却だということで非常に喜んだという歴史があります。

その歴史を紹介した上で今ですが、地元議会がそれから市長が地元住民が反対する中、繰り返し原潜の入港が行われる。事故が発覚してなお原潜の寄港が繰り返されているわけです。

去る6月の定例会において仲井眞知事は、私の原潜寄港増加を指摘し寄港反対を求める質問に対して、日米安全保障体制を認める立場から寄港を容認するという答弁を行っておりますが、この答弁の後、間もなく発覚した事故においていろんな情報が出てきたわけですが、私たち県議会においても抗議決議をし、意見書を可決し、去る22日には関係要路に要請に参りました。

この段階で、定期点検の時期や内容も明らかにできない、入出港通報の事前公表中止や中止措置を解除することもできないと言う。それから寄港増加の理由についても明らかにできない。それから防災訓練等の確立もない、さまざまにホワイト・ビーチのあり方の問題点が出てきたわけです。含めて米側との協議の中で、過去に密約という文書の発見もあります。

今考えて、去る議会での知事の安保体制を認める立場において寄港容認だという発言は、今回こういう状況にありながら、市民の安全や県民の安全が確保されていない状況なんですよ、今の状況では。そんな中、振り返ってみれば、やはりあの発言は無責任ではないかと考えていますので、いま一度知事の答弁を求めます。

それから次に爆音被害について、何度か現地の実態把握に努めてきたということですが、文化環境部の結果においても示されるとおり、その軽減には今至っていないわけですね。しかも普天間や嘉手納地域において、低出生体重児現象とか早産児の出生率が高いとかというそういうことも示されているわけですから、しっかりと毅然とした対応を今後もやっていただきたいというふうにこれは要望しておきます。

次に、F4戦闘機のパンク事故について。

飛行再開からわずか数日において嘉手納基地に緊急着陸するという事態が起こっています。現在でも自衛隊の共同使用により、民間機の離発着の遅延に影響のある那覇空港の現状について那覇市議会は民間専用化を求める意見書を全会一致で可決しております。

午前中の答弁において企画部長、現在進めている那覇空港のあり方ですね、国は自衛隊との共同使用を検討していると。県の立場において安全性が確保されることが必要であるということだったんですが、先ほどあった那覇市議会の意見書にこたえる形で民間専用化を県として打ち出していくのか、その点について答弁を求めます。

続いて、原油高騰対策について。

補正予算が提案された直後の22日、JAおきなわは独自財源から緊急対策として5億円を投じるとの発表がありました。一方、ダンプカーの運転手の皆さんがきのう15年ぶりにデモ行進を行ったということもあります。

先ほど直接支援的なものは厳しいという答弁でありましたが、実態を把握して新たにそれ以外に対応できるものがないか、今後も検討をしていただきたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時58分休憩

午後5時3分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） それでは再質問で、原

子力潜水艦の寄港に反対すべきではないかという趣旨の再質問にお答えします。

県としては、日米安全保障体制を認める立場から、原子力潜水艦の寄港について政府の方針に基づき寄港を容認するものではありませんが、日米両政府においては原子力潜水艦の安全性の確保にこれまで以上に万全を期していただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） 那覇空港の民間専用化についての再質問にお答えいたします。

現在進めております那覇空港滑走路の拡張整備につきましては、自衛隊が将来も現状のとおり利用するというを前提に検討しておりまして、県としましては自衛隊機と民航機の運用につきまして、その効率性・安全性が最低限確保される必要があると考えており、民営化については検討しておりません。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 原油等の価格高騰に対する支援策についての再質問にお答えいたします。

原油等の価格高騰に対する支援策につきましては、国の原油価格高騰対策や沖縄県原油高騰対策連絡会議における議論を踏まえ、緊急に実施すべき対策を決定したところであります。

今後につきましては、現在国において「安心実現のための緊急総合対策」の中でもその対策を示しております。

県としましては、現在その具体的な内容の把握に努めているところであり、今後「安心実現のための緊急総合対策」の具体的な内容が明らかになった段階で、県においても適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 照屋大河君。

〔照屋大河君登壇〕

○照屋 大河君 原潜について、去る議会とほぼ同じ答弁なんですよ。その後の事件・事故、それから米側の対応をもってしても今なおまた同じような答弁になるのでしょうか、伺います。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時7分休憩

午後5時11分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 今回の原子力艦の事故を受けて、県としても軍転協と一緒にあって日米両政府に要請を行っておりますが、その際に本県に寄港するすべての原子力艦の点検及び安全性の確保に今以上に努めるということとあわせて、今回のヒューストンの安全点検が不十分であると、原因がきちんと明らかにされていないということも受けまして、今後原子力潜水艦は安全が確認されない限り、本県に寄港さ

せないことを日米両政府にも求めていきたいというふうに考えております。

○議長（高嶺善伸君） 以上で本日の代表質問は終わりました。

本日の日程はこれで終了いたしました。

次会は、明26日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後 5 時 13 分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 嶺 善 伸

会議録署名議員 島 袋 大

会議録署名議員 照 屋 大 河

平成20年 9 月26日

平成20年
第 3 回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第 3 号）

平成20年
第 3 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第3号）

平成20年9月26日（金曜日）午前10時1分開議

議 事 日 程 第3号

平成20年9月26日（金曜日）

午前10時開議

第 1 代表質問

本日の会議に付した事件

日程第1 代表質問

出 席 議 員（48名）

議 長	高 嶺 善 伸 君	24 番	前 島 明 男 君
副議長	玉 城 義 和 君	25 番	新 垣 良 俊 君
1 番	上 原 章 君	26 番	仲 田 弘 毅 君
2 番	島 袋 大 君	27 番	照 屋 守 之 君
3 番	中 川 京 貴 君	28 番	辻 野 ヒロ子 さん
4 番	桑 江 朝千夫 君	29 番	嶺 井 光 君
5 番	平 良 昭 一 君	30 番	當 間 盛 夫 君
6 番	仲 村 未 央 さん	31 番	当 銘 勝 雄 君
7 番	照 屋 大 河 君	32 番	渡嘉敷 喜代子 さん
8 番	渡久地 修 君	33 番	前 田 政 明 君
9 番	上 里 直 司 君	34 番	玉 城 ノブ子 さん
10 番	瑞慶覧 功 君	35 番	赤 嶺 昇 君
11 番	奥 平 一 夫 君	36 番	比 嘉 京 子 さん
12 番	吉 田 勝 廣 君	37 番	金 城 勉 君
13 番	當 山 眞 市 君	38 番	糸 洲 朝 則 君
14 番	吉 元 義 彦 君	39 番	翁 長 政 俊 君
15 番	座喜味 一 幸 君	40 番	浦 崎 唯 昭 君
16 番	佐喜真 淳 君	41 番	池 間 淳 君
17 番	玉 城 満 君	42 番	新 垣 哲 司 君
18 番	仲宗根 悟 君	43 番	具 志 孝 助 君
19 番	崎 山 嗣 幸 君	45 番	新 里 米 吉 君
20 番	西 銘 純 恵 さん	46 番	嘉 陽 宗 儀 君
21 番	山 内 末 子 さん	47 番	新 垣 安 弘 君
22 番	新 垣 清 涼 君	48 番	大 城 一 馬 君

説明のため出席した者の職、氏名

知 事	仲井眞 弘 多 君	総 務 部 長	宮 城 嗣 三 君
副 知 事	仲 里 全 輝 君	企 画 部 長	上 原 良 幸 君
副 知 事	安 里 カツ子 さん	文化環境部長	知 念 建 次 君
知 事 公 室 長	上 原 昭 君	福祉保健部長	伊 波 輝 美 さん

農林水産部長	護得久 友 子 さん
観光商工部長	仲 田 秀 光 君
土木建築部長	漢 那 政 弘 君
企業企画統括監	金 城 敏 樹 君
病院事業局長	知 念 清 君
会計管理者	福 治 嗣 夫 君
知事公室	上運天 昂 君
秘書広報統括監	
総務部	名渡山 司 君
財政統括監	

教育委員会	伊 元 正 一 君
委員長	
教 育 長	仲 村 守 和 君
公安委員会委員	翁 長 良 盛 君
警察本部長	得 津 八 郎 君
労働委員会会長	比 嘉 正 幸 君
人事委員会	伊 礼 幸 進 君
事務局	
代表監査委員	又 吉 春 三 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局 長	長 嶺 伸 明 君	主 査	中 村 守 君
次 長	遊 佐 信 雄 君	主 査	佐久田 隆 君
議事課 長	嘉 陽 安 昭 君	主 査	大 城 佳 美 さん
課 長 補 佐	平 田 善 則 君	主 査	金 城 悦 子 さん

○議長（高嶺善伸君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

説明員として出席を求めた公安委員会委員長幸喜徳子さんは、別用務のため本日及び29日から10月1日までの会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として本日及び30日の会議に公安委員会委員翁長良盛君、29日及び10月1日の会議に同委員会委員安里昌利君の出席を求めました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第1 代表質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。
前島明男君。

〔前島明男君登壇〕

○前島 明男君 おはようございます。

浦添市区選出、公明党・県民会議の前島でございます。

会派を代表して質問をさせていただきますが、まずは、台風13号で被害に遭われたすべての皆様方に心からお見舞いを申し上げ、一日も早い復旧を願うものであります。

それでは質問に入ります。

1番、台風13号の被害状況と今後の対策について伺います。

与那国島を暴風域に巻き込んだ台風13号は、激しい風雨で45時間もの長時間、島民を恐怖にさらし、被害総額3億2800万円余の大きな傷跡を残しました。

我が党は、台風通過後直ちに——17日——与那国島を訪問し被害状況を視察し、知事に対し緊急対策を申

し入れたところであります。知事御一行も同じ日に同島を訪問されたとのことですので、素早い行動に敬意を表したいと思えます。

どうぞ当局におかれましては、台風被害に対する救援策を適切かつ早急に講じるとともに、被災者の方々が一日も早く生活再建に臨めるよう特段の御配慮を願うものであります。

そこで、次の質問を行います。

(1)、各地域の被害状況はどうなっていますか。

(2)、被害を最小限に食い止める抜本的な対策は何ですか。

(3)、毎台風で同じようにやられている水道、電気などのライフラインの抜本的な保護対策はないのですか。

(4)、台風被害者への支援はどうなっていますか。

大きな2番、知事の政治姿勢について伺います。

仲井真知事は、2006年11月の就任以来、はや2年近くになろうとしておりますが、他府県にない過重な基地負担を強いられながら、諸課題の解決に全力で取り組んでこられました。このことに関しては高く評価をするものであります。しかしながら、必死の努力にもかかわらずなかなか進展しない課題も見受けられます。

そこで、次のことについて伺います。

(1)、基地問題について。

2004年8月13日、この日は米軍海兵隊普天間基地所属のヘリコプターが沖縄国際大学に墜落した日であります。あの日の記憶はいまだに鮮明に残っております。

あの日は、私ども公明党の県議を含め県内全市町村

議員が中部の浜比嘉島で研修のさなかでありました。墜落の報を受けて、ちょうど沖縄入りしていた我が党の浜四津代表代行が他党に先駆けて現場へ急行いたしました。あれから早くも満4年が経過しております。

しかしながら、騒音や危険性は一向に改善されておらず、不安は募るばかりです。いつになったら平穏な生活が取り戻せるのか。

そこで、次のことを伺います。

ア、普天間飛行場の危険性除去の取り組み状況と、3年間で閉鎖状態にすることについてはどうですか。

イ、海兵隊員8000人、家族を含めると1万7000人余のグアム移転計画の実施はどうなっていますか。

ウ、嘉手納以南の返還予定地の進捗状況はどうですか。

エ、返還後の土壌汚染対策計画はどうなっていますか。

オ、原子力潜水艦の寄港について、知事の考え方を伺います。

(2)、知事の訪米について伺います。

米軍基地問題の解決促進を図るには、日本政府ばかりでなく米国政府、連邦議会、米軍関係者並びに米国民に対し直接本県の現状を訴え、沖縄の基地問題への理解と協力を求めていくことが重要であります。これまで11回にわたり歴代の県知事による訪米要請活動が実施されておりますが、目に見える形での成果はなかなか上がっていないように思われます。しかし、今回の仲井眞知事には大きな成果を期待し、次のことを伺います。

ア、訪米の趣旨、目的は何ですか。

イ、いつの時期か、それはなぜですか。

ウ、外交交渉として、外務省を通さずみずから訪米する意義をどう考えているか伺います。

大きな3番、緊急経済対策について伺います。

直近の消費者物価指数(6月)を見ますと、前年同月比1.9%上昇。このうち生活必需品に限れば5.5%も上がっています。7月には電気料金が0.9から2.4%値上げされるなど、公共料金を初め生活用品や食品の値上げが私たちの生活を圧迫しております。

今問題なのは、給与がふえずに可処分所得が減る一方で相次ぐ物価高が家計を直撃していることであります。このまま深刻な物価高が続けば景気後退を加速させかねません。まさに今、消費の下支えと生活防衛が極めて重要だと考えます。

そこで、次のことを伺います。

(1)、物価高対策についてであります。

ア、生活者支援を最優先で考えるならば、家計を潤

す定額減税は必要だと思うがどうですか。

イ、低所得者対策として、高齢福祉年金の受給者や生活保護世帯などに対しては、臨時福祉特別給付金を支給し、年金額を上乗せすることも必要だと思うがどうですか。

(2)、中小企業対策について。

昨年顕在化した米国のサブプライムローン問題や米国の大手証券会社「リーマン・ブラザーズ」の破綻は、全世界に金融不安を広げております。その金融不安の影響を最も受けているのが中小企業であります。

そのようなことから、私も公明党は、中小零細企業の生の声を聞くために約2週間をかけて緊急アンケート調査を実施いたしました。551社の協力を得たアンケートの分析結果が出ましたので、早速、けさ一番で仲井眞知事に要請をいたしました。近々国へも沖縄の実情を訴える予定であります。

アンケートの結果内容であります。原油、原材料価格の高騰により経営が苦しい上、貸し渋りや運転資金も貸さない貸しどめに遭い、まさにがけっ縁に立たされている状況であります。一刻も早く中小企業の命綱である融資を拡大し、資金繰りを支援していかなくてはなりません。

そこで、次のことを伺います。

ア、原油高に伴う燃料負担の大きい業種への支援はどうなっていますか。

イ、貸し渋り、貸しはがしの現状と対策はどうなっていますか。

ウ、県中小企業の振興に関する条例に基づく緊急対策はどうなっていますか。

大きな4番、福祉医療行政について伺います。

行政の根幹をなす福祉や医療が充実していれば、先進国や先進県と評価されます。

我が国は北欧諸国と比べますとかなりの開きがあるように思います。一方、県内に目を向けますと、長い間の米国施政権下の影響がいまだにあらゆる面に残っており、ハード面は一応本土並みに整備されたものの、ソフト面においてはまだまだ追いついていないのが現状だと認識しております。特に医療、福祉、教育の面ではまだ差があるように思います。よって、さらなる支援を政府に求めていく必要があるものと考えます。

そこで、次のことを伺います。

(1)、認可外保育園対策についてであります。

公明党は、待機児童の解消、認可外保育園児童の待遇改善など、これまでも強く訴え続けてまいりました。5月末の県議選のさなかに、太田代表と遠山清彦

前参議院議員が当時の岸田沖縄担当大臣や舩添厚生労働大臣に、また浜四津代表代行は前福田総理大臣に直接沖縄の認可外保育園問題への支援を申し入れました。その結果、このたびの基金創設につながったことはまことに喜ばしい限りであります。

そこで伺います。

ア、今回10億円の基金を創設し3年間で事業を執行することになっているようですが、事業内容について御説明ください。

イ、我が県における認可外保育園児の処遇向上は重要なテーマであります。基金運用についてさらなる国への要請を強める必要があると考えますが、県の対応を伺います。

(2)、子宮頸がんの予防及び早期発見について県の考え方を伺います。

女性特有のがんである子宮頸がんの死亡率は高く、毎年約8000人が子宮頸がんと診断され、約2500人が亡くなっております。とりわけ沖縄県内は罹患率が全国の1.5倍という極めて憂慮すべき事態にもかかわらず、受診率はこの20年間20%にも満たない状況が続いております。

よって本県におかれては、子宮頸がんの予防、早期発見のための取り組みを推進されるよう強く要望し、次のことを伺います。

ア、子宮頸がん予防ワクチンの早期承認を国に求めること。

イ、予防ワクチンが承認された後は、その推進を図るため接種への助成を行うよう国に対し求めること。

ウ、各市町村で実施している子宮頸がん検診においては、HPVウイルスの検診を併用して行うこと。

エ、検査キットの費用についても助成を行い、普及促進に努めること。

オ、子宮頸がんの原因を初め予防可能ながんであることを広く県民に周知し、受診に向けて啓発活動に努めること。

(3)、白血病対策についてであります。

白血病は血液のがんで不治の病だと恐れられておりましたが、現在では早期発見、早期治療さえすればほとんど治る病気だと言われております。しかしながら、我が沖縄県内ではいまだ十分な対応ができない状況にあります。

そこで、次のことを伺います。

ア、白血病治療について、沖縄の現状はどうなっていますか。

イ、どんな治療法がありますか。また、生存率は幾らですか。

ウ、臍帯血移植による治療法の実施件数と助かった命は何件ですか。

エ、公明党は、臍帯血バンクの設立や医療保険適用などに取り組み実現してきました。今後、沖縄の患者を救うためには沖縄で治療をするのではなく、治療の難しさを理解した上で高度医療に対応できる病院に送ること、それを判断できる人材を育てることが重要であると考えますがどうですか。

(4)、うつ病対策についてであります。

「10年前のことである。私は初めてうつの症状に襲われ、悶々とした日々を過ごしていた。なんにもする気にならない「億劫感」、それでいて、そんな自分に苛立ちを覚える「イライラ感」、そして、このまま社会からも家族からも葬り去られるのではないかという「漠然とした不安感」がないまぜとなったまま、蒲団の中でひたすら涙を流し続けていた。」。

このくだりは、「日本人だからうつになる」という本のプロローグの一部であります。本人でなければその苦しみがわからないということが御理解いただけたかと思います。

我が沖縄県内にもうつ病患者が5000人以上いると言われており、その対策は極めて重要であります。

そこで、次のことについて伺います。

ア、沖縄県立総合精神保健福祉センターでは、うつ病の治療方法として、認知行動療法という精神療法を導入して画期的な成果を上げてしていると報道されておりますが、知事はどのように評価しておられますか。

イ、センターが行っている薬物療法と認知行動療法という精神療法の併用による治療体制が評価され、全国に広げなくてはならないという大きな使命を担っているときに、何ゆえ民間委託をする必要があるのか。また、今の体制の期限を切らずに継続すべきだと思われるがどうですか。

(5)、産科医療補償制度について伺います。

我が国の産科医療分野では、過酷な労働環境や医療事故紛争が多いことにより分娩の取り扱いをやめる施設が多く、さらには産科医になることを希望する若手医師が減少していることなどの問題点が指摘されております。

このようなことから、産科医不足の改善や今後の産科医療提供体制の確保の観点から、無過失補償の考え方を取り入れた新たな補償制度の創設の必要性が唱えられてきました。

そこで、次のことを伺います。

ア、本制度の目的は何ですか。

イ、補償の対象はどうなっていますか。

ウ、我が県の加入状況はどうなっていますか。

エ、この制度を普及させるための県の取り組みはどうなっていますか。

大きな5番、農林水産行政について伺います。

昨今の農林水産業を取り巻く環境は大変厳しいものがあります。流通がグローバル化しているために、一たん何かが起こると全世界へ広がるおそれがあります。一方、国内へ目を向けると、ウナギや牛肉、果物などの産地偽装問題、あるいは中国から日本への冷凍ギョーザ問題に続き、メラミン混入事件など、数え上げれば切りがありません。

何と業者のモラルが低下したのか。我々国民・県民は何を信用すればよいのか。安心・安全な食生活を一日も早く取り戻さなければなりません。

そこで、次のことを伺います。

(1)、生産地偽装問題について。

ア、県のチェック体制はどうなっていますか。また、今後の対策はどうですか。

(2)、食の安全について。

ア、県のチェック体制と今後の取り組みはどうなっていますか。

(3)、地産地消について。

ア、県産品愛用運動が展開されて久しいが、なかなか実績が上がっていない根本原因は何ですか。また抜本的な対策は何ですか。

イ、自給率向上のため農業法人の取得基準を緩和する考えはありませんか。

(4)、南大東漁港に製氷施設を設置する計画はどうなっていますか。

漁港は完成間近であります。製氷施設等の陸上の附帯施設がなく利用しにくいとの声があります。早期の整備が望まれますがどうですか。

大きな6番、土木建築行政について伺います。

本県のインフラ整備を担ってきた県内建設業は、県内総生産に占める割合が7.6%、全産業に占める就業者数の割合も11.5%の基幹産業として、地域経済、雇用を支える重要な役割を果たしてきました。しかしながら、現在の県内建設業は採算を度外視した熾烈な競争が行われ、受注しても赤字か利益のない経営を強いられております。既に倒産や廃業に追い込まれた企業も多く、この傾向が一層強まり、県経済や雇用状況に与える悪影響を危惧しております。

行政もこれらのことを懸念され真剣に対策に取り組まれ、ことし3月に「優れた技術・経営力を持ち、美ら島おきなわの創造に貢献する建設産業」を目指してというサブタイトルをつけた、立派な「沖縄県建設産

業ビジョン」をつくられました。

そこで、ビジョンを実効あらしめるために何が大事かとの観点から次のことを伺います。

(1)、沖縄県建設産業ビジョンについて。

ア、ビジョン策定の目的は何ですか。

イ、沖縄県の建設産業の現状と課題は何ですか。

ウ、ビジョンを実効あらしめるための「沖縄建設業審議会」の設置がうたわれているが、進捗状況はどうなっていますか。早期の実現が求められているがどうですか。

エ、実効性の確保という面では、もう片方の柱である「沖縄建設産業総合支援センター（仮称）」の設立はどうなっていますか。

(2)、南大東村亀池港の拡張について伺います。

南大東港亀池地区は、村民生活と産業を支える重要な港湾であります。同港の岸壁は過去に何度も災害を受け損傷が著しいことから、災害に強い岸壁の整備拡張が求められております。

そこで、次のことについて伺います。

ア、拡張計画はどうなっていますか。また、完成年度はいつですか。

イ、拡張規模はどうなっていますか。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） おはようございます。

前島議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に、台風13号関係の御質問の中で、台風被害の抜本的な対策についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

今回の台風は与那国島を中心に大きな被害を出しましたが、その理由としましては、中心の気圧が960ヘクトパスカル、瞬間最大風速が62.8メートルを記録した強い台風であったことと、与那国島は45時間の長い時間、暴風域にあったことが挙げられると思います。

沖縄県は毎年のように台風が接近し多くの被害が発生していますが、特に先島地方の被害は甚大なものがあります。

今後も、台風の接近は当然予想されることから、これまでの被害をよく検証し課題を明らかにする必要があると思います。

今回の台風では電柱の倒壊などによる停電、断水、回線不通などライフラインの被害、そして道路や農道の崩壊、農作物の被害が主なものでございました。

県としましては、ライフライン関係事業者と連携をした電線類地中化などのインフラ整備の推進による台

風に強いまちづくりや防風林、そして平張り施設等の整備の推進による農業振興に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、知事の政治姿勢に係る御質問の中で、訪米の目的についてという御質問にお答えいたします。

戦後63年の長きにわたって過重な基地負担を背負ってきました沖縄県にとって、米軍基地問題の解決は重要な課題であります。その解決促進のため、米国政府や米国連邦議会、米軍司令部等の関係機関に沖縄県の実情を直接伝えることは意義あることだと考えております。また、訪米では沖縄県の産業振興を図るため、アメリカ企業等への県内誘致に向けたいわばトップセールスを行ってまいりたいとも考えております。

米軍基地問題に関しましては、まず米軍基地の運用に伴う事件・事故の防止を要請いたします。特に、米軍人等の綱紀粛正や教育の徹底などを強く求めてまいりたいと考えております。さらに、日米地位協定の抜本的見直し、嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺における航空機騒音の軽減、普天間飛行場の危険性の除去を求めますとともに、沖縄県の基地負担の軽減につながる海兵隊要員等の兵力削減、そしてグアムへの移転、普天間飛行場を含む嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還といった在日米軍再編合意の確実な実施を求めてまいりたいと考えております。

次に、緊急経済対策に係る御質問の中で、原油高に伴う燃料負担の大きい業種への支援についてという御質問にお答えいたします。

原油価格高騰の影響を受けている中小企業者に対する支援策は、影響を受けている業種が多岐にわたることから、特に業種を区別することなく負担の大きい中小企業者すべてを対象といたしております。

支援策の内容は、資金繰りの円滑化を図り経営の安定に資するための「原油高騰対策支援資金」による支援や、機械類貸与制度を利用し、省エネ設備等を導入することで経営の効率化や改善を図る者に対し沖縄県がリース料等の補助によります支援、そして無料での省エネ診断による支援などを行っているところでございます。

次に、福祉医療行政に係る御質問の中で、沖縄特別振興対策調整費を財源とした基金の活用方法についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

このたびの沖縄特別振興対策調整費を活用しました待機児童対策特別事業につきましては、国からおおむね9億円が拠出されることとなっております。

県におきましては、これに対応しておおむね1億円を拠出をし、10億円規模の基金を設置することといた

しております。

当該基金を活用し、待機児童の実態調査や保育内容向上に向けた研修会を実施するとともに、市町村が認可化することとした認可外保育施設への運営費及び施設整備費の助成を行い、認可化を促進することといたしております。

今回の事業実施は、沖縄県の認可外保育施設への支援を求めた公明党代表や県関係国会議員の皆様による沖縄担当大臣への要請及び県議会議員の皆様の国への働きかけによるものと認識をいたしており、感謝申し上げる次第でございます。

県では、この事業を最大限に活用して待機児童の解消に向け全力で取り組んでまいり所存でございます。

次に、農林水産行政に係る御質問の中で、南大東漁港の製氷施設の整備に係る御質問にお答えいたします。

南大東周辺は、マグロ・ソデイカの好漁場となっており、これら漁獲物の鮮度を保持するためには氷の供給が重要でございます。現在、南大東村には村単独で整備をしました既設の製氷施設がありますが、老朽化により需要に対応できなくなっております。

沖縄県では、南大東村が実施する新たな製氷施設の整備に対し、平成20年度水産業構造改善事業により助成することといたしております。

次に、土木建築行政に係る御質問の中で、沖縄県建設産業ビジョン策定の目的いかんという御質問にお答えいたします。

沖縄県内の建設業は、県内建設投資が長期低迷する中で、建設業者数は供給過剰傾向で推移いたしており、市場構造の大きな変化の中で厳しい経営環境に直面をいたしております。また、県内の公共工事につきましては、低価格による受注競争が激化しており、品質確保や下請事業者及び労働者へのしわ寄せの懸念のみならず、人材確保を初め中長期的に建設産業全体の疲弊につながりかねない状況となっております。

このように、県内の建設業界はかつてない大きな変革期を迎えており、時代の環境変化への対応が求められているところでございます。このため、新たな時代に対応した沖縄県建設産業の将来像を示し、建設産業全体の構造改革を通じて県民への良質な社会資本の提供を実現していくため、沖縄県建設産業ビジョンを策定したところでございます。

次に、同じく土木建築行政に係る御質問の中で、沖縄県の建設産業の現状と課題についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県における建設産業は、沖縄県の経済と雇用を

支える重要な基幹産業であります。中小零細な事業者が多く、近年の公共投資の減少や建設業者の供給過剰等、市場構造の大きな変化の中で厳しい経営環境に直面し、倒産や廃業の増加、それに伴う失業率の増加など、今後の沖縄県経済・雇用への影響が懸念されているところでございます。

建設産業は、今後、公共投資の回復が当面見込みない中にありまして、自助努力による経営の合理化、経営基盤の強化、そして新分野への事業転換などに取り組むことが求められていると考えております。

同じく土木建築行政に係る御質問の中で、沖縄建設産業審議会の設置についての御質問にお答えします。

沖縄県建設産業ビジョンで設置を検討するとされております沖縄県建設産業審議会は、建設業の改善に関する重要事項につきまして調査・審議を行い、中立的な立場からの意見、そして提言を行う第三者機関でございます。

県といたしましては、建設業に係る施策を実施するに当たり、有識者や関係団体、発注者等の意見を取り入れていくことは重要なことと考えており、昨今の建設業の直面する危機に対処するためにも有識者等から意見を聞く第三者機関を早期に設置したいと考えているところでございます。

同じく土木建築行政の中で、沖縄県建設産業総合支援センター（仮称）の設立についてに係る御質問についてお答えいたします。

沖縄県建設産業総合支援センター（仮称）は、厳しい経営環境にある建設産業の活性化を総合的かつ一体的に推進していくことを目的とするもので、建設業界では以前から検討されておりましたが、建設産業ビジョンにおきまして、建設産業全体の活性化に向けた方策の一つとして取り上げられたものであります。

支援センターの具体的な役割としましては、建設業団体におきまして、建設産業の人材育成や技術者派遣、産学官連携による共同研究、そして新技術開発の促進、地域社会への貢献などが想定されております。支援センターは、建設関係団体が主体となって設立し運営することとなっております。

県としましては、支援センターの設立に向けてその運営財源となる公共工事建設発生土再利用システムの活用について調査検討を行っているところであり、早期に設立できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 台風13号の被害状況と今後の対策についてのうち、各地域の被害状況についてお答えいたします。

台風13号による9月24日現在の石垣市の被害状況は、人的被害が2名、3世帯3名が自主避難いたしました。

被害見込み額は、土木関係が約800万円、農林水産関係が約1億3300万円となります。

竹富町の被害状況は、住家の一部損壊が6棟、土砂災害は1カ所、2世帯2名が自主避難いたしました。

被害総額は、土木関係が約1億9100万円、農林水産関係が約1億2300万円になります。

与那国町の被害状況は、住家の全壊が2棟、半壊が6棟、一部損壊が56棟、9世帯10名が自主避難いたしました。

また、ライフライン被害では、700世帯が停電し全世帯が断水しました。

被害見込み額は、土木関係は約1億6500万円、農林水産関係は約1億9700万円になります。

多良間村の被害状況は、農林水産関係の被害見込み額が約200万円になります。

次に、知事の政治姿勢についてのうち、普天間飛行場の危険性除去の取り組み状況についてお答えします。

普天間飛行場の危険性の除去の方策については、昨年8月、政府から「普天間飛行場に係る場周経路の再検討及び更なる可能な安全対策についての検討に関する報告書」が発表されましたが、県としては場周経路の改善等では不十分であると考えております。

また、見直された場周経路がきちんと守られていないとする宜野湾市の指摘があることから、防衛省は、去る8月末に普天間飛行場における飛行航跡調査を実施しております。

県としては、防衛省が実施する飛行航跡調査の状況を注視しているところでありますが、移設するまでの間であれ普天間飛行場の危険性をそのまま放置することはできないことから、訓練の分散移転などさらなる抜本的な改善措置が必要であると考えております。

県としては、去る7月末に設立した実務者間のワーキングチームにおける協議を通して具体的な危険性除去策の提案、実施につなげていきたいと考えております。

次に、海兵隊のグアム移転についてお答えします。

海兵隊司令部及び約8000人の将校・兵員のグアム移転の進捗状況について、米国国防総省の「グアム統合

軍事マスタープラン素案の概要」によると、2010年初頭に環境影響評価決定書が署名され、その後、在沖海兵隊のグアム移転を含めたグアムの基地全体において、今後必要となる施設やインフラの詳細な計画が確定する予定であるとのことであります。

次に、嘉手納飛行場より南の返還予定地についての御質問にお答えします。

嘉手納飛行場より南の米軍施設・区域の返還については、日米両政府において平成19年3月までに統合のための詳細な計画を策定するとされておりましたが、これまでのところ同計画が策定されたとの説明は受けておりません。

沖縄防衛局によると、現在、米側と調整中の段階であるとのことであります。

次に、返還後の土壌汚染対策についてお答えします。

駐留軍用地の返還に当たっては、「沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律」第6条、第7条及び同法施行令に基づき、国の責任において汚染物質の調査及び除去等の原状回復措置を講ずることになっております。

具体的には、国は、日米合同委員会において返還が合意された駐留軍用地について調査を行う区域の範囲、調査の方法、調査に要すると見込まれる期間及び調査の結果に基づいて国が講ずる措置の方針等に関する返還実施計画を定めることとなっております。

なお、平成18年に返還された読谷補助飛行場等においては、同法施行令に基づき返還実施計画が定められ、原状回復措置が行われたところであります。

次に、原子力潜水艦の寄港についてお答えします。

我が国への原子力潜水艦の寄港については、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約及びその関連取り決めにより、米国は我が国の安全並びに極東における国際の平和及び安全のため、我が国の施設及び区域を使用することが認められています。

県としては、日米安全保障体制を認める立場から、原子力潜水艦の寄港について、政府の方針に基づき基本的には寄港を容認するものではありませんが、すべての原子力艦の安全対策及び再発防止策の徹底を図り、放射能漏えいが再び起こらないよう、安全性の確保にはこれまで以上に万全を期していただきたいと思いますと考えております。

また、今回のヒューストンの事故に関し、原子力潜水艦は安全が確認されない限り本県に寄港させないことを日米両政府に求めていきたいと考えております。

次に、訪米の時期についての質問にお答えします。

訪米の時期につきましては、最終的には国内外の情勢を見ながら外務省等とも調整の上、決定していきたいと考えておりますが、現在のところ、米大統領選後の年明け早い時期に行いたいと考えております。

次期政権のスタッフの人選や外交・防衛政策の調整が行われる時期に訪米し、政策形成に影響力を持つ米側の関係者等に対し沖縄県の米軍基地問題を直接訴え実情を理解してもらうとともに、次期政権の米軍再編等に関する考え方等について情報収集や意見交換を行うことは、米軍基地問題の解決促進にとって大変重要だと考えております。

次に、外務省を通さずみずから訪米する意義についての質問にお答えします。

米軍基地問題は国の外交・防衛にかかわる問題であり、その解決に向けては、まず政府間で話し合いがなされるべきであると考えております。

しかしながら、戦後63年の長期にわたって過重な基地負担を背負ってきた沖縄県にとって米軍基地問題の解決は重要な課題であり、その解決促進のため、地元の声を基地を使用している側の米国政府や連邦議会、米軍司令部等の関係機関に直接伝え理解と協力を求めることは意義あることだと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 台風13号の被害状況と今後の対策についての中、水道施設の台風対策についてお答えいたします。

今回の台風時における断水の主な原因は、停電によるものであります。

県では、各水道事業体に対し水道施設設計指針に基づき、停電による断水を回避するため、自家発電設備の整備や配水池容量を勘案して、最低1日程度の停電に対応できるよう指導しております。

与那国町の簡易水道では、設計上、自家発電と配水池容量による対応が1日半程度としておりましたが、今回、台風13号の影響が長時間に及び、自家発電施設の燃料切れや発電機の不調等により断水いたしました。

このことから、台風被害のリスクが高い地域の水道事業体に対しましては、自家発電設備の拡充や機器の事前整備点検の徹底等、指導を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、緊急経済対策についての御質問の中の、臨時福祉特別給付金についてお答えいたします。

臨時福祉特別給付金につきましては、平成9年の消

費税率引き上げに際して、その影響を受けやすい各種年金受給者等の方々に対し国から支給されたことがございます。

御質問の給付金につきましては、今後何らかの動きがあれば県としても的確に対応してまいりたいと考えております。

続きまして、福祉医療行政の中の、沖縄特別振興対策調整費を財源とした基金の運用に関する国への要請についてお答えいたします。

本県では、他県と比べて待機児童と認可外保育施設入所児童が多いという特殊事情があります。

このため、県では、国に対して特に認可外保育施設入所児童の処遇向上に向けた支援が得られないか、県議会議員や国会議員の皆様の御協力も得ながら要望や調整を重ねてまいりました。

こうしたさまざまな働きかけが、このたびの沖縄特別振興対策調整費を財源とした待機児童対策特別事業の実施につながったものと認識しております。

県では、この事業を最大限に活用して、待機児童の解消に向け全力で取り組んでまいります。

続きまして、子宮頸がんの原因となるヒトパピローマウイルス予防ワクチンの早期承認及び接種助成を国に対し求めることについてにお答えいたします。一括でございます。

子宮頸がんは、性交渉によって感染するＨＰＶに長期間感染することによって引き起こされると言われております。しかしながら、このウイルスに感染した女性がすべて子宮頸がんになるわけではありません。ＨＰＶに感染しても多くの場合、免疫力によってＨＰＶが体内から排除されると言われております。

現在、２社が国に対してＨＰＶ予防ワクチンの承認申請をしていると聞いております。

県としましては、ＨＰＶ予防ワクチンの早期承認及び接種助成を国に求めることについては、国の動向も踏まえながら対応について検討してまいりたいと考えております。

続きまして、子宮頸がん検診においてＨＰＶ検査を実施すること及びその検査キットに対する助成についてにお答えいたします。一括でございます。

国は、子宮頸がん検診でのＨＰＶ検査の導入については、まだ検診による子宮頸がんの死亡率減少効果が実証されていないことから、今後その有効性の検証が必要としております。

県におきましては、ＨＰＶ検査の採用及びその検査キットに対する助成については国の動向を見ながら検討してまいりたいと考えております。

続きまして、子宮がん検診の県民への周知についてにお答えいたします。

県においては、平成20年度の新規事業として女性特有のがんである乳がん及び子宮がんについて、検診の受診率向上を図るため、専門医等による講演会を開催しております。

去る９月20日には、沖縄市民会館において乳がんに関する講演会を行いました。子宮がんについては来年１月ごろ講演会を予定しております。

また、マスコミ等への広告掲載や、ポスター・パンフレット等による広報等も行っております。

さらに、市町村においては、受診率向上のため検診の休日実施、他の住民健診との同時実施、検診日程カレンダーの配布等の取り組みがなされております。

沖縄県の子宮頸がん検診の受診率は、平成18年度24.8%と全国平均より高い状況ではありますが、市町村及び事業所との連携を強化しながらさらなる受診率向上に努めていきたいと考えております。

続きまして、沖縄県の白血病の現状と治療方法及び生存率についてにお答えいたします。一括でございます。

沖縄県の白血病の人口10万人当たりの罹患率は、男性が10.7、女性が7.1となっております。

県内における白血病治療は、大学病院、県立病院及び主要な民間病院で行われております。

白血病治療は、抗がん剤による化学療法が主体に行われており、通常治療で治療困難な難治例や再発者に対して、造血幹細胞移植として骨髄移植、末梢血幹細胞移植、臍帯血移植等が行われており、生存率につきましては残念ながら把握しておりません。

なお、小児の造血幹細胞移植に関しましては琉球大学病院で行われており、移植後の生存率は約５割から６割と言われております。

続きまして、臍帯血移植の実施件数と助かった命についてにお答えいたします。

県内では平成18年４月以降、臍帯血移植が10例行われており、そのうち２例は残念ながら移植後お亡くなりになっております。５名の方が良好な状態と聞いております。

続きまして、白血病患者を高度医療に対応できる病院に送ることについてにお答えいたします。

県内の白血病患者の治療のため、大学病院、県立病院及び主要な民間病院においては医療設備等を充実させて対応してきているところであります。

また、琉球大学病院における小児の造血幹細胞移植は平成19年で18例、平成20年で20例行われており、こ

れは全国でも上位に入る症例数であります。

県内の小児の白血病治療は、ほぼ日本標準レベルにあると考えられております。

続きまして、認知行動療法を取り入れたうつ病の治療方法の評価についてにお答えいたします。

総合精神保健福祉センターでは、うつ病治療の一方法として認知行動療法を取り入れたうつ病デイケア事業を平成17年8月から実施しております。

同事業の効果については、開始から平成20年6月までのうつ病デイケア通所者実人員140人のうち107人が修了し、修了者の面接による客観的評価では90人（84％）に改善が見られたとの報告があり、評価をするものであります。

続きまして、うつ病デイケア事業の民間への技術移転についてにお答えいたします。

うつ病デイケアについては、先ほども申し上げましたように通所者の多くの方に改善が見られたとの報告があり、一定の評価をするものであります。

一方で、同センターのみでの実施では利用者のニーズに十分に対応することが困難なことなどから、利用者の身近な地域で利用できるよう、現在、「うつ病デイケア技術移転実行計画」に沿って民間医療機関等への技術移転の取り組みを進めているところであります。

同センターは、ここ数年取り組みの強化が求められている自殺対策、薬物依存者対策、高次脳機能障害支援、ひきこもり対策等地域における精神保健福祉施策を推進する中心的な役割を担っております。

うつ病対策はこれらの施策と関連が深く、また、うつ病デイケアについては自殺対策を推進する上で極めて重要であると認識しております。

今後は、センターでの実績が地域で生かせるよう民間への技術移転の取り組みを強化してまいります。

続きまして、産科医療補償制度について、制度の目的及び補償の対象についてにお答えいたします。

本制度は、国民が安心して産科医療を受けられるようにするため、民間の損害保険を活用して新たな無過失補償制度を創設しようとするものであります。

制度の内容は、分娩機関が運営組織を介して民間の損害保険に加入し、医療事故等があった場合に補償金を支払うものであり、運営組織は原因の分析を行い、将来の同種事故の防止に資する情報の提供を行うものであります。

対象は、通常の妊娠・分娩にかかわらず脳性麻痺となった場合であり、原則として出生体重2000グラム以上かつ在胎週数33週以上で、身体障害者等級1・2級

相当の重症者となっております。

産科医療補償制度の本県の加入状況及び取り組みについてにお答えいたします。一括でございます。

本制度は、運営組織の役割を担う財団法人日本医療機能評価機構において、平成21年1月から実施するために準備を進めているところであります。

本県の産科を標榜する病院・診療所・助産所における平成20年9月22日現在の保険加入状況は46力所のうち30力所で、加入率65.2％となっており、全国の80.0％と比較すると低い状況にあります。

県としましては、県内の産科を標榜する医療機関に対し本制度の趣旨の周知を図り、本保険への加入を積極的に促進していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君） 台風第13号の被害状況と今後の対策の御質問の中の、電気などのライフラインの抜本的な保護対策についてお答えをいたします。

災害時における電力の安定供給対策としては、電柱の構造強化や電線類地中化等があります。

電線類地中化については、電線管理者の費用負担が大きいことから、事業化に当たっては、電力供給ルート状況や電柱の構造強化策などを含めて、沖縄電力等の電線管理者との調整が必要となります。

平成21年度からスタートする新たな無電柱化計画については、沖縄ブロック電線類地中化協議会において、国や電線管理者等の関係機関と連携を図りながら今年度策定する予定であります。

新たな電線類地中化については、その計画に基づき推進していく考えであります。

続きまして、土木建築行政についての御質問の中の、南大東港亀池地区の拡張計画と拡張規模について一括してお答えいたします。

南大東港亀池地区は、南大東村の住民生活と産業を支える重要な港湾であります。現在の施設は、昭和59年度の整備完了後、台風等によりたび重なる被害を受け老朽化しております。

県としては、早急な再整備が必要であると考えており、平成21年度新規事業として国と調整を進めているところであります。

事業内容としては、既設岸壁100メートルの改修や港湾施設用地の拡張、波浪等緊急時のコンテナ置き場の整備等であり、平成27年度完成の予定であります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 台風13号の被害状況との関連で、台風被害者への支援についてお答えいたします。

今回の台風13号により、石垣市において重傷者1名、与那国町において住宅の全壊2世帯、半壊6世帯の被害が発生いたしました。

これらの被災者に対しましては、沖縄県災害見舞金支給要領に基づき、重傷者に対して5万円、住宅の全壊及び半壊世帯に対して2万円から3万円の範囲で見舞金を支給する予定としております。

県としましては、関係市町と連携し、沖縄県災害見舞金が速やかに支給されるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、緊急経済対策の中で、生活者支援のための定額減税についてお答えいたします。

国は、8月29日に示した「安心実現のための緊急総合対策」において、第1の目標に、「生活者の不安の解消」を掲げており、その中で特別減税を実施することとしております。

特別減税の実施については、物価高、原油高の経済環境の変化に対応するため、家計への緊急支援として、定額控除方式による所得税・個人住民税の特別減税を単年度の措置として平成20年度内に実施することとしております。

また、規模・実施方法等は、財源を勘案しつつ、年末の税制抜本改革の議論に合わせて引き続き検討することになっております。

定額減税は、家計の可処分所得に影響を与えるものであり、県としましては国の動向を注視していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 緊急経済対策に関する質問の中で、貸し渋り、貸しはがしの現状と対策についてお答えします。

いわゆる貸し渋り、貸しはがしの実情を直接把握することは、金融機関と個々の企業との個別取引関係に介入することになり困難であります。商工団体のアンケート調査等を通じて全般的な状況の把握に努めてまいります。

また、国、県、金融機関、商工団体等で構成される沖縄地域融資動向に関する情報交換会等を通じて情報を入手し、必要があれば金融機関に対し中小企業者の

実情を踏まえた円滑な融資についての要望を検討してまいります。

次に、沖縄県中小企業の振興に関する条例に基づく緊急対策についてお答えします。

「沖縄県中小企業の振興に関する条例」では、第6条第5号で、県は、中小企業の振興について、「経済的社会的環境の著しい変化への中小企業者の適応の円滑化を図る」旨、基本方針を規定しております。

このようなことから、平成20年度当初予算において、新たに県融資制度として原油高騰対策支援資金、新事業分野進出資金を措置したところであります。

さらに、昨今の原油高騰の状況を踏まえ、原油高騰対策支援資金の融資枠の拡大及び保証料補てんの拡充などの追加支援を予定しております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 護得久友子さん登壇〕

○農林水産部長（護得久友子さん） それでは農林水産行政についての御質問で、食品表示の監視体制についてにお答えいたします。

産地偽装は、消費者の信頼を損なうばかりでなく、これまで築いてきた産地ブランドの信頼及びそれを築き上げてきた生産者など関係者の努力を踏みにじるものであり大変残念であります。

県では、食品表示の適正化を図るため、食品表示110番の設置や食品表示ウォッチャーを配置するとともに、国等と連携した監視・指導を実施しております。

また、食品関連事業者等を対象とした講習会を開催し、食品表示制度の普及啓発を図っております。

今回の偽装問題を受け、事業者などに対し法令遵守の徹底を図るよう注意喚起文書を発出するとともに、食品表示に関する部局連絡会議を設置し、再発防止に向けた連携強化を図っているところであります。

今後とも、関係機関と連携した監視を行い、食品表示の適正化を図ってまいります。

同じく農林水産行政の御質問で、農産物の安全・安心の取り組みについてにお答えいたします。

近年、食の安全・安心に対する消費者の関心が高まっており、食の安全・安心を確保するためには、食品表示の適正化及び農薬の適正使用等について周知徹底を図ることが重要と考えております。

食品表示については、小売店等を対象とした巡回指導の実施、食品表示110番の設置及び食品表示ウォッチャーの配置など、監視体制の強化に取り組んでいるところであります。

農薬の使用については、市町村及び出荷団体と連携

し、生産者に対して適正な使用及び飛散防止対策、記帳の指導を行っております。また、農薬の販売についても、農薬取締法に基づき農薬販売者に対して立入検査・指導を実施しております。さらに、ＪＡおきなわと連携し、農産物の出荷前自主検査及びトレーサビリティの推進に取り組んでおります。

ＢＳＥ対策については、国産牛肉について全頭検査の実施、特定危険部位の除去やトレーサビリティによる安全で安心な牛肉を提供するための対策を講じているところであります。

今後とも、消費者に安全で安心な農産物を供給するため、各種対策を実施してまいります。

同じく農林水産行政で、地産地消の実績が上がらない原因と対策についてにお答えいたします。

県産農林水産物の利用促進を図るためには、学校給食やホテル等における利用拡大が重要であると考えております。しかしながら、県産食材の利用方法、生産供給情報の共有、価格、規格等の面で課題があり伸び悩んでいるのが実情であります。

一方、ファーマーズマーケット等の直売所においては、取り扱い数量及び金額が大きく伸びております。

県としては、より一層地産地消を推進するため、１、市町村学校給食担当者連絡会議における需要・供給情報の共有化による県産食材の利用の促進、２、市町村地産地消連絡会議等における食材コーディネーターの育成、３、観光関連施設における県産食材料理フェアの開催や島野菜レシピコンテストの実施、４、機能性成分等のデータベース化による島野菜の利用促進、５、カット野菜など加工施設の整備、６、「おきなわ食材の日」による普及啓発などを実施しているところであります。

さらに、平成20年度から「おきなわ食材の店」認定制度の創設、農業体験などの教育ファームに取り組んでいるところであります。

今後とも、市町村、関係団体等と連携し、農林水産業の振興を図り地産地消を総合的に推進してまいります。

同じく農林水産行政で、農業生産法人の農地取得基準の緩和についてにお答えいたします。

農業生産法人については、農業生産の協業化、規模拡大等を促進するため、農地法により組織形態、事業内容、出資者及び役員構成などの要件が定められております。

これらの要件は、平成12年度以降、１、対象事業に農産物加工及び民宿を追加、２、農作業に従事すべき役員の割合を2分の1から4分の1に縮小、３、役員

の農作業従事日数を150日から60日に短縮、４、出資者に市町村、小売業者等取引先の追加などの緩和が実施されております。

また、農業生産法人以外の企業等についても、平成17年9月の農業経営基盤強化促進法の改正により、市町村が基本構想で定める参入区域において農地を借り入れることが可能となっております。

県としては、今後とも農業経営の法人化及び一般企業の参入の促進等により農業生産の拡大に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 前島明男君。

〔前島明男君登壇〕

○前島 明男君 うつ病対策についてであります。保健福祉センターのうつ病治療方法は全国的にも非常に脚光を浴びておりまして、民間主導あるいは移転も大事なこともかもしれませんが、ぜひとも中核として現体制を強化し継続していただきたいことを強く要望して質問を終わります。

○議長（高嶺善伸君） 玉城ノブ子さん。

〔玉城ノブ子さん登壇〕

○玉城 ノブ子さん おはようございます。

日本共産党を代表いたしまして代表質問を行います。

まず１点目に、知事の政治姿勢について。

福田首相が突然の辞任表明を行い、自民党麻生体制が発足しました。

今回の辞任の背景には、自公政治の外交・内政での深刻な行き詰まりにあります。しかし、新内閣にはそのことの反省もなければ打開策もありません。

自公政治の構造改革は、雇用や社会保障、投機マネーの問題でも国民生活、家計を犠牲にし、大企業のもうけだけを応援する政治が国民生活と日本経済を深刻な危機に陥れています。同時に、アメリカ言いなりに憲法を踏みにじり自衛隊を海外に派兵し、米軍の再編強化で在日米軍基地の強化を推し進めてきた政治の行き詰まりにあることは明白であります。

日本共産党は、財界、アメリカ中心の政治から国民中心の政治への転換をと訴えてきました。ところが、自公政治の仲井眞県政はアメリカ、財界言いなりに、米軍基地の再編強化で県民に耐えがたい負担を押し付けるとともに、構造改革路線を積極的に推進をしてきました。

その結果、県民の平和と安全が脅かされ貧困と格差は深刻となり、県民生活、雇用、社会保障、産業経済は今危機的な状況に直面しております。県民所得は

全国平均の66.72%、失業率は約2倍、非正規雇用の割合は沖縄県は全国で最も高く40.7%で、働く人たちの年収は200万円未満が49.9%、国保滞納者は18.8%、国民年金の納付率は全国47.3%の半分以下の22.2%にすぎず、昨年度の自殺者は276人で、毎年200人前後を推移しています。中小企業倒産件数は、ことしの上半期だけで15件、負債総額は約500億となっています。

米軍基地強化と構造改革路線を推進してきた県政として、この実態にどう責任を感じておられるのか答弁を求めます。

2、台風災害について。

台風13号で八重山地方、とりわけ与那国町は甚大な被害を受けました。被害を受けられた皆さんに心からのお見舞いを申し上げるものであります。

日本共産党県議団は、早速嘉陽県議団長、渡久地修県会議員が2日間にわたって現地調査を行い、9項目の要求とその対応策を文書で県に申し入れを行っています。県の積極的な対策を求め、被害の実態とその対策について伺います。

3、基地問題について。

(1)、新基地建設に対する知事見解について。

ア、沖縄県は、新基地建設について現計画では認められないとしてV字型の2本の滑走路を沖合にずらすことを日米両政府に提起しています。しかし、日米両政府は沖合移動拒否を繰り返し、これを変更することは困難という立場であります。知事の御所見をお伺いします。

イ、政府は、2014年までに新基地建設を完了させるため環境アセスを強行してきました。しかし、環境影響評価と言いながら実際には環境を破壊する計画になっていませんか、知事の御所見をお伺いします。

ウ、辺野古への新たな基地建設は、アメリカの先制攻撃戦略のもとに米軍と自衛隊が一体となって海外で戦争をできる体制づくりではありませんか、知事の御所見をお伺いします。

エ、6月の定例県議会においても辺野古への新基地建設反対の意見書が野党多数で可決されました。ところが、仲井眞知事は、決議に真っ向から挑戦する立場を表明しました。県民の意思は明白です。それにこたえるのが県知事のとるべき態度ではありませんか、御所見をお伺いします。

オ、知事の訪米目的は、新基地建設の推進要請と考えますがいかがですか。

(2)、自衛隊与座岳分屯基地への新レーダー配備について。

アメリカのミサイル防衛計画の一環として、米軍と

自衛隊の一体化、自衛隊の機能の強化が進められております。

以下、質問いたします。

ア、自衛隊与座分屯基地に高さ40メートルの最新鋭のミサイル防衛新システムの建設が計画をされています。事前の説明はありましたか。

イ、この計画は2009年度中の運用開始を要望しているが、承知しておりますか。

ウ、国内でこの新通信システムの建設が予定されているのは、青森県大湊、鹿児島県下甕島、新潟の佐渡市、沖縄県の糸満市与座岳とされているが、この計画について承知されておりますでしょうか。

エ、知事は、ミサイル防衛新システムに反対の態度を表明すべきではありませんか、答弁を求めます。

(3)、米軍訓練水域について。

沖縄県の漁場が米軍の訓練水域として使用され、米軍の訓練との遭遇や水域への米軍機の墜落など、漁業者は大変危険な状況に置かれております。漁業従事者の生活と県民の暮らし、経済を自立させる立場から、米軍の訓練水域の廃止を要求すべきではありませんか、知事の御所見をお伺いいたします。

4、原油高騰対策について。

(1)、原油や穀物等の高騰の原因となっているヘッジファンドなどの投機資金の、原油や穀物などへの流入を防止するための規制及び監視措置等の国際的な取り決めの実現に早急に取り組むよう、政府に求めるべきではありませんか。

(2)、原油高騰により県民生活と県経済は甚大な被害を受けております。国に対する抜本的な対策を講ずるよう要求するとともに、県としても具体的な支援策を実施すること。

(3)、漁業、農業、畜産、酪農、養鶏業等、燃油だけでなく飼料と肥料の急騰により廃業が出るなど深刻な事態が広がっております。農業・漁業、運輸業などの原油、飼料、肥料等への直接支援を行うこと。

(4)、政府による漁業支援策の「5人以上のグループ」には、漁協単位も含まれると回答しております。支援を受けられるように対策を講ずることについて答弁を求めます。

5、消費税増税について。

政府税調は、消費税の大幅引き上げを明記し政府に答申しました。

県民の暮らしは、燃油高騰によるガソリン代の値上がり、農業・漁業への打撃、相次ぐ物価の値上げ、一方で所得の伸び悩みが続いています。消費税は低所得者ほど負担感が大きく、消費税の増税が実施されるな

らば、県民生活はより一層の負担増になることは明らかであります。沖縄県知事として、消費税は引き上げるべきではないとの立場を鮮明にすべきではありませんか、答弁を求めます。

6、医療・福祉行政について。

(1)、後期高齢者医療制度について。

政府は、構造改革で毎年2200億円の社会保障費を削り続けております。後期高齢者医療制度はその一環として進められてきました。命と健康にかかわる医療に、年齢での差別と高齢者への新たな負担増、長年社会に貢献してきた高齢者に対し新たな苦しみを強いる制度は廃止しかありません。県議会においても、後期高齢者医療制度廃止を求める意見書が野党多数で決議されました。参議院においても野党提出の廃止法案が可決されております。この制度は廃止しかない、これが県民の意思であります。知事はこの県民の声に耳を傾け、国に対して後期高齢者医療制度の撤回を求めるべきではありませんか、答弁を求めます。

(2)、国保制度について。

ア、加入者の過半数が年金生活者などの退職者で、加入者の平均所得が130万円にすぎない国保は、国、県の手厚い援助があって初めて成り立つ医療保険制度であります。

ところが政府は、市町村国保への国庫負担金を49.8%から34.5%に減らし、国民に重い負担を押しつけ、高過ぎる国保税を支払うことができずに病院に行くことができない医療難民をつくり出しております。その実態をつかんでおりますか。

イ、高過ぎる国保税を引き下げするために、国に対し国庫負担をもとに戻し法定減免の制度の改善・拡充を要求すべきではありませんか。

ウ、沖縄県は、他の都道府県に比べ各市町村国保への独自の支援策が行われておりません。国保税の軽減などに向け積極的な財政支援を行うことについて知事の答弁を求めます。

(3)、子供の医療費を中学校卒業まで無料化実施し、窓口払いをなくすことについて。

少子・高齢化社会の中で女性が安心して子供を産み育てられる社会を実現することは、政治が果たすべき大きな役割です。子供の医療費無料化の拡充は多くの女性たちの切実な要求になっております。県内でも、入院は宜野湾市が15歳までの無料化を実施しております。

ア、県内市町村とも対象年齢を拡大する流れになっております。実施状況についてお伺いいたします。

イ、対象年齢を中学校卒業まで無料化するための財

源は幾ら必要と見ているのかお伺いします。

ウ、対象年齢を中学校まで拡充し窓口払いをなくすことについて、知事の御所見をお伺いいたします。

(4)、「公立病院改革ガイドライン」と県立病院問題について。

ア、総務省は、各自治体に対して2008年度中に「公立病院改革ガイドライン」を活用した「公立病院改革プラン」の策定を求める通知を出しました。

この「公立病院改革ガイドライン」は、自治体病院の再編・縮小・廃止を推進し、国と地方の財政支出を減らす改革を目指すものにほかなりません。「公立病院改革ガイドライン」と「公立病院改革プラン」について、具体的な内容の説明と県当局の対応と見解について答弁を求めます。

イ、経営形態の見直しについて、県民の命を守る離島・僻地、不採算医療等の公的医療を行う県立病院を自治体から独立した独立行政法人化すべきであります。見解と対応についてお伺いします。

ウ、県民の命を守る県立病院を存続させるためには、一般会計からの繰り入れをふやすことが必要であります。知事の御所見をお伺いいたします。

7、食料と農業対策について。

(1)、農業は、国民の命を支える食料の安全供給の土台そのものであります。沖縄農業を振興させるため食料の外国依存をやめ、食料自給率の向上を目指すことが大切であります。

農産物の輸入自由化に反対するとともに、WTO・EPA協定から沖縄の基幹作物であるさとうきび、パイナップル、肉用牛、乳製品を除外することに最大の努力を払うこと、知事の御所見をお伺いいたします。

(2)、国・県内でも地産地消の取り組みに力を入れているが、さらに一層の推進を図り地元経済の振興に力を入れるべきではありませんか、答弁を求めます。

(3)、沖縄の食料自給率は、カロリーベースで27%、さとうきびを除くと6%という。この現状について知事はどう認識されておりますか。

(4)、食料自給率向上のための具体的な対策についてお伺いをいたします。

(5)、食料自給率を高めるためには、地元農水産物を学校給食や観光ホテル、旅館など地元で消費拡大するための生産、流通、販売、消費の連携について図っていくことが重要です。県の対策についてお答えください。

(6)、価格補償を農業予算の柱に据え、続けたい人や新たに始めたい人すべてを農業の大事な担い手として応援することが今大切であります。

農水産物の補償基準価格の引き上げ、対象品目の拡大、台風など自然災害に対する減収補償など、価格補償制度の確立と所得補償制度の実施を進めるべきではありませんか。知事の御所見をお伺いいたします。

(7)、さとうきびの新価格制度について。

農作物輸入の一層の自由化を前提としたさとうきびの代金が、従来の最低生産者価格補償制度から市場原理を導入した工場からの原料代と国の交付金の2本立てになり、交付金支払いの支給は国が定める一定の条件を満たすことが前提になっています。約6割の農家の皆さんがその条件から除外されようとしています。さとうきび農家を窮地に追い込む新価格制度の中止、撤回を求めるべきではありませんか。さらに、国に特例措置の延長、交付金の10割支払いを求めることについて知事の御所見をお伺いいたします。

8、教育行政について。

(1)、歴史教科書の検定問題について。

教科書検定意見の撤回と記述の回復を求める県民総決起大会から9月29日で1年を迎えます。沖縄戦の歴史の真実を正しく後世に伝えることが沖縄県民の歴史的責務であります。教科書検定意見を撤回させ記述の回復を実現すべきであります。知事の見解をお伺いします。

(2)、30人学級について。

30人学級は知事の公約であります。就任して2年が経過した現在の進捗状況と今後の計画についてお伺いをいたします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 玉城ノブ子議員の御質問にお答えいたします。

まず第1に、知事の政治姿勢の中で、自公政治の構造改革路線の結果に対する責任についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

構造改革は、グローバル化の加速による企業間競争の激化や発展途上国の台頭など、外的な構造変化、そして国内における右肩上がりの経済の終えんや人口構成の変化など、内外の大きな経済社会の変動に対応すべく進められてきたものと考えております。

こうした構造改革により金融危機からの脱却、戦後最長の景気拡大の達成や失業率の低下等の効果もあったものの、陰の部分として全国的に格差の広がりが指摘されているところです。

沖縄県におきましては、観光や情報関連産業が好調を持続し、全国の成長率を上回る水準で推移しているものの、生活保護受給者や非正規雇用者が増加いたし

ております。

県としましては、これまで以上に産業の振興による雇用の創出・確保に努め、人材の育成や科学技術の振興を通して成長力の強化を図っていくことが重要であると考えております。

次に、基地問題の御質問の中で、沖合移動に関する日米両政府の発言についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

県としましては、日米両政府が合意をした案を基本にしながらも、地元の意向や環境に十分配慮をし、可能な限り沖合などへ寄せてほしいということを日本政府に求めているところであります。

このような私の主張に対しまして官房長官から、沖合移動も念頭に早目に決着をしたいとの発言や、防衛大臣から、地元の意見を真摯に受けとめ、誠意を持って協議をしていくとの発言がありました。

去る8月5日には第1回のワーキングチーム会合が開催されたところであり、今後、実務者同士の具体的かつ率直な意見交換が行われることにより、普天間飛行場問題の解決が促進されることを期待をしているところであります。

同じく基地問題の中で、新基地建設に反対する決議に係る御質問にお答えいたします。

6月議会で採択された決議は、私とは普天間飛行場の問題に関する姿勢が異なっていると考えております。

今後とも、県民や議員各位に私の考えを丁寧に説明をし、御理解と御賛同を得ながら政策を推し進めていきたいと考えております。

同じく基地問題に係る御質問の中で、米軍訓練水域の解除等についての御質問にお答えいたします。

去る9月22日に、沖縄県漁業協同組合連合会代表理事会会長及び沖縄県漁業協同組合会長から、ホテル・ホテル訓練区域の一部解除、そして鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の返還について要請がございました。

今後、県といたしましては、関係する地元自治体等の意向も踏まえまして、今回要請のありました訓練区域の一部解除及び射爆撃場の返還について、日米両政府に対し強く求めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、原油高騰対策に関連いたしまして、国に対する要求と県の支援策についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

最近の原油等の価格高騰につきましては、県民生活及び中小企業への影響を初め、農林水産業、建設業、

運送業等の各産業分野の多方面にわたり深刻な影響を及ぼしております。

県といたしましては、原油価格高騰による影響を最小限に抑制するために、7月22日に沖縄県原油価格高騰対策連絡会議を設置し、7月25日と9月5日の2次にわたり原油価格高騰に関する具体的な対策を取りまとめ、ホームページ等により県民への周知を図っているところでございます。

また、国に対する要望としましては、8月11日に林前沖縄担当大臣へ原油価格高騰に関する対策につきまして要請を行い、さらに8月25日から26日に経済産業大臣を初め各大臣に原油高騰対策を含む経済対策について要請を行ったところであります。

今後、国における「安心実現のための緊急総合対策」の具体的な内容が明らかになった段階で適切に対応してまいりたいと考えているところでございます。

次に、医療・福祉行政に係る御質問の中で、後期高齢者医療制度に対する県の見解についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

我が国の医療保険制度は、少子・高齢化が急速に進展し経済が低成長へ移行している中で、医療費の高騰、同制度を支える現役世代の負担の増大、医療に対する国民のニーズの多様化・高度化への対応など、皆保険制度を維持する上で大きな課題に直面をしているところです。

このような中で後期高齢者医療制度につきましては、医療制度改革の一つとして、老人保健制度で課題となっていました市町村国保等保険者の負担の増大を解消しつつ、国民全体で高齢者の医療を支えていくため、長年の議論のもとに創設されてきたものであります。

県としましては、後期高齢者医療制度につきまして皆保険制度を堅持していくために重要な制度であると認識しておりますが、今後、国のさまざまな検討の推移を注視しつつ、県内の高齢者がさらに安心して医療が受けられるよう必要な改善を要望していくことといたしております。

次に、食料と農業対策に係る御質問の中で、WTO等農業交渉における県の取り組みについてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

県民への食料の安定供給と食料自給率の向上を図ることは、沖縄県の農林水産業の振興上極めて重要であると考えております。

WTO等農業交渉におきまして、砂糖が重要品目に指定されず関税が撤廃された場合は、沖縄県の農業が壊滅的な打撃を受けることが懸念されております。

このため、沖縄県といたしましては、WTO交渉中の平成20年7月29日に砂糖が重要品目に指定されるよう、農業団体とともに国に対し緊急要請を行ったところでございます。

また、8月26日には、沖縄県の重要作物でありますさとうきび、パイナップル、肉用牛、乳製品など、関税に係る現行制度が維持されるよう強く要請を行っております。

今後とも、WTO等農業交渉の動向や国の対応を踏まえつつ、関係機関と連携をして適切に対応してまいりたいと考えております。

教育行政に係る御質問の中で、教科書検定意見の撤回と記述の回復に係る御質問にお答えいたします。

教科書検定問題につきましては、昨年9月に開催されました平和を希求する11万人余の県民が結集した県民大会の趣旨を踏まえ、県や実行委員会が政府及び関係団体へ検定意見の撤回等を要請いたしました。

その結果として、高校歴史教科書に広い意味での「日本軍の関与」の記述が回復されたものと理解をいたしております。

検定意見の撤回につきましては長期的な取り組みになるものと考えており、今後とも国及び文部科学省の動向を注視してまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 台風13号による被害の実態と対策についてお答えいたします。

台風13号による9月24日現在の与那国島地方を中心とした県内の主な被害状況は、人的被害は重傷者1人、軽傷者1人、住家の全壊2棟、半壊6棟、一部損壊62棟、ライフラインの被害では9300世帯が停電、水道も与那国島で全世帯の断水がありました。

被害見込み額は、土木関係が約3億6500万円、農林水産関係が約4億5500万円になります。

県においては、9月12日の暴風警報発表と同時に沖縄県災害対策本部を設置し、24時間体制で市町村や消防、警察、気象台等からの情報収集、そして被害情報の庁内電子掲示板への掲載による関係部局の情報共有等の対応に当たったところであります。

また、被害状況等については定期的に県のホームページに掲載し、報道機関及び県民に情報提供をしております。

次に、基地問題のうち、辺野古への基地建設と米軍の海外戦略についてお答えします。

既存の提供施設であるキャンプ・シュワブに建設が計画されているのは、普天間飛行場の返還に伴うかわりの施設であります。

普天間飛行場代替施設は、日米安保条約第6条に基づき、日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため使用されると理解しております。

次に、訪米の目的についての御質問にお答えします。

戦後63年の長期にわたって過重な基地負担を背負ってきた沖縄県にとって、米軍基地問題の解決は重要な課題であります。知事訪米の目的は、その解決促進のため米国政府や連邦議会、米軍司令部等の関係機関に沖縄県の実情を直接伝えること等であります。

要請内容としては、まず米軍基地の運用に伴う事件・事故の防止を強く求めていくことであります。

次に、日米地位協定の抜本的見直し、嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺における航空機騒音の軽減、普天間飛行場の危険性除去を求めることであります。さらに、沖縄県の基地負担の軽減につながる海兵隊要員等の兵力削減とグアムへの移転、普天間飛行場を含む嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還といった在日米軍再編合意の確実な実施を求めていくことであります。

次に、自衛隊与座岳分屯基地の新レーダー配備についての御質問にお答えします。

航空自衛隊与座岳分屯基地の老朽化しつつある現レーダーにかえて、弾道ミサイルの警戒監視も可能なレーダーを設置する計画があることについて、去る8月21日に沖縄防衛局から説明を受けたところであります。

次に、新レーダー配備の運用開始時期についてお答えします。

沖縄防衛局の説明によると、平成21年度から整備を開始し、平成23年度末に整備を完了する予定であるとのことであります。

次に、国内の新レーダー配備計画についてお答えします。

沖縄防衛局の説明によると、新レーダーの整備については、全国的な弾道ミサイル防衛システム整備計画に伴うものであり、鹿児島県下甕島、新潟県佐渡、青森県大湊及び沖縄県与座に整備するとのことであります。

次に、新レーダー配備への対応についての御質問にお答えします。

現在進められているミサイル防衛システムは、日本

の防衛力の一環として整備されるものと理解しており、反対する理由はないものと考えております。

県としては、地域住民に及ぼす影響などを総合的に判断し対応していきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 基地問題との関連で、代替施設の環境影響評価についての御質問にお答えいたします。

環境影響評価とは、事業の実施が環境に及ぼす影響について調査、予測及び評価を行うとともに、事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価することをいいます。

普天間飛行場代替施設建設事業の実施による環境への影響については、環境影響評価を実施することにより明らかにされることとなります。

県としましては、当該事業実施区域及びその周辺が自然環境の豊かな地域であることから、事業実施により環境に著しい影響を及ぼさないよう十分な配慮が必要と考えており、今後の環境影響評価手続において必要な意見を述べていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） 原油高騰対策についての御質問で、投機資金の規制等の政府への要望についてお答えいたします。

投機資金の規制等につきましては、G8北海道洞爺湖サミットや「安心実現のための緊急総合対策」においてうたわれており、9月19日には、政府におきましても専門部署が設置され体制が強化されたところであります。

県といたしましても、国際的な協力体制が重要と考えており、政府において実効性のある取り組みがなされるよう注視してまいりたいと考えております。

同じく原油高騰対策で、運輸業への直接支援についてお答えいたします。

運輸事業者への直接支援については、公共性・公益性、そして限られた行政資源の効果的・効率的な活用などの観点から困難であると考えております。

県におきましては、原油高騰により資金繰りが厳しくなっている事業者に対する融資制度として原油高騰対策支援資金を創設し、運輸事業者についてもこの支援資金の活用を促しております。

また、平成20年8月に公表された「安心実現のための緊急総合対策」では、運輸事業関連について、省エネ車両・機器等の導入促進等の各種施策が示されたところであり、県としては、今後、国の動向を見ながら対応を検討していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 護得久友子さん登壇〕

○農林水産部長（護得久友子さん） それでは、原油高騰対策についての御質問で、農業、漁業等の燃油、飼料、肥料等への直接支援についてにお答えいたします。

最近の原油価格高騰による燃油や生産資材の急激な価格上昇は、農林水産業の経営に深刻な影響を及ぼしております。

このため、県では、全国知事会を通して国に対し、燃油価格の高騰に対する必要な補てん措置等を要請したところであります。

また、県では、燃油等価格高騰対策に関する農林水産業関係の9月補正予算において、国の対策に連動し歳出予算及び債務負担行為合計で7412万3000円を計上しているところであります。

具体的には、1、燃油費の上昇分の9割を国が負担する制度を活用するため、燃料使用料の削減を目的とした船底清掃に係る経費の支援、2、遊休地を活用した自給飼料作物の栽培・利用の実証及び優良乳用牛の導入、3、減肥料栽培の普及を目的とした土壌分析機器の整備、4、電照菊栽培において白熱電球を蛍光灯にかえる省エネ型栽培モデルの実証、5、家畜飼料特別支援資金や農林漁業セーフティネット資金の利子軽減のための支援などに取り組むこととしております。

さらに、9月11日に沖縄県として国に対し、輸送コスト上昇分への補てん措置及び肥料・飼料等の農業用生産資材高騰に対する補てん措置について要請を行ったところであります。

今後、緊急総合対策に関する国の動向を見ながら対応してまいります。

同じく原油高騰対策で、漁業支援策についてにお答えいたします。

国の省燃油操業実証事業は、平成19年12月の価格を基準にして、燃油費の増加分を国が助成する内容になっております。

助成を受けるためには、5人以上のグループにより燃油消費量を1割以上削減する取り組みが必要となっております。このため、県では、9月補正予算で燃油削減効果のある船底清掃への助成事業を創設して、多

くの漁業者が参加できるよう条件整備を行うこととしております。

また、県漁連等と協力して各漁協に対する説明会等を行い、漁協で取りまとめて申請を行うよう指導しているところであります。

次に、食料と農業対策についての御質問で、地産地消による地元経済の振興と生産、流通、販売、消費の連携による地産地消の推進については、関連しますので一括してお答えいたします。

県産農林水産物の利用率の向上を図るためには、消費者と生産者の顔の見える関係を構築し、安全・安心な農林水産物の供給及び消費拡大を図ることが重要であります。このため、生産から消費までの一体となった取り組みとして、生産者、流通・加工業者、消費者、観光関連団体、市町村等で構成する沖縄県地産地消推進県民会議のもと、関係機関の連携を強化し地産地消を推進しているところであります。

具体的には、ファーマーズマーケット等農産物直売所の機能強化、機能性成分等のデータベース化による島野菜の利用促進、うちなー島野菜振興対策事業等による産地形成、市町村における地産地消推進計画の策定促進、学校給食関係機関との連携による県産農林水産物の利用促進、観光関連施設等における県産農林水産物の利用促進、「ゴーヤーの日」等における消費拡大キャンペーン、「花と食のフェスティバル」開催による県産農林水産物のPRなどを実施しているところであります。

さらに、平成20年度から「おきなわ食材の店」認定制度の創設、農業体験などの教育ファーム実施市町村の拡大に取り組んでいるところであります。

今後とも、市町村、関係団体等と連携し、農林水産業の振興を図り地産地消を総合的に推進し、食料自給率の向上及び地元経済の振興に努めてまいります。

同じく食料と農業対策についてで、本県の食料自給率の現状と向上対策については、関連しますので一括してお答えいたします。

沖縄県の食料自給率は、平成17年度のカロリーベースで30%、さとうきびを除くと6%となっております。

本県は、主食である米など穀物の生産量が少ないこと、また、花卉や果樹など収益性の高い農産物の生産へ特化していることなどから、食料自給率が低い状況となっております。

そのため、県としては、農林水産業振興計画に基づき、おきなわブランドの確立と生産供給体制の強化、輸送コストの低減や地産地消など流通・販売・加工対

策の強化、経営感覚にすぐれた担い手の育成や多様な新規就業者の育成確保、省力化に向けた農林水産技術の開発・普及、農業用水源の確保やかんがい施設等、生産基盤の整備などにより持続的農林水産業の振興と多面的機能を生かした農山漁村の振興を図ることとしております。

今後とも、本県農林水産業の振興と食料自給率の向上を図るため、総合的に諸施策を推進してまいります。

同じく食料と農業対策についてで、農水産物の価格補償制度と所得補償制度についてにお答えいたします。

農水産物の価格対策は、生産出荷の安定と消費地域の価格安定を図ることを目的に実施しております。

野菜の価格安定対策としては、国庫補助事業として、指定野菜価格安定対策事業、特定野菜等価格安定対策事業があり、また、県単事業として重要野菜価格安定対策事業があります。

現在、本県ではサヤインゲン、ゴーヤーなど20品目が対象となっております。

家畜・畜産物の価格安定対策としては、肉用子牛生産者補給金制度、肉豚価格差補てん緊急支援特別対策事業、鶏卵価格安定対策事業などがあります。

水産物では、国産水産物安定供給推進事業による調整保管の制度があり、本県ではモズクが対象となっております。

県では、全国知事会や九州地方知事会を通して国に対し、野菜や畜産物等の価格安定制度の充実強化を要請しているところであります。

また、台風など自然災害に対する補償としては、畑作物共済、園芸施設共済、家畜共済等の農業共済制度があり、加入農家に対し損害評価後に共済金が支払われることとなっております。

所得補償制度につきましては、EUの所得補償制度を参考に、国において平成12年度に農業生産の不利地域を対象とした中山間地域等直接支払い制度が創設されております。

今後とも、価格安定制度及び所得補償制度の充実強化について、関係機関と連携しながら国に要請してまいります。

同じく食料と農業対策で、さとうきび経営安定対策についてにお答えいたします。

平成19年産さとうきびから新たな経営安定対策が実施されております。

平成19年産の交付金申請状況によりますと、約6割の農家が特例要件での申請となっております。

県としては、すべての農家が本則要件を満たすよう、支援対象要件の緩和・見直しを行うことや、交付金を全額概算払いにすることなどについて、農業団体等と連携しながら国に対し要請したところであります。

国は、平成20年産さとうきび交付金の概算払いについては8割から9割に引き上げることとしております。また、JAは、平成20年産より国からの交付金の支払いを待たずに全額を立てかえて支払うこととしております。

今後とも、さとうきび農家が安心して生産に取り組めるよう、支援対象要件の緩和・見直しや交付金の全額概算払い等について、農業団体等と連携しながら国に対して強力に要請していく考えであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 答弁の途中ではありますが、玉城ノブ子さんの質問に対する残りの答弁は、時間の都合もありますので午後に回したいと思います。

休憩いたします。

午後0時4分休憩

午後1時21分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

午前の玉城ノブ子さんの質問に対する答弁を続行いたします。

総務部長。

〔総務部長 宮城嗣三君登壇〕

○総務部長（宮城嗣三君） 消費税増税についての御質問にお答えいたします。

消費税については、少子・高齢化が進展する中で、世代間の公平の確保や社会保障を初めとする公的サービスの費用を賄うための安定的な歳入構造の確保の観点から導入されたものであり、その役割は重要なものであると考えております。

今後の消費税の税率の見直しについては、社会保障費を含めた受益と負担の関係などさまざまな観点から国において議論されているところであり、県といたしましては今後の動向を見守っていきいたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 医療・福祉行政についての、国保税を支払うことができずに病院へ行くことができない方の実態の把握についてにお答えいたします。

国保財政は、療養の給付等に要する費用につきましては50%を国庫及び都道府県が負担し、その内訳は定

率国庫負担34%、国調整交付金9%、都道府県調整交付金7%となっており、残る50%を保険料で負担することとなっております。

また、保険料につきましても、保険料軽減分、低所得者の多い保険者支援分及び高額療養費に対する支援分で国、県、市町村は負担をしております。

国保税を支払うことができずに病院に行くことができない方につきましては、県では把握しております。

生活に困窮している方につきましては、減免制度及び生活保護制度等もありますので、市町村の窓口で相談をしていただきたいと思います。

続きまして、国保税を引き下げのために国に対して国庫負担をもとに戻すこと及び法定減免の制度の改善、拡充を要求すべき点にお答えいたします。

国保財政における国庫負担につきましては、三位一体改革の一環として、平成17年度に都道府県調整交付金が導入され負担率が減少しておりますが、公費負担の割合50%は変わっておりません。

法定減免制度については、特別の理由により生活が著しく困難となった者、またはこれに準ずる者で、減免の必要があると認められる者に対して行うこととなっており、平成18年度の県内の実績は3305世帯で2億3302万7000円となっております。

続きまして、県が国保税の軽減などに向け積極的な財政支援を行うことについてにお答えいたします。

県では、市町村の国保財政を支援するため、平成20年度当初予算において136億4336万5000円を計上しております。このうち、低所得者に対する保険料軽減措置等に対する財政支援として53億4400万円を計上し、負担の軽減を図ることとしております。

続きまして、乳幼児医療費助成制度の実施状況についてにお答えいたします。

県では、平成19年10月より対象年齢を拡大し、入院は4歳児までから就学前までに、通院は2歳児までから3歳児までに引き上げたところであります。平成20年4月現在、12市町村において、県が基準とする対象年齢を上回っております。

続きまして、乳幼児医療費を中学校卒業まで無料化した場合の試算と拡充について一括してお答えいたします。

乳幼児医療費助成の対象年齢を入院・通院とも中学校卒業まで引き上げた場合、必要な予算額は、現行の償還払い方式では27億円になると試算されます。また、年齢引き上げとあわせて現物給付方式を導入した場合は、約48億円になると試算されます。

乳幼児医療費助成制度については、子育て支援の観点からも必要であると認識しておりますが、拡充については財政負担を伴うことから、引き続き慎重に検討していきたいと考えております。

続きまして、県立病院を独立行政法人とすることについての県の見解と対応についてにお答えいたします。

本県の県立病院は、地域における中核的な医療機関として、救急医療、高度・特殊医療、離島・僻地医療等を担い、地域医療の確保に大きく貢献しております。

しかしながら、その経営状況は、平成17年度以降、毎年度30億円以上の経常損失を計上するなど、極めて厳しいものがあります。

このため、県においては、財政負担を抑制しつつ、病院事業経営の健全化を図ることにより、効率的かつ継続的な医療提供体制を確保することを目的として、県立病院の役割、機能並びに運営体制を抜本的に見直すこととしたものです。

経営形態の見直しに関しましては、現在、沖縄県医療審議会に、医療を受ける立場を代表する者、医療を提供する立場を代表する者及び公立病院改革に専門的な知見を有する者等で構成される県立病院のあり方検討部会を設置し、独立行政法人化も含め検討する予定であります。

県としましては、同検討部会の審議結果を踏まえ、適切に対処してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 知念 清君登壇〕

○病院事業局長（知念 清君） 医療・福祉行政についての中、公立病院改革ガイドライン等に対する県の対応についてお答えします。

県は、総務省が示した公立病院改革ガイドラインを踏まえ、本年度中に県立病院改革プランを策定することとしております。

改革プランは、ガイドラインにおいて示された県立病院が果たすべき役割及び一般会計負担の考え方、経営の効率化、再編・ネットワーク化及び経営形態の見直しの4項目について記載することになります。

このうち、県立病院が果たすべき役割、再編・ネットワーク化及び経営形態の見直しについては、現在、沖縄県医療審議会県立病院のあり方検討部会において審議が行われております。また、経営の効率化については、病院事業局において検討を行っているところであります。

県立病院が各圏域において必要な医療提供体制を確保していくためにも、改革プランの策定を通して持続可能な県立病院を築き上げてまいりたいと考えております。

続いて、一般会計からの繰り入れを県立病院事業に増額することについてお答えします。

繰入金については、総務省の繰出金通知に基づく対象経費に関しては、おおむね適正に繰り入れが行われております。しかし、総務省の繰出金通知に基づかない離島増嵩経費や本庁経費については予算措置されておられません。どちらも病院事業を運営していくためには必要な経費ではありますが、病院事業の自助努力のみで補てんすることは困難であります。一方、一般会計においても厳しい財政状況にあります。

このような状況を踏まえながら、県民に対し必要な医療サービスを安定的かつ持続的に提供していくためには、一層の経営改善を図りつつ、今後、関係部局による県立病院の抜本的な見直しの中で、総務省の繰出金通知に基づかない基準外を含めた繰入金のあり方についても議論を深めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは教育行政についての御質問で、30人学級の進捗状況と今後の計画についてお答えいたします。

30人学級につきましては、きめ細かな指導により、児童一人一人が基本的な生活習慣や社会的規範を身につけ、基礎・基本の学力の定着を図ること等から、義務教育のスタートに当たる小学校1年生で実施しております。

実施に当たっては、加配定数の範囲内で、下限25人とし、施設条件面の対応が可能な学校を対象としております。今年度は、小学校1年生において約73%の学級が30人以下の学級となっております。

今後の計画につきましては、30人学級制度設計検討委員会において検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 玉城ノブ子さん。

〔玉城ノブ子さん登壇〕

○玉城 ノブ子さん 再質問を行います。

まず、知事は自分の立場を県民や議会に説明をしていくということを繰り返しておられますが、そういうことであれば、県民の声や議会の立場は全く無視するということでしょうか。これはもう本当に民主主義の根幹にかかわる重大な問題であります。

県民の代表として、知事がそういう態度、姿勢でいいのかどうかということが問われておりますので、知事の見解を伺います。

自衛隊の与座屯基地への新レーダー配備についてでございます。

レーダー基地建設についての防衛局の説明は、該当する糸満市や隣接する八重瀬町、沖縄県に対して、いつ、どういう内容で行われたのか答弁を求めます。

新たなレーダー基地が建設される与座岳は住宅密集地域にあり、地域住民の環境に与える影響は甚大であります。周辺住宅地域ではたびたび湛水被害が発生をしております。新たなレーダー基地の建設は、災害の一層の拡大が危惧されております。県はどのように対処されるおつもりでしょうか。

このレーダー基地は強力な電磁波を発生することが明確であります。そのことは承知されておりますでしょうか。

周辺には高嶺小中学校、大里保育所等が隣接しております。その影響をどう考えておられるでしょうか。その機能・役割、どれだけの電磁波が発生するかについて伺います。

知事は、先ほどの答弁で反対する理由はないと答えているが、新たなレーダー基地建設は米軍と自衛隊の一体化であり、基地の再編強化ではありませんか。知事、明確な答弁を求めます。

このレーダー基地は、有事における戦略基地としての役割を果たし、攻撃目標として戦争に巻き込まれる可能性が高くなるのは明白であります。県民の生命財産を守るべき知事として反対の意思を表明すべきではありませんか。知事の明確な答弁を求めます。

原油高騰について。

原油高騰は、今さらに一層県内の農業・漁業に甚大な被害を与えています。政府の燃油高騰への直接補てん措置も行われておりますけれども、支援規模が決して十分ではありません。

国へ支援策の拡充を求めるとともに、漁業・農業の燃料、飼料、肥料、運送費に対する県の直接補てん措置が必要であります。知事の答弁を求めます。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後1時36分休憩

午後1時40分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 玉城議員の再質問にお答えいたします。

まず第1に、県民の声とか議会の立場を無視するの
かというような御趣旨の再質問にお答えいたします
が、県民の声そして議会の立場を無視するなどとは
とても考えておりません。しかし県の考えをきちと表
現をし、そして説明をし理解を求めるということは当
然のことだと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁
させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 与座岳のレーダーにつ
いて、まず糸満市、八重瀬町などへいつ、どのような
内容の説明があったのかという御質問でございます
が、県と同様に糸満市、八重瀬町にも8月21日に説明
をしたとの航空自衛隊からの説明でございます。

それから、電磁波の影響はどういうのがあるかとい
うことでございますが、それについて航空自衛隊の説
明では、周辺への影響はないということございま
す。

県として反対をすべきじゃないかという御質問につ
きましては、先ほどお答えいたしましたように、現在
進められているミサイル防衛システムは、日本の防衛
力の一環として整備されるものと理解しており、反対
する理由はないものと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 護得久友子さん登壇〕

○農林水産部長（護得久友子さん） 原油高騰に対す
る国及び県の直接支援についてにお答えいたします。

原油の高騰は、漁業関係者のみならず全産業、全国
民の生活に大きな影響を与えております。そのため、
漁業者のみへの直接的な補てん措置は厳しいものと考
えております。

また、漁業等を含め追加支援については、現在実施
中の支援策の効果や今後の「安心実現のための緊急総
合対策」に関する国の動向を見ながら対応してまいり
たいと考えております。

以上でございます。

○玉城 ノブ子さん 答弁漏れ。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後1時44分休憩

午後1時45分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） レーダー建設に伴って

周辺地域で災害が発生するんじゃないかというような
御質問の趣旨かと思いますが、自衛隊においてはそう
いうことのないよう進めていただきたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 玉城ノブ子さん。

〔玉城ノブ子さん登壇〕

○玉城 ノブ子さん 1点目に、電磁波はあるが周辺
への影響はないということですか。もう一度確認しま
す。

電磁波については、社会的にも健康被害を及ぼすも
のとして大きな社会的問題になっています。その電磁
波の有無について知事として明確にすべきではないで
しょうか。健康被害をもたらすこの電磁波について
は、発生してからでは遅過ぎます。知事はこのこと
について、もし発生したらどういう責任をとられるおつ
もりですか、答弁を求めます。

先ほどの湛水被害の問題ですけれども、もう実際に
湛水被害は起きているんです。この与座の通信基地が
建設をされて周辺地域では湛水被害が起きて、大変な
被害が発生して住民は大変な状況になっているんです
よ。その新たな施設ができれば、さらにこの被害は拡
大されるという可能性が出てくるわけなんですよ。こ
の辺も想定して皆さん方はどうするかということにつ
いて考えないと、反対する理由はないとおっしゃっ
ておられますけれども、それでは県民は納得しないん
ですよ。そのことについて答弁を求めます。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後1時48分休憩

午後1時52分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 玉城議員の再々質問に答弁
させていただきます。

電磁波の有無とか健康被害についての御心配の御質
問ですが、これは私ども航空自衛隊から聞いている範
囲ではそういう要素はないというふうに聞き及んでお
りますが、ただこの点は我々も議員の御指摘のとおり
もう少し詳しく聞いてみたいと思いますので、きょう
のところはこういう答弁にさせていただきたいと思
います。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 先ほどの湛水被害との
関連でございますが、昨年大雨で糸満市の宮良地区
において湛水被害が出たことについては承知いたして
おりますが、そのこととレーダー施設との関連性につ

いては承知はいたしておりません。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

〔比嘉京子さん登壇〕

○比嘉 京子さん 皆さん、こんにちは。

社大・結を代表いたしまして、代表質問をいたします。

まず9月3日、琉球新報の社説によりますと、「任期中で政権を突然投げ出す無責任な首相を生み続ける自公政権は、すでに政権担当能力を喪失している。」と報じております。

知事はこのような政治のあり方をどうごらんになっておられるのでしょうか。率直な御意見が伺えればと思います。

では、通告に従いまして質問をいたします。

1番目に、知事の政治姿勢について。

医療制度に年金問題、原油高に物価高騰と経済問題が逼迫する中、突然の首相辞任は無責任のそしりは免れません。

(1)番目に、1年間に政権投げ出しが2度にわたり自公政権下で起こりました。沖縄県への影響と知事の所見を伺います。

(2)番目に、知事はさきの知事選挙において普天間飛行場移設問題に関し、現行のV字案には賛成できないと訴えて当選されました。系数氏の県内移設反対に対し争点を明確にしなかったわけでありますが、県民への説明責任を果たすために、いつ、どのような理由で県内移設受け入れへと変わっていったのか、丁寧な説明を賜りたいと思います。

(3)番目に、普天間で危険なものは辺野古でも危険という単純な考え方をどう思われるのでしょうか。

(4)番目に、知事は名護市や宜野座村を地元と称して、地元の意向を尊重するとしてみずからの責任を転嫁している。基地から派生する事件・事故や自然破壊は、知事のおっしゃるような地元のみの問題ではありません。知事の認識を伺います。

(5)番目に、「普天間飛行場の移設に関する沖縄県の考え方」について。

新基地建設ではないとする根拠、それと環境と調和のとれた計画になっているとする根拠、その2つについて説明を求めたいと思います。

(6)番目に、知事の訪米が提案されておりますが、私は沖縄ジュゴン訴訟についての県の認識を伺いたしたいと思います。

(7)番目に、全国学力調査結果に対する知事の認識と、本県の学力問題に関する知事の所見を伺います。

2番目に、基地問題について。

(1)、米原子力潜水艦の放射能漏れに関して、日米両政府の報告をうのみにしては県民の安全は守れないと思います。県独自の調査を行い、海中における食物連鎖への影響も含めて検証を自分たちの手でやっていくということを提案したいと思いますが、いかがでしょうか。そして安全性が確認されるまで寄港は絶対に認めないとするのは当然のことではないでしょうか。

(2)番目に、普天間飛行場の飛行航跡観測調査について、いつごろを目安に、どのような軽減が期待できるとお考えなのか、県の見通しを伺います。

3番目に、農林水産行政について伺います。

(1)、汚染米が沖縄県内で流通しているのかどうか。これは加工品も含めて伺いたしたいと思います。

(2)番目に、マンゴーと海ブドウの産地偽装問題から、県は再発防止としてどのようなチェック体制を構築しておられるのか。先ほどの答弁以外に踏み込んだ答弁があれば伺いたしたいと思います。

4番目に、環境行政について。

(1)、大浦湾のアオサンゴ群落は、世界的に見ても貴重であると。去年発見されたようでございますが、県の認識はどうか。また、天然記念物指定や保護区指定の声も高まっておりますがどうでしょうか。

(2)番目に、キャンプ・シュワブで実施されている工事で赤土が流出しています。私も海上から見ましたけれども、県の赤土流出防止条例はどのように適用されるのでしょうか、伺います。

(3)番、県は「森林生態系保護地域設定委員会」で本島北部の自然林を保護することを検討しておりますが、山と川と海が繋がっている貴重な宇嘉川流域にヘリパッドが集中しています。自然度の高さと希少さで専門家の評価は高いですが、県の認識と対応について伺います。

5つ目に、離島行政について。

台風13号による被害についての状況は多くの方々の質問で出ておりますので、それに対してどれだけの予算でどのような対策を講じていかれるのかをできるだけお願いしたいと思います。

(2)番目に、離島航空運賃の低減につきまして、アは確認事項でございますが、離島の航空運賃を軽減しているのは、根拠としては公租公課でありますけれども、運賃の低減としている県の認識、それ以外にあるかどうか伺いたしたいと思います。

イ、平成21年度の国土交通省航空局の概算要求を見てもみると、税制改正として離島の航空路に対する航空燃料税の減免を現在の25%軽減を2年延長すると表

示しております。さらなる負担軽減のために所要の措置を講ずると書かれております。県は、この好機に県内離島の運賃の軽減のためにできる限り航空燃料税の引き下げを要請すべきだと考えますがいかがでしょうか。

6番目に、教育行政について。

(1)、児童生徒の学力について。

ア、20年間取り組んできた本県の学力向上対策の総括がどうなっているのかお聞きしたいと思います。

イ、全国学力調査にとらわれない沖縄県独自の取り組みを構築する考えはないか伺います。

ウ 学力問題は就学前保育（特に幼稚園・保育園）から見直さないと解決できないと考えておりますが、認識と見解を伺います。

(2)、教職員勤務実態調査の結果はどうなっておりますか。

(3)番目、「労働安全衛生委員会」の設置が遅々として進まない理由は何でしょうか。

(4)、教職員の病休者は何名でしょうか。そのために病休者の補充教員に要する年間給与総額は幾らでしょうか。

(5)番目に、30人以下学級について、次年度以降の計画と予算措置について伺います。

(6)番目に、3年にわたる栄養教諭の任用がモデル的に行われてきました。その結果を踏まえて今後の活用の方向性と配置の計画について伺います。

7番目に、福祉・医療行政について。

(1)、沖縄県の保育所入所待機児童対策特別事業基金の意義と目的について伺います。それから懸念される点についても伺いたいと思います。

それから(2)番目に、県立病院の現時点での医師及び看護師は何名不足しておりますでしょうか。またその結果、どのような影響が出ておりますでしょうか。これは多くの方々が質問をしておられますが、簡略して結構でございます。

(3)番目、医師や看護師の確保に向けてどのような施策を講じていく考えなのか。

以上、お聞きをして再質問をしていきたいと考えます。お願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 比嘉議員の御質問にお答えいたします。

まず第1に、知事の政治姿勢に係る御質問の中で、1年間で2度の政権交代の影響等々に係る知事の所見の御質問にお答えいたします。

安倍、福田両総理の突然の辞任は、私自身大変な驚きでありました。両総理には沖縄振興に御尽力いただいたところであり、任期途中での辞任はまことに残念なものでありました。

沖縄振興などの政策実現につきましては、内閣府を初め関係省庁の御協力のもとで粛々と進められているところであり、大きな影響はないものと考えております。特に、福田内閣では普天間移設措置に関する協議会を再開していただくなど、沖縄の基地問題を初め経済振興等に御配慮を賜り、感謝申し上げます。

しかしながら、私が知事に就任してからこれまでに防衛大臣が5名もかわっており、基地問題の解決を図る上では少なからず影響があったものと考えております。

同じく知事の政治姿勢の中で、県内移設受け入れの考えについての御質問にお答えいたします。

私は、知事選挙期間中からベストは県外だが、県外に見つけがたい中で県内移設もやむを得ない旨の発言をしてまいりました。その考えに変わりはありません。

私としましては、県外移設がベストだとは思いますが、米軍再編協議の経緯等から県外移設は困難であり、一日も早い危険性の除去のためには県内移設を進める必要があると考えております。

同じく政治姿勢の中で、環境への影響や事件・事故について、これは知事は名護市や宜野座村を地元と称して地元の意向を尊重することとし、みずからの責任を転嫁云々の御質問でございます。

普天間飛行場代替施設をめぐる問題につきましては、私は県民の負託を受けた知事として責任を持って解決に向け全力を尽くしてまいりたいと考えております。また、代替施設の建設は、住民生活に大きな影響を与えかねない事柄であることから、地元の意向や環境などに十分配慮することは当然のことであると考えております。

同じく政治姿勢の中で、全国学力調査の結果についての御質問にお答えいたします。

去る8月29日に公表されました全国学力・学習状況調査の結果は、昨年度に引き続き全国最下位となっておりますが、全国平均との差は縮まっており、無解答率も改善が見られていることから、先生方や子供たちの努力がうかがえるところでございます。

また、同時に実施されました生活や学習に関する意識調査によりますと、将来の夢や希望を持っている、いじめはどんなことがあってもいけないことだ、人の気持ちがわかる人間になりたいなどの質問では小中学

校とも全国を上回っているとのことから、思いやりや学ぶ姿勢はこれからの沖縄を担う多様な人材の育成につながるものと思います。引き続き、県民を挙げての学力向上対策に取り組むことが大切であると考えているところでございます。

福祉・医療行政に係る御質問の中で、沖縄県保育所入所待機児童対策特別事業基金の意義と目的についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県では、他県と比べて待機児童と認可外保育施設入所児童が多いという特殊事情があります。このため、県では国に対しまして特に認可外保育施設入所児童の処遇向上に向けた支援が得られないか、県議会議員の先生方や国会議員の皆様の御協力を得ながら、要望や調整を重ねてまいったところでございます。こうしたさまざまな働きかけがこのたびの沖縄特別振興対策調整費を財源とした待機児童対策特別事業基金の設置につながったものと認識をいたしております。

県では、当該基金を活用し、待機児童の実態調査や保育内容向上に向けた研修会を実施するとともに、市町村が認可化することとした認可外保育施設への運営費及び施設整備費の助成を行い、認可化を促進することといたしております。

県では、この事業を最大限に活用して待機児童の解消に向け、全力で取り組んでまいる所存でございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 知事の政治姿勢の御質問のうち、普天間飛行場代替施設の危険性についてお答えいたします。

現在の普天間飛行場は、市街地の中心部にあることにより、騒音など住民生活に深刻な影響を与えております。

キャンプ・シュワブに建設される代替施設は、航空機が住宅地上空を飛ばないようにするため2本の滑走路がV字型に配置され、海側から着陸し、海側に離陸するなど、飛行経路がほぼ海上になるよう設定されています。

県としては、飛行経路の大部分が海上であるか、住宅地を含む陸上であるかによって地元住民の生活に与える影響は大きく異なると考えております。

次に、「普天間飛行場の移設に関する沖縄県の考え方」についてお答えします。

現在の普天間飛行場の機能のうち、空中給油機能と

緊急時の受け入れ機能は、本土の自衛隊基地等へ移設され、残る陸上部隊の輸送機能のみが代替施設に移ることになっております。また、代替施設は既存のキャンプ・シュワブの陸上部分に加えて隣接する沿岸部分を埋め立てて設置されるものであります。

このようなことから、県としては普天間飛行場代替施設は新しい基地の建設とは性格が異なるとしております。

現在、進められている環境影響評価手続は、事業者が知事等の意見を踏まえて環境の保全の観点から、よりよい事業計画を作成していくことを目的とした制度であります。

知事はこの手続の中で、住民や関係市町村長、環境影響評価審査会の意見を踏まえ、生活環境、自然環境に十分配慮する観点から意見を述べることになっており、この手続を経ることにより環境保全の観点からよりよい事業計画になっていくものと考えております。

次に、沖縄ジュゴン訴訟の御質問にお答えします。

いわゆるジュゴン訴訟については、去る4月23日に米国防総省が米連邦地裁に対し追加資料を提出し、現在も係争中であると認識しております。

県としては、今後とも情報収集を行いながら注視していきたいと考えております。

次に、基地問題のうち、県独自の調査及び原潜の寄港についての御質問にお答えします。

県においては、国と協力して原子力艦の放射能調査を行っているところであります。

放射能の蓄積状況については、四半期ごとに海産生物等の試料を採取、分析を行っております。また、放射線については、原子力潜水艦の寄港前、寄港時、出港後等にモニタリング調査を実施しております。

放射能調査については、高度な専門性、専用の機器を必要とすることから、引き続き国と県が協力して行うべきと考えております。

なお、いずれの調査においてもこれまで異常値が検出されたことはありません。

県においては、去る9月4日及び9月8日から9日にかけて軍転協を通じ、原子力潜水艦は、安全が確認されない限り本県に寄港させないことを日米両政府に求めたところであります。

次に、普天間飛行場の航跡調査の見通しについてお答えします。

防衛省は、去る8月28日から9月3日までの7日間、航空機航跡観測装置を用い、普天間飛行場における飛行航跡調査を実施しました。

今回の調査は1週間という短期間ではありますが、防

衛省において、来年度約 2 億800万円の航跡調査に要する経費を概算要求しており、相当期間の調査を予定しているとのことであります。

県としては、普天間飛行場の場周経路等の客観的データを把握し評価することは重要なことであると考えております。

危険性除去策の検討に当たっては、場周経路の調査にとどまらずさらなる抜本的な対策を検討していく必要があると考えております。

次に、離島行政についてのうち、台風13号による被害状況と対策についてお答えします。

台風第13号による 9 月24日現在の与那国島地方を中心とした県内の主な被害状況は、人的被害は重傷者 1 人、軽傷者 1 人、住家の全壊 2 棟、半壊 6 棟、一部損壊62棟、ライフラインの被害では9300世帯が停電、水道も与那国島で全世帯の断水がありました。被害見込み額は、土木関係が約 3 億6500万円、農林水産関係が約 4 億5500万円になります。

県においては、9 月12日の暴風警報発表と同時に沖縄県災害対策本部を設置し、24時間体制で市町村や消防、警察、気象台等からの情報収集、そして被害情報の庁内電子掲示板への掲載による関係部局の情報共有等の対応に当たったところであります。

また、被害状況等については、定期的に県のホームページに掲載し、報道機関及び県民に情報提供をしております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 護得久友子さん登壇〕

○農林水産部長（護得久友子さん） それでは農林水産行政についての御質問で、汚染米の県内流通についてお答えいたします。

事故米、いわゆる汚染米の流通については、農林水産省により各地方農政事務所を通じて全国的な調査が行われております。その結果、現時点で事故米の不正転売にかかわった企業は26都府県、約390社が公表されておりますが、その中に沖縄県内の流通業者等は確認されておられません。

同じく農林水産行政についてで、食品表示の監視体制についてにお答えいたします。

産地偽装は、消費者の信頼を損なうばかりでなく、これまで築いてきた産地ブランドの信頼及びそれを築き上げてきた生産者など関係者の努力を踏みにじるものであります。

県では、食品表示の適正化を図るため、食品表示110番の設置や食品表示ウォッチャーを配置すると

もに、国等と連携した監視・指導を実施しております。また、食品関連事業者等を対象とした講習会を開催し、食品表示制度の普及啓発を図っております。

今回の偽装問題を受け、事業者などに対し法令遵守の徹底を図るよう注意喚起文書を発出するとともに、「食品表示に関する部局連絡会議」を設置し、再発防止に向け連携強化を図っているところであります。

今後とも関係機関と連携した監視を行い、食品表示の適正化を図ってまいります。

次に、環境行政についての御質問で、森林生態系保護地域の設定についてにお答えいたします。

国の九州森林管理局では、沖縄に関する特別行動委員会の最終報告の中で、沖縄北部国有林の一部が返還されることとなったことから、その取り扱いを検討するため、自然保護、生態学、林業等の有識者、関係地方公共団体の長等で構成する「沖縄北部国有林の取扱いに関する検討委員会」を平成 9 年 9 月に設置しております。

同検討委員会では、沖縄北部国有林内の森林について、機能に応じた森林の区分とその区分ごとの管理経営の方向性を定めるとともに、生物多様性の観点から森林生態系保護地域の設定についても検討を行っている段階であります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 環境行政について、大浦湾のアオサンゴ群落の認識についてお答えいたします。

大浦湾は、干潟・砂浜等の海岸地形や泥質・岩礁等の海底基質などがコンパクトにまとまった特徴的な湾であると同時に、ユビエダハマサンゴの群落やアオサンゴ群落が確認されております。

アオサンゴ群落につきましては、NPO等の調査報告書がありますが、学術性、希少性等の評価には専門的知見の集積が必要と考えております。

県としましては、今後実施される調査等によりさらなる情報収集に努めるとともに、保全のあり方について、関係機関や地元の意向及び専門家の意見も踏まえ適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、キャンプ・シュワブ内の工事に対する赤土等流出防止条例の適用等についてお答えいたします。

キャンプ・シュワブで実施されている倉庫等新設造成工事 3 件につきましては、沖縄県赤土等流出防止条例第 9 条第 1 項が適用され、沖縄防衛局から平成20年 3 月12日に事業行為通知書が提出されております。

県では、赤土等流出防止施設等に関する計画について審査を行ったところ、その計画が適切であると判断したことから、平成20年3月31日付で確認済み通知書を送付しております。また、県ではこれまでに赤土等流出防止施設の設置状況や管理状況が適切かどうかを確認するため7月14日、9月4日、台風13号が接近した9月17日に現地調査を実施しております。

9月17日に行った降雨時の立入調査の際には、工事区域内からの放流口2カ所で濁水濃度を測定し、条例に基づく排出基準以下であることを確認するとともに、沖縄防衛局に対し、発生源対策等について指導を行ったところであります。

県としては、今後とも沖縄防衛局に対し、赤土流出防止対策等について立入調査による確認や報告を求めていると考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） 離島行政についての御質問で、離島航空運賃の低減について一括してお答えいたします。

国及び県では、離島航空運賃の低減を図るため、航空機燃料税及び空港使用料の軽減、県管理空港の着陸料の軽減を図るとともに、運航費及び航空機購入費を補助し、離島航空路線の維持確保に努めております。

県としましては、今後ともこれらの軽減措置による離島航空運賃の低減に努めるとともに、より一層の運賃の低減に向け、離島航空路線の公租公課の軽減措置や運航費補助制度の維持・拡充を骨子とする「離島空路整備法（仮称）」の制定についても引き続き関係各県と連携しながら国に要請してまいります。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは教育行政についての御質問で、学力向上対策の総括についてお答えいたします。

本県は、昭和63年から知・徳・体の調和のとれた人間の育成を目指して学力向上対策を推進してきました。この間、小中学校における達成度テストの平均点の向上や読書量の増加、高等学校においてはセンター試験の平均点の向上、進学率の向上など一定の成果があったものと考えております。

また本県の児童生徒はスポーツ、文化面でも全国における各種大会での活躍が目覚ましく、世界レベルで活躍する人材もふえつつあります。

その一方において、全国学力・学習状況調査の分析結果から本県の児童生徒は基本的な知識・技能やそれらを活用する力、基本的な生活習慣、学習意欲などに課題があると考えております。

県教育委員会としましては、5月に教育庁内に学力向上施策検討委員会を設置し、これまでの学力向上対策の取り組みについて総括してまいりました。

その中で、本県児童生徒の課題である知識・技能を活用する力の育成を図るため、これまでの達成度テストを改め、沖縄県学力到達度調査へと変更するとともに、活用型の授業を取り入れた授業改善を図り、児童生徒のわかる授業を構築し、確かな学力の向上のための取り組みを推進する必要性を確認したところであります。

次に、沖縄県独自の取り組みについてお答えいたします。

全国学力・学習状況調査は、全国的な状況において、教育委員会、学校がみずからの達成状況を把握・分析し、改善を図るために実施されており、本県の幼児・児童生徒に確かな学力を身につけさせる上で必要だと考えております。

県教育委員会としましては、今後とも学力向上主要施策「夢・にぬふぁ星プラン」の基本的な考えに基づき、わかる授業の構築を基軸にした取り組みを推進し、本県の子供たちが将来、県内外を問わず堂々と活躍するための確かな学力を身につけさせたいと考えております。

次に、就学前保育の見直しについてお答えいたします。

学力向上を図る上で、「早寝早起き朝ごはん」など基本的な生活習慣を確立することは重要な要素であると考えております。

幼児期は、基本的な生活習慣や規範意識の芽生えを養う大事な時期であり、就学前の教育を充実させていくことは、極めて大切なことだと考えます。

県教育委員会としましては、本県の幼児教育に関する課題を踏まえ、豊かな生活体験等の取り組みを推進するとともに、「幼児教育振興アクションプログラム」を策定し、市町村と連携を図り、今後とも幼児期における教育の充実に努めてまいります。

次に、教職員勤務実態調査の結果についてお答えいたします。

教職員の勤務実態につきましては、平成18年度に文部科学省が全国調査を実施し、結果が公表されました。

その調査結果を受け、県教育委員会では、本県教職

員の勤務の実態や意識を的確に把握し、学校組織の活性化や効率化に資する方策を検討するため、公立小・中・高・特別支援学校の全教職員を対象に「教職員の勤務の実態や意識に関する調査」を8月に実施したところであります。現在、その集計及び分析の作業を進めており、12月末には結果を公表する予定であります。

次に、衛生委員会の設置等についてお答えいたします。

平成20年5月1日現在における衛生委員会の設置状況につきましては、県立学校の対象校67校すべてに設置されております。また、市町村立学校につきましては、対象校11校のうち3校において設置されております。

なお、現在未設置の学校につきましても、当該市町村教育委員会において、体制整備に向けて準備が進められております。

また、衛生推進者につきましては、県立学校の選任率は100%であり、市町村立学校は昨年度の約35%から約65%に改善されております。

さらに、7市村においては安全衛生管理規程等が新たに整備されるなど、市町村においても徐々に労働安全衛生管理体制が整備されつつあります。

県教育委員会としましては、教職員の健康保持増進と職場環境を改善する観点から、今後とも労働安全管理体制の整備について、市町村教育委員会への指導助言を行ってまいりたいと考えております。

次に、教職員の病気休職者数と補充教員の年間給与総額についてお答えいたします。

平成19年度における病気休職者は、実人員総数377名で、これら休職者の代替補充教員の任用に係る給与費は約5億8800万円となっております。

なお、休職者につきましては、1年間は給与の8割を支給し、2年目以降は無給となることから、休職者に係る給与費を相殺すると約2億1400万円となります。

次に、30人学級の計画と予算措置についてお答えいたします。

30人学級につきましては、きめ細かな指導により、児童一人一人が基本的な生活習慣や社会的規範を身につけ、基礎・基本の学力の定着を図ることなどから、義務教育のスタートに当たる小学校1年生で実施しております。

今後の計画及び予算措置につきましては、30人学級制度設計検討委員会において検討しているところであります。

次に、栄養教諭の配置計画等についてお答えいたします。

栄養教諭につきましては、児童生徒の望ましい食習慣の形成を図るため、モデルケースとして平成19年度に4名、平成20年度には14名を公立小学校等に配置したところであります。

栄養教諭の今後の活用や配置計画につきましては、平成21年度まで3カ年のモデル期間において、指導内容や指導時間、教育課程への位置づけ、学級担任との連携のあり方などについて検証し、市町村との十分な調整を図る必要があります。

県教育委員会としましては、検証結果や全国の動向等を踏まえながら、今後とも配置拡大に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 福祉・医療行政についての御質問の中の、保育所入所待機児童対策特別事業の実施に当たって懸念される点についてお答えいたします。

保育所の整備等待機児童の解消につきましては、一義的な責務は保育の実施主体である市町村にあります。

このため、待機児童対策特別事業の実施に当たっては、市町村との調整が不可欠となることから、事業内容等について十分な説明を行うとともに、その意向やそれぞれの問題点について把握に努めるなど、連携を密にして取り組むことが重要だと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 知念 清君登壇〕

○病院事業局長（知念 清君） 福祉・医療行政についての中、医師及び看護師の欠員とその影響についてお答えします。

医師の平成20年度の配置定数は364人、9月1日現在351人を配置しており、13人が欠員となっております。そのため、北部病院産婦人科は、他の医療機関からの紹介患者等に絞って診察を行っており、八重山病院耳鼻咽喉科はことしの2月から休止しております。

看護師については、平成20年度の配置定数は1649人で、9月1日現在92人が欠員となっております。そのため、中部病院で33床、南部医療センター・こども医療センターで14床休床しております。

続きまして、医師及び看護師の確保についてお答えします。

医師の確保については、県立病院で実施している卒後臨床研修の充実強化による医師の定着、脳神経外科や産婦人科等の医師を確保するための専門医派遣事業の実施、ドクターバンク事業との連携など、あらゆる手段を活用して医師の確保に取り組んでいるところがあります。

看護師の確保については、今年度の看護師採用試験から受験年齢制限を撤廃するなど、幅広い人材確保に向けて取り組んでおります。

また、本土首都圏の看護学校への訪問や県内の看護学校等において開催される就職説明会への参加等により、看護師の募集を行っております。

さらに、今年度から就職情報誌を活用した情報提供の強化、再就職希望者に対する相談会の開催、合同就職説明会への参加など、求人活動を積極的に展開しているところであります。特に、復職支援を図るため、嘱託看護師等の非常勤看護師については、夜勤免除や短時間の勤務、夜勤専従など、本人の希望に沿うよう柔軟に対応しているところであります。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

〔比嘉京子さん登壇〕

○比嘉 京子さん 先ほど知事がおっしゃっていた、県知事選挙において御自分がおっしゃっておられたということでございますが、私の記録によりますと、知事は県議選挙でメディアから何度普天間問題を聞かれても、協議会に参加して政府とよく協議したいの一点張りではなかったでしょうか。

さて、再質問をいたしたいと思えます。

まず1番目に、知事の政治姿勢についての普天間移設問題についてですが、知事は御自分が負託を受けたから御自分がそれを誠実に実行されるんだという今答弁がございました。

私はここで、2年前の知事選挙における県民の負託はどこにあったのかということを少し明らかにしていきたいと思っております。

まず2年前の11月19日の知事選挙において、朝日新聞と沖縄タイムスの当日の出口調査、県内60カ所、3332人についてやったものでございますが、新しい知事に最も力を入れてほしい点は何でしょうかと聞いたところ、経済活性化が58%で、基地問題が28%。その経済活性化と答えた58%のうち、仲井眞知事に投票した人は67%で系数氏が32%。そして基地問題と答えた28%の人々の中には、84%系数氏に、仲井眞知事に投票した人は15%。結論として新聞紙上が述べていることは、経済を優先した人が基地を優先した人を大きく

上回って仲井眞弘多知事に追い風になったと報じています。

その中にどういふことがあるかと言うと、県民の中には動かぬ基地に対して虚脱感が漂っていたんだというふうに書いてあります。

もう一つの読売新聞の6000人の同じ出口調査。

仲井眞知事に投票したとする有権者のうち、新基地建設に賛成するとした人は38%で、反対が49%。反対が11%知事に投票した人でも上回ったと書いています。

さらに名護市民投票、その後の世論調査、今回の県議選挙と一度も県内移設賛成が反対を上回ったことはなかったわけでございます。知事はどの民意を代表して今のようなお考えに至っているのか再度見解を伺います。

それから知事は、ベストは県外だけれども現実的ではないと。ですからこういうような選択をしているのであるとおっしゃっておられますが、私は、ベスト案について政府で訴えたことがあったんだろうか、議論したことがあったんだろうか、そういうことの経緯が全く見えませんので説明をいただきたいと思えます。

それから基地から派生する事件・事故につきましてお聞きいたします。

米軍人は、自由に県内を闊歩しています。知事も訪米の理由にしておられるように、2月の暴力事件以降も再発を防ぐことはできません。そのために訴えに行かれるんだと今もおっしゃっているわけでございますけれども、事件・事故をゼロにする確信でもおありでしょうか。お聞きしたいと思えます。

それから、普天間飛行場の新基地ではないという根拠について質問いたします。

では、この移設の予定の規模はどうなっているのでしょうか。縦、横、高さどれぐらいでしょうか。面積、滑走路の長さはどれぐらいなのでしょう。配備される機種は何でしょうか。軍事機能は現行と同じなのでしょう。運用年数、耐用年数もおわかりでしたらお示しください。

「環境と調和のとれた計画になっていく」という根拠について再質問いたします。

埋め立ての土砂はどれぐらい必要で、どこから持ってくる予定なのか。そのことが環境にどのような影響を与えると考えているのか、そのことについての認識を伺います。

ちょっと休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時42分休憩

午後2時42分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○比嘉 京子さん 先ほどの離島航空運賃について上原部長の通り一遍の答弁を大変残念に思っております。もう少し本気で取り組んでいただけないでしょうか、再質問いたしたいと思います。

東京―那覇間よりも石垣―那覇間は4万1000円と往復料金は高うございます。もちろん宮古もそうです、南北大東もこの間行きましたがそうです。それを離島苦と言って切っておくのか。沖縄の発展を阻むものだと私は思いますが、もう少し熱心に取り組んでいただきたい。

今、再質問をいたしますが、その離島の住民の価格割引がありますが、それは何%なんですか。その根拠はどこから来ているのでしょうか。そして県が航空会社の保有株を持っておられます。その株を持っている言ってみれば理由はどこにあるのでしょうか、お答えいただきたいと思います。

それから、先生方の病休の補充について、私は経費の問題を言うために聞いているわけではありません。やっぱりこれだけの経費ということをもっと真剣に取り組んで、先生方の勤務実態調査をもっと早々に明らかにしてスピードを上げていただけないかというように思って質問をしています。決意があれば伺いたいと思います。

では、30人以下学級と栄養教諭についてお伺いいたします。

今、国の加配において30人以下学級がされていますが、これでは公約を実現するとは言いがたいと思います。ですから、県の財政にかかわる問題でありますけれども、栄養教諭も18年度の決算特別委員会では教育庁から上がってきたら考えるとおっしゃいましたので、私は優先順位は高いと思っておりますが、財政の宮城部長にお聞きしたいと思います。来年度はどうなさるおつもりでしょうか。

最後に、医師、看護師の補充についてでありますけれども、私、あり方検討委員会の議事録を読んでおまして、やはりこれは議論の前提が現在とは全然違っている。

知事、私は県立浦添看護学校をぜひ県立として残して、医師会からもそれから看護協会からも何度も要請が来ております。そこで、政策的に看護師を県立病院用に養成をしていく。そしてある意味で自治医科大学のようにノルマ化して、ここを卒業したら5年ないし何年か県立病院で働くというような、そういう政策的な養成が必要ではないかと考えておりますが、いかが

でしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時45分休憩

午後2時54分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 比嘉議員の再質問にお答えいたしますが、たしか10ばかりいただきましたので、まず私の方でこの1、2、3お答えしたいと思います。1番目にどの民意の負託を受けたかというような御趣旨の御質問だったと思うんですが、経済であるとか、基地であるとか、当時の系数さんに対する県民の調査などなどをお示しいただいたんですが、私は基本的にはあのとき13の公約を掲げて県民生活の向上・安定に邁進しますということを掲げて当選させていただいた。それが民意の負託であると考えております。その中には、無論普天間飛行場の問題の解決などなども申し上げてまいりました。

そういうことから、どの民意といいますが、30何万いただきましたあの投票の結果を私はきちんと受けとめ、負託の上で県知事としての仕事に励んでいると思っております。

それから2番目で、県外がベストだと知事は言うけれども、そのベストについて政府その他関係者とあなたは議論をしたことがおありかという御趣旨の御質問だと思いますが、私は米軍再編協議の経緯などから、普天間飛行場の県外移設の実現は困難であり、一刻も早い危険性の除去のためには県内移設を進める必要があると考えております。

普天間飛行場の移設問題につきましては、代替施設受け入れを決断された名護市長を初めこれまで日米両政府、県、地元市町村の多くの関係者の皆様が検討と協議を積み重ねて今日に至っております。その結果、やむを得ない現実的な選択肢として、キャンプ・シュワブへの代替施設建設計画が進められているところであります。

私は、このような多くの関係者の御努力と協議の経緯を踏まえ、責任を持って解決に向け全力を尽くしてまいりたいと考えているところでございます。

それとあと3番目ですが、訪米をして事件・事故をゼロにする自信があるかというような御趣旨の御質問だったと思うんですが、これは文字どおり沖縄で起きていることを国防総省であれ、国務省であれ、担当者さらにその上の人々がきちっと認識をしているであろうとは思いますが、どうもその割には何回も起きると

ということで、そういう資料を持って改めて担当の部局、そしてなるべく上の人々にこれを認識をさせ、綱紀の肅正、教育などをしっかりやってもらいたいという注文をつけに行こうと思っておりまして、これは文字どおり彼らがどれくらい真剣に受けとめてしっかりやっていくかであって、私がこれを保証できるかどうかという話にはならないと思います。ただ、可能な限りゼロに近づけていくようにしっかりと取り組んでもらいたいという注文を強くつけてきたいというふうに考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 辺野古に建設予定の代替施設の概要についてでございますが、既存の基地であるキャンプ・シュワブの陸上部分を活用するとともに、その隣接する海上部分を埋め立ててつくるものでございまして、面積は約210ヘクタール、滑走路の延長が1800メートルの2本というふうに概要が示されております。

御質問の具体的な詳細については、現在明らかにされておりましたが、県といたしましては建設計画については昨年11月の第4回協議会において必要な情報は可能な限り公開していただきたいと、その旨県から政府に申し上げておりまして、詳細につきましては今後明らかになってくだろうと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 宮城嗣三君登壇〕

○総務部長（宮城嗣三君） 30人学級、栄養教諭についての再質問にお答えをいたします。

30人学級の今後の計画につきましては、教育委員会におきまして30人学級制度設計検討委員会において検討しているということでございます。

また、栄養教諭の配置につきましても、これまでの配置した検証結果、それから全国の動向等を踏まえて教育委員会で検討しているということでございまして、その検討結果や財政状況等を踏まえて適切に対処してまいりたいというふうに考えております。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） 離島航空運賃の低減に関する再質問にお答えいたします。

2つあったと思いますけれども、1つは離島住民割引運賃制度の状況についてお答えいたします。

県内離島航空路線の運賃低減を図るため、県の管理空港の着陸料を軽減しております。

当該措置によりまして、航空各社は離島住民を対象とした割引運賃制度を創設したわけでございますけれども、割引率につきましては平成20年6月現在、約25%から35%となっております。この割引を利用された方、平成18年度実績で言いますと35万3000人の方が利用されておりますし、その割引総額は15億4400万となっております。ちなみに着陸料の軽減額が9億7600万でございますので、軽減額以上に割引の効果が出ているということであります。

次に、もう一つ、航空会社への出資あるいは役員の派遣等を行っているが、その理由はということでございますけれども、J T A 約13%、R A C 5%、県が出資しております。

これは県外、あるいは離島への移動が航空機に頼らざるを得ないということもある本県の現状にかんがみまして、住民の足を確保するという交通網の拡充とあるいは社会経済の発展に大きく寄与するという公共性、公益性にかんがみて出資しているわけであります。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 再質問にお答えいたします。

普天間代替施設との関連で、埋立土砂の量、どこから持ってくるか、環境への影響についてという御趣旨の再質問にお答えいたします。

普天間飛行場代替施設建設事業に係る埋立用砂については、当初沖縄島周辺の海砂1700万立米を用いると沖縄防衛局から説明がなされたところであります。

しかしながら、県内の年間海砂採取量からすると著しく大量であるため、県外も含めた調達先の複数案を検討するよう知事意見で述べたところであります。これに対し、沖縄防衛局から提出してきたアセスの追加修正資料においては、しゅんせつ土を含む建設残土の受け入れや県外からの調達等も含め具体的に検討を行うとの見解が示されているところでございます。

県としましては、埋立用砂の確保に当たっては、当該事業実施区域及びその周辺の生態系に著しい影響を及ぼさないよう十分な配慮が必要であることから、今後、環境影響評価手続において必要な意見を述べていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 医師、看護師不足に関しまして浦添看護学校の件が出ましたので、看護職養成の見通しとその他についてお答えしたいと思います。

まず看護師養成の見通しですけれども、那覇市の医師会が来年度4月には看護師3年課程の新設を那覇看護専門学校に予定しております。また、県におきましては浦看におきまして来年同じく4月に3年課程を設置する予定としております。これが予定どおり設置されますと、県内の看護養成学校の入学定員が平成18年470名から平成21年には720名になる見込みであります。

県立病院の不足に関しましては、採用から病休、産休いろいろなケースがあるんですけれども、看護師は離職率が高いというふうな状況にあります。これに対応しましてナースセンター事業の充実強化、それから再就業の促進、定着強化の事業を実施しております。

それから先ほど入学条件に県立病院への就業を付したらどうかという御質問でしたけれども、これに関しましては職業の自由ということで設置するときに入学条件に付すことはできない状況にあります。ですけれども、看護師の修学貸与事業がありますが、これは県内の200床未満の医療機関へ就業しますと、免除としております。

それから浦看の県立でのというお話は、今現在18年の行革のプランの中で、民間移譲というふうなことを進めております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは比嘉京子議員の再質問にお答えをいたします。

まず1点目が教職員勤務実態調査の結果をスピードアップできないかということでございます。

勤務実態調査は、25項目の調査で約1万3000人の教職員を対象に行っておりまして、その結果の集計につきましては時間を要することから、現在12月を目途に、鋭意、集計作業に努めているところでございますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、30人学級の予算措置はしないのかどうかということについてでございますが、予算措置につきましては本県の財政状況を勘案しながら、国庫加配定数の効果的な活用を含めて検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○比嘉 京子さん 答弁漏れ。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後3時9分休憩

午後3時14分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

比嘉京子さん。

〔比嘉京子さん登壇〕

○比嘉 京子さん ちょっと信じられませんね。こんな単純なことをわからないで受け入れを表明されているのでしょうか。全く理解できません。

知事は、このような点で現実的な選択をされたかもしれませんが、事件・事故は決してゼロにはならないわけです。

知事がホームページで、私たち県民に御理解をお願いしたいと。事件・事故を私たちは覚悟してくれというのでしょうか。もう一度お願いします。

それから、この基地は新しい場所につくるわけですから、新基地であり機能強化なんですね、オスプレイも含めてですね。ですから、そこの方の確認もせずに進んでいること自体に大きな問題があるということを指摘して終わりたいと思います。

今の答弁をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 比嘉議員の再々質問にお答えしたいと思います。事件・事故も持っていくわけではないでしょう。そもそも今の普天間基地があんなままでは危険だと。あれは周りは小学校から住宅でしょう、よく御存じでしょう。それをもっと安全なところへ移そうと。海から入り海から出るという仕組みになっている。そういうところへ移そうということですから、危険度はむしろぐっと減るはず。面積も今の480ヘクタールから210まで減りますから。今のような御質問にはいささか答えにくいんですが、————危険をそのまま持っていくんですかなどというのは、ぐんと減るはずで

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 20分間休憩いたします。

午後3時17分休憩

午後4時13分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

この際、知事から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 先ほどの比嘉京子議員の再々質問に対する私の答弁の中で、———の部分につきまして、撤回をしておわびいたします。

○議長（高嶺善伸君） 山内末子さん。

〔山内末子さん登壇〕

○山内 末子さん いよいよ代表質問最後となりました。民主党会派の山内末子でございます。

冒頭、台風13号の被害に遭われました皆様にお見舞いを申し上げます。

我が民主党県連も政調会長が現地に赴き調査をしてまいりました。毎年台風が襲来するわけですから、被害を最小限に食いとめるその対策が必要です。早急にこの対策を講じていただけますよう要望をいたします。

さて、けさの新聞報道によりますと、麻生内閣の支持率が48%、前内閣の発足時と比較するとマイナス9%となっております。国民の支持が一向に高まっていないことを物語っています。なぜその支持が広がらないのか、その理由を3点挙げます。

まず1点目に、国民はどんなに苦しくとも生活を投げ出せないのに、事もあろうに我が国のトップが2代続けて首相の座を投げ出したことです。

2点目に、世界的な金融不安、汚染問題、食の問題など、国民は不安の声、悲鳴を上げている中で、政治空白をつくり、茶番劇としか受けとめられないような総裁選を繰り広げたことです。

3点目に、新内閣の顔ぶれは、総理を含む二世、三世が並び、その要職は自分の仲間を配し、「新お友達内閣」そういうふうに使われています。

このような一連の動きから多くの国民は、現政権はその生活実態からかけ離れた政治を行うことを予想し、その期待にあきらめがあります。

間もなく総選挙が行われると思います。今、国民は生活が第一という政治を望んでおります。真に国民生活を豊かにする政権選択を仰ぎたいと思います。

我が民主党会派一同、歴史的改革の一端を担う議員として、全身全霊で県民の皆様と向き合っていきたいと思っております。

それでは、通告に従いまして代表質問を行います。

なお、重複している項目につきましては割愛をしていきますので、御了解を賜りたいと存じます。

まず、知事の政治姿勢についてです。

(1)点目に、これは先ほどありましたので削除をします。

(2)点目に、新首相・麻生総理に対して求めることと

期待することは何でしょうか。

(3)点目に、政権がかわった場合の知事のスタンスをお聞かせください。

(4)点目に、「普天間飛行場の移設に関する沖縄県の考え方」についてです。

県民の理解と協力を得るためにということですが、県民はますます理解に苦しみ、納得のいかない内容だと受けとめます。これまでの答弁で余計にずさんな県の姿勢が明らかになりました。その内容に沿って基本的な質問をいたします。

アは削除をいたします。

イ、県外移設が望ましいという観点から、これまでどういう努力をしたのか。これは先ほどありましたが、重要なポイントだと思います。これまでの経緯については把握をしております。知事が御自身で主体的に何をどう努力をしたのか、最大限の努力を県民に説明するべきだと考えますが、具体的にお聞かせください。

ウ、危険性の解消について、シュワブ以外の選択肢を講じたことがあるのか。この件も先ほどと関連をいたしますが、建設の概要、具体的なことがわからないまま、どこと比べてシュワブに移すことが実現可能性の高い早道だとする根拠なのか、そこが理解ができません。この件について知事が主体的に行ったことをもう一度具体的にお聞かせください。

エ、アメリカでは新飛行場をつくる際には大変厳しい地域の調査を行います。そこで建設位置のすべての角度からの飛行ルート、その影響、マスタープラン等、米国国内における土地利用の運用に適応した調査を求めているのかお聞かせください。

(5)、知事訪米の中身について伺います。

アメリカも新大統領が誕生し、日本においても新政権のもとで新総理が誕生しているかもしれません。米軍再編の問題、普天間移設の問題が方向転換をしていくこともあるわけです。そのような中で何をもちて臨んでいくのか、これまでの説明では理解がしかねます。

そこで伺います。

ア、これまでの成果と課題について総括を伺います。

イ、移設問題は取り上げないとおっしゃっておりますが、取り上げられるとどうするのか。きのうも議論がありました。県議会の反対決議は県民の意思であり、知事との認識の違いがあること、その正確な情報を伝えることが前提だと考えますが、いかがでしょうか。

ウ、基地から派生する諸問題の解決に向け、人権上の観点から国連機関・人権委員会などへの要請も効果的ではないのか、見解を伺います。

2、基地問題について。

米原子力潜水艦ヒューストンの冷却水漏れ事故についてです。

きのう、原子力空母ジョージ・ワシントンが横須賀に配備されました。唯一の被爆国である我が国に安全性の懸念が消えないまま、問題が未解決のまま、原子力空母が配置されることに強い憤りを感じます。

日本の海が米軍の軍事戦略の拠点として強化をされていく、ホワイト・ビーチへのたび重なる異常な機会がさらに増加をしていく懸念がますます高くなっていきます。

質問いたします。

アについては削除いたします。

イ、1964年の原潜寄港の条件として、1、冷却水放水は例外で通常は行わない、2、放射性廃棄物の厳重管理、3、責任ある環境調査とあるが、この事故で約束が履行されていないことが判明いたしました。政府の姿勢を正す考えはないのか伺います。

今回の最終報告で安全性の確保を米軍は出しておりますが、事故の原因究明は不明瞭のままの安全宣言を了承している日本政府に対して、立入調査等の整備も含め、法整備も含め、もっと強い姿勢を求めるべきだと考えます。

ウ、県の防災計画の中に原子力潜水艦防災訓練が組み込まれていませんが、危機管理上問題はないのか、今後の計画を伺います。

(2)、米軍再編成に伴い、基地労働者への影響の具体的なシミュレーションは作成されているでしょうか。また、仮称駐留軍労働者雇用対策プログラムの策定について、沖縄振興計画にどう反映されているのか、具体的内容についてお聞かせください。

3、教育行政についてです。

(1)、教職員の休職者について。

ア、過去5年間のメンタルヘルス的な問題での休職者数と推移をお答えください。

イ、それに伴う財政措置に対する県の見解をお聞かせください。

(2)については削除をいたします。

(3)、インターナショナルスクールについてです。

沖縄科学技術大学院大学周辺整備事業として位置づけられ、世界的人材育成の確保として知事も期待を高めています。

そこで、ア、設置の経緯と今後のスケジュール、建

設の課題を伺います。

イ、県民子弟中心のイマージョンコースを設けるといって、かなり高額な授業料が推測されます。所得の低い県民が入学することは困難なのではないか。そういう性質の学校をつくることを公的機関が展開することへの県民の疑問にどう答えていくのか、見解を伺います。

ウ、民設民営、国際教育校など同じ性質を持つアメリカンスクール・イン・オキナワへの支援策はどうなっているのか伺います。

エ、不登校対応、中途退学者対応などのフリースクールの県内実態、高校の中途退学者数についてお答えください。

4、福祉・医療行政について。

(1)、子育て支援について伺います。

ア、ひとり親世帯（母子・父子家庭）の実態と動向について、母子・父子家庭別の支援策と父子家庭への支援拡充計画を伺います。

イ、緊急サポートネットワーク事業の平成21年度廃止についての経緯と、廃止された場合の影響、対応措置を伺います。

ウ、沖縄県保育所入所待機児童対策特別事業基金条例についてです。

認可外保育園にとりまして期待の高い事業です。皆さんの要望にどう沿うのか、その活用を要望いたします。

(ア)、基金設立の経緯と条例との整合性について。

(イ)、認可外保育施設入所者数1万7312人の待機児童と、認定しない根拠をお聞かせください。

(2)、公立病院の現状と課題、医療政策の今後の方向性を伺います。

(3)、特定不妊治療事業が平成16年より開始され、その間に多くの新しい命が誕生しました。まだまだ手厚い支援が求められています。そこで、不妊治療支援策の状況と今後の支援拡充計画をお聞かせください。

(4)、DV被害状況と相談センター・女性シェルターの整備拡充計画を伺います。

(5)、障害者自立支援法新法移行措置・緩和措置の事業年度は今年度で終了が大半ですが、今後の方向性が見えてきません。県独自の施策も含め改善策を伺います。

(6)、年金問題についてです。

ア、県の納入率悪化の検証と向上対策を伺います。

イ、県の厚生年金保険料標準報酬月額改ざん問題の現状と対応を伺います。

5、交通政策について。

(1)、モノレールの延伸における延伸先の各自治体の負担額はどの程度かかるのか。年間の維持費はどのくらい見込んでいるのか伺います。

(2)、地域公共交通の活性化再生法の施行により、L R Tの導入は市町村、利用者、交通事業者からも計画立案ができるようになりましたが、そのような動きに対して県はどのような対応を考えているのか伺います。

6、雇用政策について。

(1)、県外派遣労働者数の把握と悪質な求人方法の対策について。

(2)、県、市町村の非正規雇用者数と割合について。

(3)、県、市町村の委託先の最低賃金と改善策について。

7、原油価格高騰に関する対策についてです。

(1)、今回出された緊急対策以外の支援策について、追加支援を考えているのか伺います。

(2)、財政支援だけでなく、生活全般での支援を講じる考えはないか伺います。

よろしくお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 山内議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に、知事の政治姿勢に係る御質問の中で、新首相に求めること、期待することについてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

原油高騰、そして景気の後退、食の安全性の問題、社会保障制度のあり方など、国民生活の中にはさまざまな解決すべき課題が山積いたしております。

このような中で、日本国のかじ取りを行う総理大臣の責任は重大なものがあり、強いリーダーシップを発揮し、これらの諸課題を解決されるよう期待するものでございます。

また、沖縄県の過重な基地負担の軽減や自立型経済の構築など、沖縄の抱える諸課題の解決に向けて引き続き取り組んでいただきたいと期待をいたしているところでございます。

同じく政治姿勢の中で、政権がかわった場合のスタンスについてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

衆議院の解散総選挙が近いと報道されておりますが、現時点で政権交代について言及することは控えさせていただきますと思います。

いずれにいたしましても、私の政治スタンスは沖縄の過重な基地負担の軽減、自立型経済の構築など、沖

縄振興について政府と協力しながら一歩ずつ着実に実現していくということでございます。

次に、同じく知事の政治姿勢の中で、県外移設の具体的な努力についての御質問にお答えいたします。

私は、米軍再編協議の経緯等から普天間飛行場の県外移設の実現は困難であり、一刻も早い危険性の除去のためには、県内移設を進める必要があると考えております。

普天間飛行場の移設問題につきましては、代替施設受け入れを決断された名護市長を初め、これまで日米両政府、県、地元市町村の多くの関係者の皆様が検討し協議を積み重ね今日に至っております。その結果、やむを得ない現実的な選択肢としてキャンプ・シュワブへの代替施設建設計画が進められているところであります。

私は、このような多くの関係者の努力と協議の経緯を踏まえ、責任を持って解決に向け全力を尽くしていく所存でございます。

次に、知事の政治姿勢の中で、これまでの訪米の成果と課題についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

米軍基地問題の解決促進を図るため、昭和60年以降11回にわたり、県知事による訪米要請を実施してきたところでございます。

これまでの訪米要請等の結果、泡瀬ゴルフ場の返還等のいわゆる「23事案の返還合意」、そして普天間飛行場の返還、読谷補助飛行場の返還及びパラシュート降下訓練の移転、県道104号線越え実弾射撃訓練の移転などのS A C Oの最終合意や、海兵隊要員等の兵力削減とグアムへの移転、普天間飛行場を含む嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還などの在日米軍再編の合意など、日米両政府の基地政策の形成に影響を与え、県民の過重な基地負担の軽減に一定の成果を上げているものと考えております。

しかしながら、沖縄県には依然として広大な米軍基地が存在することから、県といたしましては、県民の過重な基地負担の軽減を図るため、今後とも日米両政府に対し、沖縄県の実情を理解してもらうため、粘り強く訴え続けていくことが重要であると考えております。

次に、基地問題に係る御質問の中で、米軍再編に伴う基地労働者への影響のシミュレーション等々に係る御質問にお答えさせていただきます。

在日米軍再編の最終報告では、2007年3月までに、統合のための詳細な計画を作成するとされておりますが、現時点では移転計画の詳細は明らかになっていな

いため、具体的な従業員の雇用への影響は把握できておりません。現在は、国、県及び関係機関等で在沖米軍再編に伴う駐留軍等従業員雇用問題連絡会議を設けております。県として、できる限り早目に情報入手できるよう努めているところでございます。

また、駐留軍労働者雇用対策プログラムにつきましては、庁内にプロジェクトチームを立ち上げて検討を行った結果、その内容を沖縄振興計画の中に位置づけることとし、具体的には職業訓練の充実、離職者への特別給付金、就職促進手当等の支給策を計画の中に反映しております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 知事の政治姿勢のうち、シュワブ沖以外の選択肢についての御質問にお答えいたします。

日米両政府は、SACO最終報告において、普天間飛行場の代替移設先として、1、嘉手納飛行場への集約、2、キャンプ・シュワブにおけるヘリポート建設、3、海上施設の建設について検討し、最終的に「キャンプ・シュワブ水域内名護市辺野古沿岸域」に海上施設の建設が決定されました。

次に、飛行ルートやその影響等に関する調査についてお答えします。

代替施設については、近隣住宅への生活環境及び自然環境への影響が懸念されることから、県としては、「環境影響評価方法書に対する知事意見」の中で、航空機の機種別の運用の方法として飛行経路や進入・離陸角度等について明らかにするよう求めています。

また、飛行ルートについては、地元名護市、宜野座村と政府が基本合意に至った経緯を考えれば、いかなる訓練においても住宅地区上空を飛行するようなことはあってはならないと考えております。

なお、御質問にありますマスタープラン等、米国内における土地利用に適応した調査については、特に求めておりません。

次に、移設問題への言及についてお答えします。

今回の訪米においては、普天間飛行場を含む嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還といった在日米軍再編合意の確実な実施を求めてまいりたいと考えており、普天間飛行場の返還も要請事項に含まれております。

次に、国連機関への要請についてお答えします。

訪米の要請先については、過去の実績を踏まえ、米

国政府や連邦議会、米軍司令部等の関係機関を検討しておりますが、今後、外務省等とも調整の上、決定していきたいと考えております。

国連機関への要請については、一つの御意見として承りたいと考えております。

次に、基地問題のうち、1964年の原潜寄港の条件についてお答えします。

政府によりますと、米原子力軍艦の寄港については、米国政府は累次にわたる政府声明及び覚書をもって原子力艦船の安全性を保証するとともに、その運航に関連して米国の港においてとられる安全上のすべての予防措置及び手続を我が国の港においても厳格に実施することを保証してきているとのことであります。

また、ヒューストンが寄港した際のモニタリング調査の結果、異常値が検出されていないことから、人体及び環境に影響を与える量が漏れていたとは考えていないとのことであります。

県としては、すべての原子力艦の安全対策及び再発防止策の徹底を図り、放射能漏えいが再び起こらないよう、安全性の確保にはこれまで以上に万全を期すよう求めていきたいと考えております。

次に、原子力艦の防災訓練についての質問にお答えいたします。

原子力艦の防災訓練の実施については、沖縄県地域防災計画の中に定められております。

ことしの3月にはうるま市、うるま市消防本部及びうるま警察署が共同で原子力艦の災害を想定した図上訓練を実施しております。

今後は、国やうるま市などと連携して共同訓練の実施について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは、教育行政についての御質問で、精神性疾患による休職者数についてお答えいたします。

本県の教職員の精神性疾患による病気休職者数は、平成15年度99人、16年度94人、17年度119人、18年度150人、19年度153人となっております。

次に、精神性疾患による休職者の代替補充教員に要する経費についてお答えいたします。

精神性疾患による休職者の代替補充教員の任用に係る給与費は、平成18年度は小中学校約1億5900万円、県立学校約5700万円で、合計約2億1600万円となっております。

平成19年度は小中学校約1億8900万円、県立学校約

5100万円で、合計約2億4000万円となっております。

なお、休職者につきましては1年間は給与の8割を支給し、2年目以降は無給となることから、休職者に係る給与費を相殺すると、当該代替補充教員を任用するための経費は、平成18年度で約7300万円、平成19年度で約8600万円となっております。

次に、フリースクールの実態及び中途退学者数についてお答えいたします。

フリースクールにつきましては、その規模や活動内容が多様なため正確な実態把握は難しいところがありますが、現在、県内には不登校児童生徒の支援やさまざまな教育活動を目的とするフリースクールが14施設程度あります。

県や市町村教育委員会においては、適応指導教室や自立支援教室などを設置し、不登校児童生徒への支援を行っております。

また、本県の県立高等学校の平成18年度における中途退学者数は1042人、中途退学率は2.2%で全国平均と同率となっております。

中途退学の主な理由は、進路変更、学校生活・学業不適應などであります。

中途退学対策としましては、スクールカウンセラーの配置、高等学校生徒就学支援センターを設置するなど、中途退学者の減少に努めているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） 教育行政についての御質問で、インターナショナルスクール設置の経緯と今後のスケジュール等についてお答えいたします。

沖縄科学技術大学院大学の成功のかぎは、世界じゅうから優秀な研究者をいかに集められるかにかかっており、このために住居や病院などのクオリティーの高い生活インフラの整備とともに、国籍や宗教にとらわれないインターナショナルスクールの設置が求められております。

このため、県におきましては、平成16年度から周辺整備に関する調査検討を行うとともに、平成19年度にはインターナショナルスクールのあり方検討会を設置し、スクール設置に当たっての望ましいあり方について取りまとめたところであります。

それを踏まえ、県では、実現可能な方策や事業主体の検討を行ってまいりましたが、県、うるま市、株式会社旺文社の三者によるスクールの設置についての大枠の合意が得られたことから、7月25日に覚書を締結

したところであります。

今後は、覚書に基づき平成23年4月の開校を目途に準備を進めてまいります。校舎建設費等の財源の確保が課題となるものと考えております。

同じくインターナショナルスクールの関連で、高額な授業料並びに県がかかわることへの見解についてお答えいたします。

今回設置するインターナショナルスクールの授業料につきましては、類似のスクールや私立学校を参考に検討することとされております。

なお、同スクールの設置はかねてから県に求められておりました大学院大学の研究者子弟への教育施設に加え、駐在員などの外国人及び県民子弟への国際的教育環境を提供するものであり、本県の未来を担う人材の育成につながるものと考え、県、うるま市、株式会社旺文社で合意に達したものであります。

次に、交通政策についての御質問で、市町村がLRT導入を立案した場合の対応についてお答えいたします。

昨年10月1日に施行された「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」では、市町村が主体となって地域公共交通総合連携計画を策定した場合、国は財政面も含め総合的な支援を行い、県は広域的な見地から助言その他の援助を行うよう努めることになっております。

市町村が同法に基づくLRTの導入を立案した場合は、県としても国と連携しながら助言や支援に努めてまいりたいと考えております。

次に、雇用政策についての御質問で、市町村職員の非正規雇用者数と割合についてお答えいたします。

市町村の非正規職員数は、平成20年4月1日現在、約6000人となっており、市町村の常勤職員を含めた総職員数に占める割合は約31%となっております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 教育行政についての御質問で、アメラジアンスクール・イン・オキナワへの支援策についてお答えいたします。

アメラジアンスクール・イン・オキナワでは、米軍人・軍属等と沖縄の女性との間に生まれた重国籍児が学んでいます。

スクールに通学している児童生徒に対して、不登校等の原因となっている日本語の読み書き等を指導することにより、原籍校への円滑な復帰を図る目的で、県では平成13年度から財団法人おきなわ女性財団に委託

して、毎年度2名の日本語等指導者を派遣しております。

子供たちの日本語力の向上及び学籍校との連携等においては、日本語等指導者が大きな役割を果たしていることから、引き続き支援してまいりたいと考えております。

次に、原油価格高騰に関する対策についての御質問で、追加支援対策についてお答えいたします。

県においては、原油価格高騰による影響を最小限に抑制するために、7月22日に沖縄県原油価格高騰対策連絡会議を設置し、7月25日と9月5日の2次にわたり原油価格高騰に関する緊急対策を取りまとめ、ホームページ等により県民への周知を図っているところであります。

また、現在、国において「安心実現のための緊急総合対策」で、各分野における原油価格高騰対策を含む総合対策を示しているところでございます。

追加の支援策につきましては、国の「安心実現のための緊急総合対策」の具体的な内容が明らかになった段階で適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、同じく原油価格高騰に対する対策についての御質問で、生活全般での支援策についてお答えいたします。

国は、8月29日に示した「安心実現のための緊急総合対策」で、第1の目標として「生活者の不安の解消」を掲げており、その中で、特別減税の実施や高齢福祉年金受給者等に対する臨時福祉特別給付金の支給実施等を検討することとしております。

県としましては、今後、国の「安心実現のための緊急総合対策」の動向を見ながら、具体的な内容が明らかになった段階で適切に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 福祉・医療行政についての御質問の中で、ひとり親世帯の動向と支援策についてにお答えいたします。

「沖縄県ひとり親世帯等実態調査」は5年ごとに実施しており、平成15年度調査によると、母子世帯数は2万5604世帯で、父子世帯数は4265世帯となっております。

母子世帯の不安・悩みとしましては、経済基盤の安定や子育て、教育等が挙げられており、父子世帯では子育て、教育や生活費等となっております。

県では、母子及び父子家庭に支援員を派遣して子育

てや生活支援を行う日常生活支援事業や医療費助成事業を実施しております。

また、母子世帯の就労支援として、ホームヘルパー養成講習会等の開催や就業相談、自立支援給付金事業などを実施しております。

なお、今年度実施予定の「沖縄県ひとり親世帯等実態調査」の結果も踏まえまして、今後とも母子及び父子家庭の自立支援や子育て支援策を推進してまいりたいと考えております。

続きまして、沖縄県保育所入所待機児童対策特別事業基金設立の経緯と条例との整合性についてにお答えいたします。

本県では、他県と比べて待機児童と認可外保育施設入所児童が多いという特殊事情があります。このため、県では、国に対して特に認可外保育施設入所児童の処遇向上に向けた支援が得られないか、県議会議員や国会議員の皆様の御協力も得ながら要望や調整を重ねてまいりました。

こうしたさまざまな働きかけがこのたびの沖縄特別振興対策調整費を財源とした待機児童対策特別事業基金の設置につながったものと認識しております。

県では、当該基金を活用し待機児童の実態調査や保育内容向上に向けた研修会を実施するとともに、市町村が認可化することとした認可外保育施設への運営費及び施設整備費の助成を行い認可化を促進することとしております。

県では、この事業を最大限に活用して待機児童の解消に向け全力で取り組んでまいります。

続きまして、認可外保育施設入所児童のすべてを待機児童と認定しない根拠についてにお答えいたします。

待機児童の定義としましては、親の就労などの理由により、保育に欠ける児童の保護者が保育所に入所を希望しているにもかかわらず入所できない児童となっております。

本県の認可外保育施設には、平成20年4月現在で1万7312人の入所児童がありますが、この中には保育に欠ける児童と欠けない児童の両方がいるものと考えております。

待機児童対策特別事業においては、保育需要を正確に把握するため認可外保育施設入所児童の保護者に対するアンケートを実施し、当該施設の保育に欠ける児童数の把握に努めたいと考えております。

続きまして、公立病院の現状と課題、医療政策の今後の方向性についてにお答えいたします。

公立病院は、救急医療や離島・僻地医療など地域医

療の確保に大きな役割を果たしております。しかし、近年、全国の多くの公立病院において経営状況が悪化するとともに、医師不足等に伴い医療提供体制の維持が厳しい状況になっております。

こうしたことから、総務省では昨年12月に「公立病院改革ガイドライン」を示し、病院事業を設置する地方公共団体に対して、平成20年度内に改革プランを策定するよう求めています。

本県における公立病院としましては、県立病院、那覇市立病院及び公立久米島病院がありますが、とりわけ県立病院においては極めて厳しい経営状況にあります。このため、県においては、病院事業経営の健全化を図ることにより、効率的かつ継続的な医療提供体制を確保することを目的として、県立病院の役割・機能並びに運営体制を抜本的に見直すこととしております。

現在、沖縄県医療審議会の県立病院あり方検討部会においてその検討が進められているところであり、その審議結果を踏まえて適切に対処してまいります。

続きまして、不妊治療支援の現状と今後についてにお答えいたします。

県では、不妊治療のうち健康保険適用外である特定不妊治療については、指定医療機関で治療に要した費用について、1回につき10万円を上限に年2回、通算5年間まで助成しております。また、不妊に悩む方々の相談に応じるため不妊専門相談センターを設置しております。

特定不妊治療に要する費用は高額になることから、県では特定不妊治療の健康保険適用について九州地方知事会等を通して国へ要請しているところであります。

続きまして、DV被害状況と相談センター及びシェルターについてにお答えいたします。

平成19年度の配偶者暴力相談支援センターのDV被害者相談件数は796件となっており、前年度の884件に比べ88件、10%の減少となっております。

また、裁判所から書面提出を求められた保護命令件数は44件で、前年度と同件数となっております。

女性相談所が措置した平成19年度の一時保護者数は、DV被害者が72名で、前年度の65名より7名増となっております。

なお、必要に応じ民間シェルターへも一時保護を委託しております。

また、平成18年4月からは、女性相談所に加えて北部、宮古及び八重山の3福祉保健所に配偶者暴力相談支援センターを設置し、市町村、警察などの関係機関

と連携し、DV相談、被害者保護、自立支援を行っております。

続きまして、障害者自立支援法の今後の方向性についてにお答えいたします。

障害者自立支援法については、平成18年度の施行後、定率負担導入による利用者の負担増や報酬の日割り化による事業者の収入減等の問題が指摘されました。それらを解決するために、平成18年度から平成20年度までの間、特別対策として、通所・在宅サービス利用者について、所得に応じた負担限度額を軽減する措置や、収入が減少する事業者については従前の収入額の9割を保障する措置等が実施されております。

さらに、緊急的な改善措置として、平成20年4月から事業者の経営基盤を強化する観点から、通所サービスに係る報酬単価を引き上げております。また、本年7月からはさらなる利用者負担の軽減を図る観点から、低所得世帯を中心とした負担限度額を0.1割程度まで軽減する措置等が実施されたところであります。

同法の抜本的な見直しに向けては、現在、国の社会保障審議会障害者部会において検討が進められているところであります。

県としましては、全国知事会などを通して同法の見直しにつきましては、国会での附帯決議や障害者、地方の意見、現在実施されている特別対策及び緊急措置の実施状況を十分に踏まえ適切に対応することを要望しているところであります。

続きまして、本県の年金納付率と向上対策についてにお答えいたします。

社会保険庁が公表した「平成19年度国民年金の加入・納付状況」によりますと、全国平均63.9%に対し、沖縄県の納付率は42.8%で全国で最も低い状況にあります。

年金事務を所管する国の沖縄社会保険事務局では、納付率の向上及び未納者数を減らすために電話督促及び国民年金推進員による戸別訪問等を実施し、納付向上に努めているとのことであります。

続きまして、厚生年金保険料標準報酬月額改ざん問題についてにお答えいたします。

厚生年金保険事業は、厚生年金法第2条により政府が管掌することとなっており、県では調査することができません。そのため、国の沖縄社会保険事務局へ確認したところ、沖縄県においては現時点でそのような事実は確認できていないとのことであります。

今後、社会保険庁において厚生年金記録の改ざんが疑われるケースについて徹底して調査をするとのことでありますので、その調査結果を見守りたいと考えて

おります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 福祉・医療行政に関する御質問の中で、緊急サポートネットワーク事業廃止の経緯と影響及び対策についてお答えします。

厚生労働省は、平成21年度から市町村のファミリー・サポート・センターの援助内容を拡充して、病児・病後児の預かり等の機能を付加する一方、緊急サポートネットワーク事業については廃止することとしております。

本県の緊急サポートネットワーク事業においては、病児・病後児の預かり等のほか、ファミリー・サポート・センター未設置市町村での通常の子供の預かり支援も行っているため、同事業が廃止された場合、ファミリー・サポート・センター未設置市町村では病児・病後児の預かりに加えて通常の子供の預かり支援サービスも提供できなくなります。

また、ファミリー・サポート・センター設置市町村においても、体制が整わない等の理由により、病児・病後児の預かり等の機能拡充ができない市町村もあるのではないかと考えております。

県としましては、市町村へのファミリー・サポート・センターの設置促進を図るとともに、現在実施されている緊急サポートネットワーク事業に比較してサービス内容等が低下することのないよう、関係団体とも連携の上、対応策を検討していきたいと考えております。

次に、雇用対策に関する質問の中で、県外派遣労働者数の把握と悪質な求人方法の対策の御質問についてお答えします。

沖縄労働局の一般職業紹介状況によりますと、平成19年度にハローワークを通して県外へ就職した者は7931人おりますが、そのうちの派遣労働者数については把握は困難とのことであります。

また、求人誌の活用や縁故採用などハローワークを通さない県外派遣労働者数についても把握は困難であります。

沖縄労働局では、雇用契約等に係るトラブルの発生を未然に防止するため、求人企業や派遣事業者に対し、求職者に誤解を与えるような誇大広告の中止や労働条件について明確に説明するよう強く指導をしております。

県としては、昨年7月に沖縄労働局長あてに労働者派遣事業者に対する指導強化を要請するとともに、昨

年9月には沖縄労働局と連携し、県内求人誌との意見交換会を開催し、適正な求人広告を行うよう求めたところであります。

今後とも、沖縄労働局と連携し雇用契約等に係るトラブル発生の未然防止に努めるなど、適切に対応していきたいと考えております。

次に、県、市町村の委託先の最低賃金と改善策についての御質問にお答えします。

県内の最低賃金については、沖縄労働局の最低賃金審議会において調査・審議し、その結果を受けて沖縄労働局長が決定することとなっております。その後、沖縄労働局長から県、市町村を初めとする関係機関へ通知するなど周知広報を行っております。したがって、市町村の契約においても適切に対応しているものと考えております。

県においては、観光商工部から各部局に対し、警備業務等の委託契約を締結する際は最低制限価格を設定することや、法令遵守及び契約の履行に関して不適切な取り扱いがないよう契約書に記載するなど、労働者の賃金が最低賃金を下回らないようにすることを通知しているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君） 交通政策の御質問の中の、モノレール延長に関する費用についてお答えいたします。

沖縄都市モノレールの首里駅から西原入り口までの延長につきましては、昨年度まで開催してきた「沖縄都市モノレール延長検討委員会」において、浦添ルート案が推奨されました。

浦添ルート案における総事業費は約396億円程度であり、国庫補助事業を活用することにより各自治体の負担総額は約133億円程度と試算しています。

その内訳は、県が約57億円、那覇市が約30億円、浦添市が約46億円と見込んでおります。

また、モノレールの維持管理は沖縄都市モノレール株式会社で行うこととなっており、その維持管理費は現区間において年間約6億円であり、延長区間では約2億円程度と試算しております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 宮城嗣三君登壇〕

○総務部長（宮城嗣三君） 雇用政策に関連しまして、県職員の非正規雇用者数と割合についてお答えいたします。

平成20年6月1日現在の沖縄県庁におけるいわゆる非正規職員の嘱託職員、賃金職員等の職員数は4770人となっておりまして、全職員に占める割合は17%となっております。

○議長（高嶺善伸君） 山内末子さん。

〔山内末子さん登壇〕

○山内 末子さん 再質問いたします。

先ほどシュワブ以外の選択肢をということでお尋ねをいたしました。その答弁の中で3つの回答がありましたけれども、これはこれまでの経緯でありまして、県が主体的にシュワブと決定するそのことについて、何か、どこか別の方策を探ったかということをお聞きしておりますので、もう一度お願いいたします。

普天間移設問題に対しましては、アメリカの軍事専門家や政府官僚らは、在沖海兵隊を本国やグアムに撤退させても何ら問題はないとしており、元国務長官のキッシンジャー氏も、日本政府が正式に要請をすれば普天間の代替基地を県内につくらなくても移設は容易に可能だと述べておりますけれども、知事はそういう情報をどうとらえておりますでしょうか。よろしくお願いいたします。

それから、県民の望む国外・県外への移設の作業、その足がかりがきちんと検証できるか、そういうことをもとに検証する必要があるかと思っておりますけれども、そのことをもう一度お願いいたします。

それから、県議会で決議したこと、これは今、私が申し述べたことがあると。根拠もないと今おっしゃっていますけれども、根拠はあるんです。こういうことが根拠になっているんですよ。根拠のある決議を県議会はいたしました。

そういった意味でも、今回交渉の余地があるということで、それであるのであれば、今回の訪米に議長がこの決議を持ってアメリカに直訴もする。また、知事は米軍再編の問題、あるいは地位協定の問題、そういうことについて直訴もする。そして事件・事故の問題は、直接被害の多い関係市町村も一緒になって行動する。県民の意思を伝えるならば、三者連携での直訴、そういうことが県民に説明のできる訪米ではないかと。急いで沖縄県だけで行く問題ではないのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

それから原潜の問題ですけれども、放射能という目に見えない脅威です。先ほど安全性の確認が確保されたということをおっしゃっていましたが、事故の原因の中で、バルブが漏れた、どこのバルブが漏れたとかそういう基本的なことも情報公開がされないまま、政府は安全性が確保されたという米側の言葉をう

のみにしてそれを求めています。そういう安全性を確保させるということ、この件についてもっと沖縄県としては強く政府の姿勢を正すべきではないでしょうか。立入調査等法整備をしていく、そういうことも県の方から求めていくことも必要ではないでしょうか。よろしくお願いいたします。

それから、日米安保のもとで原潜が寄港する、それが必要であるのであれば、防災訓練も国の責任で防災対策、防災費用も確保すべきでありますけれども、そういうことについても県の方から国に求めていく、そういうことも必要かと思っておりますけれども、もう一度知事の見解をお聞かせください。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時11分休憩

午後5時17分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 山内議員の再質問にお答えいたします。

御質問が5つばかりあったと思うんですが、そのうち2つについて私の方で答弁させていただきます。

まず第1に、このキッシンジャーさんとかいろんな方の、日本政府が要求すれば普天間というのはグアム、その他へ戻るのではないかというような考えとか情報があるんだけれども、これをいろいろ参考にしたらどうかという御趣旨だと思います。

こういうことについてはいろんな方が、いろんな研究者が、もういろんな形でいろんなことをおっしゃっておられると思います。ですから、こういうことにつきましましてはいろんな方が御自分の考えを表明しておられることであって、現実の米軍基地の沖縄における配置、その他が本当に実現できるのかということまではとてもとても考えられないと思います。ただ、こういう情報についてなるべく我々も収集したいと考えてはおります。

それからもう一つ、議長さんも含め、いろんな市町村長さんも含めてそれぞれが一緒になってアメリカに行くのはどうかということ、これはいい形だとは思っています。ですから、御提案として受けとめたいとは思っています。

そして、市町村長さんの訪米要請については、我々もこれまでもそうでありましたように、それぞれの市町村の抱える米軍基地の話とまた違う部分もございますので、一緒に行ければ、一緒に同行したらどうかとも考えております。

ただ、いずれにしても予算をきちっとつけていただかないことには話が始まりません。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） キャンプ・シュワブ沖への決定までに3つの候補地があった、それについて県としてはもっと主体的に取り組むべきじゃないかというふうな趣旨の御質問だったと思いますが、キャンプ・シュワブを決定するまでのこの間の取り組みの経緯を考えると、現在のシュワブ案が現実的な選択肢だというふうに考えておりますので、県としてはその方向で地域の住民生活や環境への影響を最大限配慮するような方向で取り組む努力が必要じゃないかというふうに考えております。

それから原潜の安全性の確保でございますが、米政府はすべての原子力艦について具体的な措置及び厳格な基準により安全性を維持することを改めて確約しており、政府も8月29日の米側の最終通報により、原子力潜水艦の安全性は確保されたとの認識であります。

県としては、日米政府があらゆる安全対策を講じ、原子力潜水艦の安全性の確保に最大限の努力を払うべきものと考えております。

それから原子力艦の防災訓練についてでございますが、現在うるま市が図上訓練を実施しておりますが、県といたしましても国やうるま市などと連携して、今後の共同訓練の実施について努力してまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○山内 末子さん 休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時23分休憩

午後5時23分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 先ほどの予算的な措置を国に求めるかどうかについてでございますが、訓練

をする場合に国とどのような連携・調整が必要か、その辺も含めて検討してまいりたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 山内末子さん。

〔山内末子さん登壇〕

○山内 末子さん 国策をとるのか県益をとるのか、沖縄の自立は国に追従することをやめることによって確立されます。社会も変わり、国民の意識も変化のときです。

熊本県知事は、脱ダム宣言をし苦渋の選択をいたしました。代替問題、原点に戻る、主体的に県が動く、決断の時期ではないでしょうか。そのことを私は強く申し上げます。その先に県民の理解が待っているのです。

もう一度最後に、知事にそのことをお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時25分休憩

午後5時26分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 議員の再々質問にお答えしたいと思うんですが、きちっと県益を優先してしっかり仕事をしなさいというお話だと思います。

当然、私も県知事の選挙に出るときに独立独歩、独立自尊の精神を生かして沖縄の運営をやっていきいたいということを申し上げたとおりでありまして、県益を最適化するのが最大の私の望みであり目的であります。

○議長（高嶺善伸君） 以上をもって代表質問は終わりました。

本日の日程はこれで終了いたしました。

休憩いたします。

午後5時26分休憩

午後5時27分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

次会は、29日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後5時27分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 嶺 善 伸

会議録署名議員 島 袋 大

会議録署名議員 照 屋 大 河

平成20年 9 月29日

平成20年
第 3 回 沖縄県議会（定例会）会議録

（第 4 号）

平成20年
第 3 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第4号）

平成20年9月29日（月曜日）午前10時6分開議

議 事 日 程 第 4 号

平成20年9月29日（月曜日）

午前10時開議

第 1 一般質問

第 2 甲第1号議案、乙第1号議案から乙第18号議案まで及び認定第1号から認定第23号まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 甲第1号議案、乙第1号議案から乙第18号議案まで及び認定第1号から認定第23号まで

甲第1号議案 平成20年度沖縄県一般会計補正予算（第1号）

乙第1号議案 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

乙第2号議案 沖縄県税条例の一部を改正する条例

乙第3号議案 沖縄県保育所入所待機児童対策特別事業基金条例

乙第4号議案 沖縄県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例

乙第5号議案 沖縄県立精神障害者社会復帰施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

乙第6号議案 沖縄県中央卸売市場条例の一部を改正する条例

乙第7号議案 沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

乙第8号議案 沖縄県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例

乙第9号議案 沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

乙第10号議案 財産の取得について

乙第11号議案 土地の取得について

乙第12号議案 訴えの提起について

乙第13号議案 訴えの提起について

乙第14号議案 交通事故に関する和解等について

乙第15号議案 交通事故に関する和解等について

乙第16号議案 損害賠償額の決定について

乙第17号議案 流域下水道の建設事業執行に伴う負担金の徴収について

乙第18号議案 専決処分の承認について

認定第1号 平成19年度沖縄県一般会計決算の認定について

認定第2号 平成19年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について

認定第3号 平成19年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算の認定について

認定第4号 平成19年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について

認定第5号 平成19年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について

認定第6号 平成19年度沖縄県母子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について

認定第7号 平成19年度沖縄県下水道事業特別会計決算の認定について

認定第8号 平成19年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について

認定第9号 平成19年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について

認定第10号 平成19年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について

- 認定第11号 平成19年度沖縄県林業改善資金特別会計決算の認定について
- 認定第12号 平成19年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
- 認定第13号 平成19年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定について
- 認定第14号 平成19年度沖縄県自由貿易地域特別会計決算の認定について
- 認定第15号 平成19年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について
- 認定第16号 平成19年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について
- 認定第17号 平成19年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について
- 認定第18号 平成19年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について
- 認定第19号 平成19年度沖縄県公共用地先行取得事業特別会計決算の認定について
- 認定第20号 平成19年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
- 認定第21号 平成19年度沖縄県病院事業会計決算の認定について
- 認定第22号 平成19年度沖縄県水道事業会計決算の認定について
- 認定第23号 平成19年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について

出席議員（48名）

議長	高嶺善伸君	24番	前島明男君
副議長	玉城義和君	25番	新垣良俊君
1番	上原章君	26番	仲田弘毅君
2番	島袋大君	27番	照屋守之君
3番	中川京貴君	28番	辻野ヒロ子さん
4番	桑江朝千夫君	29番	嶺井光君
5番	平良昭一君	30番	當間盛夫君
6番	仲村未央さん	31番	当銘勝雄君
7番	照屋大河君	32番	渡嘉敷喜代子さん
8番	渡久地修君	33番	前田政明君
9番	上里直司君	34番	玉城ノブ子さん
10番	瑞慶覧功君	35番	赤嶺昇君
11番	奥平一夫君	36番	比嘉京子さん
12番	吉田勝廣君	37番	金城勉君
13番	當山眞市君	38番	糸洲朝則君
14番	吉元義彦君	39番	翁長政俊君
15番	座喜味一幸君	40番	浦崎唯昭君
16番	佐喜真淳君	41番	池間淳君
17番	玉城満君	42番	新垣哲司君
18番	仲宗根悟君	43番	具志孝助君
19番	崎山嗣幸君	45番	新里米吉君
20番	西銘純恵さん	46番	嘉陽宗儀君
21番	山内末子さん	47番	新垣安弘君
22番	新垣清涼君	48番	大城一馬君

説明のため出席した者の職、氏名

知事	仲井眞弘多君	知事公室長	上原昭君
副知事	仲里全輝君	総務部長	宮城嗣三君
副知事	安里カツ子さん	企画部長	上原良幸君

文化環境部長	知 念 建 次 君
福祉保健部長	伊 波 輝 美 さん
農林水産部長	護得久 友 子 さん
観光商工部長	仲 田 秀 光 君
土木建築部長	漢 那 政 弘 君
企業企画統括監	金 城 敏 樹 君
病院事業局長	知 念 清 君
会計管理者	福 治 嗣 夫 君
知事公室 秘書広報統括監	上運天 昂 君
総務部 財政統括監	名渡山 司 君

教育委員会 委員長	伊 元 正 一 君
教 育 長	仲 村 守 和 君
公安委員会委員	安 里 昌 利 君
警察本部長	得 津 八 郎 君
労働委員会 公益委員	宮 城 和 博 君
人事委員会 事務局長	伊 礼 幸 進 君
代表監査委員	又 吉 春 三 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局 長	長 嶺 伸 明 君
次 長	遊 佐 信 雄 君
議事課 長	嘉 陽 安 昭 君

課 長 補 佐	平 田 善 則 君
主 査	中 村 守 君
主 査	佐久田 隆 君

○議長（高嶺善伸君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

説明員として出席を求めた企業局長花城順孝君は、体調不良のため本日及び明日の会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として本日の会議に企業企画統括監金城敏樹君、明日の会議に企業技術統括監嘉手納良啓君の出席を求めました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第１及び日程第２を一括し、これより直ちに一般質問を行い、甲第１号議案、乙第１号議案から乙第18号議案まで及び認定第１号から認定第23号までを議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

西銘純恵さん。

〔西銘純恵さん登壇〕

○西銘 純恵さん おはようございます。

日本共産党の西銘純恵です。

初めに、相次ぐ台風によって被害を受けている皆さんに対して、心からお見舞いを申し上げます。

一般質問を行います。

自民・公明政権のもとで、年金への不信、お年寄りの医療を年齢で差別する後期高齢者医療制度、低賃金で若者を使い捨てにする非正規雇用の広がり、原油・物価高騰などによる貧困と格差の広がりで県民生活は深刻です。

県の対策を伺います。

(1)、全国一低い県民所得をどのようにして向上させるのか。

ア、県民所得の10年間の推移。100万円単位の人数と割合。

イ、全国と沖縄県の年収100万円以下と200万円以下の民間給与所得者の人数及び10年前との比較。

ウ、母子世帯と父子世帯の10年間の平均所得。就労の形態、正規雇用・非正規雇用の人数と割合。

エ、生活保護の最低生活費以下の世帯数と人数、割合。

オ、2005年以降の失業率の推移。失業率を本土並みにすると知事公約はどうなりましたか。

(2)、所得はふえないのに保険料は上がり続け、受給額は減り続ける年金問題をどう解決するのか。

ア、都道府県別と市町村別の平均年金受給額の5年間の推移。無年金者、50万円以下、100万円ごとの受給者の人数と割合。

イ、国民年金保険料の推移（1980年、1990年、2000年、2003年以降毎年）。

ウ、都道府県別と市町村別の国民年金納付者、免除者の人数と割合。

エ、払える保険料額、10年間掛けて受給権、最低保障5万円と掛金に応じて上乗せの最低保障年金額など年金制度の抜本的改善を政府に強く求めるべきではありませんか。

(3)、就学援助制度の拡充による教育の父母負担の軽減策について。

ア、都道府県別と市町村別の就学援助（要保護、準

要保護)の人数と割合。2005年以降の推移。

イ、市町村別の就学援助の支給対象者の基準と金額、2005年との比較。

ウ、市町村別の学校給食費の滞納状況と2005年以降の推移。滞納の理由。就学援助の基準に照らして対象者が適用されていない事例はありませんか。就学援助の利用率を高め、所得の格差が教育の格差にならないよう同制度の拡充を図ることについて伺います。

2、福祉行政について。

(1)、県民の医療と命を守る県立病院の実態の掌握と問題点の解決は緊急の課題となっています。

ア、各病院ごとの高度医療機器の購入年月日と耐用年数、修理の状況と費用。買いかえがなされないことによる患者への負担などの問題点について。

イ、各病院ごとの機器や備品の必要数と実際の数、耐用年数、患者への負担などの問題点について。

ウ、各病院ごとの医師と看護師の不足人数、その理由、不足によって生じている問題点、解決策について伺います。

(2)、母子福祉、生活福祉貸付制度の実態と改善策について。

相談件数、申請に至らなかった件数と理由。申請件数、貸付件数、貸付不許可の理由。予算の枠を決めているのであれば枠の撤廃について。緊急貸付や無保証人制度にするなど貸付条件を改善して制度の拡充が必要ではありませんか。

(3)、高過ぎる国保税と国保証の取り上げで、命の格差を生み出しています。国民健康保険の問題と解決策について。

ア、都道府県別と市町村別の国保世帯数と滞納世帯数と割合、資格証発行世帯数と割合、短期証世帯数と割合、市町村の強制執行の状況。

イ、市町村別の所得階層ゼロから50万円以下、100万円以下、200万円以下、300万円以下、300万円以上の国保世帯数と割合。

ウ、都道府県別と市町村別の国保世帯の1世帯当たりの年間所得、1人当たり国保税額。収入を同額とした場合の政府管掌健保、共済組合健保などの保険料との比較。

エ、市町村別の資格証や短期証を発行されている世帯の義務教育年齢までの子供の人数、病気治療中の人数。病気や義務教育年齢までの子供の世帯には国保証を発行すべきではありませんか。

オ、国保法44条の医療費の減免について、市町村別の実績と同法適用を拡充することについて伺います。

カ、都道府県別の市町村国保に対する1人当たりの

繰入額。高過ぎる国保税を引き下げるため沖縄県が市町村国保に繰り入れすることを強く求めます。

キ、年金天引きされる65歳から74歳までの世帯数、人数、平均所得額、平均国保税額は幾らですか。国保税の年金天引きはやめさせるべきではありませんか。

(4)、県民だれでも、いつでも安心して介護サービスが受けられるかどうかは県政の根本が問われる問題です。

ア、給付抑制により施設から在宅、家族同居のため家事支援の廃止で介護が受けられないとの声広がっています。各保険者ごとの2005年以降の介護度別の利用人数と割合の推移。介護認定者数と利用率、利用限度に対する利用率、100%でなければその理由を伺います。

イ、食費や居住費が自己負担となり施設退所者がいます。2005年以降の退所者の推移、退所の理由、県の対応について。

ウ、65歳以上の月収1万5000円以下の保険料の滞納人数と割合、2005年以降の推移。各保険者ごとの減額、免除の状況及び県の対策について。

エ、居宅において70歳以上の家族から介護を受けている老々介護の世帯数とひとり暮らし世帯数。2005年以降の推移。

オ、特別養護老人ホームの入所待機者数。施設介護を必要とするだれでも入所できるように特別養護老人ホームを増設することについて。

カ、介護保険の基金残高の推移について。黒字額を保険料や利用料の減額免除に充てるべきではないでしょうか。

(5)、子供たちの成長発達と放課後の安全確保、父母の働く権利を保障する学童クラブの充実は待ったなしです。

ア、国が増額した障害児加算と長時間開設加算について、県は引き上げが困難、工夫して事業を実施したいとのことでした。どうなりましたか、いつから実施しますか。

イ、大規模学童クラブの適正規模への移行促進の進捗について。

3、教育問題について。

(1)、30人学級を実施した場合、市町村別の必要教員数と現在の人数、必要教室数と現在の教室数、確保のための実施計画について。

(2)、ことしも教員選考1次試験で採点ミスがありました。なぜミスが起こったのか。今後ミスを犯さないための防止策。教員選考試験の透明性、公平性、公正性の確保のために採点を公表することについてお尋ね

します。

(3)、高校、大学など本県奨学金の貸与状況、2005年以降の推移。年収300万円以下の返済を猶予すること及び貸与人数をふやしたり、給付制度を導入するなどの制度を拡充することについて伺います。

4、県営住宅について。

(1)、増設計画及び改築計画と進捗について。

(2)、老朽化して剝離落下が起こっている危険な神森団地の改築問題。

5、浦添市西原在の産業廃棄物処理施設から発生する粉じん、騒音、低周波音による浦添市、西原町住民の健康被害の実態と対策について。

6、米軍再編と軍港移設、那覇港港湾開発の諸問題について。

(1)、日米両政府は、使い勝手が悪く遊休化している那覇軍港を浦添の西海岸に機能を強化した新軍港に建設しようとしています。新軍港の位置、面積、形状、水深など建設計画の内容について。

(2)、第15回那覇港港湾移設に関する協議会の協議事項について説明をお願いします。浦添地先の埋立着工は軍港建設への一里塚であり、沖縄県民の多数は新基地建設に反対です。地元浦添も市民の多数は新軍港の建設に反対です。地元住民の民意に従って知事は新軍港建設に反対すべきです。

(3)、米軍再編の嘉手納以南の基地返還と浦添への軍港移設は矛盾しています。新基地軍港建設に反対すべきではありませんか。

(4)、臨港道路浦添線をつくる根拠は何か。道路が必要だというのであれば、環境破壊と無駄遣いの埋め立てをやめて米軍牧港補給基地内道路を利用するのが最良ではありませんか。

(5)、浦添市上空が米軍機の訓練や飛行ルートに使われています。人口密集地を訓練や飛行ルートにしなければならない理由は何か。県は、独自に危険性を把握するために目視調査を行い実態を把握し、県民に説明すべきではないでしょうか。

(6)、那覇新都心や浦添市など数十万人の県民が生活している人口密集住宅地域上空の飛行を禁止させるべきではありませんか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） おはようございます。

西銘議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に、県民生活の実態についてという柱の御質問の中で、失業率の推移と知事公約についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県の完全失業率は、平成17年の7.9%から平成18年は7.7%、平成19年には7.4%と低下しておりますが、最近の月別の動きを見ますと、原油や資材の高騰等の影響で雇用環境が厳しい状況でございます。

沖縄県では、完全失業率の全国平均化に向けまして地域産業の振興を図りますとともに、沖縄IT津梁パークの整備や税制上の優遇措置等を活用しました、いわばトップセールスなど雇用効果の高い企業誘致に積極的に取り組んでいるところでございます。また、観光、情報通信関連企業のミスマッチ対策、この対策のためのフォーラムの開催やマッチング支援、そして看護師の復職支援などのほか、キャリア教育の推進に向けましたジョブシャドウイングの実施、県民意識を改善するための広報などに取り組んでいるところでございます。

今後とも、みんなでグッジョブ運動の浸透を図りつつ、産業界や教育機関と連携を強化し、全国平均化に向けまして全力で取り組んでまいり所存でございます。

次に、県営住宅に関する御質問で、増設計画及び改築計画の進捗状況いかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

県営住宅の建てかえにつきましては、平成13年度から平成22年度までを計画期間とします沖縄県公共賃貸住宅ストック総合活用計画に基づきまして、昭和51年度までに建設されました10団地を選定をし、順次建てかえを進めているところでございます。また、平成23年度以降の新たな活用計画を策定するために、現在、耐震性能などの調査を進めております。その結果を踏まえまして、団地ごとの建てかえ、改善、維持保全等の方針を定めることといたしております。

建てかえの際の戸数の増設等につきましては、公営住宅を含めました公共事業費が減少傾向にある中で、厳しい財政状況にあること等もありまして、慎重に検討していくことといたしております。また、県営住宅の建設は、老朽化した住宅の建てかえに重点を置いているため、新規建設は原則的に行わないことといたしているところでございます。

同じく県営住宅に係る御質問の中で、神森団地の改築についての御質問にお答えいたします。

県では、平成23年度以降の新たな沖縄県公共賃貸住宅ストック総合活用計画を策定するために、現在、耐震性能等の調査を進めております。

神森団地につきましては、当該計画の中で整備方針を定めることといたしております。

県営団地の維持保全につきましては、指定管理者が

毎月の巡回や法令に基づく定期点検及び入居者からの情報によりまして必要な補修を随時実施しているところでございます。

県といたしましては、指定管理者などと連携をし、日常の点検などを含めて事前の情報収集を行うことによりまして安全確保に努めているところであります。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） 県民生活の実態についての御質問で、県民所得の10年間の推移と100万円単位の人数及び割合についてお答えいたします。

本県の1人当たり県民所得の過去10年間の推移を最新の統計数値で見ますと、平成8年度203万8000円、9年度205万9000円、10年度209万円、11年度205万6000円、12年度207万7000円、13年度209万6000円、14年度204万1000円、15年度202万2000円、16年度198万5000円、17年度202万1000円となっております。

また、所得区分ごとの人数と割合については、総務省が5年ごとに実施しております就業構造基本調査において把握することができます。

ちなみに、最新の調査であります平成19年度で見ますと、99万円以下が12万5000人で19.6%、100万円から199万円までが19万2000人で30.2%、200万円から299万円までが12万4000人で19.5%、300万円から399万円までが6万人で9.5%、400万円から499万円までが3万6000人で5.7%、500万円から699万円までが4万人で6.3%、700万円から999万円までが2万3000人で3.6%、1000万円から1499万円までが5000人で0.8%、1500万円以上が2000人で0.3%となっております。

同じく県民生活の実態の中で、全国と沖縄県の年収100万円以下と200万円以下の民間給与と所得の人数及び10年前との比較についてお答えいたします。

就業構造基本調査によりますと、公務を除いた民間給与と所得者の年間収入ですが、平成19年度全国は100万円未満が1077万2000人で16.9%、200万円未満が2205万2000人で34.6%。一方、沖縄県は100万円未満が12万3000人で20.6%、200万円未満が31万人で51.9%となっております。

これを平成9年と比較しますと、全国は100万円未満が131万7000人、13.9%ふえております。200万円未満は358万8000人で19.4%増加しております。一方、沖縄県は100万円未満が2万5000人で25.5%の増、200万円未満が5万2000人で20.2%の増となっております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 県民生活の実態についての御質問の中の、母子世帯、父子世帯の所得状況及び就労形態についてにお答えいたします。

「沖縄県ひとり親世帯等実態調査」は5年ごとに実施しており、平成15年度調査によると母子世帯数は2万5604世帯、父子世帯が4265世帯となっております。

母子世帯の収入は月収10万円から15万円未満が33.3%と最も多く、次に10万円未満31.5%、15万円から20万円未満が14.3%、20万円以上が12.5%、収入なしが3%となっており、15万円未満が全体の67.8%となっております。

父子世帯の収入は月収20万円以上が45.1%と最も多く、次に15万円から20万円未満が19.8%、10万円から15万円未満が16.3%、10万円未満が6.9%、収入なしが4.5%となっており、15万円未満が全体の27.7%となっております。

母子世帯の就業形態は、常用勤労者は36.4%、パート・臨時職が48.3%、自営業が7%、家族従事者4.2%、内職0.4%、その他が3.7%となっております。

父子世帯は、常用勤労者が60.9%、パート・臨時職が11.2%、自営業が22.9%、家族従事者2.5%、その他が2.5%となっております。

続きまして、生活保護費以下の世帯数、人数とその割合についてにお答えいたします。

沖縄県の生活保護の最低生活費以下の世帯数と人数は把握されておられません。

平成19年度の概数で生活保護世帯数は1万5732世帯、被保護人員は2万3279人、県民1000人当たりの被保護人員は16.69人の割合となっております。

続きまして、都道府県別、市町村別平均年金受給額の推移等についてにお答えいたします。

年金事務は、国所管のため県には資料がありません。そのため国の沖縄社会保険事務局へ確認しましたところ、市町村別の公表資料はないとのことであります。

平成18年度の全国の厚生年金の平均受給額は、16万5211円に対し、本県は14万5903円となっております。国民年金は、全国が5万3249円に対し本県は5万2357円となっております。

また、都道府県別の公表資料が平成15年度から平成18年度までの4年間の推移となっており、厚生年金が全国6154円の減に対し、本県は3611円の減、国民年金では全国で935円の増、本県では570円の増となっております。

ります。

次に無年金者について、平成19年12月に社会保険庁が実施しました調査によりますと、全国で118万人いると推計されておりますが、各県別には把握していないということでもあります。

なお、社会保険庁によるこの調査は、平成19年が初めてということでもあります。また、金額階層ごとの受給額についても統計はないとのことでありました。

続きまして、国民年金保険料の推移についてにお答えいたします。

国民年金保険料について、国の沖縄社会保険事務局へ問い合わせいたしましたところ、1980年（昭和55年）が3770円、平成2年は8400円、平成12年が1万3300円となっております。なお、平成11年から平成16年までは1万3300円に据え置かれておりました。2005年（平成17年）は1万3580円、平成18年は1万3860円、平成19年が1万4100円と、2008年（平成20年）本年度は1万4410円となっております。

続きまして、都道府県別、市町村別国民年金納付者、免除者数等についてにお答えいたします。

社会保険庁が公表しました「平成19年度国民年金の加入・納付状況」によりますと全国の納付率が63.9%であるのに対し、本県は42.8%と全国で最も低い状況になっております。

納付状況を都道府県別に見ますと最も高い3県は、島根県、新潟県、秋田県で、逆に低い県は沖縄県、大阪府、東京都となっておりますが、また各市町村ごとの人数は把握していないとのことでもあります。

次に都道府県別の免除状況につきましては、平成19年度の全国の免除割合は25.8%であるのに対し沖縄県は43.3%で、全国一免除割合が高い状況にあるとのことでもあります。

続きまして、政府に対し年金制度の抜本改善を求める考えがあるかについてにお答えいたします。

国民年金制度は、高齢になったときや障害に陥ったときの生活の基本的な部分を支えるもので、国民生活に不可欠な制度であり、将来にわたって持続可能な制度として構築される必要があると考えております。

年金制度改革については、少子・高齢化の進行など経済社会の動向を踏まえながら、今後、国において十分な検討が行われるものと考えております。

続きまして、福祉行政についての御質問の中の、母子福祉貸付制度についてにお答えいたします。

母子寡婦福祉法に基づき、母子及び寡婦に対して修学資金、生活資金等12種類の母子寡婦福祉資金貸付事業を実施しております。

平成19年度の貸付相談件数は677件、貸付実績は288件、1億6177万3060円となっております。その主な内容は、修学資金209件、就学支度資金53件で、貸し付け全体の91%を占めております。

また、平成19年度の新規申請件数は202件で、貸付決定件数は159件となっており、43件が不承認となっております。不承認の内訳は、修学資金が27件、修学支度資金10件、技能習得資金3件、生活資金2件、転居資金1件で、他の奨学金決定や親族の援助による辞退が貸し付けに至らなかった主な理由です。

平成20年度当初予算は2億2121万2000円で、19年度に比べて率にして19%、金額にして3536万6000円の増を確保しております。

なお、貸付金制度を維持していくためには償還の確保も重要でありますので、連帯保証人等を立てることが貸し付けの条件となっているものであります。

続きまして、生活福祉貸付制度の状況についてにお答えいたします。

質問の内容が多岐にわたるため、順を追って1つずつお答えいたします。

まず相談件数、申請に至らなかった件数及びその理由についてにお答えいたします。

生活福祉資金に関する相談については、市町村社会福祉協議会が窓口となっております。市町村社協に相談に来られる方の相談内容は、生活福祉資金に関するものとは限らないため、相談件数と申請に至らなかった件数及びその理由については把握しておりません。

申し込み件数と貸付決定件数についてですが、平成19年度の貸付申し込み件数は202件、決定件数194件となっております。貸付決定率96.0%です。

貸付不決定の理由についてにお答えします。

収入、資産の状況から低所得世帯と認められない場合、既に多額の負債を抱えている場合、この場合は貸付額が他の負債への返済に充当される可能性が大きいため決定されません。連帯保証人を立てられない場合、それから4番目に収支計画が不明瞭である場合などが挙げられます。

続きまして、予算、貸し付け状況ですが、生活福祉資金の貸し付け原資は国及び県からの補助金によって造成され、沖縄県社会福祉協議会において特別会計を設けて管理がなされております。平成19年度の予算額は約3億8000万円、貸付額は約1億4000万円となっております。なお、適正な資金需要を下回る枠を設定しているということはありません。

続きまして、緊急貸し付けにつきましては、緊急小口貸付金の制度がございます。これは低所得世帯に

あって、医療費または介護費の支払い等により一時的に生計の維持が困難となった場合に少額の資金を貸し付けているものであります。

無保証制度についてですけれども、緊急小口貸し付けにつきましては例外的に無保証とされておりますが、貸付金制度を維持していくためには償還の確保も重要でありますので、連帯保証人等を立てることが貸し付けの条件となっているものであります。

続きまして、市町村国保における滞納世帯等の状況についてにお答えいたします。

平成19年6月1日現在における本県の市町村国保の世帯数は29万511世帯、滞納世帯数は5万4834世帯で全世帯数に占める割合は18.9%、短期証交付世帯は2万4951世帯で8.6%、資格証明書交付世帯数は395世帯で0.14%となっております。

なお、全国の全世帯数に占める滞納世帯の割合は18.6%、短期証交付世帯数の割合は4.5%、資格証明書交付世帯数の割合は1.3%となっております。

次に、本県における市町村の国保税滞納に係る強制執行の状況は、平成18年度においては件数で2431件、金額で5億285万4073円となっております。

続きまして、所得階層の国保世帯数と割合についてにお答えいたします。

市町村別の国保世帯数の所得階層については、県では把握しておりません。

国保世帯の1世帯当たり年間所得等についてにお答えいたします。

厚生労働省の資料によりますと平成18年度における全国の市町村国保1世帯当たりの年間所得は推計値で167万円、1人当たりの国保税額は、速報値で8万2579円となっております。本県における1人当たりの国保税額は5万5449円となっております。

なお、収入を同額とした場合の国保と他の医療保険者との比較につきましては、国保が所得、被用者保険では給与報酬により保険料を算定していること、国保の保険料算定につきましては、保険者ごとに算定率等が異なること等から比較は困難であります。

続きまして、資格証等交付世帯の義務教育年齢の子供の人数等についてにお答えいたします。

資格証明書交付世帯における義務教育年齢の子供の数につきましては、平成20年6月1日時点におきまして65人で7市町村となっておりますが、病気治療中の方につきましては、現時点では把握できておりません。

これらの世帯に被保険者証を交付することにつきましては、滞納の実態等も含め、保険者である市町村が

判断をすることになります。

なお、短期証交付世帯における子供の数等につきましては把握しておりません。

続きまして、一部負担金の減免等についてにお答えいたします。

国民健康保険法第44条は、保険者は特別の理由がある被保険者で一部負担金を支払うことが困難であると認められる者に対し、一部負担金の減額及び免除の措置をとることができることとなっております。

本県における一部負担金の減免実績は、平成19年度で15件、139万6701円、3市において実施しております。

同法の適用につきましては、保険者である市町村が判断すべきであり、同制度の周知及び指導を県は行ってまいりたいと考えております。

市町村国保に対する1人当たりの繰り入れ等についてにお答えいたします。

平成17年度における全国の1人当たりの国保税は8万353円、本県は5万4759円で、全国一低い額となっております。

市町村国保における平成17年度の一般会計からの法定外繰入金の被保険者1人当たりの額は、全国平均が1万3399円、本県は6152円で、都道府県の順位としては15位となっております。

国民健康保険制度は、国、県等の公費負担及び保険料により、保険者である市町村の責任により運営されるものであります。なお、県は国とともに保険料軽減の対象となった一般被保険者数に応じて平均保険料の一定割合を公費で補てんすることで低所得者を多く抱える保険者に対する支援を行っており、平成19年度は3億3600万円を負担しております。

続きまして、年金天引きされる65歳から74歳までの世帯数等についてにお答えいたします。

国民健康保険における65歳から74歳の被保険者の世帯に係る年金からの天引きにつきましては、施行時期は保険者の裁量であることや小規模の保険者においては採用しないことも選択できることとなっております。

本県における市町村の国保税の年金天引きの状況は、実施済み24市町村、10月実施予定が10市町村、実施予定なしが7町村となっております。

10月に特別徴収を予定しているのは1万8455世帯、2万6007人となっております。これら世帯の平均所得額につきましては把握しておりません。

国保税の年金天引きにつきましては、制度施行後の見直しにより、2年間、滞納のない方につきましては

は、申し出により口座振替を選択することとなっており、今後の国の動向や市町村の対応を注視していきたいと考えております。

続きまして、介護認定者数と利用率並びに利用限度に対する利用率についてにお答えいたします。

介護サービス受給者数については、平成17年度末では要介護認定者数3万9354人に対して、受給者数は3万2039人で、その割合は81.4%となっております。平成18年度末では要介護認定者数3万9744人に対して、受給者数は3万2764人で、その割合は82.4%となっております。平成19年度末では要介護認定者数は4万827人に対して、受給者数は3万4307人で、その割合は84%となっており、増加してきております。

要介護度別の受給者数の割合については、平成17年度以前は把握しておりませんが、平成18年度末で最も高いのが要介護1の94.2%で、最も低いのが要支援1の63.5%、平成19年度末で最も高いのが要介護4の90.3%で、最も低いのが要支援1の72.7%となっております。

受給者数の割合が最も高い保険者は、平成19年度末で糸満市の90.6%で、最も低い保険者は与那国町の76.1%となっております。

また、介護サービスにつきましては、利用者や家族の同意を得て利用限度の範囲で作成したケアプランに基づきサービスを利用することになっており、利用限度に対する利用率としての把握はしておりません。

介護認定を受けながら介護サービスを利用しない理由としましては、医療保険適用の療養病床などに入院していたり、利用したいが利用料の負担が大きいとして利用しないことや、家族が介護している等が考えられます。

続きまして、施設の退所者の推移、退所理由及び県の対応についてにお答えいたします。

平成20年9月に調査したところ、特別養護老人ホーム54カ所の退所者は、平成17年度が738人、18年度729人、19年度779人となっております。

退所理由で最も多いのは、死亡による退所で69.4%、次に医療機関への入院が25.4%、他施設への入所が2.9%、居宅介護が1.6%、その他が0.7%となっており、経済的理由による退所者はおりませんでした。

老人保健施設41カ所の退所者は、平成17年度が3424人、18年度が3610人、19年度3542人であります。

最も多い退所理由が、他施設等への入所・入院で74.8%、居宅介護による退所が22.9%、死亡退所が1.9%、その他が0.4%でありました。退所者のうち、経済的理由は、平成17年度から19年度までの3年間で

28人であります。

介護施設サービスにおいては、低所得者について食費・居住費は負担限度額が設定され、負担軽減措置がなされております。

退所する方々については、施設において居宅介護支援事業者等と連携し、在宅での介護が円滑に行われるよう支援を行っており、県としましては、今後ともこれらの支援が適切に実施されるよう指導してまいります。

続きまして、介護保険料の滞納人数と割合、減額や免除の状況と県の対策についてにお答えいたします。

年金給付が月1万5000円、年額18万円未満の高齢者の保険料については、年金からの天引きとなる特別徴収ではなく、保険者が個別に徴収する普通徴収となります。

普通徴収の収納率については、平成17年度は77%、平成18年度では76.2%となっており、0.8ポイント低下しております。

県としましては、収納率の向上が図られるよう、口座振替の勧奨、収納事務の私人委託等の保険料収納対策について市町村に対する周知徹底に努めているところであります。

なお、普通徴収の滞納人数は、県では把握しておりません。

保険料の減免については、第1号保険料を財源に市町村が独自に取り組んでいるものであり、14保険者のうち那覇市、宜野湾市、名護市、糸満市、沖縄市、うるま市、西原町、沖縄県介護保険広域連合の8保険者が実施しております。

平成19年度の減免額は726万7163円、対象者が433人となっております。

続きまして、70歳以上の家族が介護者になっている世帯数等についてにお答えいたします。

居宅において70歳以上の家族が介護者になっている世帯数については、県独自の調査は実施しておりませんが、国がことし9月9日に公表しました平成19年国民生活基礎調査によると、同居している主な介護者で70歳以上の割合は34.1%で、平成16年調査の28.2%に比べ5.9ポイント高くなっております。

また、ひとり暮らし世帯数については、70歳以上の統計資料はありませんが、本県が毎年実施している65歳以上の単身者世帯数は、平成17年度が4万2764世帯、平成18年度が4万6104世帯、平成19年度が4万7140世帯と毎年増加しております。

続きまして、特別養護老人ホーム入所待機者数及び当該施設の増設についてにお答えいたします。

平成20年9月現在、特別養護老人ホームは54施設、定員4065人となっております。

平成18年6月に小規模特別養護老人ホームを除く47施設を対象に入所申込者を調査した結果、重複申込者等を除いた数は3400人となっております。

特別養護老人ホームの増設につきましては、入所申込者の状況を精査するとともに、市町村において進める地域密着型サービスの整備状況を踏まえ、平成21年度からスタートする第4期介護保険事業支援計画において検討してまいります。

続きまして、介護保険財政安定化基金残高の推移と保険料軽減額等への充当についてにお答えいたします。

介護保険財政安定化基金残高の推移については、平成18年3月末で35億5614万9670円、平成19年3月末で43億2086万7723円、平成20年3月31日現在では50億8557万8294円となっております。

この基金は、予想以上に保険料収納率が低下したり、給付費が増大することによって介護保険財政が悪化したり赤字を穴埋めするために市町村が一般会計から繰り入れを余儀なくされるというような事態を回避するため、市町村に対して資金交付や資金貸付を行うことを目的に都道府県に設置された基金であります。

介護保険法第147条により、基金から生ずる収入はすべて財政安定化基金に充てることになっており、基金目的外の取り崩しは認められていないことから、基金を取り崩して保険料や利用料の減額等へ充当することはできないことになっております。

続きまして、放課後児童クラブにおける障害児受け入れ加算と長時間開設加算についてにお答えいたします。

県においては、放課後児童クラブにおける障害児受け入れ加算と長時間開設加算の基準を引き上げることにについて、補正予算の計上やその他の方法がないか検討してまいりました。しかしながら、現下の厳しい財政状況の中、財源確保の見通しが立たず対応することができませんでした。

今後とも、厳しい財政状況を踏まえながら対応を検討してまいりたいと考えております。

大規模学童クラブの適正規模への移行についてにお答えいたします。

国においては、適正な人数規模への移行促進を図るため、71人以上の大規模放課後児童クラブに対して、平成22年度から補助を廃止することとしております。

現在、大規模放課後児童クラブは、6市町に18クラブで、1クラブ当たりの平均児童数は約86人となって

おります。

県においては、大規模放課後児童クラブの解消を図るため、県教育委員会及び市町村と連携し、学校の余裕教室や児童館等を利用した適正な人数規模への移行促進を図りたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは、県民生活の実態についての御質問で、就学援助の推移についてお答えいたします。

就学援助制度は、経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、市町村が学用品や医療費等を援助し義務教育の円滑な実施を図るものであります。

全国の都道府県の状況を申し上げますと、平成17年度は受給者数が138万825人で、受給率が13.24%、平成18年度は受給者数が141万260人で、受給率13.57%となっております。

沖縄県の状況は、平成17年度は受給者数が2万93人で、受給率が13.26%、平成18年度は受給者数が2万867人で、受給率が13.81%、平成19年度は受給者数が2万1490人で、受給率が14.3%となっており、全国及び県内ともに増加傾向にあります。

県内市町村では人口の多い市において受給率が高い状況にあります。

なお、全国の平成19年度の数値につきましてはまだ公表がなされておられません。

次に、認定基準の状況等についてお答えいたします。

就学援助事業は市町村において実施されており、それぞれの市町村の実情に応じてなされているものと認識しております。

平成17年度及び18年度において準要保護の認定基準を改正した市町村は、県内の41市町村のうち6市町村となっており、その主な改正点は、認定の基準となる収入額や市町村民税の課税額の見直し等となっております。

また、県内市町村の就学援助実績額は、平成17年度は12億7789万1000円、平成18年度は13億5038万4000円、平成19年度は13億6886万円となっております。

次に、学校給食費の滞納状況等についてお答えいたします。

文部科学省及び県教育委員会が実施した学校給食費徴収状況調査によりますと、給食費の未納率は平成17年度4.0%、平成18年度4.4%、平成19年度4.3%となっ

ております。

市町村別の状況につきましては、地区ごとにばらつきがあり一概には言えませんが、離島においては徴収率100%の町村があるのに対し、国頭、中頭地区においては未納率が10%前後となっている市町村があります。

なお、未納の主な理由としましては、保護者の責任感や規範意識の欠如によるもの、保護者の失業など経済的理由と思われるものなどとなっております。

次に、対象者の適用状況及び制度の拡充についてお答えいたします。

就学援助事業は市町村において実施されており、対象者の認定につきましてはそれぞれの市町村の実情に応じてなされているものと認識をしております。

県教育委員会としましては、市町村教育委員会へ通知をし、就学援助事業の適切な実施を促しているところであります。

また、全国都道府県教育長協議会等を通じ、就学援助の充実を関係省庁へ要請しているところであり、今後とも教育の機会均等の確保のため、市町村において必要な就学援助が行えるよう、十分な財源措置を国に働きかけていきたいと考えております。

次に、教育問題についての御質問で、30人学級実施における必要教員数等についてお答えいたします。

平成20年度公立小学校における教員数は5111人となっており、仮に平成20年5月1日時点の児童数で小学校全学年で30人学級を導入することとした場合、5761人の教員数が必要となり、新たに650人の教員増が見込まれます。

教室数につきましては、普通教室に使用可能な教室数が平成20年3月時点で4246教室となっており、新たに381教室が必要となりますが、学校ごとの空き教室状況に応じて学級増に対応することとなります。

今後の計画につきましては、30人学級制度設計検討委員会において検討しているところでございます。

次に、選考試験の採点ミスと防止策についてお答えいたします。

このたび、一次試験の保健体育実技で採点ミスがあり、高校保健体育で合格者を1名追加いたしました。当該受験者及び県民に対し多大な御迷惑をおかけしましたことを深くおわびを申し上げます。

原因は、実技試験の採点簿記入ミスであり、今後、点検・確認作業に万全を期したいと考えております。

県教育委員会では、教員選考試験の透明性、公平性、公正性の確保のため試験問題の持ち帰りを初め、マークシート及び記述式解答の公開や得点・順位の通

知、二次試験の面接、論文等の評価の着眼点についてホームページで掲載するなど、情報公開を進めてきました。

また、選考委員会においては、受験番号、氏名を伏せて通し番号のみで選考を行いました。

さらに、苦情・相談等窓口を総務課に設置し、疑義のあった事項についてはホームページ等で回答しております。

今後とも教員選考試験については、実技試験の評価の着眼点の公表など、情報公開を進めることでより公平公正な業務遂行に努めていきたいと考えております。

次に、奨学金の貸与状況等についてお答えいたします。

本県の高校生を対象とした奨学金制度は、高等学校奨学事業と高等学校育英奨学事業の2種類があり、大学生を対象とした制度は大学貸与奨学事業があります。

高等学校奨学事業の貸与者数は、平成17年度129人、18年度125人、19年度133人で、高等学校育英奨学事業は平成17年度764人、18年度1649人、19年度2635人であります。

また、大学貸与奨学事業の貸与者数は、平成17年度549人、18年度556人、19年度560人であります。

奨学金は貸与額を無利子、10年以内で返還することになっておりますが、病気や災害、生活保護、その他の事由により返還が困難な場合には返還の猶与を行っているところであります。

県としましては、就学意欲がありながら経済的理由等により高校、大学等での就学が困難な者に対し貸与者数をふやすなど奨学金事業の充実を図り、有為な人材の育成に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 知念 清君登壇〕

○病院事業局長（知念 清君） 福祉行政についての中、県立病院の高度医療機器の状況についてお答えします。

購入価格がおおむね1億円以上のMRIやCTなどのいわゆる高度医療機器は、北部病院は4台、中部病院は8台、南部医療センター・こども医療センターは6台、宮古病院は4台、八重山病院は5台で計27台となっており、そのうち11台が耐用年数を超えております。

また、これらの高度医療機器にかかる修繕費は、平成19年度で1億1207万円となっております。

病院事業局としては、経営状況を踏まえつつ、長期的な整備計画のもとで更新を行うこととしておりますが、機器の老朽化等による機能の劣化や故障の発生状況等を勘案し、診療行為に支障を及ぼすことがないように対応しているところであります。

続きまして、県立病院の医療機器等の状況についてお答えします。

県立病院の医療機器等は全体で約1万2000点となっており、そのうち購入価格が300万円以上の医療機器は、現在867台となっております。

各病院からは新たに25台の整備要望があり、特に中部病院は8台、南部医療センター・こども医療センターと八重山病院がそれぞれ6台の要望となっております。

病院事業局としては、診療行為に支障を及ぼすことがないよう対応しているところであります。

続きまして、県立病院の医師及び看護師の欠員状況等についてお答えします。

9月1日現在の各県立病院ごとの医師の欠員は、北部病院5人、中部病院2人、南部医療センター・こども医療センター1人、宮古病院4人、精和病院2人となっており、そのため、北部病院産婦人科で診療制限、八重山病院耳鼻咽喉科で診療休止となっております。

医師不足の要因としては、臨床研修の義務化に伴う医師の引き揚げ、医師の地域や診療科の偏在、病院勤務医の開業医への移行などがあると考えております。

医師の確保については、卒後臨床研修の充実強化、専門医派遣事業の実施など、あらゆる手段を活用して医師の確保に取り組んでいるところであります。

看護師の欠員は、9月1日現在、北部病院9人、中部病院20人、南部医療センター・こども医療センター48人、宮古病院4人、八重山病院6人、精和病院5人となっており、そのため中部病院で33床、南部医療センター・こども医療センターで14床休床しております。

看護師不足は、平成18年4月の診療報酬改定に伴い幾つかの医療機関が7対1看護配置を導入したことが要因の一つと考えております。

看護師の確保については、採用試験の受験年齢制限の撤廃、再就職相談会の開催など、求人活動を積極的に展開しているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 浦添市西原在の産業

廃棄物処理施設による健康被害の実態と対策についてお答えいたします。

浦添市西原在の産業廃棄物処理施設については、これまで保健所や浦添市に騒音や粉じんに関する苦情が寄せられており、また地域からの要望があったことから、県及び浦添市において環境調査を実施しております。

これらの調査のうち、沖縄県衛生環境研究所がことし7月に実施した粉じん（降下ばいじん）調査では、大気汚染環境監視の一環として、衛生環境研究所で行っている測定結果と同様の値でありました。

また、浦添市が実施した騒音調査においても環境基準を満たしており、これらの調査結果では同処理施設からの影響は確認されませんでした。

しかしながら、県が浦添市及び西原町でことし8月から9月上旬に実施した住民説明会では、騒音や粉じん等に関する苦情意見が多数ありました。

県としましては、今後とも関係機関と連携して、必要な環境調査及び情報収集を実施し、被害の実態把握に努めるとともに、事業者に対して粉じん及び騒音の防止策について指導を強化してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 西銘議員の質問にお答えする前に、答弁の修正を行いたいと思います。

9月26日の比嘉京子議員の代表質問で、代替施設の予定規模、縦・横・高さ、面積、滑走路の長さ、配備される機種、軍事機能、耐用年数についての再質問があり、面積は約210ヘクタール、滑走路の延長が1800メートルの2本と概要が示されているが、具体的な詳細については明らかにされていない旨を答弁いたしました。答弁の不足がありましたので、以下、追加答弁をさせていただきます。

まず、代替施設に配備される機種は、回転翼機がCH53、CH46、UH1、AH1で、固定翼機がC35、C12が想定されるところであります。

また、機能については、現在の普天間飛行場にあるヘリによる海兵隊の陸上部隊の輸送機能、ヘリなどに空中給油を行う機能、緊急時に多数の航空機を受け入れる機能のうち、空中給油機能と緊急時の受け入れ機能は本土の自衛隊基地等へ移設され、残る陸上部隊の輸送機能のみがキャンプ・シュワブに移ることになっております。

その他、詳細については、今後明らかになってくる

と考えております。

以上、答弁を修正しおわび申し上げます。

それでは、西銘純恵議員の御質問にお答えします。

まず、米軍再編関係の御質問のうち、那覇港湾代替施設の建設計画についてであります。その位置は、浦添埠頭地区の北側区域、面積は約49ヘクタール、形状は逆L字型であるとの説明を国から受けております。

なお、水深については明らかになっておりませんが、防衛省からは本年度測量を実施する予定であるとの説明を受けております。

次に、移設協議会の協議事項及び那覇港湾施設の移設について一括してお答えします。

去る9月2日に開催された第15回移設協議会では、那覇港湾施設の移設・返還に向けた基本検討を実施中であること、移設に関して代替施設と民港港湾計画との整合を図ることなどを確認しております。

那覇港湾施設の浦添埠頭地区への移設については、平成13年11月に浦添市長が受け入れ表明を行っており、平成15年1月の第4回移設協議会では浦添埠頭地区の北側区域への移設を浦添市とともに那覇市も了承しております。

県としては、那覇港湾施設の返還を含む嘉手納より南の施設・区域の返還が実現されれば基本的には基地負担の軽減が図られるものと理解しており、今後とも国、地元自治体等と連携して那覇港湾施設の移設に取り組んでいきたいと考えております。

次に、浦添市上空の米軍機飛行についてお答えします。

米軍航空機の具体的な飛行ルートについては、引き続き沖縄防衛局へ照会したところ、具体的な飛行ルートについては承知していないとのことであります。

なお、目視調査を行う考えはありませんが、日米両政府においては、住宅地上空の旋回飛行訓練の中止や航空機騒音の軽減等に努めるべきであると考えております。

次に、那覇新都心等の上空の飛行禁止についての御質問にお答えします。

県としては、住宅地上空の旋回飛行訓練の中止や航空機騒音の軽減等について、これまで軍転協など関係機関と連携して日米両政府などに求めてきたところであり、今後とも関係機関と連携を図りながら、日米両政府に対し粘り強く働きかけていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君） 米軍再編と軍港移設、那覇港港湾開発の諸問題についての御質問の中の、臨港道路浦添線と基地内道路の利用についてお答えいたします。

臨港道路浦添線は、那覇港の港湾機能の強化を図るとともに、港湾内の埠頭用地や港湾関連用地等の円滑な交通を確保することを目的として港湾計画に位置づけており、既設臨港道路と国が整備中の浦添北道路を結ぶ延長約2.5キロメートルの重要な幹線臨港道路であります。

南側の約1.5キロメートルの区間は埋立事業区域とし、埋立事業者である浦添市土地開発公社が9月22日付で埋立免許申請を行っております。

なお、北側の約1キロメートルについては環境や地元の要望等に配慮して橋梁化することとし、埋め立てを取りやめております。

米軍牧港補給基地内道路を利用することについては、共同使用の問題、地権者の同意の問題等調整すべき課題が多く困難であると考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 西銘純恵さん。

〔西銘純恵さん登壇〕

○西銘 純恵さん 再質問を行います。

県は、私の質問に対して実態を把握していないというところを幾つか言っていますけれども、本当にそれでいいのかということをまず最初に指摘をして移ります。

我が党がことしの2月から行った県民アンケートには、浦添市内では800人以上の回答が寄せられて、生活が苦しくなった人が66%に上りました。賃金や年金は減り続けて物価は上がり続け、暮らしを何とかしてほしい、県民は悲鳴を上げています。

知事は答弁をされたが、事態をどう認識されてますか。暮らしを支え負担を軽くする具体的な対策を伺います。

県民所得が一番高い東京都の何%ですか。全国平均の何%か。

答弁では、民間で働いている72%が200万円以下の年収だということです。若い皆さん、奨学金を返済できない若者に猶予をすべきではありませんか。

年金の保険料が毎年3000円以上引き上げられるようになったのはなぜか。いつまで上がり続けるのか。1人当たりの受給額は5年間どう推移していますか。

答弁では、年金の納付率は42.8%、そして免除率は43.3%でした。免除者を考慮した納付率は何%になり

ますか。将来にわたって持続可能な制度と部長は言われました。この沖縄では既に年金制度は破綻していると言わざるを得ないではありませんか。緊急に解決しなければならない課題が年金問題です。知事はどのような対策をお考えですか。

学校給食費の値上げが検討されていると報道されました。物価高騰分は交付税措置ではありませんか。県も補助をして給食費値上げをやめさせるべきだと思います。これは、未納に対しては保護者の規範意識が低い、このような答弁をされました。でも、7年間で1人当たり10万円、4人家族で40万円の負担増になっているんです。給食費が払えないというのは規範意識の問題ではないと思います。補助をして給食費の値上げをやめさせるべきです。

生活保護の捕捉率は2割程度だと専門家は言っています。福祉事務所への相談件数は何件ですか。相談に行く人は生活保護の申請のためです。相談件数に対する新規の保護率は何%ですか。福祉資金等の貸し付けは就学関連が9割です。教育費を工面するのに四苦八苦する父母がふえています。高校授業料は10年前は幾らだったのですか。奨学金の申込者は5年前に比べてどうですか。そして、連帯保証人がいないというのが、申請をしたいけれども借りられない、これが大きなネックになっているのではないのでしょうか。福祉資金の19年度の予算に対する執行率、そして貸し付け予算額と貸付額の10年間の推移をお尋ねします。

知事は、失業率を全国並みに引き下げるのに何名を就職させれば全国並みになるというんでしょうか。いつまでに、何人を、どこに就職させるという具体的な雇用計画を伺います。グッジョブ運動で何名を就職させるんですか、お答えください。

答弁によると、国保世帯の所得は40万円未満が50%、100万円未満が66.5%です。1人当たり5万円余の国保税です。悪質滞納者、差し押さえ滞納者です。滞納で739円しかない通帳を差し押さえられた人がいます。これがそうです。(資料を掲示) 5万円の給料を差し押さえられた人もいます。行き過ぎではありませんか。国保税の引き下げこそ緊急に必要なではありませんか。

宮古島市は一般会計から繰り入れをしています。県も引き下げのために繰り入れをすべきではないでしょうか。

国保証の取り上げを速やかに中止すべきではありませんか。

県は、軍港協議会の参加当事者ではありませんか。なぜ逆L字型なのか。なぜ水深がわからないのです

か。浦添市民のアンケートで新軍港に75%が反対をしています。賛成は5.5%です。負担が軽くなるからと知事が言っても、新基地そのものに反対というもとの強行されるのですか。市長が賛成しているからと住民の意思は無視するんですか。

臨港道路浦添線の交通量計画はどれだけの貨物量の予測でつくられたのか。ことし国際積みかえゼロと報道があるが、過大な予測に基づく無駄な自然破壊の埋め立てではありませんか。

米軍再編の名のもとに基地の強化、恒久化が進められています。貧困と格差が広がって県民の暮らしや営業が脅かされているときに、3兆円の莫大な税金をつぎ込んでグアムにまで米軍基地をつくろうとしています。知事は、県民の暮らしより米軍が優先なのか、お答えください。

○議長(高嶺善伸君) 休憩いたします。

午前11時25分休憩

午前11時39分再開

○議長(高嶺善伸君) 再開いたします。

企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長(上原良幸君) 県民所得に関する再質問で、沖縄県の1人当たりの県民所得は東京の何割か、全国平均と比べてどうか、その実態はどうなっているかという再質問にお答えいたします。

先ほど答弁いたしましたけれども、平成17年度の沖縄県の1人当たりの県民所得は202万円で、全国最下位であります。東京都が478万円ですので約4割強、全国平均が304万円でありますのでほぼ7割ということになります。しかし、平均を超えている県は全国47都道府県のうち9県であります、20%以下。なぜか。東京が478万円ということで突出して平均を押し上げております。2番目は愛知県の350万ですから、いかに東京が突出しているかということでありまして、その結果、35県が200万円台ということでありまして。

以上であります。

○議長(高嶺善伸君) 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長(上原 昭君) 新しい港湾施設、代替施設ですけれども、なぜ逆L字型かという御質問ですが、詳細が明らかにされていないので、その理由については承知しておりません。

それから、なぜ水深がわからないのかということですが、水深については先ほどお答えしましたけれども、本年度測量を行うと聞いております。

それから市長が賛成だから進めるのかという御質問

ですが、県としては那覇港湾施設の返還を含む嘉手納より南の施設・区域の返還が実現されれば、基本的には基地負担の軽減が図れるものと理解しており、推進する必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 生活保護の福祉事務所での相談面接件数と保護申請ということでの再質問にお答えいたします。

平成19年度は相談件数、面接件数が4449件、そのうち保護申請を行ったのが2830件でございました。

続きまして、年金の免除申請者を含めた納付率という御質問ですけれども、これにつきましては新聞報道の記事になります。社会保険労務士が試算したという数字ですけれども、免除者を含めると全国が47.3%、本県は22.2%という試算結果となっております。

年金制度について制度の破綻ではないかということにつきましては、年金制度は高齢になったときや障害になったときの生活の基本ということでありまして、ですから、持続可能な制度にするように、今後国において十分な検討が行われていくと考えております。

続きまして、生活福祉資金の貸し付け状況で平成10年度からの推移を読み上げます。

平成10年度が予算額 4 億6781万6000円に対しまして、貸付額が 4 億4125万4000円です。11年度 5 億3881万3000円に対しまして、4 億1218万円でした。平成12年度が 6 億8161万3000円に対しまして、貸付額 3 億5584万5000円。それから13年度が 5 億8960万5000円に対しまして 4 億5141万2000円でした。それから14年度 5 億9250万円に対しまして 5 億8248万4000円。15年度 6 億1754万4000円に対しまして 5 億446万9000円。16年度 3 億6430万3000円に対しまして 3 億3054万3000円、17年度が 4 億2600万円に対しまして 2 億1645万2000円、18年度 3 億9652万7000円に対しまして 1 億7421万7000円、19年度 3 億8443万円に対しまして 1 億4256万5000円。

それから緊急小口資金についての紹介をさせていただきます。

貸付限度額が10万円で、措置期間、貸し付けの日から2カ月、償還期限四月以内。貸付利子、年3%、連帯保証人不要でございます。

緊急のときはそういう利用をお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君） 臨港道路に関する再質問にお答えいたします。

臨港道路は、どれだけの貨物量を見込んだ計画にしているのかという質問にお答えします。

港湾計画におきましては、平成20年度後半の総取り扱い貨物量として1950万トンと推計をしております。

臨港道路浦添線は、那覇泊新港及び浦添埠頭間の港湾貨物の円滑な輸送や、港湾背後との連結を確保し、国際流通港湾としての機能の強化を図る重要な幹線臨港道路であることから、那覇港全体の取り扱い貨物量及び周辺の交通状況等を総合的に勘案し計画をしているものでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは再質問にお答えをいたします。

まず1点目が給食費の値上げ、そして県の補助、そして給食費の未納の原因等についてでございましたけれども、給食費に係る給食費の徴収、値上げ等につきましては、これは学校給食法によりまして実施主体である市町村が行うものとなっております。

次に、主な未納の原因としましては、これは市町村のアンケートによるものでございます。

次2点目に、奨学金についてでございますけれども、まず奨学金の返還の猶予をすべきではないかということでございますが、財団法人の沖縄県国際交流・人材育成財団の奨学金貸与規程によりまして、災害または疾病による場合の返還が困難な者とか、あるいはやむを得ない事由によって返還が困難な者とか、5項目にわたりまして返還を猶予することができるという規定がございます。

次2つ目には、連帯保証人、保証人がなくても貸与できないかということでございますけれども、現在財団が行っております奨学金の財源というのは、県の補助金、そして貸付金の奨学生の返還金等が財源でありますので、返還が滞るということになりますと今後事業の縮小につながってまいりまして、有為な人材の育成に支障が出てくるものと考えられますので、いたしまして円滑に返還をしていただけるためにも連帯保証人、保証人は必要だと考えております。

次に、5年前の奨学生の応募状況ということでございますが、平成16年、高校育英貸与事業につきましては募集がございませんでした。

高等学校の奨学事業につきましては50名、大学の奨

学金事業につきましては419名でございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時50分休憩

午前11時50分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

西銘純恵さん。

〔西銘純恵さん登壇〕

○西銘 純恵さん 再々質問を行います。

議員の中から質問に対していろいろ言われていることに対しては本当にこれでいいのかということを申し述べておきます。

なぜかと言いますと、私は最初の質問通告の中で県民の暮らしの実態を県がまずつかんでいるのか、それで詳しい資料をきちんと県自身が持っていないものは国から、そして市町村から、そしてそれを分析した上で県民の状況がどうなのかということを県自身に知ってもらいたい、把握してもらいたい。それで、私は通告をこのように細かくやりました。再質問においても、その通告に従って、同じ取り寄せた資料の中で十分に答弁ができる中身です。

ですから、そのことも知らないで議員自身が私に対することを言うのは、本当に県民の代表として県民の声を聞いてほしいと、どうなっているのと。生活が苦しいのに県政はどうかというその声に私たちは答える義務があるはずです。

それに対して本当にこのようなことをやられて質問もこれ以上やる気はありませんけれども、最後に、知事にこのような暮らしの実態、数字が出ました。これに対して本当に暮らしを支えて負担を軽くするというような知事自身の県民に対する支えの具体的な施策というのは本当にはないのでしょうか。生活福祉資金にしても借入れを希望する皆さんふえているんですよ。でも保証人がいなくて借りられないとかですね。この保証人が正規雇用じゃないと、給料がきちんとしていないと保証人になれない。このような実態までおわかりなんですか。これを改善することなく県民の暮らしを守ることはできない。

以上、指摘して知事の最後の答弁を求めて終わります。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 再々質問に一言答えよということですから、無論県民の日々の生活をよくしていこう、安心・安全な社会をつくっていこうというのが基本的な私どもの政策目標だし、日々そういうことに

向かって職員ともども仕事をしているつもりです。

ですから、改良・改善が必要な施策、そしてその他御提言の何かまた策があれば、それはもうどしどし寄せていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時55分休憩

午後1時22分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

午前に引き続き質問及び質疑を行います。

渡嘉敷喜代子さん。

〔渡嘉敷喜代子さん登壇〕

○渡嘉敷喜代子さん 皆さん、こんにちは。

昼下がりひととき、大きな声でお騒がせいたしますが、社民・護憲の渡嘉敷喜代子です。よろしくお願いいたします。

質問に入る前に、台風13号で被害に遭われた与那国の皆さん、そしてまた追い打ちをかけるように15号の襲来と、日常生活に戻る間もなくこのような状況で本当に心からお見舞いを申し上げます。一日も早い復興と、県としても積極的な支援策を講じてくださるようお願いいたします。

それでは、通告に従いまして所見を述べながら一般質問をします。

「ブルータスよ、おまえもか」と言いたくなるようなことが起こりました。

安倍首相に続いて福田首相が政権を投げ出してしまいました。4月に施行された後期高齢者医療制度が5月に国民の猛反発に遭い、見直しを言及しながら9月2日に突然政権を投げ出したことは無責任きまりない。そればかりか消えた年金、消された年金、事故米の不法転売、産地偽装問題等々、出るわ出るわ、数え上げるにいとまがありません。60年間の一党独裁のほころびが一挙に吹き出したかのようです。もはや自公政治にこの国を治める力も能力もありません。次の衆議院選での人気商品として売り出された麻生内閣発足から5日目にして、中山国交相の辞任劇、日教組の子供たちは頭が悪くても先生になれるとか、教育のがんである日教組をぶち壊すために自分が出てきたのだという発言は言語道断です。決して許すことができません。

さて、6月8日に行われた県議選で、与野党逆転し県民の負託を受けて、争点だった後期高齢者医療制度の廃止と辺野古への新基地建設反対を6月議会で決議されました。知事もそのことを真摯に受けとめるとの私への答弁でした。そのことを踏まえて次のことをお

尋ねします。

1、知事の政治姿勢について。

(1)、6月議会で決議された辺野古新基地建設反対決議に対する知事の所見を伺います。

ア、6月議会から3カ月たったこの時期に県の考え方を提示した意図は何か。

イ、議会の意思決定について知事はどう受けとめているのか。

ウ、知事は辺野古は新基地の建設に当たらないとしているが、知事の認識する新基地とは何か。

(2)、知事の訪米についてお尋ねします。

ア、知事の訪米については以前から取りざたされていることであり、当初予算で組むべきものであります。補正で組むほどどこに緊急性があったのかを伺います。

イ、訪米目的の中に掲げている「普天間飛行場の危険性除去」で、具体的にどんなことを要求するのか。例えば、普天間飛行場の固定翼機の運用の停止を求めるのか、回転翼機の運用停止を求めるのか、日米合同委員会合意事項を遵守させるのか、クリアゾーンを守らせることができるのか。

8月19日、軍特委で普天間飛行場を視察した際、リオ・A・ファルカム司令官は、9月27日の新聞にも報道されているように、宜野湾市独自の調査によってはみ出し飛行の実態が報道されました。そういうこと自体を当事者である人が一番よく認識しているにもかかわらず、その立場のファルカム司令官は、国際航空法の規定に違反していないし、米本国の運用を必要に応じて討議しながら運用しているとの答弁でした。

米軍は地位協定の上にあぐらをかいて違反していることへの認識は全くありません。それをどんなふうに要請するのか具体的に説明してください。

ウ、また、「在日米軍再編の確実な実施」とはどういうことをいうのか御説明をお願いします。

2、基地問題について。

9月10日、照屋寛徳衆議院議員が入手した「合衆国軍隊構成員等に対する刑事裁判権関係実務資料」によると、重要事件以外は裁判権を行使しないよう指示した53年の刑事局長通達や日本側の第一次裁判権が及ばない公務の範囲をどこまで認めるかを日本の官僚と米軍側代表とのやりとりが事細かに記載されています。

例えば、宿舍または住居から勤務場所への往復の途中において起こした交通事故に関する事件については公務中として処理する。公のかつ社交上の慣習により、一定の将校または軍属が一定の社交上の催事に出席することが要求される場合、このような催事を公務

と認める。勤務の場所から住居に帰る途中で販売所、PXまたはガソリンスタンドに立ち寄ったり、クリーニング屋に立ち寄ることも個々のケースごとに考究し、上司が公務と証明すれば認められる。

このように米国側の都合のよいような解釈で、一方的に押し切られた様子が見てとれます。

このような状況の中で、公務中で裁判権が放棄された事件にどれだけの人たちが巻き込まれ泣き寝入りしたかの数を掌握することが大切です。

そこで質問します。

(1)、米軍絡みの事件・事故で不起訴になった事件の内容と背景を県は掌握していますか。把握していなければ国に資料を求める用意はありますか。

(2)、米軍人私有車両の任意保険問題について。

ア、1997年、SACOで合意された米軍関係者の私有車両に義務づけされた任意保険が、自動車登録後に解約されるケースについて県は承知しているか。また、このような状況について知事の所見を伺います。

イ、9月1日付地元新聞社の報道後、県は国、米軍への事実確認をしたのか。その回答はどうだったのか。また、どのような対策を申し入れたのかお伺いします。

ウ、米軍関係者が加害者になる事件・事故の場合、沖縄防衛局が補償窓口になるケースがあると聞きます。その状況を把握しているか。把握していればその件数と日本政府が補償金の肩がわりをした件数、さらに補償金未払いの事例もあわせて伺います。

(3)、普天間飛行場の危険性の除去の作業部会についてお尋ねします。

ア、作業部会のメンバーと作業内容について伺います。

イ、3年以内の閉鎖の実現と残された期間の作業日程を伺います。

3、教育行政について。

(1)、30人以下学級についてお尋ねします。

ア、今年度実施できなかった学校について来年度の実現は可能かどうか。

イ、知事の公約である30人以下学級の実現に向けての今後のプランを伺います。

(2)、労働安全委員会の設置についてお尋ねします。

ア、市町村教育委員会単位で設置されているのは何件で、今後も進めていくためのプランはあるのかお伺いします。

イ、50人以上の学校での実施状況を伺います。

(3)、全国学力テストについてお伺いします。

ア、第2回目の学力テストの結果と教育長の見解を

伺います。

イ、前年度の学力テストをどう分析し今年度も参加するに至ったのか、教育長の見解をお伺いします。また、今後も参加するののかどうかについてもあわせてお尋ねいたします。

(4)、幼稚園の教育環境の整備について。

本県の幼稚園の就園率は、全国57.6%に対し81.6%と全国一高く、就学前の専門性が要求されるだけに教育の整備が求められています。

ア、県内の幼稚園教諭の4割から6割が非常勤教諭である状況を県はどう認識し、対策を考えているのか伺います。

イ、質の高い、そして職員を定着させるために臨時職員の待遇改善と正規採用が求められています。県の対処策をお尋ねいたします。

4、医療・福祉行政についてお尋ねいたします。

公立病院改革ガイドラインで公立病院の果たすべき役割の明確化が求められていますが、公立病院の公的役割は重要であり、収益が悪いことで医療を判断するのではなく、時間をかけて議論を深め精査していく中で、経営形態の見直しが必要であれば改めていき存続していくことが大事だとの観点に立って次のことを質問します。

(1)、公立病院を法人化したとき、これまで県立病院が担ってきた救急医療体制、医師の研修制度、離島医療機関への支援策にどう対処できると考えていますか。

(2)、これまで県立病院が果たしてきた役割について伺います。また、それをどう評価しているのか。

9月23日付で精和病院の民営化が報じられていました。8月に実施したアンケート調査で「精和病院の役割は何か」の設問に対してどう回答が寄せられているのか。そして今後の役割にどう期待しているのかについての回答も開示してください。

(3)、県民の命や健康を守るため、医師、看護師不足の対応は緊急を要します。現状はどうなっているのか。

5、産地偽装・食の安全についてお尋ねします。

(1)、沖縄のブランドであるマンゴーが産地偽装されて販売されていたことについて、農水部での販路チェックはなされていたのか。マンゴーに限らず他の農水産物についてもチェック体制はとられていたのか。今後の対策についても伺います。

(2)、事故米・カビ毒・農薬汚染米が県内で流通されていないか調査はしたのか、結果はどうだったのか、対策はこれからどうしていくのかについてお尋ねいた

します。

6番目の原油高騰による対策については削除します。

7番目の我が会派の代表質問と関連してお尋ねいたします。

仲村未央議員に対しての知事の答弁で、まず1点目として県議会の議決についてですが、知事はこのようなことをおっしゃっていました。議員も知事も県民の直接選挙によって選ばれ、それぞれ独立・一定の権限を執行すること、そして県議会の議決については、議員が議会の議決を執行し、県知事は公約を進めていく上で負託されたことを執行していく、このようなことをおっしゃっていました。

もちろん議会は議決を執行することは当然のことですが、そこで決まったことを全く無視して、知事は公約執行一筋で決議事項については検討するに当たらないということでしょうか。それでは県議会の存在そのものを否定することになりませんか。民主主義のルールはどうなるのでしょうかお尋ねします。

2点目について、普天間代替として辺野古移設が現実的であるとの知事の見解についてお尋ねします。

稲嶺前知事は、普天間の移設先は県外・国外とし、その間暫定的にヘリパッドの建設が公約でした。知事は辺野古が現実的とするが、そこに至るまでどれだけ努力したのか。またすべて物事が現実的に運ばれているのでしょうか。

現実的じゃないことが現実にあります。例えば95年の少女暴行事件が起こり、県民の怒りが頂点に達しました。そのときの抗議集会で8万5000人の県民が結集、それがきっかけとなって普天間の返還が合意されました。普天間が動くことは予想だにしていない、到底無理だとすることが多くの県民の認識でした。このときの驚きを「山が動いた」と表現されるほどでした。

今、求められているのは、これ以上の基地の強化、負担は御免ですというのが多くの県民の総意です。それにこたえたのが県議会での決議でした。知事は自分の意見と違うからと一蹴してよいものか。県民を代弁する立場で辺野古新基地建設反対の決議をひっ提げて訪米すべきであり、大きな目的とすべきと考えます。いかがでしょうか。

よろしければ、私が知事に同行して県民の代弁をしてもいいのですよ。

よろしくお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 渡嘉敷議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に、知事の政治姿勢の中で、「沖縄県の考え方」を公表した理由いかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

私は、在日米軍再編協議などこれまでの経緯を踏まえ、普天間飛行場の危険性を一日も早く除去するためには、キャンプ・シュワブに移設することが現実的な選択肢であると考えております。県民や議員各位に対し、このような私の考えを丁寧に説明しながら政策を推し進めていきたいと考えているところでございます。

「沖縄県の考え方」を取りまとめ公表した趣旨は、普天間飛行場移設問題に対する私の姿勢が県民や県議会の皆様に必ずしも十分に理解されていないのではないかと感じられたことから、移設の必要性や県の取り組み、そして今後の進め方などについて9月議会の前に公表させていただいたわけでございます。

同じく政治姿勢の中で、県議会の意思決定についてに係る御質問にお答えいたします。

6月議会で採択されました決議は、私とは普天間飛行場の問題に関する姿勢が異なっていると考えております。

今後とも、県民や議員各位に私の考えを御説明申し上げ、御理解と御賛同を得ながら政策を推し進めていきたいと考えているところでございます。

同じく知事の政治姿勢の中で、新基地建設に係る御質問にお答えしたいと思います。

県は、現在の普天間飛行場の機能の一部が移るということ、さらに既存の基地でありますキャンプ・シュワブの陸上部分を活用して建設するものであることから、新たな基地の建設とは性格が異なると考えております。

キャンプ・シュワブに建設されるのは普天間飛行場のかわりの施設であり、普天間飛行場とは別に全く新しい基地を建設するものではないと考えているところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 知事の政治姿勢のうち、補正予算にする理由についてお答えします。

補正予算として計上した理由は、ことし2月に米海兵隊員による未成年者への暴行被疑事件が発生し、その後も米軍人等による事件・事故が相次いだこと、ま

た議会においても訪米要請の必要性について議論がなされたことなども踏まえ、早期に訪米し米国関係機関等に対し地元の声を強く訴える必要があるとの考えによるものであります。

次に、普天間飛行場の危険性除去の要請についてお答えします。

県としては、普天間飛行場の危険性を放置することはできないことから、同飛行場のヘリ等の運用を極力低減し、3年をめどに危険性の除去、騒音の軽減を図ることを機会あるごとに政府に対し求めているところであります。

今回の訪米に際しても、日米両政府において十分に協議し、抜本的な改善策が講じられるよう米国側に説明し求めたいと考えています。

在日米軍再編の確実な実施についてお答えします。

訪米要請の在日米軍再編については、県民の過重な基地負担の軽減につながる海兵隊要員等の削減とグアムへの移転、普天間飛行場を含む嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還などを求めてまいりたいと考えております。

次に、基地問題のうち、米軍人私有車両の任意保険についてお答えします。

米軍人・軍属等の私有車両登録後の任意自動車保険解約の実態については承知しておりません。

県としては、交通事故被害の完全補償の観点から、平成8年のSACO最終報告に盛り込まれた米軍人・軍属等の任意自動車保険への加入を徹底すべきであると考えております。

次に、任意保険の事実確認及び対策についてお答えします。

県は、米軍関係者が私有車両登録後に任意自動車保険を解約しているとの報道について、国や米軍に対し事実関係の確認を行ったところ、承知していないとのことでありました。また、米軍においては、毎年自動車税納税の際に任意自動車保険への加入確認を行っているとのことでもあります。

事件・事故の補償の状況についてお答えします。

米軍人等による事件・事故に関する被害者補償については、公務中の場合は日米地位協定第18条第5項に基づき、日本政府が損害を賠償することとなっており、公務外の場合は同協定第18条第6項に基づき、原則として加害者が損害を賠償することとなっております。

沖縄防衛局によると、平成19年度の公務上の事件・事故に対する賠償金支払い実績は76件となっております。また、被害者が地位協定第18条の規定により補償

が受けられない場合、これを放置することは社会通念上妥当ではないとの観点から、国が救済を必要と認めて見舞金を支給する制度がありますが、この制度に基づく見舞金の平成17年度から平成19年度までの支払い実績は、県内で3件となっております。

次に、危険性除去に関するワーキングチームのメンバーと作業内容についてお答えします。

去る7月18日の第8回移設措置協議会において2つのワーキングチームの設置が合意され、8月5日に第1回のワーキングチーム会合が開催されました。

危険性除去に関するワーキングチームの構成員は、主宰者である防衛省地方協力局次長、地方協力企画課長、沖縄調整官、防衛政策局日米防衛協力課長、内閣官房参事官、内閣府政策統括官付参事官、外務省北米局日米地位協定室長、沖縄県知事公室長、返還問題対策課長、基地対策課長となっております。

ワーキングチームでは、平成19年8月に発表した報告書の現状の評価、さらなる危険性の除去、騒音の軽減等を検討することになっており、実務者同士の協議を通して具体的な危険性除去策の提案、実施につなげていきたいと考えております。

次に、3年めどの閉鎖状態の実現についてお答えします。

知事が強く主張する「3年めどの閉鎖状態の実現」については、去る7月18日の第8回移設措置協議会において町村前官房長官から、ワーキングチームで検討した結果、必要があれば米側と話し合うことは必要と考える旨の発言がありました。

去る8月5日には、第1回のワーキングチーム会合が開催されたところであり、今後の作業工程を含め実務者同士の具体的かつ率直な意見交換や検討が行われる中で、3年めどの閉鎖状態が実現できるものと考えております。

次に、辺野古移設は現実的との認識についてお答えします。

普天間飛行場のキャンプ・シュワブへの移設は、在日米軍再編協議において日米両政府が合意したものであります。また、建設位置について調整すべき点が残っておりますが、地元名護市や宜野座村も基本合意した案であります。

したがって、県としては普天間飛行場の一日も早い危険性の除去のためには、名護市のキャンプ・シュワブへ移設することが現実的な選択肢であると考えております。

次に、我が党代表関連で、知事は訪米し議会決議の内容を要請すべきではないかという質問についてお答

えいたします。

6月議会で採択された決議は、県とは普天間飛行場の問題に関する姿勢が異なっており、訪米の際に決議の内容を要請することは考えておりません。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 得津八郎君登壇〕

○警察本部長（得津八郎君） 米軍絡みの事件・事故で不起訴になった事例の把握状況についてお答えいたします。

県警察においては、個々の事件・事故について主要な捜査を行った後、国の機関である検察庁に対して事件送致を行っております。

事件送致を受けた検察庁において行った起訴・不起訴の処分結果につきましては、事件送致を行った警察署に後日通知されることとなっております。

したがって、処分結果については県警察として把握しているところでございますが、検察庁が行った処分結果について県警察がお答えする立場にありませんので、御理解願います。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは教育行政についての御質問で、30人学級の来年度の実現についてお答えいたします。

30人学級につきましては、平成20年度公立小学校1年生において少人数学級実施により、全280校中約76.1%の213校が1学級当たり30人以下の学校となっております。

未実施の学校につきましては、余裕教室の不足等実施条件に満たなかったことが理由となっております。

来年度の実施につきましては、施設が整った学校を中心に対応してまいりたいと考えております。

次に、30人学級の今後の計画についてお答えいたします。

今後の計画につきましては、30人学級制度設計検討委員会において、定数の確保並びに市町村教育委員会との連携による学校施設の条件整備等について検討しているところであります。

次に、衛生委員会の設置及び実施状況について一括してお答えいたします。

労働安全衛生法では、学校ごとの安全衛生管理体制の整備が義務づけられており、50人以上の学校においては衛生委員会を設置することとなっております。

市町村立学校における衛生委員会の設置状況につき

ましては、平成20年5月1日現在で対象校11校のうち3校に設置されており、現在未設置の学校につきましても、当該市町村教育委員会において体制整備に向けて準備を進めているところであります。また、7市村においては安全衛生管理規程等が新たに整備されるなど、市町村においても徐々に労働安全衛生管理体制が整備されつつあります。

県教育委員会としましては、安全衛生管理体制の整備に当たっては、何よりも市町村教育委員会の指導力の発揮が不可欠であると考えており、今後とも市町村教育委員会に対し積極的に指導助言をしてまいりたいと考えております。

次に、全国学力テストの結果についてお答えいたします。

平成20年度全国学力・学習状況調査が、4月22日に小学校では6年生を対象に国語、算数で、中学校では3年生を対象に国語、数学で実施されました。

調査結果は8月29日に公表され、本県は昨年度に引き続きすべての教科で全国最下位となっており、厳粛に受けとめております。

調査結果を昨年度と比較しますと、8教科中6教科で全国平均との差が縮まり、全国の約2倍あった無解答率も1.3倍と改善しております。これは、各学校の先生方の声かけや励ましで児童生徒が最後まで粘り強く頑張ったことが功を奏し、その差が縮まったものと考えております。

また、生活や学習に関する意識調査においては、将来の夢や希望を持っている、いじめはどんな理由があってもいけない、国語、算数・数学の授業で学習したことは、将来社会に出たときに役立つなどの項目で肯定的な回答が全国平均を上回り、本県児童生徒の前向きで素直な姿がうかがえます。これらについては児童生徒の学力向上の基盤となる力ととらえており、今後の学力向上対策を推進する上での重要なポイントであると考えております。

次に、全国学力テストの結果と今後の参加についてお答えいたします。

前年度の全国学力・学習状況調査の結果から、知識・技能の活用力を見るB問題で全国との差が大きいことや、生活実態調査と各教科の成績から、基本的な生活習慣が確立されている児童生徒ほど成績が高くなる傾向がうかがえました。その後、検証改善委員会の提言を受けて「確かな学力の向上」支援プランを策定し、知識・技能を活用する力を育てるための授業改善や「学習を支える力」として家庭学習の習慣化と質の向上などを各学校へ周知してまいりました。

文部科学省が実施主体である全国学力・学習状況調査への参加につきましては、市町村教育委員会の主体的判断によるものであります。

県教育委員会としましては、各市町村や学校が全国的な状況との関係においてみずからの教育及び教育施策と課題を把握し、その改善を図るために全国学力・学習状況調査への参加は必要であると考えております。

次に、臨時的任用教諭の任用状況及び待遇改善について一括してお答えいたします。

公立幼稚園における教諭等の配置やその処遇につきましては、設置者である市町村が行っております。

平成20年9月の県教育委員会での調査結果では、県内の公立幼稚園243園における正規採用職員は551人で、そのうち休職者は51人、また臨時的任用教諭は235人となっております。

県教育委員会としましては、全国都道府県教育長協議会を通して、地方交付税措置の充実などを関係省庁に要請するとともに、幼稚園教諭の任用に当たっては、その給与費等が地方交付税で措置されていることを踏まえ、今後とも市町村に対し適切な対応について助言してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 医療・福祉行政についての御質問の中の、県立病院を独法化した場合の救急医療等に対する支援についてにお答えします。

県立病院の経営形態につきましては、沖縄県医療審議会に県立病院のあり方検討部会を設置し、地方独立行政法人化も含め検討を行うこととしております。

県としましては、同検討部会の審議結果を踏まえ適切に対処してまいります。

なお、地方独立行政法人法では現行の地方公営企業と同様に、法人が行う救急医療及び離島診療所の運営等に要する経費につきましては、法人の設立団体である地方公共団体が負担するものとされております。

続きまして、県立病院が果たしてきた役割とその評価についてにお答えいたします。

本県におきましては、保健医療圏ごとに中核となる県立病院が整備され、救急医療を初めとして県立病院が地域医療の確保に中心的な役割を果たしてきました。また、県立病院は本土復帰前から医師の卒後臨床研修に取り組み、今日まで700人を超える医師を養成し、その多くが県内の医療機関に定着したことから、全国的に医師不足が社会問題となる中で、民間医療機

関を含む県内の医師充足に大きく貢献してきました。

現在においても県立病院は、救急、小児、周産期などの不採算医療で地域の中核となるほか、高度・特殊医療や離島・僻地における一般医療の提供等を担い、本県における地域医療の確保に重要な役割を果たしていることを認識しております。

精和病院のあり方での検討のお話があったんですけれども、これに関しましては用意しておりませんので、次に申し上げたいと思います。

なお、9月22日の第2回部会では各病院長からの意見聴取が行われております。経営形態の討議はありませんでした。今後討議されると思います。

続きまして、医師、看護師の現状についてにお答えいたします。

本県の平成18年末現在における人口10万人当たりの医師数は216.7人で、全国平均の217.5人とほぼ同水準となっております。

圏域別に見ると、南部圏域が257.5人と最も多く、次に北部178.6人、中部176.4人、宮古166.7人、八重山161.5人となっております。

課題としましては、離島診療所におけるプライマリケア医の確保と、離島などの県立病院における産婦人科や脳神経外科等の専門医の確保となっております。

このため、県では、県立病院（北部・中部・南部）で後期臨床研修事業を実施し専門医等の養成を行っているほか、自治医科大学への学生の派遣を行っております。また、平成19年度から新たに離島・へき地ドクターバンク等支援事業を実施し、県内外の医療機関等からの医師確保を図るとともに、医師修学資金等貸与事業を実施し、離島医療に意欲を持つ医師の養成を進めているところであります。

次に、看護師についてですけれども、平成17年に策定しました第六次看護職員需給見通しによりますと、平成22年の需要数1万7210人に対し、供給数は1万6516人で、694人の看護職員不足が見込まれております。

本県の看護職員養成数は、平成19年度は640人でありましたが、平成20年度には定員80人のぐしかわ看護専門学校3年課程が設置され、平成21年度には那覇看護専門学校及び浦添看護学校においてそれぞれ定員80人の3年課程が新設される予定であり、本県の看護職員養成数は720人になる見込みであります。また、沖縄県看護協会による平成18年度の看護職員施設調査では、看護師の離職率は約16%となっております。

県としましては、離職防止のための各種講習会を開

催するとともに、看護職離職者の復職支援事業を実施するなど、看護師の確保と離職防止に努めていく考えであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 護得久友子さん登壇〕

○農林水産部長（護得久友子さん） 産地偽装・食の安全についての御質問で、農林水産物のチェック体制と今後の対応についての御質問にお答えいたします。

県内における農林水産物の流通は、中央卸売市場や県漁連市場等を経由する販売、直売所での販売、産直による量販店での販売、インターネットによる通信販売など多種にわたっております。

県では、食品表示について巡回指導の実施、食品表示110番の設置、食品表示ウォッチャーの配置など監視体制を強化しているところであります。

今回の偽装問題を受け事業者等に対し、法令遵守の徹底を図るよう注意喚起文書を発出しております。また平成20年8月22日に県庁内において、食品表示に関する部局連絡会議を設置し、再発防止に向け連携強化を図っているところであります。

J Aおきなわ及び沖縄協同青果においては、生産者証明書を発行し、宮古島市では宮古地区青果物流通対策推進協議会を設置するなど産地偽装対策に取り組んでいるところであります。

今後とも関係機関と連携し、監視を行い、食品表示の適正化を図ってまいります。

同じく、産地偽装・食の安全についてで、事故米の県内流通と調査結果と対策についてにお答えいたします。

事故米、いわゆる汚染米の流通については、農林水産省により各地方農政事務所を通じて全国的な調査が行われております。その結果、現時点で事故米の不正転売にかかわった企業は26都府県、約390社が公表されておりますが、その中に沖縄県内の流通業者等は確認されておられません。

県としては、国等から情報を収集し対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 渡嘉敷喜代子さん。

〔渡嘉敷喜代子さん登壇〕

○渡嘉敷喜代子さん 再質問します。

何となくさりと流されたような気がしていかななものでしょうかという思いがするんですけれども、まず知事の訪米についてですけれども、米軍再編で普天間移設もパッケージであるということは知事はもう認

めていますよね。そういうことで、在日米軍再編の確実な実施とは辺野古への新基地建設も含まれるということは明らかです。

ところが、これまで代表質問に対しての答え方も、沖合移動については国内問題だから触れないと言っていますけれども、これは明らかに県内移設を前提とするわけですから、そういうことであれば政府案をそのまま進めていいですよということで、訪米で申し上げることになるのでしょうか。そのことをしっかりとお答えいただきたいと思います。

ちょっと休憩してください。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時5分休憩

午後2時5分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○渡嘉敷喜代子さん 次、基地問題についての1番目の件ですが、先ほどの(1)ですけれども、県警に答えていただきましたけれども、やはり県民の人権を守る立場から不起訴の事件の内容とか背景ということは県としては当然把握すべきことだと思います。これまで本当に把握していなかったのか、そして国にその資料の提示も求めていなかったのか、これからどうするのかそのあたりをお答えいただきたいと思います。

それから教育長、全国学力テストについてですけれども、確かに学力向上に向けての県教委やそれから現場の教師の皆さんの努力は大変評価します。

そしてテストのための学習ではないかということ、それが学力につながらないということも以前から指摘されているわけですね。今回の参加については、これは市町村が主体的に申し入れるということですが、やはり県の姿勢としてどうするのかということが一番求められていることであって、今後どうするかということを考えていただきたいと思います。

といいますのは、4月にテストが施行されてそして8月に発表されて、現場に届くのが10月ということなんです。そうすると、学習改善に本当に現場で生かされていないという声も聞こえてきます。そして子供たち自身が何にどう答えたのかわからないというような状況で、本当にこれが生かされているのかということが疑問です。

それから毎年参加することのどこにその意味があるのかということですが、沖縄の子供たちの自立心がすごく高いということを評価しているのは前回のことでよくわかることですし、今回やったからまたそれがわかったということでもありません。

そして自民党の内部でも5年に一度でいいんじゃない

いかと、本当にこれだけお金をかける必要があるのかというような意見も出ている状況の中で、じゃ県はどうするのかということをしかりとそのことを踏まえて考えていただきたいと思います。

この件について2点お尋ねいたします。

ちょっと休憩してください。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時7分休憩

午後2時7分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○渡嘉敷喜代子さん 先ほど答えていただきました米軍関係者の加害者による事件・事故の掌握についてですが、確認したいと思います。

平成19年が76件に対して平成17年から19年の間に3件だけ肩がわりをしたということなのか。そしてその76件のうちの何件その中に入っているのか。それから、継続していてまだ解決しない、例えば読谷のトレーラー落下についてはまだ補償もされていないということが言われていますが、この平成17年から19年の3件の中にこれが入っているのかどうか、そのあたりもお聞かせいただきたいと思います。

それから精和病院については、まだ結論を出していないというような答弁だったでしょうか。このことは9月23日に民営化というようにもう報道されているわけですね。そういう中で、そういう答弁ではちょっとおかしいですよ。本当にこのあり方検討委員会でしっかりと検討をして結論を出すということなのかどうか、そのあたりもう一度聞かせていただきたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時9分休憩

午後2時13分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲里副知事。

〔副知事 仲里全輝君登壇〕

○副知事（仲里全輝君） 基地問題についての中で、知事が訪米をする場合にキャンプ・シュワブ沿岸部への代替施設の移設についてもパッケージになっている。それも含めて訪米した場合には要請することになるんでしょと、こういう趣旨の質問だと理解して答弁をさせていただきます。

御案内のとおり、知事は本来普天間飛行場は県外に移設するのが望ましいとこういう見解でいるわけです。しかしながら、御案内のとおりこれまでのいきさつからして、もう日米合意も最終合意が取り交わされて成り立っているわけです。それに対して名護市、宜

野座村は基本合意をして受け入れを表明しているわけです。その中で大変重要なことは、これをそのまま黙って県外だ県外だと言って、なすがままに任せちゃいかんとかというのが知事の基本的な姿勢、考えなんですね。

だから、県民生活、地域住民の生活に問題がないように、自然環境に可能な限り負荷がないように、これを今求めているわけなんです。だから、やむを得ない選択肢であると、現実的に普天間飛行場であったり、その他の嘉手納から南の基地の返還を実現をする、これが基地の負担軽減に大きくつながるし、この跡利用を通してまた沖縄の振興・発展につなげようと。グアムへの兵員の移転もぜひ実現してもらって県民の過重な負担をこの際、解消してもらおうということでございまして、したがってやむを得ない選択肢であると考えているわけですから、これをあえて代替施設をつくってくれという要請をやるべきではないという認識であるし、これは事業者たる防衛省、政府に県民生活、周辺の住民生活、自然環境に可能な限り負荷を低減するように注文をつけるべき事項だとこのように理解をしているわけであります。

ぜひ御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 基地問題の中で、76件のうちに3件は含まれるのかどうかということでございましたが、76件は公務上の事件・事故でございまして、この3件は見舞金の支払いですので、一応公務外。ですから76件のうちには含まれておりません。

それから起訴の件について、県として把握すべきじゃないかということでございますが、この件については現在照会中でございます。

それから読谷村のトレーラーの件についての御質問でございますが、この件については今承知しておりませんので、後日、確認次第また回答したいと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 新聞報道につきましては、精和病院の民営化という表題があったんですが、第2回会議では検討されておりません。

ですから、今後いずれにしても経営形態につきましても、現在沖縄県医療審議会の県立病院のあり方検討部会で検討しておりますので、今後具体的な審議が行われるものと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは再質問にお答えいたします。

まず1点目が、全国学力・学習状況調査について毎年参加しなくてもいいのではないかとということで、県としての立場はどうかということでございますが、全国学力・学習状況調査の目的は、各学校が児童生徒の学力や学習状況を把握し、児童生徒への教育指導や学習状況の改善に役立てることを目的として行われているものでございます。また、昨年度、本調査から明らかになった課題について本県が取り組んできた学力向上対策の成果と課題を検証し、改善を図っていくためにも引き続き参加をすることが必要だと考えております。

2点目に、調査結果が学校の改善に生かされていないのではないかという趣旨の御質問でございますが、昨年は10月での結果の発表でございましたが、本年度は8月末に結果の発表がございまして、各学校で検証しその手だてをする時間的に十分な時間があると考えておりますので、また全国との比較におきましても集計に時間はかかるものと思いますけれども、各市町村や学校が全国的な状況との関係においてみずからの教育及び教育施策と課題を把握し、その改善を図ることは意義のあることだと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 新垣清涼君。

〔新垣清涼君登壇〕

○新垣 清涼君 皆さん、こんにち。

社大・結の会、新垣清涼です。

昨日、発足5日目の麻生内閣、中山国土交通相が辞任を表明しました。

汚染米の転売事件で農水省の調査漏れが発覚し、対応のずさんさが問われているとき、また厚生労働省はメラミン混入問題で調査に追われているとき、この国は本当に大丈夫だろうか。今まさに国民の目線で、国民のための政治を目指す政権交代を実現しなければならないときが来たなと強く思うところであります。

通告してあります一般質問を行います。

1、食品の安全についてであります。

北海道の「白い恋人」、ミートホープ、吉兆、そして今回の三笠フーズ、賞味期限や中身の改ざん、偽装などが次々と発覚し、何が安全な食べ物なのか私たち国民の食の安全が脅かされています。

問題になっている汚染米や中国産乳原料製品は県内にも流通していないか心配をしていましたら、9月27日の新聞報道で「丸大四商品からメラミン・沖縄にも

流通」と県内にも流通していたことが明らかになりました。新聞報道によれば人体に被害を及ぼすほどの量ではないとのことですが、これもまた疑問があります。

現在までに健康被害の届け出はありましたでしょうか。

そして県内の加工食品の安全性はだれが、いつ、どのように検査をし、県民に安心して口に入れてもらえるように保証されていますか。

けさの新聞を見ると、またまた「賞味期限切れ販売」という見出しで「スーパーかねひで ラベル重ね張り」というのが出ております。こういうふうに新聞で報道されているにもかかわらず、県内でこういうことが起きる。まさに食の安全を預かっている現場の意識の低さが問われているところであります。

ウチナームンとして市場での評価もされていたマンガーや海ブドウに産地偽装がありました。県民の一人として大変残念でなりません。

なぜこのようなことが起こったのか、許したのか。県産品のトップセールスマンとして知事の御所見を伺います。

その他の食品、県産品に偽装や不正はありませんか。調査はされているでしょうか。県はどのような対応をされておりますか。

再発防止策としてどのような取り組みがされ、今後どのような取り組みが必要だと考えておられますか。

食の安全を守り、安心するためには食料の自給率を高める取り組みも必要であると思います。その取り組みはどうなっていますか。

次に、河川の安全についてであります。

これまで県内でも河川での事故や大雨による増水被害がたびたび発生しています。台風13号による被害もありました。また、現在発生中の15号の被害も大変心配されるところであります。

(1)、河川の安全パトロールはどれだけの期間でどのような体制で行われていますか。

私たちの近くにある河川には常に関心を持ち、自然環境を大切にする意味でも保全と活用に努めたいものだと考えています。

そこで伺います。

(2)、市民の憩いの場所、災害防止の観点からも親水性のある河川敷が必要だと思います。現在、親水性の整備がされている河川は何力所ありますか。今後の整備計画はどうなっていますか。

(3)、上流で大雨が降り、下流での増水による事故や被害がたびたび発生しています。そのようなおそれが

あるときに下流に知らせる設備が整っている河川は何力所で、設備や対策がなされていない河川の今後の整備計画についてお伺いいたします。

(4)、県内河川の水質についてであります。先日、県内河川の水質について新聞報道がありました。汚染されている河川の水質の改善策については現在どのような取り組みがなされているでしょうか、今後の取り組み計画についてもお知らせください。

3、県民の健康と安全についてであります。

(1)、県立病院についてお伺いいたします。

今月7日の琉球新報の論壇で、沖縄県公務員医師会副会長の砂川先生は次のように述べておられます。

「厚生労働省が発表した日本人の平均寿命が女性は20年以上連続で世界一、男性も世界3位と相変わらずの長寿ぶりを示している。それは、日本人の生活習慣等に加え、国民皆保険制度による医療アクセスのよさや、医師、看護師などをはじめとする医療関係者の使命感にもとづく犠牲的努力によるところも大きかったと思います」とあります。沖縄県の長寿を支えてきたのもまさにそのような環境があったからだと考えます。

そこでお尋ねいたします。

ア、県立病院の設立意義とその役割は何だったのでしょうか。

イ、そして、医師13人、看護師92人が不足しているこの状況でその役割を果たすための体制は十分といえるのでしょうか。

ウ、県立病院は赤字経営が報じられています。中部病院で33床、南部医療センターで14床が休床中とのことです。すべての病床を稼働させることによってどれだけの収入が見込まれますか。シミュレーションはされているのでしょうか。赤字は何が原因で、その対策としてどんなことが取り組まれましたか、今後どのような取り組みをし、努力が必要だと思われますか。その見通しはどうなっていますか。

(2)、県立浦添看護学校についてお尋ねいたします。

同じように長寿の国、長寿県を確立するためには看護師の皆様の使命感に基づく犠牲的努力によるところも大きかったと思われます。

そこでお尋ねいたします。

ア、県立浦添看護学校の設立意義とその役割は何でしょうか。

イ、その経営状態はどうなっていますか。今後の運営・対策として民営化についても検討されているようですが、県立看護学校の意義・役割は達成されたとの認識でしょうか。知事の御見解をお願いします。

(3)、県立看護大学についてお尋ねいたします。

ア、県立看護大学の設立意義とその役割は何でしょうか。そしてその経営状態と今後の課題や運営方針についてお尋ねいたします。

4、教育行政についてであります。

最近、子供たちを巻き込む事件が発生しています。犠牲になった子供たちの御冥福を祈りまして、質問をさせていただきます。

(1)、子供たちが安心して生活ができるように通学路や遊び場・地域の安全、学校内の安全対策はどのようになっていますか。

(2)、文部科学省による全国学力テストの結果が公表され、残念ながら本県の学力は2年連続で最下位となりました。全国学力テストの意義は何か。税金の無駄とか検証改善サイクルの押しつけに現場では疲弊感も漂うとの指摘もあります。今後の対策はどうなっていますか。

(3)、教職員の病気休職者が増加傾向にあります。その原因と対策はどうなっているでしょうか。

(4)、子供たちの学ぶ力は学校入学以前に形成されるとの説もあります。また、市町村財政が悪化している影響で県内11市の公立幼稚園職員の40.76%が臨時職員であるとの新聞報道もあります。公立幼稚園の意義と現状及び今後の支援策についてお伺いいたします。

5番目に、基地行政についてであります。

私は、去る7月27日から8月1日まで伊波洋一宜野湾市長とともに米国ハワイに行ってまいりました。同じ宜野湾出身の渡嘉敷県議も一緒でありました。米太平洋軍司令部、ハワイ選出連邦議員などを訪ねて普天間飛行場の安全基準違反の問題などを訴え、普天間飛行場の危険性の除去と早期の閉鎖・返還を求める要請のためであります。

私たち宜野湾市民は、毎日普天間飛行場から飛び立つヘリコプターやジェット戦闘機の爆音に悩まされ、4年前には沖縄国際大学にヘリコプターが墜落してから多くの市民が恐怖感も覚えるようになりました。6月26日の「普天間基地から爆音をなくす訴訟」その裁判判決も下り、その被害が認められました。

知事は今年度内に訪米を計画されているようですが、沖縄県の実情を米国政府や連邦議会などの関係機関に伝えることが必要であると1番目に挙げておられます。

そこで伺います。

(1)、沖縄県に米軍基地が集中しているこの事態、知事の所見を伺います。

(2)、日米地位協定の抜本的な見直しについてであり

ます。

同じように、訪米目的の3番目には「日米地位協定を早急に見直しすることなどを要請する」とありますが、日本政府にも当然要請はされていると思いますが、県の見直し案に対する政府の見解はどのようになっていますか。

(3)、普天間基地のクリアゾーンの問題について知事の所見を伺います。

クリアゾーンは米国自身が作成した「普天間飛行場マスタープラン」で、同飛行場滑走路両端のクリアゾーン（土地利用禁止区域）内に建物などを建ててはならないとする米軍の安全基準であり、それが守られていません。知事の所見をお伺いいたします。

(4)、沖縄防衛局による普天間基地の場周経路調査について伺います。

沖縄防衛局が8月28日から9月3日までの間、米軍普天間飛行場周辺のヘリコプターや同基地から発着する飛行機の飛行経路調査を行いました。7日間のうち米軍は4日間も休日でありました。その3日間の調査でもかなりのはみ出し飛行が確認されています。先週の代表質問の答弁で、場周経路の改善では危険性の除去は実現できない旨の答弁をされています。

市民の安全が確保されるためには何が求められていますか。

6、観光行政についてであります。

(1)、「観光まちづくり支援事業」として、今県はどのような取り組みを行われていますか。

(2)、宜野湾市の西海岸地域は「沖縄観光のメインコア」としての位置づけがされていると思います。今後の整備計画はどうなっていますか。

(3)、宜野湾港マリーナ前の干潟は海洋生物の宝庫だと言われています。親水性のある護岸整備計画はあるのでしょうか。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 新垣議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に、食品の安全に係る御質問の中で、産地偽装の再発防止などに係る御質問にお答えいたします。

マンゴーなどの産地偽装を防止するためには、事業者等による法令遵守の徹底が重要と考えております。県では、今回の偽装問題を受け、事業者などに対し注意喚起文書を発出いたしますとともに、平成20年8月22日に「食品表示に関する部局連絡会議」を設置し、

再発防止に向け連携強化を図っているところでございます。また、「JAおきなわ及び沖縄協同青果におきましては、生産者証明書を発行し、宮古島市におきましては「宮古地区青果物流通対策推進協議会」を設置するなど産地偽装対策等に取り組んでいるところでございます。

今後とも、関係機関と連携をし監視をいたしますとともに、食品関連事業者等を対象とした講習会を開催するなど食品表示の適正化を図ってまいりたいと考えております。

同じく食品の安全に係る御質問の中で、食料自給率を高める取り組みについての御質問にお答えいたします。

沖縄県としましては、食料自給率の向上を図るため、農林水産業振興計画に基づき、第1に、おきなわブランドの確立と拠点産地の形成による生産供給体制の強化、第2に、輸送コストの低減や地産地消など流通・販売・加工対策の強化、第3に、経営感覚にすぐれた担い手の育成や多様な新規就業者の育成確保、そして第4に、省力化に向けた農林水産技術の開発・普及、第5に、農業用水源の確保やかんがい施設等生産基盤の整備などによりまして、持続的農林水産業の振興と多面的な機能を生かした農山漁村の振興を図ることといたしております。

今後とも、沖縄県農林水産業の生産振興と食料自給率の向上に向け、総合的に諸施策を推進してまいり所存でございます。

次に、観光行政に係る御質問の中で、観光まちづくり支援事業についての御質問にお答えいたします。

沖縄県の観光が持続的に発展していくためには、魅力ある観光まちづくりが不可欠であることから、沖縄県としましては各地域の主体的な取り組みを促進及び支援することを目的とし、平成19年度から「観光まちづくり支援事業」を実施いたしております。平成20年度は「沖縄県観光まちづくり指針」に基づきまして、市町村そして関係団体、事業者等との意見交換会を実施し、観光振興の方向性及び課題等を確認いたしますとともに、今後の取り組み等につきまして協議を行っているところでございます。

庁内におきましては、「沖縄県観光・リゾート・コンベンション推進本部」の6つの専門部会で広域的な課題の解決に向けた検討を行っております。また、観光まちづくりを推進する観点から、持続可能な観光地づくり支援事業におきまして、市町村が行う観光資源の保全及び持続的な活用に関する計画の策定、そして観光地におけるシャワー等の環境配慮型利便施設の整

備について助成をしているところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 食品の安全についての御質問の中の、県内における中国産乳原料製品等の流通状況と健康被害についてにお答えいたします。

今回問題となっている中国産乳原材料によるメラミン混入のおそれがある6品目のうち、県内では一般用「グラタンクレープコーン」については、4月中旬までスーパーなどで販売されていましたが、それ以降の流通販売はありません。しかし、業務用「クリームパンダ」については、病院や老人保健施設などの59施設に8380個納入されたことが確認されております。

事業者から国への報告では、そのほとんどが喫食されておりますが、残品の使用の中止と自主回収を行っているとのこととあります。

また、当該事業者を所管する自治体での検査結果でメラミンが検出されたため、3品目について食品衛生法違反で回収命令の処分が出されております。

現在のところ、当該商品による県内での健康被害の報告はありません。

なお、汚染米については、国からの情報によると、本県における流通は確認されておらず、健康被害も報告されてございません。

続きまして、食品の安全性についてにお答えいたします。

食品の安全性については、輸入食品の場合は国の検疫所において、禁止されている農薬や添加物についての書類審査及び検査等により、合格したものに限り国内への流通を認めております。そして、県内で流通する加工食品の安全性については、沖縄県食品衛生監視指導計画に基づき、保健所等で計画的に検査及び監視・指導を実施し、違反食品の排除に努めております。

しかしながら、食の安全・安心を揺るがす事件・事故が相次ぐことから、県としましても、国の検疫所等関係機関との連携や情報の共有化によりさらなる検査及び監視体制の強化に努めたいと考えております。

続きまして、県民の健康と安全についての中、浦添看護学校の設立意義と役割についてにお答えいたします。

県立浦添看護学校は、本県における准看護師を看護師に養成する進学課程として、昭和52年度に設立いたしました。その後30年余が経過しており、進学課程を

置く養成校としての一定の役割は果たしたものと考えておりますが、現在では看護師不足への対応が課題となっております。

県としましては、浦添看護学校に新たに3年課程を設置するとともに、県内で唯一准看護師の進学課程を有する養成校として存続させ、看護師の養成を図っていきたいと考えております。

続きまして、浦添看護学校の経営状態と運営方針についてにお答えいたします。

浦添看護学校は、平成17年度まで財団法人医療福祉センターに運営管理を委託しておりましたが、平成18年度から県が直接管理運営しております。

本年度の人件費、運営費、施設整備費に係る歳出予算は2億7998万9000円であります。授業料、入学試験料、使用料等の歳入予算は1676万9000円であり、差額の2億6322万円を県の一般財源から充てております。

今後の運営方針につきましては、平成21年度から定員80名の3年課程を新設し、既存の2年課程とあわせて看護師の養成を図ることとしております。

なお、県は、民間にできることは民間へとの方針に基づき、准看護師の進学課程と3年課程の存続を条件に浦添看護学校を民間に移譲する計画であります。

県立看護大学の設立意義と役割についてにお答えいたします。

県立看護大学は、医療の高度化・専門化、人口の高齢化や疾病構造の変化、県民意識の高まりなどを背景に、高度で専門的な看護職者の養成ニーズにこたえるために、平成11年度に設立いたしました。

県としましては、今後とも県立看護大学において看護の実践と学術発展に寄与するとともに、県民の健康と安全に対するニーズにこたえ得る質の高い看護職者の育成を図っていく考えであります。

同じく看護大学の経営状態と運営方針についてにお答えいたします。

平成20年度の県立看護大学の予算については、人件費、運営費、施設整備費等の歳出予算が7億4032万5000円であります。また、授業料、入学試験料、国庫支出金、財産収入等の歳入予算は2億4518万円であり、差額の4億9514万5000円を一般財源から充当しております。

県は、県立看護大学の運営に当たり高度化・専門化する医療環境に対応するため、平成16年度に大学院を設置しました。また、医療従事者の不足への対応が課題となっている産科に対応するため、今年度より別科助産専攻を設置いたしました。

県としましては、今後とも質の高い看護職者を養成

するとともに、高齢社会を迎えつつある離島地域の現状等を踏まえた人材の育成も図っていく考えであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 護得久友子さん登壇〕

○農林水産部長（護得久友子さん） 食品の安全についての御質問で、マンゴーや海ブドウ以外での産地偽装についてにお答えいたします。

県では、食品表示の適正化を図るため、国等と連携し監視を行っており、産地偽装などJAS法に違反する行為を確認した場合は、事業者等に対し適正に表示するよう指導しているところであります。

また、年間を通じて小売店等に対する巡回調査や食品表示ウォッチャーを配置するなど監視を行っております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君） 河川の安全性についての御質問の中の、河川の安全パトロールについてお答えいたします。

河川の安全パトロールは、河川のはんらん防止や水難事故防止などを目的として、浸水危険箇所や河川管理施設の状況などを確認するために行うものであります。

具体的には、梅雨及び台風前後や豪雨通過後のパトロールを実施しております。また、河川の安全で適切な利用を促進するため、毎年7月の「河川愛護月間」や、その他地域自治体や住民からの通報がある場合などに随時パトロールを実施し、必要に応じて堆積土砂などの除去や管理施設の補修などの対策を講じております。

続きまして、親水性のある河川敷が整備されている河川の数及び今後の整備計画についてお答えします。

沖縄県の管理する二級河川は50水系74河川あり、これまで12河川の整備が完了し、現在は25河川で整備を進めております。

親水施設は、川へのアクセス路、遊歩道、親水護岸などの人と川との触れ合いの場を創出することを目的として設置しており、県内の主要な34河川で整備しております。

今後の親水施設の整備計画については、地域住民などの意見を反映させながら策定していく予定であります。

続きまして、大雨時の警報装置などの設置状況と今

後の整備計画についてお答えします。

近年、全国的に局地的な集中豪雨が多発し、河川の急激な水位上昇による水難事故が発生しております。そのため、県では、河川の急激な増水の危険性を周知するための啓発看板を18河川に設置しております。また、携帯電話等を使って雨量や水位情報を入手できる看板を44河川に設置しており、さらに治水ダムのある12河川については、サイレン等の警報装置を整備しております。

今後、より一層の安全性を確保するために、主要な親水施設のある箇所には赤色回転灯などの警報装置の設置も検討していく予定であります。

続きまして、観光行政についての御質問の中の、宜野湾港マリーナ前の親水性のある護岸整備計画についてお答えします。

宜野湾港マリーナ前は干潟を形成しており自然環境が保全され、干潮時には一般市民が潮干狩り等を楽しんでおります。

また、宜野湾マリーナ前には既にマリーナの防護機能を確保するため防波堤が整備されております。当該地域への出入りについては、隣接するトロピカルビーチ側から可能であることから、新たな親水性護岸の整備については現在計画をしておりません。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 河川の安全性との関連で、汚染度の高い河川の改善策についてお答えをいたします。

県では、公共用水域の水質汚濁の状況を継続的に監視するため、毎年度、水質測定計画を策定し、当該計画に基づいて25河川の水質測定を実施しております。

河川水質の汚濁については、畜舎等の事業場排水と家庭からの生活排水が大きな要因となっておりますが、事業場における排水処理の向上や小規模な畜舎の減少、また、下水道の整備普及等により全体的に水質の改善が進んできております。しかしながら、報得川、雄樋川、牧港川においてはなお水質が悪い状況にあり、県では市町村等と連携し水質の向上に取り組んでいるところであります。

事業場排水対策につきましては、計画的に立入調査を行っておりおおむね良好な状況にありますが、適切でない事業場に対しては、施設の維持管理等の改善指導を行っております。

また、市町村における生活排水対策については、生活排水対策普及啓発モデル事業の実施や、合併浄化槽

などの生活排水処理施設整備への指導助言や支援に努めております。

県としては、今後とも市町村、関係機関等と連携し、良好な水環境の保全に努めていく考えであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 知念 清君登壇〕

○病院事業局長（知念 清君） 県民の健康と安全についての、県立病院の設立意義と役割についてお答えします。

県立病院の役割は、民間医療機関で対応の困難な医療の提供、圏域の地域特性や医療機能を踏まえた医療の提供、その他公的医療機関として担う必要がある医療等を提供することにあると考えております。

また、当該役割を踏まえ、県立病院は救命救急、周産期医療等の高度医療、重症精神障害者医療等の特殊医療、小児及び離島医療等の不採算医療、地域で不足する一般医療の提供等地域医療の確保、医師など医療従事者の養成確保といった機能を担っております。

続いて、役割を果たすための体制についてお答えします。

医師及び看護師等一部の職において欠員を生じるなど人的体制において不十分な面があるほか、平成19年度末現在で約216億円の累積欠損金を抱えるなど、経営面でも大きな課題があると考えております。

今後、改革プランの策定を通して各圏域において必要な医療を安定的かつ継続的に提供していくことのできる体制を築き上げてまいりたいと考えております。

続きまして、県立病院の赤字の原因とその対策及び見通しについてお答えします。

県立病院の赤字は複合的な要因によるものと考えております。

1つ目に、近年、診療報酬の改定が低率で推移していること、2つ目に、国の総医療費抑制政策による医療費の個人負担増加等の影響により患者数が減少傾向にあること、3つ目に、民間医療機関の機能が充実してきたことにより県立病院の患者数が減少傾向にあること、4つ目に、復帰後、短期間に県立病院施設の整備を図ったことに伴い、減価償却費が増嵩したこと、5つ目に、給与費において離島・僻地に勤務する場合の特地勤務手当などで他県に比べて給与費の割合が高くなることなどによる影響が挙げられます。

このため、まず収益増については、地域医療連携機能の強化による急性期患者の確保、診療報酬の各種加算の取得、診療報酬取り漏れ防止、病床利用率の向

上、未収金の発生防止と回収強化などの取り組みを行っております。また、費用面においては、診療材料費縮減プロジェクトの推進、薬品等の一括購入による廉価購入の推進など、経費節減に努めております。

このような経営改善の取り組みを継続するとともに、今年度策定する「公立病院改革プラン」において経営の効率化を図ることにより、平成23年度末までに各病院における経常黒字化を実現することとしております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは、教育行政についての御質問で、学校の安全対策についてお答えいたします。

子供たちが安心して学校生活ができるよう学校における安全確保を図ることは、極めて重要なことだと考えております。

各学校では、子供たちの安全対策として、地域安全マップの作製、案内板の設置、教職員による声かけ対策や校内巡視など、学校独自の危機管理マニュアルを作成し、緊急時の連絡体制の整備等の充実を図っております。

また、地域では、地域の子は地域で守るという観点から、PTAや地域ボランティア及び関係機関が連携し、安全パトロール隊やスクールガード隊を組織するなど、児童生徒の安全確保の充実に努めているところであります。

県教育委員会としましては、今後とも学校安全についての教職員の危機意識の高揚を図るとともに、危機管理の徹底に努めていきたいと考えております。

次に、全国学力テストの意義と対応策についてお答えいたします。

全国学力・学習状況調査は、全国的な状況との対比において各市町村教育委員会・学校がみずからの状況を把握し、指導改善のための資料として用いるために必要なものだととらえております。

県教育委員会としましては、全国学力・学習状況調査の結果を踏まえ、これらの課題改善に多様な視点から取り組むため、外部有識者による学校改善評価検討委員会を早期に立ち上げてまいります。8月には教育庁内に学力向上推進プロジェクトチームも立ち上げたところであり、全国学力・学習状況調査の分析・検討、学力向上主要施策の見直し、わかる授業づくりを中心とした教員研修の実施などを考えております。

また、本県の小中学校教員の授業力向上を図り、児

童生徒一人一人にわかる授業を再構築するため、文部科学省の学力調査官等による示範授業と授業研究会の実施など、授業改善に取り組んでまいります。

さらに、先進県の視察・調査及び秋田県との人事交流を通して本県教師の指導力、授業の質の向上を図ってまいります。

県教育委員会としましては、今後の学力向上対策の取り組みの充実を図るとともに、学校、家庭、地域が一体となった県民総ぐるみの学力向上対策を強力に推進してまいりたいと考えております。

次に、教職員の病気休職者数の増加原因と対策についてお答えいたします。

教職員の病気休職の増加原因は複合的であり一概には言えませんが、加齢に伴う疾病や生活習慣病等の増加及び教職員の職務が数量化しにくい業務であり、多様な人間関係や高い倫理観が求められるなど、職務の特殊性も影響しているものと考えられます。

教職員の健康管理につきましては、人間ドック受診の推奨、産業医やスクールカウンセラーの配置、管理職を対象としたメンタルヘルス研修会を実施するとともに、医師による健康相談、教職員の悩み相談事業等を行っているところであります。

また、教職員の職場環境の充実を図るため、学校においては衛生委員会を設置するなど、労働安全衛生体制の確立に努めております。

県教育委員会としましては、今後とも教職員の健康の保持増進を図り、信頼関係に満ちた明るい職場環境づくりを目指し、個々の実情に応じた職場支援体制の充実に努めてまいります。

次に、公立幼稚園の意義と現状及び今後の支援について一括してお答えいたします。

幼稚園教育は義務教育及びその後の教育の基礎を培う上で重要であり、国においては幼児教育の重要性にかんがみ、教育基本法などの法令の改正や「幼児教育振興アクションプログラム」の策定によりその充実を図っております。

本県では、公立幼稚園が全県幼稚園278園のうち243園を占め、幼稚園教育の中心的役割を担っております。また、就園率は81.6%で全国一高くなっております。さらに、公立幼稚園のほとんどが小学校に併設されており、幼小連携が緊密に行われております。

平成20年9月の県教育委員会での調査結果では、県内の公立幼稚園243園における正規採用職員は551人で、そのうち休職者は51人、また臨時的任用教諭は235人となっております。

県教育委員会としましては、全国都道府県教育長協

議会を通して地方交付税措置の充実などを関係省庁に要請するとともに、幼稚園教諭の任用に当たっては、その給与費等が地方交付税で措置されていることを踏まえ、今後とも市町村に対し適切な対応について助言してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 基地行政のうち、米軍基地の集中についての御質問にお答えします。

戦後63年を経た今日においても全国の米軍専用施設面積の約75%が本県に集中し、県土面積の約10%を米軍基地が占めております。基地の多くが県民の住宅地域に接していることから、計画的な都市づくり、交通体系の整備など沖縄県の振興開発を推進する上で大きな制約となっております。

沖縄における基地問題は基地が集中する沖縄県だけの問題ではなく、我が国の外交や安全保障にかかわる全国的な問題として政府全体で考えるべき問題であると考えております。

県としては、今後とも、日米両政府に対し基地の整理縮小や負担軽減等についてあらゆる機会に働きかけてまいります。

次に、日米地位協定の見直しについての御質問にお答えします。

政府は、日米地位協定については、米軍及び在日米軍施設・区域をめぐるさまざまな問題を解決するためには、その時々の問題について地位協定の運用の改善によって機敏に対応していくことが合理的と考えているとしております。

普天間基地のクリアゾーンの問題についての御質問にお答えします。

米国防総省が作成した「航空施設周辺地域の土地利用に関する指針」、いわゆるA I C U Zは、航空機の運用と整合性のとれた土地利用を推進すること等により、航空施設と周辺地域社会との整合性を達成することを目的とするプログラムであります。

クリアゾーンとは、A I C U Zにおいて滑走路の端から延長線上に沿って設定された区域で、航空機事故が起きる可能性が最も高く、原則開発が禁止されています。

A I C U Zは、米国内において都市計画当局に対して示されたガイドラインであり、原則米国外においては適用されないと認識しております。

次に、沖縄防衛局による場周経路調査についてお答えします。

防衛省は、去る8月28日から9月3日までの間、飛行航跡調査を実施しており、来年度も相当期間の調査を予定しているとのことであります。

県としては、普天間飛行場の場周経路等の客観的データを把握し、評価することは重要なことであると考えております。

危険性の除去や騒音の軽減を図るためには場周経路の調査にとどまらず、さらなる抜本的な対策を検討していく必要があると考えております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 観光行政に関する御質問の中で、宜野湾市西海岸地域の今後の整備計画についての御質問にお答えします。

宜野湾市の西海岸地域は、「沖縄トロピカルリゾート構想」の中でメインコアとして位置づけられておりましたが、観光関連施設の整備促進については、沖縄振興特別措置法に基づく観光振興地域制度の活用により可能であることから、国及び市町村との協議の上、平成20年3月に同構想を廃止したところであります。

現在、当該地域は、観光振興地域制度に基づき「宜野湾西海岸地域」として指定されており、ことしの4月に宜野湾マリン支援センターが供用開始されたほか、ボウリング場、リゾートホテル、健康保養型宿泊施設等の整備が計画されていることから、今後とも観光関連施設の立地が進むものと見込まれております。

沖縄県としましては、第3次沖縄県観光振興計画の中で、同地域をにぎわいのある都市型リゾートコンベンション拠点として整備促進することとしております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 新垣清涼君。

〔新垣清涼君登壇〕

○新垣 清涼君 産地偽装についてであります。他の地域でおよそ半分、50%ぐらい製品として仕上げ、あるいは育てたものを県内に移入して商品として完成したもので、こういうのは県産品としての表示が可能なんでしょうか。よその地域である程度完成させてそれを県内に移入して、そこで商品として販売する場合、これは県産品としての表示が可能なんでしょうか。あるいはその基準、品目ごとにあるかと思いますが、あれば示していただきたいと思います。

それから、マンゴーやゴーヤーなどは地球温暖化のせいなんでしょうか、産地が北上して拡大しているようです。やはり地産地消を推進するためにも農業のさ

らなる振興策が求められていると思います。農家はいろいろと研究されていると思いますし、また先ほどの説明でもいろいろ対策をとられているようですが、やはり沖縄の特産品としての商品としての差別化、成分分析での優位性、あるいは安全性をしっかりと研究してそれを示していただきたいと思うんですが、その役割は公的な機関としてあるのでしょうか、教えていただきたいと思います。

それから看護学校、病院の医師、看護師の件についてですが、我が会派の比嘉京子議員からも提案がありましたように、県立病院の看護師不足の解消にはやはり県の政策として浦添看護学校に卒業後のある時期、県立病院で働くことを義務づける枠を設ける、そういう制度が必要だと思います。

また、医師不足の解消についても、先ほど奨学金制度がある、取り組んでおられるような説明でしたけれども、琉大の医学部に卒業後に県立病院で働くことを義務づけた、県内からの生徒を募集して送り込むという制度も、以前の国費制度みたいな形で政策としてぜひ取り組んでいただきたいと思います。知事の御見解をお願いします。

次に、学校現場からの声ですけれども、教育長、現場から、改善をするためのそういうプログラムに追われて、子供たちと接する、あるいはかかわる以外の仕事で忙しいんだという声もあるわけです。そういう意味では、全国学力テストに毎年参加するのではなくて、数年置きに参加をして、あるいは国に対してそういう求め方を、全国の教育長の皆さんの集まりの中から文科省に要請をして、その実施されない期間の予算をそれぞれの地域に、先ほど教育長が申されていた地域の学力向上のための予算として使わせていただくように要請をされたらどうでしょうか。ぜひ御見解を聞かせていただきたいと思います。

そしてまた、先ほど幼稚園の教諭の問題ですが、沖縄県のよさであるとおっしゃっているわけですから、そこに235人の臨時教諭が働いておられる。やはりそこは交付金でそれぞれの自治体に出しているから、それをよしとするのではなくて、そこがしっかりと使われているのか。あるいは、さらに地方がそれをできなければ県の方でそういうことを支援していくことも必要ではないでしょうか。

やはり人の命を守る医療と、そして健康、福祉、教育については行政はしっかりと予算をつけて、次の時代を担う子供たちの安全、そして教育、人材育成のためにはしっかりと予算をつけていただきたいと思います。私たちは多少の道路のでこぼこは我慢できるんで

す。

知事、御見解をよろしくお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後3時16分休憩

午後3時22分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 新垣議員の再質問にお答えしたいと思いますが、一番最後におっしゃいました健康・福祉、そして教育の人材育成と申しますか、その点については、無論財政多端な折ではございますが、可能な限り配慮してまいりたいと考え、実行していきたいと思います。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 医療職、医師、看護師等の就業に義務づけてはどうかというお話でしたけれども、県立病院勤務を義務づけることは学校として困難であります。また、奨学金等の活用によりこれに対応したいということでございます。

まず医師の確保状況ですけれども、琉大医学部が95人の定員で学部から5人入ります。毎年100人の医師が養成されます。それに次年度より2人の地域枠ができました。これによりまして、自治医科大学に毎年2名から3名を派遣しているんですけれども、この方たちと合わせて100人以上の養成ができるのかと考えております。

それから去年度から、医師の修学資金を確保いたしました。現在24人の琉大医学部の学生に貸与しております。

この目的なんですけれども、県内での勤務もありますが、特殊産婦人科だとか、小児だとか、それから不足している脳外とか、そういう特定医療の部分をセッティングしてあります。

それから看護師の奨学金の関係なんですけれども、これに関しましては、県内の200床未満の医療機関に5年勤務すれば免除をするというふうな仕組みで一応県内確保を図っております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは、再質問にお答えをいたします。

まず1点目が全国学力状況調査の参加についてでございますけれども、本調査の実施主体は文部科学省で、参加主体は市町村の教育委員会でございます。

全国的な状況との対比において各教育委員会、学校がみずからの状況を把握し、指導改善のための資料として用いるためには、悉皆調査である全国学力・学習状況調査は必要なものであると考えております。また、毎年実施することにより、全国データが得られることから、毎年の参加が必要であると考えております。

2点目に、幼稚園に関する市町村への支援はどうかということでございますが、幼稚園教育は義務教育及びその後の教育の基礎を培う上で大変重要なものでございます。

県教育委員会としましては、今後とも全国都道府県教育長協議会を通して国に要請をしまいたしますが、幼稚園教諭の任用に当たりましては、地方交付税で措置をされていることを踏まえまして、今後とも市町村に対して適切に対応をするように助言をしまいたしたいと思います。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 護得久友子さん登壇〕

○農林水産部長（護得久友子さん） それでは偽装表示関係についての再質問にお答えいたします。

JAS法におきましては、輸入した農産物についてはその輸入国の表示をすることが義務づけられております。また、輸入した原材料を県内で加工する場合には、海ブドウなど一部加工品については表示が義務づけられております。

それから、マンゴー等のブランド化についてでございます。お答えいたします。

県においては市場競争力の強化により、生産拡大及び付加価値を高めることが期待されるゴーヤー、菊、マンゴーなどの園芸品目、また、薬用作物、肉用牛、魚介類などを戦略品目として位置づけ、拠点産地の形成によるおきなわブランドの確立に努めているところでございます。

具体的な取り組みとしては、ハウスなど生産施設の整備、沖縄のオリジナル品種の開発・普及及び技術の向上、農薬等の出荷前検査やトレーサビリティの推進、県内外の量販店における積極的な販売促進、産地消費者情報の受発信の強化など、諸施策を総合的に推進しているところであります。

今後とも、市町村、農業団体等と連携し、おきなわブランドの確立に努めてまいりたいと思っております。

す。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後3時28分休憩

午後3時31分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

農林水産部長。

〔農林水産部長 護得久友子さん登壇〕

○農林水産部長（護得久友子さん） ただいまの食品表示の基準についてでございますけれども、今お話ありました海ブドウにつきまして、例えば東南アジアから輸入してそれを県内で栽培したときのことなんですが、要するに栽培している期間が外国が長ければ外国産です。県内の方が出荷までの間長ければ県内産というふうに表示できることになっております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後3時32分休憩

午後3時33分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

農林水産部長。

〔農林水産部長 護得久友子さん登壇〕

○農林水産部長（護得久友子さん） JAS法において生鮮食料品につきましてはそういった基準になっております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 新垣清涼君。

〔新垣清涼君登壇〕

○新垣 清涼君 福祉保健部長、ですから県立病院の医師不足、看護師不足、今進められているその対応。私が申し上げているのは、県内の病院だけでなく県立病院の医師、看護師を補充する対策を看護学校や今おっしゃっていた医者の育成についても、県立病院を充実させるため、先ほど県立病院の重要性については私お尋ねしてわかりましたので、その点を聞いていただきますのでよろしくお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 失礼いたしました。

県立病院とかどこどこでという義務づけとしての養成というのは困難であります。これは職業選択の自由ということで、もし学校でそういう要綱を入れるとすると設立が認められません。

ですから、修学資金ぐらいの束縛というんでしょうか、そういう提供で養成していくということになります。

す。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後 3 時 35 分休憩

午後 3 時 36 分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 誘導のレベルでしか対応ができないということでございます。制度として義務づけるということとはできないと思います。

○新垣 清涼君 ですから、県の政策としてそういう取り組みをしていただけませんかということを今知事をお願いしているんですよ。

○福祉保健部長（伊波輝美さん） できません。

○議長（高嶺善伸君） 20 分間休憩いたします。

午後 3 時 36 分休憩

午後 3 時 58 分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

奥平一夫君。

〔奥平一夫君登壇〕

○奥平 一夫君 皆さん、こんにちは。

それでは一般質問を行いたいと思いますが、この日本という国は本当にわずか数年間の小泉構造改革の中で、戦後我々国民がつくり上げてきた医療や国民健康保険、生活保護などの社会保障制度を大幅に後退をさせ、そしてさらに地方を疲弊させてきました。

生活保護世帯や貧困世帯の増大、働く現場では失業、解雇、そして非正規雇用労働者、派遣労働者、あるいはワーキングプア、ネットカフェ難民を生み出し続けております。

加えて、今日では原油高騰のあおりを受けて中小企業を初めとして農業、畜産、製造業などあらゆる業界に経営・廃業危機をもたらし、物価の高騰は市民生活を直撃し続けております。特に、離島県沖縄はさらに深刻であります。

午前中の西銘議員の質問に対して知事の答弁が、いかにも県民生活の実態と距離感があるように感じるのは私だけなのでしょうか。いずれにしても、当局の迅速で実態に合った対策を実施していただきたいと思います。

それでは、知事の政治姿勢について伺います。

(1)、「普天間飛行場の移設に関する沖縄県の考え方」について。

この考え方はこれまでの繰り返しにすぎず、何のためにこの時期に出されたのか非常に理解に苦しみま

す。知事は、私の姿勢が十分に理解されていないためだというふうにしていますが、次の私の質問に十分に理解できるように説明をいただきたい。

ア、普天間飛行場を辺野古に移す計画は新しい基地建設と性格が異なるとしているが、どのように異なるのか示してください。

それからイ、県外や国外への移設を理想論としているが、これまで知事は県外移設を検討したことがありますでしょうか。県内移設決定は日米両政府間において県民の頭越しに決定をされており、県民意思を無視したものとなっております。それをベターな選択肢として丸のみをしている知事に対して県民の怒りを示したのがさきの県議会議員選挙ではないでしょうか、伺います。

ウ、普天間の危険な状態が放置されるのは新基地建設に反対する決議を行った議会ですといわんばかりの論調で述べておりますが、危険な状態が放置されることの一義的責任は基地の提供者である日本政府であり、危険な訓練を行っている米軍及び米国政府であると考えますが、どうでしょうか。

エ、環境影響評価手続によって調和のとれた計画になるとあるが、そもそも貴重な海生生物が生息する海域の広大な埋め立てこそが調和を損ね環境を破壊するのではないかと伺います。

(2)、後期高齢者医療制度について伺います。

4 月発足当初からこの制度は多くの国民や特に高齢者の怒りを買ひ、国民的反対に遭ってきました。保険料の増額や新たな保険料負担に加えて診療報酬の改定が同時に行われたことが厚生労働省のねらいであります。受けられるべき医療に制限を設け、より重症化をし、リハビリも受けられないため障害が固定化をする。入院は医療費が高つくので制限をされ早期に病院からほうり出される。後は在宅で死を迎えてくれたら安上がり。後期高齢者はいずれ死を迎えるのだから診療行為はすべて医療費の無駄である。可能ならば意思を表明できるうちに延命治療を拒否する文書にサインをさせたい。これが医療費抑制をねらった老人棄民政策であります。

日を追うごとに次々とほころびや制度矛盾が指摘をされ、そのたびにパッチワークのように継ぎ足しをし張りかえ、取り繕ってきました。

10 月 15 日の天引きや総選挙を控えて、舛添厚相や麻生首相は、わずか 1 週間前にはこの制度の 3 つの根幹の抜本見直しを表明するなど、完全に制度の不備を認め、ぶれ始めております。この医療制度はもはや死に体であります。知事の見解を伺いたい。

2 番目、原油価格高騰に関する緊急対策について伺います。

(1)、各業種に対しどのようなヒアリングや調査を行い、どのような結果からこのような緊急対策になったのか伺う。

(2)、セーフティーネットをどのように実効性あるものにしていくのか伺う。

(3)番目、建築資材の異常な価格高騰で建設業界を初め関連業界は大変厳しい。その現状にどのように対応しているのか伺います。特に、改正建築基準法とあわせて民間住宅建築にかなりの影響が出ていると考えられるがどうか。

3 番目、県立病院事業について伺います。

(1)つ、病院の現状と課題及び職員の労働環境について伺います。

ア、職員の労働実態を示し、各職場（病院）から上がっている要望とその改善策を示してください。

イ、普通退職者、中途退職者のこの10年間の推移と主な理由について伺います。

ウ、診療報酬改定に伴う看護師配置 7 対 1 について伺う。なぜこの配置ができないか理由を示してください。

エについては割愛します。

オ、全国で頻発する救急医療、つまり救急車のたらい回しが県内で皆無だと言われているが、この誇るべき実績はどのようにして積み上げられてきたのか、その背景を伺います。

(2)、県立宮古病院移転新築について。

ア、移転新築について進捗状況と今後の日程について伺います。

イ、整備基本構想について伺います。

離島という地理的条件を踏まえ、地域内で完結できる医療供給体制の整備に努めるとしているが、高度医療や高齢化に対応できる施設として医療機器の充実はもとより、適切な人員の配置に加え医療専門スタッフの確保が必要となるが見解を伺います。

ウ、建設基本計画について、いつごろ決定しどのような計画になるのか伺います。

(3)、公立病院ガイドラインに基づく「公立病院改革プラン策定」について伺います。

アについては割愛いたします。

イ、策定に当たっては広範な住民の意見や利用者のニーズをしっかりと反映したものでなければならないと考えるがどうか伺います。

ウ、公立病院は、住民の生命と健康を守る不採算医療や政策医療を担うための医療機関として、赤字補て

んとしてではなく政策予算としての観点で一般会計からの繰り入れ基準のルールづくりをしっかりと議論すべきと思うがいかがか。

4 番目、下地島空港等利活用について伺います。

さきの議会において「下地島空港利活用計画」に対し、県、宮古島市が入ったチームをつくって空港を生かした利用を検討すると答弁されておりましたが、以下について伺います。

(1)つ、6 月定例会閉会后、どのような検討と取り組みがされたのか伺います。

(2)、宮古島市が策定した利活用計画書における国際公共財としてのアイデアモデルを県計画として検討・位置づけできないか伺います。

教育行政について伺います。

(1)、沖縄盲学校を視覚特別支援学校として存続を求めることについて伺います。

盲学校の併設型への移行については関係者から単独維持を強く訴えておりましたが、教育長は十分な合意形成を得なくては進展しないと発言されております。きょうまでどのような合意形成へ向けて話し合いが進められてきたのか経緯を伺います。

(2)、幼稚園教育について伺います。

「幼稚園教育要領」によりますと、「幼稚園教育の目標」について、「幼児期における教育は、家庭との連携を図りながら、生涯にわたる人間形成の基礎を培うために大切なものであり、幼稚園は、幼稚園教育の基本に基づいて展開される幼稚園生活を通して、生きる力の基礎を育成するよう学校教育法第78条に規定する幼稚園教育の目標の達成に努めなければならない。」と記されております。

そこで伺います。

ア、学校教育における幼稚園の位置づけについて教育長の認識を伺います。

イ、市町村の財政悪化に伴い幼稚園教諭の臨時任用職員がふえている。また、地域によっては職員をふやせない状況で年休や研修参加もままならない状況もあると聞きます。市町村と連携してその改善を図っていくことが必要と考えるがどうか伺います。

(3)番目、小中学校事務職員の臨時任用職員の配置について。

この5年間の小中学校事務職員の臨時任用職員の配置状況について、各地区別に示してください。また、事務職員の未配置校もあると聞きます。理由を含めてお聞きします。

(4)、小中学校における給食費滞納問題について。

その現状を御説明ください。

6番、農林水産業について。

(1)、マンゴーや海ブドウの産地偽装問題について、その対応と再発防止策について当局の見解を伺います。

(2)、風評被害による市場価格に影響があったと思うが、調査結果について伺います。

(3)については割愛いたします。

以上、答弁を聞いて再質問いたします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 奥平議員の御質問にお答えいたします。

第1に、知事の政治姿勢の中で、普天間移設に係る御質問の中で、県外移設の検討についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

私は、米軍再編協議の経緯などから普天間飛行場の県外移設の実現は困難であり、一刻も早い危険性の除去のためには県内移設を進める必要があると考えております。

普天間飛行場の移設問題につきましては、代替施設受け入れを決断された名護市長を初め、これまで日米両政府、県、地元市町村の多くの関係者の皆様が検討と協議を積み重ね今日に至っております。その結果、現実的な選択肢として、キャンプ・シュワブへの代替施設建設計画が進められているところであります。

私は、このような多くの関係者の御努力と協議の経緯を踏まえ、責任を持って解決に向け全力を尽くしてまいりたいと考えているところでございます。

同じく知事の政治姿勢の中で、後期高齢者医療制度の廃止、厚生労働大臣による廃止に係る発言についての知事の意見、見解いかんという御質問にお答えいたします。

厚生労働大臣の発言は、単に廃止するということではなく、さらによりよい制度に改善していきたいとするものであると理解をいたしております。

県では、適切な高齢者医療の確保に向けて、制度のさらなる改善を要望してきたところであります。国がよりよい制度を目指し検討していくのであれば、それを否定するものではなく、その検討内容を注視してまいりたいと考えているところでございます。

次に、農林水産業に係る御質問の中で、産地偽装への対応及び再発防止策についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

産地偽装は消費者の信頼を損なうばかりでなく、これまで築いてきました産地ブランドの信頼及びそれを築き上げてきました生産者や関係者の努力を踏みにじ

るものでございます。

沖縄県では、マンゴーの産地偽装問題を受け、事業者等に対し法令遵守の徹底を図るよう注意喚起文書を発出いたしますとともに、市場関係者等を対象とした緊急の講習会を開催しているところでございます。また、海ブドウにつきましては、平成20年8月12日に、JAS法に基づき指示、公表したところであります。

再発防止に向けた連携強化を図るため、県庁内におきまして、平成20年8月22日に「食品表示に関する部局連絡会議」を設置してございます。

JAOおきな及び沖縄協同青果におきましては、生産者証明書を発行し、宮古島市におきましては「宮古島青果物流通対策推進協議会」を設置するなど、産地偽装対策等に取り組んでいるところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 知事の政治姿勢の質問のうち、新基地建設等についての御質問にお答えします。

県は、現在の普天間飛行場の機能の一部が移るということ、さらに、既存の基地であるキャンプ・シュワブの陸上部分を活用して建設するものであることなどから、新たな基地の建設とは性格が異なると考えております。

次に、危険な状態が放置される責任についての御質問にお答えします。

普天間飛行場の危険性除去策については、日米両政府が責任を持って協議し示す必要があると考えます。

県は、移設までの間で、普天間飛行場の危険性を放置することはできないことから、同飛行場のヘリ等の運用を極力低減し、3年をめどに危険性の除去、騒音の軽減を図ることを機会あるごとに求めているところであります。

次に、海域の埋め立てによる環境破壊についての御質問にお答えします。

現在進められている環境影響評価手続は、事業者が知事等の意見を踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作成していくことを目的とした制度であります。

知事は、この手続の中で住民や関係市町村長、専門家で構成される環境影響評価審査会の意見を踏まえ、生活環境、自然環境に十分配慮する観点から意見を述べるようになっており、この手続を経ることにより環

境保全の観点が可能限り取り入れられたものになっていくものと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 原油価格高騰に関する緊急対策について、各業種に対するヒアリングや調査についてお答えいたします。

最近の原油等の価格高騰につきましては、県民生活及び中小企業への影響を初め、農林水産業、建設業、運送業等の各産業分野の多方面にわたり深刻な影響を及ぼしております。

県としましては、原油価格高騰による影響を最小限に抑制するために、7月22日に沖縄県原油価格高騰対策連絡会議を設置し、7月25日と9月5日の2次にわたり、原油価格高騰緊急対策を取りまとめ、ホームページ等により県民及び関係機関への周知を図っているところでございます。

その対策を講ずるに当たっては、農林水産団体・経済団体等の各種団体からの陳情・要請等を踏まえ、また、地域の商工会議所等を通して建設業者、運輸業者、クリーニング業者等への実態調査や意見聴取を行ったところでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 原油価格高騰に関する緊急対策に関する御質問の中で、中小企業者に対するセーフティネットについてお答えします。

原油価格高騰の影響を受けている中小企業者に対し、平成20年度に「原油高騰対策支援資金」を創設し支援を行っております。予算額は、平成20年度当初で5億円、融資枠が15億円となっており、資金使途は運転資金、融資限度額は1企業当たり3000万円以内、融資期間は7年以内、据置期間が2年以内となっております。融資利率は年2.30%などとなっております。

今後、当該資金について保証料補てんを拡充することにより保証料をゼロにし、中小企業者のさらなる負担軽減を図るとともに、9月補正により5億円を追加措置し融資枠の拡大などの追加支援を予定しております。

また、実効ある運用のためには貸付制度の内容について周知を徹底し、より多くの中小企業者が利用できるようにする必要があることから、広報経費について平成20年度当初予算で213万2000円を措置していましたが、さらに9月補正で400万円の追加措置を予定し

ております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 護得久友子さん登壇〕

○農林水産部長（護得久友子さん） それでは、原油価格高騰に関する緊急対策についての御質問で、農林水産業におけるセーフティネットについてにお答えいたします。

農林水産業における燃油価格や飼料価格高騰に対する金融面での支援措置として、沖縄振興開発金融公庫が融資する農林漁業セーフティネット資金があります。

当該資金の内容は、貸付対象は農林漁業所得が総所得の過半を占める農林漁業者であること、資金の使途は経営に必要な資材費、労務費等となっており、償還期間は10年以内で、うち据置期間は3年以内となっております。また、貸付金利は1.7%、貸付限度額は300万円となっております。

県では、当該資金を借り受けた農林漁業者の金利負担を軽減するため、利息の3分の1を助成することとしております。また、当該資金について広く周知を図るため、リーフレットの作成や説明会を開催するとともに、各農業改良普及センターに相談窓口を設置しているところであります。

次に、農林水産行政についての御質問で、風評被害による市場価格への影響及び今後の対応については、関連しますので一括してお答えいたします。

県中央卸売市場におけるマンゴーの市場価格は、8月の平均単価が938円で、前年同月に比べ693円、42%の減となっております。

その原因としては、今期は全県的な開花のおくれにより出荷がおくれ、贈答用のお中元需要が終了した8月に出荷のピークを迎え、8月としては最高の287トンの入荷量になったことが主な要因と考えております。

このため、県では、JA等関係団体と緊急に協議し、8月9日から17日にかけて沖縄県農水産物販売促進協議会による県産マンゴー販売促進キャンペーンや知事トップセールスを実施したところであります。

海ブドウについては、産地偽装に起因する取引価格の低下などはないと漁業関係者から聞いております。

今後の防止対策として、事業者が法令を遵守するよう周知徹底を図るとともに、関係機関と連携した監視体制を強化していくこととしております。

生産者に対しては、出荷箱等の管理や業者を通じた販売に関する契約条件の確認の徹底などについて指導

を行っているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君） 原油価格高騰に関する緊急対策についての御質問の中の、建築資材の価格高騰に係る対応についてお答えいたします。

県の公共工事で使用する建設資材については、市況における実勢価格を把握するため、専門の調査機関へ委託して年2回調査するとともに、鉄筋や鋼材等については毎月発行されている物価資料等を参考に単価を決定しており、価格の変動も積算に反映するようにしております。

県においては、鋼材類、燃料油等の資材が高騰していることから、適正な請負工事代金額に変更できるよう、国土交通省の運用基準に準じて単品スライド条項の適用を行っております。

続きまして、改正建築基準法による民間住宅建築への影響についてお答えいたします。

改正建築基準法の施行後、住宅着工戸数は減少し厳しい状況が続いていると認識しております。建築工事は、電気工事、機械工事、家具販売など関連業種が多くあることから、建設業界や関連業界への影響は大きいものがあると考えております。

県は、改正建築基準法の影響を最小限にとどめるため、さまざまな建築確認の円滑化対策を講じているところであり、早期に例年の水準になるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 知念 清君登壇〕

○病院事業局長（知念 清君） 県立病院事業について伺うの中の、職員の労働実態、各職場からの要望及び改善策についてお答えします。

県立病院は、地域の中核病院として、一般医療はもとより救急医療や高度・特殊医療などにも対応しなければならないことから、医師や看護師を中心に厳しい勤務環境にあると認識しております。

このような状況において、病院現場からは欠員の補充や時間外勤務の縮減など、勤務環境の改善に関する要望があります。

病院事業局としては、医師及び看護師等の確保に向けた取り組みの強化、時差勤務の実施等病院現場の実態を踏まえた勤務体制の改善などの取り組みに加え、今年度から新たに医療クラークの配置など「時間外勤務縮減プログラム」を策定し、勤務環境の改善に取り

組んでいるところであります。

続いて、普通退職者の推移と理由についてお答えします。

過去10年間ににおける年度中途での退職者を含む普通退職者は、平成11年度が78人、12年度92人、13年度78人、14年度90人、15年度95人、16年度105人、17年度108人、18年度115人、19年度144人となっております。このうち看護師が全体の49.1%を占めており、次いで医師が45.6%、その他の職種が5.3%となっております。

平成19年度における主な退職理由として、看護師では、家事・育児を理由とするものが22.2%で最も多く、次いで健康上の理由、結婚の順となっております。また、医師については、医局人事を理由とするものが27.5%、次いで他病院への転出、開業の順となっております。

続いて、7対1看護配置についてお答えします。

7対1看護配置については、看護職員の業務緩和や患者サービスの向上の面からも改善効果があると思われます。しかしながら、現在県立病院においては現行の10対1看護配置においても休職者等の補充が十分にはできていない状況があることから、当面は現体制の維持・充実に必要な看護師の確保を図ることが先決であると考えております。

続いて、県立病院における救急医療についてお答えします。

県立病院は、いかなる救急患者にも対応するという基本理念のもとに、24時間365日の救急医療体制をしております。

ちなみに、平成19年度には県立病院で約12万3000人の救急患者を取り扱っております。このような県立病院の救急医療に対する取り組みも、県内においていわゆる救急医療のたらい回しがなくない大きな理由の一つであるというふうに考えております。

続いて、宮古病院改築事業の進捗状況等についてお答えします。

宮古病院の改築については、去る6月に基本構想を取りまとめ、現在基本計画の作成に取り組んでいるところであります。

今後の日程としては、平成22年度の国庫要請を目途に、病院現場及び宮古島市等関係機関との調整を踏まえ、本年度中には基本計画を策定したいと考えております。

続いて、基本構想及び基本計画について一括してお答えします。

基本構想は、新たに整備する宮古病院の運営につい

ての基本方針、役割及び機能並びに新病院の施設整備に関する基本的考え方を示したものであります。

基本計画は、主として基本設計を策定するための施設整備の骨子を定めるものであります。

大まかな内容としては、基本構想で示した新病院の役割及び機能をより具体化し、それを効率的に発揮するための各セクションの配置、面積及び設備等について定めるほか、改築後の病院経営の収支計画等を掲載する予定であります。

続いて、一般会計からの繰入基準のルールづくりについてお答えします。

病院事業会計繰出金は、地方公営企業法及び総務省の繰出金通知に基づき救急医療、周産期医療、小児医療等の政策医療の実施に必要な経費として一般会計から繰り入られております。その算定に当たって、総務省の繰出金通知に基づく対象経費については一定のルールに基づいて算定され、おおむね適正に繰り入れが行われております。しかしながら、総務省の繰出金通知に基づかない離島増嵩経費や本庁経費等については予算措置されておられません。これらの経費は、病院事業を運営していくためには必要な経費であります。一方、一般会計においても厳しい財政状況にあります。

このような状況を踏まえながら、県民に対し必要な医療サービスを安定的かつ継続的に提供していくためには、一層の経営改善を図りつつ、今後、関係部局による県立病院の抜本的な見直しの中で、総務省の繰出金通知に基づかない基準外を含めた繰入金のあり方についても議論を深めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 県立病院事業についての御質問の中、公立病院改革プランへの住民意見や利用者ニーズの反映についてにお答えいたします。

県におきましては、県立病院のあり方に関する基本構想を今年度中に策定することとしております。また、総務省公立病院改革ガイドラインでは、病院事業を設置する地方公共団体に対し、今年度中に公立病院改革プランを策定することが求められております。

基本構想は、改革プランに盛り込む内容のうち、経営の効率化策以外の県立病院の医療機能及び経営形態の見直し等の検討事項に関し、県の基本方針を定めるものであります。

基本構想の策定に当たっては、沖縄県医療審議会県立病院のあり方検討部会の審議結果を踏まえることとしておりますが、同検討部会には、医療を受ける立場を代表する者として市長会及び町村会から委員が参加しております。また、本年8月には、県内の医療機関を対象に、県立病院の提供医療の評価や今後果たすべき役割等を内容とするアンケート調査を実施し、9月22日に開催されました第2回検討部会において、調査結果の概要を説明したところであります。加えて、基本構想案は、広く県民から意見を募集し、提出された意見等を考慮して最終的に基本構想を決定したいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） 下地島空港等の利活用についての御質問で、6月定例会後の検討と取り組み状況についてお答えいたします。

下地島空港残地の有効利用につきましては、9月5日に開催されました第2回下地島空港残地有効利用連絡会議においてその内容を検証し具体化するため、ゾーニングごとに4つの専門部会を設置いたしました。今後はこの専門部会において重要かつ早急に解決を図るべき課題について、県及び宮古島市の関係課が連携を密にして取り組んでいくこととしております。

同じく、下地島空港等利活用計画書におけるアイデアモデルについてお答えいたします。

宮古島市が昨年度作成しました「下地島空港等利活用計画」において、同空港利用のアイデアモデルとして、国際的な航空教育拠点形成や国際緊急支援活動拠点形成の可能性が示されております。

一方県では、昨年取りまとめた「アジア・ゲートウェイの拠点形成に向けた取組方針」において、国際救急医療支援に関する可能性の検討を行うこととしております。

このような国際貢献機関の設置や誘致については、外交や人間の安全保障政策の一環として国の関与が必要であると考えております。

県としましては、国の動向等も注視しながら、下地島空港の活用も含め、その可能性を検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは教育行政についての御質問で、沖縄盲学校を視覚特別支援学校として存

続を求めることについてお答えいたします。

近年の障害の重度・重複化や児童生徒一人一人の教育ニーズに適切に対応するため、平成19年4月に学校教育法が改正施行され、従来の障害種別の盲・聾・養護学校は、複数の障害種に対応した教育を実施することができる特別支援学校制度へと改められました。

沖縄盲学校の視覚障害単独校としての存続要請は、児童生徒の安全性や視覚障害教育の専門性の維持に不安を感じてのことと思われ、真摯に受けとめております。

沖縄盲学校は、県内の視覚障害教育の拠点としての役割を果たしてきたことから、その専門性を維持することは重要であると考えております。

県教育委員会としましては、これまで学校関係職員、保護者等と説明会及び意見交換会を行ってまいりました。

今後とも沖縄盲学校の保護者等と継続して話し合いを行い、専門性の維持や安全性の確保ができるかどうか慎重に検討していきたいと考えております。

次に、幼稚園の位置づけについてお答えいたします。

幼児期は生涯にわたる人格形成の重要な時期であり、幼稚園教育は義務教育及びその後の教育の基礎を培う上で重要であると考えております。

このことから、国においても幼児教育の重要性にかんがみ、教育基本法第10条で家庭教育の大切さ、第11条では幼児教育の重要性を初めて明記し、さらに学校教育法で幼稚園を学校の規定順位で最初に位置づけるなど、所要の改正を行ったものと認識しております。

次に、市町村と連携した取り組みについてお答えいたします。

平成20年9月の県教育委員会の調査結果によると、県内の公立幼稚園243園における正規採用職員は551人で、そのうち休職者は51人、臨時的任用教諭は235人となっております。

県教育委員会としましては、全国都道府県教育長協議会を通して地方交付税措置の充実などを関係省庁に要請するとともに、幼稚園教諭の任用に当たっては、その給与費等が地方交付税で措置されていることを踏まえ、今後とも市町村に対し適切な対応について助言してまいりたいと考えております。

次に、小中学校事務職員の臨時的任用、職員の配置状況と未配置校についてお答えいたします。

小中学校事務職員の臨時的任用者数の5年間の推移につきましては、平成16年度27人、平成17年度25人、平成18年度41人、平成19年度52人、平成20年度64人と

なっております。

地区別臨時的任用者数につきましては平成20年度で申し上げますと、国頭地区12人、中頭地区10人、那覇地区9人、島尻地区6人、宮古地区12人、八重山地区15人となっております。

学校事務職員の配置につきましては、「義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に基づいて行っておりますが、小規模等により配置の対象とならない学校があります。これらの学校につきましては、隣接校との連携などにより適切に対応しているところであります。

次に、給食費滞納の現状についてお答えいたします。

県教育委員会が独自に実施した平成19年度の公立小中学校における学校給食費徴収状況調査によりますと、給食費の未納総額は約2億7900万円となっており、未納率は4.3%であります。

県教育委員会としましては、市町村学校給食担当者連絡協議会等を通して未納対策について情報交換を行うとともに、児童生徒の状況に配慮した対策が講じられるよう努めているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 奥平一夫君。

〔奥平一夫君登壇〕

○奥平 一夫君 再質問いたします。

まず最初、知事の基地政策についてでありますけれども、知事がベターとする県内移設はこの間の議論をずっと見ていまして、やはり日本政府の本当に術中にはまっているのではないかと。もうこれしかないというこういう思い込み、構築した思考から脱却できずに県民世論を無視した僕は最悪の判断であるというふうに思いますけれども、知事はどういうふうに考えますか、お伺いをしたいと思っています。

それから原油価格高騰に関する緊急対策についてでありますけれども、融資制度の活用、これまでの実績です、それを示してください。

それから倒産や廃業があるのかどうか。あればその実数とそれに伴う失業者数を示してください。これは業種ごとに示してください。

それから土木建築部長、大きな影響があるというふうに答弁しているんですが、その大きな影響とはどういうものがあるのか、その実態、実情を示してください。

ちょっと休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時45分休憩

午後4時45分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○奥平 一夫君 病院事業局長の答弁によりますと、やはりかなり医師、看護師が不足をし、医師や看護師さんの過重労働が続いていると、これが実態だと。その確保に向けて全力を挙げると言うんですけれども、ほとんどこの数年この実態は変わっていない。過重労働によってますます医療の現場が疲弊をしていく。そして医者や看護師がやめていく。

先ほど答弁にありましたように、平成19年度では144名の職員の方がやめていかれている。理由は幾つか述べておられますけれども、このような現状を本当にどう打開していくかということを、これは事業局部門だけではなくて、知事が先頭になって考えていかなければならない問題だと思うんですけれども、このことについて知事、もし御意見がありましたらお聞かせください。

それから診療報酬改定に伴う看護師配置の7対1について、これはもうできないと。現状から無理だというふうなそういう御答弁のような気がいたしますけれども、これは人事担当者が診療報酬改定というのが既にあるにもかかわらずそれを読み切れずに、職員定数を盾に必要な看護師の採用ができなかったんじゃないのか、これについて御答弁いただきたいと思います。

それから今のこの7対1の看護師の配置によって、診療加算はどれくらい積み上がるのか、これについてお伺いをしたいと思っています。

それから救急車のたらい回し、本当に医師、看護師の過重な労働によって何とかつないでいる。しかし、本当にこの実態がずっと継続していけばこれは恐らくいつか壊れてしまうような気がするんですね。そういう意味で、今後この救急医療のたらい回しが起こらないと確約できるか、これは知事にお聞きしたい。こんなことは僕は本当に許せないと思います。ぜひお聞きしたい。

それから病院事業局長にお伺いいたしますが、宮古病院の移転新築、この移転場所については決定をしたのか。決定していなければ今どういう状態にあるのか、お伺いをしたいと思っています。

それから宮古病院の基本構想についてちょっと触れたいんですが、精神科医療の中でそのショートステイの機能について触れられておりませんけれども、これはぜひ高齢化を迎える社会にとって本当に必要な施設だというふうに思っておりますので、この辺どういうふうに考えていらっしゃるのかお伺いをしたいと思います。

ちょっと休憩をお願いできますか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時49分休憩

午後4時49分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○奥平 一夫君 それから公立病院改革プラン策定について伺いますが、今病院事業局長がいみじくもおっしゃったように、一般会計からの規定内では順調に入っていると。ところが今のままではもうどうにもなりませんよというのが病院事業局長の本音だと思うんです。そういう意味では総務部長の基準外の繰り出しについてもぜひ議論をしないと。知事、そういうことなんですよ。だから、繰り出しは順調にやっていると云いながら、現場は非常に大変なことになっている。この辺を本当に真剣に議論をしていかないと、県立病院というのはいつまでも赤字になるわけですね。

この辺についてもぜひ御答弁お願いしたいと思っています。

時間がありませんけれども、教育長にお伺いをしたいと思っています。

事務職員の臨時的任用の職員の配置についてでありますけれども、今、教育委員会の資料をいただきましたけれども、これを見ますと臨時任用の職員が極めてこれは偏在している。国頭地区、宮古・八重山地区、つまり僻地・離島地域に職員が偏在している。この理由をぜひ示していただきたいと思います。

それから給食費の滞納問題について、職員の立てかえ払いについてつかんでいるかどうか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時51分休憩

午後4時56分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 奥平議員の再質問に答弁させていただきます。

まず県内移設、日本政府の術中にはまっているのではないが、最悪の判断ではないかという御趣旨の御質問にお答えいたします。

まずこれ3つばかり申し上げたいんですが、1つは、極めてこれはもう現実的なやむを得ぬ判断だと思っております。

そして第2に、普天間基地がやっぱり危険だということは地域住民の方もおっしゃっているわけでしょう、皆さんも。一刻も早くこの危険性を除去するとい

うのは当然のことではありませんか。ですから、むしろ返還が求められているということを踏まえれば私は当然のことだと思っております。

そして3番目に、県内移設を仮に否定した場合にむしろ現状を固定することになるんじゃないでしょうか。

以上が私の判断の理由です。

その他の御質問については、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 宮城嗣三君登壇〕

○総務部長（宮城嗣三君） 病院事業会計の繰出金についての再質問にお答えをいたします。

病院事業会計においては、多額の累積赤字を抱え、厳しい経営状況が続いており、経営改善に向けて取り組みが進められているところでございます。

今年度は福祉保健部において、県立病院のあり方に関して検討が進められるとともに、病院事業局においては同検討の内容を踏まえ、今年度中に県立病院改革プランを策定する予定というふうに聞いております。

病院事業会計に対する一般会計からの繰り出しについては、今後関係部局による県立病院の抜本的な見直し検討結果を踏まえ、適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは再質問にお答えいたします。

なぜ離島・僻地に臨時的任用の事務職員が多いのかと、その理由は何かということでございますが、離島・僻地につきましては小規模校が多いため、児童生徒数や学級数の増減に対応するためにやむを得ず臨時的任用職員を任用しております。

今後とも市町村教育委員会との連携を密にして、臨時的任用職員の縮小に努めてまいりたいと考えております。

2点目に、給食費の滞納について、教職員の立てかえ払いの実態をつかんでいないかどうかということでございます。

学校給食費徴収につきましては、各市町村で積極的に取り組まれています。教職員の立てかえ払いについて、県教育委員会としまして調査を実施をしておりませんので、掌握をしてございません。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時0分休憩

午後5時3分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

土木建築部長。

〔土木建築部長 漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君） 再質問にお答えします。

改正建築基準法後の住宅着工戸数の大きな影響ということについての再質問についてお答えします。

まず、住宅着工戸数でございますが、改正建築基準法後すなわち19年度と18年度を比べますと、着工戸数の方で59%でございます。それから工事費で比べますと19年度と18年度と比べますと84%になっております。

そういうことで影響があったわけでございますが、参考までに4月以降のことにも……。

○奥平 一夫君 件数言ってくださいよ、パーセントではわからないから。

○土木建築部長（漢那政弘君） 件数ですか……。

ちょっと休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時5分休憩

午後5時6分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○土木建築部長（漢那政弘君） お答えいたします。

19年度の住宅着工戸数が9614戸でございます。それから18年度の住宅着工戸数が1万6233戸でございます。パーセントにしますと59%。

参考までに工事費でございますけれども、工事費につきましては19年度が2862億円でございます。それから18年度が3414億円でございます。

ということで、改正建築基準法後の落ち込みがあるわけですが、ことしになりまして着工戸数で76%、6月までの資料しかございませんが、それから工事費につきましても18年度の同月に比べますと、この4カ月間でございますが100%に回復しております。まだ予断を許しませんので、しっかり頑張っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 沖縄県の救急医療体制について少し御紹介したいと思います。

県立だけではなくて、1次救急——比較的軽傷で入院を伴わない急病患者なんですけれども——これに対しましては那覇市立病院急病センター、それから宮古島市のセンターで実施されております。それから第2次の救急医療体制——入院を必要とする患者、比較的

重症の患者に対応するもの——これに対しましては、既設の救急医療機関すべてで救急告示病院が整備されております。27の病院が対応しております。

それから第3次の救急医療体制ですけれども、これに関しましては複数の診療科領域にわたる重篤な救急患者を24時間、365日受け入れる高度な専門的医療を総合的に実施するということで県立中部病院と南部医療センター・こども医療センター、それから浦添総合病院が救急救命センターの指定を受けております。また、琉球大学附属病院が第3次の救急医療に準じた診療体制を整備しております。

沖縄県としましては、この全体の救急体制に責任があるということで、これに関します医師確保、それから看護師等の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 知念 清君登壇〕

○病院事業局長（知念 清君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず救急医療のたらい回しの件でございますけれども、私たちは県民に必要とされる医療を安定して供給するためには、現在の体制では支え切れないということから、今回の公立病院の改革ガイドラインに沿った県立病院のあり方についての医療審議会で検討を行っているわけであります。

そういうことで、救急医療についても当然たらい回しがしないようなそういう体制づくりを組み込んだ県立病院をつくっていきたいと考えております。

それから次に、7対1看護における収支の問題でございますけれども、平成19年度の段階で申し上げますと、全県立病院で看護師を10対1から7対1にするためには、260名の看護師の増員が必要でございます。

それを収支決算で考えてまいりますと、看護師の人員費は経験年数約3年で計算いたしますと3億9500万円の収支増になります。しかしながら、看護師の平均年齢で計算いたしますと、2億9300万円のマイナスになります。

ですから、7対1看護にしたから、あるいはしなかったからといって簡単に収支で効果が出てくるものではございません。当然、看護師の数がふえますと仕事は楽になって過重労働という問題は解消されますけれども、収支の面はよく考えていかないと、入院基本料がよくなったからといって決してよくなるというものではございません。

それから次に、宮古病院の建設用地についてお答え

します。

現在、旧宮古農林高校グラウンド跡地を前提に基本計画の策定を行っております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 原油高騰対策支援資金に関する再質問にお答えします。

融資の実績でございますが、20年の8月末時点で合計15件、2億2200万円で、運輸通信業が12件で1億8200万円、その他サービス業、建設業、卸小売業各1件となっております。

それから倒産件数につきましては、民間調査機関の負債総額1000万円以上の資料で、総数として平成20年上半年期1月から6月の倒産件数が42件、金額として94億7300万円でございますが、原油高を原因とした数値というものについては今把握されておられません。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 護得久友子さん登壇〕

○農林水産部長（護得久友子さん） 原油価格高騰に関する緊急対策の再質問で、融資の実績についてにお答えいたします。

農林漁業セーフティネット資金の貸し付け、それから相談状況についてでございますけれども、平成19年度で1件、600万円の実績でございます。業種としては、養豚業でございます。

それから平成20年度につきましては、貸付件数は現在ございませんが、9件の融資相談がございます。業種としては、漁業関係者であります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 知念 清君登壇〕

○病院事業局長（知念 清君） 答弁漏れがございましたので、つけ加えさせていただきます。

精神科のショートステイについてはという御質問でございます。お答えします。

新病院における精神科医療については、急性期病院としての性格を踏まえ、デイケア及びナイトケア等の機能の充実を図りたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 奥平一夫君。

〔奥平一夫君登壇〕

○奥平 一夫君 再々質問いたします。

教育長、小規模校だからやむを得ないというそういう判断だというふうに理解していいですか。

それと職員の立てかえ払いについては調査をしてい

ないというんですが、調査をすべきだと思いますがいかがでしょうか。

それから総務部の方に聞きます。

看護師の7対1のことについても非常に迅速な決定ができていない。そういう意味ではこういう執行ができるような人事の改革が必要だと思います。そういう意味では院長の権限をもう少し強化をして、人事についてもきちんとできるようなそういうことができないか。

それからこれはどうしても病院の問題は県の定数条例改定が必要になってくると考えています。宮城総務部長、この辺についての見解を伺いたいと思います。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時18分休憩

午後5時20分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

総務部長。

〔総務部長 宮城嗣三君登壇〕

○総務部長（宮城嗣三君） 病院事業に関連しまして、病院長の権限と、それから定数の絡みで答弁を求められておりますので、お答えいたします。

実は、平成18年4月に県立病院については、地方公営企業法の全部適用になってございます。そういうことからしますと、先ほどの御質問につきましては病院事業管理者の権限という形になってございまして、定数等については相談があった段階で調整したいというふうに考えております。

先ほど答弁しましたように、権限、それから定数については病院事業管理者の権限でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは、再々質問にお答えをいたします。

まず1点目の、離島・僻地での事務職員の臨時的任用について、やむを得ず任用しているということについてでございますけれども、離島・僻地におきましては、児童生徒数が減少傾向にありまして、標準法上の定数配置の対象とならないような小規模学級が多いということでやむを得ずという表現をいたしましたけれども、今後とも各市町村の教育委員会と連携をとりながら、学級数の見込み数と実学級数との差を縮めると。あるいは退職見込み数と退職者実数との差を縮めていくという努力をやりながら、そういうことで臨時的任用職員の縮小に努めてまいりたいと考えております。

2点目の、給食費の立てかえ等について、その把握をしたかどうかということでございますが、その実態があるということであれば、今後調査に向けて検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○奥平 一夫君 議長。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時24分休憩

午後5時24分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

総務部長。

〔総務部長 宮城嗣三君登壇〕

○総務部長（宮城嗣三君） 条例改正の部分について抜けていたか聞いておりますので、お答えいたします。

先ほど答弁しましたのは、平成18年4月に病院事業につきましては地方公営企業法の全部適用という形になってございます。

したがって、病院事業の管理者につきましては、それで条例改正の手続については、条例の提案権が知事にございますので、病院事業局から先ほどの検討結果等を踏まえて要請があれば適切に対応したいというふうに考えております。

○議長（高嶺善伸君） 当銘勝雄君。

〔当銘勝雄君登壇〕

○当銘 勝雄君 社民・護憲ネットの当銘勝雄でございます。

一般質問を行いますが、まず、知事の政治姿勢でございます。

去る6月県議会で「名護市辺野古沿岸域への新基地建設に反対する決議」がなされたことに対して、知事は平成20年9月5日付「普天間飛行場の移設に関する沖縄県の考え方」を公表しました。

これに対し、与野党から、なぜ今の時期に公表か、あるいは辺野古への移設計画は新しい基地建設とは性格が異なるとする考え方は何なのか、さらに、従来の域を出ない主張をあえて県議会の決議の後に出すという知事の政治姿勢は議会軽視である。あるいは議会無視である。議会への挑戦である、こういうふうな質問があります。

さらに、知事は現行のV字案には賛成できないと訴え当選した。いつ、どのような理由で県内移設受け入れに変わったのか。さらには、危険性の解消にシュワブ沖以外の選択肢を講じたことがあるかなど、多くの質問が出されております。

そもそも、普天間飛行場の移設問題は、大田県政に

において県内移設は容認できないと反対したにもかかわらず、稲嶺知事が県民の財産づくりをイメージさせる軍民共用空港、いわゆる15年問題を持ち出して移設容認をしたものであります。また、名護市においては市民投票の結果は受け入れ反対が多数を占めたにもかかわらず、市長は市民の声を無視して受け入れを表明して辞任するという経緯がございます。

仲井眞知事が「沖縄県の考え方」を発表した後、地元紙は普天間飛行場問題を連載をしております。在沖米海兵隊をグアムや米本国に撤退させても何ら問題はない、日本政府が正式に要請さえすれば、普天間飛行場の代替基地施設を沖縄県内につくらなくても移設は可能である、沖縄は狭小で自由に演習ができないので、撤退させるべきとのアメリカの軍事専門家のシンクタンクや政府高官などの発言もあり、グアムの知事も議会議長もグアム選出の米下院議員も在沖海兵隊の受け入れに賛成したようであります。しかし、どこからかその実現を阻む邪魔が入り実現しなかったと述べております。それが今回の世界的規模の基地再編で再びキャンプ・シュワブへの移設になったものであるが、普天間飛行場問題は沖縄に押し込もうとする日本政府の圧力に屈しているものであります。

知事のこれまでの答弁は、普天間は本来県外・海外への移設が望ましいが、危険性の除去の観点からシュワブへの受け入れが早期解決につながると説明しております。真に普天間の危険性の除去を考えるなら、グアムへの移設を県民の総意として訴えた方がよいのではないか。その方が早期解決につながると、こういうふうに考えます。

そこで質問いたします。

ア、さきの県議会議員選挙においては、辺野古への基地建設も争点になったと考えます。県議会が十分理解していないとする知事コメントの認識を問います。

イ、平成8年に返還が合意され、名護市もかわりになる施設の受け入れに合意し建設計画が進められてきたと経緯を述べてありますが、すべて県民の頭越しに決められたものと理解いたします。知事の認識を問います。

(2)、県議会の代表が辺野古移設反対を議決し、外務省沖縄大使に要請した際、別件用務を理由に対応しなかったと地元紙の社説でも報じられております。沖縄大使の設置は沖縄問題、特に米軍基地問題の重要性からわざわざ大使事務所が設置された経緯があります。何はさておいても県議会代表へ対応するのが筋ではないか、知事の所感を求めます。

2、ポスト第4次沖縄振興計画の策定について。

沖縄が本土復帰した際、沖縄振興特別措置法が制定され、おこなわれている沖縄県の振興を図るため沖縄振興計画が策定されました。第1次、第2次振計においては、本土との格差は正と自立的発展の基礎条件の整備を基本目標として、社会資本の整備や特色ある産業の振興が進められてきました。第3次振計においては、我が国の経済社会及び文化の発展に寄与する特色ある地域として整備を図るとし、第4次振計においては、沖縄の特性を生かしつつ、自立発展の基礎条件を整備し、豊かな地域社会の形成、我が国、アジア・太平洋地域の社会経済及び文化の発展に寄与する特色ある地域として整備を図り、平和で安らぎと活力のある沖縄県を実現すると目標を設定し、進められてきております。目標が達成されないままに時間だけが経過している。これまで投じられてきた予算は約9兆円に達すると言われております。

道路や港湾などのハード面の整備は進んだ実感はあるものの、県民所得は依然として全国の70%で格差は縮まらず、失業率は全国2倍近いという状況、これも改善されておられません。特別措置法による高率補助制度も生きていない。雇用を吸収できる産業が進展せず、また観光産業以外の生産所得が伸びないのが実情であります。ポスト4次振計においては十分な分析と本県振興方向を見定めた計画づくりが望まれます。

そこで質問いたします。

(1)、県は、2011年に終了する沖縄振興計画の次期計画策定に向けて県独自の長期スパンの沖縄21世紀ビジョンの策定を進めておりますが、従来の手法と何が違うのかお示ください。

(2)、これまでの4次にわたる振興計画で、道路、港湾等ハード面の整備は進んだが、肝心の県民所得や高失業率の改善ができておりません。何が原因か問います。

(3)、本県は離島のまた離島、政府のWTOやEPAなど市場万能主義の経済政策を進める中で格差は拡大し、地方農村は疲弊しております。沖縄振興の柱は、本県の特性を生かした観光産業と連携する第1次産業の振興と食料自給率対策が必要と思うがどう考えるか。

大きな3番、食料自給率の向上対策について。

世界的な食料不足が深刻化しております。食料不足の原因は、これまで地球温暖化による局地的な干ばつや豪雨などによる農作物の不況が中心でありました。最近、石油エネルギーの供給不足により食料や飼料作物のエタノールへの転化が著しく進み、発展途上国における深刻な食料問題を惹起し、また森林伐採によ

るエタノール作物栽培への転化によって新たなCO₂問題が提起されております。いつしかお金はあっても食料が買えない時代が到来するとの指摘もあります。ますます不足していく食料に対する自給率向上対策は、軍事的な安全保障より緊急的な課題と認識しておりますがいかがでしょうか。

それで質問に移ります。

(1)、穀物類、特に大豆などの生産振興をどう図っていくか。

(2)、島野菜、在来種作物の栽培奨励をどう進めていくか。

(3)、水産業について。

国際的な資源保護運動の中で今後最も力を入れなければならないのは、自国での栽培漁業の取り組みが重要と考えます。

四面海に囲まれる沖縄県にとって、栽培漁業の振興は自給率向上対策の効果的なものになると考えます。研究機関の強化と生産技術研究、病虫害防除対策等を進めるかにかかっております。

そこで質問します。

ア、栽培漁業は最も有利性があると思うが、どう推進していくか。

イ、栽培漁業は稚苗生産体制が肝心と思うが、どう進めていくか。

次に、地産地消の推進についてお聞きします。

地産地消の推進は、身近なところで生産される食料品を消費することで安心・安全が確保されるとともに、地域経済の活性化にもつながり、自給率向上に大きな効果を果たすものと考えます。

そこで質問します。

ア、学校給食における地産地消をどう進めていくか。そのための対策はどうなっていくか。

イ、ホテル等観光関連施設における推進はどういうふうになされているか問います。

ウ、土産品等の製造加工の推進策はどうなっているか問います。

大きな4、那覇空港整備構想についてお尋ねします。

国においては、那覇空港のキャパシティが2015年ごろには満杯になるとして、沖合展開による拡張整備が進められております。既に総合調査を終え、構想段階の調査で拡張の規模や位置が決定される状況になっております。この地域の北側は水深があり、豊見城市の瀬長島寄りになる可能性が高くなります。瀬長島周辺は県の観光振興地域指定を受けて、空の駅や温泉、宿泊施設等の整備が進められており整合性が求められ

るものであります。

そこで質問いたします。

(1)、那覇空港の需要予測について。

(2)、民間航空機と自衛隊の利用状況について。

(3)、地元那覇市や豊見城市からの要請等についてお尋ねします。

大きな5、労働、介護報酬問題について。

きつい、汚い、危険の3Kの職場が敬遠されているが、介護の職場においては金にならないなど5Kにまで位置づけられ、要員確保が問題となっております。要員確保のために東南アジアなど比較的労賃の安い地域からの導入が進められ、語学教育などを経て介護に当たることになっております。お年寄りなど弱者においては、みずからの意思を伝えることが難しく、また理解力も衰えていくわけで、言葉の壁や文化の違いを乗り越えることができるか疑問であります。要員確保の問題は介護職員の労賃の安さに起因しているのではないかと思うのであります。

そこで次の質問をいたします。

(1)、介護職の需要供給の現状についてお尋ねします。

(2)、介護従事者の養成確保は十分なされているか。

(3)、外国人介護従事者は県内の施設においても需要はあるのか問います。

6、教育問題について。

知事は、選挙公約として小学校における30人学級の導入を県民に約束をいたしました。本県は2度の学力テストにおいて全国最下位であります。その対策は、先生方や父母において最も関心の高いものであります。30人学級の導入は、学力向上への効果的な取り組みと考えますが、その進捗を問います。

ア、30人学級をどう進めてきたか。

イ、30人学級を進めるに当たって課題は何か。

ウ、30人学級を完全実施した場合、何クラス増、何人の教師が必要か。また、いつまでに完全実施を終えるのか問います。

(2)、豊見城市の用務員削減問題について。

私は、さきの県議会で格差社会の到来で所得格差は教育格差にもつながると指摘してまいりました。国の三位一体改革で市町村財政は厳しい状況にあります。さらに市町村の財政格差が教育格差をつくらないか危惧するものであります。

そこで次の質問をいたします。

ア、豊見城市は財政難を理由に学校用務員が廃止され、先生方は教材の印刷や来訪者への湯茶対応、清掃など諸雑務がふえ多忙化が増え現場が混乱してい

ると聞いております。県はどう対処してきたか。

イ、三位一体改革のあおりを受け市町村財政は厳しい状況。用務員を置く市町村と置かない市町村で教育の機会均等や、そこで働く教職員にも影響します。ゆとり教育が懸念される中で一市町村の問題ではないと考えるがどう対処するか。

大きな7番、子育て環境の整備について。

(1)、待機児童の年次的推移はどうなっているか。

(2)番、認可外保育園の認可実績と公的支援の実績についてお尋ねします。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 当銘勝雄議員の御質問にお答えいたします。

まず第1に、知事の政治姿勢の中で、県議会の理解に係る御疑問といえますか御質問にお答えいたします。

私は、在日米軍再編協議などこれまでの経緯を踏まえ、普天間飛行場の危険性を一日も早く除去するためにはキャンプ・シュワブに移設することが現実的な選択肢であると考えております。県民や議員各位に対しまして、このような考えを丁寧に御説明しながら政策を押し進めていきたいと考えているところでございます。

「沖縄県の考え方」を取りまとめ公表しました趣旨は、普天間飛行場移設問題に対する私の姿勢が県民や県議会の皆様に必ずしも十分に理解をいただけていないと感じ、移設の必要性や県の取り組み、そして今後の進め方などにつきまして9月議会の前に公表したものでございます。

次に、同じく政治姿勢の中で、移設の経緯に係る御質問にお答えしたいと思います。

現行のV字型案は、県や地元の理解を十分に得ないまま日米両政府が合意したものであります。

私は、地元自治体の理解が得られないままに頭越しに協議が進められたことに対して政府に抗議し、適切な対応を求めてまいりました。

一方、在日米軍再編協議などこれまでの経緯を踏まえ、普天間飛行場の危険性を一日も早く除去するためにはキャンプ・シュワブに移設することが現実的な選択肢であると考えております。

また、普天間移設措置協議会では地元の意向に対する政府の理解も深まり、少しずつ話し合いが進展する兆しが見えていると考えております。

私は、今後とも地元の意向や環境などに十分配慮し

つつ政府と協議を重ね、普天間飛行場移設問題の解決促進に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、同じく政治姿勢の中で、外務省沖縄大使の対応に対する御質問にお答えしたいと思います。外務省沖縄大使の日程の詳細につきましては承知いたしておりますが、県議会の要請団の強い要望があったのであれば、大使としては適切に対応すべきではなかったかと考えております。

次に、ポスト第4次沖縄振興計画の策定に関する御質問の中で、沖縄21世紀ビジョン及び次期計画の策定は従来の手法とどう違うかという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄21世紀ビジョンは、2030年のあるべき沖縄の姿とその実現に向けた取り組みの方向性を明らかにする基本構想で、県として初めて策定するものでございます。

次期計画につきましては、同ビジョンの実現に向けた基本計画として位置づけております。同計画の策定主体等も含めその手法につきましては、現在実施しております沖縄振興計画等に関する総点検結果を踏まえ検討してまいりたいと考えているところでございます。

同じくポスト振計に係る御質問の中で、4次にわたる振興計画で県民所得や高失業率が改善していない原因は何かという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県の経済規模は、復帰以降3.5倍以上に拡大し、経済成長率も全国を上回る水準で推移しております。しかし、人口増加率が高いこともありまして、1人当たり県民所得につきましては伸び悩んでいる状況にあります。

就業者数につきましても、復帰以降6割以上増加いたしておりますが、人口増を背景に労働力人口が同程度に増加してきたことから、失業率につきましても依然として厳しい状況が続いております。また、輸送コストの高さや市場規模の狭さなど、離島県ゆえの不利性もあります。

県としましては、これまで以上に産業の振興による雇用の創出・確保に努め、そして人材の育成や科学技術の振興を通して成長力の強化を図っていくことが重要であると考えているところでございます。

次に、食料自給率に係る御質問の中で、島野菜の栽培奨励に係る御質問にお答えいたします。

沖縄県では、古くから食されてきました島野菜の消費拡大を図るため、島野菜の有用性に着目し、伝統的農産物28品目の機能性や産地、調理方法等、各種情

報をデータベース化をし、県のホームページ上で公開しているところでございます。

また、平成18年度からうちなー島ヤサイ振興対策事業により、ナーベラー、ハンダマなどの14品目の遺伝資源の収集、そして保存を行っているところでございます。

平成20年度にはシマラッキョウ、そして野菜パイヤ、シマナー、そしてカンダバー、ハンダマ、ニガナ等を対象に農家向けの栽培マニュアルの作成や展示圖の設置を行い普及を図っていくことといたしております。

今後とも、ＪＡ、市町村等と連携をし、島野菜の産地形成を促進し生産拡大を図ってまいりる所存でございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 護得久友子さん登壇〕

○農林水産部長（護得久友子さん） それでは、ポスト第4次沖縄振興計画の策定についての御質問で、観光産業と連携した1次産業の振興と食料自給率対策についてにお答えいたします。

農山漁村の活性化を図るためには、食料自給率の向上と観光産業と連携した農林水産業の振興は重要であると考えております。

県としては、農林水産業振興計画に基づき、おきなわブランドの確立と拠点産地の形成による生産供給体制の強化、流通・販売・加工対策の強化、経営感覚にすぐれた担い手等の育成確保、農業用水源の確保やかんがい施設等の生産基盤の整備、グリーン・ツーリズム等多面的機能を生かした農山漁村の活性化などにより、持続的農林水産業の振興と食料自給率の向上を図ることとしております。

このため、新たな振興策においても引き続き観光産業と連携した農林水産業の振興と食料自給率の向上対策は重要であると考えております。

次に、食料自給率の向上対策についての御質問で、大豆の生産振興についてお答えいたします。

大豆は植物たんぱく供給源として、また、みそ、しょうゆ、豆腐原料など食生活の面から欠くことのできない作物であると考えております。

本県における大豆生産の状況は、昭和50年には作付面積が38ヘクタールありましたが、輸入大豆の増加や他作物への転換等により、平成17年には1ヘクタールまで減少しております。

大豆の生産については、播種期が製糖期であるため

労働配分での競合や、収穫期が雨期となることから、生産が安定しないなどの課題があります。

県としては、大豆の生産振興に当たって、栽培面や採算性など農業経営面からも検討するなど、関係機関と連携し対応していきたいと考えております。

同じく食料自給率の向上対策についてで、栽培漁場の推進と種苗生産体制については、関連しますので一括してお答えいたします。

県では、熱帯性の温暖な海域に囲まれた立地条件を生かし、栽培漁業の振興を図るため、種苗生産技術の開発、養殖技術の開発や普及指導、魚病対策、養殖場造成などの施策を推進しているところであります。

種苗生産体制については、栽培漁業センター及び水産海洋研究センターにおいて魚介類の種苗を計画的に生産しているところであります。その結果、これまでにハマフエフキ、タカセガイ、シャコガイ、シラヒゲウニなどの種苗放流やクルマエビ、モズク、魚類などの養殖が県下各地で行われております。

今後とも、市町村、水産関係団体と連携し、つくり育てる漁業の振興に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは、食料自給率の向上対策についての御質問で、学校給食における地産地消についてお答えいたします。

学校給食に地場産物を使用することは、児童生徒に本県の食文化や郷土食のよさを理解させるとともに、産業振興に寄与するものと考えております。

現在、学校では県産品奨励月間や学校給食週間等において地場産物を活用し、郷土食や行事食を積極的に取り入れております。また、市町村においては、共同調理場や食材コーディネーター、ＪＡ、生産者等が連携して地域食材の利用促進を行っております。

県教育委員会としましては、地域に根差した学校給食推進事業等で積極的な地産地消に努めるとともに、各市町村及び県学校給食会等の関係機関と連携して、学校給食への安全・安心な地場産物の活用を推進してまいります。

次に、教育問題についての御質問で、30人学級の導入についてお答えいたします。

30人学級につきましては、きめ細かな指導により児童一人一人が基本的な生活習慣や社会的規範を身につけ、基礎・基本の学力の定着を図ること等から、義務教育のスタートに当たる小学校1年生で実施しております。

実施に当たっては、加配定数の範囲内で下限25人とし、施設条件面の対応が可能な学校を対象としております。今年度は小学校1年生において約73%の学級が30人以下の学級となっております。

次に、30人学級の課題についてお答えいたします。

30人学級実施に当たっての課題につきましては、定数の確保、市町村教育委員会における教室の確保などがあります。

次に、30人学級の実施についてお答えいたします。

30人学級につきましては、仮に平成20年5月1日時点の児童数で、小学校全学年で導入することとした場合、新たに650学級の増となり、650人の教員増が見込まれます。

今後の計画につきましては、30人学級制度設計検討委員会において検討しているところであります。

次に、豊見城市の用務員削減と県の対応について一括してお答えいたします。

学校における用務員の配置につきましては、教育環境のよりよい整備・充実を図る観点から重要なことと認識しております。

公立小中学校における用務員につきましては市町村の負担で配置されているところであり、任用につきましては市町村の判断によるものであります。

県教育委員会としましては、用務員の配置に要する経費が各市町村へ地方交付税で措置されていることなどを踏まえ、適切な対応がなされるよう助言を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 食料自給率の向上対策に関する御質問の中で、ホテルなど観光関連施設における地産地消の推進についてお答えします。

これまで沖縄県におきましては、観光業と農林水産業との連携により、県産農林水産物のホテルや飲食店への普及促進、それを活用した新メニューの開発、レシピ集の作成などに取り組んでまいりました。

また、部局横断的な取り組みにより県内ホテルなどにおいて県産農林水産物の消費拡大キャンペーンを実施するとともに、県産農林水産物を活用した料理を提供する飲食店、ホテル等の登録推奨制度の創設を検討し、さらに観光客へ提供拡大を図ってまいりたいと考えております。

次に、土産品などの製造加工の推進策についてお答えします。

観光土産品の市場規模の拡大や関連産業の振興を

図っていくためには、品質にすぐれ、安全・安心で、顧客ニーズに対応した多様な商品の開発とブランド力の強化が重要であると考えています。

県産品のブランド力向上を図る観点から、優良県産品推奨事業において飲食料品の部に観光土産品部門を設け、優良な県産土産品として推奨しております。

また、農林水産物などの地域資源を活用した商品開発を支援するため、製造業重点分野支援事業、OKINAWA型産業応援ファンド事業などにより、県内中小企業が行う新製品開発等を支援しているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） 那覇空港整備構想に関連いたしまして、那覇空港の需要予測についての御質問にお答えいたします。

那覇空港の需要予測値につきましては、国が最新の経済成長見通しや人口予測値等を反映した予測手法を用いて算定しております。その算定結果によりますと、那覇空港の需要予測値は民間航空機の2030年度における年間旅客数は2049万人、年間発着回数は12万5000回となっております。

同じく民間航空機と自衛隊の利用状況についてお答えいたします。

「那覇空港の総合的な調査」の報告書によりますと、平成18年度における那覇空港の年間発着回数は11万9000回となっており、そのうち民間航空機は9万7000回、民間航空機を除く自衛隊や海上保安庁など航空機の発着回数は2万2000回で全体の約2割となっております。

同じく、那覇市や豊見城市からの要請等についてお答えいたします。

那覇空港の拡張整備及び民間専用化について、県経済への影響、環境や安全性への懸念等から、那覇市及び豊見城市が意見を表明しております。

那覇空港は、島嶼県沖縄の県民生活や経済活動にとって重要なインフラであることから、県としましては、整備主体である国と連携しながら、その効率性や安全性が最大限確保できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 労働、介護報酬問題についての御質問の中の、介護職の需要供給の現状

と養成確保について一括してお答えいたします。

国が実施しました平成18年介護サービス施設・事業所調査によりますと、県内の介護サービス施設、事業者の介護職員数は1万626人となっております。

19年度の介護職の養成者数については、介護福祉士が3820人、訪問介護員が1402人で、合計5222人であります。

また、介護関連職種の平成18年度の有効求人倍率は、全国が1.74、沖縄県が0.69となっており、介護職の供給は全国より高いものと考えております。

しかし、介護職員については、賃金が低いことや仕事がつきい等を理由に転職する者が多いと言われており、県内でも人材の確保が課題となっております。

県としましては、人材の安定的確保のためには、介護報酬等の適切な水準の確保等に関する施策の充実強化が図られることが必要と考えており、九州各県とも連携し、国へ要望したところであります。

続きまして、外国人介護従事者の県内需要についてにお答えいたします。

日本とインドネシア経済連携協定に基づく「看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針」が平成20年5月19日に厚生労働省から告示され、受け入れ手続が開始されました。

インドネシア人の受け入れは、国内の労働市場に配慮して当初2年間で1000人を上限としており、事業を適正に実施するため、日本においては、社団法人国際厚生事業団が唯一の受入調整機関と定められております。

そのため、国際厚生事業団に本県からの応募状況を問い合わせしましたところ、応募はないとのことであります。

続きまして、子育て環境の整備についての御質問の中の、保育所待機児童の年次の推移についてにお答えいたします。

待機児童の過去5年間の推移を見ますと、平成16年度に2246人でありましたが、17年度1884人、18年度1520人と2年連続で減少しました。19年度に1850人に再び増加し、今年度は1808人となっております。

県では、これまで待機児童解消のため、保育所の創設、分園設置、定員の弾力化、認可外保育施設の認可化等を保育の実施主体である市町村と連携しながら進めてまいりました。

今回、沖縄特別振興対策調整費を活用して認可化を促進する保育所入所待機児童対策特別事業を実施することとなりました。県では、この事業を最大限に活用して、待機児童の解消に向け、全力で取り組んでまい

ります。

続きまして、認可外保育施設の認可化と公的支援の実績についてにお答えいたします。

認可外保育施設の認可化につきましては、過去3年間で25カ所を認可化しております。また、同施設に対する公的支援としましては、平成12年度から「新すこやか保育事業」を実施しており、当初、健康診断費のみの助成から、平成14年度には10日分の牛乳代、調理員の検便費まで助成対象を広げました。

その後も牛乳代については、支給年齢を段階的に引き上げ、平成17年度には1歳以上6歳未満児まで広げ、平成19年度からは、それまでの一月10日分の助成を20日分に拡充いたしました。さらに、今年度からは給食費として、これまでの牛乳代に加え、新たに米代を助成しております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 当銘勝雄君。

〔当銘勝雄君登壇〕

○当銘 勝雄君 知事、県議会議員選挙において、私は辺野古への基地建設、移設という問題については争点になったということに対して、現実的な対応も選択肢であるということと答弁しているわけですが、そして議員の皆さんに十分に理解されていないと、こういうこと。それは知事が思うわけだから、これは思うなと言うわけにはいかないかもしれませんが、しかしながらあれだけ県民に私たちは訴えて、私たちが支持された。この問題を簡単に知事はそういう形で私はこう思うんだということで逃げられたんでは、たまったもんじゃないですよ。だから、あえて多くの議員が質問しているのはそこら辺なんです。もう一度、これに対する知事の答弁が欲しいです。

それから、ポスト第4次振計の件ですが、知事は今さきの答弁の中で、経済は3.5倍に膨れたんだと、さらに就業者も6割も増したんだということなんです。結果の問題です。確かにそのとおりです。経済はどんどん膨らんでいきますよ、就業人口も沖縄県はどんどん人口伸びておりますから、これは当然就業者がふえるのは当たり前です。結果として、私が聞いているのは県民所得は何ひとつ40年かかっても本土との格差が縮まらない。そして失業率、これも何ら変わりはない。このことを私言っているんですよ。ですから、ああだこうだという話じゃなくて、何でこれがこうなったのかということとをきちっと答弁をしてもらいたいというふうに思います。

ちょっと休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後 6 時 10 分休憩

午後 6 時 11 分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○当銘 勝雄君 教育長、豊見城の用務員問題ですが、これは確かに市町村の教育委員会の問題である。私が心配しているのは、そういう形であちこちらの教育委員会が財政難を理由にどんどんそういう用務員を削っていったんでは、これはそれがつくられていてどんどん広がっていきますよということを私は警告したいわけなんです。ですから、それは適切な助言をしていくということなんです、適切な助言というのをもう少し具体的に適切に教えてください。

よろしくお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後 6 時 12 分休憩

午後 6 時 14 分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 当銘議員の再質問にお答えしたいと思うんですが、どうして知事は自分の考えをまとめたのかとおっしゃられてもですね、いろんな協議会、例の再編協議会も東京で何回かやってきましたし、防衛省の人々がどんどんどんどんかわる中で、無論この間の県議選の中で普天間の移設の話が争点にならなかったとは申し上げませんが、国政レベルのいろんな話題もあったと思います。

ですから、この際と言っては何ですが、新しい議員の先生方も誕生されましたし、この普天間の移設の話というのは国の協議会で一体どういう議論がされ、どんなふうな考えで仲井眞という知事はこれを取り運ぼうとしているのかというのは、まさにどなたかおっしゃったように別に目新しいことを申し上げているわけじゃなくて、これまでの議会で申し上げたことをまとめて、県民の皆さん、そして議員の皆様にもぜひ御理解いただきたいということでまとめたことですから、それ以上でもなく、それ以下でもございません。

その他の再質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） 県民所得あるいは失業率と含めてその原因は何かという再質問だったと思います。それと所得についてどう考えているかということだったと思いますけれども、これは理由等につきましては先ほど知事から申し上げましたように、人口増を

背景に労働力人口が増加しているということで、失業率についても依然として厳しいと。それから離島ゆへの輸送コストの高さとか、市場圏の狭さ等が離島ゆえに不利であるということをお願いいたします。

あと所得に関して一番新しいデータが平成17年ですが、3年前の数字ですから知事就任前ではありますが、実際まだ最下位だということですが、これは先ほども答弁いたしました全国平均のずっと7割で推移してきております。しかし、これも平均を超えているのは9県でありますよということですね。それから東京が478万円で突出して平均値を上げているということでございまして、35県が200万円台ということであります。例えば人口増加率がほぼ全国並みだったらどうなるかということも試算してみたいと思っておりますけれども、いずれにしてもその下位の県、例えば46番目とか45番目との差は着実に狭まってきているんじゃないかなと思っておりますし、あと下位の県はほとんどが人口が減っております。そういう意味では人口が増加しているということからしますと、そういう経済成長も将来に可能性をつないでいるものではないかなというふうに思っております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは再質問にお答えをいたします。

豊見城市の用務員削減との関連で、各市町村の用務員削減に対して県の対応はどうかということでございましたけれども、公立小中学校における用務員につきましては、市町村の負担で配置をされているところがございます。任用につきましては市町村の自主的な判断によるものと理解をしておりますが、市町村教育長会と話し合いたいと思います。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 当銘勝雄君。

〔当銘勝雄君登壇〕

○当銘 勝雄君 余り時間がないので、知事、要するに先ほど奥平議員も言っておりましたが、日本政府に牛耳られているんですよ。言葉を変えれば、日本政府に私たちはだまされ続けている。要するに、すべて基地を沖縄に押し込もうとするこの戦略に負けているんですよ。それに負けてはならないということで、我々は知事を激励していますので、ぜひ今後とも

頑張っていたきたいと、これは要望です。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 20分間休憩いたします。

午後6時20分休憩

午後6時43分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

嘉陽宗儀君。

〔嘉陽宗儀君登壇〕

○嘉陽 宗儀君 私は、ブラジル・アルゼンチンの県人移民100周年祭に県議会を代表して参加させていただきました。

県人の皆さんが南米大陸で大きな社会的信頼を築き活躍している姿に感慨深いものを感じました。同時に、沖縄県として支援を強化すべき課題も見えました。研修生として沖縄で学んだ若者たちが沖縄の文化の継承者として大きな役割を果たしているだけに、今後、各市町村とも提携して質・量ともに強化すべきだし、また、社会的に成功していない県人に対して可能な限りの実態調査を行い必要な援助をすべきだと痛感しました。

私は、以前にも議会代表でブラジルを訪問しましたが、そのときより治安がかなりよくなっていることを感じました。それは、貧困層の人々に左翼政府が援助を強めて生活を守る努力をしているからだということでした。

アメリカ中心の新自由主義経済から脱却し、自主独立路線を歩み、着実に力をつけています。豊かな大地に鉱石・石油などの資源が豊富で、人材の育成に熱心に取り組み、その力で経済力を大きく発展させていました。そして全く戦争をしないので、政治の力、経済の力を国民の生活向上に使う道を進んでいました。この国が今後、国際的にも大きな発言力を持つ国に発展することを感じました。

軍隊や戦争が国民生活といかに相入れないものであるか。そして軍事に頼る政治が本当に愚かなものであり、時代おくれのものであるかを痛感させられました。そして、我が国の政府がアメリカ追従で、莫大な国民の税金を軍事費や米軍への思いやり予算として注ぎ込んでいる政治がいかに反国民的であるかがよく見えました。また、知事が県民を戦争の危険にさらすアメリカの基地押しつけの先導役を果たしていることが、県民の歴史から見て実に許されないものであるかも痛感しました。

そこで通告に基づき質問します。

1、基地問題について。

(1)、新基地建設について。

ア、現在、キャンプ・シュワブで進められている工事は普天間基地の移設関連ですか。工事で海が汚染されています。実態を調査し抜本的な対策を求めるべきではありませんか。

イ、建設場所が確定していなければ工事は行うべきではないと思いますが、そうであれば中止を申し入れるべきではありませんか。

ウ、現在進められている工事に関する環境アセスは行われていますか。

次に、普天間基地の危険性の除去について。

ア、普天間基地の危険性とは何ですか。その内容について説明してください。

イ、知事は危険性の除去を主張していますが、具体的に何をやるのですか。

ウ、危険性の除去の見通しはあるのか。あればその根拠を示してください。

次に、戦闘訓練による爆音問題について。

ア、爆音被害が増大していますが、知事はその実態を把握していますか。

イ、どのような対応をしていますか。

2、知事訪米について。

(1)、訪米の目的は何ですか。訪米によってその目的は達成されるのですか。

(2)、県民の願いは新基地建設反対であります。米軍再編はますます危険な基地を県民に押しつけるものであります。知事はその推進を訴えに行くのですか。

(3)、知事の「普天間飛行場の移設に関する沖縄県の考え方」に関して。

ア、県議会の決議は野党議員が知事の姿勢を十分理解されていないからだの見解を述べていますが、その意味はよく理解できません。県民が理解できるように説明してください。野党議員は理解する力がないということですか。

イ、普天間飛行場をキャンプ・シュワブに移設することが実現可能性の高い早道だという根拠は何ですか。

ウ、新基地建設の沖合移動で早目に決着をつけたいと主張していますが、日米両政府が反対している沖合移動はより現実的だと考える根拠は何ですか。

(4)、知事の態度は絶対的に正しいと言うのか、考え方の真意を伺います。

次に、ヤンバルの貴重な森林の伐採について質問します。

私は、これまで伐採の現場を調査し、本県議会でもたびたび取り上げ伐採の中止を求めてきました。とこ

ろが、全く聞く耳持たぬといわんばかりに伐採はどんどん行われています。

そこで質問します。

(1)、全国的に森林事業は林道土木工事中心になっている。全国的に必要性が疑われる林道工事のために貴重な森林がどんどん伐採されているとの批判の声が大きくなっていますが、どう思いますか。

(2)、ヤンバルの林道建設も林道土木工事ありきで、森林事業の必要性に基づくものとは考えられない実態になっているではありませんか。

(3)、自然保護が大きく叫ばれる中で、従来の森林事業の見直しも進められて、新伐採の規制も厳しくなっています。特に森林法や全国森林計画は、沖縄の自然は固有の動植物が生息しているとして開発行為を厳しく制限しています。その内容について説明してください。

(4)、楚洲の県有林で契約外の広葉樹伐採が行われているとの訴えがあります。県は事実を確認していますか。事実であれば厳しく対処すべきだと考えるがどうですか。

(5)、森林法や全国森林計画を踏みにじて進められ、ヤンバルの自然を破壊している北部地域森林計画に基づく林道工事と森林の伐採・皆伐は直ちに中止すべきではありませんか。

(6)、沖縄の貴重なヤンバルの自然の世界自然遺産登録を求める声が国際的にも大きく広がっています。知事はそれを知っていますか。県政としても取り組むべきではありませんか。

4番目、泡瀬干潟の埋立工事について質問します。

(1)、中城湾港の公有水面埋め立てに係る沖縄県の事業目的は何か。

(2)、187ヘクタールの埋立事業のうち、県が行う事業面積は幾らか。将来何をつくるのか。

(3)、沖縄市は、計画を見直すために従来の計画は白紙に戻したが、事実を掌握しているか。県の事業計画に影響はあるのか。

(4)、仮設道路は公有水面埋立法に反する事態であるが、認識しているか。

(5)、米軍泡瀬通信基地の一部水域の共同使用に伴う現地協定書の期間更新について沖縄市が署名を拒否したが、その理由は何か。

(6)、知事が代理署名をされると言われているが、事実かどうか。そうになると知事が新たな基地を提供することになり、基地の整理縮小の公約に反するのではないか。

(7)、貴重な泡瀬干潟はラムサール条約に登録すべき

との大きな声があるが、その条件はあるか。実態はどうなっているか説明せよ。

5、教育問題について。

(1)、2年連続全国学力テストが全国最下位の結果をどう考えているか。その理由は何か、原因は何か、説明せよ。

(2)、県教育庁は、20年間にわたって学力向上推進運動に取り組んできているのに、なぜこのような結果になっているのか。その原因を分析し県民に公表すべきではないか。教育行政の責任を明確にすべきだと考えるがどうですか。

(3)、フィンランドは落ちこぼれを出さない教育、イギリスは競争主義教育だと言われています。その違いと結果について所見を伺いたい。

(4)、学校教育現場と教職員の多忙化は深刻な実態にある。改善すべきではありませんか。

(5)、教育で大切なのは、継続して一貫して教育できることであるがその条件が欠落しています。教職員定数法正の精神を踏みにじて臨時教員、非正規雇用職員をふやしている。これは直ちに改善すべきではありませんか。安上りを求めている教育が荒廃するだけではありませんか。

(6)、教科書検定意見書の撤回を改めて求めるべきだと考えますが、決意を伺います。

6、保育問題について。

(1)、現在の待機児童数は何名か。

(2)、それから、潜在的な待機児童数は何名で、その保育園整備はあと何園必要か。

(3)、20年度実施の待機児童解消対策特別事業でどれだけの解消が可能か。

7、「美ら海協力金」について。

(1)、「美ら海協力金」と称してダイビングを楽しむ観光客から強制的に徴収しているとの訴えがあるが、実態はどうなっているか。

(2)、強制徴収の法的根拠は何か。

(3)、その徴収された金は何に使われているか。

(4)、県の漁協指導に問題はないか。

8、公共工事について。

(1)、公共工事の発注について、国、県の工事から本土ゼネコンの入札参加を規制し、原則的に県内業者優先発注をすべきだと考えるが見解を伺う。その際、政府の一般競争参加資格についての点数制を改善させるべきではないか。

(2)、県の公共工事の代金支払い問題について。

ア、県の公共工事の代金支払いで問題があると訴えが寄せられているがどうなっているか、明らかにして

ください。

(ア)、平成16年度雄樋川護岸工事。

(イ)、平成18年度小谷地滑り対策工事。

(ウ)、それから、平成19年度玉城那覇自転車道整備工事。

イ、実態を調査して解決に努力すべきだと考えますが、どう対応しますか。

9、新石垣空港建設用地の買い上げについて質問します。

私は、この問題についてこれまで土地転がし疑惑があり、しかも広域暴力団が絡んでいることを指摘し、不当な高値買いをすべきではないと追及してきました。

そこで質問します。

(1)、買い上げ価格は適正か、その根拠を示してください。他の用地との比較では、近傍類似地との比較はどうなっていますか。

(2)、それから、土地転がし疑惑が指摘されていた土地であり、この間の用地取得の経緯を明確に説明してください。

(3)、その他の用地取得の見通しはどうなっていますか。

10、米兵の任意自動車保険加入問題について。

実態はどうなっているか。加入促進を強化すべきではないか。

11、我が党の代表質問との関連について。

(1)、ミサイル防衛のために糸満市与座岳に配備される地上警戒管制レーダーの機能と役割、電磁波の大きさについて説明してください。

(2)、湛水など環境が悪化することはありませんか。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 嘉陽宗儀議員の御質問に答弁させていただきます。

まず、知事訪米についてという御質問の中で、2の(1)と2の(2)が関連いたしておりますので、御理解を得て一括して答弁させていただきたいと思えます。これは訪米の目的と米軍再編の推進についてという御趣旨の御質問です。

戦後63年の長期にわたって過重な基地負担を背負ってきました沖縄県にとって、米軍基地問題の解決は重要な課題であります。その解決促進のため、米国政府や連邦議会、そして米軍司令部などの関係機関に沖縄県の実情を直接伝えることは意義あることだと考えております。また、訪米では沖縄県の産業振興を図るた

め、米国企業等への県内誘致に向けた、言わばトップセールスも行っておりたいと考えております。

米軍基地問題に関しましては、まず米軍基地の運用に伴う事件・事故の防止を要請いたします。特に、米軍人等の綱紀粛正や教育の徹底などを強く求めてまいりたいと考えております。さらに、日米地位協定の抜本的見直し、嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺における航空機騒音の軽減、普天間飛行場の危険性除去を求めますとともに、沖縄県の基地負担の軽減につながる海兵隊要員等の兵力削減とグアムへの移転、普天間飛行場を含む嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還といった在日米軍再編合意の確実な実施を求めてまいりたいと考えております。

これまでの沖縄県知事による訪米要請は、日米両政府の基地政策に影響を与え、県民の過重な基地負担の軽減に一定の成果を上げているものと考えております。

私としましては、沖縄県の基地問題解決のため今後とも訪米し、米国政府に対し粘り強く訴え続けてまいりたいと考えているところでございます。

次に、公共工事に係る御質問で、県内企業の優先発注についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

県は、「県内企業への優先発注及び県産品の優先使用基本方針」に基づき、県が発注する公共工事につきましては、県内土木・建築業者等に対しまして優先的に発注いたしております。

県内企業で施工が困難な大規模かつ技術的難易度の高いダム堤体工事、橋梁工事、トンネル工事などにつきましても、県外企業と県内企業との共同企業体方式によって発注するほか、分離・分割発注により県内中小企業者の受注機会の確保に配慮いたしております。

また、国が発注する公共工事につきましても県内企業への優先発注を促進するため、沖縄総合事務局、沖縄防衛局等に直接出向き、一般競争入札参加資格要件の緩和などにつきまして要請を行いました。この結果、沖縄総合事務局から一般競争入札における参加資格要件の経営事項評価点引き下げや、総合評価における評価項目の見直しによる県内企業への受注拡大の具体策が示されたところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 基地問題についての御質問のうち、キャンプ・シュワブ内での工事及びその

中止の申し入れについての質問について一括してお答えいたします。

沖縄防衛局によると、キャンプ・シュワブ内で行われている建物建設工事は、米軍再編の一環として、キャンプ・シュワブ兵舎地区において、宿舍棟、管理棟及び整備工場等を建設するためのものであるとのこととあります。したがって、同区域は飛行場地区と明確に区分でき、飛行場設置事業とは事業の目的も異なるとのこととあり、県としては工事の中止を求める考えはありません。

普天間基地の危険性の内容についての御質問にお答えします。

普天間飛行場の危険性とは、同飛行場が住宅の密集する市街地の中心部に位置しており、万が一、航空機事故が発生した場合に、周辺住民に多大な影響を及ぼす可能性があることと認識しております。

普天間基地の危険性除去の具体的内容についての質問にお答えします。

県としては、駐留部隊の一時的移駐や訓練の縮小、分散移転など、普天間飛行場のヘリ等の運用を極力低減し、飛行経路等の見直しや安全対策などさらなる改善が必要であると考えており、その実現に向けて日米両政府において十分に協議をし、抜本的な改善策を講じるよう求めているところであります。

危険性の除去の見通しについてお答えします。

去る7月末に設立した実務者間のワーキングチームでは、平成19年8月に発表した報告書の現状の評価、さらなる危険性の除去、騒音の軽減等を検討することになっております。

町村前官房長官からは、ワーキングチームで検討した結果、必要があれば米側と話し合うことは必要と考える旨の発言もあることから、県としては今後、実務者同士の具体的かつ率直な意見交換や検討が行われる中で、普天間飛行場の危険性除去が実現できるものと考えております。

知事訪米についての御質問のうち、「沖縄県の考え方」についてお答えします。

「沖縄県の考え方」を取りまとめ公表した趣旨は、普天間飛行場移設問題に対する知事の姿勢が県民や県議会の皆様に必ずしも十分に理解されていないようにも感じられたことから、移設の必要性や県の取り組み、そして今後の進め方などについて9月議会の前に公表したものであります。

キャンプ・シュワブへの移設についての御質問にお答えします。

普天間飛行場のキャンプ・シュワブへの移設は、在

日米軍再編協議において日米両政府が合意したものであります。また、建設位置について調整すべき点が残っておりますが、地元名護市や宜野座村も基本合意した案であります。したがって、普天間飛行場の一日も早い危険性の除去のためには、名護市のキャンプ・シュワブへ移設することが現実的な選択肢であると考えております。

次に、沖合移動についての御質問にお答えします。

代替施設の建設計画については、可能な限り沖合へ寄せるなどの地元の意向や環境に十分配慮する必要があると考えており、機会あるごとに政府に求めてきたところであります。

これに対し町村前官房長官からは、沖合移動も念頭に早目に決着したいとの発言がありました。また、政府と県との間で実務者レベルのワーキングチームが設置されたことは、これまでの知事の主張を踏まえ、政府として地元の意向をよく聞き、環境などにも十分配慮しつつ具体的な検討を進めていくという姿勢のあらわれだと理解しております。

「沖縄県の考え方」の真意についてお答えします。

県は、在日米軍再編協議などこれまでの経緯を踏まえると、普天間飛行場の危険性を一日も早く除去するためには、キャンプ・シュワブに移設することが現実的な選択肢であると考えており、県民や議員各位に対しこのような県の考えを丁寧に説明しながら政策を推し進めていきたいと考えております。このため、「普天間飛行場の移設に関する沖縄県の考え方」をまとめ公表したところであります。

次に、米兵の任意自動車保険への加入についての御質問にお答えします。

米軍人・軍属等の私有車両の任意自動車保険の加入については、SACO最終報告に基づき平成9年1月から義務化されており、米軍においては車両登録や自動車税納税の際、加入促進を行っているとのこととあります。

県としては、交通事故被害の完全補償の観点から、平成8年のSACO最終報告に盛り込まれた米軍人・軍属等の任意自動車保険への加入を徹底すべきであると考えております。

次に、自衛隊与座岳分屯基地のレーダー建設による湛水被害等についてお答えします。

新レーダー建設については、現在防衛省において平成21年度概算要求を行っているとの説明を沖縄防衛局から受けており、まだ建設が行われておらず、湛水被害との関連はないものと思われます。

次に、自衛隊与座岳分屯基地の新レーダー配備によ

る電磁波の危険性についてお答えします。

沖縄防衛局の説明によると、新レーダー設置による電波の影響調査を実施したとのことであり、周辺への影響はないとのことであります。したがって、電磁波による危険性はないものと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 基地問題についての御質問で、赤土流出の実態調査と対策についてお答えいたします。

キャンプ・シュワブで実施されている倉庫等新設造成工事については、沖縄防衛局から県に対し、沖縄県赤土等流出防止条例第9条第1項に基づく事業行為通知書が提出されております。

県では、これまでに赤土等流出防止施設の設置状況や管理状況が適切かどうかを確認するため、7月14日、9月4日、台風13号が接近した9月17日に現地調査を実施しております。

9月17日に行った降雨時の立入調査の際には、工事区域内からの放出口2カ所で濁水濃度を測定し、条例に基づく排出基準以下であることを確認するとともに、沖縄防衛局に対し発生源対策等について指導を行ったところであります。

県としては、今後とも沖縄防衛局に対し、赤土流出防止対策等について立入調査による確認や報告を求めていると考えております。

次に、兵舎工事等の環境アセスについてお答えいたします。

現在、キャンプ・シュワブ内で行われている兵舎等の工事は、在日米軍再編として行われる米軍基地の再配置のための事業の一環であり、普天間飛行場代替施設建設事業として行われるものではないと聞いております。また、これらの工事は代替施設建設事業の事業実施区域の外で行われている工事であることから、県としては環境影響評価法及び沖縄県環境影響評価条例の対象事業ではないと認識しております。

次に、爆音被害の実態と対応についてお答えをいたします。一括してお答えいたします。

県では、周辺市町と連携し、普天間飛行場周辺の9地点において年間を通して航空機騒音の監視測定を行っております。

平成19年度航空機騒音測定結果によりますと、普天間飛行場周辺においては、9局中3局で環境基準を超過しており、また、わずかな増加も含めるとうるささ指数は9局中7局で、騒音発生回数は9局すべてで前

年度より増加している状況でありました。

県におきましては、平成19年度測定結果を踏まえて、去る9月10日及び18日に米軍や沖縄防衛局等関係機関に対し、航空機騒音の軽減について強く要請を行ったところであります。

今後とも関係市町と連携し航空機騒音の監視測定を継続するとともに、米軍等関係機関に対し航空機騒音の軽減を粘り強く働きかけていきたいと考えております。

次に、ヤンバルの貴重な森林の伐採についての御質問との関連で、世界自然遺産登録に向けた県の取り組みについてお答えいたします。

ヤンバル地域は、平成15年に環境省と林野庁が設置した世界自然遺産の国内候補地を検討する委員会において選定された「琉球諸島」の中で、奄美大島、西表島などの地域と並び重要な地域となっております。

世界自然遺産として登録されるためには、その対象となる地域が国の法律によって保護されている必要があることから、現在、環境省がヤンバル地域の国立公園化に向けた調査や地元説明会等を実施しているところであります。

県としましては、「琉球諸島」が世界自然遺産に登録されることは、自然保護や地域振興の面からも望ましいことと考えています。そのため、県においても世界自然遺産に関する県民向けパンフレットの作成やシンポジウムの開催等による普及啓発活動、生態系に悪影響を及ぼす外来種対策等に環境省と連携して取り組んでいるところでございます。

次に、泡瀬干潟の埋立工事との関連で、ラムサール条約登録の条件及び実態についてお答えいたします。

泡瀬干潟は、シギ、チドリ等が多く飛来するほか、多様な魚類や底生生物が生息する場所であり、重要な干潟と認識しております。

干潟等をラムサール条約に登録する条件は3つございます。1つは、国際的な基準に合致する重要な湿地であること、2つ目は、例えば自然公園法、鳥獣保護法などにより将来にわたって自然環境の保全が図られること、3つ目は、地元の自治体や住民の登録への賛意が得られることとなっております。ラムサール条約への登録は、国がこの3つの条件を整えた上で行うこととなります。

環境省は、泡瀬干潟については冬鳥のムナグロの数が現段階で国際基準を何とか上回っているとし、今後ともモニタリングを続けるとともに、地元の意向を十分注視しながら将来的に登録地としての可能性について検討するとしております。

県としましては、国の検討の動向を注視していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 護得久友子さん登壇〕

○農林水産部長（護得久友子さん） ヤンバルの貴重な森林の伐採についての御質問で、ヤンバルにおける林道工事と伐採の必要性については関連しますので、一括してお答えいたします。

森林は、林産物の供給を初め水源涵養機能等の多面的機能を有しております。

林道はそれらの機能を高度に発揮させるために、適切な森林の管理や森林施業の推進、就労条件の改善、生産性の向上、森林レクリエーションのためのアクセス路として重要な役割を果たし地域の振興に寄与しております。

県としては、適切な森林施業を推進するため必要な林道を整備し、森林の持つ多面的機能の発揮に努めているところであります。

同じくヤンバルの貴重な森林の伐採で、固有の動植物が生息している森林の開発、規制についてにお答えいたします。

全国森林計画では、全国の各広域流域ごとに森林の整備及び保全に関する事項を記しております。その中で、沖縄の広域流域においては「固有の動植物が生息していることから、水源かん養機能の維持増進及び貴重な種の保存に配慮し、天然力を活用した適切な施業を推進すること」としてあります。

沖縄北部地域森林計画においては、全国森林計画に即して、「森林の整備及び保全に関する基本的な事項」の中で「鳥獣保護区の周辺にあっては野生生物の生息・生育環境の保全等に配慮するものとする。」と記した上で、市町村、関係機関及び森林審議会等の意見を踏まえ、農林水産大臣の同意を得て計画を策定しているところであります。

同じくヤンバルの貴重な森林の伐採で、県営林における森林伐採についてにお答えいたします。

県営林におけるリュウキュウマツの択伐による売り払いについては、平成19年11月6日に、売り渡し人沖縄県と買い受け人国頭村森林組合において109本の売買契約を締結し、適正に履行されております。

また、樹木の伐採に当たっては、労働安全衛生上、作業中に危険を生ずるおそれのあるものを取り除くことは必要な行為となっております。

なお、労働安全衛生規則第477条においては、「かん木、枝条、つる、浮石等で、伐倒の際その他作業中

に危険を生ずるおそれのあるものを取り除くこと。」と定められております。

同じくヤンバルの貴重な森林の伐採についてで、林道工事と森林の伐採の中止についてにお答えいたします。

森林は林産物の供給を初め、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、地球温暖化の防止等の多面的機能を有しております。このため、県は、森林を「水土保持林」、「森林と人との共生林」及び「資源の循環利用林」に区分し、それぞれの機能に応じて森林の整備保全及び利活用を図ることとしてあります。

林道工事、森林伐採については、主として「資源の循環利用林」の区域で行っております。

林道整備と森林伐採については、本年度に策定する沖縄北部地域森林計画の中で、地元の要望、関係機関、森林審議会等の意見を踏まえ、自然環境の保全等に配慮しながら進めていきたいと考えております。

次に、「美ら海協力金」についての御質問で、「美ら海協力金」の実態、徴収根拠、使途及び漁協指導については、関連しますので一括してお答えいたします。

「美ら海協力金」は、宮古島漁協、池間漁協及び伊良部漁協の3漁協と地元のダイビング事業者とが、平成20年2月に任意で締結した「宮古地域における海面の調和的利用に関する協定」に基づき、ダイビング事業者から3漁協に対し協力金として支払われているのであります。

「美ら海協力金」は、主にオニヒトデ駆除等の海域環境改善対策やシャコガイ等の放流事業などに活用されることとなっております。

県は、漁協及びダイビング事業者に対し、国の「漁業と海洋性レクリエーションとの共存を推進するための調和指針」に基づき、話し合いによる海面の調和的利用のための協定を締結するなど、ルールづくりを行うよう指導してきたところであります。また、海面利用連絡協議会を通じ、関係者に対し観光ダイバーなどへ当該協力金の趣旨を十分説明し、協力を得よう指導しているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君） 泡瀬干潟の埋立工事についての御質問の中の、泡瀬地区埋め立てに係る県の事業目的についてお答えします。

泡瀬地区埋立事業の目的は、本島中部東海岸地域の活性化を図るための経済振興策として、地元からの強

い要請に基づき、埠頭や交流施設、ホテル等の誘客施設を一体的に整備し、地域特性を生かした国際交流リゾート拠点等の形成を図るものであります。

続きまして、県が行う事業面積及び将来何をつくるかについてお答えします。

泡瀬地区埋立事業に係る埋立面積は約187ヘクタールとなっており、そのうち県が施工する埋立面積は約9.2ヘクタールとなっております。

県施工に係る土地利用計画については、客船埠頭や小型船だまりなどの港湾施設や海浜緑地及び観光商業施設用地となっております。

続きまして、事業計画の見直しについてお答えします。

昨年12月5日に行われた東部海浜開発事業に係る沖縄市長表明の概要は、第 区域については、土地利用計画の見直しを前提に推進、第 区域については、現行計画の推進は困難で具体的な計画の見直しが必要という内容となっております。

また、当該表明を踏まえ、沖縄市においては、今年度から3年程度かけて土地利用計画の見直し作業に取り組んでいくと聞いております。

県としましては、沖縄市の土地利用計画見直し作業の状況を踏まえながら、社会経済情勢の変化等を的確に把握するとともに、地域のニーズに沿った土地利用計画が図られるよう柔軟に対応していく考えであります。

続きまして、仮設道路についてお答えします。

泡瀬地区埋立事業における仮橋と市道との取りつけ部分は、仮設構造物である仮橋の一部であり、公有水面埋立法における埋め立てには該当しません。また、当該仮設構造物である取りつけ部分の設置箇所については、埋立願書における「埋立に関する工事の施行区域」に含まれており、公有水面埋立法に違反するものではありません。

なお、仮橋については、埋立後撤去されることとなっております。

続きまして、現地協定書に沖縄市が署名を拒否した理由についてお答えします。

泡瀬通信施設に係る共同使用の期間更新手続については、去る4月30日付で沖縄市より現地協定書に署名しない旨、国及び県へ通知されたところであります。

当該通知によりますと、沖縄市が署名しない理由は、泡瀬通信施設に係る一部保安水域において埋め立てられる部分が新たな基地として米軍に提供されるとともに、共同使用により土地利用の制約が生じるためとなっております。

続きまして、知事による署名についてお答えします。

現地協定書については、これまで国、県、沖縄市の3者を代表して沖縄市長が署名を行ってきたところでありますが、沖縄市より現地協定書に署名しない旨、国及び県へ通知されたところであります。

県としましては、当該保安水域に係る埋立部分に県が管理する臨港道路や緑地等の土地利用計画があり、泡瀬地区埋立事業を円滑に進めるためにも従来どおりの共同使用を継続していく必要があることから、知事が署名することが妥当であると判断したところであります。また、泡瀬通信施設に係る一部保安水域において埋め立てられる部分については、現在も保安水域として提供されていることから、新たな基地の提供にはならないと考えております。

なお、当該保安水域に係る部分を共同使用することにより、県や市及び民間の利用が可能となります。

それでは公共工事についての御質問の中の、県発注工事の代金支払いについて一括してお答えしたいと思います。

訴えの内容は、4件の工事を請け負った業者から、既に完了した工事の設計変更に関するものであります。

請負金額の変更方法につきましては、建設工事請負契約書第24条3項に「乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲が負担する必要な額については、甲乙協議して定める。」と規定されております。

当該工事につきましても、それぞれ工事期間中に建設工事請負契約書第24条の規定に基づき、発注者である県（甲）と請負者である（乙）が対等の立場で協議を行い、変更協議書により変更契約書を締結し完了した工事であり、特に手続等の問題はないと考えております。

続きまして、代金支払いの実態調査と対応についてお答えします。

平成20年6月に請負業者から県に対して、設計変更に関する申し入れが寄せられたことから、その内容の事実確認を行いました。その結果、変更契約書の締結に当たっては、特に問題はないと考えております。

県は、平成20年7月24日に請負業者からの質問書に対し、8月4日に県の考え方を文書で回答しております。

今後とも、請負業者の理解が得られるよう努めていきたいと考えております。

続きまして、新石垣空港用地の買い上げについての

御質問の中で、新石垣空港の用地の買い上げ価格についてお答えします。

今議会に提案しております取得予定用地の価格については、「沖縄県の公共事業の施行に伴う損失補償基準」に基づき、正常な取引価格を算定した上で、別途、不動産鑑定士2名に鑑定評価を依頼し、これらを総合的に比較考量し決定しております。

また、他の近傍類似用地との比較については、石垣市内において調査した取引事例31件のうちから当該起業地に類似した事例4件を抽出、選定し、事情補正、標準化補正、地域格差等の諸要素を総合的に勘案して算定しております。

続きまして、用地取得の経緯についてお答えします。

当該企業用地の取得交渉については、平成18年3月よりことし6月まで30回以上にわたり行ってきたところでありますが、県の提示単価への不満や代替地要求等から交渉が難航しておりました。その後、当該企業は平成20年6月末に民事再生法の適用を受け、監督委員である弁護士の指導監督のもと、会社再建に取り組む状況となっております。

このような状況の変化を踏まえ、県としては、去る7月末に同社に対し新石垣空港整備事業への理解と協力を改めてお願いしたところ、用地取得交渉が進展し、監督委員の同意を得て仮契約の締結に至ったものであります。

続きまして、用地取得の見通しについてお答えします。

新石垣空港整備事業における未契約用地約3%のうち、一般地権者の保有している用地が約2.9%、共有地権者の保有している用地が約0.1%残っており、現在、早期の取得に向けて地権者の方々と誠意を持って交渉を重ねているところであります。

しかしながら、今後、用地交渉が難航することも予想されることから、平成24年度末の供用開始に支障が生じるおそれがある場合は、土地収用法の活用も視野に入れ、用地を取得していく考えであります。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは教育問題についての御質問で、全国学力テストの結果等についてお答えいたします。

今回の「教科に関する調査」において、本県と全国平均とを比較すると、小学校の国語と算数で約5から7ポイントの差、中学校の国語と数学で約6から11ポ

イントの差がありました。

これらの結果の原因につきましては、基本的な生活習慣の形成や家庭学習の習慣化など家庭における課題や、基礎・基本の定着、学習意欲の向上、指導方法の工夫・改善など学校における課題があったものと考えております。

県教育委員会としましては、これまでの学力向上対策の取り組みや今回の結果を踏まえ、各学校に対して「確かな学力の向上」支援プランに基づいた授業改善を推進し、児童生徒のわかる授業の構築を支援するとともに、家庭に対しては、本年4月に作成・配布した「家庭学習のてびき」等の活用を通して家庭学習の仕方や基本的な生活習慣の形成のための取り組みについて啓発してまいります。

今後とも児童生徒の確かな学力の向上のために、学校、家庭、地域が一体となった学力向上対策を推進してまいりたいと考えております。

次に、学力向上対策の取り組みの検証についてお答えいたします。

本県の学力向上対策は、昭和63年度から学力向上主要施策を策定し、「知・徳・体の調和のとれた人間の育成を目指し幼児児童生徒一人一人の学力を伸ばす」という目標を掲げ、学校、家庭、地域が一体となって学力向上対策を推進しております。しかしながら、昨年同様、今回の学力調査の結果を見ますと、本県と全国平均との間に大きな差があり、その結果については厳粛に受けとめております。

県教育委員会におきましては、本年5月に教育庁内に学力向上施策検討委員会を立ち上げ、これまでの学力向上対策の取り組みについて検討してまいりました。その中で、本県児童生徒の課題である知識・技能を活用する力の育成を図るため、新たに「沖縄県学力到達度調査」を実施することや、活用型の授業を取り入れた「わかる授業」の構築など、学力向上主要施策「夢・にぬふぁ星プラン」に基づいた取り組みをさらに推進していくことを確認したところであります。

県教育委員会としましては、ことし8月に設置した学力向上推進プロジェクトチームにおいて、本県児童生徒の学力・学習状況の課題について詳細に分析・検討を行い、改善策を講じていきたいと考えております。

次に、フィンランドとイギリスの教育の違いについてお答えいたします。

イギリスの教育の主な特色は、1つ目に、カリキュラムの全国的基準が策定され、その評価システムが導入されていることです。2つ目は、国がすべての学校

を定期的に監査し、その結果を国民に公表していることとあります。3つ目は、義務教育費について全額国庫負担となっております。

フィンランドの教育の主な特色は、1つ目に、就学前教育の充実と授業のあり方であり、教えることから学ぶことへ移行させ、子供たちに考える力を養う教育を行っていることです。2つ目には、指導する教師の質の高さです。フィンランドのすべての教師は、大学院修士課程を修了しております。3つ目には、教員の採用や指導内容の決定など、自治体ごとに運営を任されており、その独自の教育の制度にあると言われております。

このように両国の教育につきましては違いはありますが、教育制度については、それぞれの国における歴史的、文化的、社会的背景に基づいて構築されているものと考えております。

次に、教職員の多忙化についてお答えいたします。

学校現場における教職員の業務は、日々の授業や生徒指導を初め、各種会議、事務処理、部活動指導、家庭との連絡など多岐にわたっております。また、教職員の職務は、数量化しにくい業務であり、多様な人間関係や高い倫理観が求められるなど、その職務の特殊性が多忙化に影響していると思われまふ。

県教育委員会では、本県教職員の勤務の実態や意識を的確に把握し、学校組織の活性化や効率化に資する方策を検討するため、公立小・中・高・特別支援学校の全教職員を対象に「教職員の勤務の実態や意識に関する調査」を8月に実施したところであります。現在、その集計及び分析の作業を進めており、その結果を踏まえ、今後の対応策等を検討していきたいと考えております。

次に、臨時的任用教員についてお答えいたします。

教職員の定数につきましては、「義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に基づいて教職員定数を算定し、本務職員を配置するよう努めているところであります。

臨時的任用教員につきましては、少子化等の影響により、児童生徒数や学級数の増減に伴う教職員数の変動等に対応する必要がある、やむを得ず行っているところであります。

次に、教科書検定意見の撤回についてお答えいたします。

教科書検定問題につきましては、昨年9月29日に県民大会が開催され、その趣旨を踏まえ、県や実行委員会及び県教育委員会が政府及び関係団体へ検定意見の撤回等を要請しました。

このことは県民大会に結集した11万人余の平和を希求する県民の強い思いを国や文部科学省に伝えたものであると認識しております。その結果として、高校歴史教科書の訂正申請が承認され、広い意味での「日本軍の関与」の記述が回復されるとともに、沖縄戦における「集団自決」の背景の説明や県民大会についての記載がなされており、高校生がこれまでと同様に学習ができるものと考えております。

教科書検定意見の撤回につきましては、長期的な取り組みになるものと考えており、今後とも国及び文部科学省の動向を注視しつつ、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 保育問題についての御質問の中の、待機児童の実態と保育所の必要数及び待機児童対策特別事業による待機児童解消について一括してお答えいたします。

本県の平成20年4月現在の待機児童数は1808人となっておりますが、潜在的待機児童については、市町村への保育所入所申し込みがなされていないことから、その把握は困難な状況にあります。

県では、今回の沖縄特別振興対策調整費を活用した待機児童対策特別事業において、保育需要を正確に把握するため、潜在的待機児童も含めて実態調査を実施することとしております。

このため、具体的な数値目標は当該調査結果と市町村の意向を踏まえなければなりません。今のところ特別事業の実施による認可化で平成23年度までに約3600人の定員増を想定しております。仮に、保育所1カ所当たりの定員を60人としますと約60カ所の保育所の設置が必要となるものと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後7時41分休憩

午後7時42分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

嘉陽宗儀君。

〔嘉陽宗儀君登壇〕

○嘉陽 宗儀君 それでは再質問します。

まず赤土汚染の問題についてですけれども、赤土流出は基準値内といいますが、その数値を明らかにしてください。

基準値内であるのに防衛局を指導したというが、その具体的な内容を説明してください。

次、危険性の除去の問題について。

危険性の除去は、いまだにただ政府に求めるだけです。それでは何の効果もないのは既に立証されています。結局知事では危険性の除去はできないということですね。いま一度明確にしてください。

それから爆音の問題ですけれども、航空機騒音は9カ所の測定地点すべてで前年度より増加していることを明らかにしていますが、米軍は知事の言うことを無視しているではありませんか。

知事には結局この騒音問題を解決する能力がないと理解してよろしいですか。

それから野党議員の理解に対する問題。

知事は御自分と考え方が異なるのは、相手が理解していないからだという態度で決めつけていますが、これは御自身の考え方は絶対に正しくて、理解できない相手が間違っているということになりませんか。その態度は傲慢だと思います。

民主主義は、少数意見を尊重し多数意見に従うことが原則です。野党の決議は、県民多数の意思であることをまず知事は理解すべきです。しかも、知事は与党の支持で当選されていますが、知事という職は与党だけのものではありません。あくまで全県民的立場で行政は行われるべきではありませんか。したがって、野党決議は最大限に尊重されるべきではありませんか。知事はそのことが理解できないのでしょうか。野党決議はあくまでも野党議員の理解力不足と決めつけて踏みこむのでしょうか。

それから沖合移動。

日米両政府は、知事の沖合移動の要求を全く聞き入れない立場にないことは明確にしています。なぜ知事はそのことを受けとめないでそれに固執しているんですか。

それからヤンバルの森の問題で、契約外の100本以上のイタジイなど広葉樹伐採が行われているかどうかを質問しています。この件は、刑事告発も行われています。明確に説明してください。

それから自然環境に配慮しながら森林の伐採、皆伐を行い、ヤンバルの森を丸坊主にしているのですが、納得できません。改めて伐採の実態を説明してください。そしてその中止を求めます。これは知事がしっかり答弁してほしいと思います。

それから環境省は、ラムサール条約への登録は前向きです。県の姿勢が大事だと強調しています。県の責任で積極的に泡瀬干潟のラムサール条約登録問題については取り組むべきだと思いますが、決意を伺います。

私はこの20年間にわたって学力向上支援運動について批判をしてまいりました。特に、達成度テストが沖縄の教育をゆがめる大きな要因であり、その廃止を強く求めてきましたが、今回教育長がその廃止を決断されたことは評価します。廃止の理由を説明してください。

今度の学力到達度調査がこれまでの習熟度別学級編制などに弊害を持ち込むようなものであってはなりません、その内容を明らかにしてください。

それから石垣空港の用地取得の問題でありますけれども、これは質問の中でも言いましたけれどもかなり広域暴力団が絡んでの土地転がしがありました。その中身について県民はみんな疑問を持っていますから、どういう経過があったかということについてはちゃんと説明をしていただきたいと思います。

それから最後に、我が党の代表質問との関係で、糸満の与座岳のレーダーの問題ですけれども、その機能・役割について明確にすべきです。エックスバンドレーダーから生じる電磁波の影響について、米国防総省ミサイル防衛庁の情報資料は、家庭のテレビやラジオへの影響が生じる可能性について指摘しています。電磁波、大変危険ですけれども、そのことについては改めて県民が納得できるように説明をしてください。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後7時47分休憩

午後7時54分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 嘉陽議員の再質問にお答えします。

10点あったと思うんですが、まず4番目の県の考え方をまとめて、しかも私の答弁で理解すべきであるとか何か押しつけがましいとか、傲慢であるとかというようなことを二、三点おっしゃっておられました。そして与党だけの知事ではあるまいというようなこととか二、三おっしゃっていましたが、関連しておりますので一括して答弁させていただきますが、基本的に知事というのは県民総体の知事であるという自覚を持って私は日々の仕事をしているつもりです。そういうことで何が適切であるかということ県民総体の知事として考え、行動しているつもりでございます。

そして県の考え方をまとめましたのは、先ほども別の先生の御質問に答弁したとおりではありますが、いずれにしても基本的な考え方にもし違いがあるとすればそれは違いであって、そういうものも含め県民

そして県議会の先生方の御理解を得るべくまとめたということでございます。

その他の御質問については、部局長等から答弁いたします。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君） 新石垣空港用地に係る再質問にお答えいたします。

新石垣空港建設用地、今般の仮契約をしました企業用地の所有者についてでございます。

まず昭和45年12月に白保土地改良組合から沖縄日生総業株式会社に所有権が移っております。それから昭和62年に国内リゾート開発株式会社、さらに平成元年に株式会社センターアートギャラリー、それから平成元年に株式会社光建設に所有権が移っております。その後、平成4年に株式会社カラ岳、最終的には平成16年10月に株式会社駿河コーポレーションとなっております。そして今般仮契約を結んだわけであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 護得久友子さん登壇〕

○農林水産部長（護得久友子さん） それではヤンバルの貴重な森林の伐採についての再質問で、林道工事の中止についてにお答えいたします。

県では、森林を「水土保全林」、「森林と人との共生林」及び「資源の巡回利用林」に区分し、それぞれの機能に応じて森林の整備保全及び利活用を図ることとしております。

林道工事の森林伐採については、主として「資源の循環利用林」の区域で行っております。林道整備と森林伐採については、今年度に策定する沖縄北部地域森林計画の中で、地元の要望、関係機関、森林審議会等の意見を踏まえ、自然環境の保全等に配慮しながら進めていきたいと考えております。

それから県営林における伐採の実態についてにお答えいたします。

県営林の伐採については、リュウキュウマツ109本を売買契約しております。その内訳は、楚洲県営林51林班において82本、奥県営林52林班で27本のリュウキュウマツを売り払っております。

県営林の立ち木売り払い契約においては、対象となる森林を選定し、現地において埋木調査を実施し、売り払い前には立ち木ごとにマーキングを行い、買い受け人に引き渡しを行い、搬出完了後は跡地検査において切り株ごとの確認を行い、契約どおりの搬出の確認をしております。そのため、契約後の伐採はありません。

ん。

また、広葉樹林約100本の伐採については、労働安全衛生上、作業の安全を確保するための支障木として伐採したものであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは、再質問にお答えをいたします。

学力向上の達成度テストの廃止の理由は何かということですが、昭和63年度から達成度テストを実施をしてまいりまして、基礎的・基本的な知識・技能の習得を目指してまいりましたが、平成19年度実施をされました全国学力・学習状況調査におきまして、B問題、主として活用に関する問題で全国との大きな差があり大きな課題となったわけございまして、庁内に学力向上施策検討委員会を立ち上げまして実施の方法を見直してまいりました。

そこで、活用型・探求型の授業実践の状況を把握し今後の改善に生かしていくことなどから、達成度テストを改め沖縄県学力到達度調査と名称を変更し実施することとしたものでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 再質問にお答えいたします。

まず、赤土汚染は基準値以下であるが、その数値を示すこと、基準値以下であるのになぜ指導したかという趣旨の御質問にお答えをいたします。

工事区域内からの排水は、造成後行われている区域の末端にある東側の放流口及び埋蔵文化財宝蔵地の末端にある西側の放流口の2カ所で行われており、当該2カ所で浮遊物質量の測定を行っております。

その測定結果は、東側の放流口で21ミリグラムパーリットル、西側の放流口で70ミリグラムパーリットルとなっており、条例に基づく濁水の排水基準である200ミリグラムパーリットル以下であることを確認しております。

ただし、基準値以下ではありますが、西側の放流口で70ミリグラムパーリットルの放流が認められたことから、排水対策を徹底するよう指導したものでございます。

次に、航空機騒音について、知事の言うことを米軍は聞いてないのではないかという御趣旨の再質問にお答えいたします。

県は、去る 9 月 10 日及び 18 日に県内の米軍を初め日米両政府に対し、航空機騒音の軽減措置をとることや、航空機騒音規制措置の厳格な運用等について要請したところでございます。

県としましては、引き続き関係市町村と連携を図りながら、米軍を初め日米両政府に対し航空機騒音の軽減を粘り強く働きかけていきたいと考えております。

次に、ラムサール条約への県の取り組みについてお答えをいたします。

具体的な登録条件として、ラムサール条約の選定基準の一つに水辺に関する特別基準があり、地球上の全体の個体数の 1 % が集中する場所については、国際的に重要なため登録の要件となっております。

泡瀬干潟にはムナグロという渡り鳥が毎年越冬しに來ており、個体数について国において調査していますが、今の段階では基準をわずかに上回っている状況と聞いております。

また、登録条件の 2 番目についてですが、例えば鳥獣保護法に基づく国指定鳥獣保護区の特別保護地区の指定はまだされてない状況にございます。

3 番目の条件につきましては、1 と 2 の登録基準が満足された後に国から地元の自治体等へ賛意を得ることとなっております。

県としましては、国内法による湿地保全の担保としての国指定鳥獣保護区の特別保護地区の指定について国の動向を見守っていくと同時に、国の作業には県も積極的に協力していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） まず、危険性の除去について政府に求めるだけかという御質問でございますが、危険性の除去策については、去る 7 月 18 日の第 8 回移設措置協議会において町村前官房長官から、ワーキングチームで検討した結果、必要があれば米側と話し合うことは必要と考える旨の発言がありました。

去る 8 月 5 日には第 1 回のワーキングチームが開催されたところであり、今後の作業工程を含め実務者同士の具体的かつ率直な意見交換や検討が行われる中で危険性の除去策についても検討が行われるものと考えております。

次に、沖合移動について、政府は全く受け入れていないと、それでも沖合移動を進めるのかという御質問について。

代替施設の建設計画については、可能な限り沖合へ寄せるなどの地元の意向や、環境に十分配慮する必要

があると考えており、機会あるごとに政府に求めてきたところであります。

これに対し町村前官房長官からは、沖合移動も念頭に早目に決着したいとの発言がありました。これも同様に政府と県の間で実務者レベルのワーキングチームが設置されておりまして、今後具体的な検討が進んでいくというふうに考えております。

それから、レーダーについての御質問でございますが、電波は電磁波の一種でありまして、レーダーは電波、特にマイクロ波を発射して目標物に当て、その反射を受信して方向や位置を測定する、すなわちレーダーについては電磁波を使用いたしております。

この電磁波について防衛局に照会したところ、住民の健康を含めた影響を照会したところ、平成 19 年度に航空自衛隊が新レーダー設置に係る与座岳分屯基地においてレンジ環境調査を実施したところであるとのことであります。

また、電波の安全性について規定している電波法第 30 条等に適合するよう、新レーダーの設計・設置を実施することで人体等への影響がないよう措置することとあります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後 8 時 8 分休憩

午後 8 時 9 分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 休憩。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後 8 時 9 分休憩

午後 8 時 11 分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） 先ほどの答弁漏れということでございますので、沖縄県学力到達度調査の実施によって習熟度別の学級編制の弊害につながるということは想定をしてございません。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 嘉陽宗儀君。

〔嘉陽宗儀君登壇〕

○嘉陽 宗儀君 1 点に絞って質問しますが、知事は県議会決議について理解していないということを繰り返し繰り返し説明しているんですが、私なりに言えば、なぜ知事が野党の議員の皆さん方の考え方を理解しないのかと。大もとには軍事同盟ありき、日米安保

体制ありき、この呪縛から抜け出せないものだから、軍事同盟は必要だということから抜け出せないものだから、野党の言うことは理解できていないんだろうと思うんです。

沖縄県民は、あの米軍の全面占領支配のときにも不可能だと言われていたサンフランシスコ平和条約を廃棄せよ、撤廃せよということで闘ってそれを実現した。

今大切なのは、本当に基地もない、核もない平和な沖縄を目指して知事が先頭に立って頑張る。そして、その理解を求めるんじゃなくて、知事自身がそういう立場に立つようにして県民運動の先頭に立っていくということをするれば共通理解が深まるんですよ。あくまで軍事同盟優先の知事にはなかなか野党の立場は理解できないんでしょうねということだけ言って終わらしましょうね。

○議長（高嶺善伸君） 瑞慶覧 功君。

〔瑞慶覧 功君登壇〕

○瑞慶覧 功君 お疲れさまです。

社大・結の瑞慶覧です。最後ですのでよろしくお願いします。

さて、沖縄県は海外移民を多く送り出している県です。実に日本の海外移民の12%から13%を占め、約36万人もの県人がいると言われております。

沖縄県の海外移民は、1899年にハワイに27人が、沖縄移民の父と言われた当山久三氏によって送り出されました。その後、南北アメリカ大陸、東南アジア、南洋諸島、台湾、満州へと渡りました。明治以降の近代沖縄の歴史は、海外移民なくして語れないと言っても過言ではありません。

1974年に発行された沖縄県史の移民編によりますと、移民県としての背景には、耕す土地も働くべき仕事もなく、南海の孤島で暴風や干ばつによる飢餓の中、やむにやまれない選択であったことがうかがえます。いわゆるソテツ地獄と言われたところで、また政治的な背景に沖縄差別に抗し、謝花昇や当山久三らが自由民権運動で奈良原知事に弾圧されたところであります。

1908年から移民が始まったブラジルでは、沖縄移民はしばしば劣悪移民として排斥され、一時期送り出しが中断されたこともありました。劣悪移民とされた理由は、1つに、契約を守らずに逃亡する者が多い、1つに、郷土的な団結心が強過ぎる、1つに、永住する気がなく郷里に送金することを目的としている、すなわち同化能力がないと酷評されました。

しかし、後の1939年に沖縄県当局が移民政策を従来

の出稼ぎから永住に切りかえたことと、太平洋戦争の敗戦により永住へと意識が変わっていきました。かつては劣悪移民の要因とされた団結力で優良移民に変わっていったのです。

沖縄移民の歴史と背景が詳しくありますので、この機会に皆さんも県史の移民編を一読してください。

東南アジア、南洋諸島、台湾、満州などの移民は戦後財産を没収され、帰国を余儀なくされました。ちなみに、私の父もサイパン生まれでした。

太平洋戦争直後、壊滅的な打撃をこうむった沖縄に海外の同胞から物心両面の支援活動が行われました。照屋大河議員からも報告がありましたが、ハワイの豚のお話もその一環です。戦後復興と今日の発展は、海外の同胞の支援なしにはなかったと言われています。

また、ブラジルでは戦争の勝ち組、負け組の抗争により県系人同士が対立し死者まで出すという痛ましい事件もありました。

アルゼンチンでは、1975年から1978年に県系人12人の若者が軍に拉致され行方知れずになったままという悲しい出来事もあります。

県系移民の皆さんは、歴史に翻弄されながらも多くの困難を乗り越え今日に至っています。そして、ことしブラジル・アルゼンチンの沖縄県人移民は100周年という記念すべき節目を迎えました。

今日、ブラジルには約17万人、アルゼンチンには2万5000人の県系人が住んでいます。今回の式典に参加されました安里副知事並びに高嶺議長を団長とした県議会の交流団の皆さん、ハードな日程、大変お疲れさまでした。

それでは伺います。

今回の県人移民100周年記念式典に参加されての県当局の報告を伺いたい。

今回、私は自費でブラジル・アルゼンチンに行ってまいりました。親戚訪問などのため御一緒できませんでしたが、ブラジル・サンパウロでの式典には参加させていただきました。特に芸能祭での移民100年の流れをテーマとした劇、そして歌と踊りの構成にはとても感激しました。

私は、30年前も70周年記念式典と県人会館の落成式に参加しましたが、そのときと比べ今回は現地の演目や事業がとても充実しておりました。それだけ100周年に対する意気込みがひしひしと伝わってまいりました。

その大きな要因として、沖縄県がこれまで行ってきた海外移住者子弟の留学生受け入れ事業などの成果だと評価できます。県費留学生や市町村研修生のOB・

OGなどで組織された二世・三世のグループ「うりずん」の皆さんが今回の記念行事を一生懸命に取り組んでおりました。残念だったのは、フィナーレのカチャーシーの場面で沖縄から参加された皆さんのほとんどがいっしょになかったということです。このことは、旅行業者の事情によるものと理解しておりますが、次回はぜひ最後のカチャーシーまで参加してほしいと思います。

アルゼンチンにおいても県費留学生や市町村研修生で組織した「沖留会」が今回の事業を支えたことが新聞で報じられておりました。

伺います。

(2)点目、今回100周年という大きな節目になぜ仲井眞知事は出席されなかったのか。

(3)点目、今回、記念式典に沖縄県からおよそ何人、その他の国から何人参加されたのか。

(4)点目に、海外移住者子弟留学生の受け入れの制度の説明と実績について伺う。

(5)点目に、県に進出したブラジル国営企業ペトロbras社への表敬訪問をされたのか。されたのであれば、内容の報告をお願いしたい。

今回、私は33年前のブラジル県費留学生の実家にお世話になりました。現在、彼女は結婚して沖縄に住んでおりますが、娘さんが県費留学生としてサンパウロ大学に留学し、移民史について勉強しております。100周年記念事業成功のため、ボランティアとして献身的にかかわっておりました。私は、今後、ブラジルなど海外の県系人と沖縄県との交流はどうあるべきか、当事者としての意見を聞かせてほしいとお願いしました。

メールが送られてきましたので、要約して読み上げたいと思います。

ブラジルの沖縄県系人の中心組織である沖縄県人会は、ブラジル全土に44の支部を抱え、組織運営や沖縄の文化継承、沖縄を初めそのほかのウチナーンチュとブラジルのウチナーンチュとの交流を積極的に行っている。また、ブラジルに数多くの琉球芸能団体が存在し、定期的に発表会やコンクールを行うといったような沖縄文化の実践が日ごろからなされている。県費留学生や市町村研修生、OB・OGたちによるグループ「うりずん」も沖縄県人会の活動を支えている。「うりずん」のメンバーは、主に20代・30代の沖縄県系二世・三世から成るグループであり、メンバーのほとんどが沖縄長期滞在経験者である。彼らは、沖縄を肌で感じたことによってますますウチナーンチュとしての意識や誇りを得ることができたと話している。そし

て、彼らが見て、聞いて感じてきた沖縄をブラジル社会にもっと浸透・発信したい、すべきだと考えており、ブラジル社会にも溶け込んでいる二世・三世という立場を生かして積極的にブラジル社会に沖縄をアピールしている。一方で、県費留学生や市町村研修生などの派遣人数が年々減少してきていることを危惧している。沖縄の人々と海外の沖縄県系人両者ともに沖縄や移民の歴史の再認識が必要になってきているのではないだろうか。

そこで、今後は留学生や研修生をブラジルから沖縄へ派遣するといった一方向だけでなく、沖縄からブラジルへも派遣するといった双方向の人材育成が沖縄とブラジルの交流をより強力にすると考えられる。

また、ブラジルは著しい経済発展を見せており、南西石油がペトロbras傘下に入った現在、沖縄経済とブラジルは今後さらに密接なものになってくるだろう。その点から考えても、沖縄とブラジルの橋渡しを行える人材の育成は重要になってくるに違いない。WUBのようなウチナーンチュをキーワードとした世界的なネットワークが市民レベルでも構築されることが望ましいのではないかと。

「うりずん」のメンバーの一人が感想で言っていたことが、私の世代で留学制度を終わらせたくない。将来生まれてくる私の子供も孫も、その制度などを通して私が感じたような沖縄に対する思いや経験をしてほしい。だから今こうやって一生懸命活動しているといった言葉が印象的だったと言っております。

県費留学生や研修制度の意義というのは、ブラジル社会への貢献や沖縄文化の習得や交流というもののほかに、長い目で見れば次の世代へというのがとても大切な意義の一つではないかと思っておりますというメッセージが届いておりました。

伺います。

(6)点目、WUBの活動、実績について伺う。

(7)点目、沖縄県の国際交流・人材育成として県費留学、研修制度について伺う。

(8)点目、中国、台湾、東南アジアには経済交流の拠点が置かれているとのことであるが、県系人の多い南米・北米大陸への設置はどうなっているか伺う。

今回の100周年記念事業を通して感じたのは、現地の取り組みは大変充実していたのに対して、沖縄県の取り組みが見えないということです。100周年という大きな節目に県としてこれまでの移民政策や交流事業を総括することが今後の世界のウチナーンチュになるために必要なことではないかと考えます。そういった観点から、今回多くのマスコミが力を入れて取材もし

ておりました。ですから、これからでも県はまとめて多くの県民に伝えていただきたい。そしてますます国際交流・人材育成事業を推進していただきたいと思えます。

「しまくとうばの日」について。

9月18日は「しまくとうばの日」とする条例が県議会です2006年3月29日に可決されております。郷土の文化を誇りに思い、守り、大切に育てるために方言を忘れてはならないと思えます。

私の子供たちは方言を話せません。家庭でふだん方言を使わないので当たり前のことですが、地域のお年寄りなどとの交流が少なく、方言を耳にする機会もなくなっています。学校ではサンシンやエイサーをクラブ活動や運動会などで習っていますが、肝心の言葉の意味がわからなければそれこそ意味がありません。

伺います。

(1)点目、県では、「しまくとうばの日」にどのような事業に取り組んでいるのか。

(2)点目、各市町村の小中学校での取り組みはどうなっているか伺います。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 瑞慶覧議員の御質問にお答えしたいと思います。

私もブラジル移民100周年、アルゼンチンも含めて訪問する予定でしたが、昨年の6月23日に判明しました脳梗塞——私はもう完全にリハビリしたつもりでいるんですが——私が世話になっているお医者さんの方で、南米への出張については控えるようにという強い命令がありまして、今度は控えさせていただきました。まことに残念で面目ない次第でございます。

次に、国際交流事業に係る御質問で、海外移住者子弟留学生受け入れの制度の内容についての御質問にお答えいたします。

県では、海外留学生受け入れ事業の中で、移住者子弟留学生の受け入れを実施いたしております。これは、移住者子弟の中から優秀な人材を県内の大学などで就学してもらい、沖縄県と移住先国との友好親善の推進に寄与する人材の育成を目的といたしております。

留学生は、海外沖縄県人会を通して選抜され、県内大学などにおきまして日本語及び沖縄の文化などを学んでおります。

留学期間は、4月から翌年3月までの1年間となっており、平成20年度までの実績は、ブラジル、アルゼ

ンチン、ペルー、ボリビア等から延べ344名を受け入れております。

また、そのほかに海外移住者子弟の受け入れに関するものとしては、海外技術研修員受け入れ事業、ジュニアスタディツアー事業等を実施いたしているところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 安里副知事。

〔副知事 安里カツ子さん登壇〕

○副知事（安里カツ子さん） それでは、国際交流事業についての御質問の中で、移民100周年記念式典等の報告についてお答えいたします。

このたびは、沖縄県人のブラジル・アルゼンチン移民100周年に当たり、8月21日から9月2日までの日程で南米の記念式典等に参加してまいりました。

8月23日、サンパウロ市内の沖縄県人会館における先駆者慰霊大法要では、先人たちの御労苦をしのぶとともに、感謝と追悼の言葉を申し述べました。

8月24日、ブラジル沖縄文化センターにおける移民100周年記念式典には、地元ジァデーマ市長を初め約4000人の出席者があり盛大でありました。

式典では、県知事の祝辞を述べたほか、移住社会への功労者や90歳以上の高齢者に知事からの感謝状を贈呈し、大変喜んでいただきました。

8月30日には、アルゼンチンのうるま園で移民碑除幕式と記念植樹を行った後、5月通りパレードに参加いたしました。エイサー、琉舞、空手など1000人以上の参加者があり、ブエノスアイレス市の支援も得て約4万人の観衆を集め大成功をおさめました。

8月31日には、ブエノスアイレス市内の沖縄県人連合会館において先没者仏式法要の後、100周年記念式典及び祝賀会があり、在アルゼンチン日本国特命全権大使石田仁宏氏を初め大勢の参加者で会場があふれるほど盛会でありました。

記念式典等を通じ、県系人の子弟が政治、教育、文化など多くの分野で活躍していること、100年の年月を経て各地において県系人の社会的評価が高まっていることなどを見聞し、大変うれしく、また誇りに思いました。

続きまして、沖縄、その他の国からの参加人数についての御質問にお答えいたします。

ブラジルで開催された式典には、沖縄から約700名、ハワイ・カリフォルニア等アメリカから約250人、ペルーから約60人、ボリビアやその他からの参加者を合わせて合計1000人以上が参加してまいりました。

アルゼンチンで開催されました式典には、これらの参加者にさらに式典の終了したブラジルからも約60人が加わり、こちらも合計1000人以上が参加しております。

このように移住式典へ世界各国から多くの県系人が参加されたことから、私は改めてウチナンチュのきずなの深さに感銘を受けました。

県としても、このきずなを大切に相互の発展につなげていきたいと考えております。

続きまして、ペトロbras社への表敬訪問についてお答えいたします。

ペトロbras社につきましては、沖縄・ブラジル移民100周年記念式典でブラジルを訪問した際、沖縄県経済界関係者とともに8月25日に同社を訪問しました。

同訪問では、アルマンド・トリボジ総裁顧問を表敬し、ことし4月から南西石油の経営に参画したことに対するお礼と、今後、沖縄県の産業振興及び雇用拡大に大きな期待を寄せていることをお伝えしてまいりました。

また、ペトロbras社からは、南西石油の施設・設備の更新や新規投資の内容等について、現在、ブラジルでの油田開発の動向を踏まえて検討中である旨の説明があり、日本でのバイオエタノール燃料の普及については、沖縄県の支援に対する期待も寄せられました。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 国際交流事業に関する御質問の中で、WUBの活動実績についてお答えします。

世界ウチナンチュ・ビジネス・アソシエーション、いわゆるWUBは、現在、世界各地に21支部、500名余の会員を有し、国際的なビジネスネットワークの構築を目指した活動を行っております。

WUBの実績としては、国際大会やビジネス情報交換会の開催のほか、アルゼンチンでの貿易会社設立やWUB認定ショップの設置、米州投資公社との覚書調印等があります。

近年では、4カ国語対応ウェブサイトの開設、ハワイ東西センターへの奨学生派遣など、ビジネスのみならず人材育成の面においても積極的な活動を行っており、県としても、海外で展開するウチナンチュのネットワークを生かしたさらなる交流の推進を期待しております。

次に、沖縄県からの県費留学、研修制度についてお答えします。

現在、県においては、移住先国へ留学生や研修生を派遣する事業は実施しておりません。

なお、財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団においては、国外留学生派遣事業を実施しており、その中で南米移住国も対象となっております。

次に、南米・北米への経済交流拠点の設置についてお答えします。

県は、財団法人沖縄県産業振興公社を通じて中国、台湾に海外事務所を設置し、県産品販路拡大や観光誘客、企業誘致等、国際経済交流の推進を目指した活動を行っております。

また、北米のロサンゼルスに委託駐在員を配置し、県産品販路拡大や企業誘致等、米国とのネットワーク形成を目指した活動を展開しております。

南米については、県産品の販売市場としての熟度や観光誘客地としての可能性など、交流の進展を見守っていききたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 「しまくとうばの日」についての御質問で、「しまくとうばの日」の事業についてお答えいたします。

県内各地域において世代を越えて受け継がれてきた「しまくとうば」は、地域の生活に根づいた言葉であり、琉球舞踊や琉球古典音楽、組踊、沖縄芝居など沖縄文化の基層であります。

平成18年3月に9月18日を「しまくとうばの日」とする「しまくとうばの日に関する条例」が議員立法で制定され、県としては県民への普及啓発を図る目的でこれまで多彩な事業を行ってまいりました。

主な事業の内容としましては、平成18年度の条例制定記念式典を初め、「しまくとうば」に関する講演会、沖縄芝居上演、県民を対象とした沖縄芝居体験講座や児童を対象としたワークショップの開催などを行っております。

さらにポスター・チラシ等を作成し、市町村・関係団体等へ条例の周知を図り、また関連事業実施についての依頼や協力・支援等も行っております。

今年度で3年目の取り組みとなることから、各市町村・関係団体等での取り組みが活発化しており、今後も「しまくとうば」の普及・継承に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは、「しまくとうばの日」についての御質問で、小中学校での「しまくとうば」の取り組みについてお答えいたします。

方言の指導につきましては、小学校・中学校ともに国語科の学習指導要領に位置づけられており、方言のよさについて各学校で適切に指導が行われております。

小学校においては、5年生の教科書教材として方言が扱われております。中学校では、「総合的な学習の時間」等で沖縄県の歴史や文化とともに方言について学んでおり、小中学校の33校では、学校独自の取り組みとして方言による「話し方大会」などが実施されており、多くの学校で方言を用いた表現活動が行われております。

さらに20市町村においては「しまくとうば大会」、「ウチナーグチ大会」などの方言による話し方大会等が開催されております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 瑞慶覧 功君。

〔瑞慶覧 功君登壇〕

○瑞慶覧 功君 それでは再質問します。

仲井眞知事の対応ですが、体調不良ということで残念だったと思いますけれども、ただ今日いろんな技術が発達しておりますので、衛星テレビ電話とかそういうもので発信すれば、とても地元の人が喜んだんじゃないかというふうに思います。次、近いうちまたどこかであると思いますので考えていただきたいなと思います。

そして、海外移住者子弟留学生の受け入れについて、私ちょっと資料の方を見たんですけども、昭和44年に始まって以来平成19年までに14カ国から532名を受け入れていると。最近のデータで平成7年から8年の17名をピークに徐々に少なくなり、平成19年度は7名にまで減少しています。

先ほど留学生からのメッセージ等もありましたけれども、やはり7名というのは17名をピークにしていた

時期と比べて、すぐそれに戻すというのは厳しいかもしれないですけども、やはり今後力を入れていくところではないかと思しますので御検討のほどをよろしくお願いしたいと思います。

そして、「しまくとうばの日」、私が思った以上にあちらこちらで催しが行われているようです。私は先週、美術館・博物館に行って見てまいりましたけれども、そこで、余りにもよかったからまた見ておいでというように人に言えるぐらいの感想はちょっと持てなかったものですから、でもやはり地域でこれだけいろんな市町村でも取り組まれているということで安心はしましたけれども、やはり自分の国、郷土の歴史や文化を知らずして本当の国際人にはなれないと思います。その基本となるのが言葉、方言だろうと思います。これから国際化、そして道州制の問題、アイデンティティーが問われると思いますので、方言を守り育てるのか、忘れ去るのか、今決断するときだと思います。やはりもっと方言も力を入れて取り組んでいってほしいと思います。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） この留学生の受け入れにつきましては、今議員がおっしゃったようにこういう状態になっております。いい御提言いただきまして、私も一生懸命ふやせるように頑張ってまいりたいと思います。

また、この「しまくとうば」につきましても、議員の御提言、御心配を踏まえて、県としてももっともっと積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明30日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後8時46分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 嶺 善 伸

会議録署名議員 島 袋 大

会議録署名議員 照 屋 大 河

平成20年 9 月30日

平成20年
第 3 回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第 5 号）

平成20年
第 3 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第5号）

平成20年9月30日（火曜日）午前10時1分開議

議 事 日 程 第5号

平成20年9月30日（火曜日）

午前10時開議

第 1 一般質問

第 2 甲第1号議案、乙第1号議案から乙第18号議案まで及び認定第1号から認定第23号まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 甲第1号議案、乙第1号議案から乙第18号議案まで及び認定第1号から認定第23号まで

甲第1号議案 平成20年度沖縄県一般会計補正予算（第1号）

乙第1号議案 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

乙第2号議案 沖縄県税条例の一部を改正する条例

乙第3号議案 沖縄県保育所入所待機児童対策特別事業基金条例

乙第4号議案 沖縄県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例

乙第5号議案 沖縄県立精神障害者社会復帰施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

乙第6号議案 沖縄県中央卸売市場条例の一部を改正する条例

乙第7号議案 沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

乙第8号議案 沖縄県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例

乙第9号議案 沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

乙第10号議案 財産の取得について

乙第11号議案 土地の取得について

乙第12号議案 訴えの提起について

乙第13号議案 訴えの提起について

乙第14号議案 交通事故に関する和解等について

乙第15号議案 交通事故に関する和解等について

乙第16号議案 損害賠償額の決定について

乙第17号議案 流域下水道の建設事業執行に伴う負担金の徴収について

乙第18号議案 専決処分の承認について

認定第1号 平成19年度沖縄県一般会計決算の認定について

認定第2号 平成19年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について

認定第3号 平成19年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算の認定について

認定第4号 平成19年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について

認定第5号 平成19年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について

認定第6号 平成19年度沖縄県母子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について

認定第7号 平成19年度沖縄県下水道事業特別会計決算の認定について

認定第8号 平成19年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について

認定第9号 平成19年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について

認定第10号 平成19年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について

- 認定第11号 平成19年度沖縄県林業改善資金特別会計決算の認定について
- 認定第12号 平成19年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
- 認定第13号 平成19年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定について
- 認定第14号 平成19年度沖縄県自由貿易地域特別会計決算の認定について
- 認定第15号 平成19年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について
- 認定第16号 平成19年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について
- 認定第17号 平成19年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について
- 認定第18号 平成19年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について
- 認定第19号 平成19年度沖縄県公共用地先行取得事業特別会計決算の認定について
- 認定第20号 平成19年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
- 認定第21号 平成19年度沖縄県病院事業会計決算の認定について
- 認定第22号 平成19年度沖縄県水道事業会計決算の認定について
- 認定第23号 平成19年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について

出席議員（48名）

議長	高嶺善伸君	24番	前島明男君
副議長	玉城義和君	25番	新垣良俊君
1番	上原章君	26番	仲田弘毅君
2番	島袋大君	27番	照屋守之君
3番	中川京貴君	28番	辻野ヒロ子さん
4番	桑江朝千夫君	29番	嶺井光君
5番	平良昭一君	30番	當間盛夫君
6番	仲村未央さん	31番	当銘勝雄君
7番	照屋大河君	32番	渡嘉敷喜代子さん
8番	渡久地修君	33番	前田政明君
9番	上里直司君	34番	玉城ノブ子さん
10番	瑞慶覧功君	35番	赤嶺昇君
11番	奥平一夫君	36番	比嘉京子さん
12番	吉田勝廣君	37番	金城勉君
13番	當山眞市君	38番	糸洲朝則君
14番	吉元義彦君	39番	翁長政俊君
15番	座喜味一幸君	40番	浦崎唯昭君
16番	佐喜真淳君	41番	池間淳君
17番	玉城満君	42番	新垣哲司君
18番	仲宗根悟君	43番	具志孝助君
19番	崎山嗣幸君	45番	新里米吉君
20番	西銘純恵さん	46番	嘉陽宗儀君
21番	山内末子さん	47番	新垣安弘君
22番	新垣清涼君	48番	大城一馬君

説明のため出席した者の職、氏名

知事	仲井眞弘多君	知事公室長	上原昭君
副知事	仲里全輝君	総務部長	宮城嗣三君
副知事	安里カツ子さん	企画部長	上原良幸君

文化環境部長	知 念 建 次 君
福祉保健部長	伊 波 輝 美 さん
農林水産部長	護得久 友 子 さん
観光商工部長	仲 田 秀 光 君
土木建築部長	漢 那 政 弘 君
企業技術統括監	嘉手納 良 啓 君
病院事業局長	知 念 清 君
会計管理者	福 治 嗣 夫 君
知事公室 秘書広報統括監	上運天 昂 君
総務部 財政統括監	名渡山 司 君

教育委員会 委員長	伊 元 正 一 君
教 育 長	仲 村 守 和 君
公安委員会委員	翁 長 良 盛 君
警察本部長	得 津 八 郎 君
労働委員会 事務局長	比 嘉 久 晶 君
人事委員会 事務局長	伊 礼 幸 進 君
代表監査委員	又 吉 春 三 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局 長	長 嶺 伸 明 君
次 長	遊 佐 信 雄 君
議事課 長	嘉 陽 安 昭 君

課 長 補 佐	平 田 善 則 君
主 査	中 村 守 君
主 査	佐久田 隆 君

○議長（高嶺善伸君） これより本日の会議を開きます。

日程第1及び日程第2を一括し、これより直ちに一般質問を行い、甲第1号議案、乙第1号議案から乙第18号議案まで及び認定第1号から認定第23号までを議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

新垣安弘君。

〔新垣安弘君登壇〕

○新垣 安弘君 皆さん、おはようございます。

民主党の新垣安弘です。

昨日、麻生太郎首相の所信表明演説がなされました。

沖縄に関しては取ってつけたような一言を述べただけだと地元紙では酷評されております。また、もうすぐ野党になることを見越してか、首相の所信表明としては異例の民主党批判と民主党への質問がちりばめられ、これまた不評を買っております。

政権交代、いよいよそのときが目前に迫ってまいりました。知事も先を読み違えないようにしていただきたいものです。さきの県議選では、与党圧勝のつもりが見事に外れてしまいました。その結果、議会への対応に御苦労されておられるのではないのでしょうか。

質問に入る前に、きのうまでの質疑を通して感じたことを少し述べさせていただきます。

知事の訪米についてであります。

マスコミの関心も訪米予算がどうなるかということ

にあるようです。予算がつけば知事は訪米し、攻政治的成果を上げることができるかもしれません。しかし、予算が通らなければ訪米することすらかなわないわけですから、何の結果も残せないことになってしまいます。政治は結果であると言われます。首長であれ議員であれ信念を表明し貫くことは当然です。しかし、それだけでみずから望む結果や成果が得られるほど、政治は単純なものではないのではないのでしょうか。

知事の訪米は過去に11回もなされており、はなから否定されるようなものではありません。しかし、今回辺野古への移設反対を決議した私どもにとっては、私どもと意思を一つにする県民の意思と異なったメッセージが沖縄県民の意思として、知事によって米側に伝わってしまうことが懸念されているわけです。

先日、我が党の代表質問で、山内議員が議会や関係団体も一緒に要請団にしてはどうかと提案をいたしました。一緒に行ってそれぞれ違うことを米側へ主張するような大人げない外交をやれと言っているのではありません。懸念を取り除き努力して成果を上げるための一つの案としての提案なのです。

知事は、訪米の予算を通すのが先でしょうと言わんばかりでした。

今、議会は野党が多数を占めております。与党が多数であれば汗をかかなくても信念を表明するだけで結果を得ることができるでしょう。余計なことかもしれませんが、少数与党となっていることへの現状認識が十分になされているのか疑問に思います。まあしか

し、焦る必要はないでしょう。総選挙の結果を見きわめてから訪米計画を練っても遅くありません。なぜなら、地位協定を改定しようとせず基地を沖縄に押しつける政府から、地位協定の改定にとともに取り組み、県民の思いを受けとめ、普天間の県外移設の道を求めて対米交渉に臨む政権が、政府が実現するかもしれない状況が見えてきたわけですから、県民総体の立場に立つ知事も沖縄に負担を押しつけるだけの政府ではなく、沖縄の課題を県民の立場に立って解決してくれる政権の実現に力を合わせるべきではないでしょうか。

それでは通告に従って質問をいたします。

まず初めに、知事の政治姿勢についてです。

(1)つ、知事は、来る衆院選において自公支持を表明しておられます。既に予定候補の事務所開きにも出席されておられるようです。政権交代させてなるものかという知事の決意がうかがえるわけですが、ならば、本県にとってはもし政権交代が実現した場合にどのようなことが懸念されると思っておられるのかお伺いいたします。

(2)番目に、もし民主党を中心とした政権が実現し、政府が普天間の県外・国外移設を求めて辺野古への基地建設を見直す方向へ政策を転換した場合、知事はどのような方針で政府との交渉に臨まれるかお聞かせください。

次に、農水産業の振興についてです。

(1)つ、那覇浄化センターの処理水から再生水をつくり、それを島尻郡への農業用水とする国営土地改良事業についてお伺いいたします。

ア、この事業に対する県の評価を伺います。

イ、事業推進に当たって県はどのようにかかわっているのでしょうか。

ウ、そして、この事業は大いに進めるべきなのか、それとも慎重を要するのか。現時点での県の姿勢はどのようなのかお聞かせください。

(2)番目に、本県の食料自給率の問題についてです。

ア、不測の事態に備えて本県の食料自給率を上げるべく目標を設定し、具体的な農業政策を立てて実行に移すべきではないでしょうか。

イ、また、さとうきび農家の所得の向上、食料自給率を上げるための品目の問題等を考えたとき、さとうきびからの転作も考える必要があるのでしょうか。

(3)番目に、八重瀬町にある南部家畜競り市場の移転計画についてお伺いいたします。

ア、移転計画は計画どおりに進められていますか。

イ、将来的に闘牛場の併設も可能でしょうか。

(4)番目、今後のパヤオの設置計画について伺いま

す。

ア、原油高騰に関する国の補助事業でパヤオの設置はどの程度見込まれるのでしょうか。

大きな3番目に、米軍の訓練水域と射爆撃場の返還についてです。

(1)と(2)については、既に前向きな知事的意思表示がされておりますので質問は割愛いたします。知事が地元と一緒に取り組むことを、漁業関係者だけでなく久米島町当局にも早く伝えていただきたいと思います。

(3)の射爆撃場の空域が解除された場合、久米島への航空便にどのようなメリットがあるのかについては御答弁をお願いいたします。

4番目に、消防の広域化についてお伺いいたします。

(1)、消防の広域化について県はどのような方針を出していますか。

(2)、現在、どのように作業が進捗しどのような課題を抱えているのかお聞かせください。

5番目に、新エネルギー政策と温室効果ガス排出削減についてお伺いいたします。

(1)、県の取り組みはどのような計画でしょうか。

(2)、今後政策的に強化される新エネルギーは何でしょうか。

(3)、久米島において海洋温度差発電を推進する計画はありますか。

(4)、沖縄における原子力発電の可能性について知事の見解をお聞かせください。

6番目に、子育て支援についてお伺いいたします

(1)、公立幼稚園における3年保育の実施状況はどうなっているのでしょうか。

(2)、公立幼稚園が3年保育を実施するに当たっての課題は何でしょうか。

最後に、我が党の代表質問との関連について何点かお伺いいたします。

まず年金の問題についてです。

県の国民年金の納付率は42.8%。県内の社会保険労務士の試算では免除や猶予者を含む納付率は22.2%となっております。これでは100年安心どころか、だれが見ても国民年金制度の破綻を示しているのではないでしょうか。

そこでお伺いいたします。

各市町村では無年金者の数を把握していると思いますが、県内の無年金者の現状と今後の見通しを示してください。

生活保護世帯の数と無年金者や低年金者と生活保護

世帯との関連はどうなっているのでしょうか。

そして、もし基礎年金が税でもって賄われ、約8万円程度保証されるような仕組みに改革がなされた場合、生活保護世帯の数にどのように反映してくると予想されるのかお伺いいたします。

次に、子育て支援関係でお伺いいたします。

保育所入所待機児童対策特別事業基金についてですが、この基金は幼稚園の3年保育を推進する事業へ活用することは可能でしょうか。

最後に、交通政策についてお伺いします。

モノレールの延伸計画の費用負担の枠が示されましたが、新型路面電車（LRT）はモノレールよりもはるかに安い事業費で実現できると言われております。モノレールの延伸予定地域での比較は単純にはいかないかもかもしれませんが、もし可能ならLRTならばどの程度の事業費になるのかお伺いいたします。

以上、答弁を求めます。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） おはようございます。

新垣議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に、知事の政治姿勢の中で、政権交代が実現した場合の懸念についてというような御趣旨の御質問にお答えいたします。

マスコミ報道などによりますと、衆議院の解散総選挙が近いと言われておりますが、現時点で政権交代について言及することは控えたいと思います。

次に、同じく知事姿勢の中で、民主党政権が実現した際、政府が普天間の県外・国外移設等々に係る御質問で、政府が方針を変更した場合についてどうかという御趣旨の御質問にお答えいたします。

平成20年7月に民主党が策定された「沖縄ビジョン2008」において、普天間飛行場の県外・国外移転を目指すこと等が示されていることにつきましては承知をいたしておりますが、仮定の御質問にお答えすることは同じく差し控えさせていただきたいと思います。

次に、農林水産業の振興についての御質問にお答えいたします。

食料自給率の目標、具体的な農業政策の実行等に係る御質問にお答えいたします。

沖縄県といたしましては、農林水産業振興計画におきまして、平成23年度の食料の自給率目標を40%に設定をいたしております。

このため、沖縄県といたしましては、農林水産業振興計画に基づき、第1に、おきなわブランドの確立と拠点産地の形成による生産供給体制の強化、第2に、

輸送コストの低減や地産地消など流通・販売・加工対策の強化、第3に、経営感覚にすぐれた担い手の育成や多様な新規就業者の育成確保、第4に、省力化に向けた農林水産技術の開発、そして普及、第5に、農業用水源の確保やかんがい施設など生産基盤の整備などに取り組んでおります。

今後とも、沖縄県農林水産業の生産振興と食料自給率の向上に向け、総合的に諸施策を推進してまいりたいと考えております。

同じく農林水産業に係る御質問の中で、さとうきび農家の転作についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

さとうきびは県全域で栽培され、耕地面積の5割、農家の7割を占めますとともに、経済波及効果も4.3倍と大きく基幹作物となっております。さらに、製糖業を通して雇用機会を確保するなど、農家経済はもとより地域経済を支える重要な作物でございます。特に、離島におきましては、台風や干ばつなどの厳しい自然条件下にあって、他作物への代替が困難な地域で生産されております。このため、沖縄県としましては、沖縄振興計画の中でさとうきびを基幹作物に位置づけ生産振興を図っているところであります。また、WTOなど農業交渉におきまして砂糖が重要品目に指定されるよう、農業団体等々と連携をし国に対して要請しているところであります。

今後とも、市町村、JA、製糖企業など関係団体と連携をし、さとうきびの生産振興に努めてまいり所存でございます。

次に、消防の広域化に係る御質問の中で、消防の広域化に関する県の方針いかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

消防は、災害や事故の多様化そして大規模化、都市構造の複雑化、住民ニーズの多様化などの消防を取り巻く環境の変化に的確に対応し、住民の生命財産を守る責務を負っております。しかしながら、小規模な消防本部では消防力に限界があるため、平成18年6月に消防組織法が改正され、消防力の強化を目的に消防広域化を推進することとなっております。

沖縄県におきましては、平成20年3月に「沖縄県消防広域化推進計画」を策定したところでございます。

同計画におきましては、41市町村による県内消防組織の一本化案を打ち出しております。一本化案は最も合理的な組織となることはもちろんですが、離島県であります沖縄県におきましては、防災のかなめであります消防組織をより強固なものとし、可能な限り災害対応能力を高めておく必要があるという考え方に基づ

いているものでございます。

次に、新エネルギーに係る御質問の中で、原子力発電についての御質問にお答えいたします。

島嶼県であります沖縄県では、電力系統が本土の電力会社に連係されていない地理的制約や、大規模な水力発電所が建設できない地形的制約などから、全国に比べ石油や石炭などの化石燃料に頼らざるを得ない状況にあります。

原子力発電につきましては、その発電過程で二酸化炭素を排出しないことから、地球温暖化の対策として有効であるとされております。

沖縄電力によりますと、現在開発されている原子力発電は大規模発電であり、全国に比べ電力の需要が小規模であります沖縄県では、運用及び経済性等の観点から原子力発電については現在のところ困難な状況にあるとしております。

その他の御質問につきましては部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 護得久友子さん登壇〕

○農林水産部長（護得久友子さん） それでは、農林水産業の振興についての御質問で、再生水を農業用水とする国営土地改良事業については、関連しますので一括してお答えいたします。

国営土地改良事業地区調査島尻地区は、都市再生水を活用して糸満市、豊見城市、南城市、八重瀬町を受益とする1548ヘクタールの農業用水を確保することを目的としております。

国においては、平成17年度から事業化の可能性を検討するための地区調査を行っているところであります。

県としては、事業推進のため、国、関係市町及び島尻地域国営土地改良事業推進協議会と事業計画や営農計画などについて検討を行っているところであります。

事業を進めるに当たっては、水使用料金や維持管理費の農家負担、関係市町及び地元農家との合意形成、再生水製造プラント等の維持管理、県の事業費負担などの課題があり、慎重に検討する必要があると考えております。

同じく農林水産業の振興についての御質問で、南部家畜市場の移転計画と闘牛場の併設については、関連しますので一括してお答えいたします。

財団法人南部振興会が設置・運営する南部家畜競り市場は、出荷頭数の増加に伴い施設や敷地が狭隘となり市場運営に支障を来していることから、畜産担い手

育成総合整備事業により移転整備を進めているところであります。平成20年度には、用地造成の測量・設計を行い、平成20年度に用地造成と施設の実施設計、平成22年度に施設の建設を行う予定となっており、現在のところ計画どおりに進んでいるところであります。また、闘牛場の併設については、家畜市場の運営のあり方や地元の意向などを踏まえて検討する必要があると考えております。

同じく農林水産業の振興についての御質問で、原油価格高騰に関するパヤオの設置についてにお答えいたします。

パヤオは、魚を効率よく集める効果と漁場探索のための時間短縮による燃油消費削減効果があります。

原油価格高騰に関するパヤオの設置については、国の緊急対策事業として平成21年度に燃油高騰対応緊急浮魚礁漁場整備事業が新規に創設される予定であります。現在、八重瀬町を含む13市町村から24基のパヤオ設置要望があり、国及び関係機関と調整を行っているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） 米軍の訓練水域と射爆撃場の返還についての御質問で、制限空域の解除による久米島便へのメリットについてお答えいたします。

久米島東方には、米軍の空対地射爆撃場訓練に使用する目的で制限空域が設定されております。

那覇—久米島間を運航する民間航空機は、その制限空域を迂回して運航せざるを得ない状況にあります。この制限区域が解除された場合には飛行距離が短縮され、それに伴い運航コストの削減や運航時間の短縮が図られるものと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 消防の広域化について、現在の作業の進展と課題についての御質問にお答えします。

「沖縄県消防広域化推進計画」策定後、広域化対象市町村はその協議により広域化後の消防の円滑な運営を確保するための「広域消防運営計画」を作成することになります。現在は各市町村において消防の広域化に向けた内部検討を行っているところであります。

県では、ホームページや広報誌を用いた普及啓発、各市町村に対する情報提供、消防広域化推進アドバイザーによる説明会など、消防の広域化実現に向けた支

援に取り組んでいるところであります。

主な課題としましては、1、構成市町村の財政負担の割合等に係る基本的なルール、2、職員の任用、給与、配置等に係る計画、3、中長期的な消防力の整備計画などが挙げられます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 新エネルギー政策と温室効果ガス排出削減に関する御質問の中で、県の新エネルギー政策の取り組みについてお答えします。

県では、平成12年度に「沖縄県新エネルギービジョン」を策定し、新エネルギーの導入促進に取り組んでいます。

同ビジョンでは、平成23年度までに太陽光発電 5 万 3000 キロワット、風力発電 8 万 キロワットの導入目標を設定し、県有施設への率先導入等を図っているところであります。また、各市町村の新エネルギービジョンの策定を支援することにより、新エネルギーの導入や普及啓発にも努めております。

次に、政策的に強化される新エネルギーについてお答えします。

国においては、平成20年 7 月に「低炭素社会づくり行動計画」を閣議決定し、太陽光発電の導入量の大幅拡大や、次世代自動車の導入促進等、低炭素社会の実現に向けたエネルギー政策の強化を進めています。

県では、このような地球環境問題に対する国の取り組みやエネルギーを取り巻く環境の変化を踏まえ、平成20年度から本県のエネルギー全般に関する取り組み方策を示す「沖縄県エネルギービジョン（仮称）」の策定に取り組んでいます。

同ビジョンの中で、本県の地域資源や自然的特性を活用した太陽光や風力、バイオマス、小水力など、地産地消型の新エネルギーの導入について検討してまいりたいと考えております。

次に、海洋深層水の温度差発電についてお答えします。

県が平成12年度に策定した「沖縄県新エネルギービジョン」においては、海洋温度差発電は新エネルギーに含まれないことから、導入について明記しておりません。しかしながら、久米島町が平成18年度に策定した「久米島町地域新エネルギービジョン」では、国による海洋深層水を利用した温度差発電実証試験プラントの誘致の可能性に向けて取り組んでいると聞いております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 新エネルギー政策と温室効果ガス排出削減についての御質問の中で、温室効果ガス排出削減の取り組みについてお答えいたします。

県では、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、平成15年度に「沖縄県地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、平成22年度の温室効果ガス排出量を平成12年度比で 8 %、326 万トン削減することを目標に各種対策を推進しております。

同計画の削減内訳としては、事業者・県民の自主的取り組みで3.3%、平成12年度に策定した「沖縄県新エネルギービジョン」に基づく新エネルギーの導入で0.9%、省エネ機器の普及で3.5%などとなっております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは子育て支援についての御質問で、3 年保育の実施状況についてお答えいたします。

3 年保育を実施している市町村は 3 市村、5 園となっております。

本県の公立幼稚園数は平成20年 8 月現在41市町村、243園で、3 年保育の実施率は2.0%となっております。

次に、3 年保育実施上の課題についてお答えいたします。

本県では、全県幼稚園278園のうち公立幼稚園が243園を占め、幼稚園教育の中心的役割を担っています。

戦後の歴史的背景から 1 年保育が主流であり、国の施策である 2 年・3 年保育の実施につきましては、現在推進しているところであります。

3 年保育の実施につきましては、施設整備や人的配置などの財政面、私立幼稚園等との共存のあり方について課題があります。

県教育委員会としましては、幼稚園教育要領及び教育振興基本計画で示された 3 年保育の実施に向けて、市町村と連携を図りながら国に対して要請を行うとともに、幼稚園教育の充実を図っていききたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 代表質問との関連

の中で、待機児童対策特別事業基金を幼稚園の３年保育の促進に利用することについてにお答えいたします。

待機児童対策特別事業基金の設置目的は、待機児童の解消のため市町村が認可化することとした認可外保育施設に運営費や施設整備費を助成し認可化を促進することとなっており、幼稚園の３年保育の促進などその他の目的には活用できないこととなっております。

続きまして、生活保護世帯と無年金者との関連についてにお答えいたします。

生活保護法の第４条では、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件」とし、また、「民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。」と規定しております。無年金者ということをもって直ちに生活保護が適用されるものではございません。

続きまして、最低保障年金８万円を税金で保障した場合の生活保護世帯数の割合への影響についてにお答えいたします。

生活保護の扶助基準は、要保護者の年齢別、世帯構成別、所在地域別に分けて保護基準が設定されております。

最低保障年金８万円を保障するとしましても、個別世帯の年金等を含む収入及び最低生活に必要な費用を計算して要否判定する必要があります。生活保護世帯数は減少すると考えられますが、その割合については保護世帯にはさまざまなケースがあることから把握が困難であります。

続きまして、年金免除申請者を含めた納付率についてにお答えいたします。

年金免除者を含めた納付率についての公表数字はございません。また、御質問の中で県内市町村の無年金者数について把握しておりません。これは、平成19年12月に社会保険庁の調査としまして、全国で118万人との推計がありますけれども、沖縄県社会保険事務局では各都道府県別には把握していないとの報告を受けております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君） それでは、代表質問との関連の御質問の中の、ＬＲＴの試算についてお答えします。

国土交通省が策定した「まちづくりと一体となった

ＬＲＴ導入計画ガイドンス」によれば、海外のＬＲＴの工事費は１キロメートル当たり20億円から40億円となっております。

首里駅から西原入り口までの延長区間へのＬＲＴ導入に当たっては、新たな道路拡幅が必要となること、道路縦断勾配等の地形的条件が厳しいこと、新たな運行主体が必要になることなどが課題となります。

なお、「沖縄都市モノレール延長検討委員会」において、モノレールはＬＲＴに比べ高速性、乗りかえ利便性等にすぐれていると評価されていることから、ＬＲＴの建設費の試算は行っておりません。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 新垣安弘君。

〔新垣安弘君登壇〕

○新垣 安弘君 それでは、１つずつ再質問をしたいと思います。

知事への質問はちょっとはぐらかされてしまったんですが、どっちにしろ11月では結果の出ることですから、お互いそれを楽しみにしていきたいと思います。

先ほど年金の件でお話がありました。これは何度も今までの質疑でも出てきたと思います。社会保険庁では全国の無年金者の数は出ている。各市町村から出てきた我々議員も各市町村で無年金者の数は把握しているのはわかるんです。沖縄においてはこの無年金者というのは恐らく低所得の方々がほとんどだと思います。

そういう点では、県としてもこの無年金者の数をしっかりと把握する必要があると思いますが、その件について御答弁をお願いいたします。

もう一つ、子育て支援の特別基金、幼稚園の３年保育には使えないということなんですが、私は幼稚園の３年保育はこれは待機児童の解消にもつながるというふうに思っております。これは規約を見ましたら、規約の中に、学校の教室、公民館、その他の施設において市町村が行う保育の事業という項目があります。それには活用できるわけですよ。そういう点で、学校の教室とか公民館とかも活用できるから、待機児童の解消につながるのであれば町営の幼稚園を使えないというふうに思うわけなんですね。それに対する答弁をお願いいたします。

あと、教育長、幼稚園における３年保育のことに關しては、これは国も方針を出しているんですが、県もそれを踏まえてそういう方向性を出していると思うんです。そういう方向性を出しているにもかかわらず、いまだに243円の中で５円しかないんですよ。ですからそういう点で県は案は出すけれども、方針は出す

けれども、その実現に向けての努力はしないのか、汗はかかないのかというふうに思うわけです。

幼稚園の3年保育に関しては、これは教育上も3歳児、4歳児、5歳児と一緒に過ごすのはすごくいい効果があると思います。働く女性の立場からしたらなかなか難しいかもしれませんが、子供の立場、母親の立場からしたら幼稚園の方が私はすごくいいと思うんですね。

そういう点で、推進する価値はあると思うんです。ですから、そういう点ではぜひそういう方向に県が努力をしてもらいたいというふうに思っております。

教育長、今後それに取り組む意思があるのかどうかお願いします。

消防の広域化について。

これも同じく消防の広域化という目標を県は持っていると思うんです。今、島尻消防と東部消防の合併の話とかもあると思います。これも職員の問題とか、いろんな施設の差の問題とかで話が進まない部分があるんですね。そういうところに県は乗り込んでいって、話がうまくいくような調整をしないのかどうか、汗をかかないのかどうか。そこら辺もぜひ御答弁お願いしたいと思います。

こういったことに関して、これはこの中には取り上げていないんですが、なぜそういうふうな話を持ち出すかといいますと、合併の話があります。知事の所信表明にも合併を進めていくという話があるんですが、私は南風原町、東風平町4町村の合併協議のときに、首長たちがそれぞれの事情でなかなかまとまらないときに、何で知事が入ってしっかりまとめてくれないんだということをすごく思ったんです。そういうときに県の動きがほとんど見られなかった。そういうことも含めて幼稚園の問題にしても広域化の問題にしても合併の問題にしても、県は案は出すし方向性は出すけれども、現場においていって調整の汗はかかないんじゃないか、そういうことを県に対して今思うわけです。そこら辺についても知事の前向きな所見をお願いしたいと思います。

あと、さとうきびの問題。沖縄県で食料の自給率を上げていこうとするならば、いわゆる品目の問題が出てくると思います。そうしたときに、その耕地面積をさとうきびにこれだけ費やして、それで食料の自給率を沖縄県は本当に上げることができるのかどうか。さとうきびを除いた食料の自給率は20%もいかない、そういう状況でした。

そういう中で、不測の事態を想定したときに耕地面積のほとんどをさとうきびにそのまましたままで食料

の自給率が果たして上げられるのかどうか、そのことについて御答弁をお願いいたします。

あと、L R Tの問題なんです、これは確かにつくるところによっていろいろ比較は難しいと思います。ただ、今これに対するすごくロマンを持って沖縄にもL R Tを導入しようという動きがあるわけです。知事に対しても先般、連合の方からもこのお話があったと思います。知事の方からは予算がかかるからなということのお話があったというふうにちょっと聞きましたけれども、これに関してはぜひ知事、トップが関心を持てば進んでいく話だと思いますので、ぜひとも知事にも関心を持っていただきたいと思います。

以上、よろしくお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前10時48分休憩

午前10時51分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 新垣議員の再質問に答弁させていただきます。

ちょっと順序が逆ですが、このL R Tについてはいろんな形でいろんな国、いろんなまたグループがよく研究しております。ですから、今度交通体系を今見直そうということで、企画部を中心にいろんな勉強しております。そういう中で、当然御提案のあったこのL R Tについてはやり方、それから展開の仕方によってはかなり安いという話もあります。きちっとこれはコスト計算もやって研究して、導入がどういう形でできるかできないかを含め、結果を出していきたいと考えております。

それからもう一つ、消防関係は具体的なことは知事公室長から答えさせていただきますが、基本的に我々は必要に応じ——現場と言っては大変失礼になりますが——汗をかけとおっしゃることについては当然汗をかくべきだと思いますし、そういう行動をとってまいりたいと思います。

その他につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 無年金者の調査についてでございますけれども、年金事務に関しましては国所管の事務でございますので、県の担当事務ではございません。ですから、市町村に対して法令上の根拠もなく資料を出せとか、税務のところを調べるとかそ

ういう形でできる状況にありません。また政策に関しまして、国の社会保険庁それから社会保障会議で政策に関して検討されているところでございます。

ですから、県としましてはその推移を見守りたいと考えております。

続きまして、特別保育事業の件でございますけれども、一応保育に関して市町村が行うということであれば空き教室を利用しても保育事業であれば該当いたします。ですけれども、幼稚園の3年保育と申しますのは、幼稚園はまず午前中の利用になります。保育園とはかなり内容が違いますので、一応こちらとしては保育事業を実施するのであれば適用したいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 消防の広域化に向けての県の取り組み姿勢について、どのような努力をするかということについてお答えいたします。

沖縄県の消防については、全県一消防本部ということで現在基本方針で示しております。

広域化に向けてはいろんな課題がございますが、基本的には広域化対象市町村の協議により作成する広域消防運営計画で検討されるべき事項であるとは考えております。しかしながら、県としても積極的にその広域化に取り組むこととしており、その市町村に対する支援にも取り組んでいきたいと考えておりまして、具体的には、1、広域化を推進するための体制の整備、2として住民及び関係者に対する情報提供、普及啓発等、3、各市町村に対する情報提供、相談対応体制の確保、4、広域化に関する調査研究等がございます。また、広域対象市町村と連携のもとでその協議会についても参加し、支援あるいは助言等を行っていききたいというふうに考えております。

それから島尻・東部消防本部の合併につきましても課題があることは承知しております。両本部の意向も踏まえながら、県としても必要に応じその支援等について検討していきたいと考えております。

なお、参考のために南部地域の市町村合併について、当時、私も地域・離島振興局長でありましたので、一生懸命合併に向けて取り組んだ経緯があることを一応参考のために御紹介しておきます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは再質問にお答えいたします。

3年保育の実現に向けてどうかという御質問でございますが、本県の幼稚園教育は戦後公立幼稚園が小学校に併設をされまして、半ば義務教育的に位置づけられまして、就学前の1年間は幼稚園に入園するという認識が県民に受け継がれてまいりまして、就園率が全国一高いという県になっているわけでございますが、しかしながら全国に比べて2年保育、3年保育の実施率が低いという状況でございます。

県教育委員会としましては、平成21年までに幼児教育振興アクションプログラムを策定をまいりますので、2年、3年保育の実現に向けて鋭意努力をまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 護得久友子さん登壇〕

○農林水産部長（護得久友子さん） 農水産業の振興についての再質問で、食料自給率に係る御質問にお答えいたします。

本県の平成17年度食料自給率の30%のうち、約8割を占めるさとうきびについては、仮に他の作物にかえた場合の食料自給率を試算してみますと、さとうきびをすべて野菜にかえた場合は10%、さとうきびをすべて芋類にかえた場合には15%となります。したがって、現在の食料自給率よりも低くなる状況にあります。

また、国内における農産物の生産は各県の産地で補完し合って維持されておりまして、今後もそれが維持されるものと考えております。

さとうきびの生産振興につきましては、本県が台風や干ばつ等の厳しい自然条件下にあって他作物への代替が困難な地域であることから、今後も大変重要な作物として振興する必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 新里米吉君。

〔新里米吉君登壇〕

○新里 米吉君 社民・護憲ネットの新里米吉です。一般質問を行います。

知事の政治姿勢について質問します。

首相が2代続けて内閣改造の一月後に政権を投げ出し、政治に対する信頼を失っています。

原油高騰やアメリカ発の金融不安が国民生活を直撃し、緊急経済対策の補正予算が求められているときに福田首相が突然辞任し、政治空白をつくりました。厳しい国民生活の対策に内閣が取り組まず、唐突にやめるのは許されることではありませんし、余りにも無責任です。

かつて官房長官や蔵相を務められた武村正義さんは、福田、福田と合唱して福田さんを首相に就任させておきながら、1年後には同じ人たちが麻生、麻生と叫んで大騒ぎしている。2年前は安倍、安部の合唱だったし、この節操のなさ、ついていけませんねと述べています。

福田氏は、自民党の支持率回復のため国民生活が重大な時期にもかかわらず辞任したとされています。

(1)、福田首相の政権投げ出し、突然の辞任について知事の所見を伺いたい。

「人体に影響がないことは自信を持って申し上げられる。だからあんまりじたばた騒いでいない」、当時の太田誠一農相の発言です。

三笠フーズなどがカビ毒や残留農薬に汚染された事故米を食用と転売していたことに対し、農水省は発覚当初、健康に影響がないとして転売先を公表しないしていました。事故米がしょうちゅう、菓子、病院の食事や学校給食に用いられている中で、農水省や農水大臣の姿勢に消費者への視線が見られません。太田農水大臣はテレビ放送で、消費者の主張と企業の主張がある、消費者に偏ってはいけなとも述べています。食の安全に対する政府の責任と企業のモラルが崩壊しています。事故米を外国から輸入すること自体が問題であり、むしろ返品すべきであるにも限らず、農水省は輸入した汚染米の早期売却を各地方農政事務所に指示していたことも明らかになっています。

(2)、カビ毒、農薬などで汚染された事故米の不正転売について知事の所見を伺いたい。

厚生年金で6万9000件の記録が改ざんされている可能性があるとして舛添厚生労働相が参院厚労委員会で明らかにしました。厚労省がみずから、組織的関与はあったと思うと認めています。宙に浮いた年金、消えた年金に続く不祥事で国民の年金不信が増大しています。

(3)、厚生年金の標準報酬月額改ざんについて所見を伺いたい。

国の出先機関の見直しを進める政府の地方分権改革推進委員会の関係者は、沖縄総合事務局もスクラップ・アンド・ビルドする。今の組織は原則的に廃止の対象だと明言したと報道されています。また、麻生首相は所信表明で、「国の出先機関の多くには二重行政の無駄があります。国民の目も届きません。これを地方自治体に移します。」と述べています。

(4)、国の出先機関の見直しを進める政府の地方分権改革推進委員会が、沖縄総合事務局の原則廃止を検討しているとのことである。知事の所見を伺いたい。

9月11日12時50分ごろ、航空自衛隊那覇基地所属の

F4ファントム戦闘機が那覇空港に着陸した際、左主脚のタイヤがパンクし滑走路が1時間閉鎖され、乗客約1万5000人に影響が出ました。過去においても1985年、着陸直後の全日空機に離陸態勢に入った自衛隊機が接触。2005年、F4戦闘機がパンクして滑走路が閉鎖された。観光立県の沖縄にとって那覇空港は重要であり、いつまでも軍民共用が続いてはならないと思います。

(5)、那覇空港の民間専用空港について知事の考えを伺いたい。

次に、教育行政について質問します。

イギリスとフィンランドの教育について調査研究されている福田都留文科大学教授の著書によると、イギリスでは自由なイギリスの学校教育がサッチャー教育改革からブレア首相の時代までに、画一的な一斉授業により教師が権威を持って、訓練的、競争的に教え込む授業を復活させた。そして全国学力テストの実施と結果公表による成績一覧表によって競争の激化と学校の序列化が起きた。ところが、競争しても学力行きどまり状態となり、しかも学校においてはテスト対策のための時間割がつくられたり、学力テストで校長が不正を働く事態が起き、子供たちもストレスが一般的になっている。校長は全国学力テストへのプレッシャーと過剰な説明責任で疲れ果て、校長のなり手がいない状況で全英校長組合の調査によると、1200以上の公立学校が専任校長なしで運営されているとのことであり、ウェールズ、スコットランド、北アイルランドの各地方は全国学力テストから離脱し、全国学力テストの実施はイングランドだけになっています。クリス・ウッドヘッド主席勅人視学官は現在になって、私たちは日本の教育をまねようと努力してきたのに、今は日本がまねようとしている。おもしろいですねと述べています。

一方、フィンランドは、権限を地方に移管したが成果主義を排除しました。中央の枠はガイドラインにとどめ、教員など専門スタッフの支援に徹し、中央行政権限を条件整備と情報提供に限定した。その結果、現場に自由度と責任が増し、創造的で生徒個々人に合った質の高い教育が実現されています。教育の場から詰め込み教育を一切排除し、子供がみずから学ぶ、しかも協同で学ぶような学習を組織していくことになりました。教師一人一人の質を高め、その専門性が発揮されるように学級定員を小さくし、必要に応じて学級補助員を置き、最も効果の出るように教育条件の整備をしています。

そこで質問します。

(1)、フィンランドとイギリスの教育について所見を伺いたい。

(2)、市町村における全国学力テストの公表は、競争の激化と序列化が危惧される。教育長の所見を伺いたい。

次に、農水産業行政について質問します。

通信販売業者・美ら島フーズが台湾産マンゴーを宮古島産と産地偽装、にらい物産が県産海ブドウにフィリピン産が混入していることを知りながら、沖縄産として販売していたことが明らかになりました。手段を選ばぬ利益追求は許せません。産地偽装は消費者を裏切り、同業の誠実な生産者への裏切りでもあります。また、多くの関係者が努力して築いたおきなわブランドを傷つけ、沖縄産の価格にも影響を与えています。産地偽装を起こさせないシステムが必要です。

(1)、県内で起きたマンゴーと海ブドウの産地偽装について、再発防止策を伺いたい。

沖縄公庫調査部は、農水産物市場に関する調査報告書をまとめた。上田不二夫氏によると、卸売市場は県民がひとしく利益を受ける社会資本の一つだ。だが行政の中で市場機能は重視されておらず、戦後一貫して市場整備は軽視されてきた、業務用の冷蔵庫に保管される冷凍マグロは他府県に比べて極めて少ない。社会的に在庫を持つのも市場の役割だ。本土では大漁の際、鮮度の落ちるものは加工用に振り分ける。それが価格を下支えし、急騰や暴落を緩和している。冷凍品や加工水産物も含めて取り扱う市場にすべきだ、今できることは、鮮魚を扱う泊の卸売市場と冷凍品や加工水産物を扱う市場外の民間業者を一つにまとめ、流通のパイプを太くすることだ、泊の市場は施設整備がおくれていると述べています。

また、県漁連や組合長会は、米軍演習による制限水域や空域の一部除外、特に「ホテル・ホテル」の一部と鳥島、久米島の両射爆場の返還を求めています。

クルマエビの養殖は日本一ですし、アサやモズクの養殖も盛んになっています。北中城村のアサは県内の約6割の収穫量であるが需要に追いつけない状況であり、養殖場の拡大や施設整備が必要です。さらには老朽化したパヤオの問題もあります。

(2)、沖縄の水産業の現状と課題について伺いたい。

次に、基地問題について質問します。

(1)、「米軍再編とどう向き合うか―沖縄中部地区の課題パート2」と題したシンポジウムが7月26日に開催された。その中で、円滑な跡地利用推進のための第2次軍転法制定を政府に訴える以下の内容の参加者決議が採択された。 、有害物質などによる土壤汚染地

域特定を容易にするための基地使用履歴情報の米軍からの提供、 、返還前に日本政府による基地内の土壤汚染調査、埋蔵文化財調査実施と米軍の受け入れ、 、返還基地の調査・原状回復期間をカバーするに足る給付金を地権者へ交付。

第2次軍転法制定の必要性について、知事の所見を伺いたい。

次に、我が会派の仲村未央議員の代表質問との関連で質問します。

大田昌秀氏は、知事時代に沖縄の米軍基地の整理縮小と普天間飛行場返還の実現に向けて日米両政府への要請を幾度となく行い、ハワイやグアムを訪問して、沖縄の米軍基地受け入れについて話し合うなど多大な努力をしました。当時、ハワイ州議会とグアム知事、グアム議会議長、グアム選出の米議会下院議員も受け入れに応ずる姿勢であったことは、当時のマスコミで報道されました。

そこで知事の政治姿勢について質問します。

(1)、仲村議員への答弁で「県外移設がベスト」としているが、知事はベストの実現へ向けてこれまでどのような努力をしたか伺いたい。

(2)、知事の訪米計画について。

知事は仲村議員の質問に対し、「辺野古への移設がパッケージであると認識している」と答弁しました。「在日米軍再編の確実な実施」には辺野古への基地建設が含まれることを明らかにしました。

知事は訪米で県議会決議と県民世論に反する要請をするのか伺いたい。

後で再質問いたします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 新里議員の御質問に答弁させていただきます。

まず、知事の政治姿勢の中で、福田首相の突然の辞任についてという御質問にお答えいたします。

福田総理には、政治家として熟慮をし重い決断をなされたものと思います。沖縄の振興に御尽力をいただいたところでもあり、福田総理の突然の辞任には大変驚いたところでございます。

次に、同じく政治姿勢の中で、地方分権改革推進委員会の総合事務局に係る御質問にお答えいたします。

県といたしましては、地方分権改革を沖縄県の自立的発展に生かしていくことが重要であると考えておりますが、他方、駐留軍用地の跡地利用など国の責任においてさらに取り組むべき課題もあると認識いたしております。

沖縄総合事務局の見直しにつきましては、こうした点も踏まえ、沖縄の振興・発展につながる方向で検討されるべきであると考えており、地方分権改革推進委員会の審議を注視しつつ適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、農林水産業に係る御質問の中で、マンゴーなどの産地偽装に係る御質問にお答えいたします。

産地偽装は、消費者の信頼を損なうばかりでなく、産地ブランドの信頼及びそれを築き上げてきた生産者など関係者の努力を踏みにじるものでございます。

産地偽装を防止するためには、事業者等による法令遵守の徹底が重要と考えております。

沖縄県では、今回の偽装問題を受け、事業者などに対し注意喚起文書を発出しますとともに、平成20年8月22日に「食品表示に関する部局連絡会議」を設置をし、再発防止に向け連携強化を図っているところでございます。また、「JAおきなわ及び沖縄協同青果において、生産者証明書を発行し、宮古島市におきましては平成20年9月5日に「宮古地区青果物流通対策推進協議会」を設置するなど、産地偽装対策につきまして取り組んでいるところであります。

今後とも関係機関と連携をし監視しますとともに、食品関連事業者等を対象とした講習会を開催するなど食品表示の適正化を図ってまいりたいと考えております。

次に、基地問題の中で、第2次軍転法制定の必要性はどうかという御趣旨の御質問にお答えいたします。

駐留軍用地を返還する際の原状回復措置や地権者への給付金等跡地利用に関する特例を定めました「沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律」いわゆる軍転特措法につきましては平成23年度で失効いたしますが、跡地利用の取り組みは今後本格化してまいります。そのため県としましては、今後、沖縄振興特別措置法及び沖縄振興計画の総点検を実施する中で、跡地に関する制度についても具体的にどのようなものが必要であるか、新たな法制度の制定も含めて検討してまいりたいと考えているところでございます。

次に、代表質問との関連で、県外移設実現に係る御質問にお答えいたします。

私は、米軍再編協議の経緯などから普天間飛行場の県外移設の実現は困難であり、一刻も早い危険性の除去のためには、県内移設を進める必要があると考えております。

普天間飛行場の移設問題につきましては、代替施設受け入れを決断された名護市長を初め、これまで日米

両政府、県、地元市町村の多くの関係者の皆様が検討と協議を積み重ね、今日に至っております。その結果、やむを得ない現実的な選択肢として、キャンプ・シュワブへの代替施設建設計画が進められているところであります。

私は、このような多くの関係者の御努力と協議の経緯を踏まえ、責任を持って解決に向け全力を尽くしてまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 護得久友子さん登壇〕

○農林水産部長（護得久友子さん） それでは知事の政治姿勢についての御質問で、事故米の不正転売についてにお答えいたします。

事故米の不正規流通問題は、食の安全に対する信頼を裏切るものであり、断じて許されるものではありません。現在、国においては不正規流通の実態の解明、再発防止策の検討が行われているところであります。今後、米の流通、取引に関する検査体制の強化、米穀の流通システムの見直し等がなされるものと考えております。

次に、農水産業行政についての御質問で、水産業の現状と課題についてにお答えいたします。

本県の漁業生産額は、近年、180億円から210億円で推移しております。このうち海面漁業については、マグロはえ縄漁業などの沖合漁業が増加し、沿岸漁業は減少する傾向にあります。また、モズク、クルマエビ、ヤイトハタ、海ブドウなどの海面養殖業の生産は増加する傾向にあります。

一方、水産業を取り巻く環境は、資源の減少や漁業者の高齢化などに加え、漁業用燃油の高騰により厳しい状況にあります。このため、県では、温暖でサンゴ礁が発達し、マグロなどの好漁場が形成される海域特性を生かした水産業の振興を図るため、農林水産業振興計画に基づき、モズク、クルマエビの養殖など、つくり育てる漁業の振興、資源管理型漁業の確立、漁港、漁場及び流通関連施設の整備などの諸施策を進めているところであります。

また、燃油価格高騰対策については、国の省燃油操業実証事業を積極的に活用するよう、指導しているところであります。

今後とも、市町村及び水産関係団体と連携してこれらの施策を推進し、水産業の振興を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 知事の政治姿勢についての御質問の中の、厚生年金標準報酬月額改ざん問題についてにお答えいたします。

標準報酬月額改ざん問題については、元社会保険庁職員により不適切な処理が行われていたとの報道等がありました。このことは年金制度に対する国民・県民の信頼を著しく損ねるものであり、まことに残念なことであります。

年金制度は、高齢になったときや障害に陥ったときの生活の基本的な部分を支えるもので国民生活に不可欠な制度であります。今後、政府において徹底的に事実関係の調査を行うとのことでありますので、その結果を見守りたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） 知事の政治姿勢についての御質問で、那覇空港の民間専用化についてお答えいたします。

那覇空港の滑走路増設に当たって国は、同空港を自衛隊が将来も現状のとおり利用することを前提に検討しております。

那覇空港は、島嶼県沖縄の県民生活や経済活動にとって重要なインフラであることから、自衛隊機と民間航空機の共同使用については、引き続き安全管理の徹底を国に求めていくこととしており、民間専用化を要請する考えはありません。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは、教育行政についての御質問で、イギリスとフィンランドの教育についてお答えいたします。

イギリスの教育の主な特色は、1つ目に、カリキュラムの全国的基準が策定され、その評価システムが導入されていることです。2つ目は、国がすべての学校を定期的に監査し、その結果を国民に公表していることであります。3つ目は、義務教育費について全額国庫負担となっております。

フィンランドの教育の主な特色は、1つ目には、就学前教育の充実と授業のあり方であり、教えることから学ぶことへ移行させ、子供たちに考える力を養う教育を行っていることです。2つ目には、指導する教師の質の高さであります。フィンランドのすべての教師

は、大学院修士課程を修了しております。3つ目には、教員の採用や指導内容の決定など、自治体ごとに運営を任されており、その独自の教育の制度にあると言われております。

このように両国の教育につきましては違いはありますが、教育制度については、それぞれの国における歴史的・文化的・社会的背景に基づいて構築されているものと考えております。

次に、全国学力テストの公表についてお答えいたします。

文部科学省の「平成20年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」によると、調査結果の公表に当たっては、文部科学省は国全体の状況がわかるものを公表し、都道府県教育委員会は公立学校全体の状況についてのみ公表することとしております。

また、市町村教育委員会においては、学校の順位づけや過度な競争をあおるようなことにならないよう配慮しながら、それぞれの実態や特徴を分析し積極的に情報を発信することで、保護者、地域が一体となった地域ぐるみの運動の展開が期待できるものと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 代表質問との関連についての、辺野古への代替施設建設の要請についての御質問にお答えします。

名護市辺野古への代替施設の建設については、米軍再編合意の中に含まれておりますが、県が今回の訪米において要請する「在日米軍再編の確実な実施」とは、海兵隊のグアム移転と嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還であります。

普天間飛行場代替施設の建設は既に日米両政府間で合意されており、県は、現在、代替施設の建設計画について政府と継続的な協議を重ねているところであり、改めて米国政府に要請する必要はないと考えております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 新里米吉君。

〔新里米吉君登壇〕

○新里 米吉君 再質問を行います。

那覇空港の問題ですが、あの那覇空港は県民が望んで自衛隊が入ってきたんじゃないんです。政府が押しつけて強制配備したわけですから、沖縄県としては自衛隊との共用よりも民間専用化が望ましいことは、これははっきりしているわけで、県の姿勢としては民間

専用化という姿勢を常に持つべきだと思いますが、これについてどうですかお答えください。

それから、産地偽装の防止策について、九州各県、とりわけマンゴーのライバルである宮崎県あたりが産地偽装防止策やシステムをどのようにしているのか、調査をしたことがあるのかどうか。調査したとしたら、実効性のある防止策やシステム等はないのかどうか、それを伺いたいと思います。

それから、知事の政治姿勢で県外移設についてありますが、先ほどから先日来、知事はこの問題については県外移設についての自分の努力は一切述べておりません。述べないで、なぜできないかということだけの経過説明ばかりに終わっているんです。それはそうはずですよ、やったことないんだから。その努力をしてないんです。努力をしてないどころか、実は2005年10月に「日米同盟：未来のための変革と再編」、いわゆる米軍再編の中間報告がありました。その発表の前から当時の稲嶺知事は、自分の主張してきた普天間飛行場の辺野古沖への建設はもう困難になったということをも十分認識しながら、現行案以外ならば県外ということをも主張しました。随分県議会でも問題になりましたね、与党から随分問題になりましたよ。

そのときに仲井眞さんはどういう態度をとったのか。当時、沖縄の経済界の大幹部です。2005年の11月、仲井眞弘多氏は、「沖縄は発展途上。政府と事を構えない方がいい。」、このように全国紙で述べたのであります。朝日新聞です。

こういうように、当時の知事が県外移転を言ったら、それを足を引っ張るようなことを言ってきたのが仲井眞さんだったんですよ。その2カ月後の経済団体会議の新年会で、稲嶺知事を目の前にして、「日本政府と事を構えることがないようにしてほしい」というあいさつまでやっているんです。

そのことからすると、知事が県外がベストだと言いながら、ベストの努力をしないばかりか、その足の引っ張り役をしていたということが事実であって、そのことに対しての説明が欲しいと思います。

むしろ当時の知事が県外を主張したときに一緒になって経済団体の幹部として、しかも後援会長もおったんだから、一緒に県外を主張すべきだったんじゃないですか。

それから訪米についてですが、先ほどの話からすると、じゃ、このような米軍再編の確実な実施などという言葉を使うべきじゃないですよ。確実な実施ということの中には当然辺野古が入るんです。米軍再編の中身を知っているでしょう。入っているじゃないです

か、ちゃんと。それが入っていながら、それを除きますということはできませんよ。だったら、それは除いてください。

皆さんは今回の訪米で、これまでも訪米の場合は要請文がつくられています。この訪米の要請文にこれが入るのか入らないのか、削るのかどうか、これをはっきり答えてください。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時35分休憩

午前11時39分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 新里議員の再質問にお答えいたしたいと思います。

私が県外がベストだと思うという言葉に対して、そのベストに何で努力しないかという御趣旨のことだと思いますが、これは文字どおりSACOの決定の時代から既に名護市で、先ほども申し上げましたように大変な決断をしていただきまして、向こうへ移す、受け入れていいという状況があり、稲嶺知事の時代にも沖合ではありますが決めてきたわけですよ。それを一刻も早く普天間の危険性を除去するためには、現にそこにあるところへ移すというのはもう当然じゃありませんか。ベストを求めて今歩き回って答えが出る保証はないじゃありませんか。もう当然のこととしてこれは現に県内で、しかも今の普天間の密集した住宅の中にあって、小学校から中学校から取り巻いているあの地域より、名護で受け入れていただけるという決断をしたところは、海から入って海から出るというあの構造から言ったら当然危険が激減するような場所へ移す。そこを実現することに向かうというのは当然のことでは 아닙 せんか。というのが私の答えです。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 辺野古への代替施設建設については要請文から除外すべきじゃないかという御質問でございますが、先ほども答弁したように、名護市辺野古への代替施設の建設については、米軍再編合意の中に含まれております。

しかし、県が今回の訪米において要請する「在日米軍再編の確実な実施」とは、海兵隊のグアム移転と嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還というふうに考えております。

細かい要請文の記述については今後また具体的に検討していきたいと考えておりますが、普天間飛行場代替施設の建設を改めて米国政府に要請する必要はないと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） 那覇空港の民間専用化という姿勢を持つべきではないかという再質問にお答えいたします。

国際社会が安定し、こうした状況が実現することが望ましいわけではありますが、那覇空港の現状、あるいはこれから拡張整備に向けた取り組み等も行っているわけでありまして、こうした状況から今すぐ民間専用化を要請する状況にはないというふうに考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 護得久友子さん登壇〕

○農林水産部長（護得久友子さん） それでは、マンゴーと産地偽装の再発防止等についての再質問にお答えいたします。

産地偽装を防止するためには、事業者等に対する法令遵守の徹底指導が重要と考えております。そのため、県としては、生産者に対して出荷箱等の管理や業者を通じた販売に関する契約条件の確認の徹底などについて指導を行っているところであります。

また、国においては、米の不正流通等を受け、ＪＡＳ法の強化に取り組むとともに、検査体制の強化など、ＪＡＳ法の強化体制について検討が行われていると聞いております。

県では、それを受けて対応策をまた考えていきたいと考えております。

それから、宮崎などマンゴーの産地についての対応はどうかということの調査についてでございますが、現在聞き取り調査をしております、その内容によりますと、産地協議会等のもとで出荷規格の遵守、それからシールの管理など、個々のマンゴーへの印つけなど、そういった対応について聞き取り調査をいたしております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 新里米吉君。

〔新里米吉君登壇〕

○新里 米吉君 公室長、今回の要請はグアム移転と嘉手納以南だと言っています。だったら、米軍再編の確実な実施は書きかえるべきではないんですか。これを答えてください。日本語として通用しませんよ。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 米軍再編の確実な実施という文言を改めるべきだという御質問でございますが、要請文の中身、それからその記述については、具体的には今後細かく検討していきたいというふうに考えております。

それで、普天間飛行場代替施設の建設については、今回米国政府に要請するつもりはございませんので、その辺は当然要請文の中に記述しないことになると思います。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

〔赤嶺 昇君登壇〕

○赤嶺 昇君 一般質問を行います。

まず初めに、台風13号で甚大な被害に遭われた方々に対してお見舞いを申し上げたいと思っております。

本県が大きな災害に直面し、今議会でも多くの議員が取り上げているわけでございます。

先日、麻生総理大臣が誕生し、御自身で各大臣を紹介をしておりました。そのときに環境大臣・斉藤さんの留任というコメントの中で、地球温暖化について話をしているときに、ことしはまだ台風が一度も上陸していない。気がついておられる方もいらっしゃると思いますが、台風はまだ一度も本土に上陸しておりません。こんなことは過去に例がないということを述べております。

皆さん、確かに本土には台風は来ておりませんが、私たちこの沖縄には、あの与那国で本当に甚大な被害でこれだけ厳しい状況の中で、麻生総理が口頭で各大臣を紹介するに当たって、ことしは台風が一度も来てないということに対して、私はこのコメントは本土にきてないということでそれは整理できるのかもしれませんが、その件について沖縄県知事としてそれについて、私は沖縄の代表としてそこは一言指摘するべきじゃないのかなと思いますが、知事の見解を賜りたいと思っております。

通告に従って質問を行いたいと思っております。

1、知事の政治姿勢について。

(1)、知事訪米について。

ア、訪米の目的、内容、時期を伺う。

イ、6月議会で採択した新基地建設反対の決議書を反映させるのか。

(2)、安倍元総理、福田前総理の突然の辞任について知事の見解をお伺いします。

(3)、政府の沖縄に対する姿勢をどうとらえているの

かお伺いします。

(4)、厚生労働大臣が後期高齢者医療制度の廃止をするとの報道がありました。その後、二転三転はしているんですけども、6月議会でこれだけ沖縄県議会が与野党でいろんな議論をしてきている中で、突然廃止をするという国のあり方について、これは与野党の問題ではなくして、国は本当にそれでいいのかということも含めて知事の見解を賜りたいなと思っております。一生懸命この制度は大事だと訴えてきた与党の皆さん、それから知事当局は本当に中央の政府のあり方に対して翻弄されて、振り回されているのが今の地方自治体じゃないのかなと思っておりますから、こういうときは地方からの声として率直に訴えることも大事じゃないかなと思いますので、知事の見解を賜りたいと思っております。

(5)番、那覇市長選挙に対する知事の政治姿勢をお伺いいたします。

(6)番、浦添市長選挙に対する知事の政治姿勢をお伺いいたします。

(7)番、衆議院選挙に対する知事の政治姿勢をお伺いいたします。

(8)番、民主党に対する知事の政治姿勢をお伺いいたします。

(9)番、原油高騰に対する県の取り組みは経済界から評価されているのかお伺いいたします。

経済界の各企業の皆さんに聞きますと、やはり厳しいということを言っております。私たち民主党は、そういった企業の皆様に今度の選挙において何が示せるかどうか民主党は問われていると思っておりますので、それは県民、そして国民が判断するいい時期に来ているんじゃないかなと思っております。結果的に国民、県民の生活が向上すればいいんじゃないかなと思っております。政治が競争するということは非常に結構なことじゃないかなと思っております。

2、ブラジル国営石油ペトロbrasの南西石油買い取りで本県にとってのメリットについて、直接視察した安里副知事の見解をお伺いいたします。

3、児童福祉、教育、医療行政について。

(1)、認可外保育園への給食費助成を次年度から250円に増額するべきではないか。

(2)、認可外保育園支援のための振興対策調整費の用途を伺う。

(3)、学童クラブへの運営補助金の現状と対策を伺う。

(4)、学童クラブの課題と対策を伺う。

(5)、認可保育所、公立幼稚園、学童クラブの正規・

非正規雇用の割合を伺う。

(6)、沖縄盲学校を単独型の視覚障害教育特別支援学校として存続させる件について、その後計画の見直し等は行われたのかを伺う。また、今後、視覚障害・聴覚障害教育ビジョンをどのように考えているのか伺う。

(7)、こども交付金をどのように活用するか伺う。

(8)、発達障害の現状と課題と対策を伺う。

(9)、県立病院の現状と課題を伺う。

(10)、民間ドクターヘリ「MESH」の実績と県の支援策を伺う。

この件については、北部各市町村が非常に厳しい財政の折、少しでも応援をしていこうということをやっているんですね。その中で県はそのことを見て見ぬふりをしていいのかということも含めて、特に北部出身の県議の皆さん、与野党を問わず、こういったものは大事な実績を残しているだけに、県の対応をしっかりと見きわめていきたいと思っております。

4番、土木建築行政について。

(1)、国関係発注の県内業者への発注拡大に対する県の取り組みと実績を伺う。

(2)、県発注工事の最低基準価格の改正をするべきではないか。

(3)、建設業界の現状と課題を伺う。

(4)、沖縄県建設産業ビジョンの目的及び進捗状況を伺う。

5番、沖縄県消防広域化推進計画について。

(1)、進捗状況を伺う。

(2)、各市町村は県の方針に納得していますか。

(3)、県の計画は実現可能か。

6、農林・水産行政について。

(1)、県産ブランドへの確立に向けての県の取り組み状況を伺う。

(2)、食の安全が大きな問題になっているが、県の取り組みはどうか。

(3)、海ブドウの産地偽装報道について県の見解を伺う。

ア、同問題については、当事者である会社関係者は新聞報道等の事実関係を全面的に認めているか。

イ、食品偽装等の可能性がある場合、JAS法ではどのような順序で指導するようになっているのか。

ウ、原産地の基準を示してください。

エ、過去5年間で指導してきた改善「指示」、「命令」、「懲役」、「罰金」を伺う。

オ、海ブドウに類似する他の商品に何があるか。また、それらの商品もしっかり把握されているか。

(4)、2次加工業者に対する指導体制はできているか。

よろしくお願いします。

○議長（高嶺善伸君） ただいまの赤嶺昇君の質問及び質疑に対する答弁は、時間の都合もありますので午後後に回したいと思います。

休憩いたします。

午前11時56分休憩

午後1時23分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

午前の赤嶺昇君の質問及び質疑に対する答弁を願います。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 赤嶺議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に、政治姿勢の中で、訪米の目的等についてという御質問にお答えいたします。

戦後63年の長期にわたって過重な基地負担を背負ってきました沖縄県にとって、米軍基地問題の解決は重要な課題であります。その解決促進のため、米国政府や連邦議会、そして米軍司令部等の関係機関に沖縄県の実情を直接伝えることは意義あることと考えております。また、訪米では、沖縄県の産業振興を図るため、米国企業等の県内誘致に向けセールスを行ってまいりたいと考えております。

要請内容といたしましては、まず米軍基地の運用に伴う事件・事故の防止を要請します。特に、米軍人等の綱紀の粛正や教育の徹底などを強く求めてまいりたいと考えております。さらに、日米地位協定の抜本の見直し、嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺における航空機騒音の軽減、普天間飛行場の危険性除去を求めますとともに、沖縄県の基地負担の軽減につながる海兵隊要員等の兵力削減とグアムへの移転、普天間飛行場を含む嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還といった在日米軍再編合意の実施を求めてまいりたいと考えております。

今回の訪米は、米大統領選の直後を予定いたしており、次期政権のスタッフの人選や外交・防衛政策の調整が行われる時期であることから、政策形成に影響力を持つ米側の関係者等に対し、沖縄県の米軍基地問題を直接訴え、実情を理解してもらうとともに、次期政権の米軍再編等に関する考え方等について、情報収集や意見交換を行うことは、大変重要なことだと考えております。

次に、同じく政治姿勢の中で、安倍、福田両総理の

辞任に対する見解などに係る御質問にお答えいたします。

安倍、福田両総理ともそれぞれ政治家として熟慮をし、重い決断をなされたものと思います。両総理には、沖縄の振興に御尽力をいただいていたところでもあり、突然の辞任には大変驚いたところがございます。

同じく政治姿勢の中で、政府の沖縄に対する姿勢についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄が本土に復帰して以来これまでの間、政府においては、4度にわたる沖縄振興計画を策定し、自立型経済の構築や過重な基地負担の軽減など、沖縄の抱える諸課題の解決に向け積極的に取り組んでいただきました。また、私が知事に就任した後におきましても、沖縄振興などの政策実現につきましては、内閣府初め政府、関係省庁の御協力のもとで粛々と進められているところでございます。

次に、同じく政治姿勢の中で、厚生労働大臣の発言に係る知事の見解いかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

後期高齢者医療制度は、従来の老人保健法を改正するものとして長年の議論を経て創設された制度であります。国においては、国民の方々や都道府県等の意見を踏まえ、さまざまな改善を講じてきたところであります。

厚生労働大臣の発言は、単に廃止するというのではなく、さらによりよい制度に改善していきたいとするものであると理解をいたしております。

県では、適切な高齢者医療の確保に向けて制度のさらなる改善を要望してきたところであり、国がよりよい制度を目指して検討していくのであれば、それを否定するのではなく、その検討内容を注視してまいりたいと考えているところでございます。

次に、那覇市長選挙に関する知事の姿勢いかんという御質問にお答えいたします。

那覇市長の翁長雄志さんは去る21日に、11月16日投票予定の那覇市長選挙に3期目を目指して出馬することを正式に表明なさいました。

御存じのとおり、翁長雄志さんは2期8年にわたり県都那覇市の市長として強いリーダーシップを発揮され、那覇市民の生活の安定向上に努めてこられました。

私といたしましては、県政を支援する立場を表明している翁長雄志さんに当選していただき、今後とも連携して県都である那覇市と県の振興・発展のため全力を尽くしていただきたいと考えております。

次に、浦添市長選挙に対する姿勢いかんという御質問にお答えいたします。

浦添市長は、平成21年2月10日に任期満了となると聞いております。

市長が続投するのかどうかも含め、どなたが候補者となるのか、また、政策が明らかではない現時点におきまして、私が申し上げることは特にございません。

次に、衆議院選挙及び民主党に対する私の姿勢についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。これは1の(7)と(8)が関係しておりますので、一括して答弁させていただきます。

国民生活に解決すべき課題が山積いたしている中で、衆議院の解散総選挙が近いと報道されております。仮に、解散総選挙となった場合には、各政党とも山積する課題の解決に向けて、具体的で実効性のある政策を掲げていただきたいと思います。

私といたしましては、これまで基地問題や経済振興など、沖縄の抱える諸課題の解決に御尽力をいただいております自由民主党及び公明党と引き続き連携をとってまいりたいと考えているところでございます。

また、民主党には、沖縄が抱える諸課題の解決に向けて積極的に取り組んでいただきたいと思いますと考えております。

同じく政治姿勢の中で、原油高騰に対する県の取り組みの評価についての経済界から評価されているかどうかという御趣旨の御質問にお答えいたします。

県といたしましては、原油価格高騰による影響を最小限に抑制するために、7月22日に沖縄県原油価格高騰対策連絡会議を設置いたしまして、7月25日と9月5日の2次にわたり、原油価格高騰緊急対策を取りまとめました。そしてホームページ等により県民へ周知を図っているところでございます。

緊急対策を講じるに当たりましては、農林水産団体、そして経済団体等の各種団体からの陳情や要請等を踏まえまして取りまとめたところでございます。

今後とも経済団体等と連携を図りながら、対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、土木建築行政に係る御質問で、建設産業ビジョンの目的及び進捗状況に係る御質問にお答えいたします。

沖縄県内の建設産業は、県内建設投資が長期低迷する中、建設業者数は供給過剰傾向で推移しており、市場構造の大きな変化の中で厳しい経営環境に直面をいたしております。

また、県内の公共工事につきましては、低価格による受注競争が激化しており、品質確保や下請業者及び

労働者へのしわ寄せの懸念のみならず、人材確保を初め、中長期的に建設産業全体の疲弊につながりかねない状況となっております。

このように、県内の建設業界はかつてない大きな変革期を迎えており、時代の環境変化への対応が求められております。

このため、新たな時代に対応した沖縄県建設産業の将来像を示し、建設産業全体の構造改革を通して県民への良質な社会資本の提供を実現していくため、沖縄県建設産業ビジョンを策定したものでございます。

このビジョンに示しました推進方向に沿って、建設業者及び建設業界団体、そして行政、公的機関が建設産業活性化に向けたアクションプログラムを策定し、各種事業を実施しているところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 安里副知事。

〔副知事 安里カツ子さん登壇〕

○副知事（安里カツ子さん） ペトロプラス社の沖縄進出のメリットについてお答えします。

ペトロプラス社につきましては、沖縄・ブラジル移民100周年記念式典でブラジルを訪問した際、沖縄県経済界関係者とともに8月25日に同社を訪問しました。

ペトロプラス社からは、南西石油の施設・設備の更新や新規投資の内容等について、現在、ブラジルでの油田開発の動向を踏まえて検討中である旨の説明がありました。

最先端の技術を誇る世界有数の企業が沖縄へ進出したことは、今後の南西石油の設備投資や石油製品の増産を通して雇用の拡大、税収増など、県内経済にも波及効果をもたらすものと期待いたしております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 知事の政治姿勢のうち、県議会の決議についての御質問にお答えします。

6月議会で採択された決議は、知事とは普天間飛行場の問題に関する姿勢が異なっており、訪米の際に決議の内容を要請することは考えておりません。

次に、沖縄県消防広域化推進計画の進捗状況についてお答えします。

県は、平成20年3月に「沖縄県消防広域化推進計画」を策定いたしました。

推進計画策定後、広域化対象市町村は、その協議により、広域化後の消防の円滑な運営を確保するための

「広域消防運営計画」を作成することになります。現在は、各市町村において消防の広域化に向けた内部検討を行っているところであります。

県では、ホームページや広報誌を用いた普及啓発、各市町村に対する情報提供、消防広域化推進アドバイザーによる説明会など、消防の広域化実現に向けた施策に取り組んでいるところであります。

次に、各市町村は県の方針に納得しているかという御質問についてお答えします。

平成18年6月に消防組織法が改正され、消防力の強化を目的に消防広域化を推進することとなっており、平成19年3月に沖縄県消防長会において沖縄県域を一つの消防本部とする基本方針が示されました。

それを受け、県は、平成19年5月に市長会、町村会、離島振興協議会、各広域市町村圏事務組合代表者等で構成する「沖縄県消防広域化推進計画検討委員会」を設置し、平成20年3月に「沖縄県消防広域化推進計画」を策定いたしました。

このような経緯から、各市町村におきましても広域化の方針に理解を得られていると考えております。

次に、県の計画は実現可能かという御質問についてお答えします。

消防の広域化による県民の安全・安心の確保や地域の防災力の向上は、極めて重要であります。

県といたしましては、平成24年度をめどとした消防の広域化実現に向けて、実施主体である市町村の取り組みを引き続き支援していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 児童福祉・教育・医療行政についての御質問の中の、認可外保育施設への給食費助成を次年度から250円にすることについてにお答えいたします。

認可外保育施設への給食費助成については、平成20年度から、これまでの牛乳代に加え、新たに米代の助成を開始したところであります。

現下の厳しい財政状況では、給食費の増額は困難と考えております。

続きまして、沖縄特別振興対策調整費の使途についてにお答えいたします。

このたびの沖縄特別振興対策調整費を活用した待機児童対策特別事業につきましては、国からおおむね9億円が拠出されることになっております。

県においては、これに対応しておおむね1億円を拠出し、10億円規模の基金を設置することとしておりま

す。

当該基金を活用し、待機児童の実態調査や保育内容向上に向けた研修会を実施するとともに、市町村が認可化することとした認可外保育施設への運営費及び施設整備費の助成を行い、認可化を促進することとしております。

続きまして、学童クラブの運営補助金の現状及び対策についてにお答えいたします。

放課後児童クラブの運営補助金については、1クラブ当たりの年間平均児童数に応じた基本額、長時間開設加算額及び障害児受入加算額等があります。

国においては、平成20年度から長時間開設加算と障害児受入加算の基準額を改正しております。このため、県は、障害児受入加算と長時間開設加算の引き上げについて、補正予算の計上やその他の方法がないか検討してまいりました。

しかしながら、現下の厳しい財政状況の中、財源確保の見通しが立たず対応することができませんでした。

今後とも、厳しい財政状況を踏まえながら、対応を検討してまいりたいと考えております。

続きまして、学童クラブの課題及び対策についてにお答えいたします。

放課後児童クラブの課題につきましては、平成19年9月に策定いたしました「沖縄県放課後児童クラブ運営ガイドライン」の周知や71人以上の児童を受け入れている大規模放課後児童クラブの適正な人数規模への移行促進などがあると考えております。

県としましては、県内すべての放課後児童クラブに対して広くガイドラインの趣旨等について市町村と連携を図りながら、研修会等を通して周知活動に努めてまいりたいと考えております。

また、大規模放課後児童クラブの解消につきましては、県教育委員会及び市町村と連携し、学校の余裕教室や児童館等を利用した適正な人数規模への移行促進を図りたいと考えております。

続きまして、認可保育所・学童クラブの正規・非正規雇用の割合についてにお答えいたします。

県の調査によりますと、認可保育所においては、平成19年4月1日現在、正規雇用が47.9%、非正規雇用が52.1%となっております。

また、放課後児童クラブにおいては、平成18年11月1日現在の調査によりますと、正規と非正規の区別をしておりませんが、常勤雇用が64.3%、非常勤雇用が35.7%となっております。

続きまして、こども交付金制度の活用についてにお

答えいたします。

こども交付金制度につきましては、財政支援による認定こども園の拡大を目的としており、詳細につきましては平成21年度概算要求等の中で調整していくとの国の説明を受けております。

県としましては、今後の動向を注視してまいりたいと考えております。

続きまして、発達障害の現状、課題、対策についてにお答えいたします。

発達障害につきましては、その障害の特殊性から早期発見に結びつきにくいこと、また診察する医療機関、支援する人材及び地域の受け皿が少ないため、早期支援につながりにくいこと、さらに関係機関のネットワークの構築が十分ではないことから支援が途切れてしまう状況が見られます。

県では、その対策として、沖縄県発達障害者支援センターを設置し、発達障害の理解を促進するための講演会や支援する専門員の養成などを実施してまいりました。また、発達障害児やその保護者に対し必要な療育指導や相談支援及び保育所等の職員に対し技術指導を行うため、障害児等療育支援事業を実施しております。

今後は、途切れない支援システムの構築が重要であることから、早期発見、早期支援の中心的役割を担う市町村や関係施設に対する支援強化に努めるとともに、関係機関との連携体制を強化してまいります。

続きまして、民間ドクターヘリ「MESH」の実績と県の支援策についてにお答えいたします。

「MESH」によるヘリコプター搬送は、昨年6月16日から本年7月15日まで行われ、その間の搬送件数は212件となっております。

県では救命救急センターの指定を受けた浦添総合病院に対する補助事業としまして、本年12月からドクターヘリ事業を実施し、本島全域及び本島周辺離島を対象に運航させることとしております。

本事業に際しましては、国から2分の1の補助がありますが、県も今後、相当の財政負担をしていく必要があります。

このため、2機目の導入につきましては、1機目の運航状況を踏まえ、今後の研究課題とさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは、児童福祉・教育・医療行政についての御質問で、公立幼稚園の正

規・非正規雇用の割合についてお答えいたします。

平成20年9月の県教育委員会での調査によりますと、県内の公立幼稚園243園における正規採用職員は551人で、そのうち休職者は51人、また臨時的任用教諭は235人で、正規採用職員の割合は70%、産休・病休等の休職者補充を含む臨時的任用教諭は30%となっております。

次に、沖縄盲学校を単独型の特別支援学校として存続させること等についてお答えいたします。

近年の障害の重度・重複化や児童生徒一人一人の教育ニーズに適切に対応するため、平成19年4月に学校教育法が改正施行され、従来の障害種別の盲・聾・養護学校は、複数の障害種に対応した教育を実施することができる特別支援学校制度へと改められました。

沖縄盲学校の視覚障害単独校としての存続要請は、児童生徒の安全性や視覚障害教育の専門性の維持に不安を感じてのことと思われ、真摯に受けとめております。

沖縄盲学校は、県内の視覚障害教育の拠点としての役割を果たしてきたことから、その専門性を維持することは重要であると考えております。

県教育委員会としましては、これまで学校関係職員、保護者等と説明会及び意見交換を行ってまいりました。今後とも保護者等と継続して話し合いを行い、専門性の維持や安全性の確保ができるかどうか慎重に検討していきたいと考えております。

なお、今後の視覚障害、聴覚障害教育のビジョンにつきましては専門性の維持に努めるとともに、地域のセンター的機能としての役割も強化していく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 知念 清君登壇〕

○病院事業局長（知念 清君） 児童福祉・教育・医療行政についての中、県立病院の現状と課題についてお答えします。

県立病院においては9月1日現在、医師で13人、看護師で92人の欠員が生じており、このため北部病院産婦人科で診療制限、八重山病院耳鼻咽喉科が診療休止となっているほか、中部病院の33床及び南部医療センター・こども医療センターの14床が休床となっております。

また、経営面においても平成19年度末現在で約216億円の累積欠損金を抱えるなど厳しい状況にあり、診療材料費の縮減等、経費削減に取り組んでいるところであります。

今後、改革プランの策定を通して、各圏域において必要な医療を安定的かつ持続的に提供していくことのできる態勢を築き上げてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君） それでは土木建築行政についての御質問の中の、国関係発注の県内業者受注拡大についてお答えいたします。

沖縄県における建設産業は、本県の経済と雇用を支える重要な基幹産業であります。近年の建設投資の減少及び受注競争の激化等、厳しい経営環境に直面しております。

このため、受注機会の拡大を通して建設産業の活性化及び雇用の拡大・改善を図る観点から、国等が発注する公共工事の地元優先発注及び県産資材等の利用拡大を促進するため、知事みずから沖縄総合事務局、沖縄防衛局に直接要請を行いました。

また、安里副知事及び関係部長が内閣府を初め、国土交通省、農林水産省、防衛省へ要請を行っております。

その結果、沖縄総合事務局から一般競争入札における参加資格要件の経営事項評価点引き下げや、総合評価における評価項目の見直しによる県内企業への受注機会拡大の具体策が示されたところであります。

続きまして、最低制限価格の改正についてお答えします。

最低制限価格は、不良工事の防止等公共工事の適正な施工の確保及び建設業の経営基盤の確保のため、原価割れ受注の防止を図ることを目的として設定されております。

県においては、最低制限価格は「工事請負契約に係る低入価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡会議モデル」、いわゆる公契連モデルによる算出額を基本に、沖縄県財務規則第129条に基づき契約の種類及び金額に応じて設定しており、平成18年4月から予定価格の100分の65から100分の85の範囲として5%引き上げたところであります。

今後の見直しについては、いわゆる公契連の動向を注視して適切に対応してまいりたいと考えております。

続きまして、建設産業の現状と課題についてお答えいたします。

沖縄県における建設産業は、本県の経済と雇用を支える重要な基幹産業であります。中小零細な事業者

が多く、近年の公共投資の減少や建設業者の供給過剰等、市場構造の大きな変化の中で厳しい経営環境に直面し、倒産や廃業の増加、それに伴う失業率の増加など、今後の本県経済雇用への影響が懸念されております。

建設産業は、今後、公共投資の回復が当面見込めない中において自助努力による経営の合理化、経営基盤の強化、新分野への事業転換などに取り組むことが求められております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 護得久友子さん登壇〕

○農林水産部長（護得久友子さん） 農林・水産行政についての御質問で、おきなわブランドの取り組みについてにお答えいたします。

本県の農林水産業の振興を図るためには、我が国唯一の亜熱帯性気候等の優位性を生かした活力ある産地を育成し、高品質かつ安全で安心な農産物を安定的に供給することにより、おきなわブランドを確立することが重要であると考えております。

具体的な取り組みとしては、定時・定量・定品質の生産が可能な拠点産地を66地区認定、パイナップル、ゴーヤー等、沖縄のオリジナル品種の育成・普及及び新技術の開発、農薬、化学肥料を3分の1低減するエコファーマーの育成や、農薬、化学肥料を2分の1低減する特別栽培農産物の認証、農薬等の出荷前検査やトレーサビリティの推進による安全・安心の確保、県内外の量販店における積極的な販売促進などを総合的に推進しているところであります。

今後とも、市町村、関係団体等と連携し、おきなわブランドの確立に努めてまいります。

同じく、農林・水産行政についてで、農産物の安全・安心の取り組みについてにお答えいたします。

近年、食の安全・安心に対する消費者の関心が高まっており、食の安全・安心を確保するためには、食品表示の適正化及び農薬の適正使用等について周知徹底を図ることが重要と考えております。

食品表示については、小売店等を対象とした巡回指導の実施、食品表示110番の設置及び食品表示ウォッチャーの配置など、監視体制の強化に取り組んでいるところであります。

農薬の使用については、市町村及び出荷団体と連携し、生産者に対し適正な使用及び飛散防止対策、記帳の指導を行っております。

また、農薬の販売についても、農薬取締法に基づき、農薬販売者に対し立入検査・指導を実施しており

ます。

さらに、ＪＡおきなわと連携し、農産物の出荷前自主検査及びトレーサビリティの推進に取り組んでいます。

ＢＳＥ対策については、国産牛肉について全頭検査の実施、特定危険部位の除去やトレーサビリティによる安全で安心な牛肉を提供するための対策を講じているところであります。

今後とも、消費者に安全で安心な農産物を供給するため各種施策を実施してまいります。

同じく、農林・水産行政についての御質問で、海ブドウの産地偽装については関連しますので一括してお答えいたします。

海ブドウの産地偽装については、県の調査で確認した事実を事業者が認めたため、ＪＡＳ法に基づき指示並びに厳重注意を行ったものであり、この事実について公表したものであります。

ＪＡＳ法に基づく産地偽装の処理手順は、事実関係の調査を実施し、その結果、違反事実が認められた場合、ＪＡＳ法を遵守するように指示を行うこととなります。

事業者がその指示に従わない場合、指示に従うよう命令を行い、これに違反した場合は罰金または懲役が科されることとなります。

原産地表示の基準は、海ブドウなど養殖水産物については、養殖期間が長い養殖場の所在地を表示することとなっております。

なお、今回の事案以外では、過去５年間で海ブドウに関しての指示などＪＡＳ法に基づく処分を行った事例はありません。

また、海ブドウに類似する商品で、輸入品が県産として偽装される可能性のある商品については、現在のところないものと考えております。

同じく、農林・水産行政についての御質問で、加工業者等に対する指導体制についてにお答えいたします。

県では、食品表示の適正化を図るため、食品表示110番の設置や食品表示ウォッチャーを配置するとともに、国等と連携した監視・指導を実施しております。また、加工業者など食品関連事業者を対象とした講習会を開催し、食品表示の普及啓発を図っております。

今回の産地偽装問題を受け、県庁内において平成20年8月22日に「食品表示に関する部局連絡会議」を設置し、再発防止に向けて連携強化を図っているところであります。

今後とも、関係機関と連携した監視・指導を行い、食品表示の適正化を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

〔赤嶺 昇君登壇〕

○赤嶺 昇君 再質問を行います。

まず1点目に、きのうの瑞慶覧功県議の質問に対して知事が、ブラジル・アルゼンチンを訪問しなかった理由には、体調という、医師からとめられたという説明をなされておりました。今回訪米をするに当たって実質的にかなり過酷な日程になるうかと思うんですけれども、そのあたりは医師との相談もされているのか、お聞かせいただきたいと思います。

それから2点目、その要請の中に米軍基地の運用に伴う事件・事故の防止を掲げておりますね。実は2月に中学生に対する暴行事件があったんです。我々は雨の中で北谷で3月23日に実施された「米兵によるあらゆる事件・事故に抗議する県民大会」に知事は出席していないんですね。そのような態度をとってきた知事が訪米して米軍基地の運用に伴う事件・事故防止を訴えることは矛盾しないかどうか、お聞かせください。

それから3点目、普天間飛行場の危険性の除去を訴えていますね。恐らく3年以内の閉鎖状態を訴えておりますから。そうであれば当該市の伊波市長に、当然ながら同行して、伊波市長も公約を掲げております。その3年以内の閉鎖を求めるということでは、普天間飛行場の危険性除去を掲げるのであれば、当たり前にはそれは宜野湾市長にも一緒に同行を求めるべきじゃないのかなと思いますが、どうですか。

あと県民の総意として我が沖縄県議会の議長にも同行を求めるべきだと思いますが、御見解をお聞かせください。

それから、安倍元、福田前総理についてなんですけれども、ある建設会社の社長が、一国の総理が簡単に2人も続けて辞任をしてしまったわけですが、総理は簡単に辞任できても、私は従業員も抱え、その家族を考えると簡単に辞任もできないよということで、政治家はいいなという皮肉を言われております。私は、政治というのはそういうもので、やっぱり2人も続けて突然投げ出すということは大きな問題じゃないかなというふうに私は認識しております。そこは知事とちょっと見解が違うのかなと思うんですけれども。

さらに、政府の沖縄に対する姿勢ということなんですけれども、2年間で大臣が5人もかわればそのたびに要請をして沖縄の実態を説明しないといけない。そ

れにかかる経費、労力、それを考えると、通常沖縄が大事であれば、その担当大臣はある程度引き続きさせるのがやっぱり筋じゃないのかなと私は思うんですよ。5人もかわるというのは、これは沖縄の問題というのは明らかに軽視されているんじゃないかなと思っています。

日米安保は民主党も認めている方もたくさんあります。そういうことであれば、沖縄のこれだけの負担がある中で大臣がころころとかわるということが果たして沖縄のことをどのように考えているのか。それは知事がなかなか言いにくい立場ではあるかと思いますが、時には強く言うのも仕事じゃないのかなということを指摘しておきたいと思っています。

ちょっと休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時10分休憩

午後2時10分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○赤嶺 昇君 安里副知事、ブラジルそれからアルゼンチン訪問、大変お疲れさまでした。

ペトロプラス社の積極的な今後の交流を深めて、沖縄県これだけ原油高騰が叫ばれている中で、今後安価で安定的な燃料供給も含めてあらゆる協力体制を積極的にやっていくことも大事じゃないのかなと思っています。それが実現すれば、今回いろいろ漁業・農業団体、トラック協会、そのバイオエタノール燃料が合うかどうかいろいろ議論はあるんですけども、しかしながらそれも沖縄にとってはチャンスじゃないのかなと思いますが、それについてもっと積極的にやるべきじゃないかと思いますが、副知事の御見解をお聞かせください。

それから認可外保育園の給食費について。

1食11円ということで芽出しをしたということは評価はします。しかし、知事はこれは公約として認めた以上は、この11円のままで今はもう予算がないということで終わっていいののかも含めて、やはり子供たちの成長は待たなしでございますので、1食250円を目指していくということの姿勢を改めて次年度予算に向けてやるべきだと思いますが、もう一度御見解をお聞かせください。

続いて、学童クラブの運営補助金。

これも国が補助をすると言いながら、県の財政も厳しいということなんですけれども、しかしながら沖縄の子育て世代からすれば、なぜ国にそういう制度があるのに、その制度に伴って私たちは差別を受けないといけないのかというのが子育て世代の声なんです。こ

の問うちの文教厚生委員会でも次年度から一定の決意を私たちは聞いているんです。しかし、9月議会になるとまたそれがトーンダウンしていますから、もう一度財政が厳しいということはわかります。しかし選択と集中ということで再三言っているわけですから、学童の運営補助金、国は積極的にやっていますから、もう一度次年度に向けての決意をお聞かせください。

それから県立病院についてでございます。これはたくさんあるんですけども絞らせていただきます。

北部病院、先ほど課題の中で診療制限、恐らくこれは産婦人科の件だと思うんですけども、それでは平成17年度から19年度までにいわゆる中部病院で北部地区産婦人科患者の受け入れ状況をまずお聞かせください。どれぐらいの患者を受け入れているのかですね。これまでは緊急搬送の数字はあったんですけども、一体全体北部地区からどれぐらいの数が来ているのか。

それから、こども医療センターにおいて小児専門の看護師と成人の看護師がおります。実は、看護師の配置の仕方も非常に問題で、小児を診る場合の看護師というのは、子供ですから自分のことはできないものですから大体1.5人の看護師が必要と言われているんですよ。成人とは違うんです。それが簡単に小児専門の看護師が成人に移されると非常に大きな負担になりますから、これは現場の声として、どうしても成人と小児をしっかり分けて、仮に募集をするにしても小児専門の看護師としてやっぱり採っていただきたい。せっかく小児としてなれた看護師が成人病棟に行ったり、成人病棟からいきなり小児科に行って対応できないという現状がありますので、そのあたりについて御見解をお聞かせください。

それから土木建築についてなんですけれども、最低基準価格85%ということなんですけれども、ほとんどの業者がこれはもう厳しいと言っているんですね。ほかの県議も話をしているんですけども、県は、例えば期間的にでもいいですから、この厳しい状況の中で3年もしくは5年間、90から95%にこれを引き上げるということも一つの策じゃないのかなと思いますが、御見解をお聞かせください。

それから建設業協会から県に対して入札制度及び契約並びに産業の活性化等についての要請が来ていると思います。その要請に対しての取り組み状況を聞かせてください。

あと、建設産業ビジョンの件なんですけれども、先日もありました審議会はいつまでに設置するのか具体的にお聞かせください。

それから沖縄県建設産業総合支援センターの設立もいつまでにやるのかお聞かせいただきたいと思います。おります。

ちょっと休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時15分休憩

午後2時15分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○赤嶺 昇君 農林水産行政についてでございます。

海ブドウの産地偽装の件なんですけれども、先日関係者の方から話を聞いてきました。海ブドウ産地偽装はどのように判明したのかが1点。それから物的証拠はあったのか。関係者が認めたとしているが、確認してみると無理な調査というか、4時間とか5時間くらい5名か6名くらいでいろいろ話をして、その中でサインをしたと言っております。その後、その関係者から確認書の訂正を申し出ているということを担当者の職員に言っているということなんですけれども、その事実をお聞かせください。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時16分休憩

午後2時25分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 赤嶺議員の再質問にお答えいたします。

まず第1に、ブラジル・アルゼンチンに行けなかったのに訪米は大丈夫かという御心配をいただきまして、これは今お医者さんともちょっといろいろ相談はしていますが、これはとめられても行こうと思っております。

それから2番目は、地位協定に係る県民大会に出席しなかった知事が地位協定の改定について何でアメリカへ行くのかというような御趣旨かと思いますが、県民大会につきましては当時も申し上げましたように、そっとしてあげたいという、皆さんとの考え方の違いだけです。ですから出席を見送ったと、前にも申し上げたとおりです。

さらに地位協定につきましては、前の稲嶺さんの時代から8年にわたり各県を含めよく研究をし、やってきたものが途中で突然ふっと消えてしまうという現象がありますから、これは地位協定の抜本改定については戦術をかなりよく勉強をしていかなければいけないんですが、ただし私も県民大会には当時出席を見送った

わけですが、これはちょっと正確さはあれですが、2月13日から8月、9月にかけて、無論、未成年者に対する事件が2月に発生した後は直ちにこれは総理官邸、それから総理に要請を持っていき、最終的に地位協定は改定する、見直しをする必要があるというのは要請に行きまわりましたし、さらに民主党の議員に対しても日米地位協定、皆さんの持っている13項目と突き合わせをやっておりますが、今県が考えている11項目についても申し上げ、さらに軍転協を通じて内閣官房長官を初め外務省、そしてアメリカ大使館などにも地位協定の改定を申し入れているところです。

さらに渉外知事会、これは3月11日に渉外知事会の会長である神奈川県松沢知事さんと一緒になって防衛庁、防衛大臣そして外務大臣にお目にかかって地位協定の見直しを要請したところです。これは渉外知事会が割に歩調を合わせて、会長の神奈川県知事を中心にいろいろと内閣を初め防衛・外務に我々は今、回っているところです。ですから、私は当然のこととしてアメリカへは地位協定の抜本改定について申し入れに行く、情報交換に行くというのはもう当然のことだと思っております。

それから3番目ですが、伊波市長さん、それから議長さん、一緒に行ってはどうかという御趣旨のサジェスチョンだったと思うんですが、無論御意向があれば検討してまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 安里副知事。

〔副知事 安里カツ子さん登壇〕

○副知事（安里カツ子さん） 赤嶺議員の御質問で、燃料高騰の中でペトロプラス社の安価な燃料を積極的に推進すべきではないかということの御質問にお答えしたいと思います。

ペトロプラス社では、ブラジル産油を沖縄で精製するに当たりまして、施設・設備の更新等を検討しているとのことであり、県といたしましては、県内企業の工事の受注の機会や雇用の拡大等県内への波及効果を期待しているところです。

また、ペトロプラス社からの県への支援については、内容が具体的に示され次第、積極的に対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 児童福祉の給食費、認可外保育園の給食費の助成に増額できないかと

ということについてですけれども、今回の給食費のお米代の支援につきましては、備蓄米の利用だとか、その他認可外保育施設へいろんな支援ができないかということ調整したり、それから要望したりいろんな形で検討したりした結果であります。

ですから、その中で結論としましては、やはり認可園で保育をするべきことが理想ではないかということで認可化の促進という事業ができました。

ですから、この待機児童特別対策事業により認可化を促進していくことで児童の処遇向上を図ってまいりたいと考えております。また、今年度は処遇向上のための研修会等を実施することとしております。

それから、学童クラブの補助金の増額ですが、次年度に向けて努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君） それでは再質問にお答えします。

まず最低制限価格の引き上げでございます。

先ほど申しましたように、県の財務規則により平成18年の4月から見直して引き上げをしております。60%から80%の間というものを65%から85%の範囲ということで5%引き上げをしております。

それから、先ほど申しました公契連モデルの最低制限価格の算定方法もございしますが、その算定方法も実は4月に引き上げをしているところでございます、これは85%の範囲の中でございますけれども。

そういう中でございまして、見直しにつきましては公契連の動向を注視して適切に対応していきたいというふうに思っております。

それから2点目の、建設業協会からの要請につきましてでございますが、3つほどございまして、2つは赤嶺議員の再質問とダブっておりますので、ダブっていない部分の一つ、設計価格、予定価格の事後公表についてという要請がございします。

どうということかといいますと、県では、現在、設計価格は事前公表しています。それから予定価格は事後公表としております。設計価格であれ、予定価格であれ、事後公表にしてほしいということでございまして、事後公表について現在前向きに検討しているところでございます。

それから2つ目でございますが、沖縄県建設業審議会等の設置についてというのがございします。

私ども沖縄県としましては、審議会というのは建設

業に係る重要なことと考えておりますので、昨今の建設業の直面する危機に対処するためにも、私どもだけでなく有識者等からの意見を聞く第三者機関を設置したいと思っております。年内にも設置ができればと思っております。年内を目標に作業をしているところでございます。

それからもう一点、沖縄県建設産業総合支援センター（仮称）でございますが、私どもの策定した建設産業ビジョンに取り上げられた建設産業全体の活性化のための方策の一つとして考えております。

支援センターは基本的には建設関係団体が主体となって設立し運営するわけでございますが、私ども県としましては、支援センターの設立に向けてその運営財源となる公共工事建設発生土再利用システムの活用について調査検討を行っているところであります。早期に設立できるよう取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 知念 清君登壇〕

○病院事業局長（知念 清君） まず、北部病院産婦人科休止に伴う北部地区産婦人科医からの中部病院への救急車による搬送と紹介による患者さんの搬送の実績について、中部病院のデータをもとにお伝えいたします。

平成17年度は367人、平成18年度は291人、それから平成19年度は206名、計864名でありまして、月平均24人となっております。

続きまして、小児科専門医、看護師の採用についてお答えします。

沖縄県では看護師の採用の際、小児専門、あるいは成人専門の看護師としての採用は行っておりません。どの科においても専門性の発揮できる看護師として採用しております。

この小児科専門看護師の問題については、今後の検討課題として考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 護得久友子さん登壇〕

○農林水産部長（護得久友子さん） 海ブドウの産地偽装についての再質問にお答えいたします。

まず経過についてでございますが、平成19年12月5日に県内で販売されている海ブドウ加工品について、外国産を沖縄産として販売しているのではないかとこの情報があり、沖縄総合事務局と連携の上調査を行った結果、今回の事実を確認したものであります。

次に、物的証拠についてでございますが、仕入れ伝票、出荷伝票など関係書類によりその事実を確認いたしております。

次、確認調書の訂正に応じなかった件についてでございます。

調書により確認した事実について、お互いの同意のもとで確認書を取り交わしたものであります。その翌日に一部訂正の申し入れがありましたが、調査した日にお互い確認のもとに取り交わしたものであることから訂正には応じなかったものであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時39分休憩

午後2時42分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

赤嶺 昇君。

〔赤嶺 昇君登壇〕

○赤嶺 昇君 知事、皆さんと考えが違うということで県民大会のことを言ってたんですけども、考えが同じ翁長市長は参加しているんですよ、そのあたりの説明をお願いできますか。

休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時43分休憩

午後2時43分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○赤嶺 昇君 認可外保育園、いろいろ検討した結果、結果的に認可化をした方がいいという答弁ですが、それは知事公約に違反しませんか。お願いいたします。

それから海ブドウについては、やっぱり関係者の皆さんはかなり拘束されたということを言っていますので、そこは大事な部分なので慎重にやった方がいいんじゃないかなということを指摘して終わります。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時43分休憩

午後2時46分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 赤嶺議員の再々質問にお答えしたいと思いますが、翁長市長は確かに参加されたと思います。たしか公明党さんも参加されておったと思います。考え方が違うというのは何と言いますか、与党だから、翁長市長だからというのではなくて、私はそっとしておいた方がいいのではないかとということ

で私は参加を見送ったわけで、一つ一つの物事の対応がすべて考えが似ているから一緒だということにはならないと思います。

それからもう一つですが、今おっしゃった認可外保育園については、私も公約で一生懸命頑張りますと確かに申し上げてそれなりにやっているつもりでございますが、給食費という言葉は私もどこかから使い出したと記憶はしております。ただ私の公約そのものでは、「認可外保育園の認可促進と補助拡大」というふうに実は書いてありまして、ただ逃げるつもりはありません。

今おっしゃったように余りにも些少じゃないかということについては、可能な限り拡大できるように努力してまいりたいと考えております。

別に公約とはそごを来しているとは考えておりません。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 渡久地 修君。

〔渡久地 修君登壇〕

○渡久地 修君 通告に従い質問します。

最初に、米軍基地問題について質問します。

(1)、米軍の思いやり予算について。

ア、日米安保条約でも日本に負担義務はないと思うが、いつからのどのような理由で支出し始めたのか。この間の思いやり予算の総額と沖縄関係の総額は幾らか。また、ことしは幾らか、米兵1人当たりになると全国平均、沖縄は幾らになるか。

イ、この思いやり予算は何に使われているか。

ウ、ことし完成した嘉手納基地内の中学校について、建設額と設備、年間維持費などはどうなっているのか。県内の学校との比較はどうなっているのか。沖縄県民の子供の教育関係との格差について、知事、教育長の見解を伺います。

(2)、米軍の制限水域の廃止について。

県議会経済労働委員会の調査時に3つの漁協から制限水域の返還、縮小、解放等の要求が出されました。我が党の8月4日、5日の政府要請に政府側は、地方自治体等からの要望があれば日米合同委員会に提起したいと回答しました。制限水域の実態はどうなっているか。県として早急に廃止、縮小、解放の要請を政府に行うべきであります。

2、自公政治になって貧困と格差が広がっています。今の県民生活の実態について10年間の推移や比較などについて、以下お答えください。

(1)、税負担などはどれだけふえたのか。高齢者夫婦世帯65歳以上で年金収入、夫225万円、妻80万円の場合

合、所得税、住民税、国保税、介護保険料、後期高齢者保険料などの合計についての10年前との比較。同様に、高齢者単身世帯65歳以上で年金収入180万円の場合はどうなっているか。

(2)、非正規雇用の数と比率はどうなっているか。そのうちの女性と30歳以下の若者の数と比率。また、公共部門での非正規雇用の数と公共部門の雇用数に占める比率と非正規数全体に占める比率。

(3)、年収200万円以下の収入しかないいわゆるワーキングプアと言われている県民の数と比率。年収150万円以下と100万円以下の数と比率。公共部門で働く非正規雇用者ではどうなっているか。また、その中で、女性の占める比率と30歳以下の若者の占める比率。

(4)、生活保護者の数の比較。

(5)、無年金者数と年金の滞納者数と比率、年金納付者数と比率。

(6)、サラ金の自己破産、任意整理件数の推移と合計。金額の推移と合計。

(7)、自殺者の推移と合計数、そのうち経済的理由による自殺者の推移と合計。

3、雇用問題について質問します。

(1)、非正規雇用とワーキングプアの増大について知事はどのような認識を持っているか。

(2)、派遣労働法の改正に国や国会が動き出していますが、県の見解を伺います。また、県が多額の補助金を出して誘致した企業には正規雇用を義務づけるべきとの質問に部長は、「条件をつけて正規化を検討」と答弁しましたが、6月議会から今日までどのように検討しどのような改善策を打ち出したか。

(3)、官制ワーキングプアについて。

県庁職員の臨時職員の時給は幾らか。最低賃金が確定したが、県はこれを受けて幾らに引き上げるのか。

(4)、沖縄から本土への派遣や期間社員などでの出稼ぎなどについて、派遣先や人数や雇用形態、賃金や待遇などの実態はどうなっているか。沖縄での説明と現地での実態が違っていると泣き寝入りするような実態があるというが、県はどのように把握しどのような対策をとっているか。また、県の東京、大阪、名古屋、福岡の各事務所に相談窓口を設置すべきであります。

(5)、福祉の現場で働く人々のワーキングプアについて。

介護や保育所、看護などの福祉の場での非正規雇用の実態と年間収入の実態について伺います。改善への県の役割があると思うが見解を伺います。

(6)、公共工事を担っているトラック運転手の就業実

態について。

県内のダンプ運転手の労働や生活実態はどうなっているか。県の発注積算単価と実際にトラック運転手の受け取った額についての差が余りにも大き過ぎるが、県発注工事であり、県はきちんと指導すべきではないか。また、施工台帳を提出させるべきと思うがどうか。

4、原油高騰で苦しむ中小企業などへの既往貸付金の返済繰り延べについて質問します。

(1)、現在の既往の貸付制度の実績と今回の原油高騰対策による緊急貸付の実績について。

(2)、燃油高騰の中、既往貸付金の返済繰り延べは何よりの支援策だと思いますが、県として金融機関と協議し実現に力を注ぐべきであります。

5、小・中・高校へのクーラー設置の促進と維持費の財源問題について質問します。

(1)、文科省の夏場の教室の温度の基準と沖縄の夏場の教室の温度の実態とクーラー設置状況について。

(2)、クーラーの維持費は国が当然負担すべきと思う。

以下、3つの角度から県としても検討し政府に要請してもらいたい。

ア、交付税措置についての寒冷補正と同様な亜熱帯補正があってしかるべきである。

イ、沖縄振興計画の中で重要な位置づけとして取り入れるべきではなかったか。今からでも取り入れるべきである。

ウ、文科省は、学校設置法に基づく学校環境衛生基準で夏場は26度から28度が望ましいと教室の温度を設定しており、そのための維持費は当然政府として負担すべきであります。

6、消防行政について質問します。

(1)、現在、国の配置基準からすると全県で何人の消防士、何台の救急車、ポンプ車などが不足しているか。現在配置している救急車やポンプ車でも配置人数よりも少ない人数で運用している実態について伺います。

(2)、消防の広域化によって、地域の消防出張所が減られ、人員が減られ、消火・救急活動に支障が危惧されています。広域化によってどれだけの出張所を廃止し、人を減らそうとしているのか。広域化の検討の前に不足している人員の配置に力を入れるべきではないか。

(3)、防災ヘリの配備について。

国から防災ヘリの配備が都道府県に配置が義務づけられていると思うが、配備されていないのは沖縄だけ

というのが事実か。離島県でもあり、救急要請にこたえるためにも急いで配備すべきではないか。

7、台風13号の災害救援策等についてですが、最初に被害者の皆さんに心からお見舞い申し上げます。

9月19日と20日の両日、嘉陽県議と私の2人で与那国町、石垣市、竹富町を調査してきました。そしてこの通告の後に台風15号が八重山諸島を襲い、大きな被害が出ています。重要な問題であり、かつ関連していますので、また執行部には事前に通知してありますのであわせて答弁をお願いします。

(1)、台風13号と15号の被害の実態と県の対策、今後の支援策について伺います。

(2)、県道、市町道などの決壊箇所への災害復旧工事認定など速やかな対応が求められています。また、被害が大きい与那国町の町道、農道などへの県としての独自の支援が必要ではないか。

(3)、祖納の浸水被害をもたらした田原川は県管理河川に格上げして整備を進める必要があります。また、はんらんの大きな原因ともなった現在使われていない河口堰の撤去に県としても町を支援すべきではないか。

(4)、県の文化財に指定されているサンニヌ台のがけ崩落や展望台の崩落防止に県として早急に対応が求められているのではないか。

(5)、過去3回も電柱が折れた地域は早急に電線地中化を行う必要があるのではないか。

(6)、久部良中学校などは50メートルにわたってブロック塀が倒壊しています。県教育委員会としても調査し支援を県としてもすべきであります。

(7)、農作物の被害を防止するための防風林事業を早急に行うことが必要ではないか。

(8)、竹富町の白浜地区の土砂崩れ崩壊への早急な対応と、急傾斜地域の県道の保全のための対策が求められているのではないか。

(9)、黒島の海岸保護区周辺の海水による浸水防止対策が必要ではないか。

(10)、竹富町の簡易水道の決壊については県としても復旧に支援が必要ではないか。

(11)、空前の大雨が降っているが、今後、災害対策や河川整備などの降雨基準の大幅見直しが必要になっているのではないか。

(12)、特に先島地域は台風襲来地域であり、県としても災害対策、支援の特別な枠組みが必要ではないか。

(13)、台風襲来地域であるにもかかわらず、国の与那国測候所が無人化されるというが、県としても無人化の中止を求めるべきではないか。

8、我が党の代表質問との関連について。

(1)、知事の政治姿勢について。

知事がこれまで普天間基地は県外移設がベストと言っていました。県外移設について日米両政府に要請したことは一度もなかったことが6月議会で明らかになりました。今度は、国外・県外移設は理想論だと切り捨てています。これまで国外・県外移設がベストと言ってきたことは、県民の目を欺くものだったのか。理想論だと切り捨てているのは、沖縄県民にこれからは基地負担を我慢しなさいということなのか。

1972年の日本復帰は、27力年に及ぶ米軍による異民族支配のもと、命と人権と土地と財産を守る沖縄県民の島ぐるみの闘いによって勝ち取られたものであると認識しているが、知事の見解を伺います。

(2)、燃油高騰対策での漁業支援策について。

我が党は8月4日、5日政府交渉で、漁業者支援への支援で10%の省エネ対策を実施した5人以上のグループに9割の直接補助を行うことについて、これには漁協も含めるべきと要請してきました。政府もそのようにしたいと述べていました。現在漁協などから何件、金額はどれだけの申請が出されているのか、もっと強力で推進すべきだと思います。見解を伺います。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 渡久地議員の御質問にお答えいたします。

まず第1に、米軍基地問題の中で、県内学校との比較及び教育環境の格差についての御質問にお答えいたします。

沖縄県の公立学校施設整備につきましては、復帰後、4次にわたる沖縄振興計画に基づく高率補助制度等を活用し、教育環境の整備を推進しているところであります。

嘉手納基地内の中学校と同程度の生徒数により国庫補助の基準で整備できる中学校を比較しますと、基地内の中学校が整備面積や整備費用などで上回っております。アメリカの学校設置基準など確認できないため、一概に比較することは難しい面があると考えております。

次に、原油高騰に係る御質問の中で、既往貸付の実績と原油高騰対策貸付の実績についての御質問にお答えいたします。

「原油高騰対策支援資金」は、平成20年8月末時点で貸付件数は15件、金額で2億2200万円となっております。融資枠に対する貸付割合は14.8%となっております。

現時点で「原油高騰対策支援資金」を除く既往貸付制度の8月末の集計がまとまっていないため、7月末時点で見ますと貸付件数は385件、金額で26億9500万円となっております。融資枠に対する貸付割合は18.7%となっていてございまして。

次に、台風13号の災害に係る御質問で、台風被害の支援策についての御質問にお答えいたします。

台風第13号は、非常に強い台風で、与那国島を中心に大きな被害を出しました。県として災害復旧を迅速かつ円滑に行うため、22日には私を議長とし、各部長等で構成します「復旧対策会議」を開催し、全庁的に復旧対策に取り組んでいるところでございます。

道路などの公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の対象事業につきましては、国への災害復旧申請の準備を進めているところでございます。また、農地・農業用施設災害復旧事業の対象となる農道などの被害につきましても、国への災害復旧申請の準備を進めているところであります。さらに、災害で人身及び住宅に被害を受けた被災者に対しましては、沖縄県災害見舞金支給要領に基づきまして災害見舞金を支給することとなっております。

今後、被害総額、そして地元の要望事項等を早急に取りまとめ早期復旧に向け取り組んでまいり所存でございます。

次に、代表質問との関連での御質問の中で、県外移設がベストという発言についての御質問にお答えいたします。

私は、知事選挙期間中から、ベストは県外だが、県外に見つけがたい中で県内移設もやむを得ない旨の発言をしてまいりました。その考えに変わりはありません。

私としましては、県外移設がベストであり、理想であるとは思いますが、米軍再編協議の経緯等から県外移設は困難であり、普天間飛行場の一日も早い危険性の除去のためには、県内移設を進める必要があると考えております。

次に、同じく代表質問との関連で、理想論という言い方についての御質問にお答えいたします。

普天間飛行場移設問題の原点及びその緊急の課題は、現在の普天間飛行場の危険性の除去であります。

私は、同飛行場の一日も早い危険性の除去のため、やむなく県内移設を認めているものであります。あわせて海兵隊のグアム移転や嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還など沖縄県の基地負担の軽減につながる在日米軍再編を進めることも必要であると考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後3時8分休憩

午後3時9分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲里副知事。

〔副知事 仲里全輝君登壇〕

○副知事（仲里全輝君） 県民の復帰運動に対する評価といえますか、知事の認識についての御質問には、復帰運動を体験し、琉球政府に勤務し、米軍統治と向き合ってきた私から答弁すべきであるという知事の指示に従いまして答弁をさせていただきます。

県民の復帰運動に対する認識について。

県民総ぐるみの復帰運動が不合理な米軍統治を終結させ、沖縄の日本復帰の実現に大きな影響を与えたものと認識しております。県民が一丸となれば大きな力になれるという歴史的な教訓であると思います。

知事の訪米要請に対しまして、この歴史的な教訓を生かして県民のために一丸となって御支援くださるよう、御期待申し上げるものであります。

よろしくお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） まず米軍基地問題について、思いやり予算の総額等についてお答えします。

在日米軍駐留経費負担、いわゆる思いやり予算は、日米地位協定第24条の範囲内で行う措置として昭和53年度から支出され、昭和62年に地位協定の経費負担原則の特例的な暫定措置として特別協定が締結され、今日に至っております。

防衛省の資料によりますと、思いやり予算は昭和53年度から予算化され、平成20年度までの予算額を合計すると5兆3710億円となっております。なお、今年度の予算額は2083億円となっております。また、沖縄防衛局によると、沖縄関係の予算総額及び今年度の額並びに米兵1人当たりの額については、把握していないとのことであります。

次に、思いやり予算の内容についてお答えします。

在日米軍駐留経費負担、いわゆる思いやり予算については、在日米軍が使用する施設・区域についての提供施設整備費、2、在日米軍従業員の労務費、3、在日米軍が公用のため調達する光熱水料など、4、日本側の要請による在日米軍の訓練の移転に伴い必要となる経費（訓練移転費）の全部または一部を負担するものとされております。

その内容は、提供施設整備費については、施設・区域内の隊舎、家族住宅、環境関連施設、学校、教育施設、福利厚生施設などの建設、在日米軍従業員の労務費については、基本給、地域手当、解雇手当、扶養手当等の各種手当など、光熱水料については、在日米軍が公用のため調達する電気、ガス、水道、下水道や、それ以外の暖房用、調理用または給湯用の燃料、訓練移転費については、日本側の要請による訓練移転に伴い追加的に必要となる経費を日本側が負担しております。

次に、嘉手納基地の中学校の建設費等についてお答えします。

沖縄防衛局によると、嘉手納基地の中学校の建設費は約40億円とのことであります。

設備については、1万4000平方メートルの本体建物のほか、水泳プール、ソフトボール場、400メートル競技トラック等となっております。また、年間維持費については米軍の運用によるものであり、承知していないとのことであります。

次に、米軍訓練水域の実態と廃止等についてお答えします。

沖縄県には、米軍の訓練水域が29カ所設定されており、訓練水域では、水対空、水対水、空対空の各射撃訓練及び空対水射撃訓練、空対地模擬計器飛行訓練、船舶の係留、その他一般演習等が行われております。

去る9月22日に、沖縄県漁業協同組合連合会代表理事会長及び沖縄県漁業協同組合長会会長から知事に対し、ホテル・ホテル訓練区域の一部解除、鳥島射撃場及び久米島射撃場の返還について要請がありました。

今後、県としては、関係する地元自治体等の意向も踏まえ、今回要請のあった訓練区域の一部解除及び射撃場の返還について日米両政府に対し求めていきたいと考えております。

次に、消防行政についての、消防士、救急車等の配置についてお答えします。

「平成18年度消防施設整備計画実態調査」では、沖縄県は、国の配置基準に照らすと、消防職員は1325人、救急自動車は2台、消防ポンプ自動車は20台少なくなっております。

次に、消防の広域化による出張所等の減少についてお答えします。

消防署、出張所及び人員の数等については、広域化対象市町村により作成する「広域消防運営計画」で検討されるべき事項であると考えておりますが、基本的

には広域化によって減少するものではないと考えております。

また、県内の消防職員の充足率は、現状でも消防力の整備指針に照らして不十分な水準にとどまっていることから、消防責任を負う各市町村においては、引き続き消防体制の充実強化を図る必要があると考えております。

次に、防災ヘリの配備についてお答えします。

消防防災ヘリコプターの配備については、法令で義務づけられたものではありませんが、その役割である救急活動、救助活動、火災防御活動等は重要であると認識しております。しかし、沖縄県ではその導入や維持に多額の負担があることから配備に至っておりません。

沖縄県の場合、離島からの救急搬送については、自衛隊や海上保安庁に支援を要請して対応しているところであります。

次に、台風13号の関連のうち、台風被害の実態と県の対策についてお答えします。

台風第13号による9月24日現在の与那国島地方を中心とした県内の主な被害状況は、人的被害は重傷者1人、軽傷者1人、住家の全壊2棟、半壊6棟、一部損壊62棟、ライフラインの被害では9300世帯が停電、水道も与那国島で全世帯の断水がありました。

被害見込み額は、土木関係が約3億6500万円、農林水産関係が約4億5500万円になります。

県においては、9月12日の暴風警報発表と同時に沖縄県災害対策本部を設置し、24時間体制で市町村や消防、警察、気象台等からの情報収集、そして被害情報の庁内電子掲示板への掲載による関係部局の情報共有等の対応に当たったところであります。

次に、先島地域の災害対策と特別な枠組みについてお答えします。

近年の台風については、その規模が強大化し、毎年のように大きな被害が発生しています。また、離島における台風の災害対策については、交通機関の麻痺が続くため、生活物資の輸送が途絶えるほか、復旧、支援等に向かう人員や資機材の輸送にも時間を要する等の課題があります。

県としましては、台風に備えた食糧の備蓄やラジオの準備等について呼びかけるとともに、災害が発生した場合における関係機関への応援要請、人員、資機材の輸送方法等についての連絡体制を確立し、災害応急体制を整えているところです。また、ライフライン関係者と連携した電線類地中化等のインフラ整備の推進による台風強いまちづくりや、防風林、平張り施設

等の整備の推進による農業振興等に取り組んでいきたいと考えております。

沖縄県は40余の有人離島を抱える離島県でありますので、これらを考慮した災害対策、復旧支援が行えるよう、今後とも取り組んでいきたいと考えております。

次に、与那国島測候所の無人化についてお答えします。

気象庁では、「国の行政機関の定員の純減について」に基づき、平成22年度までに測候所については原則として廃止することとしております。平成8年度以降、観測業務の自動観測システムの計画的な整備により、全国において68カ所の無人化——特別地域気象観測所へ移行——が実施されております。

平成20年度においても、10月1日に与那国島測候所を含め全国10カ所の測候所について無人化を実施することと承知しております。与那国島測候所においては、気温、降水量、風向き・風速等の観測業務に当たっており、今後は従来より機能アップした機器等が整備され、観測業務に支障はないと聞いております。

県としては、地域における防災気象情報の提供等に対して万全を期するよう沖縄気象台に申し入れております。

次に、台風15号の被害実態と県の対策についてお答えします。

台風15号の主な被害状況は、人的被害が重傷者1人、軽傷者1人、離岸堤の崩壊、ライフラインの被害としては約1000世帯の停電がありました。被害見込み額は、土木関係が約6億円、農林水産関係が約5200万円になります。

県においては、9月27日の暴風警報発表と同時に沖縄県災害対策本部を設置し、24時間体制で市町村や消防、警察、気象台等からの情報収集、そして災害情報の庁内電子掲示板への掲載による関係部局の情報共有等の対応に当たったところであります。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは米軍基地問題についての御質問で、県内学校との比較及び教育環境の格差についてお答えいたします。

児童生徒が安全で快適な学習環境で学習できることは大切であると考えております。

本県では、復帰後、沖縄振興計画に基づく高率補助制度等を活用し、学校施設等の教育環境の整備を推進しているところであります。

文部科学省の学校施設の整備基準による本県の公立中学校施設の整備状況につきましては、平成19年度で校舎整備率が本県90.3%、全国95.2%、体育館設置率が本県93.6%、全国97.1%となっております。また、嘉手納基地内の中学校の整備面積や整備費用と県内の中学校の整備につきましては、アメリカの学校設置基準などが確認できないことから、一概に比較することは難しい面もありますが、県民感情から見ても同じ県内で大きな差があることは、好ましいことではないと考えております。

次に、小・中・高へのクーラー設置の促進と維持費の財源問題についての御質問で、夏場の教室の温度とクーラーの設置状況についてお答えいたします。

文部科学省の「学校環境衛生の基準」では、夏場においては望ましい教室の温度は、摂氏30度以下、最も望ましい温度は25度から28度であるとされております。また、気象庁の調査による沖縄の夏場の気温は、平成20年7月の那覇市の最高気温の平均値が32.3度となっています。

本県の学校における普通教室のクーラー設置状況は、平成20年4月現在、小学校が46.3%、中学校が48.1%、高等学校が81.7%、特別支援学校が100%となっております。

県教育委員会としましては、快適で充実した学習環境を確保するため、今後ともクーラーの整備に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、維持費を沖縄振興計画に取り入れることについてお答えいたします。

本県は昭和47年度以来、沖縄振興特別措置法に基づき、公立学校の施設整備に関し高率補助が措置されております。第4次の沖縄振興計画においては、公立学校普通教室への空調整備推進のため、平成23年度までに小中学校につきましては60%、県立学校につきましては100%を目標に整備を進めております。

整備率は、平成20年4月現在で小中学校46.8%、県立学校87.0%となっております。

沖縄振興計画は、施設整備に対する補助率の優遇措置であることから、空調整備に伴う維持費につきましては交付税制度の中で措置できるよう、今後とも国へ要望を行ってまいりたいと考えております。

次に、維持費を政府が負担することについてお答えいたします。

文部科学省の「学校環境衛生の基準」では、夏場においては、望ましい教室の温度を全国一律の基準としております。したがって、その維持費につきましては全国の動向を注視していきたいと考えております。

次に、台風13号の災害救援策等についての御質問で、県指定文化財サンニヌ台崩落防止についてお答えいたします。

サンニヌ台は、雄大な自然景観をなした県内有数の景勝地であります。台風13号によってがけ部分が大きく崩落し、見学者等の安全性が危惧されるような状況にあります。

県教育委員会としましては、安全性の確保と文化財的価値の保存という観点から、地質構造の解析等も含めた崩落防止や安全対策等について、与那国町教育委員会や関係部局と検討を進めているところであります。

次に、ブロック塀倒壊に対する支援についてお答えいたします。

児童生徒が安全で安心した環境で学習できることは大切であると考えております。

台風13号の学校施設の被害状況につきましては、市町村教育委員会より報告を受けております。

久部良中学校のブロック塀の倒壊については、国の災害復旧事業として採択できるよう、採択要件に合致しているか確認しているところであります。

県教育委員会としましては、与那国町教育委員会と連携して早期の災害復旧に取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 時間の都合もありますので、渡久地修君の質問及び質疑に対する残りの答弁は休憩後に回したいと思います。

20分間休憩いたします。

午後3時26分休憩

午後3時50分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

休憩前の渡久地修君の質問及び質疑に対する答弁を続行いたします。

総務部長。

〔総務部長 宮城嗣三君登壇〕

○総務部長（宮城嗣三君） 県民生活の実態について10年間の推移や比較などについて聞きたいとの質問の関連で、税負担はどれだけふえたのかとの御質問にお答えいたします。

年金収入が夫225万円、妻80万円の高齢者夫婦世帯の場合、10年前は所得税、住民税とも税負担はありませんが、現在の所得税は4100円、住民税は1万9700円で、比較しますと2万3800円の増となっております。

また、年金収入が180万円の高齢者単身世帯の場合、10年前は所得税、住民税ともに税負担はありません

が、現在の所得税は7200円、住民税は2万900円で、比較しますと2万8100円の増となっております。

次に、雇用問題に関連しまして、県庁職員の臨時職員の時給についてお答えします。

臨時職員の時給は、行政職給料表に係る職務に対応する職員が780円、教育職給料表に係る職務に対応する職員が1180円、研究職給料表に係る職務に対応する職員が780円、医療職給料表に係る職務に対応する職員が880円などとなっております。

臨時職員の給与の決定に当たっては、沖縄県職員の給与に関する条例第37条により、常勤職員との権衡を考慮して定めておりますが、常勤職員の給与が人事委員会の勧告に基づき決定されることから、当該勧告の結果を踏まえ適切に対応したいというふうに考えています。

次に、小・中・高へのクーラー設置の促進と維持費の財源問題についての関連で、高等学校におけるクーラー維持費の交付税措置についてお答えいたします。

地方団体は、地方交付税法の規定に基づき総務大臣に対して交付税の算定方法に関する意見を申し出ることができることとなっております。

本県の高等学校におけるクーラー維持費につきましては、亜熱帯気候のために行政経費が割高であるとして、平成15年度以降、交付税算定における補正係数の新設を求めています。採用には至っておりません。

県としましては、今後とも引き続き国に働きかけていきたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 県民生活の実態についての御質問の中の、高齢者の国保税、介護保険料、後期高齢者医療保険料等の10年前との比較についてにお答えいたします。

国保税や介護保険料につきましては、市町村によりまして料率が違いますので、那覇市を例とし、さらに福祉関係の制度については10年前は国保税のみの負担であったものから、現在は新たに平成12年度からの介護保険制度や、今年度からの後期高齢者に対する後期高齢者医療制度が導入されていることを踏まえて試算いたしました。

前期高齢者につきましては、夫婦世帯で国保税14万200円と新設された介護保険料11万8260円の計25万8460円の負担額となっております。平成10年度の国保税としての負担額7万4400円に比較しまして18万4060円の増となっております。

前期高齢者の単身世帯におきましては、国保税 7 万 2200 円と新設されました介護保険料 6 万 5700 円の計 13 万 7900 円の負担額となっており、平成 10 年度の国保税としての負担額 1 万 5200 円に比較しまして 12 万 2700 円の増となっております。

また、後期高齢者につきましては、夫婦世帯で後期高齢者医療保険料 14 万 860 円と新設されました介護保険料 11 万 8260 円の計 25 万 9120 円の負担額となっております。平成 10 年度の国保税としての負担額 7 万 4400 円に比較しまして 18 万 4720 円の増となっております。

同様に、単身世帯では後期高齢者医療保険料 5 万 632 円と新設されました介護保険料 6 万 5700 円の計 11 万 6332 円の負担額となっており、平成 10 年度の国保税としての負担額 1 万 5200 円に比較しまして 10 万 1132 円の増となっております。

なお、所得税、住民税、国保税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の合計額は、前期高齢者の夫婦世帯で 28 万 2260 円、単身世帯で 16 万 6000 円となっており、平成 10 年度の夫婦世帯 7 万 4400 円、単身世帯 1 万 5200 円に比較しましてそれぞれ 20 万 7860 円及び 15 万 800 円の増となっております。

同様に、後期高齢者においては、夫婦世帯で 28 万 2924 円、単身世帯で 14 万 4432 円となっており、平成 10 年度の夫婦世帯 7 万 4400 円、単身世帯 1 万 5200 円に比較しましてそれぞれ 20 万 8524 円及び 12 万 9232 円の増となっております。

続きまして、生活保護者の被保護人員の比較についてにお答えいたします。

沖縄県の平成 9 年度の被保護人員は 1 万 6530 人で、平成 19 年度の被保護人員は概数で 2 万 3279 人となっており、この 10 年間で被保護人員は 6749 人増加しております。

続きまして、無年金者数等の推移についてにお答えいたします。

無年金者数については、国の沖縄社会保険事務局へ問い合わせしましたところ、平成 19 年 12 月に社会保険庁が実施した調査では、全国で 118 万人と推計がありますが、各県別には把握していないとのことであります。

なお、社会保険庁によるこの調査は、平成 19 年が初めてということでもあります。

次に、国民年金未納者について社会保険庁が公表しました「第 7 回国民年金特別対策本部会議」資料によりますと、平成 19 年度全国の未納者は約 308 万人とのことですが、これも各県別のデータ及び平成 9 年度の統計データがないとのことでもあります。

次に、沖縄県の納付率について沖縄社会保険事務局の「社会保険事業年報」によりますと、平成 9 年度 61.9% に対し、平成 19 年度は 42.8% で 19.1% のマイナスとなっております。

社会保険庁では、20 歳に達した者等に対し職権で適用することにより未加入防止に努めるとともに、納付率向上に向けて電話督促や国民年金推進員による戸別訪問等を実施していくとのことでもあります。

続きまして、自殺者の推移と累計についてにお答えいたします。

沖縄県警察の統計によりますと、平成 9 年から平成 19 年までの 10 年間の自殺者の推移は、平成 9 年の 276 人から増加傾向に転じ、平成 12 年には 371 人となっております。また、平成 13 年から平成 17 年までは 300 人台で増減を繰り返し、平成 18 年には 400 人に達しました。平成 19 年には 347 人と減少しましたが、10 年連続で 300 人を超え高どまりの状況にあります。

この 10 年間の自殺者数の累計は、男 3038 人、女 796 人で、計 3834 人となっております。

そのうち、経済的理由による自殺者の推移は、平成 9 年の 46 人から増加傾向に転じ、平成 15 年には 94 人となっております。また、平成 15 年から平成 19 年の間は 90 人台で横ばいの状況にあります。経済生活問題による 10 年間の自殺者の累計数は 861 人となっております。

続きまして、雇用問題につきましの福祉現場の非正規雇用の実態及び県の対応についてにお答えいたします。

平成 19 年就業構造基本調査によりますと、本県の医療・福祉分野で働く雇用者は 6 万 5900 人で、そのうち非正規就業者は 2 万 2900 人であり、その割合は 34.7% であります。また、年間収入では、雇用形態別に最も多い所得層は、パートは 50 万円から 99 万円が 47%、契約社員は 100 万円から 149 万円が 40% となっております。

県としましては、介護現場の人材の安定的確保のためには介護報酬等の適切な水準の確保等に関する施策の充実強化が図られることが必要と考えており、九州各県とも連携し国へ要望したところであります。

続きまして、台風 13 号の災害救援策等についてのこの、水道の災害復旧支援についてにお答えいたします。

簡易水道施設の災害復旧支援につきましては、国庫補助金の活用が可能であり、これまでも平成 15 年度に宮古島市、平成 17 年度に県企業局が活用し復旧を行っております。

今回の竹富町の簡易水道の導水管破損も対象となることから、今後、当該補助金を活用した復旧を行うかどうかについて竹富町の意見を聞きながら、必要な手続等を対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） 県民生活の実態についての10年間の推移、比較について等の御質問の中で、非正規雇用者、女性と30歳以下の若者、公共部門での非正規雇用者の数や比率等についてお答えいたします。

総務省の就業構造基本調査によれば、非正規雇用者の数と比率は、平成9年が雇用者44万2000人に対し12万4000人で28.1%、そのうち女性は7万9000人で63.7%、30歳未満は4万8000人で38.7%、平成19年が50万9000人に対し20万7000人で40.8%、そのうち女性は13万7000人で66.1%、30歳未満は6万9000人で33.2%となっております。

また、公務に分類される非正規雇用者につきましては、平成9年が雇用者3万4000人に対し5000人で14.7%、非正規雇用者全体に占める比率は4%、平成19年が3万6000人に対し6000人で17.7%、非正規雇用者全体に占める比率は3.1%となっております。

次に、同じく年収200万円以下、150万円以下、100万円以下の数と比率、公共部門での非正規雇用者の女性と30歳以下の若者の占める比率等についてお答えいたします。

就業構造基本調査によれば、年収200万円未満の者の数と比率は、平成9年が雇用者57万9000人に対し26万4000人で45.6%、平成19年が63万4000人に対し31万6000人で49.9%となっております。

年収150万円未満と100万円未満の者の数と比率は、平成9年が雇用者57万9000人に対し150万円未満は19万1000人で33.0%、100万円未満は9万9000人で17.1%、平成19年が63万4000人に対し150万円未満は23万4000人で36.9%、100万円未満は12万5000人で19.6%となっております。

また、公務に分類される非正規雇用者については、平成9年が非正規雇用者総数5000人に対し、200万円未満は5000人で100%、うち女性が80%、150万円未満は4000人で80%、うち女性が75%、100万円未満は1000人で20%、うち女性が100%、平成19年が6000人に対し、200万円未満は5000人で81.3%、うち女性が75.0%、150万円未満は4000人で57.8%、うち女性が70.3%、100万円未満は1000人で18.8%、うち女性が66.7%となっております。

なお、30歳未満の若者の占める比率についてはデータが公表されておりません。

次に、小・中・高へのクーラー設置の促進と維持費の財源問題についての御質問で、交付税措置における亜熱帯補正についてお答えいたします。

小中学校の普通教室に設置した空調施設に係る維持管理費につきましては、普通交付税の基準財政需要額へ算入するよう、地方交付税法第17条の4の規定に基づき、総務大臣に対してこれまで意見を提出してきており、総務省からは引き続き検討する旨の回答を得ているところであります。

今年度も9月22日付で総務大臣に対して意見を提出しており、その回答を踏まえ今後の対応について検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 県民生活の実態についての御質問との関連で、サラ金の自己破産と任意整理の件数、金額の推移についてお答えいたします。

自己破産の件数については、最高裁判所の司法統計で公表されていますが、それによりますと、県内の自己破産申し立て件数は、平成10年は1421件で、平成15年の2457件をピークとし、平成19年は1262件となっております。

平成10年から平成19年までの10年間の自己破産件数の合計は、1万7348件となっております。

司法統計では、自己破産の原因別件数及び申し立て金額については、分類や集計がされていないため掌握しておりません。また、任意整理の件数について、相当数あるものと推測されますが、当事者管理の整理となるため件数の把握は困難でございます。

県では、多重債務問題に対応するために弁護士会、司法書士会及び県警、その他関係機関で構成する沖縄県多重債務対策協議会を設置し、相談体制の整備強化や消費者啓発に努めているところであり、引き続き相談体制の充実強化や消費者啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 雇用問題に関する御質問の中で、非正規雇用とワーキングプアの増大についてお答えします。

非正規雇用やワーキングプアの増加は、バブル崩壊や経済のグローバル化の進展に伴い、企業をめぐる経

営環境が厳しい中で景気の変動に応じた雇用調整が容易であったこと、総人件費の抑制を図ったことなどが要因として言われております。

非正規雇用は、正規雇用と比較して低所得者層の割合が多いことや能力開発の機会が少ないことなどの問題点が挙げられております。そのため、正規雇用者とは非正規雇用者との均衡処遇、社会保険の適用拡大等の労働環境の整備、格差の固定化を招かないための職業能力開発の充実等が必要と考えております。

また、ワーキングプアについては、非正規雇用に限らず正社員としてフルタイムで働いても生活水準の維持が困難な就労者層と言われております。

ワーキングプアを生み出さないためには、企業の体質強化や収益力向上並びに所得や生活水準の引き上げが必要と認識しております。

次に、派遣法の改正の動きに係る県の見解についてお答えします。

労働者派遣法の改正については、国の労働政策審議会において、日雇い派遣の原則禁止、派遣労働者の待遇の確保など、労働者派遣制度の法的・制度的な考え方について検討結果がまとめられ、厚生労働大臣へ建議されたところであります。

県としては、労働者派遣制度について国の動向を見守りながら、雇用の安定化に向けて対応していきたいと考えております。

次に、正規雇用の義務づけに関する対応についてお答えします。

県としては、雇用拡大に関する県民運動の中で非正規職員の正職員化と均衡処遇に向けて鋭意取り組んでいるところであります。

現在、県の支援事業である通信コスト低減化支援事業においては、パートを除く常用雇用を条件としており、必ずしも正規雇用を求めておりません。

今後、企業の意向等を踏まえるとともに、企業誘致への影響などを勘案し、正社員の雇用条件について引き続き検討を進めていきたいと考えております。

次に、本土への出稼ぎ者の待遇等の現状と対策についてお答えします。

沖縄労働局の出稼ぎ労働者職業紹介状況によりますと、平成19年度にハローワークを通して県外へ出稼ぎした者は6744人となっており、地域別では愛知県が4983人と最も多く、次が東京都の228人となっておりますが、雇用形態別の内訳については把握は困難とのことであります。

労働者の労働条件は、使用者と労働者の契約によるものであり、個々の労働条件を把握することは困難で

ありますが、一部の雇用契約等においてトラブルがあることは承知しております。

沖縄労働局では、このようなトラブルの発生を未然に防止するため、求人企業や派遣事業者に対し、求職者に誤解を与えるような誇大広告の中止や労働条件について明確に説明をするよう強く指導をしております。

県としては、昨年7月、沖縄労働局長あてに労働者派遣事業者に対する指導強化を要請するとともに、昨年9月には沖縄労働局と連携し、県内求人誌との意見交換会を開催し、適正な求人広告を行うよう求めたところであります。

また、労政女性就業センター及び県外事務所において労働相談に応じるほか、労働大学講座やセミナーの開催、働く人のベーシックガイドを作成・配布するなど、県民に対する意識啓発を行っております。

次に、原油高騰に関する御質問の中で、既往貸付金返済繰り延べの実現についてお答えします。

沖縄県の制度融資は、県が各金融機関へ資金を預託し、金融機関の資金を貸し付ける仕組みになっていることや、個別の取引に県が介入することになることから、貸付金の繰り延べ等返済条件の緩和について金融機関と協議を行うことは困難であります。

なお、金融機関においては、個々の中小企業者の実情に応じた対応を行っていると考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君） それでは、雇用問題についての御質問の中の、トラック運転手の手取り額の指導についてお答えします。

近年の公共投資の減少や原油高騰等により、建設産業は厳しい経営環境にあると思われます。

公共工事に使用するトラックの単価は、国土交通省の積算基準や公共工事労務費調査により決定した労務単価等に基づいて適正に設定しているところであります。

また、自家用トラック所有の運転手が車持ちで事業主に雇用された場合の単価は、当事者間で調整し決定されるものであると思いますが、県としては、賃金や労働条件が適正に確保されるよう指導していきたいと考えております。

続きまして、施工体制台帳の提出についてお答えします。

建設業法第24条の7により、特定建設業者が発注者から直接建設工事を請け負った場合において、当該建

設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の総額が一定の額以上となる場合は、施工体制台帳及び施工体系図の作成が義務づけられております。

施工体制台帳には、受注した特定建設業者及びすべての下請負人の商号、請け負った建設工事の内容等を記載することになっております。しかしながら、資材納入、運搬業務等は建設工事の請負契約に該当しないことから、事業主に雇用されたトラック運転業務の施工体制台帳への記載は作成範囲に入っておりません。

県としましては、トラック運転業務等の施工体制台帳への記載については、今後の検討課題とさせていただきます。

続きまして、台風第13号の災害救援等についての御質問の中の、県道等の災害復旧工事と町道への支援についてお答えします。

台風第13号により被災した道路等の公共土木施設については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づき国へ国庫負担申請を行い、被災後60日以内に現地災害査定を受け、その後、県、与那国町により被災施設の災害復旧工事に着手し早期完成に努めてまいります。

また、県としては、与那国町の町道の災害復旧に際し技術的支援等を行っていく考えであります。

続きまして、田原川の二級河川への格上げと河口堰の撤去についてお答えします。

田原川は、与那国町管理の準用河川であります。

二級河川への格上げについては、与那国町の意向や河川整備の必要性、費用対効果、県管理の必要性などを総合的に判断したいと考えております。

また、河口堰の撤去については、河川管理者である与那国町と協議をする必要があり、その際、県としましては、与那国町の河川の災害復旧に際しても適切に助言をしていきたいと考えております。

続きまして、電柱倒壊した箇所の電線地中化についてお答えします。

与那国島においては、台風第13号により県道沿いの電柱13本が倒壊し、ライフラインに影響が出ました。

沖縄電力においては、早期の復旧を行うとともに、昨年と同じ場所で電柱が倒壊したことから、その原因を調査し補強策などの対応を検討していると聞いております。

電線類地中化については、電線管理者の費用負担が大きいことから、事業化に当たっては、電力供給ルートや電柱の構造強化策などを含めて、沖縄電力等の電線管理者との調整が必要であります。

平成21年度からスタートする新たな無電柱化計画に

ついては、沖縄ブロック電線類地中化協議会において、国や電線管理者等の関係機関と連携を図りながら今年度策定する予定であります。

当該区間の電線類地中化については、その協議会において検討していきたいと考えております。

続きまして、竹富町白浜地区の土砂崩れへの対応と県道の保全対策についてお答えします。

竹富町白浜地区の土砂崩れ箇所は土砂崩壊防備保安林であることから、管理者である国の沖縄森林管理署が竹富町と調整の上、対応を行う予定と聞いております。

また、県道の保全については、白浜住民の生活道路としての機能を確保するため、被災箇所は災害復旧対策を行っており、その他の箇所は災害防除等の事前対策について調査検討をしております。

続きまして、黒島海岸の海水による浸水防止対策についてお答えします。

黒島の東筋海岸は、延長約400メートルの区間が海岸保全区域に指定され、そのうち約325メートルについては護岸が整備済みとなっております。

当該区域の一部未整備区間については、地元の竹富町と連携を図りながら、高潮対策について調査を実施したいと考えております。

続きまして、河川整備の基準の見直しについてお答えします。

与那国町における9月13日の日雨量765ミリメートル、時間最大雨量110ミリメートルは観測史上最も多い雨量でありました。この豪雨により田原川の現況流下能力を超過する洪水が発生したことが原因で浸水被害が起きたものと考えられます。

近年、全国的にも異常降雨による水害が増大する傾向にあるため、国においても総合的な治水対策を検討しているところであり、県としましても国と連携し総合的な治水対策に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 護得久友子さん登壇〕

○農林水産部長（護得久友子さん） 台風13号の災害救援策等についての御質問で、農道、林道等の被害状況と対策についてお答えいたします。

台風13号による農道、林道等の被害は、与那国町を中心に件数で17件、金額で約2億7400万円となっております。

これらの復旧に向けては、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」等に基づ

く災害復旧事業を活用して早期の復旧に努めていく考えであります。

同じく台風13号の災害救援策等についての御質問で、防風林事業についてにお答えいたします。

台風等による農作物の被害軽減を図るためには、農地防風林の整備が重要であります。

県においては、農林水産業振興計画に基づき計画的に農地防風林の整備を推進しているところであります。

また、防風林の重要性についての普及啓発を図るため、毎年11月の第4木曜日を「防風林の日」として制定し、防風林関連行事を開催しているところであります。

今後とも、関係市町村と連携を図りながら農地保全整備事業等により農地防風林の整備を推進してまいります。

次に、我が党の代表質問との関連についての御質問で、省燃油操業実証事業の申請状況と推進の強化についてにお答えいたします。

省燃油操業実証事業については、9月30日時点で36漁協のうち12漁協が申請しており、これによる漁業者への助成額の合計は約1億4100万円を見込んでおります。

県では、「安心実現のための緊急総合対策」に関する国の動向を見ながら、一人でも多くの漁業者が参加できるよう、今後とも県漁連と協力して各漁協を指導してまいります。

以上でございます。

○渡久地 修君 休憩をお願いします。答弁漏れ。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時25分休憩

午後4時27分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） どうも失礼いたしました。

配置人数よりも少ない人数で運用している実態についてお答えします。

消防力の整備指針では、救急自動車に搭乗する隊員数は1台につき3人、消防ポンプ自動車は1台につき5人としておりますが、県内の消防本部におきましては、隊員数の基準を満たしていないという事例もあると聞いております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 渡久地 修君。

〔渡久地 修君登壇〕

○渡久地 修君 再質問します。

最初に思いやり予算について教育長にお尋ねします。

なぜ嘉手納基地内の中学校建設について聞いたかと言うと、すべてこれ国民・県民の税金で建設しているからです。基準がないから比較できないと言っていましたけれども、これでは納得できないと思います。国や県は県民にきちんと説明する必要があると思います。

そこでお聞きます。

嘉手納基地内の今回の基地建設の生徒1人当たりの建設の1人当たり金額は幾らか。そして県内の中学校の建設費の1人当たりの予算は幾らか明確に答弁していただきたい。

そして、県からもらった資料によると、嘉手納基地内の中学校400メートル専用トラック、専用バスケットコート4面、専用サッカー場、専用ソフトボール場、本当にありとあらゆるものがつくられています。県内の中学校でこれらの施設全部、あるいは一つでも専用施設を設置しているところがあれば教えてください。

それから、知事の政治姿勢について知事にお尋ねします。

私は今回の知事の会見、県外や国外に移設することを検討し始めるのは理想論と言っている、切り捨てているということに私は大変驚いています。

これは先ほど答弁ありましたけれども、戦後の27カ年間の島ぐるみの県民の闘い、私はこれをゆがめるものじゃないかなと。沖縄県民が祖国復帰に託した願いは、核も基地もない平和な沖縄だったはずです。これは基地押しつけではなかったはずです。いつからこんなふうにゆがんでしまったのか、ぜひお答えください。

2つ目、この立場は日米両政府の立場に立ったものであると思います。私は、その知事の理想論だということを聞いて頭をよぎったのが、中学生がひき逃げにあってそれが裁判で無罪になった。そういう運動が起こっているときに1963年3月5日に、例のキャラウェイ高等弁務官が沖縄における自治は神話ということで講演したということを思い出しました。

そして次、同じく1968年、主席立法院選挙で祖国復帰運動が大きな争点になっているときに、その年の8月16日アンガー高等弁務官という人がこういうことを講演していますね。万一基地が大幅に縮小されるか撤廃されるようなことになれば、琉球の社会は再び戦前

のような芋と漁に依存したはだしの経済にすぐ戻ってしまうと述べたということが沖縄の歴史の中であるんですけども、私はこの知事の理想論というのを聞いたときに、この2つのことを思い出しました。まさにこの2人の占領者の基地押しつけ、我慢しなさいと、同じ立場に立った本当に根っこは一緒じゃないのかと重なって思えて仕方ないんですけども、知事の見解をお尋ねしたいと思います。

次に、県民生活の負担増についてお尋ねします。

先ほど10年前との高齢者の負担増についてお尋ねしました。びっくりしました。高齢者夫婦で10年前と比較して20万8524円の負担増、実に3.8倍です。単身のお年寄りで15万800円の負担増、実に10.9倍の負担増です、10年前と比較して。

そして若者たちの間では使い捨てのような非正規雇用の広がり、非正規雇用が沖縄では今40.7%、年収200万円以下の収入が49.9%。本当に県民はそういう大変苦しい状況にあると思います。ですから、私は本当に県政運営の中心にこのような県民の苦難解決をどのようにするかという政策の中心に据えないといけないんじゃないかなと思いますので、その辺をきちんとお答え願いたいと思います。

消防行政について。

消防組織法第29条、これで県はきちんと書いてありますね、公室長。29条でちゃんと把握することが義務づけられています。5名のポンプ車、実態はほとんどが4名体制じゃないですか。その辺、皆さんどのように認識しているのかお尋ねします。

それから防災ヘリ、平成5年の航空消防体制についての通知がありますね。ここで各県1機備えなさいという通知があると思いますけれども、これについて計画も立てなさいということになっていますけれども、皆さんはこれについてどのような計画を持って、いつ配置しようとしているのか、明確にお答え願いたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時33分休憩

午後4時40分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 再質問にお答えさせていただきます。

議員の理想論に係る御質問といたしますか、お話の中で、ある意味で懐かしいキャラウェイの、自治は神話論であるとか、アンガー高等弁務官の芋はだし論――

これがそうであったか私にも記憶ありませんが――理想論という用語が完全に適切であったかどうかはちょっと別にしまして、現実的な選択肢とかなりかけ離れているということを申し上げたわけでして、ここでキャラウェイだとかアンガー高等弁務官が出てくる連想のメカニズムが私はよくわかりませんが、基本的には望ましいものであってもやはり実現できなければ行政の責任を果たせないという点から言って、現実的な選択ができるものでないものを申し上げております。

その他の御質問については、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは再質問にお答えをいたします。

まず1点目が、基地内の中学校と県内の中学校で整備に要した生徒1人当たりの金額、予算はどうかと、その差額はどうなっているかという御質問にお答えをいたします。

嘉手納基地内に新設をされた中学校は600人に対して約40億円の整備でありますので、1人当たりの費用は666万6000円となっております。また、同人数で試算した県内中学校は約19億4000万円となります。1人当たりの費用は323万3000円となりますので、その差額は343万3000円となっております。

2点目に、県内の小中学校で400メートル専用トラック、専用バスケットコート、専用サッカー場を持っている学校はあるかということについてお答えをいたします。

本県で400メートル専用トラック、専用バスケットコート、専用サッカー場を持っている公立小中学校はございません。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 県内の消防職員の充足率についての再質問にお答えします。

平成18年度の消防施設整備計画実態調査では、沖縄県の消防職員の充足率は52.5%となっております。

その理由といたしましては、各市町村における厳しい財政状況や行政改革に基づく定員管理等により、消防職員数の増加が困難なことなどが考えられます。

次に、防災ヘリについてでございますが、その導入や維持に多額の負担があることから配備に至っておらず、また、計画も策定しておりません。

沖縄県の場合、離島からの救急搬送については、自衛隊や海上保安庁に支援を要請して対処しているところであります。

今後、配備に向けての課題について検討していきたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） 高齢者の負担増であるとか、若者の厳しい就職状況等を解決するということを県政の施策の中心に据えるべきではないかというような再質問だったと思いますけれども、お答えいたします。

県民生活の向上を図ることは、県政運営の最重要課題であり、そのために沖縄振興計画に基づき各施策を実施しているところでありますが、今起きている現象、これは沖縄だけに限らず、全国あるいは国際社会全体がかもしれませんけれども、構造的な問題が今発生しつつあるわけです。最近の金融危機もそうですし、原油価格もそうですけれども、そういうものにつながるような構造的な問題に直面しているのではないかというふうに思っております。

グローバル化というものが自由市場資本主義経済、あるいは政治、民主主義を大きく揺さぶっているのではないかというふうに考えております。

経済はパイを大きくする、そのパイを政治がどう切り分けていくか、それを実行するのが行政という構造になっていると思います。これまでは右肩上がりの成長でパイを大きくしてきました。パイが大きい間はその分配でそれほど問題はなかった。しかし、ここに来てもうパイの拡大が見込めないという中で、それをどう均等に切り分けるかということになってくるわけでございます。まさに政治の役割、責任が私は重大になってくるというふうに考えております。

政治がそういうふうに決定をし、行政がそれを着実に実行していくというようなことで県民生活の向上、あるいは沖縄の発展に結びつけていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 渡久地 修君。

〔渡久地 修君登壇〕

○渡久地 修君 それでは知事に1点お尋ねしたいと思います。

思いやり予算についてです。

社会保障費、年間2200億円削減し、これが県民生活を直撃しています。先ほど答弁でありました高齢者夫婦10年前と比べて20万8524円、3.8倍、単身の高齢者

15万800円の増税、10.9倍です。思いやり予算、ことし5兆円、今年度250億円、米兵1人当たり558万円になります。県民の平均所得の2.7倍です。嘉手納基地内の中学校生徒1人当たり667万、県内の中学校323万、2倍です。こんな思いやり予算はやはりきちんときっぱりと廃止してほしいというのが私は県民の願いだと思います。これは、保守・革新問わずそういう願いだと思いますけれども、知事、ぜひ思いやり予算は廃止していただきたいと政府に要請してほしいんですが、見解をお尋ねします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時48分休憩

午後4時50分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 渡久地議員の再々質問に答弁させていただきますが、確かに嘉手納基地の中の中学校の施設が余りに立派に整い過ぎていて、県内の我々の学校に比べていかなものかというのは、確かに議員おっしゃるような強烈な違和感を持っておりますけれども、これで今度は思いやり予算について、基本的にはこれは国会でと言いますか、国の場で議論していただきたいと思ひますし、県としましては在日米軍駐留経費負担、いわゆる思いやり予算につきましては、我が国の安全保障の一翼を担っている在日米軍の駐留を円滑かつ安全に行うとの観点から我が国が負担をしているものであると理解をいたしております。

同予算のあり方につきましては、米軍基地の負担のあり方等と合わせて、今後も、先ほど申し上げましたように国政の場で十分に議論を深めていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 渡久地 修君。

〔渡久地 修君登壇〕

○渡久地 修君 米軍は思いやるけれども、県民の暮らしには思いやりの心を寄せないという答弁、今私にはそういうふうに聞こえました。思いやり予算というのは、日米安保条約上全く支払う義務のないものであり、これはきっぱり廃止すべきものであります。

沖縄県民がああ復歸の願いに託した、基地のない平和な沖縄を目指して私たちは全力で頑張っていくます。

終わります。

○議長（高嶺善伸君） 上里直司君。

〔上里直司君登壇〕

○上里 直司君 民主党の上里直司でございます。

質問に入る前に少し所見を述べたいと思っています。

先月23日、県主催の道州制のシンポジウムが行われました。道州制という難しいテーマを県民にわかりやすく伝えようと努力された仲井眞知事、そして担当部長の上原企画部長には敬意を表します。また、その運営に携わった企画部職員の皆さんにも大変敬意を表したいと思っています。

ただ、残念なことに講師として招かれたのは政権与党の国会議員のみでございました。民主党の議員や民主党の代表にはお声がかかりませんでした。次に行われるシンポジウムにはぜひお招きをいただきたいものであります。

また、話は変わりますが、民主党沖縄ビジョン作成の折には、民主党国会議員に対して仲井眞知事からのヒアリングが行われました。そのことの御協力に感謝をいたしまして、また、本日の我が会派の新垣安弘議員の質問にもその政策集を取り上げていただきまして、多大なる御関心を寄せていただいていることがわかりました。ぜひ県政運営にも役立てていただきたいものであります。

さて、その道州制について、私は今の政府主導の展開には賛成できません。

なぜならば、今の政権は明治以来約140年続いてきた官僚機構の上に成り立っており、みずからの支持基盤である統治のあり方を崩すことはあり得ないからであります。結局、霞ヶ関の官僚の都合のいいようになってしまう、政府のコントロール下に置かれた擬似的道州制になることは目に見えております。

また、全国一律の国が進める制度には、本土とその歴史や文化が大きく異なる沖縄県が求める制度と乖離が出てくるでしょう。今の政権で進める分権改革には望みはありません。明治以来続いてきた強固な官僚体制、それに象徴されるような中央集権体制を打破することが私たち民主党が訴える政権交代の意義であります。

真の分権改革を進める上でも、国民中心の国家へと変えるためにも革命的改革断行が必要です。間もなく政権選択のときであります。民主党は徹底的な分権改革、その意思を国民に伝え、その選択を仰いでまいります。

それでは質問に入ります。

1、まず知事の政治姿勢についてであります。

(1)、沖縄の自治の実現について。

ア、国の地方分権改革推進委員会における沖縄総合

事務局の存廃の考え方とそれに対する県の考え方について伺いいたします。

続いてイ、来年2009年は島津の侵攻からちょうど400年を迎えます。沖縄あるいは琉球にとって、他国の軍隊が侵略したという初めての出来事であります。薩摩藩における奄美の直轄支配は、その後の沖縄県と鹿児島県の姿につながっていくことによって、本県にとってもこの歴史的事実は非常に意義深いものであります。その記念にシンポジウムを初め記念式典などを行う予定はあるでしょうか。

(2)番目の課題は、実は沖縄の自治の実現について絡めて質問をさせていただきます。

図書館は自治を支える民主主義の拠点施設であります。その観点から県立図書館の予算面や人員配置の現状を知事はどのように見ていらっしゃるのでしょうか。また、八重山分館の存廃についてはどのように考えているのか。今後の図書館の役割について知事の所見をお伺いいたします。

2 番目の図書館行政についてであります。

(1)、平成18年3月に県立図書館が発表した「今後の沖縄県立図書館の在り方」について、以下のことをお伺いします。

ア、その課題と現状について。

イ、県内の公共図書館の役割について。

ウ、琉球・沖縄関係資料の充実、郷土資料コレクションの形成、保存や整理について。

エ、図書館職員の育成、配置について。

オ、続いて、地域活性化へ向けた支援活動の充実についてお伺いいたします。

(2)、分館についてお伺いいたします。

ア、分館の意義についてお伺いいたします。

イ、「今後の沖縄県立図書館の在り方」で述べられていることを前提にすれば、八重山分館はどのように生かすべきか見解をお伺いいたします。

続いて(3)、県立図書館は平成22年に創立100周年を迎えます。初代の館長は伊波普猷という沖縄学の父と言われている方でございます。この記念式典に向けた合同委員会が結成されておりますが、どのようなことを実行しようとしていらっしゃるのでしょうか。

続いて(4)、復帰後の県立図書館は18名の図書館長が就任しております。そのうち1年間のみ就任をされている方は何名いらっしゃるのでしょうか。また、今後の図書館運営を安定的かつ時代の変化に合わせるためにも、外部からの登用または全国公募などの展開はできないでしょうか。

3、続いて、行財政改革についてであります。

(1)、「沖縄県行財政改革プラン」の以下の推進項目について、進捗と課題についてお伺いいたします。

ア、歳入の確保、とりわけ県有財産の活用について。

イ、歳入の見直しについて。

ウ、公社等外郭団体の再構築についてお伺いいたします。

続いて(2)、平成20年度予算中、県の出資法人へ補助金支出は行われているのかどうかお伺いいたします。また、県はそれらの出資法人に対して、優先的に(または結果的に優先的になったのも含む)県の事業を発注しているケースはありますか。

4番目の先島航路の再開についてであります。

(1)、本年6月5日に有村産業による航路が運休して以来、県民の生活に与えた影響についてお伺いいたします。とりわけ小中学校での修学旅行生の負担につながっていないかお伺いをいたします。

(2)番目、県は航路再開について、関係機関からどのように情報収集をとったのか。また、国や関係市町村と具体的にどのような連携をとったのか。

(3)つ目、旧有村産業は沖縄県国民保護計画において、指定地方公共機関として定められておりますが、代替輸送手段を確保すべきではないでしょうか。

続いて(4)、県は先島航路再開に関し、離島航路補助制度などを利用する気はありますか。

(5)つ目、県としてそもそも先島航路を必要と考えているのでしょうか。航路継続や新会社への支援について見解をお伺いいたします。

(6)つ目、独立行政法人鉄道・運輸機構が旧有村産業の最大の債権者でありました。この独立行政法人がその他に県内事業者へ貸し付けや出資した事例があるのかどうか、そのことについてお伺いいたします。

5つ目は、郵住協問題についてであります。

3年前に郵住協から現所有者に所有権が移りました。ただ移った後に、平成21年度をめぐって再開発事業を行うという約束があるにもかかわらず、まだその事業には着手しておりません。

(1)、県は、那覇市、事業者そして住民を含めた推進協議会の設置に向けてどのように取り組んでいらっしゃるのかお伺いいたします。推進協議会が立ち上がるまで団地住民の要望や苦情などに対応するために、県に協議会準備会の窓口を設置できないか、提案でございそうですがいかがでしょうか。

(2)、建てかえまでの間、必要な補修・修繕は適切に行う必要がありますが、見解をお伺いいたします。

6番目、戦後補償についてであります。

(1)、旧軍飛行場用地問題解決について、沖縄振興計画内での事業一括実施を打ち出しているようですが、このことが本当に地主の意向に沿うのかお伺いいたします。

7番目は、那覇空港についてであります。

(1)、去る9月11日に発生した自衛隊機のパンク事故によって、那覇空港に離発着する民間航空機へ大きな影響を与えました。那覇市議会では民間専用化を求める意見書を可決をいたしました。県はどのような考え方でしょうか。

(2)番目、那覇空港上空、または周辺空域にある米軍などの制限空域によって、民間機の離発着にどのような影響を与えているのかお伺いいたします。

続いて、那覇空港周辺には大嶺干潟、またその近接にある海岸線が広がっておりますが、この干潟の自然保護のレベルはどのような位置づけをされているのでしょうか。また、この大嶺干潟、または空港に隣接する浜についてはだれが管理をしているのでしょうか。

8番目、我が会派の代表質問との関連について。

交通政策についてお伺いいたします。

これは我が会派の新垣安弘議員からも質問があり重複はしておりますが、我が会派の代表質問中、沖縄都市モノレールの延長計画の総事業費を396億円と見込んでいたとの答弁がありました。この事業をLRTや路面電車を実施すれば、総事業費は幾らになるでしょうか。

また、現在の計画をモノレール延長からLRTへと変更することは可能なのか、その際に国庫補助は受けられるのか、その点についてお伺いをいたします。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 上里議員の御質問にお答えいたします。

第1に、知事の政治姿勢の中で、地方分権改革推進委員会の沖縄総合事務局への考え方などに係る県の意見についての御質問にお答えいたします。

県としましては、地方分権改革を沖縄県の自立的発展に生かしていくことが重要であると考えております。他方、駐留軍用地の跡地利用など国の責任においてさらに取り組むべき課題もあると認識いたしております。

沖縄総合事務局の見直しにつきましては、こうした点も踏まえ、沖縄の振興、そして発展につながる方向で検討をされるべきであると考えており、地方分権改革推進委員会の審議を注視しつつ適切に対応してまい

りたいと考えております。

次に、今後の県立図書館の役割についての御質問にお答えいたします。

沖縄県立図書館は、明治43年8月に創立され、平成22年には創立100周年を迎えることになります。この間、県民の多様な学習・情報ニーズに対応できるように、資料の収集、そして整理・保存に努め、その利用促進を図ってまいりました。

文部科学省告示によりますと、市町村は、住民に対して地域の実情に即した公立図書館の設置運営に努めることとなっております。一方、都道府県立図書館は、市町村立図書館に対する援助、そして県内の図書館間の連絡調整及び図書館未設置の町村に対する支援等に努めていくべきものと認識いたしております。

次に、先島航路に係る御質問で、先島航路継続や新会社への支援などについての御質問にお答えいたします。

県としましては、先島航路は重要であると認識いたしております。新会社については、その具体的な事業計画、そして採算性、実現可能性等が示されていないことから、支援策を検討するには至っておりません。

県といたしましては、国や関係市町村等と密接な連携を図りながら、引き続き対応を検討してまいりたいと考えているところでございます。

次に、那覇空港の制限空域が民間機の離発着に与える影響についての御質問にお答えいたします。

那覇空港周辺には、米軍の伊江島訓練空域や嘉手納と普天間間の飛行場が存在しており、これに伴い、離発着の際の航路及び高度の指定がなされております。

これらの指定は、安全な間隔を確保するためのものであり、離発着に影響を与えるものではないと聞いております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） 知事の政治姿勢についての御質問で、島津の侵攻から400年の記念行事の開催についてお答えいたします。

1609年の薩摩藩による琉球侵攻の歴史的な事実を記念するシンポジウム等を開催することは現在特に考えておりませんが、今後の県民世論などの動向を見守りたいと考えております。

次、先島航路の再開についての御質問で、有村産業航路運休に伴う県民生活への影響についてお答えいたします。

有村産業の運航休止に伴い、先島及び台湾航路の旅客部門については空路に頼らざるを得ない状況となっております。

貨物部門につきましては、先島航路はほかに複数事業者が運航していることから、有村が扱っていた貨物もこれらの事業者に移り分けられていると認識しております。また、台湾航路は現在は那覇を経由する航路のみであることから、先島からの貨物輸送は時間、コスト等の面で影響が出ていると認識しております。

同じく航路再開についての情報収集及び関係機関との連携についてお答えいたします。

県は、これまで国や市町村と先島航路の状況、離島航路補助制度の適用可能性、新会社への出資等に関し協議するとともに、海員組合、鉄道建設・運輸施設整備支援機構と情報交換を行い、先島航路再開に向けて情報を収集してまいりました。

同じく先島航路への離島航路補助制度の活用についてお答えいたします。

先島航路については旅客輸送の大部分を航空機が担っていることや、生活必需品及び主要物資等の輸送は複数の事業者が行っていることなどから、離島航路補助の対象外となっております。現在、国においては離島航路補助制度の見直しが検討されているところであり、県としましてはその動向も踏まえながら対応してまいりたいと考えております。

同じく鉄道建設・運輸施設整備支援機構の県内事業者への出資及び貸し付け状況についてお答えいたします。

独立行政法人鉄道・運輸施設整備支援機構は、共有建造方式により有村産業以外にも県内事業者との間で船舶を建造した実績があるとのこと。また、海運事業者が船舶を改造する際には資金の貸し付けを行っており、有村産業以外の貸し付け実績もあるが、現在、当該業務は廃止されているとのこと。

次に、我が会派の代表質問との関連で、鉄軌道の要請についてお答えいたします。

県では、基幹バスを中心としたバス網再構築計画の具体化に向けた取り組みや、モノレールの延長ルートの事業化に向けた調整を進めております。また、おおむね2030年を見据えた長期ビジョンの中でも、将来の県土構造のあり方についての方向性を示し、その際、体系的な交通ネットワークの構築を図ることとしております。

鉄軌道を含む軌道系交通システムの導入については、これらの結果を踏まえ多様な視点から総合的に検討していく中で要請についても検討してまいりたいと

考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは、知事の政治姿勢についての御質問で、県立図書館の予算、人員配置及び八重山分館の廃止についてお答えいたします。

県立図書館の本年度の管理運営費は、約 1 億700万円となっております。

近年、本県の厳しい財政状況等から年々減少傾向にあります。管理運営費等を節減し図書館サービスが低下しないよう対応しているところであります。また、本年度の職員体制は本務職員31人を配置しており、九州平均の29人とほぼ同数となっております。

八重山分館につきましては、沖縄県行財政改革プランに基づき、市町村との役割分担など、そのあり方について検討を重ねてまいりました。現在、石垣市では市立図書館が設置されたこと、また八重山分館は築34年と施設が老朽化し、その維持・運営が大変厳しい状況であることなどから、総合的に判断し、廃止に向けて地元関係者と話し合いを進めているところであります。

次に、図書館行政についての御質問で、「今後の沖縄県立図書館の在り方」についてお答えいたします。

「今後の沖縄県立図書館の在り方」については、平成18年3月に沖縄県立図書館において策定したものであります。

県立図書館においては、郷土資料を核とした蔵書の充実と情報サービスや文化事業のほか、市町村立図書館や図書館未設置町村への協力活動等を実施しております。

課題としましては、遠隔利用サービスの充実、琉球・沖縄関係資料の充実、高度情報化への対応、組織・運営・研修体制の確立などがあり、現在その解決に向けて取り組んでいるところであります。

次に、公共図書館の役割についてお答えいたします。

公立図書館は、住民の生涯学習を支援する施設の一つとして、住民の要求に対応できるよう、資料の収集・整理・保存に努め、その利用促進を図ることを基本的な役割としております。

市町村立図書館は、住民のための資料や情報の提供等、直接的な援助を行う機関として住民の需要を把握するとともに、地域の実情に即した運営に努めております。一方、県立図書館は住民の需要を広域的かつ総合的に把握し、幅広いサービスを行うとともに、市町

村立図書館の援助、県内の図書館間の連絡調整及び図書館未設置町村に対する支援等に努めております。

次に、琉球・沖縄関係資料の充実等についてお答えいたします。

沖縄の歴史と文化に根づいた資料を網羅的に収集するのは、県立図書館の重要な役割であります。特に東恩納文庫や比嘉春潮文庫等、貴重な資料のコレクションを収集・整理・保存し利用者の利便性を図っております。

今後とも郷土資料の充実を図り、県民のアイデンティティーの継承・発展の基盤を培っていききたいと考えております。

次に、図書館の職員の育成、配置についてお答えいたします。

県立図書館においては、全職員が図書館の意義と必要性、市町村立図書館との役割分担を十分に理解することが求められております。そのために必要とされる知識・技能について実務や研修等を行い、意識改革と資質向上に努めております。また、職員についても図書館サービスが低下しないよう適正な配置に努めてまいりたいと考えております。

次に、地域活性化へ向けた支援活動の充実についてお答えいたします。

近年、図書館は地域住民の役に立つ図書館として、ビジネス支援、行政支援、学校教育支援、子育て支援など地域の課題解決のための取り組みが求められております。

県立図書館では、子供の読書活動及び文字・活字文化の振興に関する市町村立図書館への情報提供と連携事業の実施、また、児童生徒の調べ学習や総合学習の支援、児童生徒の就業体験及びボランティアの受け入れなど、地域の情報拠点として、地域の教育力の向上に努めております。

今後とも地域の活性化に役立つ情報を提供できるよう、図書館サービスの充実を図っていききたいと考えております。

次に、分館の意義についてお答えいたします。

宮古分館は昭和3年、八重山分館が大正3年に地域住民への圖書の貸し出し等による文化の振興を図る趣旨で設立され、当該地域住民等の読書活動や文化活動などに寄与してきたものと理解しております。また、両分館の直近5年間の平均貸出冊数は、宮古分館が約1万5000冊で、八重山分館が約1万1000冊となっております。

平成13年文部科学省告示で、市町村は、住民に対して適切な図書館サービスができるよう、公立図書館の

設置に努めることとしており、現在宮古島市及び石垣市ではおのおの市立図書館が設置されております。

なお、宮古地区図書館の直近5年間の平均貸出冊数は約8万冊で、石垣市立図書館が約20万冊となっております。また、公立図書館の未設置町村の支援につきましては、県立図書館本館から一括貸し出しや相互貸借及び移動図書館等を実施し、図書館サービスの充実に努めていきたいと考えております。

次に、八重山分館をどう生かすかについてお答えいたします。

八重山分館につきましては、沖縄県行財政改革プランに基づき市町村との役割分担など、そのあり方について検討を重ねてまいりました。現在、石垣市では市立図書館が設置されたこと、また、八重山分館は築34年と施設が老朽化し、その維持・運営が大変厳しい状況であることなどから、廃止に向け地元関係者との話し合いを進めているところであります。

なお、これまで分館が担っていた当該地域の読書活動の支援につきましては、図書館本館の機能強化を行い、図書の一括貸し出し、相互貸借及び移動図書館等を実施するとともに、当該地域の郷土資料の収集もあわせて実施してまいります。また、分館が所有している郷土資料等を公立図書館や学校等に寄贈し、図書館サービスの充実に努めていきたいと考えております。

次に、100周年検討委員会での検討内容についてお答えいたします。

沖縄県立図書館は明治43年8月に創立され、平成22年には100周年を迎えます。

「沖縄県立図書館の在り方・100周年合同検討委員会」において記念式典や記念講演、記念誌発行のほか、山之口獏收藏展等が検討されております。現在、県立図書館ではその実施に向け準備を進めているところであります。

次に、館長の登用についてお答えいたします。

復帰後の県立図書館長就任者は18人で、在任期間が1年間の者は12人となっております。

なお、御提言のありました館長の外部登用につきましては、貴重な御意見として承りたいと思います。

次に、先島航路の再開についての御質問で、修学旅行生の負担についてお答えいたします。

修学旅行は、教師や仲間とともに宿泊体験を行うことにより、人間関係の構築や教室で学んだことを実際に確かめる機会として大切なものであります。

県教育委員会が平成20年6月に行った調査によりますと、石垣市内の小学校7校が沖縄本島で修学旅行を実施する際に船を利用する予定でありました。航路運

休のため船便から航空便へ変更したことにより保護者の負担が増加したと聞いております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 宮城嗣三君登壇〕

○総務部長（宮城嗣三君） 行財政改革についての中で、歳入の確保の進捗と課題についてお答えいたします。

行財政改革プランにおいては、歳入の確保として県税収入の確保、使用料及び手数料の見直し、県有財産の有効活用等を推進項目として掲げております。これらの推進項目に取り組んだ結果、平成17年度から平成19年度までの3年間で、プラン策定時に見込んだ財政効果16億3500万円の計画に対しまして32億1600万円と15億8100万円の増となっており、進捗状況は良好であると考えております。

とりわけ県有財産の有効活用につきましては、未利用財産の売却等に積極的に取り組んだ結果、4億4200万円の計画に対しまして16億7200万円と12億3000万円の増となっております。

歳入確保の課題としましては、関係各課において未収金の防止や解消に向けての対策に取り組んだものの、未収金残高は昨年度の実績から2億3000万円増加しております。

その主な要因は、平成19年度から税源移譲された個人県民税の増等によるものであります。今後、未収金対策の強化を図り未収金の解消に努めるとともに、他の歳入確保についても計画の前倒し実施を含め着実に進捗するよう取り組んでまいります。

次に、歳出の見直しの進捗及び課題についてお答えいたします。

歳出の見直しのうち、まず、補助率及び県単補助金の見直しにつきましては、平成17年度から平成19年度までの3年間でプラン策定時に見込んだ財政効果、約9億7000万円に対し実績は約12億8000万円となっており、3億1000万円、31.9%の増となっております。

また、県単箱物整備の抑制では、老朽化した施設について計画的に整備を進めているもの以外は大規模な箱物整備に係る予算は計上しておりません。

さらに公共施設の適正な維持管理では、今年度より県庁舎、北部病院、看護大学においてE S C O事業サービスが開始されており、光熱水費の削減等の効果が見込まれております。

本県の財政は、歳出面においては今後も団塊世代の大量退職に伴う退職金の高どまりや制度改正、少子・高齢化に伴う社会保障関係費の増などにより厳しい状

況が続いていくことが見込まれます。そのため、行財政改革プランの着実な実施はもとより、職員数の適正化、事務事業の見直しなど財政健全化策をこれまでも増して徹底的に進めていく考えでございます。

次に、公社等外郭団体再構築の進捗と課題についてお答えいたします。

公社等外郭団体につきましては、「公社等外郭団体の見直し方針」に基づき、行財政改革プランにおいて25団体について統廃合や整理縮小、合理化などに取り組んでおります。

これまでの状況につきましては、25団体のうち2団体を統合し、5団体につきましては既に計画を達成しております。残り19団体のうち目標を超えて達成した団体が1団体、目標をおおむね達成した団体は11団体でございます。また、取り組みに着手はしましたが目標達成に至らなかった団体は6団体となっております。なお、1団体は平成21年度の実施予定となっております。

県としましては、今後とも公社等外郭団体との連携を密にし、プラン期間中における実現に向け取り組んでいくこととしております。

次に、県の出資法人に対する補助金支出及び事業発注についてお答えいたします。

県においては、県の出資比率が25%以上の法人等、県行政と密接な関連を有する法人を公社等外郭団体と位置づけております。これらの公社等に対する県の財政支援等の状況につきましては毎年度公表しており、平成20年度当初予算におきましては、21団体に対する補助金を合計で約74億円計上しております。その主なものは、社団法人沖縄県糖業振興協会に対する補助金23億円、旭橋都市再開発株式会社に対する補助金14億円などとなっております。一方、公社等に対する委託につきましては、20団体に対しまして約127億円を計上してございます。そのうち優先的に発注するものとしましては、沖縄県土地開発公社に対する公共用地の取得の委託料91億円などを計上しております。また、公募により選定した公の施設の指定管理者に対する指定管理料として、20億円を計上しておるところでございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 先島航路の再開についての質問のうち、国民保護における代替輸送手段の確保についての御質問にお答えします。

国民保護法第2条第2項に基づき、有村産業株式会社は都道府県の区域において輸送の事業を営む法人と

して、平成17年9月6日に沖縄県知事から指定地方公共機関として指定されております。

県としては、武力攻撃事態等に対応するため、有村産業株式会社にかわる指定地方公共機関の選定について、関係機関から情報収集を行いつつ検討してまいりたいと考えております。

次に、戦後補償関連で、沖縄振興計画期間内での旧軍飛行場の実施についてお答えします。

県は、関係6市町村が参加する県・市町村連絡調整会議において確認した、団体方式により条件の整った市町村から沖縄振興計画期間内に事業化することとするの方針に基づき、国との調整を鋭意進めてきたところであります。

団体方式とは、沖縄振興計画に沿って各市町村や飛行場ごとに地域振興事業の実施によって旧軍飛行場用地問題を解決しようというものであります。市町村から県に提出される要望事業案は、各地主会と関係市町村との協議により作成されたものであり、県としては沖縄振興計画期間内の団体方式での事業実施は各地主会の意向に沿ったものであると考えております。

次に、那覇空港の民間専用化についての御質問にお答えします。

県としては、那覇空港の過密運航の解消やさらなる安全性の確保が重要であると考えており、航空自衛隊においては県民に不安や影響を与えることがないように、安全管理に万全を期していただきたいと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君） それでは、郵住協問題についての御質問の中の、推進協議会の設置状況及び住民対応の窓口設置についてお答えします。

旧財団法人郵便貯金住宅等事業協会——いわゆる旧郵住協でございますが——と事業者との協定に係る入居者からの要望等については、基本的には事業者と入居者間の問題であり、県が裁定等をする権限はないものと考えております。しかしながら県としましては、事業の円滑な推進のためには当事者間の信頼関係が重要であることから、入居者にかかわる情報の開示を行うことで相互理解を図ることを目的とした推進協議会の設置に向け、那覇市及び事業者への働きかけを行っているところであります。

現在、事業者に対し入居者を含めた推進協議会の設置についてその趣旨や内容の説明を終えており、その回答を待っている状況であります。また、入居者から

の要望や苦情などに対する準備会の設置については、事業者が対応すべきものと考えておりますが、県としましても早期に推進協議会の設置ができるよう改めて那覇市及び事業者に対して働きかけていきたいと考えております。

続きまして、団地の補修・修繕についてお答えします。

入居者の安全確保のために必要な建物の維持・修繕は賃貸人の義務であることから、事業者みずからの責任で行われるべきものと考えております。しかしながら、県としましても、当該事項についても事業者と入居者の共通理解を図ることが重要であると考え、関係者に対し推進協議会の設置を働きかけているところでございます。

次に、那覇空港についての御質問の中の、大嶺干潟、また空港に隣接する浜の管理者についてお答えします。

大嶺岬地先の海域は、大嶺岬を境として北側が那覇港港湾区域であり、那覇港管理組合が管理者となっております。南側については、法定受託事務として沖縄県が管理者となっております。また、空港に隣接する浜については、空港用地の国有地として、那覇空港事務所が管理する土地と一般公共海岸として沖縄県が管理する土地があります。

次に、代表質問との関連質問の中の、L R Tの試算についてお答えします。

国土交通省が策定した「まちづくりと一体となったL R T導入計画ガイドンス」によれば、海外のL R Tの建設費は、1キロメートル当たり約20億円から約40億円となっております。

首里駅から西原入り口までの延長区間へのL R T導入に当たっては、新たに道路拡幅が必要となること、道路縦断勾配等の地形的条件が厳しいこと、また新たな運行主体が必要になることなどが課題となります。

なお、「沖縄都市モノレール延長検討委員会」において、モノレールはL R Tに比べて高速性、乗りかえ利便性等にすぐれていると評価されていることから、L R Tの建設費の試算は行っておりません。

続きまして、モノレールにかえてL R Tの国庫補助で整備することについてお答えいたします。

モノレールにつきましては、沖縄総合交通体系基本計画において沖縄中南部の交通渋滞緩和のため那覇空港から西原入り口まで整備することが位置づけられております。これを受けて沖縄都市モノレール延長検討委員会でモノレールの延長について検討してきたところであります。

同委員会においてL R Tの導入について意見があり、比較検討を行っております。この結果、首里駅から西原入り口までの区間にL R Tを整備する場合には、モノレールからL R Tに乗りかえて高速道路と結束するということは、基幹交通としての連続性が確保しにくいこと、現状の首里駅周辺での交通結束施設用地の確保が困難であること、現道敷地でL R Tを整備した場合、車線が減少することにより交通渋滞の悪化を招くことから新たな用地確保が必要となること、道路縦断勾配等の地形的条件が厳しいこと等の課題が指摘されております。

また、既存区間のモノレールにおいて西原入り口までの延長を見込んだ施設の整備を行っていることから、延長区間についてはモノレールの方がすぐれていると評価されております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 那覇空港についての御質問で、大嶺干潟の自然保護レベルについてお答えいたします。

那覇空港周辺の大嶺海域については、「自然環境の保全に関する指針」において、大嶺崎を境に北側は藻場、干潟、サンゴ礁が発達するなど、健全で多様な生態系が維持されている沿岸域である「自然環境の厳正な保護をはかる区域」評価ランク、南側が人為的改変等が見られる沿岸域である「自然環境の保全をはかる区域」評価ランクに位置づけられております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時38分休憩

午後5時40分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

土木建築部長。

〔土木建築部長 漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君） それではお答えします。

現在、首里駅から西原入り口まではモノレールで検討しているわけですが、それを今L R Tに変更するということは、事実上これは困難でございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 上里直司君。

〔上里直司君登壇〕

○上里 直司君 それでは再質問を行います。

実は、国の地方分権改革推進委員会の答申等が出てきております。出先機関の大幅な見直しというのは分

権改革推進委員会だけではないんですよ。全国知事会、経団連、そして民主党も強く訴えているわけであります。

そこで知事にお伺いしたいんですけども、全国知事会では総合事務局を名指ししてというか取り上げて、原則として地方に移譲し組織をスリム化すると書いてあるんですね。知事会には知事も入っていらっしゃるから、そのことについて県の対応をお答えいただきたい。

もう一つ、8月17日に毎日新聞が全国の知事にアンケートをとっておりますけれども、国の出先機関の見直し賛否の設問について28人が答えている中で、唯一現状維持が望ましいとお答えしています。もちろんこれは前提条件があるということは了解していますが、全国知事会では原則として地方に移譲し組織をスリム化するとありまして、前提条件は違うにしても毎日新聞のアンケートでは現状維持と、この違いについて御説明いただけませんか。

もう一つ、総合事務局を含む国の出先機関の見直しによって県及び市町村がどのような影響を受けるのか。これはもう全国知事会、分権改革推進委員会等についても報告をされているので、そのことについてお答えをいただきたいと思っています。

2番目はもう提案であります。島津の侵攻についてのシンポジウムについて、今のところやらないとおっしゃっておりますけれども、やっぱりこういうものは歴史的な怨念を超えて鹿児島県と共催で開催することはできないかということを提案いたします。

また、奄美諸島の皆さん、自治体の皆さんを巻き込んだ形の事業実施をぜひ御検討いただきたいと思っております。これはもう御回答は要らないことでもあります。

続いて、県知事の姿勢について、図書館の役割についてお聞きいたしました。

知事にお答えをいただいた分はわずかでありまして、確かに教育施設でありますので教育長がお答えになっているかと思っておりますけれども、ただ、知事の図書館への見方、図書館の役割を重視する姿勢というものは、おのずから図書館の発展というものにつながっていくだろうと私は信じております。

実は1980年代に滋賀県という地域は、全国の中でも市町村立図書館が下から2番目、未設置図書館が多かった地域だったんです。これは県知事が旗を振って市町村未設置自治体に補助金を出すということで設置をしたところ、今では全国有数の図書館先進地域となりつつあります。

その意味でも教育長任せではなくて県知事にももっと図書館の意義を深めていただきたい、そのことも要望しておきます。

それでは教育長に再質問を行います。

分館の意義について、これまで再三にわたってこの議場でも県立図書館八重山分館の貸出冊数は石垣市立図書館の貸出冊数と比べると5.5%であると、そのことが廃止の理由の一つに挙げられておりました。

今お答えにならなかったわけでありまして、それではお聞きいたします。

県立図書館すべて、分館含めた貸出冊数と県内の市町村立図書館の貸出冊数、その割合についてお伺いいたします。その割合が本当に県立図書館が必要ではないという論拠になるのかどうか、そのことについてもお伺いをいたします。

もう一つ、教育長、18名中12名が1年間しか就任しないというのは人事上の規則があるんですか。これをお伺いいたします。

もう一つ、私が聞いているとやっぱり1年間というのは大変短いんじゃないかなと思うんですよ。教育長はどうお考えですか。本来ならば館長の職としてはある程度情報またはその情報整理には専門的な資格、いわゆる図書司書という資格が必要ではないかと思っておりますが、この歴代の館長には資格を持っている方何名いらっしゃるでしょうか。また、図書館長の資格要件について、規則などに盛り込まれているかどうか、そのことについてもお伺いいたします。

行革についてお伺いいたします。

ここは金融財産についてお伺いをいたします。

含み益、有価証券だけで結構です。含み益というのが幾らになるのか、直近のデータというのがあるのかどうかお聞かせください。その保有している有価証券で売却するものと保有し続けるものという区分けはされているのか。されていなければ今後実施すべきだと思うんですがいかがでしょうか。

もう一つ、県のこの行財政改革プランの中に未利用財産の売却についての目標値が定められておりますが、これは有価証券の売却についても含まれているのかどうか、そのことについてお伺いをいたします。

続きまして、公社等の外郭団体の再構築について、これは2点お伺いいたします。

公社等外郭団体への出向者は県から何名いらっしゃるのか。また、その出向者の給与はだれが負担をしていらっしゃるのでしょうか。

2つ目は、公社等外郭団体への補助金の支出には出向者の給与分が含まれているのかどうか、お伺いをい

たします。

もう一つは、優先的発注について伺いたいします。

優先的な発注のケースはあるという答弁だったかと思えます。

実は、あるところからお聞きいたしましたけれども、一般向けに公募をしている事業で募集期間が始まってから事業の説明会を行っている。しかも、その事業説明会を行った後わずか1週間しか締切期間までの時間がないという。実質的に県の出資法人が受注をしたという話をお聞きいたしました。今、公社等の指定管理者の話についてお答えをいただきましたけれども、それ以外にそうした公募をしている事業について、そういうケースはあるのかどうか伺いたいします。

先島航路の再開について端的にお伺いいたします。

先ほど知事でしょうか、企画部長でしょうか、先島航路は重要であるというお答えをしておりました。しかし重要であるというのは何か人ごとのような感じがいたします。これは必要なのかどうかということをお聞きしますので、必要なのかどうか伺いをいたします。

もう一つ、民間専用化と制限空域の関連について伺いたいします。

やっぱり民間専用化を求めるべきじゃないかなというのは私たちの感覚からしてあります。以前にも過去からさかのぼって民間専用化を求めた要望というのはあるのでしょうか。そのことについて伺いをいたします。

あとはもう一度質問いたします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時48分休憩

午後5時56分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） 沖縄総合事務局のあり方等に関する再質問にお答えいたします。

現在、政府の中央分権改革推進委員会は出先機関の組織を抜本的に見直すという基本的な考え方に沿って、各機関の視察とかあるいはヒアリングとかやっております。こうした各部署の見解を求めた上で検討を行って年内に第二次勧告を出すということになっております。

ですから、今のところ知事会としてどうこうという結論を出しておりませんが、先ほどおっしゃったアン

ケートですか、沖縄県知事だけマルになっていたという毎日新聞のものがありましたけれども、これにつきましては国土交通省の地方整備局がやったアンケートでありまして、総合事務局全体のものについて紹介したのではないということであります。

県としまして、これから分権改革推進委員会がどういう結論を出すかということを踏まえながら、慎重に各市町村とも協議しながら判断していきたいというふうに思っております。

次に、先島航路は必要なのかという再質問がございました。

今でも年間2万人以上の利用されている方がいらっしゃいます。1%ちょっとということではありますけれども、その1%、2万人がいるということであるなら当然必要だと思います。ただ、その経営等々いろいろ課題もあるということで重要であるというふうに申し上げます。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは再質問にお答えをいたします。

まず1点目が図書館の利用冊数ですね。石垣市立図書館と八重山分館との比較において貸し出し冊数が八重山分館は5.5%であると。県立図書館と市町村立の図書館すべてを合計した比較は何%かと、そういうことを踏まえてどうかという御質問でございますが、市町村立図書館が31館ございまして、その合計で県立図書館の冊数と比較いたしますと約3.5%でございます。

県立図書館は市町村立図書館と同様に住民に直接サービスを行うということと、市町村立図書館の求めに応じてそのサービス等の支援をしております。大多数の住民にとって身近にあって利用しやすいのは市町村立図書館であります。市町村立図書館を利用するか、直接に県立図書館を利用するかはその住民各自がそのときの事情に応じて選択することができるということでございます。

次に、2点目でございますけれども、県立図書館の館長が人事上の規則なのかどうかということでございますけれども、在任1年間というのが12名もいたということからでございますけれども、これは定期人事異動の一環でございまして、そういう規則等はございませんで、その在任が1年間になったということは偶然でございます。

それと図書館長の司書の資格はどうかということで

ございますけれども、図書館長の司書の資格は必要ございません。これは法改正があってそれ以後、平成11年以降図書資格要件が削除をされております。しかしながら、個人的に考えるならば、図書館長は司書資格を有した者の配置が望ましいと考えます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後6時2分休憩

午後6時4分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 県として民間専用化を要望したことがあるかどうかという再質問でございますが、その確認にかなり時間がかかりますので、また確認次第報告させていただきたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 宮城嗣三君登壇〕

○総務部長（宮城嗣三君） 行財政改革についての関連で、再質問にお答えいたします。

有価証券に限ってということで御質問がございましたので、まず含み益は幾らか、それから売却すべきか保有すべきかの区分はなされているか、それから未利用財産に有価証券は含まれるかということでございましたけれども、一括して説明をさせていただきたいと思います。

県が保有しております有価証券につきましては、現在31の会社の有価証券を保有してございます。そのうち上場されているのは4社ということでございます。

ただ法人等への県の出資につきましては、投資を目的としているわけではございませんで、法人の行う事業を通じて県の施策や事業の推進及び地域の活性化を図るなど、行政目的を達成するために出資をしているという基本的な考えがございます。

したがって、含み益は今のところ試算してございませんで、台帳価格で管理をしているという状況でございます。

それから、そういう観点からしますと、売却すべきか保有すべきかについての区分は今のところやってございません。

出資の継続につきましては、出資の目的やその後の社会経済情勢等を踏まえ総合的な観点から判断をしているということで、現在のところ売却すべきか保有すべきかの区分についてはやってございません。

それから公社等外郭団体への出向者は何名かという御質問でございますが、平成20年9月1日現在、県の

派遣条例に基づきますと31団体に151名を派遣しております。

その方々の給与について補助金が含まれているかという御質問でございますが、今詳細についてはちょっと整理はできませんが、一部含まれているということで御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後6時7分休憩

午後6時9分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） 地方支分部局の見直しに関連いたしまして、国からそういう方針が示されたときどうするかということですね。全国知事会でもこれは2月に出た報告書ですけれども、その報告書に関連して県としてあるいは市町村も含めてどうするのかということですので、お答えいたします。

まずこの知事会の報告書で、唯一組織の名前が出ている部分があります。「ただし、沖縄総合事務局については、沖縄特有の事情に配慮する必要があり、今後さらに検討を要する。」という文書が入っています。

沖縄総合事務局につきましては、ほかの県と違いまして、ほかの県では地区といいますか、九州でしたら経済産業局とか開発局とかばらばらにあるやつを一つにしているということで、ある意味でモデル的なそういう組織、出先機関としてはそういうふうに位置づけられております。

ですから、あえて知事会ではこういう表現をされて沖縄総合事務局について「検討を要する。」というふうになっております。その結果を踏まえて、県としてどうするかあるいは市町村ともそれを協議しているかということにつきましては、これは年内に第2回の報告書が出てくるというものを見据えて今後調整してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○上里 直司君 よろしいですか、休憩お願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後6時11分休憩

午後6時12分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） ただいまの在任1年間は短

いかということでございますが、これは人事異動で偶然1年になったわけでございますので、当然短いというふうに理解をいただきたいと思います。

それから3.5%と5.5%についてでございますけれども、これは分館と本館の役割もでございますので、この比率でもって本館を要らないと、廃止するということにはつながらないんじゃないかと思っております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 上里直司君。

〔上里直司君登壇〕

○上里 直司君 県立図書館の話については、また指摘をしていきたいと思っています。ぜひよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 玉城義和君。

〔玉城義和君登壇〕

○玉城 義和君 まず、知事の政治姿勢について。

(1)、県議会決議「名護市辺野古沿岸域への新基地建設に反対する決議」への反論、考え方についてであります。

ア、議会が決議・意見書を採択することについて、行政側（知事）がそれに異論を表明することの正当性をどう考えているか。

イ、知事は、野党の申し入れに対して野党のみの決議云々と述べているが、議会の多数決の原則をどのように理解しているか。

ウ、県の考え方の中で、知事は、県議会で野党が提出した反対する決議がなされるなど、私のこの問題に対する姿勢が十分理解されていないようにも感じられると述べている。本決議は野党の理解、認識不足の結果ということか。

エ、キャンプ・シュワブへの移設が実現可能性の高い早道だとする根拠は何か。

オ、12年たっても返還が進まないことについてはどのように考えているか。

カ、キャンプ・シュワブ以外の道を追求したことはあるか。

キ、普天間の県内移設と海兵隊の8000人のグアム移動、嘉手納以南の施設返還が何ゆえに連動するものなのか、見解を示されたし。

ク、新しい基地の建設とは性格が異なるとする根拠、理由を明らかにされたし。

(2)、知事訪米について。

ア、知事訪米事業計画（案）の要請内容の(2)、「在日米軍再編の確実な実施」とはどのようなものを指しているか。

イ、普天間移設について、当然米側から協力要請が行われるものとするがどうか。

2、観光振興について。

(1)、県内ホテルの雇用等について。

ア、雇用総数はいかほどか。またこれまでの推移について。

イ、雇用形態で正社員及び非正規雇用等の現状はどうなっているか。

ウ、従業員の賃金についてはどうなっているか。

(2)、県内ホテルの経営状況についてはどうか。リゾートと都市型ホテルではどうなっているか。

(3)、経営について外国資本の進出が指摘されているが、県内、本土、国外のそれぞれでどうなっているか。

(4)、サブプライム住宅ローン問題などは県内ホテル等の建設にどのような影響が出ているか。

(5)、土産品について。

ア、どのようなものが売れているか。上位ベストファイブを示されたし。

イ、県内での生産状況はどうか。

ウ、県内産品の売上額とその推移について明らかにされたし。

(6)、ホテルにおける県産品の消費について。

ア、ホテルにおける県産品、特に農産物、魚介類の消費はどうなっているか。

イ、消費増大のために県はどのような対策をしているか。

(7)、個人消費額について。

ア、平成12年の個人消費額8万3863円と比べ19年は7万2239円と1万円以上の落ち込みである。その原因は何か。

イ、個人消費額を伸ばすことが最も重要であります。部局横断的な対応が求められているがどうか。

(8)、観光客の増加と県民生活について。

ア、観光客の増加は県内の雇用改善にどの程度貢献しているか、具体的に示されたし。

イ、観光客の増加は第1次産業従事者の所得と結びついているか。

ウ、製造業の分野ではどのようなものが伸びているか。

(9)番、レンタカーの増加とその影響について。

ア、ことしの夏のレンタカーの登録台数は幾らか。

イ、レンタカーの増加は観光構造にどのような影響と変化をもたらしているか。

ウ、58号上り車線の慢性的交通渋滞の原因の一つはレンタカーにあるが、その対応はどうなっているか。

エ、レンタカーの増大が他の交通機関に与えている影響はどうか。

オ、レンタカー業界の現状はどうか。会社数、県内・県外別、また契約形態、従業員数等はどうか。

カ、今後のレンタカーの伸びの見通しはどうか。それが社会経済に与える影響はどうか。

(10)、グリーンツーリズムについて。

ア、沖縄観光にとって最も主要なものの一つであるが、その普及・定着が進んでいない。現状はどうか。

イ、受け入れる側の課題は何か。また、各種規制の解除はどのようなものが必要か。

(11)番、「沖縄型カジノ・エンターテインメント」について。

ア、検討委員会の案について示されたし。

イ、知事の見解はどうか。

3番、北部地域の振興策について。

(1)、S A C O関連、島懇事業、北部振興事業等、それぞれ北部12市町村に投入された総額は幾らか。市町村ごとにどうなっているか。

(2)、そのうち、名護市について次の点について平成12年からの推移を明らかにされたし。

ア、失業率。

イ、生活保護所帯数と率。

ウ、所得額、個人所得。

エ、空き店舗率。

オ、就学援助受給者数。

(3)、鉄軌道の導入について。

ア、振興計画においては鉄軌道の導入等についても「調査・研究」するとなっている。また、国会等の答弁においても担当大臣の前向きな答弁がある。沖縄県はこれらに対してどのような対応をこれまで行ってきたか。

イ、北部圏域20万人人口の目標達成には鉄軌道等による人口の移動が必須の条件である。知事の見解を伺う。

4番、県立北部病院産婦人科の再開について。

現状と再開のめどについて明らかにされたし。

○議長（高嶺善伸君） ただいまの玉城義和君の質問及び質疑に対する答弁は、時間の都合上休憩後に回したいと思います。

20分間休憩いたします。

午後6時19分休憩

午後6時42分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

休憩前の玉城義和君の質問及び質疑に対する答弁を願います。

仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 玉城義和議員の御質問にお答えいたします。

まず第1に、知事の政治姿勢の中で、議会の決議と意見書に係る御質問にお答えいたします。

「沖縄県の考え方」を取りまとめ公表しました趣旨は、普天間飛行場移設問題に対する私の姿勢が県民や県議会の皆様にも必ずしも十分に理解されていないというようにも感じられたことから、移設の必要性や県の取り組み、そして今後の進め方などについて9月議会の前に公表したものでございます。

次に、同じく政治姿勢の中で、議会の多数決の原則に係る御質問にお答えいたします。

6月議会で採択されました決議は、私とは普天間飛行場の問題に関する姿勢が異なっていると考えております。

今後とも、県民や議員各位に私の考え方を丁寧に説明をし、御理解と御賛同を得ながら政策を推進していきたいと考えております。

私が7月24日に県議会の決議を受け取った際、議会の決議ではありますが、与党の皆さんの賛同が入っていませんという発言をいたしましたのは、事実を申し上げたものでございます。

次に、同じく政治姿勢の中で、普天間移設に関する米側からの協力要請に係る御質問にお答えいたします。

普天間飛行場のキャンプ・シュワブへの移設につきまして米側から言及があった場合には、現在、日米両政府の合意案を基本にしつつ位置の最終的な確定に向けて日本政府との間で国内問題として調整を行っていることや、今後、環境影響評価手続の中で審査会の意見等を踏まえながら進められていく必要があることなどを説明する必要があると考えております。

次に、観光振興に係る御質問の中で、2の(11)のアとイが関連しておりますので、一括して答弁させていただきたいと思います。これは、特に検討委員会における「沖縄型カジノ・エンターテインメント」の案及び知事の見解についてという御趣旨の御質問です。一括してお答えいたします。

沖縄県は、昨年度のカジノ・エンターテインメント検討委員会におきまして、カジノ・エンターテインメントに関するイメージが県民各層で異なることから、議論の材料とするため、沖縄県独自のモデル及びコンセプトを検討する必要があるとの提言を受けたところであります。このため、沖縄県といたしましては、本年

度、沖縄型カジノ・エンターテインメントモデル及びコンセプトを作成する予定であります。

今後、その案ができ次第、検討委員会に提示をし、委員の皆様から意見をお聞きする予定となっております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 知事の政治姿勢のうち、新基地建設に反対する決議についての御質問にお答えします。

県は、在日米軍再編協議などこれまでの経緯を踏まえると、普天間飛行場の危険性を一日も早く除去するためにはキャンプ・シュワブに移設することが現実的な選択肢であると考えており、県民や議員各位に対しこのような県の考えを丁寧に説明しながら政策を押し進めていきたいと考えております。

「沖縄県の考え方」を取りまとめ公表した趣旨は、普天間飛行場移設問題に対する県の姿勢が県民や県議会の皆様に必ずしも十分に理解されていないように感じられたことから、移設の必要性や県の取り組み、そして今後の進め方などについて9月議会の前に公表したものであります。

キャンプ・シュワブへの移設についてお答えします。

普天間飛行場のキャンプ・シュワブへの移設は、在日米軍再編協議において日米両政府が合意したものであります。また、建設位置について調整すべき点が残っておりますが、地元名護市や宜野座村も基本合意した案であります。

したがって、普天間飛行場の一日も早い危険性の除去のためには、名護市のキャンプ・シュワブへ移設することが現実的な選択肢であると考えております。

次に、返還が進んでいないことについての御質問にお答えします。

普天間飛行場の移設問題については、これまで日米両政府、県、地元市町村の多くの関係者の皆様が検討と協議を積み重ねた結果、やむを得ない現実的な選択肢としてキャンプ・シュワブへの代替施設建設計画が進められているところであります。

県としては、今後とも地元の意向や環境などに十分に配慮しつつ、移設を早期かつ円滑に進めるため政府と協議していきたいと考えております。

キャンプ・シュワブ以外の道についての御質問にお答えします。

日米両政府はSACO最終報告において、普天間飛行場の代替移設先として、1、嘉手納飛行場への集約、2、キャンプ・シュワブにおけるヘリポート建設、3、海上施設の建設について検討し、最終的に「キャンプ・シュワブ水域内名護市辺野古沿岸域」に海上施設の建設が決定されました。

次に、普天間飛行場の県内移設とグアム移転等の連動についてお答えします。

2005年に発表された米軍再編の中間報告の中では、「これらの具体案は、統一的なパッケージの要素となるものであり、パッケージ全体について合意され次第、実施が開始されるものである。」としております。

これについて当時の額賀防衛庁長官は、一つでも欠けたら、この考え方が着手されないとの発想ではない。負担の軽減と同時に抑止力の維持というバランスを失うことがないようにしておくということであるとの発言をしており、負担軽減と抑止力のバランスを図って米軍再編を進めることを示したものと理解しております。

次に、新しい基地の建設についてお答えします。

県は、現在の普天間飛行場の機能の一部が移ること、さらに、既存の基地であるキャンプ・シュワブの陸上部分を活用して建設するものであることから、新たな基地の建設とは性格が異なると考えております。

キャンプ・シュワブに建設されるのは普天間飛行場のかわりの施設であり、普天間飛行場とは別に全く新しい基地を建設するものではないと考えております。

在日米軍再編の確実な実施についての御質問にお答えします。

訪米要請の在日米軍再編については、県民の過重な基地負担の軽減につながる海兵隊要員等の削減とグアムへの移転、普天間飛行場を含む嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還等を求めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 観光振興に関する御質問の中で、沖縄県内ホテルにおける雇用者総数及び推移についてお答えします。

沖縄県内宿泊業における従業者数は、総務省が5年に一度実施している「サービス業基本調査」によりますと、常用雇用、非常用雇用を含め、平成11年は1万4088人、平成16年は1万3246人と推計されております。

す。

次に、沖縄県内ホテルにおける雇用形態の現状についてお答えします。

平成19年に総務省が実施した「就業構造基本調査」によりますと、「飲食店、宿泊業」の分類になりますが、沖縄県内の飲食店、宿泊業における雇用者のうち正規就業者の割合は33%、非正規就業者の割合は67%となっております。

次に、沖縄県内ホテルにおける従業員の賃金の状況についてお答えします。

沖縄県統計課が実施している「毎月勤労統計調査」によりますと、「飲食店、宿泊業」の分類になりますが、沖縄県内宿泊業における従業員の賃金は、平成19年平均は月額14万9550円となっております。

次に、県内ホテルの経営状況についてお答えします。

ホテルの経営状態を把握する指標として使われる1日1室当たり室料収入は、沖縄振興開発金融公庫の調査によりますと、シティーホテルでは平成15年度は9922円、平成18年度は1万165円と微増傾向となっており、リゾートホテルでは平成15年度は1万6387円、平成18年度では1万9012円と増加傾向となっております。

近年の県内ホテルの経営状況は、入域観光客数の増加などを受け、全体としてはおおむね良好に推移していると認識しておりますが、新規開業等が相次いだことによる競争の激化や原油高・原材料高などの影響による収益の悪化が懸念されることなど、課題も生じているところであります。

沖縄県では、今年度より金融機関、シンクタンク、行政機関等との連絡会議を定期的に開催しているところであり、同連絡会議も活用しながらホテルの経営実態の把握に今後も努めてまいりたいと考えております。

次に、県内のホテル経営における外国資本等の進出についてお答えします。

観光商工部が実施している調査では、平成19年10月1日現在における県内のホテル等宿泊施設は1087施設となっております。

県内における外資系のホテルは、新聞報道等により現在把握しているところでは、立地済みが21施設、計画中が3施設、合わせて24施設となっております。また、県外資本のホテルの全体的な動向は把握しておりませんが、立地済みのホテルで収容人員500人以上の施設のうち、外資系を除くと県外資本が11施設、県内資本も11施設となっております。

次に、サブプライム住宅ローン問題による県内ホテル等の建設への影響についてお答えします。

新聞報道等によりますと、県内でホテル等の建設計画を進める株式会社ゼファー、株式会社アーバンコーポレーションと株式会社都市デザインシステムが、サブプライム住宅ローン問題による影響などで民事再生手続開始を申し立て受理されたとのことであります。

これらの事業者が進めるホテル建設計画は合計で7件、そのうち2件は建設継続、2件は建設中断、3件は計画中断となっております。

この中で、株式会社都市デザインシステムが進める瀬底ビーチリゾートは、建設が中断しており138名の解雇が生じております。

関係市町村及び事業者を確認したところ、これらの建設または計画が中断している事業については、関係者の間で協議が続けられているものの、事業の継続については不透明な状況であると聞いております。

沖縄県としましては、引き続きホテル建設計画の動向に関して情報収集に努めるとともに、その推移を慎重に見守っていきたいと考えております。

次に、土産品の上位ベストファイブと生産状況及び売上額について、関連しますので一括してお答えします。

平成15年度に沖縄県が単独事業として実施しました「沖縄特産品実態調査等事業」によりますと、観光土産品品のベストファイブは、第1位は菓子であり、第2位は工芸、第3位は酒類、第4位は加工食品、第5位は衣料・身の回り品となっております。

土産品全体に占める県産品の割合は71.7%で、その売上額は614億円と推計されます。

なお、観光土産品に占める県産品の割合に関する調査はその後実施されておらず、県産土産品の売上額の推移を把握することは困難であります。

次に、ホテルにおける県産農林水産物の消費についてお答えします。

平成15年度に沖縄県で実施した「沖縄県観光産業実態調査」によりますと、宿泊施設における原材料の仕入れに占める県産農林水産物の消費の割合は、仕入れ全体の46.6%となっております。

次に、ホテルにおける県産農林水産物の消費拡大のための施策についてお答えします。

これまで沖縄県におきましては、観光業と農林水産業との連携により県産農林水産物のホテルなどへの普及促進、それを活用した新メニューの開発、レシピ集の作成などに取り組んでまいりました。

また、部局横断的な取り組みにより県内ホテル等に

において県産農林水産物の消費拡大キャンペーンを実施するとともに、県産農林水産物を活用した料理を提供する飲食店、ホテル等の登録推奨制度の創設を検討し、さらに観光客へ提供拡大を図ってまいります。

次に、平成12年と平成19年の観光客1人当たり県内消費額の減少要因についてお答えします。

観光客1人当たり県内消費額の減少の要因としては、平成13年の米国における同時多発テロに伴う風評被害による観光客の減少、全国的な旅行商品の低価格化や家計における旅行関連支出の低迷などの影響によるものと考えております。

次に、観光客1人当たり県内消費額を伸ばすための部局横断的な対応についてお答えします。

沖縄県においては、平成19年度から「観光まちづくり推進事業」を実施して、市町村や関係団体、事業者等との意見交換会を踏まえて抽出された課題、特に広域的で総合的な取り組みが必要な課題について、部局が横断的に連携し対応していく体制となっております。

具体的には、その体制のもと、他の産業への波及効果を促進するため、沖縄県観光リゾート・コンベンション推進本部のもとに、産業間の連携強化部会を設置し、観光業と農林水産業を初め、他の産業との連携の強化について協議を行っております。

観光客1人当たり県内消費額を向上させるため、観光業と農林水産業との連携による地産地消の拡大、観光業と製造業との連携による付加価値の高い観光土産品の開発及び販路拡大などを目指してまいります。

次に、観光客の増加と県内の雇用効果、第1次産業の所得との関連及び製造業との関連について一括してお答えさせていただきます。

沖縄県が平成16年度に実施した「旅行、観光の経済波及効果調査」によりますと、観光消費額3715億円によって6万4485人の雇用効果が生み出されていると推計されております。

また、農林水産業への生産波及効果は117億円であると推計されております。

製造業分野で産業別観光売上高の大きいものは、食料品、たばこ、飲料の分野で242億円、陶磁器・ガラス製品などの窯業と石製品の分野で64億円となっており、これらの業種が伸びているものと考えられます。

次に、平成20年夏のレンタカーの登録台数についてお答えします。

平成20年夏の普通乗用車のレンタカー登録台数は、6月は1万6000台、7月は1万8597台、8月は1万8500台となっております。

次に、レンタカーの増加による観光構造への影響と変化についてお答えします。

沖縄県で実施した観光統計実態調査の平成15年度と平成18年度を比較すると、レンタカーを利用する観光客の比率は、45.1%から52.4%にふえております。

旅行形態については、レンタカーを利用しない団体旅行及び観光つきパック旅行は29.3%から22.9%に減少し、主にレンタカーを利用すると考えられるフリープラン型旅行及び個人旅行は70.7%から77.1%と増加しております。

次に、沖縄県内のレンタカー業界の現状についてお答えします。

沖縄総合事務局の「業務概況」によりますと、平成20年3月のレンタカー事業者数は290業者、うち県外事業者数は11業者となっております。

平成19年に総務省が実施した「就業構造基本調査」によりますと、産業分類が大きくなりますが、レンタカー業は「他に分類されないサービス業」の中に入り、正規雇用と非正規雇用の割合はおおむね1対1の割合と推計されております。

また、総務省が平成16年に実施した「サービス業基本調査」によりますと、「自動車賃貸業」の従業員数は870人と推計されております。

次に、今後のレンタカーの伸びの見通し及び社会経済に与える影響についてお答えします。

平成16年度に沖縄県が実施した「レンタカー観光調査」によりますと、今回の沖縄旅行におけるレンタカーの利用希望の割合も84%と高いことから、観光客からの需要も大きく、今後も増加傾向にあると考えております。

レンタカー観光の広がりは、従来観光客が立ち寄らなかった地域へ観光客の入り込みを誘発し地域住民との交流がふえ、地域産業の育成や経済の活性化及び沖縄観光の魅力の多様化、拡大などにつながっていくものと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君） それでは、観光振興についての御質問の中の、国道58号の交通渋滞とレンタカーへの対応についてお答えします。

本県においては、県内人口や観光客数等の伸びとともに自動車保有台数やレンタカーも顕著に増加している状況にあります。

レンタカーについては、平成9年度の約6000台から平成18年度には約2万1000台へと約3.5倍に増加して

おり、平成17年度の道路交通センサスによると、国道58号の昼間の12時間交通量に占めるレンタカーの割合は、那覇市域で約1500台から3100台で、率にして約3%から6%台、読谷村等の地方部で約1100台から1500台で、率にして約7%から9%の割合となっております。

道路が車両の通行を円滑に処理できる量を交通容量としてあらわしますが、国道58号の那覇市域の交通容量については、6車線道路としての1日当たりの処理能力約4万台に対し、実際の交通量は7万台以上あり、交通量に対する交通容量の不足が顕著となっております。

現在、国及び県においては、国道58号や沖縄自動車道等の南北幹線とこれらを東西に結ぶ県道網で「はしご道路ネットワーク」を構築し、交通容量の拡大とともに交通の分散平準化を図る整備に取り組んでおります。

具体的には、南北幹線については、国直轄事業として沖縄西海岸道路、恩納バイパス及び名護東道路の整備に取り組んでおります。また、県事業としては浦添西原線や県道24号線等の東西幹線の整備を鋭意進めているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） 観光振興についての御質問で、レンタカーの影響についてお答えいたします。

近年のレンタカー台数の急激な増加は、県内のタクシー、バス事業者などの経営状況や交通の円滑な流れなどに少なからず影響を与えているものと認識しております。

バス、タクシー及びレンタカー等は、県民生活や観光振興に必要不可欠であることから、各交通機関がそれぞれの特性を生かした多様なサービスの提供と差別化を図ることによって活性化していくことを期待しております。

次に、北部地域の振興策等についての御質問で、北部12市町村におけるSACO関連経費、島懇事業、北部振興事業のこれまでの予算措置額についてお答えいたします。

SACO関連の補助金及び交付金事業につきましては、平成10年度から平成19年度までの実績で193億9000万円となっております。

また、沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業、いわゆる島田懇談会事業につきましては、平成9年度から平成19年度までの実績で320億6900万円となっております。

ります。

北部振興事業につきましては、平成12年度から平成19年度までの実績で439億7900万円となっております。

これら3事業についての北部12市町村の総額は954億3800万円となっております、そのうち、市町村別で上位から見ますと、名護市386億5000万円、宜野座村101億3700万円、伊江村95億7300万円、東村81億8800万円、恩納村70億3500万円などとなっております。

同じく北部振興策との関連で、名護市における平成12年度以降の失業率等の推移について一括してお答えいたします。

国勢調査に基づく完全失業率は、平成12年10.0%から平成17年12.5%と2.5ポイント高くなっております。

生活保護世帯数及び保護率は、平成12年度259世帯、7.03パーミルから平成19年度は概数で429世帯、9.97パーミルと170世帯、2.94ポイント増加しております。

所得額は、平成12年度1143億円から平成17年度1109億円と34億円減少しております。空き店舗率は、平成12年度11.0%から平成18年度17.1%と6.1ポイント増加しております。就学援助受給者数は、平成12年度458人から平成18年度680人と222人増加しております。

同じく北部地域の振興策との関連で、鉄軌道の導入についてお答えいたします。

県では、定時・定速性が確保され利用者の利便性の向上に資する基幹バスを中心としたバス網再構築計画を策定し、その具体化に向けて取り組んでいるところであります。

また、モノレールについては、首里駅から沖縄自動車道までの延長ルートの実業化に向けた調整を進めております。

さらに、おおむね2030年を見据えた長期ビジョンについてもその策定作業を進めているところであり、その中で将来の県土構造のあり方についても方向性を示し、その際、体系的な交通ネットワークの構築を図ることとしております。

鉄軌道の導入については、これらの結果を踏まえ、多様な視点から総合的に検討していきたいと考えております。

同じく北部圏域の目標人口の達成に向けた条件整備についてお答えいたします。

北部圏域における定住人口の増加を図るためには、道路、上下水道等の生活基盤や教育・文化、保健・医

療施設等の整備、産業の振興による雇用機会の創出や魅力ある地域づくりなどが重要であります。

また、人の社会的流動に当たっては、道路ネットワークの形成や交通アクセスの改善のほか、大量輸送システムの整備も重要であると認識しております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 護得久友子さん登壇〕

○農林水産部長（護得久友子さん） 観光振興についての御質問で、グリーンツーリズムの現状についてにお答えいたします。

グリーンツーリズムは、緑豊かな農山漁村において農業や農村の生活体験を通して都市との交流を促進し農村の活性化を図るものであります。

県においては、農林水産業振興計画に基づき多面的機能を生かした農山漁村の振興を目標に、グリーンツーリズムの推進を図っているところであります。

これまで情報発信や人材育成とともに農業体験農園、交流施設、農産物直売所、農村レストランなど地域における受け入れ施設の整備を支援しているところであります。また、県内5地域においてグリーンツーリズム実践者によるグリーンツーリズム研究会が設立され、農業体験、農村生活体験などの多彩な交流が展開されているところであります。その結果、町と村の交流人口は、平成15年度の77万人から平成18年度には100万人に増加しております。

同じく観光振興についての御質問で、グリーンツーリズムの受け入れの課題及び規制緩和についてお答えいたします。

グリーンツーリズムの受け入れの主な課題としては、農家など実践者のさらなる質的向上と体験の安全確保、地域特性を生かしたコンセプトの創造と情報発信手段の確保、実践者、研究会等相互のネットワーク化の構築が挙げられます。

県においては、これらの課題に対応するため研修会等の開催、ホームページ等を活用した広報・宣伝、地域間、業種間等の交流会等の開催などを実施し、里、海、山丸ごと体験の沖縄型グリーンツーリズムの確立を目指しているところであります。

規制緩和の内容につきましては、農家民宿開業について、旅館業法における客室面積要件の撤廃、農家民宿が宿泊者に対して行う輸送、宿泊、農業体験サービスについて、旅行業法の適用を除外しております。また、市民農園の開設主体については、特定農地貸付法で、地方公共団体、農協に農家が追加されることになり、農家民宿の開業や市民農園の開設が以前より容易

になっているところであります。

今後とも、受け入れ農家及び地域組織の育成、利用者受け入れ側の情報ネットワーク形成など、観光産業との連携を図りつつグリーンツーリズムを推進してまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 知念 清君登壇〕

○病院事業局長（知念 清君） 北部病院産婦人科の再開についてお答えします。

北部病院産婦人科については、現在、医師2人体制により他の医療機関からの紹介患者等に絞って診察を行っております。

病院事業局としては、遅くとも年内には医師4人体制による完全再開ができるよう、複数の医師と現在具体的な着任交渉を行っているところであります。

○玉城 義和君 議長、休憩。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後7時18分休憩

午後7時25分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

玉城義和君。

〔玉城義和君登壇〕

○玉城 義和君 もう一回聞きます。

12年たってもというのは、最初の方針が5年から7年ということですので、約2倍近くたっていると、この理由は何かと聞いているわけですね。

もう一つは、キャンプ・シュワブ以外の道を現県政として探したことはあるかと、こういうことを聞いておりますので、3案がどうのこうのというのはあなたの話は矛盾する。逆にそれは過去の話でしょう、そういう意味で言えば、現県政の話をするのであれば、それをはっきりしてください。

それから、グアムへの移転と嘉手納以南の基地の返還と辺野古はパッケージではないと、そういうふうにおっしゃっているように聞こえますが、それでいいでしょうか。

それから、1の(1)のイについて、県議会の代表について知事は事実を述べたまでだと、こういうふうにおっしゃっているわけですね。

私は、この決議の中に極端に言えば、与党が入っていくのが野党が入っていくのが、どちらであろうが、議会の決議というのは事実関係として議会の機関意思ですよ、これは。それに対して尊重して受けとめるべきであって、その中に知事が手をつ込んで、野党がいまいいか与党がいまいいかそういうことを言うべき

筋合いのものではないんじゃないかと。これは要するに議会の県民に対する越権行為ではないかというこというふうに思います。どうぞお考えをお聞かせください。

それから1の(1)のウについてです。考え方の中で、反対される決議がなされるなど私の姿勢が十分理解されていないと言っています。

私は、この決議の提案者という立場もありますが、個人的には1996年のSACO以来、この問題については大田・稲嶺両知事時代を含めて詳細な経過、また現場の事情を含めて、少なくとも私は、失礼であります。この理解については知事に劣らないつもりであります。改めてお聞きをしますが、この決議とまた提案した議員の皆さんのどこが理解不足なのか具体的に列挙をしてください。

3番目に、1の(1)のエ、カについてです。

キャンプ・シュワブ以外の道を追求したこともないのにどうしてそれが早道だということがわかるのかという質問に対して、どこが近道かというのは2つの道があって、それを比べて初めてできる話であって、今のような答弁は全くナンセンスであって、まさに日米両政府にただ唯々諸々と従っているだけの話ではないか。こういうふうに今の答弁は聞けます。そういう意味でもう一回近道だという理由、それをおっしゃっていただきたい。

もう一つ、今米軍はグアムのアブラ軍港を中心に揚陸艦用の大きな公安施設と海兵隊用の施設を今建設計画を立てております。それが完成すれば、沖縄に地上兵力を配備する必要性はなくなるわけでありまして、軍事的にはまさに沖縄に海兵隊の新基地をつくるという必要はなくなるわけですね。このような軍事情をよくわかっているのか。そしてこのような軍事情をとらえて県外・国外への移転を強く主張することと、新たに海を埋め立てて、世界の環境団体を相手に回して米軍基地をつくるという、これからまさに困難が予測されることのどちらが一体現実的なのか。そこはもう一回お示し願いたいと思っています。

それから新基地ではないという話ですね、キャンプ・シュワブにつくるからと、ということ。代替基地はキャンプ・シュワブ内ということになって、恐らくこれを書いた人は提供水域もキャンプ・シュワブ内ということも含んでいると思います。ところが、この水域は埋めれば陸地になるわけですね。陸地になるとこれは当然に基地面積の新たな拡張ということになるんじゃないでしょうか。そうするとまさにこれこそ新基地の建設ということになるのではないかと、こういうふうに思います。ぜひそのところをわかるよ

うに説明をしてください。

それからもう一点は、普天間の機能の一部だから新しい基地ではないと言っていますね。ところが代替施設は滑走路が2本になるということですね。新たにまた明らかになったことは輸送揚陸艦の着岸可能な210メートルの岸壁、あるいは戦闘機の装弾場なるCALAなどもつくられると。そして、次期の主力戦闘輸送機のオスプレイの配備も当然視されているわけですね。まさに基地機能の一部どころか、基地機能の強化そのものではありませんか、これは。これは新基地以外の何物でもないと思いますがいかがでしょうか。

それから5番目、知事訪米についてであります。

要請内容の(2)の「在日米軍再編の確実な実施」ということでありますが、沖縄県における再編の最大の柱は言うまでもなく、普天間の辺野古移設であります。そしてそれを前提にしてグアムへの海兵隊の移設や嘉手納以南の基地縮小がうたわれております。したがって、これまでの答弁にあるように、仮に移設には直接触れることなく、嘉手納以南の基地の縮小や8000名のグアム移転を要請したとしても、当然その前提である辺野古移設については沖縄県民は容認していると受け取られ、誤ったメッセージをアメリカ側に発することになるのではないかとこういうふうに危惧いたします。したがって県民の民意を受けて、辺野古移設に反対の決議をした立場から、要請内容(2)の「在日米軍再編の確実な実施」という項目の削除が知事訪米の最低限の条件ではないかというふうに思料いたしますが、知事本人からそのようなところを明確に御答弁をいただきたいと思います。

それから、北部振興策についてであります。

先ほど答弁にありました。1000億近い予算がこの9年10年で北部に投入をされております。名護市で見ると、SACO、島田懇、北部振興策、トータルで先ほど部長がおっしゃったように386億円、これに市の予算措置がありますので、400億円を超す予算が投入されておりますが、その効果、現状はどうかと先ほど答弁にありました。

まず、完全失業率が平成12年の10%から17年で12.5%、2.5ポイント上がっている。失業率が上がっている。生活保護所帯も平成12年度259から、平成19年の429、170所帯65%がふえています。市民1人当たりの所得額、平成12年で201万9000円から、19年で186万5000円と15万4000円も減っている、1人当たりの所得ですね。空き店舗率も平成12年11%から6.1ポイントの17.1%になっている。就学の困難な者に支給する援

助受給者数も平成12年の458名から平成19年で680人と、222人もふえている。48.4%。こうして見てきますと、400億円以上の金を投入しているにもかかわらず、市民生活はいずれもこの統計で見る限り、悪化の一途をたどっていると言えないんですね。その上、財政指数も悪くなっていますし、法人税収も平成12年から比べると、平成19年で4400万円も法人税も落ちているんですね。そして倒産の数もことしで言っても4月から9月にかけて8社、これは土建・建築ですが負債総額56億円、従業員184名というこういう状況にあるわけですね。

どうしてこういうことになっているのか。鳴り物入りでやっているこの振興策、基地の建設と引きかえにやっているこの振興策がどうしてこういうことになっているのかということでありまして。私は振興するというのはどういうことか、活気に満ちた町とはどういうものかという基本的理念を欠いた、いわば戦略なき戦術の積み重ねということがこういう結果につながっているのではないかというふうに考えております。

本来、振興策というのは地元の人々を中心にして、汗水を垂らして考え出していった、そしてこの事業をやればこうなるとことを確信をして、そのために予算が幾ら必要かということが本来のあるべき姿ではないか。ところが、今日のこの振興策というシステムは、全く逆になっているんじゃないか。まず金があって、さあこれをどうするかということになるものから、一番手っ取り早い話として箱物になってしまって、活性化や市民の生活向上につながっていないのではないかという危惧をずっと持っているわけですね。

私はこれは大変問題だというふうに思っているわけですね。つまりこれをやれば10年後、20年後はこうなるという戦略的な仕掛けが欠けているわけですよ。だから積み重ねても成果が出ないということではないか。もとより、金を出している政府の方も基地をつくればいいということが腹の中にあるものだから、むしろ町の活性化がどうなるかということは二の次の問題としてあるのではないか。

知事に一つお聞きをしますが、（「名護市がやったんだよ、これは。だれがやったのか。」と呼ぶ者あり）名護市にも申し上げますからちょっと黙っててください。

知事にこういうあり方について素直なところをぜひ知事の考えをお聞きをしたいと思っています。

次に、鉄道問題であります。振興計画ももうあとわずかになってきました。せっかく政府の計画の中に「調査・研究」というのがあるわけですから、私はぜ

ひこれは仲井眞知事の間にぜひ取り組んでいただきたいと思います。

ちなみに、ＪＲがどうなっているかということをし申し上げますと、ＪＲの北海道も九州も四国も全部赤字なんですよ、毎年赤字。例えば一番近いのと言いますと、ＪＲ北海道の昨年度の損益決算は、鉄道事業は2000億円の赤字なんですね。それを経営安定基金運用収入という2780億を埋めて最終的に21億9400万円の純益を出しているという計算になっているわけです。これは九州もしかり、四国もしかり、もうかっているのは本州だけなんです。

だからこういうことができるのはどうしてかという、この経営安定基金というのがＪＲが分割したときに国鉄が積み立ててあったんですね、5000億から8000億。そしてそれを2%ぐらいの利息運用まで国がやってもらっているということでありまして、必要かどうか問題なんですね。

そういう意味でぜひ知事の任期の間にこういう調査研究の機関をぜひ立ち上げていただきたい。そうすれば私は仲井眞知事は歴史に名の残る知事になると確信しておりますので、ぜひよろしく願います。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後7時18分休憩

午後7時25分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 余りに流れるようにたくさんの再質問をいただきまして、むしろ質問を整理するのに大変大変時間がかかっておりますので、御容赦ください。

まず、一通りそれぞれでお答えしたいと思います。が、議会の決議について強いお言葉をいただきましたけれども、議会の決議は決議として無論大変重く受けとめております。そしてまた仲村議員にたしかお答えしたとおりでありまして、執行機関である県知事と、そして議決機関であります県議会は、県民の直接選挙によって選出され、相互に独立かつ相互に均衡を保ちつつ、それぞれが県民の負託にこたえて県民の福祉向上のために一定の権限を執行するものと理解いたしているところでございます。

そして、ちょっと飛びますけれども、一番最後に鉄軌道のお話をいただきましたが、これは何度も申し上げておりますけれども、21世紀ビジョンという20年を見据えた先のビジョンを考える中で、新しい総合交通体系がいかにあるべきかという視点から考えてもいき

たいと思いますし、そしていろんな先生から御指摘がありました。ＬＲＴなども含めて新交通システムが最近大変いろんなことで改良・改善が進んでいるということも踏まえ、そして私がたしか一番初めに、県知事に当選した直後の議会で玉城議員から御指摘を受けましたこの鉄軌道をちゃんと研究しなさいよということで、ちょっとおくれてはありますが、このビジョン作成の中できちっと研究・検討をしまいいりたいと考えております。

その他の御質問については、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） 北部振興策に関する再質問にお答えいたします。

北部振興策につきましては、御指摘のとおり短期的・集中的に事業を投下したこともあり、経済指標を見る限り、必ずしも想定する成果を上げていないものと考えております。

今後はこれまでに整備された施設、機能を積極的に活用し、北部の発展につながる戦略的な取り組みを行うことが重要であると認識しております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） まず最初の御質問でございますが、当初５年から７年の目標が１２年たってもまだ実現していない理由についてということでございますが、普天間飛行場の移設については、平成８年１２月のＳＡＣＯの最終報告、平成１１年１２月の名護市の代替施設受け入れ表明及び普天間飛行場の移設に関する政府方針の閣議決定を経て、平成１４年７月に基本計画が策定されました。その後、公共用財産使用協議や環境影響評価調査などの諸手続が進められてきましたが、平成１７年１０月のいわゆる２プラス２においてＬ字型の新たな移設案が米軍再編の中間報告として合意されております。そして、平成１８年４月の政府と名護市との基本合意を得て、平成１８年５月の米軍再編の最終報告において現行のＶ字型滑走路案の建設が合意されております。その過程において進めていました従来案は一方的に破棄されております。

このような経緯があって移設に係る取り組みは行われてきた経緯もあるわけですが、平成１９年の１１月に移設協議会が官房長官の主宰で再開されまして、その後はアセスも実施され、現在ワーキングチームも設置するなど、順調に進んでいるものと理解しております。

それから、現県政でキャンプ・シュワブ以外の道を追求したかということでございますが、これは既に名護市の合意等もありまして、現在の辺野古での移設を進めるということが現実的な選択肢と考えておりますので、それ以外の道は追求はしておりません。

それから、グアム移転、嘉手納以南、辺野古移設がパッケージであるかどうかという認識については、再編合意の中間報告においてパッケージであると示されております。

それから、決議について議員のどこが理解不足かということでございますが、議員が理解不足だという認識ではございません。ただ、県側の執行部側の説明が必ずしも十分ではない、不十分であった面もあったんじゃないかということは反省も含めて県民にわかりやすく整理し公表したということでございます。理解する能力が不足しているというふうには理解しておりません。

それから近道という理由は何かということでございますが、これも同様に辺野古移設を進めることが現実的な選択肢であり、普天間の危険性の除去という普天間飛行場の問題の原点に戻りますと、一日でも早く危険性を除去するという意味では、辺野古しかないという選択をしているわけでございます。

それからグアムでの基地計画がわかった上で進めているのかということでございますが、グアムには、８０００名の兵員の移動とそれから司令部機能が移設されるということが示されておりまして、移設先のキャンプ・シュワブには空中給油機能と緊急時の受け入れ機能は本土の自衛隊基地等へ移設されまして、残る陸上部隊の輸送機能のみがキャンプ・シュワブに移るというふうになっておりますので、グアムへは８０００名の司令部機能が移るんだというふうに理解をいたしております。

新基地建设ではないと言っているが、拡張にはなるんじゃないかという御質問でございますが、キャンプ・シュワブには既存の基地であるキャンプ・シュワブの陸上部分を活用して建設するということと、キャンプ・シュワブに建設されるのは普天間飛行場のかわりの施設であり、普天間飛行場とは別に全く新しい基地を建設するものではないと考えておりますし、水域部分は埋め立てて活用するわけでございますが、その辺はシュワブの陸上部分の拡張になると思います。

滑走路が２本あり、岸壁、装弾場、オスプレイ等基地機能の拡大強化になるのではないかとということでございますが、施設整備の具体的な詳細な内容は明らかにされてございません。

それから運用についても現在明らかにされておりません。

それから知事訪米で辺野古移設を認めているという誤ったメッセージになるのではないかと、米軍再編の実施については削除すべきではないかということでございますが、要請文の文言については今後検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 玉城義和君。

〔玉城義和君登壇〕

○玉城 義和君 1点目は、提供水域を埋め立てれば当然これはキャンプ・シュワブの拡大になるということはお認めになったんで、そういう意味ではこれは新しい基地の提供でありますので新基地ということであります。

同時に、機能の一部であるという言い方はどういう機能かわからんと言いながら機能の一部だということのもこれも甚だしい矛盾であって、その辺はどういうふうにお考えでしょうか。

それからもう一つ、知事の最後の訪米ですが、私が申し上げた2項目目の「在日米軍再編の確実な実施」という項目の削除ですね、これはどうなんですか、このところをひとつ知事の方からはっきりさせてもらえませんか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 玉城義和議員の再々質問にお答えしたいと思うんですが、一番最後におっしゃった米軍再編の確実な実施という言葉に、言葉にこだわる意味が実は私、前からずっと正確に理解し得ていないんですが、それで何度も申し上げたように、1つはグアムへ海兵隊の要員が移る、さらに嘉手納より南の基地が戻ってくる、これと後は普天間基地の移設とこうなっているんですが、この2つ、初めのグアムへの兵員の移転と基地の返還、これをしっかりやってくれというのは当然言うべきことだと思うんですね。

一番初めの移設についても言うに違いないとおっしゃった。別に何も言う必要がないからですね。むしろ言われたら注文はつけますよ、しっかりこちらの要求は聞いてもらわないと困るぐらいのことは。ですが、何かこれがパッケージだからこれも言うに違いないと言われても、よく意味がわからないんですがね。という答弁しかできません。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後8時12分休憩

午後8時14分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲宗根 悟君。

〔仲宗根 悟君登壇〕

○仲宗根 悟君 県民の皆さん、こんばんは。

大変長らくお待たせをいたしました。

本日ラストバッター社民・護憲ネットの議席18番仲宗根悟であります。傍聴者の皆さん、本当にお疲れさま、御苦労さまでございます。

通告に従いまして一般質問を行います。

今回台風13号、そして15号とたび重なる台風の襲来で被害に遭われた方々、特に被害の大きかった与那国町の皆様には本当にお見舞いを申し上げたいと思います。

代表質問の冒頭に仲村議員からお話があったとおり、一緒に現地を視察してまいりました。本当に風、雨、あのつめ跡というのは、やはり現地を見ないことには伝わらないということで、私も初めて離島の方でこういった被害の状況を見させていただきました。

そして非常に印象に残ったのが、やはり冠水後に体じゅう汗まみれになりながら家の掃除をし、笑顔でまた迎えてくれて、これだけが非常に救いかなと。また反面、心を本当に痛めたなという思いがいたしました。本当に一日も早い復興を祈らずにはおられません。

本当に与那国の皆さん、頑張ってください。

そして、台風と今度話いたします運動会とを結びつけることはできないんですが、一昨日の日曜日に近くの小学校へ出かけて運動会を見させていただきましたけれども、台風15号の接近、影響でしょうか、雨に降られまして途中、中断もしながら何とか全日程をこなすことができておりました。

6年生は最後の運動会ということで、児童、そして先生方、父母も思い出多き運動会にしたい、簡単に中止にはしたくない、そのぬかるんだグラウンド、お父さんたちも一緒になって汗まみれになりながら砂をまいてグラウンド整理に励んで、この子たちのためにお父さん方の一生懸命のあの姿、どうも与那国の皆さんとダブって見えてしょうがなかったということで、胸が本当に熱い思いがいたしました。

晴れ間が出まして、さあ再開というところで、もちろんまた降ったりやんだりでございましたけれども、それでもグラウンドいっぱい元気に演技をする子供たち、しばし憩えたなというような思いがしました。この雨がかえって深い思い出になる運動会になったの

ではないでしょうか。私自身、小学生から元気をもらい、そしてすがすがしい1日を過ごした思いでありました。

この子たちの未来のためにぜひ私たちも一生懸命頑張らなくてはならないという気持ちになり、次の質問に入りたいと思います。

1、産業振興に関してであります。

(1)、中小企業の育成についてであります。ア、本県企業の多くが中小零細企業と言われていますが、これまで本県産業振興の基礎となり、地域貢献に大きく寄与してまいりました。近年の景気悪化をもろに受け倒産、廃業が示すように厳しい経営環境を余儀なくされておりますが、その経営支援・育成についての基本的な考え方を伺いたいと思います。

イ、もともと足腰の弱い県内の中小企業にあって、金融・財政面からの支援策についてを伺いたいというふうに思います。

(2)番目、伝統工芸産業の育成についてであります。

ア、本県伝統工芸産業の現状と支援策について伺います。

イ、その販売促進や販路拡大について伺います。

2、観光産業に関して。

(1)、国内外と比較した課題と対策について。

ア、国内外と差別化し競争力の確保のための独自の魅力づくりの取り組みについて伺います。

イ、リゾートウエディングが急激な伸びを示していますが、その稼動状況はどのような状況か伺いたいと思います。

3、農政に関して。

(1)、農業活性化についてです。

ア、本県農業の所得向上に向けた施策の展開の基本的な考え方を伺います。

イ、病虫害の根絶事業の進捗状況について伺いたいと思います。

4、スペインの美術家サルバドール・ダリが製作し、1975年の沖縄国際海洋博覧会に発表された彫刻作品「沖縄の海より出ずる太陽の神」が県内で公開されてきました。有志でつくる「ダリ作品を沖縄に残そう会」が同作品の購入のための支援を呼びかけておりますが、県としての支援は考えられないか伺います。

5、警察行政に関してです。

(1)、少年犯罪対策について。

ア、刑法犯少年の発生件数とその特徴、傾向について伺います。

イ、その防止策について。

(2)、防犯対策について。

ア、身近な犯罪撲滅に向け、安心・安全なまちづくりの取り組みを展開していますが、その刑法犯の状況について伺います。

イ、自主防犯意識の啓発により企業や地域、学校などで見られる青色回転灯の防犯パトロールの成果について、どのような成果が上げられるか伺います。

6、台風被害に関して。

(1)、台風13号の被害状況について。

ア、与那国町が甚大な台風被害に見舞われましたが、その被害状況について伺います。

イ、道路の決壊、がけ崩れ等、復旧について緊急性が求められますが、その対策について伺います。

ウ、災害救助法、被災者生活再建支援法等の適用は受けられないか伺います。

7、環境行政に関して。

(1)、読谷村における産業廃棄物最終処分場について。

知事には、現場視察要請に迅速に対応をしていただきまして、村民もじかに知事に訴えることができたこと強く感じているところでございます。本当にありがとうございました。

ア、去る8月12日の知事の現場視察の率直な感想を求めたいと思います。

イ、有害物質のクロルデンが検出された現場の県当局の検査作業実施について伺います。

なお、7月29日に県と住民側との話し合いが持たれておりますけれども、その中で検査内容について住民側はやはりボーリング調査を求められたと聞き及んでおりますが、そのことも含めてお尋ねをいたします。

よろしくどうぞお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 仲宗根議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に、産業振興に関する御質問の中で、中小企業の振興についての基本的な考え方いかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

中小企業は、県内各地域において多様で特色ある事業活動を行い、多くの就業の機会を提供するなど、沖縄県経済の発展や県民生活の向上に重要な役割を果たしております。

このことから、中小企業の振興につきましては、中小企業者の自主的な努力が助長されることを基本に中小企業の活性化、ひいては地域の活性化にも努めていく考えであります。

この基本的な考え方をもとに、沖縄県では去る3月

に「沖縄県中小企業の振興に関する条例」を制定したところでございます。この条例により、沖縄県中小企業振興会議及び地域部会等を通して中小企業関係者の意見をお聞きし、それらを踏まえまして、経営の革新、そして経営基盤の強化、資金調達の円滑化等、中小企業振興施策を総合的に推進してまいり所存でございます。

次に、農政に関しまして、農業の所得向上に向けた施策に係る御質問にお答えいたします。

沖縄県では、農林水産業振興計画に基づき農家所得の向上と持続的農林水産業の振興を図るため、諸施策を総合的に推進いたしているところであります。

具体的に申し上げますと、第1に、おきなわブランドの確立と拠点産地の形成による生産供給体制の強化、第2に、輸送コストの低減や地産地消など、流通・販売・加工対策の強化、第3に、経営感覚にすぐれた担い手の育成や新規就業者の育成確保、第4に、省力・低コスト化に向けた農林水産技術の開発・普及、第5に、農業用水源の確保やかんがい施設等の生産基盤の整備などに取り組んでおります。

今後とも、市町村、関係団体等と一体となりまして効果的な施策・事業を展開し、農業所得の向上に向け取り組んでまいり所存でございます。

次に、台風被害に関する御質問の中で、道路の決壊やがけ崩れ等の復旧対策についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

台風第13号により被災しました道路等の公共土木施設につきましては、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づき国へ国庫負担申請を行い、被災後60日以内に現地災害査定を受け、その後、県、与那国町により被災施設の復旧工事に着手をし早期完成に努めてまいり予定でございます。また、竹富町白浜地区で起きました土砂崩れにつきましては、管理者であります国の沖縄森林管理署が対応を行う予定と聞いています。

次に、環境行政に係る御質問で、8月12日にお邪魔をしましたが、現地視察の感想いかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

管理型最終処分場の予定地は、既に設置されている安定型最終処分場に隣接をしていますけれども、都屋区などの集落から近く、周辺には沖縄クリスチャンスクールや老人福祉センターなどの文教施設等が近接していることを確認しました。このため、現在稼働している安定型最終処分場での埋立処分や、新たな管理型最終処分場の設置に当たっては十分な配慮が必要であると認識をしているところでございます。

しかしながら一方で、廃棄物処理法に基づく許可の性質は羁束裁量であり、許可基準に適合していれば必ず許可をしなければならないと定められております。

県としましては、当該事業者の安定型最終処分場においてクロルデン類が検出されたことから、その原因が廃棄物の処理に起因するものでないか調査をし、当該調査結果を踏まえて処分業の更新許可を判断していく考えでございます。また、管理型最終処分場の設置許可につきましても、当該調査結果を踏まえるとともに、周辺の生活環境への影響を配慮し慎重に判断する考えでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 産業振興に関する御質問の中で、中小企業に対する金融、財政面の支援策についてお答えします。

県融資制度は、金融機関等の協力を得て、中小企業者に対し低利・長期の資金を提供しているところであります。特に小口零細企業資金、小規模企業対策資金、中小企業セーフティネット資金については融資条件等で配慮しております。

小規模事業者の経営・技術を改善し、発達を促進するため、商工会議所及び商工会、県商工会連合会に補助することによって、金融・税務・経理等の分野における相談・指導を中心とした経営改善普及事業を支援しております。また、県中小企業団体中央会に対し補助を行い、中小企業の組織化等を促進し、中小企業の合理化、近代化を支援しております。

次に、伝統工芸産業の現状と支援策についてお答えします。

本県工芸産業を取り巻く現況は、全国的な伝統工芸品の需要の低迷、県外や海外からの安価な類似工芸品の流入、産地における生産従事者の高齢化など厳しい状況にあります。

本県工芸産業の生産額は、昭和57年度の57億5500万円をピークとして、その後増減を繰り返しながら、平成18年度は47億5000万円となっております。

県では、工芸産業を本県の地域特性や優位性を生かした発展可能性の高いオキナワ型産業として位置づけており、これまで需要開拓事業や後継者育成事業、工芸品宣伝普及事業、技術支援事業等を実施してその振興を図っているところであります。

次に、伝統工芸品の販売促進や販路拡大についてお答えします。

県においては、沖縄工芸ふれあい広場の開催や県外での物産展、展示会への出展、国所管の財団法人伝統的工芸品産業振興協会が実施する事業への参加等により工芸品を広く紹介し、販売促進や販路拡大に努めております。また、「伝統工芸品の証」及び「染織物合格証」の貼付等により県外や海外からの類似工芸品との差別化を図り、県産伝統工芸品の品質保持及び宣伝普及に努めております。

次に、観光産業に関する御質問の中で、国内外との差別化、競争力の確保のための独自の魅力づくりの取り組みについてお答えします。

沖縄は、青い海、青い空に代表される豊かな自然、特色ある歴史遺産、芸能文化、県民の温かいホスピタリティーなどの魅力が評価されていると考えております。

今後は、この沖縄観光の魅力をさらに高め、国際的にも競争力の高い観光地づくりを進めていくことが必要であります。

このため、各地域における優位性のある観光資源を活用する主体的な取り組みを促進・支援する観光まちづくり支援事業や、観光と環境の調和を図るための持続可能な観光地づくり支援事業を推進しております。

また、温暖な海洋性リゾート環境を生かした健康保養型観光、豊かな自然や特色ある歴史・芸能文化に触れるエコツーリズム等の体験・交流型観光など、新たな旅行商品の開発と効果的なプロモーションを展開しているところであります。さらに、観光市場として有望な東アジア諸国の国際観光市場の動向等を調査し、各地域の実情に合わせた効果的な誘致活動を展開してまいります。

次に、リゾートウエディングの稼働状況についてお答えします。

沖縄県でのリゾートウエディングは、平成17年に4605組、平成18年に6050組と年々順調に推移しており、平成19年には過去最高の7285組に達しております。

関係業界の資料によりますと、沖縄県での挙式組数は、国内リゾートウエディング挙式組数の約半数を占めており、沖縄は国内で最も人気の高いリゾートウエディングエリアとなっております。

今後とも、引き続き好調な国内市場におけるプロモーション活動を強化するとともに、直行便が開設された香港を中心とした海外市場での誘客活動を展開することで新たな市場の拡大に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 護得久友子さん登壇〕

○農林水産部長（護得久友子さん） 農政に関する御質問で、病害虫の根絶防除事業の進捗状況についてお答えいたします。

県では、久米島と津堅島においてカンショの重要害虫であるアリモドキゾウムシ等の根絶防除事業を実施しているところであります。

久米島におけるアリモドキゾウムシ根絶防除については、平成10年度から不妊虫放飼法による根絶防除に取り組んでおります。これまでの防除の結果、久米島全域でほぼ根絶状態になっておりますが、アーラ地区の一部地域で野生虫が確認されており、現在、同地域で重点的に防除を実施しているところであります。イモゾウムシについては、平成14年度から島の一部地域を対象に不妊虫放飼による根絶防除を実施しており、今後、地域を拡大しながら防除を強化していく計画であります。

津堅島においては、平成19年11月にうるま市や県関係機関等で構成する根絶事業推進会議を設置し、寄主植物の除去や不妊虫放飼による根絶防除事業を実施しているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは、サルバドール・ダリの彫刻作品、「沖縄の海より出ずる太陽の神」についての御質問で、「ダリ作品を沖縄に残そう会」への支援についてお答えいたします。

「沖縄の海より出ずる太陽の神」は、世界的芸術家ダリによる彫刻であり、沖縄の平和をテーマとしたものと聞いております。この作品が沖縄に残り、県民の鑑賞・学習の対象として活用されることは、教育上も望ましいことと考えております。また、世界的な作品であることから観光等への貢献も大きいものと認識しております。

「ダリ作品を沖縄に残そう会」の活動につきましては、県としても協力・支援する必要があると考え、教育長として特別顧問に就任するとともに、その募金活動についても県の各部局長及び教育機関の所属長等に文書で協力依頼をいたしました。また、同会が児童生徒に同作品展示会の鑑賞券を配布するに当たっては、関係機関との連絡調整を行うなどの支援をしてきたところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 得津八郎君登壇〕

○警察本部長（得津八郎君） 本県の少年による刑法犯の実態と特徴及びその対策について一括してお答えいたします。

本年 8 月末現在、窃盗、傷害等の刑法犯で検挙・補導された少年は1087人で、前年同期に比べ171人、13.6%減少しております。

これを罪種別で見ますと、窃盗犯が680人で最も多く全体の62.6%を占めており、中でも不良行為の延長線上にある初発型非行と言われる万引き、自転車盗、オートバイ盗の3手口で窃盗犯全体の65.9%を占めるなど、遊び感覚で短絡的に犯行に及んでいる実態が認められるところであります。

そのため県警察では、非行の入り口となりやすい深夜徘徊や飲酒・喫煙等の不良行為を早い段階から防止するため、学校、地域、関係機関やボランティアとの連携のもと、街頭での補導活動、少年の規範意識を高めるための非行防止教室の開催、非行実態の県民への情報発信と啓発活動等を積極的に推進しているところであります。

一方、検挙・補導された少年の内訳を見ますと、中学生の比率が63.8%と最も高く、非行の低年齢化が顕著であることに加え、同じ中学校出身者による共犯事件や犯罪を繰り返す再犯少年が多いという特徴があります。

県警察におきましては、このような実態を踏まえ、学校、関係機関などの理解を得た上で各警察署管内の一定の中学校区を指定し、非行集団の検挙・解体活動、少年の居場所づくり、立ち直り支援活動、保護者カウンセリング講座の開催等を一定期間集中的に行うスクールエリア対策を推進しているところであります。

県警察といたしましては、今後とも家庭、学校、地域、関係機関と連携し、少年の規範意識の高揚と少年の非行防止を図ってまいる所存であります。

次に、県内における刑法犯の発生状況についてお答えします。

平成14年に県内の刑法犯認知件数が、戦後最悪 2 万 5641件を記録したことから、犯罪を減少させ、安全・安心で住みよい沖縄県を目指し、県民を挙げて「ちゅらさん運動」に取り組むとともに、県警察においては犯罪総量抑止対策を強力に推進してきたところであります。

その結果、刑法犯認知件数は平成15年から 5 年連続減少し、平成19年には 1 万5717件と、平成14年に比べ 9924件、38.7%減少しております。

なお、本年 8 月末現在においても前年同期に比べ

221件、2.1%減少しております。

次に、青色回転灯装着自動車による防犯パトロールの効果についてお答えします。

県内においては、「ちゅらさん運動」などの取り組みにより、地域の安全は地域で守るといった自主防犯意識が高まり、本年 8 月末現在、青色回転灯装着自動車が354台に上り、また、防犯ボランティアも585団体、構成員で 2 万1599人となっております。

防犯ボランティア団体においては、地域における声かけやあいさつの励行、公園・犯罪多発地域でのパトロール活動などに積極的に取り組んでいただいております。安全・安心な地域社会づくりに大きな成果を上げていると考えております。

特に、青色回転灯装着自動車によるパトロールについては視覚的な効果が高く、登下校時の通学路における子供の見守り活動等を通じて、子供や保護者に安心感を与えていると認識しております。

県警察においては、地域の安全確保に取り組んでいる防犯ボランティア団体を支援するため、地域における防犯リーダーの養成、青色回転灯の支給、情報発信や情報交換などを推進しているところであります。

今後とも、防犯ボランティア団体と警察との連携を深めることにより、地域、警察が一体となって安全・安心して過ごせる地域社会が実現されるよう努めてまいる所存であります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 台風被害に関する質問のうち、与那国町の被害状況についてお答えします。

台風第13号による 9 月24日現在の与那国町の主な被害状況は、住家の全壊が 2 棟、半壊が 6 棟、一部損壊が56棟となっております。また、9 世帯10名が自主避難いたしました。

ライフラインの被害では、805世帯中700世帯が停電し全世帯が断水しましたが、電気、水道とも 9 月17日には全面復旧しております。

被害見込み額は土木関係が約 1 億6500万円、農林水産関係が約 1 億9700万円になります。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 台風被害に関しての御質問で、災害救助法等の適用についてお答えいたします。

災害救助法は、市町村の人口に応じた一定数以上の

住家の滅失がある場合と、住家の滅失にかかわらず特殊な救助を必要とする場合や、多数の被災者の生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じた場合において現に救助を必要とする者がいる場合が適用対象となります。

今回の台風13号災害に関してこの両面で検討しましたが、基準には達していないため同法を適用することができませんでした。

被災者生活再建支援法及び災害弔慰金の支給等に関する法律についても検討いたしましたが、いずれも基準に達していないため適用することができませんでした。

沖縄県災害見舞金につきましては、石垣市の重傷者1名及び与那国町の住宅の全壊2世帯、半壊6世帯が対象となりますので、関係市町と連携し速やかに支給されるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、環境行政についての御質問で、県による現地調査についてお答えいたします。

県としましては、汚染原因調査と汚染状況調査を実施することにしておりますが、汚染原因調査の一環として、平成20年6月11日付で当該事業者に対し廃棄物処理法第18条に基づく報告を徴収し、平成20年7月1日に報告書の提出を受けております。また、平成20年7月1日、2日に同法第19条に基づく立入検査を実施し、産業廃棄物管理票や委託契約書、処理業に係る帳簿、処理施設に係る維持管理記録について書類検査を実施しております。

今後、立入検査の一環として、当該事業者の処分場に安定型産業廃棄物以外の廃棄物が埋立処分されていないかを確認するための掘り起こし調査と、地域住民と当該事業者によって調査された地点以外の汚染状況を確認するための調査を予定しております。

県としましては、よりの確な調査方法とするために専門家の意見を聞いたところであり、現在、当該意見を踏まえて具体的な調査方法について検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 仲宗根 悟君。

〔仲宗根 悟君登壇〕

○仲宗根 悟君 それでは、再質問を行いたいと思います。

産業振興に関してですが、その金融支援の件で、トラックのドライバーなんですけれども、金融機関の方へ相談に行ったらいいんですけれども、どうもその審査のハードルが高い、なかなか越えることができないということで、実質的には貸し渋りの現状があるんだ

というような訴えの声があります。県としてその実態を把握していますか、そしてその対策についてどのような対策を講じられるか、この1件だけお伺いをしたいと思います。

農業活性化についてでありますけれども、所得向上の一つとして、一つの方策としてやはり病虫害の根絶が必要だというふうに思っております。本県はかつてウリミバエの根絶に成功し、今やおきなわブランドの一翼を担うゴーヤーが健康食品と相まって全国展開をしています。それこそ農業活性化のみならず、私たち県民への希望、勇気を与えています。そして、第2のゴーヤーづくりということで病虫害の根絶がやはり必要不可欠だというふうに思います。

そしてこのアリモドキゾウムシ、イモゾウムシの根絶、先ほど部長が答弁しておりましたけれども、現在、カンショの収穫で被害芋の割合が大体半分近くに上る畑もあるんだそうです。それで、現在、根絶技術も確立しているようでございます。どうぞこの被害芋の密度を下げるためにもアリモドキゾウムシを先行して実施できないか、まずこの1点だけお伺いをさせていただきます。

次に、サルバドール・ダリの作品の件でございますが、教育長からすばらしい御答弁をいただきました。我が沖縄県出身の国会議員の与野党問わず特別顧問としてこの作品を沖縄に残そう、この運動に展開をしております。

どうぞ県民の皆さんも御賛同いただきまして、ぜひこのダリの作品を沖縄の未来の子供たちのために残していこう運動にぜひ賛同をいただきたいというふうに思います。

台風被害に関してでありますけれども、災害救助法、そして被災者生活再建支援法が適用基準に当てはまらないということですが、本県は毎年台風が二、三個襲来しますが、そのたびに今回のような適用外がほとんどであります。もっと弾力的に同法が適用できるような適用要件の拡充を強く求めるべきだと思いますがいかがでしょうか。

例えば今回の13号、先島から沖縄本島、そして鹿児島、四国、関東へとトータル的に一くくりとしてカウントできないのかどうか。そしてまた、あるいは1年トータルして台風の個数をカウントして、それで適用をどうにか図れないか、その拡充も含めて国へ強く訴えるべきだと思いますがいかがですか。

また、本県の災害見舞金の増額も含めて沖縄県災害見舞金制度の改正をぜひ検討されることを求めますがいかがでしょうか。

最後に、最終処分場の件です。

読谷村における安定型産業廃棄物最終処分場から有害物質が検出された問題に関して、6月県議会定例会の方で知念部長は先ほどの答弁のとおり、処分場内の汚染原因調査、そして汚染状況調査を行うとして、採取クロルデンの分析もあわせてやっていきたいというふうにおっしゃってありました。

また、知事の視察の中で村長や住民代表の方々の要請に対し知事の方は、すぐには結論は出せないが、地域の意見や科学上の知見を含め専門家の話を聞き、基本的な考え方を整理整頓していきたい。それぞれ真摯に受けとめていただいてお答えをいただいたものと思っております。

しかしながら、本件に関して9月4日放送されましたNHK沖縄放送局ニュース番組において特集が組まれ、県当局の担当課長のインタビュー発言に大きな衝撃を受けました。

その内容は、本県はどちらかと言うと、どこで掘ってもクロルデンが出てきます。それをすべて除去するのはまず不可能に近いと。一般の方がその場所に入り込んで作業をすることはあり得ない。住民の方には失礼な言い方かもしれないが、常にそこで行動しているわけではないし、影響はないというようなものでありました。

全く配慮に欠けた発言と言わざるを得ません。住民が処分場の中で常に行動しているわけではないので問題ないとする姿勢も、県民からは信頼を得ることができないと。該当処分場では作業に従事する職員もいるわけですから、その作業員の作業環境、そして生命・健康も当然配慮されてしかるべきだと思います。

そこで伺います。

ここで言う「私どもは」というのは何を指すのか、県当局の統一した見解として解しているものなのか答弁を求めます。

そこで、どこで掘ってもクロルデンは出てくるというふうなことを言っておりますが、今回の読谷村の産廃場から出た濃度と、そして県内の測定データと比較してどの程度のレベルなのか明らかにすべきだと思いますがいかがでしょうか。

よろしく願いをいたします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後8時57分休憩

午後9時2分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 貸し渋り、貸しはがしの実態と対策についての御質問にお答えします。

いわゆる貸し渋り、貸しはがしの実態を直接把握することは、金融機関と個々の企業との個別取引関係に介入することになり、困難であります。したがって、間接的ではありますが、商工団体等を通じて全般的な状況の把握に努めてまいりたいと考えております。

また、国、県、金融機関、商工団体等で構成される沖縄地域融資動向に関する情報交換会があります。その交換会を通じて情報を入手し、必要があれば金融機関に対し中小業者の実情を踏まえた円滑な融資についての要望を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 再質問にお答えいたします。

まず災害救助法との関連についてお答えいたします。

災害救助法による救助は、市町村の人口に応じた一定数以上の住家の滅失がある場合と、住家の滅失にかかわらず特殊な救助を必要とする場合や、多数の被災者の生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じた場合において現に救助を必要とする者に対して行う応急的な救助でございます。

法の適用に当たしましては、今後とも被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、適正かつ迅速に対応できるよう努めてまいりたいと考えております。

また、被災者生活再建支援法につきましては、被災者の自立した生活の開始を支援することを目的としておりまして、これまで適用要件の拡充や居住の安定を図るための改正が行われてきております。

九州地方知事会に対しましては、本県における被害の実態や地域の実情に応じた十分な対応が可能となるよう、適用要件等を勧告すること等を要望しており、これを受けて九州地方知事会からも国に対して要望した経緯等がございます。

県としましては、今後とも制度の改善に向けて関係各県と連携をしながら継続して要望してまいりたいと考えております。

また、沖縄県災害見舞金につきましては、現在支給内容として弔慰金が10万円、重傷者5万円、住家の全壊が1人世帯3万円、複数世帯5万円、半壊が1人世帯2万円、複数世帯3万円となっております。

これらの見舞金要領につきましては、現段階で九州各県の制度と比較して適切な範囲と考えておりますの

で、御理解を願いたいと思います。

それから次に、読谷の産業廃棄物処分場との関連で、9月4日のテレビ報道についての御趣旨の質問について一括してお答えさせていただきたいと思います。

テレビ報道の際にそのテレビ報道の前日にインタビューを受けたということでございます。そのときに、一般的に本県におけるクロルデン類の状況はどうかといった旨の質問に対しまして、本県においては過去にクロルデン類が大量に使用され、残留性が高いために現在も一般環境中でクロルデン類が検出されていることから、当該処分場以外の地域においてもクロルデン類が検出される可能性があるとの趣旨で発言したものであるという報告を受けてございます。

いずれにしても、発言が不十分であったことにつきましてはこの場をかりておわびを申し上げたいと思います。

また、一般環境中で検出されたクロルデン類ということの意味としましては、いわゆるクロルデン類は有機塩素系の薬剤で、過去にシロアリ駆除剤や殺虫剤、防除剤として利用されております。

シロアリ駆除剤としましては、建築用木材の塗布、あるいは合板などの接着剤への添加、あるいは土台木材への注入、敷地土壌への注入処理剤として用いられておりまして、本県におきましてシロアリ防除剤として家屋用に多用されておりまして、その用いられた状況によってそれぞれ濃度に濃淡がある状況にございます。

また、当該処分場におきましては建築物を解体した後の瓦れき類が埋立処分されておりまして、これらの建築物にシロアリ駆除剤が散布された可能性があるため、当該処分場で検出されたクロルデンについてもシロアリ駆除剤に起因するものであるというふうに今現在考えておりますので、先ほど答弁いたしました今後調査をしてその原因について近々調査結果を出していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 護得久友子さん登壇〕

○農林水産部長（護得久友子さん） 農政に関する再質問で、ゾウムシ類の根絶についてにお答えいたします。

農産物の生産振興を推進する上で、病害虫の防除については大変重要であると考えております。特に、カンショについては沖縄県民に親しまれており、また地域特産品として加工品として大きく期待されてお

す。特に、中部・読谷村等におきましては、地域活性化にも大きく貢献している状況にあります。そのため、今後、生産拡大を図る必要があると考えております。

ゾウムシの根絶につきましては、久米島の状況を踏まえてアリモドキゾウムシ、イモゾウムシの両ゾウムシを早期に根絶するために、カンショ等の寄主植物の移動制限が容易であるとともに、密度抑圧防除が容易にできる比較的小規模の離島で根絶技術の確認、検証をしながら事業を実施することが重要であると考えております。

今後、技術の進捗状況に応じて規模の大きな地域に展開していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 仲宗根 悟君。

〔仲宗根 悟君登壇〕

○仲宗根 悟君 まず、産廃物について再々質問を行いたいと思ったんですけども、病害虫の件であと一つだけ、もうこれは答弁要りません。お願いだけにとどめさせていただきます。

我が社民・護憲ネットの会派の中にも、かつてウリミバエと闘い、ゴーヤーの全国展開の足がかりにかかわったゴーヤー男がおります。今度はそのイモゾウムシをぜひ根絶させていただいて、紅芋を全国展開へ広げていただきたく、護得久部長には一生懸命頑張っていたいてぜひ紅芋娘になっていただきたいなど、ぜひ頑張っていたきたいというふうに思います。

さて、産廃場の件ですけれども、部長はどこにでも出てくるんじゃないかとどこにでも可能性があるというように言い方をされていますけれども、ちゃんとしっかり映像に残して沖縄じゅうに発信されたんです。確かにどこにでも出てくると、可能性じゃないんですよ、出てくると言っているわけです。

この産廃場の件ですが、本当に根本的問題意識に欠けた環境行政の姿勢を象徴するような非常に軽率な僕は発言だというふうに思っています。環境行政に関して十分なる配慮を今後行政事務に当たっていただきたいというふうに思うんです。そして今回の事件を契機として、本県の産廃物、廃棄物政策はどのようにあるべきかを見直すべきです。沖縄県として厳しい監視のあり方、そして規制のあり方をぜひ検討すべきだと思います。

そして前にも申し上げました。この地域は本当に戦前は緑豊かな山だったんだそうですよ。戦後まもなく基地建設あるいは道路整備、そして家屋等の建設資材、路盤材としてのコーラルの産出をして、発破によ

る振動、そして機械の騒音、運搬車両の往来によって粉じんに長年悩まされた地域なんです。ぜひこの地域のことを配慮をしていただいて、今後の環境行政、そして産廃物行政に少なからずこの方々は協力をしてきたわけですから、配慮をしていただきたいということです。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明10月1日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後9時12分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 嶺 善 伸

会議録署名議員 島 袋 大

会議録署名議員 照 屋 大 河

平成20年10月 1 日

平成20年
第 3 回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第 6 号）

平成20年
第 3 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第6号）

平成20年10月1日（水曜日）午前10時1分開議

議 事 日 程 第6号

平成20年10月1日（水曜日）

午前10時開議

第 1 一般質問

第 2 甲第1号議案、乙第1号議案から乙第18号議案まで及び認定第1号から認定第23号まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 甲第1号議案、乙第1号議案から乙第18号議案まで及び認定第1号から認定第23号まで

甲第1号議案 平成20年度沖縄県一般会計補正予算（第1号）

乙第1号議案 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

乙第2号議案 沖縄県税条例の一部を改正する条例

乙第3号議案 沖縄県保育所入所待機児童対策特別事業基金条例

乙第4号議案 沖縄県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例

乙第5号議案 沖縄県立精神障害者社会復帰施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

乙第6号議案 沖縄県中央卸売市場条例の一部を改正する条例

乙第7号議案 沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

乙第8号議案 沖縄県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例

乙第9号議案 沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

乙第10号議案 財産の取得について

乙第11号議案 土地の取得について

乙第12号議案 訴えの提起について

乙第13号議案 訴えの提起について

乙第14号議案 交通事故に関する和解等について

乙第15号議案 交通事故に関する和解等について

乙第16号議案 損害賠償額の決定について

乙第17号議案 流域下水道の建設事業執行に伴う負担金の徴収について

乙第18号議案 専決処分の承認について

認定第1号 平成19年度沖縄県一般会計決算の認定について

認定第2号 平成19年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について

認定第3号 平成19年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算の認定について

認定第4号 平成19年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について

認定第5号 平成19年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について

認定第6号 平成19年度沖縄県母子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について

認定第7号 平成19年度沖縄県下水道事業特別会計決算の認定について

認定第8号 平成19年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について

認定第9号 平成19年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について

認定第10号 平成19年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について

- 認定第11号 平成19年度沖縄県林業改善資金特別会計決算の認定について
- 認定第12号 平成19年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
- 認定第13号 平成19年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定について
- 認定第14号 平成19年度沖縄県自由貿易地域特別会計決算の認定について
- 認定第15号 平成19年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について
- 認定第16号 平成19年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について
- 認定第17号 平成19年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について
- 認定第18号 平成19年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について
- 認定第19号 平成19年度沖縄県公共用地先行取得事業特別会計決算の認定について
- 認定第20号 平成19年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
- 認定第21号 平成19年度沖縄県病院事業会計決算の認定について
- 認定第22号 平成19年度沖縄県水道事業会計決算の認定について
- 認定第23号 平成19年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について

出席議員（48名）

議長	高嶺善伸君	24番	前島明男君
副議長	玉城義和君	25番	新垣良俊君
1番	上原章君	26番	仲田弘毅君
2番	島袋大君	27番	照屋守之君
3番	中川京貴君	28番	辻野ヒロ子さん
4番	桑江朝千夫君	29番	嶺井光君
5番	平良昭一君	30番	當間盛夫君
6番	仲村未央さん	31番	当銘勝雄君
7番	照屋大河君	32番	渡嘉敷喜代子さん
8番	渡久地修君	33番	前田政明君
9番	上里直司君	34番	玉城ノブ子さん
10番	瑞慶覧功君	35番	赤嶺昇君
11番	奥平一夫君	36番	比嘉京子さん
12番	吉田勝廣君	37番	金城勉君
13番	當山眞市君	38番	糸洲朝則君
14番	吉元義彦君	39番	翁長政俊君
15番	座喜味一幸君	40番	浦崎唯昭君
16番	佐喜真淳君	41番	池間淳君
17番	玉城満君	42番	新垣哲司君
18番	仲宗根悟君	43番	具志孝助君
19番	崎山嗣幸君	45番	新里米吉君
20番	西銘純恵さん	46番	嘉陽宗儀君
21番	山内末子さん	47番	新垣安弘君
22番	新垣清涼君	48番	大城一馬君

説明のため出席した者の職、氏名

知事	仲井眞弘多君	知事公室長	上原昭君
副知事	仲里全輝君	総務部長	宮城嗣三君
副知事	安里カツ子さん	企画部長	上原良幸君

文化環境部長	知 念 建 次 君
福祉保健部長	伊 波 輝 美 さん
農林水産部長	護得久 友 子 さん
観光商工部長	仲 田 秀 光 君
土木建築部長	漢 那 政 弘 君
企業局長	花 城 順 孝 君
病院事業局長	知 念 清 君
会計管理者	福 治 嗣 夫 君
知事公室 秘書広報統括監	上運天 昂 君
総務部 財政統括監	名渡山 司 君

教育委員会 委員長	伊 元 正 一 君
教 育 長	仲 村 守 和 君
公安委員会委員	安 里 昌 利 君
警察本部長	得 津 八 郎 君
労働委員会 会長代理	大 城 光 代 さん
人事委員会 事務局長	伊 礼 幸 進 君
代表監査委員	又 吉 春 三 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局 長	長 嶺 伸 明 君	課 長 補 佐	平 田 善 則 君
次 長	遊 佐 信 雄 君	主 査	中 村 守 君
議事課 長	嘉 陽 安 昭 君	主 査	佐久田 隆 君

○議長（高嶺善伸君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

9月12日から26日までに受理いたしました陳情20件は、お手元に配付の陳情文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたしました。

〔陳情文書表 巻末に掲載〕

○議長（高嶺善伸君） この際、申し上げます。

昨日の上里直司君の那覇空港の民間専用化を求める県の対応に関する質問に対する答弁について、知事公室長から発言を求められておりますので、この際、これを許可いたします。

知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 9月30日の上里直司議員の一般質問で、県が那覇空港の民間専用化を求めたことがあるかとの質問に対し、確認中であると答弁したことについて、確認がとれましたのでお答えいたします。

県による那覇空港の民間専用化や自衛隊機の撤去に係る要請については、昭和48年4月から56年6月までの間、12件行われていることが確認できました。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 日程第1及び日程第2を一括し、これより直ちに一般質問を行い、甲第1号議案、乙第1号議案から乙第18号議案まで及び認定第1号か

ら認定第23号までを議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

崎山嗣幸君。

〔崎山嗣幸君登壇〕

○崎山 嗣幸君 皆さん、おはようございます。

早朝からトップバッターでありますので、光栄に思っておりとまた質問をしまいたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

第1点目でありますけれども、那覇空港の民間専用化についてであります。

(1)、自衛隊機がまたしてもパンク事故を起こして、軍民共用の危険性を浮き彫りにしました。知事の民間専用化の見解を伺います。

(2)、自衛隊那覇基地は第15旅団へと格上げをして、その基地の機能強化を図ろうとしています。格上げの実態を伺います。

第2点目は、米軍基地関係についてであります。

(1)、米原子力潜水艦の放射能漏れ事故について。

ア、ホワイト・ビーチへの寄港回数が年間最多となっているがなぜか、その背景を伺います。

イ、ホワイト・ビーチへ入港する原子力潜水艦は、これまで核搭載可能な艦船が入港してきたか伺います。

ウ、これまでの沖縄近海での原子力潜水艦事故の発生状況を伺います。

(2)、米軍の訓練について。

ア、訓練水域・空域は漁船など船舶や民間機など危

険と経済活動の障害となっており、撤廃の要求をする考えはないか伺います。

イ、当該領域でのこれまでの米軍の事故状況を伺います。

ウ、この領域内は、米軍の制限によって漁船や民間機などは迂回せざるを得ない状況にあり、原油高騰による打撃を受けております。この被害状況を把握できているか伺います。

第3点目は、都市計画事業についてであります。

那覇新都心のおもろまちの元市役所建設予定地を本土大手企業に売却をし、34階建て、130メートルの超高層マンションが予定をされ、周辺住民から用途変更、景観形成、売却額、事業計画の全面見直し等の提起がされております。

(1)、那覇新都心地区（おもろまち1丁目）の用途地域変更について県の同意内容を伺います。

(2)、県は、那覇市に「都市景観審議会」の開催を求めています、その進捗状況を伺います。

(3)、県的那覇広域都市計画（新都心地区）の概要と課題を伺います。

(4)、当該区域（おもろまち1丁目）の売却先と売却方法、売却額を伺います。

(5)、当該周辺の売買実例価格は幾らか伺います。

(6)、第2種住居地域、建ぺい率60%、容積率200%から商業地域の建ぺい率80%、容積率400%に用途変更になっていても売却価格は変わらないか伺います。

第4点目は、住宅行政についてであります。

元郵住協は、全市町村の出捐により設立をされ、築36年経て老朽化が著しくなり、建てかえや運営が自力では困難となり、平成17年3月31日の3年前にパークレー社に事業・資産を売却し、再開発を同社にゆだねて解散しております。その際、現入居者への配慮事項を設けて、県、那覇市、同企業で構成する事業推進協議会で事業の進捗状況を点検することとなっております。

(1)、元郵住協の古島団地問題は、解散時に締結した協定書の履行を求めるべきと考えるが見解を伺います。

(2)、当該古島団地は、老朽化が著しくコンクリートの腐敗膨張が進行し落下危険性が高い。実態調査を入居者の安全を確保する考えはないか伺います。

第5点目は、福祉のまちづくり条例についてであります。

この福祉のまちづくり条例は、高齢者、障害者、児童等が建築物、道路、公園、公共交通機関等において安全で快適に利用しやすいように障害物を除去し、生

活基盤の整備を図る重要な条例であります。

では、次のことについて伺います。

(1)、今回の条例第33条の一部条例改正は、那覇市が条文の削除によって県条例の適用を図ることとなっておりますが、ハード部門の整備基準など緩和し、那覇市が後退させたと受けとめてよいか伺います。

(2)、那覇市が緩和した建築物に係る整備基準の改正は県条例とどこが違うのか、具体的に比較した説明を求めます。

(3)、これまで県の施設で那覇市の条例で不適合な指摘を受けたことがあるか伺います。

(4)、平成18年、大手ビジネスホテル「東横イン」の不正改造問題を教訓に対応しているのか伺います。

第6点目は、我が会派の仲村未央議員の代表質問との関連について伺います。

知事は、訪米目的で普天間基地移設問題は言わないと言いながら、要請項目にはしっかり米軍再編の確実な実施と明記をしております。

知事は、代表質問の答弁の中で普天間基地の県内移設と嘉手納以南の返還はパッケージであるとの認識を示し、これを評価し実現されるべきと明確な答弁をしております。これは明らかに辺野古移設も組み込ませた内容と言わざるを得ません。

ところが、昨日の一般質問の中で米軍再編の確実な実施の削除を求めたところ、上原公室長は、今後検討すると答弁をしましたが、知事はパッケージと県内移設は関係あるのか言葉にこだわる意味がわからないと全く違う答弁をしております。

これまで代表質問からきょうの一般質問まで議論を経てきて米軍再編の着実な実施が知事の態度が明確になったと思ったら、野党の一般質問の終わるころになって前言をひるがえすのか、とぼけているのか意味不明な答弁を繰り返してきているというふうに思います。したがって、上原公室長の答弁と知事の答弁は食い違っており、統一見解を示していただきたいと思えます。

よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） おはようございます。

崎山議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に、那覇空港の民間専用化に係る御質問にお答えいたします。

県といたしましては、那覇空港の過密運航の解消やさらなる安全性の確保が重要であると考えており、航空自衛隊においては県民に不安や影響を与えることが

ないよう、安全管理に万全を期していただきたいと考えており、民間専用化を要請する考えはありません。

次に、米軍基地関係に係る御質問の中で、米軍訓練水域・空域の返還についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

去る9月22日に沖縄県漁業協同組合連合会代表理事会長及び沖縄県漁業協同組合長会会長から、ホテル・ホテル訓練水域の一部解除、そして鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の返還について要請がありました。

今後、県としましては、関係する地元自治体等の意向も踏まえ、今回要請のありました訓練区域の一部解除及び射爆撃場の返還につきまして日米両政府に対し求めていきたいと考えているところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 那覇空港の民間専用化の質問のうち、陸上自衛隊第一混成団の旅団化についてお答えします。

沖縄防衛局の説明によりますと、旅団化により現在の定員である約1800人から約2100名となり、約300人が増加する見込みであるとのことであります。

また、事態対処能力の向上のため混成群を廃止し普通科連隊を新たに編成することや、機動性向上のための軽装甲機動車や高機動車の導入、化学防護機能の向上のため化学防護隊の新たな編成などが予定されているとのことであります。

次に、基地関係のうち、原子力潜水艦の寄港増加についてお答えします。

県は、ホワイト・ビーチへの原子力潜水艦の寄港が昨年から大幅に増加していることから、外務省に増加要因を明らかにするよう照会しましたが、米軍の運用上の理由により明らかにされていないとのことであります。

次に、核搭載可能な原潜の入港についてお答えします。

ホワイト・ビーチに寄港した原子力潜水艦のうち、スタージョン級、ロサンゼルス級及びシーウルフ級の原子力潜水艦は、核・非核両用の巡航ミサイルトマホークが搭載可能とされております。

沖縄近海での原子力潜水艦の事故についてお答えします。

原子力潜水艦の事故については公表されておられません、平成18年4月に外務省を通じ、米国が発表した「合衆国原子力軍艦の安全性に関するファクトシー

ト」によりますと、米原子力軍艦の運航を通じて、人の健康、海洋生物、環境の質に悪影響を及ぼすような放射能の放出は1件も発生していないとのことであります。

次に、水域・空域における事故状況についてお答えします。

復帰以降における県が把握している訓練水域または空域における米軍関係の事件・事故については、航空機関連15件、車両水没など演習関係事故7件の合計22件となっております。

次に、我が会派の代表質問との関連の中で、知事と公室長の答弁が食い違っている、整合性を図るべきじゃないかという御質問がございましたが、知事は、米軍再編の中身については、グアムへの8000人の兵員、それから司令部の移転、それから嘉手納以南の施設の返還、それについては要請文の中にこの2件を明記するというふうに答えておりまして、辺野古への移設は記述しないし要請しないと答弁いたしております。

私は、要請文の文言については、具体的な内容については今後検討するというところで答弁いたしております、特に食い違いはないものと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 護得久友子さん登壇〕

○農林水産部長（護得久友子さん） 米軍基地関係についての御質問で、漁船の燃費増大についてにお答えいたします。

県漁連等によりますと、マグロ漁業やソデイカ漁業における漁場への移動時には訓練水域を迂回する必要があり、その分、燃費が大きく増大するとのことであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） 米軍基地関係についての御質問で、訓練空域による民間機の被害についてお答えいたします。

沖縄県には20カ所の米軍訓練空域がありますが、そのうち久米島東方にある空域では民間航空機が迂回して運航せざるを得ないことから飛行距離が長くなり、燃料の消費も多くなっていると承知しております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君） 都市計画事業につい

ての御質問の中の、おもろまち1丁目地区の用途変更に関する県の同意内容と、那覇市の都市景観審議会の開催について一括してお答えします。

用途地域につきましては、都市計画法第19条に基づき市が都市計画審議会の議を経た後、県の同意を得て都市計画決定することとなっております。

今回のおもろまち1丁目地区の用途地域の変更につきましては、平成19年11月に那覇市より協議があり、県としましては、県や市の都市計画マスタープランとの不整合もないことから、都市計画の変更に同意しております。

同意に当たっては、那覇市都市計画審議会から那覇市長あてに、周辺住民との対話の場を持ち、住民の要望を反映していくよう努力することとの要望事項があることを踏まえ、県は、その趣旨を尊重するよう要望を付しております。

また、同意の際には同地区の事業内容について市の都市景観審議会に諮ることを提案しております。しかしながら、那覇市としては、本地区の計画については那覇新都心のまちづくりの方針に沿っていることから、都市景観審議会に諮ることは考えていないと聞いております。

続きまして、那覇新都心地区の都市計画の概要と課題についてお答えします。

那覇新都心地区は、昭和52年から昭和62年にかけて返還された米軍の牧港住宅施設跡地と、その周辺部を含めた約214ヘクタールを平成4年度から平成16年度にかけて土地区画整理事業により整備した地区であります。

当該地区には、商業・業務・行政の各種中枢機能、総合公園と一体となった文化機能、高水準の住宅等の複合機能を有する魅力ある都市空間が形成されていきます。

那覇市に確認したところ、当該地区は既に計画人口2万1000人に対し平成20年4月1日現在の住民基本台帳人口で計画人口の83%、1万7400人が居住しており大きなにぎわいを見せております。

土地や住宅需要も旺盛であり経済的効果も大きいことから、新市街地として今後も魅力あるまちづくりを推進し、計画人口の達成を図ることが課題と考えております。

続きまして、おもろまち1丁目地区の売却先、売却方法及び売却額についてお答えします。

那覇市においては、地域再生法による地域再生計画に基づき、地域経済の活性化と雇用機会の創出を目的に、おもろまち1丁目地区の土地利用等について公募

提案方式により土地利用事業者を決定したと聞いております。

那覇市に確認したところ、売却先は、土地利用事業者である大和ハウス工業株式会社を代表とする4社で、売却額は70億6626万円となっております。

続きまして、おもろまち1丁目地区周辺の売買実例価格についてお答えします。

土地の売買価格の実例につきましては、国土利用計画法により一定規模以上の面積について届け出の義務がありますが、個人情報保護の観点から公表されておりません。

なお、当該地に近い2008年1月の地価公示価格は、1平方メートル当たり25万7000円となっております。

続きまして、用途地域の変更に伴う土地価格について。

那覇市によると、おもろまち1丁目地区の土地については、平成18年7月に行った不動産鑑定をもとに最低価格を設定したと聞いております。

同地区については、那覇市が県の同意を得て平成19年12月に用途地域の変更を行ったところであります。その後、市は、平成20年2月に事業者と土地の売買契約を締結しておりますが、売却価格は用途地域変更後に不動産鑑定士が算定した推定価格を上回っていると聞いております。

次に、住宅行政についての御質問の中の、郵住協の解散時に締結した協定の履行を求めることについてお答えします。

旧財団法人郵便貯金住宅等事業協会の解散に当たり、平成17年2月16日付で同協会と株式会社パークレー・リアルティ沖縄リミテッドの間で「財団法人郵便貯金住宅等事業協会の事業・資産譲渡に関する協定」が締結されております。

当該協定の中では再開発の推進がうたわれておりますが、同協定は、当該協会と事業者との協定であることから、県が直接事業者に対してその履行を求めることは困難であると考えております。

しかしながら、県としましては、事業の円滑な推進のためには当事者間の信頼関係が重要であるとの考えから、入居者にかかわる情報の開示を行うことで相互理解を図ることを目的とした推進協議会の設置に向け、事業者への働きかけを行っているところであります。

続きまして、古島団地の入居者の安全確保と建物の実態調査についてお答えします。

入居者の安全確保のために必要な建物の維持・修繕は賃貸人の義務であることから、建物の実態調査も含

め事業者みずからの責任で行われるべきものと考えております。

しかしながら、県としましては、当該事項についても事業者と入居者の共通理解を図ることが重要と考え、関係者に対して推進協議会の設置を働きかけているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 福祉のまちづくり条例についての御質問の中の、那覇市がハード部門の整備基準などを緩和したことについてにお答えいたします。

那覇市は、平成12年に福祉のまちづくり条例を制定し独自に福祉のまちづくりを推進してきましたが、平成20年の3月に条例を改正しております。

改正内容としましては、建築物等に係る整備基準について関連する条文を廃止し、一方でソフト事業を一層充実させる内容となっております。

県条例を適用することによりエレベーターや各室出入り口の幅の規定について一部緩和となりますが、対象施設の範囲拡大や対象面積の引き下げなど一部についてはより高齢者、障害者の利用に配慮した規定となります。また、ソフト事業は特定事業の取り組み強化を図っていくとともに、体験学習やシンポジウムの開催等で啓発を行うと聞いております。

県としましては、建築物に係る整備基準が県内で統一されることにより、那覇市においても条例の実効性が高まることや、ソフト事業に特化して推進する福祉のまちづくりにおいて那覇市の独自性が発揮できるものと期待しております。

続きまして、那覇市条例の整備基準と県条例の整備基準の相違点についてにお答えいたします。

那覇市は、今回の改正において建築物等に係る整備基準に関連する条項を削除しており、改正後は県の整備基準が適用となります。

改正前の那覇市条例と県条例の整備基準の主な相違点は、施設玄関や利用居室、またエレベーターの出入り口の幅について、那覇市条例では85センチ以上が必要でしたが、県条例に合わせることで80センチ以上となり、エレベーターについては既製品での対応が可能となります。

また、一定規模以上のホテルや旅館の車いす使用者用客室については、那覇市条例では50室ごとに1室設ける必要がありましたが、県条例においては部屋数にかかわらず1室以上設けることとなるなど、一部緩和

された内容となっております。

百貨店、マーケット、飲食店については、事前協議の対象床面積が那覇市条例の500平方メートル以上から、県条例では200平方メートル以上となり厳しくなっております。

続きまして、那覇市の条例で不適合な指摘を受けた県の施設についてにお答えいたします。

那覇市福祉のまちづくり条例の一部不適合という指摘を受けた県の施設は、平成15年に沖縄県総合福祉センターの事例があります。

これは、段差の解消やドアの幅の確保、スロープの勾配等に対する指摘でしたが、平成15年4月までに是正の工事を完了し、適合証の交付を受けております。

続きまして、「東横イン」の改造問題の対応についてにお答えいたします。

「東横イン」の改造問題につきましては、那覇市条例の事前協議を受けて整備した後に改造したものであり、条例の目的や制度の信頼を大きく損なうものでした。

指摘を受けたホテルについては、市福祉のまちづくり条例に適合するよう既に改善済みであり、またモノレールおもろまち駅近くに新しくできたホテル「東横イン」につきましては、この7月に那覇市条例に基づく適合証の交付を受けたと聞いております。

県としましては、県条例に基づき事前協議を行ったホテル等に対してアンケート調査を行い工事施工後の実態を把握してきたところであり、引き続き県及び市町村の関係機関と連携し、定期的な実態把握を行ってまいります。

また、不適合の事例に対しましては厳正に対処するとともに、建築士等に対してバリアフリーを啓発する研修会やアドバイザー派遣制度を実施しており、さらに広く県民に対し表彰制度等を活用して福祉のまちづくりの一層の浸透を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 崎山嗣幸君。

〔崎山嗣幸君登壇〕

○崎山 嗣幸君 では、再質問をします。

民間専用化の件でありますけれども、私は民間専用化を求めない知事、随分と県民の意識と相当ずれているというふうに思います。

先ほど上里議員の答弁にもありましたが、過去に12件民間専用化を求めたということがありましたけれども、これは那覇市議会も超党派でこの間、何回となく民間専用化を求める決議をしておりますし、保守系の

首長も含めて県民であるならば、だれがもこの那覇空港の危険性をわかるならば民間専用化を求めることをやってきたと思います。それを知事は、民間空港であるけれども、那覇空港の軍民共用を容認をする、当たり前と感じて答えておりますが、御承知のように、米軍の管制下の嘉手納ラブコンが故障したり、あるいは自衛隊機と民間機のニアミスが起こったり、相次ぐ自衛隊機の事故、さらに自衛隊那覇基地の増強、これはもうまさに一触即発の那覇空港だと思えますけれども、平然と自衛隊機の軍民共用を認めた中で安全確保をするということでもありますから、何の解決策にも私はならないと思いますので、知事の軍事優先政策の立場が明確になったのかなと思っていますので、もうこれは答弁を受けないことにしたいと思います。指摘しておきます。

それから、原子力潜水艦の放射能漏れ事故ですが、これは放射能の漏れは1件もないということで公表されてないということの答弁がありましたが、核搭載可能な原子力潜水艦はトマホークがあったということで答弁をしておりますが、前に沖縄近海でタイコンデロガ号という原子力空母から水爆を搭載したA4攻撃機が海に転落した事故があったと思いますが、これは当局において記憶をしてないのか、まずこれを答弁をお願いしたいと思います。

それから、核搭載可能な艦船は核兵器をおろすのは大きな修理のときだけであり、日本の寄港のときには核兵器を搭載しての入港だということを米軍の退役将校が「ラロック証言」とされておりますが、非核三原則を国是とする沖縄に、日本に入港したことについては、これは容認されるべきではないと思いますが、見解をお願いしたいと思います。

それから、那覇新都心の用途変更の件ですが、県は用途変更に際して同意をしたとっておりますが、では、県のマスタープランと整合性があったから同意をしたとっておりますが、これは周辺住民の問題提起も含めて同意をしたということなのか、答弁をお願いします。

それから、同意をしたときに県是那覇市に住民との対話に誠意を持って取り組むことを要望しているということで先ほど答弁がありました。では、那覇市はどのような方法で住民に誠意を示したのか、それを答弁をお願いします。

住民は、今、住民訴訟を起こして那覇地裁で第1回口頭弁論が行われておりますが、この訴訟の主な内容を承知をしておりましたら明らかにしていただきたいと思います。

それから、県是那覇市に景観審議会の開催を求めたが、那覇市はまちづくりは市町村の主体であるので、これは建築物の高さ等、県は理解を示しているということで那覇市は話して、景観審議会の開催をしてないということで答弁がありましたが、では、あえて県是那覇市に景観審議会の開催をなぜ求めたのか、答弁をお願いします。

それから、福祉のまちづくり条例の件ですが、部長は、今回の改正の目的を歪曲しているような感じがしますが、この今回の改正の目的は、那覇市が共同住宅とかマンション等の対象施設を21戸以上が50戸以上に、それから1000平米以上を2000平米となって、エレベーターが狭くなるということで那覇市の条例を削除をして、これは県の条例に戻るということが今回の趣旨であるけれども、全体をひっくるめて答弁をして、ソフトが充実をしているからいいんだということを言っていますが、そういううちはぐな答弁は私は問題があると思います。

福祉のまちづくり条例は、御承知のように高齢者や障害者を初めすべての人々が安全で快適に生活できる施設を整備することが目的でありますし、今回の那覇市の条例改正は対象施設が緩和されることなんですよ。緩和されるということは、障害者とお年寄りが不便になるということです。これが充実するということはおかしいのではないかと私は言っているので、後退ではないかと言っているんです。それを明確にお願いします。

それから、何が原因で那覇市はこの条例を削除をしたのか、これを答弁をお願いします。

それから「東横イン」の問題ですが、「東横イン」は、これを検査・監査終了後に建物を直しているんですね。それが条例違反をしたということで、身障者のトイレを物置にしたり、それから客室を事務所にしてみたり、駐輪場をロビーにしたりというのが問題になって、それがハートビル法、建築基準法、市の条例違反ということでこれが行政の指導監督がまずかったというのが教訓なんですよ。このことを私は聞いていますので、再度答弁をお願いします。

それから、知事の訪米問題ですが、公室長と知事の態度は何も矛盾していないとっておりますが、我々が言っているのは、米軍再編の確実な実施というのは、これは知事が代表質問からこの間言っていることについては、辺野古移設も含めてそれに入っているということを言っているので、これを削除するようにということを求めたところ、公室長は検討する、知事はわからないと言っていたこと自身が矛盾してい

るのではないかと言っていますので、米軍再編の確実な実施について、削除をして、これは従来、歴代の知事が語っていたような基地の整理縮小や海兵隊の撤退の内容を変更するのか、そういうことを明確にしてもらいたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前10時37分休憩

午前10時42分休憩

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。
知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） まず非核三原則の関連の再質問についてお答えしますが、米国政府は累次の機会に、日米安保条約及びその関連取り決めに基づく日本に対するその義務を誠実に履行する旨保障しているところであり、政府としては——これは我が国政府ですが——核持ち込みの事前協議が行われない以上、米国による核の持ち込みがないことについて何らの疑いも有していないとしております。

次に、米海軍空母タイコンデロガの水爆を搭載したまま水没した事故についてであります——これは平成元年でございますが——そういう事故があったことが報道されております。これは5月8日ですね。

それから、7月の21日には沖縄近海の米軍水爆搭載機水没事故で、現場海域の環境調査を実施した当時の科学技術庁は、放射能異常値は検出されなかったと発表しております。

それから、知事と公室長の答弁が食い違っているということでございますが、先ほども申し上げましたように、米軍再編の実施の中ではグアムへの8000名以上の兵員の移転・移設、それから嘉手納以南の施設の早期返還についてきちんとこの2つの事項について要請するというふうにずっと繰り返し答弁いたしております。辺野古の移設については要請はしないというふうに知事は答弁しております。

私が申し上げたのは、まだ今現在示しているのは要請の項目を示しているだけでございまして、今後具体的に要請文をどういうふうにつくっていくのかについては、今後またいろいろと検討しながら、調整をしながら明らかにしていきたいということでございまして、知事と公室長の答弁が食い違っているということとはございません。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前10時44分休憩

午前10時47分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

土木建築部長。

〔土木建築部長 漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君） 失礼しました。

都市計画事業についての再質問についてお答えいたします。

まず、順不同になりますが、景観審議会を求めたかという話でございます。

私どもは県の方で景観行政を所管しております。そういう立場から景観審議会の提案をしたところでございます。

御案内のように良好な景観の形成というのはまちづくりの基本でございますので、居住環境の向上などは住民生活に密接に関係をする課題でございますから、市町村が基本的には主体となって取り組むことが重要だというふうに認識をしています。

那覇市は都市景観条例を制定しておりまして、当該地区における景観形成に関しても那覇市の判断を尊重していきたいというふうに思っております。

それから、係争中であるということを承知しているかということでございますが、私ども訴訟にしましてはマスコミ等の報道でございますけれども、那覇市所有の当該地区用地の売却処分により、那覇市に損害を与えた損失の賠償を求めるという内容ということで把握をしております。

それから、マスタープランの用途地域の変更の件でございますが、当該地区は県のマスタープラン、それから市のマスタープラン、ともに都市計画マスタープランでございますが、その都市計画マスタープランにおきまして、ともに商業業務地区として位置づけられているところであります。したがって、第2種住居地域から近隣商業地域へと変更をなされたわけでございます。

用途地域の変更に当たっては那覇市の都市計画審議会の議も経ております。都市計画上の問題はないものというふうに考えております。

それから、住民との対話でございますけれども、市は住民から要望のある地域再生協議会を設置する方針であるというふうに発表をしております。県としては地域再生協議会を通じた那覇市と住民との話し合いを見守っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 福祉のまちづくり条例の廃止の理由ですけれども、那覇市の方から聞い

ていることは、整備基準を県内で統一されることが望ましいということと、市においてはソフト事業に特化して福祉のまちづくりの推進に努めたいということでございました。

続きまして、東横インの件でございますが、東横インに関しましては、完了時にきちっと完了届けを提出して検査を合格しております。

処罰に関しましては、目的外の使用ということでございましたので、その改善指導に従っておりまして、処罰に関しましては公表することで社会的な処罰を受けたことと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長から補足説明がありますので発言を許します。

知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 先ほど米空母タイコンデロガの艦載機の水没事故の件でございますが、平成元年に報道があったというふうに答弁したつもりであります。誤解、舌足らずの点がございまして、本件は1965年（昭和40年）に発生した事件ですが、平成元年（1989年）に報道されたということでございます。

○議長（高嶺善伸君） 崎山嗣幸君。

〔崎山嗣幸君登壇〕

○崎山 嗣幸君 では再々質問をしたいと思います。

福祉のまちづくり条例であります。部長は今回の条例改正の趣旨は、私が冒頭から話をしているように、マンションとかの共同住宅や障害者やお年寄りが利用する施設を従来の21戸以上だったのが50戸以上に広がることによって、その施設が那覇市においては緩和されることになるので、障害者やお年寄りがその施設は設備をしなくていいということになるので、これは緩和されて不便になるのではないかと私は聞いているんであって、これがよくなりますと、これは福祉のまちづくり条例は、高齢者や障害者の人々が利用するための施設の整備ですよ、車いすであったり間口だったり。このことが不便になるんでしょうと私は言うのに、いや、これが充実しますという話はないんじゃないのと私は言っているんであって、このことを明確に今回の条例の削除の趣旨を答えないと、それからエレベーターも85センチが80センチ以上に緩和するということで、これは狭くするということでしょう、これを。よくなりますという話をしているわけではなくて、不便になるのではないかと聞いているんであって、これの答弁をもう一回お願いします。

それから、原子力潜水艦の入港であります。弾道

ミサイルあるいは巡航ミサイルトマホークを搭載をした原子力潜水艦があるいは入港しているかもしれないということ私を疑っているんですが、何の疑いもないということで公室長は答弁をしておりますが、でもこれはかつて問題になったように、米英の退役将校がこれは核兵器を搭載機能を持っている艦船をおろすことではないと言っているんですね。このことについて、我々やっぱりホワイト・ビーチにおける原潜の放射能漏れがあったことからするならば、この間疑わざるを得ないと思いますが、全くそのことを信用してうのみにしているようでありますが、全く私はそのことについて何の根拠もないことをうのみにして答弁することについて、沖縄県民の生命・命を守る姿勢にはないんじゃないかと思っておりますので、改めてみずからそのことに対して疑惑はないのか答弁をお願いしたいと思います。

それから訪米の件であります。いずれにしても代表質問からきょうの野党の一般質問の中において、この訪米問題についてはこれから補正予算も含めて議論になるわけですが、これは知事は——今日の新聞もそうですが——嘉手納以南からの返還とグアム移転は合意をされておるにもかかわらず、しかし辺野古移設は日米合意されているから要請しないということで、二重の使い分けをしていることをやっているのではないかと聞いているので、これは要請文の項目の中に「在日米軍再編の確実な実施」とあることについて、知事は代表質問のときにもこれは明確になったと思ったんですが、辺野古移設もパッケージだということで認識をして、それを評価しているというのが知事の答弁ですよ。そうであるならば、要請文の「在日米軍再編の確実な実施」については削除すべきではないかと言っているんであって、それを公室長は検討しましょうと言っているから食い違いをしているのではないかと聞いているので、明快にした方がこれからの議会における議論が進むのではないですか。

答弁をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 仲里副知事。

〔副知事 仲里全輝君登壇〕

○副知事（仲里全輝君） 崎山議員の知事訪米要請との関連で、「在日米軍再編の確実な実施」と、この用語は不適切ではないかという趣旨の御質問に答えさせていただきます。

なぜ、「在日米軍再編の確実な実施」という用語を使っているかということですよ。

代替移設の件は要請事項に入らないと言いながら、この「在日米軍再編の確実な実施」という用語にはあ

れも入っているじゃないか」とこういう御指摘だところ
思うんですけども、知事が訪米して基地の返還要請
をする、あるいは8000人のグアムへの兵員の移転の実
施を要求すると。この場合にやみくもにこれまでやや
ともすると主張してきたように、米軍基地は即時無条
件全面返還とこういうような主張とは違うと。ちゃん
と日米で約束がありますよねと、合意された。これを
基地を特定するために「在日米軍再編の確実な実施」
とこう言えば、嘉手納から南の普天間飛行場も含めて
6つの基地を返還すると日米合意されていると、再編
協議で。これを確実に実施せよと。こういう基地を特
定して、ただやみくもに米軍基地は整理縮小せよとこ
う言いに行くんではない。その基地を特定するために
この用語を使っているわけです。ちゃんと約束したこ
とは守れと、この申し入れに行こうと、こういうこと
でこの用語を使っている。

この用語の中には当然、米軍基地の再編合意の中
には代替施設も入っている。これは入っているが、こ
れはしかし要請事項ではありませんとこう言っている
わけです。そこらあたりをなぜ御理解いただけないか
と。だからこれまで知事が県の考え方を公表する必要
がそこにあったわけですね。

要するに、普天間基地は県外が望ましいと思ってい
るけれども、いろんな経緯をこれまで順次説明してき
たわけですが、代替施設ができないと普天間は返せな
いと言っているわけですよ。しかし、この代替施設に
ついては事業者は政府なんです。政府にしっかり周辺
住民に迷惑がかからぬように、危険がないように、自
然破壊も不必要にやらないように、注文をつけて事業
者たる政府と提供責任のある政府と話をつけること
になっている。だからアメリカまでそれを持っていて
要請する必要はないと、要請事項には入っておりませ
んと、再三説明、答弁をしてきているとおりでござい
まして、御理解を賜りたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 福祉のまちづくり
の条例の件ですけども、那覇市の条例の基準と県の
条例の基準につきましては、那覇市の方が厳しいとい
うことで、今回県の条例にシフトすることになりました。
これによりまして、県の条例の設定についてなん
ですけども、県の条例でやりますと、基準のエレ
ベーターとかが使えるということで、それだけ普及が
進むのではないかとということでこういう設定になっ
ております。

ですから県としましては、県条例以上であればよろ

しいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 原潜による核持ち込み
の有無についての県としての判断という御質問でござ
いますが、この件に関しまして先ほども答弁しまし
たが、日本政府が問題ないと言っている以上、県とし
ても問題がないというふうに考えております。

○議長（高嶺善伸君） 崎山嗣幸君。

〔崎山嗣幸君登壇〕

○崎山 嗣幸君 最後になりますが、幾ら説明をし
ても矛盾は矛盾でありますので、何で米軍再編、日米
合意がパッケージと言いながら、同じように合意をし
ているのに、嘉手納以南の返還、海兵隊の撤退は言
う、しかし辺野古は言わない。みずから一緒と言いな
がら、そういうふうに使分けすることについて、これ
はだれが考えても理解できないと思いますけれども、
これを両方、海兵隊のグアム移転、嘉手納飛行場以
南の移設も合意されている。しかし使い分けができる
かどうかについて簡単に説明をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後11時 7分休憩

午後11時 9分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 崎山議員の再々質問にお
答えしたいと思うんですが、私まだ依然として、この
字義にこだわっておられる意味がよくわかりませんが、
なぜ2番、3番と言いますが、海兵隊のグアムへの移
転であるとか嘉手納より南の基地については返すと
か、これについては要請をして、1番の普天間の移設
についてはパッケージであるのに要請しないかとい
う意味ですか。

それは3つあったって一つ一つ濃淡あるじゃない
ですか、相手に話をするとき。1番の移設については
もう何度も申し上げましたように、これは名護市が受
け入れていただけるという、ベストではないけれど
もあそこの選択肢しかなかろうということで申し上げ
てきて、これは日本政府との間でもまだ沖縄の要求を
ちゃんとのみ込んでいまして、最終決着ではないん
ですが、そういう方向で協議会を何度も開いてやっ
ております。

ですから、あえてアメリカ政府に僕が言う必要はな
いとは思ってはいるんですが、何も移設の要請ではな

いですよ、注文はつけることはあるでしょう。さらに3年めどの閉鎖状態の実現みたいな関連するものは、普天間の危険性除去のためにちゃんとやってもらいたいというこういう関連は言うと思います。

なぜ言わないかとおっしゃる質問の意図がよくわからないので答えにくいんです。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 前田政明君。

〔前田政明君登壇〕

○前田 政明君 私は発言通告に基づいて質問を行います。

1、知事の政治姿勢について。

(1)、普天間基地の移設に関する沖縄県の考え方について、以下、知事の見解を問うものです。

ア、知事は辺野古沿岸への新基地建設反対決議の県議会決議を否定する見解を述べているが、県議会決議を踏みにじる言動は県民の民意を踏みにじるものではありませんか。

イ、キャンプ・シュワブには滑走路2本の基地があったのですか。普天間基地と比較してもさまざまな基地機能の強化された新基地を新しい基地の建設とは性格が異なると否定をし、米軍再編と新基地建設の危険な実態を意識的に過小評価して新基地建設、新基地推進を進める対応は県民だましの手法ではありませんか。

ウ、名護市民投票での新基地建設はノーという審判をどのように受けとめているのか。県内移設を前提とするSACO合意による新基地建設は断念されました。それはなぜですか。

エ、今回の辺野古沿岸への新基地建設は、頭ごなしに日米両政府によって決定されたものではないか。県民の世論はこの間、辺野古新基地建設は反対である。この県民の声を踏みにじり、沖縄にさらなる米軍の恒久基地を押しつけるのに対し、知事は反対すべきではないか。

オ、名護市も宜野座村も住民投票や村民大会決議などの住民の願いを踏みにじった対応ではありませんか。

カ、名護市にあるキャンプ・シュワブに移すことが実現可能性の高い早道だとの見解は、世界的に見ても貴重なサンゴ群、ジュゴンの生息する世界の宝の美ら海を守り、人殺しの海外侵略の基地建設は許さないという10年余にわたる県民の粘り強い反対運動と県民世論を否定するものではありませんか。

キ、新基地建設を推進してきた守屋前事務次官も逮捕され、防衛大臣もたびたびかわり、米軍再編協議の

米側代表を務めたローレス前米国国防副次官は、同盟変革（再編）の実施が漂流している。普天間飛行場の移設がその例だ。この合意はすべてが連動する複雑な機械のようなもので、一つのパーツが凍結すれば、全体が凍結してしまうと述べるなど、思いどおりにならない立ちと危機感が米軍再編推進勢力からも伝わってきています。県民の粘り強い運動が全国の人々や世界の自然保護団体を初めとする支援と連帯の輪が広がり、今では辺野古の基地建設は実現性のない計画となっているのではありませんか。

ク、基地の県内移設に反対する県民運動と県民世論の力で、SACO合意も破綻して振り出しに戻った。普天間基地の閉鎖・撤去、新基地建設を断念することこそ、普天間基地の危険性を除去する現実的な解決の道ではありませんか。

ケ、日米両政府から具体的な嘉手納以南の返還計画が示されているのですか。嘉手納以南の米軍基地の返還は県内移設であり、基地負担の実質的な軽減にはなりません。辺野古の返還の実現可能性はあるのか、県民の願いを欺くものではありませんか。

コ、戦後63年、米軍基地あるがゆえの苦難を背負わされた県民の願いは米軍基地のない平和な沖縄であります。今、沖縄県民は危険な普天間基地の即時閉鎖・撤去を訴えてその実現の先頭に立つことができる道理と勇気のある知事を求めています。日米両政府と辺野古の基地建設推進のことしか考えられない知事の主張は、県民の新基地建設反対の願いを踏みにじるものであります。見解を問うものです。

(2)、普天間基地の3年閉鎖問題について質問します。

知事の選挙公約の暫定ヘリポート構想と同様に、普天間基地の3年閉鎖問題は現実性のない、実効性のない公約が破綻をしております。宜野湾市の騒音被害は大幅に減っているのか。かえって騒音被害はふえているではありませんか。明快な見解を問うものです。

(3)、米軍再編と訪米問題について質問します。

ア、日米同盟の再編、米軍再編の全国的な全体像について説明してください。

イ、訪米の目的について説明してください。

2、自衛隊問題について質問します。

(1)、第1混成団の旅団化について。

ア、旅団の構成と装備の特徴はどうなっているか。沖縄での米軍などの共同演習や実弾射撃訓練などがさらに強化されることになるのか。

イ、F15と空中給油機、KC767の配備によって那覇基地の役割が米軍と一体となって海外に出撃する海

外攻撃の基地として強化されることではないか。このようなF15と空中給油機の配備と給油機の駐機場整備に反対すべきではありませんか。

ウ、自衛隊機の事故によって空港が閉鎖されました。危険な軍民共用空港の実態を改めて示しました。一日も早い那覇空港の民間専用化が求められています。自衛隊機の離発着回数はどうなっているか。自衛隊基地を撤去することこそ安全な空港となるのではないか。そうすれば、空港の拡張も必要ないのではないか。

エ、自衛隊の戦闘機による騒音公害被害について、県当局は改善の申し入れをしているが、自衛隊の具体的な対応はどうなっているのか、当局の対応と見解を問うものです。

オ、自衛隊の与座通信基地の新しいレーダーの機能と役割について当局の見解と対応を問うものです。

3、米国の先制核攻撃戦略と原子力潜水艦について質問します。

(1)、核兵器は緊急に廃絶すべきです。知事の見解を問うものです。

(2)、非核三原則は厳守されるべきです。そのために非核三原則の法制化が必要ではありませんか。

(3)、ロサンゼルス級原子力潜水艦は巡航ミサイル核トマホークの積載可能な原潜ですか。

(4)、核トマホークの破壊力は広島型原爆の何倍ですか。

(5)、すべての原子力潜水艦の寄港に反対すべきではありませんか。

(6)、沖縄・米海軍基地ホワイト・ビーチが米国の核戦略体系の重要な基地として再編強化されているではありませんか。知事の見解を問うものです。

(7)、原子力潜水艦の事故の件数と主な事故について説明してください。

(8)、原子力潜水艦の放射能汚染や原子炉事故が起こったときの対応と被害想定について具体的に説明してください。

4、福祉行政・子供の貧困について質問します。

(1)、児童虐待について。

ア、児童虐待の状況と県・市町村の相談・処理件数5年間について説明してください。児童虐待に対する対応と見解をまた問うものです。

イ、要保護児童対策地域協議会、児童虐待防止ネットの活動状況について説明してください。

ウ、児童虐待と子供の家庭の貧困問題、失業、非正規雇用の増加、長時間労働について当局の見解と対応を問うものです。

(2)、子供の貧困について。

ア、子供の貧困という問題が福祉や教育の現場から提起されています。当局の認識と対応について伺います。

イ、給食費の未納世帯の貧困世帯の状況について。

ウ、修学旅行に参加できない児童の状況について5年間説明してください。

エ、学校の保健室の児童の状況、保健室に来て病院に行く必要の児童で保険手帳のない状況について。

オ、就学援助の受給児童数の状況について。

カ、乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設等の入所数について5年間説明してください。

キ、母子世帯の平均収入の状況について。

5、教育行政について質問します。

沖縄県立盲学校、沖縄県立聾学校を併設型の特別支援学校ではなく単独型の特別支援学校として存続することについて、当局の対応と見解を問います。

6、水産行政について質問します。

(1)「水産物流通総合センター整備に当たっての確認事項」について、平成16年2月9日に当時の農林水産部長が関係者の代表と調印しています。その水産物流通総合センターの運營業務について、センターに入居した仲買人の業務について、センターにおいて仲買人が行う業務は、仲卸販売を中心に小売業者と競合しないようにする、2、県漁連はセンターの入居者に対して適切かつ十分な指導を行うものとする、3、補助事業の目的を踏まえ、センターでは水産物以外の物産は取り扱わないこととされていますが、当局の対応と見解を問います。

(2)、泊魚市場の中間卸・小売業者の市場からの締め出しの撤回について。

中間鮮魚卸小売業連合会から、数十年にわたり生産者と消費者を結ぶ重要な担い手として先頭に立って頑張ってきた中間卸・小売業者を市場から締め出す、立ち入り規制の撤廃を求める陳情・要請が寄せられています。当局の見解と対応を問うものです。

休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時21分休憩

午前11時22分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○前田 政明君 県立病院の問題について質問します。

県立病院の赤字の原因は、一般病床当たりの繰入額が少ないことが原因になっていると思います。見解を伺います。

あとはこの間の診療報酬のマイナス改定について、その影響額についてお聞きいたします。

そして、県立病院の力が十分に発揮されていない、医師、看護師などの医療スタッフの増員のために定数の大幅増が必要であり、古くなった医療機器の整備が必要だと思います。

医療現場の期待にこたえることが今急務ではありませんか。

病院事業の経営改善について具体的に説明してください。

病院事業が一般会計からの繰り入れを求めて、認められていない内容と予算要求額について具体的に説明してください。

離島特勤手当がなくても、宮古・八重山県立病院は安定した公的医療を行うことができるのか。離島特勤手当に対して、一般会計から繰り入れを当然行うべきではありませんか。総務部長の答弁を求めます。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時23分休憩

午前11時24分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 前田政明議員の御質問にお答えいたします。

まず第1に、政治姿勢の中で新基地建設反対決議についての御質問にお答えいたします。

私は、在日米軍再編協議などこれまでの経緯を踏まえますと、普天間飛行場の危険性を一日も早く除去するためには、キャンプ・シュワブに移設することが現実的な選択肢であると考えております。

県民や議員各位に対しこのような私の考えを丁寧に説明しながら政策を推し進めていきたいと考えているところでございます。

「沖縄県の考え方」を取りまとめ、公表した趣旨は、普天間飛行場移設問題に対する私の姿勢が、県民や県議会の皆様に必ずしも十分に御理解されていないように感じられたことから、移設の必要性や県の取り組み、そして今後の進め方などについて9月議会の前に公表したものでございます。

次に、同じく政治姿勢の中で、訪米目的に係る御質問にお答えいたします。

戦後63年の長きにわたって過重な基地負担を背負ってきました沖縄県にとって、米軍基地問題の解決は重要な課題であります。その解決促進のために米国政府

や米国連邦議会、米軍司令部等の関係機関に沖縄県の実情を直接伝えることは意義あることだと考えております。また、訪米では沖縄県の産業振興を図るため、米国企業などへの県内誘致に向けたセールスを行ってまいりたいと考えております。

米軍基地問題に関しましては、まず、米軍基地の運用に伴う事件・事故の防止を要請いたします。特に、米軍人等の綱紀粛正や教育の徹底等を強く求めてまいりたいと考えております。さらに、日米地位協定の抜本的な見直し、そして嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺における航空機騒音の軽減、普天間飛行場の危険性の除去を求めますとともに、沖縄県の基地負担の軽減につながる海兵隊要員等の兵力削減とグアムへの移転、普天間飛行場を含む嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還といった在日米軍再編合意の確実な実施を求めてまいりたいと考えております。

次に、米国の先制核攻撃戦略に係る御質問の中で、核兵器の緊急廃絶と非核三原則の法制化に係る御質問でございますが、3の(1)と(2)が関連しておりますので、御理解を得て一括して答弁させていただきます。

沖縄県におきましては、これまで核廃絶に向けて「非核・平和沖縄県宣言」を行うとともに、あらゆる国による核兵器の実験に対してその都度抗議を行ってきております。

非核三原則は国会で決議された我が国の国是でもあり、政府はこのことを明言いたしております。

世界で唯一原子爆弾の惨禍を受けた被爆国の国民として、また、悲惨な太平洋戦の地上戦を経験した県民として、非核三原則を堅持していくべきだと考えております。世界じゅうから一刻も早く核兵器が廃絶されることを願っているところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） まず、知事の政治姿勢についてのうち、新基地建設とは性格が異なるという御質問についてお答えします。

県は、現在の普天間飛行場の機能の一部が移るということ、さらに既存の基地であるキャンプ・シュワブの陸上部分を活用して建設するものであることから、新たな基地の建設とは性格が異なると考えております。

キャンプ・シュワブに建設されるのは普天間飛行場のかわりの施設であり、普天間飛行場とは別に全く新しい基地を建設するものではないと考えております。

次に、ＳＡＣＯ合意による新基地建設についてお答えします。

名護市の市民投票については、ＳＡＣＯ最終報告にある海上ヘリポート案に対する当時の市民の意思表示であると考えております。

この海上ヘリポート案について当時の大田知事は、平成10年2月に受け入れ拒否を表明しております。その後、稲嶺県政が誕生し、移設候補地として「キャンプ・シュワブ水域内名護市辺野古沿岸域」が選定され、名護市長の受け入れ表明を経て、閣議決定、基本計画の決定、環境影響評価手続などが進められてきました。しかしその後、在日米軍再編による新たな移設案が合意され、現在、キャンプ・シュワブでの代替施設建設計画が進められているところであります。

辺野古新基地建設についてお答えします。

現行のＶ字案は、県や地元の理解を十分に得ないまま日米両政府が合意したものであり、県としては、現行のＶ字案のままでは賛成できないとの立場に変わりはありません。しかしながら、普天間飛行場の一日も早い危険性の除去のためには、キャンプ・シュワブに移設することが現実的な選択肢であります。また、普天間飛行場のキャンプ・シュワブへの移設は、海兵隊のグアム移転や嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還とともに、沖縄県の基地負担の軽減と跡地の有効活用を通じた地域振興に大きく寄与するものであると考えております。

名護市や宜野座村の対応についての御質問にお答えします。

普天間移設問題の原点はその危険性の一日も早い除去であり、そのことは日米両政府も同様の認識であると考えております。

名護市及び宜野座村においては、普天間飛行場の早期移設のため、苦渋の選択で辺野古への移設受け入れを決断したものであると考えております。現実的に普天間飛行場を一日でも早く移設するためには、位置の確定に向け調整すべき点が残っていますが、キャンプ・シュワブでの代替施設建設計画の実現に取り組んでいくことが重要であると考えております。

次に、キャンプ・シュワブへの移設についてであります。現在、進められている環境影響評価手続は、事業者が知事等の意見を踏まえて、環境の保全の観点からよりよい事業計画を策定していくことを目的とした制度であります。

知事は、この手続の中で住民や関係市町村長、専門家で構成される環境影響評価審査会の意見を踏まえ、生活環境、自然環境に十分配慮する観点から意見を述

べるようになっており、この手続を経ることにより環境保全の観点が可能に限り取り入れられたものとなると考えております。

キャンプ・シュワブ移設の実現性についてお答えします。

普天間飛行場代替施設については、環境影響評価に基づく調査が開始されるなど、一定の進捗があると認識しております。代替施設の位置については、政府と県、名護市の間で最終的な確定に至っておりませんが、協議会やワーキングチームにおいて率直な意見交換を行うことにより、今後、移設がより円滑かつ確実に進んでいくものと考えております。

危険性除去の現実的な方法や新基地建設推進の主張について一括してお答えいたします。

普天間飛行場移設問題の原点及びその緊急の課題は、現在の普天間飛行場の危険性の除去であり、県として早期に解決しなければならない問題であると認識しております。

県としては、在日米軍再編協議などこれまでの経緯を踏まえると、キャンプ・シュワブに移設することが普天間飛行場の危険性を一日も早く除去するための現実的な選択肢であると考えており、即時閉鎖を求めることは現実的ではないと考えております。

嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還についてお答えします。

嘉手納飛行場より南の米軍施設・区域の返還については、日米両政府において平成19年3月までに統合のための詳細な計画を策定するとされておりましたが、これまでのところ同計画が策定されたとの説明は受けておりません。

県としては、米軍再編で海兵隊司令部及び約8000名の海兵隊将校・兵員のグアム移転と、それに伴う嘉手納飛行場より南の米軍施設・区域の整理・統合・縮小が合意されたことは、県民の要望している米軍基地の整理縮小につながるものであり、確実に実施されなければならないと考えております。

3年めどの閉鎖状態と騒音被害についてお答えします。

県が実施した平成19年度航空機騒音測定結果によると、普天間飛行場周辺においてうるささ指数が9局中3局で環境基準を超過し、1日当たりの騒音発生回数については、わずかな増加も含めるとすべての測定局で前年度を上回っております。

市街地の中心部にある普天間飛行場は住民生活に深刻な影響を与えており、早期に危険性を除去し騒音の軽減を図るなど、周辺住民の不安を解消することが求

められております。

県としては、去る 7 月末に設立した実務者間のワーキングチームにおける協議を通して具体的な危険性除去策の提案・実施につなげていきたいと考えております。

米軍再編の全体像についてお答えします。

在日米軍再編については、日本全体の抑止力の維持と沖縄を含む地元の基地負担の軽減を目的に、共通の戦略目標について合意し、日米の役割・任務・能力についての協議と並行して軍事態勢の見直しについての協議を進めてきたものと理解しております。

日米両政府で合意された「再編実施のための日米のロードマップ」では、沖縄における再編のほか、普天間飛行場の空中給油機の岩国への移駐、嘉手納飛行場から千歳、三沢、百里、小松、築城及び新田原の各自衛隊施設への米軍機の一部訓練移転、キャンプ座間の在日米軍陸軍司令部の改編、横田飛行場への空域の一部返還、並びに厚木飛行場から岩国飛行場への空母艦載機の移駐などが示されております。

次に、自衛隊問題について、陸上自衛隊第 1 混成団の旅団化についてお答えします。

沖縄防衛局の説明によりますと、旅団化により現在の定員である約 1800 人から約 2100 名となり、約 300 人が増加する見込みであるとのことであります。また、事態対処能力の向上のため混成群を廃止し普通科連隊を新たに編成することや、機動性の向上のための軽装甲機動車及び高機動車の導入、化学防護機能の向上のため化学防護隊の新たな編成などが予定されているとのことであります。また、第 1 混成団の旅団への改編により米軍との共同演習が増加する等の説明は受けておりません。

次に、F 15 等の配備についてお答えします。

沖縄防衛局によりますと、航空自衛隊については、那覇基地に配備されている F 4 戦闘機を今年度中に百里基地に配備されている F 15 戦闘機と入れかえる予定であるとのことであります。また、空中給油・輸送機 KC 767 については、平成 19 年度から平成 21 年度にかけて愛知県の小牧基地に配備を進めているところであり、当該航空機の運用のため那覇基地において駐機場の整備を行うとのことであります。

県としては、騒音等地域住民に及ぼす影響などを総合的に判断し対応していきたいと考えております。

那覇空港の自衛隊機の使用状況についてお答えします。

大阪航空局那覇空港事務所によると、平成 19 年における那覇空港の年間離発着回数は約 12 万 4000 回となっ

ており、そのうち自衛隊機の離発着回数は約 1 万 9000 回となっております。

県は、那覇空港の過密運航の解消やさらなる安全性の確保が重要であると考えており、航空自衛隊においては県民に不安や影響を与えることがないよう、安全管理に万全を期していただきたいと考えております。

次に、自衛隊与座岳分屯基地の新レーダー配備についてお答えします。

沖縄防衛局の説明によると、現在、防衛省は弾道ミサイル防衛能力の向上に努めており、その一環として航空機の警戒監視に加え、我が国に飛来する弾道ミサイルの警戒監視も可能な新しいレーダーについて整備を進めているとのことであります。そのため、航空自衛隊与座岳分屯基地においても老朽化しつつある現レーダーにかえて弾道ミサイルの警戒監視も可能なレーダーを設置する計画があるとのことであります。

次に、先制核攻撃戦略と原子力潜水艦の質問のうち、ロサンゼルス級原子力潜水艦についてお答えします。

ロサンゼルス級原子力潜水艦については、巡航ミサイルトマホークの装備が可能であるとされております。

次に、核トマホークの破壊力について。

防衛白書によりますと、巡航ミサイルトマホークに搭載可能とされる核弾頭は、TNT 火薬換算で 200 キロトンとされております。一方、広島型原爆は、TNT 火薬換算で約 15 キロトンとされております。

何倍かということでは 13 倍となります。単純比較いたしますと 13 倍となります。

原子力潜水艦の寄港反対についてお答えします。

県としては、去る 9 月 4 日及び 9 月 8 日から 9 日にかけて軍転協を通じ原子力潜水艦は、安全が確認されない限り本県に寄港させないことを日米両政府に求めたところであります。

次に、ホワイト・ビーチの再編強化についてお答えします。

ホワイト・ビーチ地区は、港湾施設、庁舎、管理事務所貯油施設等として提供されていると理解しており、御質問の再編強化については承知しておりません。

原子力潜水艦の事故についてお答えします。

原子力潜水艦の事故の件数については、公表されていないことから具体的には承知しておりませんが、最近の事例としては、平成 13 年 2 月 10 日に愛媛県宇和島水産高等学校の練習船「えひめ丸」が、ハワイ州オアフ島沖でロサンゼルス級原子力潜水艦「グリーンヴィ

ル」に衝突され沈没した事件が発生しております。

なお、平成18年4月に外務省を通じ米国が発表した「合衆国原子力軍艦の安全性に関するファクトシート」によりますと、米原子力軍艦の運航を通じて、人の健康、海洋生物、環境の質に悪影響を及ぼすような放射能の放出は1件も発生していないとのことであります。

次に、原子力潜水艦事故の対応と被害想定についてお答えします。

原子力艦の原子力発生時においては、地域防災計画に基づき県及びうるま市は、国等の関係機関と連携して災害対応を行うことになっております。

原子力艦の放射能漏れ等の事故が起きる5マイクロシーベルト以上の放射線量率が検出されるなど、災害が発生したまたは発生するおそれがある場合、県及びうるま市は災害警戒本部を設置し、国等の関係機関と連携して情報収集や連絡調整を行うとともに、災害応急対策を検討し必要な措置を講じることとしております。

放射線量率が100マイクロシーベルト以上検出されるなど、大規模な災害が発生したまたは発生するおそれがある場合、県及びうるま市は災害対策本部を設置し、国等関係機関と連携して住民の屋内退避・避難の勧告・指示、飲食物の摂取制限、緊急被爆医療等の災害応急対策を実施することとしております。

被害想定については、今後、専門家の意見を聞きながら検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 自衛隊問題についての御質問で、騒音改善の申し入れに対する対応についてお答えをいたします。

平成19年度航空機騒音測定結果によりますと、那覇空港周辺においては、4地点中1地点で航空機騒音に係る環境基準を超過していたことから、去る9月10日に航空自衛隊那覇基地司令に対し、航空機騒音軽減の要請を行ったところでございます。

要請に対し航空自衛隊那覇基地は、騒音の軽減について引き続き努力していきたいとのことでありました。

県としましては、今後とも那覇空港周辺の航空機騒音の監視測定を継続するとともに、関係機関に対し航空機騒音の軽減を粘り強く働きかけていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 福祉行政・子供の貧困についての御質問の中の、児童虐待の状況と対応についてにお答えいたします。

県の児童相談所における児童虐待相談処理件数は、平成15年度が380件、16年度が358件、17年度が451件、18年度が364件、19年度が440件となっております。また、市町村における児童虐待相談処理件数につきましては、児童福祉法の改正により全市町村に児童相談窓口が設置されました平成17年度が528件、18年度が563件、19年度が651件となっております。

児童虐待への対応としましては、児童相談所におきまして平成17年度から子ども虐待ホットラインによる24時間体制の電話相談を行うとともに、平成19年度には中央児童相談所八重山分室を設置したほか、困難ケースへの対応など専門性を高めるため、児童福祉司、児童心理司等を増員し、体制の強化を進めてきております。さらに、県警及び女性相談所との連携の強化、情報の共有化を図るなど、児童虐待の早期発見、早期対応に努めております。

続きまして、要保護児童対策地域協議会等の活動状況についてにお答えいたします。

要保護児童対策地域協議会は、要保護児童等に関する情報交換や支援内容の協議を行う機関として位置づけられております。市町村の児童福祉関係機関のほか、保健、医療、教育、警察等の関係機関で構成されております。また、当該協議会には代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議が置かれており、児童の支援に関するシステム全体の検討から個別ケースの援助内容の検討まで、それぞれの段階ごとに協議が行われております。

当該協議会は、平成20年9月30日現在、41市町村中24市町村で設置されており、また、当該協議会の前身である児童虐待防止ネットワークにつきましては6市町村に設置されております。

県としましては、全市町村での当該協議会の設置を目指しており、既存の児童虐待防止ネットワークを要保護児童対策地域協議会へと移行させていくとともに、設置がおくれている町村部における当該協議会の設置促進に努めてまいります。

続きまして、児童虐待と子供の家庭の貧困問題についてにお答えいたします。

児童虐待は、一般的には育児に対する認識の低さ、家庭の養育力の低下、地域社会の子育て機能の低下など複合的な要因が重なって発生すると考えられており

ます。

児童虐待と家庭の貧困問題との関係につきまして、貧困が虐待に直結するものではないと考えますが、家庭における経済的な問題が深刻な場合は、子育てに対する負担感が増すことなどにより家庭の養育力の低下につながるおそれがあるものと考えております。また、虐待を受けた児童の家庭については、経済的な問題を抱えている事例も存在するものと認識しております。

県としましては、児童の健全育成や子育てに係る負担の軽減を図るため、児童手当、児童扶養手当の支給や医療費の助成等の経済的支援を行っているところであります。

続きまして、子供の貧困問題の認識と対応についてにお答えいたします。

児童福祉は、児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ育成され、ひとしくその生活が保障され愛護されることを理念としており、国及び地方公共団体は児童の保護者とともに児童の健全育成に対する責任を負っているものと認識しております。

県としましては、子育てを支援し、子供たちが健やかに生まれ育つ環境づくりを推進するため、「おきなわ子ども・子育て応援プラン」に基づき、保育サービスの充実、仕事と家庭生活の両立、要保護児童等への対応、ひとり親家庭等の自立支援などさまざまな事業に取り組んでいるところであります。

続きまして、乳児院等の入所者数についてにお答えいたします。

乳児院の過去5年間の年度末在籍数は、平成15年度が14人、16年度が18人、17年度が21人、18年度が16人、19年度が21人となっております。17年度と19年度は定員20人を上回る状況となっております。

児童養護施設の年度末在籍数は、平成15年度が373人、16年度が357人、17年度が366人、18年度が370人、19年度が384人となっており、16年度に一たん減少しましたが、17年度以降は増加傾向にあります。

母子生活支援施設につきましては、平成15年度が31世帯73人、16年度が47世帯128人、17年度が37世帯102人、18年度が34世帯89人、19年度が30世帯84人となっており、17年度以降は減少傾向にあります。

続きまして、母子世帯の収入状況についてにお答えいたします。

「沖縄県ひとり親世帯等実態調査」は5年ごとに実施しており、平成15年度調査によると、母子世帯数は2万5604世帯となっております。

県内母子家庭の収入は月収10万円から15万円未満が

33.3%と最も多く、次に10万円未満31.5%、15万円から20万円未満14.3%、20万円以上が12.5%、収入なしが3%となっており、15万円未満が全体の67.8%となっております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） 福祉行政・子供の貧困についての御質問で、子供の貧困の認識と対応についてお答えいたします。

親の経済的状況によって児童生徒の学習等に影響が生じることは、教育の機会均等や教育水準の維持向上の上から、あってはならないことだと考えております。そのため、県教育委員会としましては、幼児・児童生徒一人一人の実態に応じたきめ細かな指導など個に応じた指導の充実に努めるとともに、確かな学力など生きる力をはぐくむ教育活動を展開しております。

市町村においては、教育の機会均等の立場から、学用品や医療費等の就学援助事業を行っております。また、県教育委員会としましては、国に対し全国都道府県教育長協議会等を通じ、就学援助等の充実を要請しております。

次に、給食費未納世帯についてお答えいたします。

文部科学省が平成18年度に実施した学校給食費徴収状況調査によりますと、県内公立小中学校における未納者9595人のうち、要保護児童生徒が372人で3.9%、準要保護児童生徒が582人で6.1%となっております。

次に、修学旅行に参加できない児童についてお答えいたします。

修学旅行は教師や仲間とともに宿泊体験を行うことにより、人間関係の構築や教室で学んだことを実際に確かめる機会として大切なものと考えております。

市町村教育委員会を通して調査したところ、小中学校の修学旅行に経済的理由で参加できなかった児童生徒の数は、中学校において平成15年度で17名、平成16年度で16名、平成17年度で24名、平成18年度で14名、平成19年度で18名となっております。小学校においては平成19年度は参加できなかった児童はおりませんでした。

なお、平成18年度以前については調査をしておりません。

県教育委員会としましては、経済的理由等により学習の機会が損なわれることがないように、市町村教育委員会における就学援助事業等を通して修学旅行などが円滑に実施できるよう助言してまいりたいと考えております。

次に、保健室の児童の状況と保険手帳についてお答えいたします。

平成19年度の本県公立小中学校における保健室の年間利用児童生徒数は、小学校で延べ約37万2000人、中学校で延べ約14万2000人となっております。その内訳は、外科的要因で37.9%、内科的要因で51.9%、保健室登校などその他の要因で10.2%となっております。

保健室に来ている児童生徒のうち、病院に行く必要がある場合は保護者に連絡を取り、保護者の責任で対応していることから、保険手帳につきましては把握できない状況にあります。

県教育委員会としましては、児童が心身の健康を保持増進できるよう保健室の充実を図り、健康教育の推進に努めてまいります。

次に、就学援助についてお答えいたします。

就学援助制度は、経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、市町村が学用品や医療費等を援助し、義務教育の円滑な実施を図るものであります。

就学援助受給者の状況は平成15年度1万9523人、平成16年度1万9856人、平成17年度2万93人、平成18年度2万867人、平成19年度2万1490人となっております。

県教育委員会としましては、市町村教育委員会へ通知をし、就学援助事業の適切な実施を促しているところであります。また、全国都道府県教育長協議会等を通じ、就学援助の充実を関係省庁へ要請しているところであり、今後とも教育の機会均等の確保のため市町村において必要な就学援助が行えるよう、十分な財源措置を国に働きかけていきたいと考えております。

次に、教育行政についての御質問で、沖縄盲学校、ろう学校を単独型の特別支援学校として存続させることについてお答えいたします。

近年の障害の重度・重複化や児童生徒一人一人の教育ニーズに適切に対応するため、平成19年4月に学校教育法が改正施行され、従来の障害種別の盲・聾・養護学校は、複数の障害種に対応した教育を実施することができる特別支援学校制度へと改められました。

沖縄盲学校、ろう学校の単独校としての存続要請は、児童生徒の安全性や教育の専門性の維持に不安を感じてのことと思われ、真摯に受けとめております。

沖縄盲学校、ろう学校は、県内の視覚障害教育、聴覚障害教育の拠点としての役割を果たしてきたことから、その専門性を維持することは重要であると考えております。

県教育委員会としましては、これまで学校関係職員

や保護者等と説明会及び意見交換を行ってまいりました。今後とも、保護者等と継続して話し合いを行い、専門性の維持や安全性の確保ができるかどうか慎重に検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 時間の都合もありますので、前田政明君の質問及び質疑に対する残りの答弁は午後に回したいと思います。

休憩いたします。

午後0時0分休憩

午後1時22分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

この際、報告いたします。

説明員として出席を求めた副知事安里カツ子さんは、別用務のため本日の午後及び明日の午前中の会議に出席できない旨の届け出がありました。

○議長（高嶺善伸君） 午前の前田政明君の質問及び質疑に対する答弁を続行いたします。

農林水産部長。

〔農林水産部長 護得久友子さん登壇〕

○農林水産部長（護得久友子さん） それでは水産行政についての御質問で、水産物流通総合センター整備に当たっての確認事項への対応についてにお答えいたします。

水産物流通総合センターは、県民へ安全・安心な魚介類を安定的に供給し、魚価の安定と水産物の消費拡大などに資することを目的に建設されたものであります。

同センター整備に当たっての確認事項は、入居する仲買人の業務と、第一牧志公設市場の業務が競合しないようにすることなどについて、第一牧志公設市場組合と県漁連が合意し、県農林水産部長はこれを確認する立場で押印したものであります。

県では、確認事項を踏まえ、関係者に指導しているところであります。

今後とも、第一牧志公設市場組合及び水産物流通総合センターの業務がそれぞれ円滑に行えるよう指導並びに調整してまいりたいと考えております。

同じく水産行政で、泊魚市場の立入規制への対応についてにお答えいたします。

泊魚市場においては、従来から小売業者や部外者など多数の者が市場内で魚の下見をするなどの慣行があり、市場内の混雑による衛生管理上の問題を初め、水産物の損傷、盗難などが起きておりました。このため、泊魚市場有限責任事業組合は、市場への入場を平

成21年度以降、市場関係者のみに制限することについて、沖縄県中間卸・小売業連合会との間で話し合いを行っているとのことであります。

県としては、水産物流通の円滑化を図る観点から、話し合いを仲介するなど調整していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 知念 清君登壇〕

○病院事業局長（知念 清君） 我が党の代表質問に関連しての中、病床1床当たりの繰入金額についてお答えします。

1床当たりの繰入金の額について、平成18年度地方公営企業年鑑に基づき全国と比較しますと、全国平均442万1000円に対し、本県は289万3000円で全国第38位の額となっております。一方、標準財政規模に対する繰出金比率で見ますと、全国平均1.178%に対し、本県は2.282%で全国第4位となっております。

県立病院の赤字は、診療報酬の改定が低率で推移していること、患者数が減少傾向にあること、減価償却費が増嵩したことなどそれらを含めた複合的な要因によるものであり、1床当たりの繰入額の多寡が赤字の主な要因とは一概に言えないものと考えております。

続きまして、診療報酬のマイナス改定の影響額についてお答えします。

診療報酬改定は2カ年ごとに行っておりますけれども、平成18年度改定で約1億4300万円の減収、平成20年度の改定で約2億円の増収を見込んでおります。

続きまして、医療スタッフの増員及び医療機器の整備についてお答えします。

病院事業局の職員定数は、条例の定める範囲内で、医師を初め看護師、医療技術職及び事務職など、多くの職種の配置をしなければならない状況にあります。

県立病院の職員確保で特に問題になっております慢性的な看護師不足は、定数枠が不足しているということよりも、むしろ休職者等の補充が十分にできていないことが主な要因になっております。9月1日現在92人の欠員が生じており、病院事業局としてはまずはその確保を図ることが先決であると考えております。

医療機器の整備については、経営状況を踏まえつつ長期的な整備計画のもとで更新を行うこととしておりますが、機器の老朽化等による機能の劣化や故障の発生状況等を勘案し、診療行為に支障を及ぼすことがないよう対応しているところであります。

続きまして、病院事業の経営改善についてお答えします。

病院事業の経営改善につきましては、収益と費用の両面から取り組みを行っております。

収益面では、1つ目に、地域医療連携機能の強化による急性期患者の確保、2つ目に、今回の診療報酬改定で新設されたハイリスク妊娠管理加算等の各種加算取得、3つ目に、診療報酬取り漏れ防止の強化、4つ目に、未収金の発生防止と回収強化などの取り組みを行っております。また、費用面では、1つ目に、診療材料費縮減プロジェクトの推進、2つ目に、薬品等の一括購入による廉価購入の推進、3つ目に、電気契約の見直しや省エネ活動などによるエネルギー費用の節減などの経費節減に努めております。

このような経営の効率化を図ることにより、経営改善に一層取り組んでまいります。

続きまして、繰入金の予算要求額についてお答えします。

平成20年度当初予算においては、従来要求してきた離島増嵩経費や本庁経費について、今後、関係部局による県立病院の抜本的な見直しの中で、総務省の繰出金通知に基づかない基準外を含めた繰入金のあり方についても議論を深めていくこととし、予算要求はしておりません。

続きまして、離島特地手当の一般会計からの繰り入れについてお答えします。

総務省の繰出金通知に基づかない特地勤務手当等の離島増嵩経費は、病院事業を運営していくために必要な経費ではありますが、病院事業の自助努力のみで補てんすることは困難であります。

一方、一般会計においても厳しい財政状況にあることから、今後、関係部局による県立病院の抜本的な見直しの中で、総務省の繰出金通知に基づかない基準外を含めた繰入金のあり方についても議論を深めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 前田政明君。

〔前田政明君登壇〕

○前田 政明君 では再質問します。

知事の米軍再編に関してですけれども、知事は米軍再編が日米同盟の強化、地球的規模での強化ということで自衛隊と米軍の一体化、これとの関係で憲法9条に私は米軍再編の中身は触れると思いますけれども、まず知事の見解をお聞きしたいと。

それから米軍再編のもう一つの特徴は、アメリカの核戦略構想に抑止力として加わると、ミサイル防衛を明確に位置づけている点が新しい特徴です。これはアメリカの核戦略の一翼を担うということになります

が、これは大変危険なアメリカの核基地になると思いますけれども、知事の見解をお聞きます。

それからその関係で、与座の自衛隊基地のミサイルですけれども、自衛隊の関係でもこの電磁波の影響が周辺の住民のテレビやその他にもこれは影響があるという形で見解が出ているわけでありましてけれども、このすごく早いミサイルを認知するというのはかなりの電磁波を出さないといけないう。そういう面で本当にこの電磁波の問題を住民に安全であるのか、このところをもう一度お聞きしたいと思います。

ちょっと休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後 1 時 34 分休憩

午後 1 時 35 分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○前田 政明君 知事の米軍再編の見解についてですけれども、県議会は現実的ではないと。県議会は県民世論を反映した現実的なものではないと言っていますけれども、県議会決議は県民世論を反映したものだという認識はありますか。それともそうではないというふうに思っているのでしょうか。

それから現実的ではない米軍再編の辺野古基地の現状、これはいわゆるパッケージになっていると。それに辺野古も当然入っているという認識でしょうか。

それと嘉手納以南の基地は全部県内移設、こういふうになっておりますが、これについてはそのめどがあつての現実的な可能性ということでしょうか。その県内移設の現実的な可能性についてお答え願いたいと思います。

それから見解で理想論と言っておりますけれども、この危険な状況について県議会決議は触れてないというふうに言っておりますが、6月県議会で最終日の7月18日に「普天間飛行場の危険性の除去及び早期閉鎖・返還に関する陳情」を全会一致で採択していることを知事は御承知でしょうか。

そういう面で県議会としては、意見書・決議で上げた。そして陳情という採択の中で普天間基地の飛行場の危険性の除去、早期閉鎖・返還という明確な見解を述べていることを知っての上の知事見解なのでしょうか。その真意をお聞かせいただきたいと思います。

休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後 1 時 36 分休憩

午後 1 時 37 分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○前田 政明君 病院の問題ですけれども、本当に現

場が大変で、そういう面では特にがん拠点病院である中部病院において放射線機器が古くなって、ＣＴスキャンが1面の断面しか撮影できないと。民間病院では一度に64面も断面を撮ることができる。

そういう面で、がん拠点病院として一体これはどうなっているのかと。そういう面でぜひともがん拠点病院として県民の命を守るためには、知事、少なくともこの放射線治療機器ですね、一日も早くかえていく必要があると思いますけれども、これについて明快な御答弁をお願いします。

ちょっと休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後 1 時 37 分休憩

午後 1 時 38 分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○前田 政明君 そういう面で、原子力潜水艦の問題ですけれども、核密約もいっぱいありまして本当に危険な状況です。どういう事態を想定してうるま市やその他で訓練をしているのか。これはやはり被害想定ですね、このところは非常に大事じゃないかな。

それと放射能被害というのは、放射能というのは人体にどういう影響を及ぼすのか、そのところを明確にお願いしたいと思います。

それとあと訪米の問題ですけれども、米軍再編の確実な実施ということはこれは大変なものがあるなど。日本の国をアメリカの意のままに核戦略体系や海外での戦争を進める米軍再編を確実にやってほしいということはこれはとんでもない、県民の平和の願いを無視する、本当にとんでもない危険な見解だなというふうに思いますが、知事の見解をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後 1 時 39 分休憩

午後 1 時 52 分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 再質問にお答えいたしますが、再質問がたくさんありましたんで、1つだけ私の方でお答えいたしますが、一番最後の再編の実施はとんでもないという御発言に対してお答えいたします。

これはもう何度も申し上げてきましたように、普天間基地の一日も早い危険性の除去に資する、そして基地の返還が予定されている、さらに県民の負担の軽減、海兵隊のグアムへの移転など県民負担や基地負担の軽減、そして返ってくる基地の跡利用、そして県勢の発展につながるものと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 仲里副知事。

〔副知事 仲里全輝君登壇〕

○副知事（仲里全輝君） 前田議員の再質問の中で、米軍の再編、日米同盟の強化は憲法9条に違反するのではないかとこういう趣旨の御質問にお答えいたします。

米軍再編は、日米安全保障体制を基盤とする日米同盟を新たな安全保障環境に適應させ、我が国の平和を確保し、アジア・太平洋地域における平和と安定に寄与するためのものであると理解いたしております。

憲法9条の政府見解、最高裁判例等の通説の運用解釈の範囲内であるところのように理解しております。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 知念 清君登壇〕

○病院事業局長（知念 清君） それでは現場で必要とされる医療機器の整備についての御質問にお答えします。

病院事業局では、現在財政的に非常に厳しい状況にございますが、故障頻度が高い機械で修繕困難または修繕費がかさむもので、その機器がなくては医療行為に重大な支障を及ぼす真に必要なものは優先的に整備することとしております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） まず日本のミサイル配置がアメリカの核戦略に加わるものじゃないかという御質問について、現在進められているミサイル防衛システムは日本の防衛力の一環として整備されるものとして理解しております。

それから与座岳のレーダー整備による住民への被害はないのかと、危険性についての御質問にお答えします。

沖縄防衛局の説明によると、新レーダー設置による電磁波の影響調査を実施したとのことであり、周辺への影響はないとのこととあります。したがって、電磁波による危険性はないものと考えております。

次に、決議は県民の意思を反映しているのではないかと、していないと認識しているのかという御質問については、決議については県議会の意思を表明するものであり、県議会の権限を行使されたものと認識しております。県民の一定の意思を反映したものと考えております。

それから、辺野古はパッケージではないのかと、含

まれているんじゃないのかということについては、在日米軍再編合意の中では普天間飛行場はキャンプ・シュワブへ移設された後、返還されることになっており、辺野古での代替施設建設は米軍再編合意の中に含まれていると考えております。

次に、嘉手納以南の返還の現実的な可能性についての御質問にお答えします。

嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還については、日米両政府において平成19年3月までに統合のための詳細な計画を策定することとされていましたが、これまでのところ同計画が策定されたとの説明は受けておりません。

沖縄防衛局によると、詳細な計画の作成がはかっているということについては、現在米側と調整中の段階であるとのこととあります。

いずれにしても、グアムへの移設や嘉手納より南の返還区域については具体的な中身が明らかにされておきませんが、米軍再編全体の実施の中で着実に返還等が行われるものと考えております。

7番目、危険性除去、早期閉鎖の県議会の決議について承知しているかという御質問でございますが、中部市町村会からの普天間飛行場の危険性の除去、それから普天間飛行場の早期閉鎖・返還を実現するという陳情書が採択されたことについては承知しております。

次に、地域防災計画でどういう事態を想定しているのかという御質問でございますが、地域防災計画における原子力艦の原子力災害対応については、住民への防護対策を迅速に実施する上から放出源情報等が十分に得られない状況下において、災害応急の必要な措置を講じる内容となっております。

あわせて具体的にどのような被害を想定しているのかという御質問でございますが、地域防災計画では放射能漏れによる災害が発生した場合、または発生するおそれがある場合には1.2キロメートル以内の住民に対し、避難及び屋内退避措置をとることとしており、ホワイト・ビーチ海軍棧橋から1.2キロメートル以内に居住するうるま市勝連平敷屋の一部が対象になります。

また、一般的には放射線による人体への影響が考えられますが、250ミリシーベルト以下はほとんど臨床的に影響はないと言われております。250ミリシーベルト以上になりますと、白血球やリンパの減少により、吐き気や嘔吐等があらわれ、2000ミリシーベルト以上になると骨髄障害や脱毛症状等があらわれ死に至ると言われています。

なお、具体的な被害想定につきましては、今後は専門家の意見を聞きながら検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 前田政明君。

〔前田政明君登壇〕

○前田 政明君 では再質問します。

知事……。

休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時3分休憩

午後2時3分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○前田 政明君 今お渡ししているのは、県立中部病院のCTスキャンの機械の写真です。1断面しか撮れない。民間では64断面も撮れる。それで、今故障して、とにかく困っていると。余り言えないけれども、よその病院に行ってもらえるということ、がんの診療拠点病院なんです。

そういう面ではもうこれは病院事業局長は言えないでしょうから、ぜひ知事、ここは英断を持って改善することを答えていただきたいと思います。

それから、自衛隊のレーダーですけれども、米国防総省のミサイル防衛庁の情報資料では——2006年6月公表ですけれども——家庭のテレビやラジオへの影響が生じる可能性について指摘していると、こう指摘しているんですよ。これに対して、本当にちゃんとした対応をとる必要があるんじゃないかなと思います。

それから、やはり米軍再編というのは、アメリカの核戦略に丸ごと日本を巻き込むものなんです。これは辺野古も当然入っているんですけれども、これは日本をアメリカの求める戦争する国にする。アメリカと軍事同盟を結んでいるのは、今、世界で韓国と日本だけなんです。あとはみんな友好条約なんです。

知事、あなたが米軍再編の完全実施と言っている意味は、沖縄県の都合のいい言葉だけじゃないんです。アメリカの世界戦略を支援する、このことを述べていることについてどう思うか、見解をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時5分休憩

午後2時9分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 前田議員の再々質問にお答えいたしますが、米軍の世界戦略の中に巻き込まれて

いるのではないかという、前田議員の世界戦略論を私はよくわかりませんので、いずれまた議員からお話を伺いたいと思いますが、私どもが聞いている、ないしは再編の文書で読んでいる文というのは、基本的には日本における米軍基地、自衛隊基地等々を含めての抑止力の維持と、そして県民を含む国民負担の軽減というふうに聞いております。

ですから、世界戦略の中に組み込まれているんだということを聞かれても、今申し上げたように、よく議員の世界戦略論を心得ておりませんので、この程度しか答弁できません。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 知念 清君登壇〕

○病院事業局長（知念 清君） 前田議員の再々質問についてお答えいたします。

CTとおっしゃっていましたが、現在、中部病院で問題になっている機器は、いわゆるがんの診療に使うリニアックでございますが、それが古くなって故障が続いているという状態であります。がん拠点病院としてその放射線の治療機は必要であるということで要望が出ております。それで、私たちとしてもできるだけ診療に差し支えがないように、どのような形でそれに対応できるかということを今、現場と話し合っている最中でございます。

先ほど申し上げましたように、診療に重大な支障を及ぼす真に必要なものは優先的に整備するという方針に変わりはございません。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 与座岳の電波、電磁波の影響についてであります。防衛省によりますと、電波の安全性について規定している電波法第30条及び電波防護指針等に適合するよう、その施設の設計、装置を実施することで人体等への影響がないように措置するとしております。

県としても、万全の措置をとるよう、防衛省の方に求めていきたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 前田政明君。

〔前田政明君登壇〕

○前田 政明君 知事、さっきの中部病院の放射線機器ですね、これはやはり知事が決断しないとイケないんじゃないですか。やはりがんの拠点病院としてぜひこれはきっちり対応するというふうに御答弁お願いし

ます。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時14分休憩

午後2時15分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 前田議員の再々質問にお答えいたしますが、県立病院は県民医療の確保のため重要な役割を果たしているものと認識いたしております。

先ほど病院事業局長が申し上げた機器等につきましては、改めてまた病院事業局とよく相談させていただきます。そして適切に対応してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

〔平良昭一君登壇〕

○平良 昭一君 改革の会の平良昭一です。

一般質問を行います。

通告に従い順次質問を行います。その前に、一般質問通告締め切り後、9月25日の新聞に報道された民事再生法手続中の都市デザインシステムの孫会社で、本部町瀬底島において大規模リゾートホテルを建設中だった瀬底ビーチリゾートが、9月30日付で約150人の全従業員を解雇することが明らかになった。失業率が高い中、全従業員解雇は極めて異例、遺憾なことでありますので、また、事前に質問の概要を執行部に連絡してありますので、質問させていただきたいと思っております。

都市デザインシステムは、金融機関の融資引き締めなどによる資金繰りの悪化で、8月末に民事再生手続開始を申請、受理されており、ホテルは約5割ほど完成しているが、現在は工事も休止しております。

2006年には地元本部町を初め町議会、商工会などが支援決議を行うなど、全面協力の体制をしてきた経緯があり、また、着工前から地元の特産品使用や雇用の面でも地元優先をしていただけたに町内関係者は衝撃を受けております。

新出資企業も難航していると聞いている中、県が支援策を検討しているとの新聞報道があり、地元は切実な思いで嘆願をします。150名に内定者48名、約200人が職を失うことになる。何とか再生をと地元は県に全面的な支援を願うものであり、今後の対応をお聞きしたいと思います。

それでは質問に入らせていただきます。

1点目、海上自衛隊P3C送信基地予定地跡地利用

についてお聞きします。

昭和20年6月、523世帯を強制立ち退きさせ米軍により建設された上本部飛行場は、復帰直前に返還され、コーラルを敷き詰められたまま補償、跡地利用もないまま放置されてきた。その後、海上自衛隊基地建設の話が持ち上がり、計画から20年の長きにわたり住民は揺れ動き、苦悩の時間を過ごすこととなり多大な損失を与えました。そのことに関し無責任きわまりないことだと激しく国・県を地元の方々は非難しておりますが、その件に関して知事の見解を求めたいと思います。

送信基地断念後の同地区の利活用は、地元との連携を密にして必要な支援策を講じると言っておりますが、防衛省、県、地元本部町それぞれの今後の役割、立場を明確に示してほしいと思います。

2点目、県内ダム施設についてお伺いいたします。

沖縄の水資源の特徴は、本土の河川とは違い流路延長が短く勾配が急であるため、流域面積が小さいため平常時の流量は非常に少ない。そのため自然降雨に頼らなければならない特徴を持っております。

沖縄の年間降水量は約2000ミリで全国平均の1700ミリを上回りますが、年間を通して平均的にもたらされるものではなく、5月から6月の梅雨期及び8月から9月の台風の時期に年平均降水量の44%をもたらし降り、沖縄本島における降雨は年間を通し変動が大きく、年により降雨量が異なるという特色を持っております。

沖縄の水事情は、沖縄本島における降雨の自然的特徴に左右されることから、常に渇水という不安をぬぐい去れない状況であります。少雨傾向になると水不足に悩まされ給水制限を余儀なくされている現状で、沖縄の観光客1000万人構想の水事情は十分な対策を行っているのかお聞きしたい。

また、自立経済を目指す沖縄県にとっても水資源開発は緊急かつ重要な課題であることからしても新しいダム計画、構想があるかお聞かせ願いたいと思えます。

そして、北部のダムの中核である福地ダムに関して漏水、耐震基準に関して地元住民から不安の声を聞くが、その見解を求めます。

次に、伊平屋空港の進捗状況についてお聞きします。

かねてからの懸案事項であった伊平屋空港問題が近年再浮上してきましたが、その経緯と空港建設に対する伊平屋村、沖縄県の見解をお聞きしたい。

隣村の伊是名村を含め2村1空港の案だが、伊是名

村はどのような見解を持っているのか、お聞かせ願いたいと思います。そして、伊平屋空港は埋め立てを行って建設するとの考え方ではありますが、その見解をお聞かせください。

4点目、国道329号宜野座村漢那地区整備の進捗状況についてですが、平成2年度に事業化され一部区間は14年度より工事が着手されておりますが、第2工区間福山―漢那区内の漢那側が当初の計画より大幅変更になり、一部は現道路改良にて事業が行われる予定になっていると聞く。

地元住民は、当初予定計画から変更になり、現道路の改良では重大事故の多発が危惧され、沿線には漢那タラソ沖縄、漢那保育園、北部病院等が隣接し、利用者は右折時、左折時に常に危険を感じている状況であります。平成19年6月には地元漢那行政委員会でもこの事業が当初予定計画どおりに速やかに着手するように決議を行っており、その後、区民700人余りの署名も取りつけ、9月には宜野座村、国道事務所、沖縄総合事務局に要請を行っております。

当初計画では平成20年度工事完了の計画であったと聞かすが、一向に進展していない状況の説明願いたいと思います。

5点目に、離島振興補助の仕組みについてでございますが、昨今の原油高騰の影響を受け、特に離島住民の方々から要請・要望等の機会がふえております。島嶼県であるがゆえの独自性の補助システムが構築されてきていると思いますが、以下の点をお聞きします。

(1)、離島航路の経営が悪化し運賃値上げに踏み切った、あるいは検討している地域があるが、その対策方はどうするのかお聞きします。

(2)点目は取り下げます。

(3)点目、ガソリン価格が本島に比べ格段の違いがあるが、同じ消費県民としてどのような見解を持っているのかお聞かせ願いたいと思います。

6点目に、国有地海浜、港湾地区内の営業行為についての問題ですが、沖縄のレジャーといえば海であります。近年、海浜地区あるいは港湾地区内での営業に関し、業者間同士のトラブルから観光客への迷惑行為などが発生している地域があります。沖縄観光のイメージが損なわれる状況になりかねないことから以下の点をお聞きいたします。

県内各地でそのようなトラブルがあると聞かすが、その実態をお聞かせください。

そして、本部町水納島では5年前から地元住民を巻き込んで騒動が起きておりますが、その対策はどうしてきたかお聞かせ願いたい。

7点目、古タイヤ利用リサイクル魚礁についてでございます。

近年、漁業生産は年々減少傾向にあり、加えて異常な燃料費高騰の影響で出漁を中止する漁協が全国でもふえております。

県内では、パヤオまで往復する燃料費の負担が大きく、沖合での漁を断念するケースが多くなっており、漁民の生活を直撃しております。

漁獲量や漁期の制限、養殖漁業の振興、稚魚の放流等のさまざまな努力も続けられておりますが、その一つに人工魚礁の設置もあります。魚礁には海底で魚が集まり、漁場として利用できるポイントという意味ではこれまでは廃船やコンクリートブロックなどを海に沈めていました。このほど、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づき承認した経営革新計画の中に廃タイヤ、古い漁網を利用した魚礁があるが、その詳細について説明を願いたいと思います。

その魚礁がことし3月、伊江島沖で試験的に沈められておりますが、その成果と今後の県の考え方をお聞きしたい。

水産庁の補助があると聞かしますが、具体的な補助メニューの詳細はどのようなもので、受益者負担の割合はどうなっているのかお聞かせ願います。

また、不法投棄のタイヤが県内各地で見つかっており、その再利用を廃棄物の古タイヤを有効利用できれば、環境汚染を防ぎ資源のリサイクルにも役立つ。特に離島のタイヤ処分は重要な問題であり、リサイクルの観点から水産庁以外の補助の可能性はないかお聞きします。

8点目、企業組合沖縄ユウカリファームの告発状についてでございます。

国頭村における平張りハウスの補助金問題、宮古島市平良宮原地区の圃場整備事業に絡む補助金不正受給問題など、すべて国民のとうとい税金が注入されている事業であります。

事業に当たっては透明性が当然のことではあります。今般、名護市における国・県の林業構造改善補助事業に絡む補助金予算の執行に関し疑義があるということで告発状が出されている状況から、以下の点を伺います。

この補助事業の一連の流れの説明を求めます。

提出された告発状の取り扱いはどうなっているのかお聞きします。

最後の9点目、中高一貫教育の成果と課題についてでございますが、中高一貫教育は、ゆとりある学校生活、継続性ある教育指導、伸ばせる個性、才能豊かな

人間性の育成などを目的に設置を進めているもので、沖縄には併設型と連携型の２つがあります。

併設型中高一貫校は、入学者の選抜試験がなく高校入学ができる制度であり、与勝中学がそれに当たります。連携型は、簡便な方法による入学選抜をする制度であり、久米島、本部、伊良部の３校があり、平成十二、三年ごろから指定を受け現在に至っております。

連携型中高一貫は、中学入学から高校卒業の６年の１サイクルが終わった時期に来ていることから、以下の点について伺います。

連携型中高一貫で学力が低下していると聞かすが、その実態と成果についてお聞きします。

入試制度のあり方に各中学校苦慮していると聞かすが、その対策はどうするかお伺いいたします。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 平良議員の御質問にお答えいたします。

まず第１に、県内ダム施設に係る御質問の中で、1000万人構想における給水対策についての御質問にお答えいたします。

入域観光客1000万人受け入れに伴う１日当たりの最大使用水量は、現在より約４万トン増加をし約58万トンに達するものと推定いたしております。

これに対し、県全体で１日に供給可能な計画給水量は約74万トンであり、現状の整備計画で対応可能であると考えております。

次に、伊平屋空港の進捗状況についての御質問にお答えいたします。

伊平屋空港の整備につきましては、伊平屋・伊是名地域における住民生活の安定と地域振興の観点からその必要性は十分認識いたしており、整備に向けた取り組みとしまして平成11年度から基礎的調査を実施いたしております。

平成17年11月には、県、伊平屋村及び伊是名村で構成します伊平屋空港協議会を設置をし、空港整備に向けた課題解決に取り組んでいるところでございます。

平成18年度から平成19年度にかけましては、空港整備計画へ住民意見を反映させるためのパブリック・インボルブメントを実施いたしました。現在は、環境影響評価の手续及び航空会社との調整等を進めているところでございます。関係機関との調整を図りながら、早期に事業化できるよう取り組んでいきたいと考えているところでございます。

次に、離島振興補助に係る御質問で、離島航路への

対策についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

県では、原油価格高騰による燃料費増加分の赤字欠損額につきましても、国及び市町村と協調し離島航路に補助しているところであります。今後とも離島航路の実情を踏まえ、適切に対応してまいります。

また、国におきまして平成20年８月に策定されました「安心実現のための緊急総合対策」では、省エネ船舶・設備・技術等の導入促進などの各種施策が示されたところであり、県といたしましては、今後、国の動向を見ながら対応を検討してまいりたいと考えているところでございます。

次に、同じく離島関係の御質問で、離島と本島とのガソリン価格の違い、差についての御質問にお答えいたします。

離島におけるガソリン価格は、本島に比べ高くなる傾向があるものと無論考えております。

このため、県は、離島地域における石油製品の価格の安定と円滑な供給を図るため、石油製品輸送等補助事業を実施し、沖縄本島から県内離島への石油製品の輸送経費に対して補助を行っております。それでもなお離島地域におけるガソリン価格が本島に比べ高い傾向にあるのは、離島では石油販売事業者が少なく、事業者間の価格競争が働きにくいこと等によるものと考えられております。

県といたしましては、引き続き石油製品輸送等補助事業の実施とその周知を図ることにより、ガソリン価格の安定に努めていきたいと考えているところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 旧上本部飛行場の補償、跡地利用についての御質問にお答えします。

旧上本部飛行場は、昭和44年６月と46年６月の２回に分けて全面返還されました。軍転特措法の制定前の返還であり、原状回復や補償の措置がなされておられません。

県としては、本部町の意向を踏まえ、今後、跡地利用も含めどのような対応が可能なのか検討してまいりたいと考えております。

次に、防衛省、県、町の役割、立場についてお答えします。

沖縄振興特別措置法において、国、県及び跡地関係市町村は、密接な連携という跡地利用の基本原則のも

と、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を促進することとされております。また、地方公共団体の責務として、跡地利用に関する整備計画の策定、その他の措置を講ずるよう努めることとされております。

防衛省が海上自衛隊本部送信所の建設を断念した地域について、県では、本部町が今後、地権者の意向を踏まえ、跡地利用計画を策定する場合には必要な支援策等について検討してまいりたいと考えております。

県としては、地権者である防衛省においても町の振興に配慮し、町と十分に協議・調整をしていただきたいと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） 県内ダム施設に関する御質問で、新たなダム構想についてにお答えいたします。

水の需要は、人口の増加、生活水準の向上、経済の発展及び観光客数の増加等により今後も増大するものと見込まれており、水需要量に見合った水源開発は重要な課題であると考えております。

そのため、本島におきましては、現在、大保ダム、億首ダム等の多目的ダムの建設や西系列水源開発事業などを推進しているところであり、また、離島につきましては、将来の水需給の安定化に向けて多目的ダムや原水貯留槽などの建設を進めているところであります。

現在のところ、新たなダム建設の構想はありません。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君） それでは、県内ダム施設の御質問の中の、福地ダムにおける漏水、耐震基準に関する安全性についてお答えします。

福地ダムは、頻発する沖縄本島の干ばつと水需要の増大に対処するため、米国陸軍工兵隊により昭和44年7月に着工されましたが、本土復帰に伴い施工途中に米軍から日本政府が引き継いで完成させ、現在、国直轄で管理しているダムであります。

耐震基準等については、日本の技術基準に基づき安全性を確保しており、漏水については常時、漏水量をチェックしているとのことであり、その結果、安全上問題は無いと聞いております。

次に、伊平屋空港の進捗状況についての御質問の中の、2村1空港案への伊是名村の見解についてお答え

します。

伊平屋村及び伊是名村において1村1空港で空港整備を進めることについては、航空需要及び費用対効果の面から補助採択が厳しい状況であります。また、伊是名島の南半分が米軍の訓練空域にかかることから、伊是名村における空港整備は極めて困難な状況にあるため、県では2村1空港として伊平屋村に空港を建設する方針を決定いたしました。

県のこの方針に対し、両村が共通認識のもと、平成17年11月に設置された伊平屋空港協議会に参画しており、空港整備に向けた課題解決に協働で取り組んでいるところであります。

続きまして、埋立案の見解についての御質問にお答えします。

伊平屋空港整備事業に係る環境影響評価方法書に対する知事意見として、埋め立てによる海域への影響を懸念する意見が出されていますが、想定している航空機が安全に就航できる滑走路長を確保するためには、埋め立ては回避できないものと考えております。

今後実施する環境現況調査の結果を踏まえ、適切な環境保全措置を検討し、環境への負荷を可能な限り低減して、地域の自然環境及び生活環境の保全に適切な措置を講じていきたいと考えております。

次に、国道329号の宜野座村宜野座地区の進捗状況についての御質問にお答えします。

国道329号宜野座地区は、宜野座村の宜野座から漢那に至る約2.7キロメートル区間について、国直轄事業として平成2年度から事業化されております。

当該道路の進捗状況は、平成19年度末現在、事業費ベースで約79%とのことであり、本年度の事業内容は、起点の宜野座から沖縄自動車道宜野座インターチェンジランプ道路に結ぶ約1.1キロメートル区間について、両交差点部の改良工事に着手するとのことであり、

また、同ランプ道路から終点漢那までの約1.6キロメートル区間については、事業効果の早期発現を図る観点から、計画ルートを縮小し実施設計を行っているとのことであり、

当該区間のルート縮小に伴う現道部分の線形不良箇所については、適正な交通安全対策について引き続き地元と協議を進めていくとのことであり、

次に、国有地海浜、港湾地区内の営業行為についての御質問の中の、県内各地のトラブルの実態についてお答えします。

県内の一部の海浜地において、業者による強引な客引き行為や海浜の入場料を要求する行為等があり、海

浜利用者との間でトラブルがあります。また、無許可で店舗等を設置するなど海浜を不法占拠し営業行為等を行っている事例もあります。

県としては、これらのトラブル等について、その都度、現場確認や指導を行っており、今後とも地元市町村や関係機関と連携しながら対応していきたいと考えております。

続きまして、本部町水納島におけるトラブルのこれまでの対策についての御質問にお答えします。

本部町水納島の海浜地においては、平成13年ごろより一部業者が無許可で工作物を設置し物品販売を行っていましたが、県では、これら業者に対して指導を行い工作物を撤去させました。翌年以降も海浜地における不法占用や客引き行為、業者間のトラブルがあったため、平成15年から、県、本部町、本部警察署等でトラブル解決のための意見交換会を実施するとともに、その都度、現地指導を行ってきました。

平成17年には客引き行為や業者間の対立が悪化したため、現地指導や業者との話し合いを行い、違法行為の停止勧告及び原状回復命令を行っています。平成18年には不法占拠を続ける一部業者の刑事告発を行い、占用物件を撤去させております。

現在、不法占拠は解消されましたが、業者の客引き行為等に対する遊泳客からの苦情が寄せられていることから、県では週1回程度の巡回をしており、不法占拠等について監視・指導を行っております。

県としては、今後とも本部町及び関係機関と連携を図りながら、水納島海浜が快適に利用できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 古タイヤ利用リサイクル魚礁に関する御質問の中で、経営革新計画の中の廃タイヤ等を利用した魚礁についてお答えします。

経営革新計画の支援制度は、新商品の開発や新たなサービスの提供、新分野への進出など、新たな取り組みにより経営力の向上を図ろうとする中小企業者の計画を承認し、支援していく制度であります。

計画の承認を受けた中小企業等は、政府系金融機関による低利融資制度や税制の優遇措置などの支援策を活用することが可能となります。

廃タイヤ利用魚礁の経営革新計画は、昨年5月に承認しております。

その計画概要は、申請した事業者において、本業である建設業を取り巻く状況が厳しいことから、新たな

事業として廃タイヤ、古漁網などの廃材を有効活用したオリジナル魚礁を製作・販売し、経営基盤の強化を図ろうとするものであります。

次に、魚礁の伊江島沖での試験成果と今後の県の考え方についてお答えします。

廃タイヤ利用魚礁の伊江島沖の試験では、沖合2キロの水深15メートルの海底に高さ1メートルのリサイクル魚礁を設置したとのことであります。

その成果について新聞報道等によると、設置から40日後の潜水調査において魚礁中に大量の稚魚の生息を確認し、さらに20日後の潜水調査ではイカの産卵を確認したとのことであります。

今後は、本事業者の経営革新計画にも盛り込まれているマリン観光利用としてのリゾートホテルへの販路開拓も課題であると考えております。

県としましては、このような承認企業の経営革新計画を支援するため、当該事業者も含め、県のホームページで広報するとともに、今年度は沖縄の産業まつりにおいて経営革新展示ブースを設置し、承認企業の計画事業を紹介していくこととしております。

次に、瀬底ビーチリゾートの従業員大量解雇に係る新聞報道に関する御質問の中で、瀬底ビーチリゾートホテルの開発事業に関する県の今後の対応策についてお答えします。

瀬底ビーチリゾートホテルの開発事業は、民事再生手続開始を申し立てた親会社である株式会社都市デザインシステムから、倒産隔離されている特定目的会社により行われております。

同社が開発事業を再開するためには、新たな出資や融資の継続が必要であり、出資や融資は個々の企業の経営判断によるものであることから、沖縄県としましては、開発事業の再開に関して支援することは困難であります。

しかし、ホテルを運営することとなっていた株式会社瀬底ビーチリゾートから解雇されました138人の従業員の再就職支援については、9月29日に同社、沖縄労働局、沖縄県、本部町を構成員とする緊急雇用対策に関する会議を開催し、対応を協議したところであります。

再就職支援としましては、まず、公共職業安定所が離職者の意向調査を実施し、調査結果に基づく求人開拓、職業相談、職業紹介を行うこととなっています。

県としましても、沖縄労働局や市町村等関係機関と連携し、就職面接会の開催、関連企業等への再就職受け入れ要請など、速やかに再就職を支援してまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 護得久友子さん登壇〕

○農林水産部長（護得久友子さん） 古タイヤ利用リサイクル魚礁についての御質問で、国庫補助メニュー及び受益者負担については関連しますので一括してお答えいたします。

国の補助対象となる沈設魚礁は、水産物供給基盤整備事業実施要領によると、構造物を新規に使用する場合は、構造設計が適正であって蠣集効果または増殖効果が検証されたものを使用することとなっております。

古タイヤ利用リサイクル魚礁については、構造設計、蠣集効果実績データ等に課題があるため、現時点において補助対象としての整備は困難であると考えております。

なお、魚礁事業における受益者の負担はありません。

次に、沖縄ユーカリファームの告発状についての御質問で、沖縄ユーカリファームに係る補助金についてにお答えいたします。

企業組合沖縄ユーカリファームは、ユーカリ商品の製造販売、ユーカリ食品の製造・加工・販売、ユーカリの造林等に係る事業を行うことを目的として、平成17年9月に設立されております。

同組合は、林業構造改善事業により、平成17年度に土地の造成等を行い、平成18年度にはユーカリ製品展示販売施設の建設、駐車場等の整備を行っております。

なお、平成18年度に導入すべき抽出機等一部施設が整備されていなかったことから、平成19年度にその施設に係る補助金について、名護市からの返還を受け、国へ返還しております。

県としては、引き続き、同組合に対し、補助事業の目的が達成されるよう、名護市と連携を図りながら取り組んでいるところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 古タイヤ利用リサイクル魚礁についての御質問で、廃タイヤを利用した魚礁に対する補助制度についてお答えいたします。

廃棄物のリサイクルに関する補助制度につきましては、市町村が設置する廃棄物リサイクル施設に対する環境省の補助制度や民間事業者等が行う技術開発に対する独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機

構の補助制度などがありますが、廃タイヤを魚礁またはその他のリサイクル製品として利用することについては、補助の対象としておりません。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 得津八郎君登壇〕

○警察本部長（得津八郎君） 沖縄ユーカリファームに関する告発状についてお答えします。

お尋ねの件につきましては、名護警察署において、告発についての相談を受け、その事案内容を明らかにするため、県行政当局など関係機関の職員から事情聴取を行っているところであります。

本相談事案につきましては、今後とも名護警察署において必要な事情聴取を行うなど、告発についての相談の適切な取り扱いがなされるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは中高一貫教育の成果についての御質問で、連携型中高一貫教育の実態と対策について一括してお答えいたします。

本県の連携型中高一貫教育は、伊良部地区、本部地区、久米島地区の3地区で実施しております。

その成果としましては、中高合同による部活動や地域行事への参加等を通して社会性や豊かな人間性が育成されており、ゴルフやバレーボール等のスポーツ面における活躍も見られます。

中高一貫教育におきましては、従来の入試制度を廃止し、中学校と高等学校を接続し、6年間の教育を計画的・継続的にを行い、ゆとりある学校生活の中で生徒の個性や能力を伸ばすことを目的として行っているところであります。

高校入試で学力検査を課さないことにより学力低下を招くとの声も聞かれますが、達成度テストなどの結果によりますと必ずしもそのような傾向はないと認識しております。

各学校におきましては、中高の教員による交流授業や、基礎学力確認テストを実施するなど学力の向上に取り組んでいるところであります。

県教育委員会としましては、今後とも学校や地域、保護者の意見を聞き、理解を得て、連携型中高一貫教育がさらに充実したものになるよう支援してまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

〔平良昭一君登壇〕

○平良 昭一君 まず、海上自衛隊P3C送信基地跡地利用の件でございますが、復帰前に返還されたこの土地は、補償の対象にはなり得ないということでありまして、住民がそれに対して大変な苦勞をしてきたということは事実でありますので、そういう面ではこの断念した35%の国有地、それを今回、補償という形の中で政治的判断のもとで交渉ができないかどうか。それを国から県、あるいは本部町に移転できるようなことが政治的な方向で進められないかどうかを知事にお伺いしたいと思います。

それとダムの問題でありますけれども、福地ダムは昭和44年に米軍が着工をしました。そして復帰後47年に引き渡し、完成したわけでありまして、米軍が着工した3分の1の部分のデータが全くないということで、そういうことで危機感を持っているのが地元の方々であります。崩壊するおそれがないかということとを心配しているものでありまして、3分の1の基礎の部分のデータがないということは、満タンにすることになると、崩壊するおそれがあるんじゃないかなという心配がありますけれども、その辺の見解を求めたいと思います。

休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時58分休憩

午後2時58分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○平良 昭一君 国道329号の整備の問題ですけれども、地元700名の署名を集めて当初の計画どおり行ってほしいという要請が来ているわけでありまして、安全性の問題での要請であります。その700名の署名を重く受けとめていないかどうか、計画変更に対して地元住民は大変不安を持っているということでもありますので、その辺の見解をお聞かせ願います。

それと離島航路の補助の問題でありますけれども、きょうの新聞等でもありましたように、これから値上げを視野に入れている航路もあると聞きます。特に心配しているのは、伊江島航路が来年の3月から運賃がアップすることになります。黒字路線でありながら、なぜ運賃を改定しなければいけないか。その辺のものが今後ほかの離島航路の連鎖反応が起きないかということが大変心配をしているわけでありまして、その辺の対策方をもう少し細かく説明を願いたいと思います。

それと海浜、港湾地区内の営業行為の問題でありま

すけれども、水納島に関してはもう5年前から一触即発の状態であります。いつ事件が起きてもおかしくないような状況が続いておりまして、これまで地元そして県の取り組みが果たしてどのようなことをしてきたかというのを大変疑問に思います。果たして週に1回調査をしているというだけでいいんでしょうか。来年も同じような状態が続くということには、私、大変危機感を持っておりますので、この辺もう少し細かい説明を願いたいと思っております。

そして聞く話によりますと、県の港湾条例の中では人寄せをし、また、物品を販売することは禁止しているといいますが、実際、レンタルやリース業は営業行為に当たらないという説明を地元に行っているらしいんですよ。この解釈の仕方が大変私は不明快であると思います。レンタルやリースはいいけれども、営業行為、物品の販売はいけないというその観点をいま一度説明をお願いします。

古タイヤ魚礁の問題でありますけれども、経営革新計画の中では、観光分野の中では支援していきたいと言っておりますけれども、実際水産庁の補助があるかと言うと全くない。その辺の連携が全く見えてこないというのに大変疑問に感じます。あくまでも漁民のために行うものでありまして、経営革新計画は県の方で承認しているのに、推進しなさいと言っているのに、実際水産庁は全くないということに関して大変疑問に思います。この辺は、要請すればできる問題ではないかなと思いますけれども、その辺の観点をお聞かせ願います。

それと告発状の取り扱い、いまいちちょっと意味がわかりませんけれども、実際取り扱いは受理されているのか。その辺をわかりやすく説明したいと思っています。

中高一貫教育の成果についてでございますけれども、簡便な試験の中で入学してくるということで、簡便な試験が1月に実施されます。そして普通入試は3月であります。その中で各中学校は簡便な試験に対する子供たちが、3月の試験に対して邪魔をしているような状況があるということを中学校から聞かされているんですよ。それを3月に一緒に簡便な入試もできるような方向づけができないかということをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後3時2分休憩

午後3時5分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 旧上本部飛行場の補償の件でございますが、本件に関しましては、まず一義的には本部町が地権者等とも相談し、跡利用に關しての考え方を整理する必要があると思います。その後、町から相談があれば県としても適切に対応していきたいと思います。

補償の問題についても、その中でどのような対応が可能か検討していきたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） 離島航路に関する再質問にお答えいたします。

離島航路、その中で黒字離島線である伊江島がなぜ運賃を値上げしなければならないかという御質問だと思いますけれども、原油の高騰という最近の理由等により費用が増加しているということもありますけれども、今後船舶を購入する予定になっているということもございまして、そういう状況から値上げを予定しているということでもあります。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 得津八郎君登壇〕

○警察本部長（得津八郎君） 平良議員の再質問にお答えします。

お尋ねの件につきましては、先ほどお答えしたとおり、告発についての相談を受け、関係者からの事情聴取を行っているところであります。

なお、この事案につきましては、被告発人の特定の根拠が必ずしも明らかとされていないこと等から、現在告発の受理には至っておりませんが、いずれにしましても今後とも名護警察署において必要な事情聴取を行うなど、告発についての相談の適切な取り扱いがなされるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは再質問にお答えをいたします。

3月に簡便な試験を実施できないか、その方向づけはどうかという御質問にお答えをいたします。

中高一貫教育を取り入れてから5年が経過してまいりまして、その現状を把握をしたり、それから今後につくましても学校あるいは地域、保護者の意見を聞くなど地域の実態に即した、議員のおっしゃる簡便な試験の実施日なども含めて、よりよい中高一貫教育のあ

り方を検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 護得久友子さん登壇〕

○農林水産部長（護得久友子さん） 古タイヤ利用リサイクル魚礁についての再質問にお答えいたします。

国の補助対象となる魚礁については、構造設計が適正であって、蛸集効果または増殖効果が検証されたものを使用することとなっております。

そのため、古タイヤ利用リサイクル魚礁については、構造設計、蛸集効果、実績データ等に課題があるため、現時点において補助対象としての整備は困難であると考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君） それでは再質問にお答えいたします。

まず福地ダムの耐震性についての質問がございましたけれども、福地ダムの耐震基準等については、日本の技術基準に適合しており、安全性を確保しているということでございます。

今後とも県民が安心し、永続的に利益を享受していくためにも、国において引き続き施設の安全性の確保など万全を期していただくよう県としても働きかけていきたいと思っております。

2番目に国道でございますが、ランプ道路から終点の漢那までの約1.6キロ区間でございますが、事業効果の早期発現を図る観点から実施設計を現在行っているということでございます。当該区間の現道部分の線形不良箇所については、適切な交通安全対策について引き続き地元と協議を進めていくということでございます。

それから、水納島における不法占拠についての件でございますが、県ではシーズン中に週1回程度の巡回を行っております。一定の成果を上げていると思っております。

水納港の海浜地を遊泳客が快適に過ごせるビーチとするため、引き続き海浜地での不法占拠について監視・指導を行っていきたく思っています。また、本部町が遊泳客のために設置した休憩所について、海浜の利便性を向上させる施設として占用を許可しているところです。

県としては今後、他県の事例等を調査するとともに、水納島海浜が快適に利用できるよう、本部町、本部警察署等、関係機関とこれからもさらに連携を深め

対応をしていきたいと思っております。

それからもう一点、港湾管理条例の件なんですが、議員がおっしゃっていますように、人を寄せ、また物品を販売することは禁止されております。しかし、賃貸や役務提供などの販売以外の営業形態をその中に含めることは私どもは困難だというふうな考え方でございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

〔平良昭一君登壇〕

○平良 昭一君 古タイヤリサイクル魚礁についてですけれども、構造計算がないとタイヤはだめなのかということでありまして、海に沈めることに対し問題があるのかということをもう一度聞きたいと思っております。これは実証されているものもありますので、その辺をよくかんがみ考えてほしいと思っておりますけれども、沈めても公害がなければ大丈夫だということで理解してよろしいですか。

それと港湾管理条例の問題ですけれども、これはもう条例改正をする必要があると、私は提言をしたいと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後3時15分休憩

午後3時21分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

農林水産部長。

〔農林水産部長 護得久友子さん登壇〕

○農林水産部長（護得久友子さん） 古タイヤ利用リサイクルの魚礁につきましては、構造設計上問題があるということでございますけれども、補助事業とするに当たっては、やはり構造計算とか設計がないとだめだということでございます。それで、今回の古タイヤ利用リサイクルの魚礁につきましては、鉄筋が使われていないということで衝撃に耐えられないということで、その鉄筋と古タイヤがはがれるという非常におそれがあるということで、構造上問題であるということでございます。

この件につきましては、水産庁にも確認いたしております、難しいというふうな回答を得ております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 玉城 満君。

〔玉城 満君登壇〕

○玉城 満君 ハイサイ。

改革の会、玉城満でございます。

おととい、瑞慶覧功さんが「しまくとうばの日」についていろいろと質問をなさっていたんですが、議会

の方で条例を制定されたというふうな話で資料を見せてもらったんですが、イベントをやるのはすごくいいことであると思うんですよ。しかし、議会はイベントをさせるという立場ではなくて、自分たちがイベントをするという考え方で、9月の議会の初日ぐらいはしまくとうばで議会をやったらどうかなと、各しまくとうばでね。

しまくとうばというのは誤解しないでくださいよ。スイ（首里）のくとうばがウチナーグチと言われているんですが、実は島々にくとうばがあるわけで、宮古・八重山、本島でも、ぱびぱべぼと言うところもありますので、そういう人たちがそれぞれの思いでここで訴えるとチムグクル（肝心）も出てくるんじゃないかなという感じがしておりまして、差し当たって皆さんの役目はジンミ役、ジンミガーターですよ。多分知事はウシュガナシーメー（御主加那志前）になるわけですよ。副知事が三仕官、あとの部長の皆さんはウェーカタ（親方）になって、衣装も着てやっていたくと、僕はちょっとウチナーンチュの心がよみがえるんじゃないかなと、そういう気がしておりますが、来年から皆さん挑んでみてはどうかなという気がしております。議長はノロですかね、ヌール。いつも判断を下す人ですね。多分ヌールだと思うんですよ、ちょっと女形になりますが。

こういうふうにしていくと本当にウチナーンチュのチムグクルみたいなものがよみがえってくるんじゃないかなという気はしております。

さて、早速質問をさせていただきたいんですが、1番目、沖縄振興開発計画及び振興計画について。

(1)、昭和47年から現在に至るまでの経済効果の総括をしていただきたい。

ア、失業率の増加について。

イ、1次産業の衰退について。

ウ、2次産業の衰退について。

エ、公共工事の県外業者の受注について。

オ、以上4項目の現状、原因を踏まえた今後の県の方向性を伺うということで、特に知事には昭和40年から現在に至る振興開発計画及び振興計画についてどのような評価をしているか。大学でいえば優と良、可、不可、この4段階ではっきりと知事の見解を述べていただきたいということですね。

(2)、現在までのハード事業重点からソフト事業への展開の可能性について。どの程度をソフト事業へ移行していこうという考えがあるのか。このソフト事業というのは、もし今現在新規の事業でいろいろ考えているものがあるのでしたら紹介していただきたいなとい

う気がしております。

2、それを踏まえた沖縄21世紀ビジョンについて。

ウチナーの文化の位置づけについてどの程度組み込もうとしているのか、取り込もうとしているのかを紹介していただきたいということですね。

3、沖縄県の交通政策について。

(1)、平成13年3月の「鉄軌道導入可能性基礎調査」について簡単に説明していただきたいと思います。

それと平成14年、新総合交通体系基本計画というのがその調査のもとに新聞紙上で発表されているんですね。新聞を読んでいる限り余りびんどこないので、ちょっとわかりやすく簡単でいいですから紹介していただきたいということです。

それと平成20年9月14日の新聞紙上で、「沖縄本島中南部都市圏総合都市交通協議会」というのが紹介されておりましたが、これもどういう内容に今後持っていこうとしているのかを紹介していただきたい。

(2)、沖縄県鉄道について。

その歴史とルートを県がどの程度承知しているか、それを述べていただきたい。

(3)、L R T導入の可能性について。

どの程度可能性があるのか。要はどういうことかと言いますと、当時平成13年3月の「鉄軌道導入可能性基礎調査」のときと、現在のL R Tの国の助成金の条件が大分変わってきていると思うんです。その辺を踏まえてこのL R Tに関してのことを皆さん吟味しているのかどうか、その辺をちょっとお伺いしたいということですね。

4、米軍再編に伴う問題でございます。

(1)、跡地利用計画の進行状況について。

特に、よく新聞紙上ではこういうふうな計画を考えていますというのがあるんですが、その中でどういう人たちがそこにかかわって意見を言っているのか。その人選についての詳しい、例えば学者であるとか学識経験者であるとか、一般の方であるとか公募の方であるとか、どの程度の割合でその跡地利用に関してどの程度審議されているかという、その辺をお聞かせ願いたいと。

(2)、駐留軍等労働者の雇用対策について。

現在の進捗状況というんですが、県がどの程度今のことにして取り組みをしているのか。特に、普天間基地の200数十名の雇用されている皆さんにとってはすごく心配なことだと思うんですね。だからそういう人たちにどの程度の説明ができるのか。どの程度私たちはやっていますよと。中には、普天間基地に雇用されている方たちに聞いても、そういう案内もないし、

私たちどうなるのかねというやっぱり心配している方も結構おられるんですね。だからそういう人たちへの配慮も含めてどういう対策に持っていこうとしているのか。

(3)、久米島の鳥島については、この前、知事がちゃんと処理をするというふうな内容でしたので取り下げたいんですが、ただ情報として、見てきたんですが、もともとは30メートルあった山があれだけの演習で今20メートルぐらいになっていると。そのうち全部これは平地になるんじゃないかというそういう心配事もあるようでございまして、これは10メートルも削られて山を切っていたら、これは大変なことになるのではないかと。最終的にはここにコンクリート持ってきてまた領海の鳥島みたいに守らぬといけなくなるのではないかといろんな話が出ているようですので、その辺に関しての見解がもしあるのであれば。

5、文化行政について。

(1)、県の文化予算について。

県の総予算の中の何%が文化予算に投入されているか。

(2)、文化振興課と文化課の違いについて。

多分県民にとってわかりにくいことなんです、知事部局にあります文化振興課と教育庁にあります文化課、同じ文化がついているのになぜ両方分かれているのかということで、やっぱり県民にとってはちょっと不思議なことなんです。その辺を説明していただきたい、違いについて。

(3)、きのう上里議員が質問をしたんですが、来年は、「薩摩侵攻」という表現をされていましたが、僕の場合は「首里城明け渡し」、世ガワイ400年という。その世ガワイ400年という見地で、県は特別にプロジェクトをやっぱりやらなければいけないと思うんですよ。やっぱり世ガワイのおかげで今の沖縄県があるという考え方を唐ヌ世からヤマトウヌ世、ヤマトウヌ世からアメリカ世ですよ。アメリカ世からまたヤマトウヌ世に移って、しょっちゅう世ガワイのはざまでウチナンチュは哀れしてきたわけだから、来年その節目の400年。ブラジルの移民100年祭ぐらいやっぱり頑張っていたかかないと、僕はいけないんじゃないかなという気がしておりますが、その辺の考えを聞かせていただきたい。

6番目に、観光政策について。

(1)、観光客1000万人受け入れについての今後の施策はどうなっているのか。いろんな戦術があるかと思いますが、これも箇条でいいですから紹介していただきたい。

それと(2)、地元資本のホテルの減少についての県の見解をお聞きしたいと。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） ただいまの玉城満君の質問及び質疑に対する答弁は、時間の都合上休憩後に回したいと思います。

20分間休憩いたします。

午後3時33分休憩

午後3時57分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

休憩前の玉城満君の質問及び質疑に対する答弁を願います。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 玉城満議員の御質問にお答えいたします。

まず第1に、沖縄振興開発計画、そして振興計画等に係る御質問の中で、現在までのハード事業の評価というような御質問にお答えさせていただきます。

沖縄振興開発計画では3次、そして現在が振興計画という名前になっておりますが、各面にわたる本土との格差是正——これは特に振興開発計画と言われたときに目標になっていたわけですが——空港、港湾、道路、学校その他、社会基盤整備による産業の振興、そして福祉・教育施設の拡充等が取り組まれてまいりました。この結果、社会資本の充実や県民生活の安定、産業基盤の整備などではそれなりの成果が出ているものと考えております。

しかしながら、全国平均の約7割程度にとどまる県民所得や高い失業率など、解決すべき課題は無論残っております。このため、平成14年にスタートをしました沖縄振興計画におきましては、民間主導の自立型経済の構築をしようということを目指しまして、観光、情報、そして特別自由貿易地域、金融などソフト面を含めました地域制度のもとに、発展可能性の高い分野の重点的、戦略的な振興に取り組んでいるところでございます。

今後とも必要なインフラ整備を進めますとともに、地域特性を生かし、食品、保養、医療などから成ります健康産業クラスターの形成、そして科学技術の振興、観光・リゾート産業や情報通信関連産業の高度化などなど、ソフト面の施策を拡充してまいりたいと考えております。

優・良・可がなかなかこれはつけにくいんですけども、少なくともこれは私の感じですが、社会資本の整備充実という点をとれば、優・良・可の優に近い良

ではないかと考えたりもしております。ただ、これなかなか区分が難しいんで、この程度にとどめさせていただきます。

次に、沖縄21世紀ビジョンに係る御質問の中で、沖縄文化の位置づけいかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

独特の自然、風土や歴史の中で醸成されました沖縄文化は、県民の財産であり、誇りとして継承、そして発展を図りますとともに、沖縄の宝として世界に向け発信していく必要があると考えております。

県といたしましては、沖縄の将来像を描く上で何を残し何を変えていくのかを明らかにし、課題と目標を県民全体で共有しながら、沖縄21世紀ビジョンを策定していくことが重要であると考えております。

同ビジョンにおける沖縄文化の位置づけにつきましては、その策定の中で県民議論を通して深められていくものと認識をしているところでございます。

次に、観光政策に係る御質問の中で、観光客数1000万人受け入れについての御質問にお答えいたします。

沖縄県では、2016年における観光客1000万人の誘客を目指し、国、市町村、そして民間と連携をしながらハード及びソフト両面における基盤づくりを進めているところでございます。

具体的には、新石垣空港や那覇港旅客船バース、那覇空港自動車道路など、空港、港湾、道路に関する主要インフラの整備に努めております。また、自然環境の保全に配慮をしました魅力ある観光地づくりの推進、そして観光客の多様なニーズに対応できる観光人材の育成及び確保、さらに新たなマーケットの開拓などに取り組んでいるところでございます。

沖縄県では年間の誘客行動計画として、平成19年度から「ビジットおきなわ計画」を策定をしております。平成20年度の計画では、「外国人観光客の誘客促進」、そして「MICEの誘致促進」、そして「ニューツーリズムの推進」、「リゾートウエディングの推進」などを重点項目に位置づけ、誘客への取り組みを進めているところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） 沖縄振興開発計画及び振興計画についての御質問で、経済産業の現状と県の方向性について一括してお答えいたします。

失業率については、復帰以降、就業者数の伸びを上回る労働力人口の増加により、上昇傾向で推移し、平

成10年に7%を超えてからは高どまりが続いております。

第1次産業については、総生産額は増加しているものの、全体に占める割合は縮小しており、就業者数も大きく減少しております。第2次産業については、総生産額、就業者数ともに増加しているものの、全体に占める割合は縮小しております。

公共工事については、昭和59年に県内優先発注の方針を作成しており、最近の県外業者への発注割合を契約金額で見ると、県が1割、国等が5割程度で推移しております。

県といたしましては、発展可能性の高い産業領域を戦略的に振興し、他の産業分野との連携を通じてその波及効果を高め、経済全体の活性化を図り、雇用の創出・確保に努めてまいりたいと考えております。

次、沖縄県の交通政策についての御質問で、鉄軌道導入可能性基礎調査についてお答えいたします。

平成13年の「鉄軌道導入可能性基礎調査」では、鉄道やLRTを想定した場合の概略ルート、概算事業費、需要予測などについての検討を行っております。また、今後の課題として、鉄道やLRTの導入は沖縄の発展に大きく寄与することが期待できるが、膨大な事業コストや維持コストが必要であること、都市や地域、交通体系に関する抜本的な見直しが必要であることなどが挙げられております。

平成14年に策定された沖縄県総合交通体系基本計画では、このことを踏まえ、骨格的な公共交通網の形成については中長期的に検討していくということで展開方針を示しております。

同じく、鉄道やLRTを含む鉄軌道の導入検討についてお答えいたします。一括してお答えいたします。

県では、現在、おおむね2030年を見据えた長期ビジョンを策定しているところであり、その中で、将来の県土構造のあり方についてもその方向性を示していくこととしております。その際、体系的な交通ネットワークの構築を図る観点から、鉄道やLRTを含む鉄軌道の導入についても検討していきたいと考えております。

なお、昨年10月に施行されました地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の中で、LRTの整備に関しても財政面も含め総合的な支援を行うこととされております。

次に、文化行政についての御質問で、首里城明け渡しから400年、特別のプロジェクトの予定があるかという御質問にお答えいたします。

1609年の薩摩藩による琉球侵攻から400年の歴史的

な事実に関連してプロジェクト等を実施することは現在特に考えておりませんが、今後の県民世論などの動向を見守りたいと考えております。

御発言のように、琉球侵攻を首里城明け渡しととらえるポジティブな歴史的な視点、姿勢につきましては、沖縄振興計画の冒頭にも書いてありますが、今沖縄は時代の転換期にあるというこの時期に極めて重要な視点であるというように考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） まず鳥島射爆撃場についての感想ということでございましたが、鳥島射爆撃場については長年の実弾射撃訓練等の結果、島としての形状を失いつつあり、県土保全や自然環境の面から問題であると考えております。

今後、県としては関係する地元自治体の意向も踏まえ、今回漁連等から要請のあった訓練区域の一部解除及び射爆撃場の返還について、日米両政府に対し求めていると考えております。

次に、跡地利用計画の進行状況についてお答えします。

米軍再編に伴う嘉手納飛行場より南の返還予定施設・区域の跡地利用計画については、国、県及び跡地関係市町村が密接に連携し、取り組んでいるところであります。

具体的には、普天間飛行場については、平成19年5月に跡地利用計画の策定に向けた基本方針中、行動計画を策定し、分野別に検討を進めているところであります。

普天間飛行場跡地利用基本方針の策定に当たっては、基本方針策定審議調査会を組織し策定したところであります。

審議調査会の委員は、大学教授などの学識経験者、各種団体代表、市民代表及び地権者代表で構成されております。

その他の跡地利用の調査におきましても、多くの関係者からの意見の聴取を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 米軍再編に伴う問題に関する御質問の中で、駐留軍等労働者の雇用対策についてお答えします。

在日米軍再編の最終報告では、「2007年3月まで

に、統合のための詳細な計画を作成する」とされておりますが、現時点では移転計画の詳細は明らかになっていないため、具体的な従業員の雇用への影響は把握できておりません。しかしながら、駐留軍従業員の雇用の確保につきましては「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法」において雇用の継続を目的として駐留軍労働者に対する技能教育訓練の実施が盛り込まれるなど体制は整備されております。

現在は、国・県及び関係機関等で「在沖米軍再編に伴う駐留軍等従業員雇用問題連絡会議」を設けており、県としてできる限り早目に情報を入手できるよう努めているところであります。

次に、観光政策に関する御質問の中で、外資系化による地元経営ホテルの減少についてお答えします。

観光商工部が実施した調査では、平成19年10月1日現在における県内のホテル等宿泊施設は1087施設となっております。

県内における外資系のホテルは、新聞報道等により、現在把握しているところでは、立地済みが21施設、計画中が3施設、合わせて24施設となっております。また、県外資本のホテルは、立地済みの収容人員500人以上の施設で、外資系を除くと県外資本が11施設、県内資本も11施設となっております。

沖縄観光の振興にとって、県内資本を含め、ホテル業界全体の質の向上や経営強化を図ることは重要であります。このため、沖縄県では、観光人材育成センターを活用し、ホテル等観光産業の経営改善を促すためのマネジメントセミナーや、外国人観光客の受け入れ体制強化に向けた各種の人材育成セミナーを実施するなど観光産業従事者の育成に努めております。

また、国においても平成19年度から各種のセミナーを実施し、経営改善に取り組む県内中小ホテル経営者等の育成を図っているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 文化行政についての御質問で、県の文化予算についての中で文化環境部所管に係る文化予算について答弁いたします。

文化環境部が所管する文化関係予算は、16億8702万3000円となっており、県の一般会計予算の約0.3%を占めております。

その主なものとしては、沖縄産音楽の発信支援、文化力による地域活性化、県芸術文化祭の開催など県民の文化振興に係る経費として約1億560万円、県立芸術大学の運営費として約15億8100万円がございます。

文化環境部としましては、今後も沖縄県の個性ある伝統文化の継承・発展や芸術文化の振興、県民の文化活動の支援等を推進していきたいと考えております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは文化行政についての御質問で、県の文化予算についてお答えいたします。

県教育委員会が所管する文化関係予算としては、平成20年度当初予算で約12億3000万円を計上しております。

その主な内容としましては、文化財の保存や伝承者養成、埋蔵文化財発掘調査など文化財の保存整備・活用に要する経費として約7億4000万円、学校文化団体への支援や小中学校等への芸術家派遣事業など文化芸術の振興に要する経費として約2000万円、また、県立博物館・美術館の管理運営及び活動に要する経費として約4億7000万円となっております。

このように、県教育委員会におきましては、各種の文化に関する事業を展開し、文化財の保存・継承、活用や学校教育において芸術文化の普及啓発を図るなど本県文化の振興に取り組んでいるところであります。

次に、文化振興課と文化課の違いについてお答えいたします。

知事部局の文化振興課におきましては、本県の個性ある伝統文化の継承・発展や芸術文化の振興、生活文化の支援等について広く県民を対象にした業務を行っております。一方、県教育委員会文化課の主な業務は、文化財と学校の文化活動に関連した内容となっております。

県教育委員会の役割のうち、文化財に関連しては、沖縄の伝統芸能や工芸、建造物、史跡などの文化財について調査、保存整備、伝承者養成などの事業を実施するとともに、文化財の指定や公開等に努めているところであります。また、学校の文化活動に関連しましては、児童生徒の芸術鑑賞や文化活動への支援などを行っております。

県教育委員会としましては、知事部局の文化振興課とも連携を図りながら、本県文化の振興・発展に貢献していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 玉城 満君。

〔玉城 満君登壇〕

○玉城 満君 最初なんですが、前回、当銘議員が質問したときと同じような答えだと思うんですが、そ

のとき、知事はたしか人口増加の分ということで約40万、人口が増加している分やはりパーセンテージは落ちているという説明をされていましたが、多分この人口増加というのは予想できることで、その人口増加の分もやはり振興計画に取り入れて今後はやっていかぬといけないんじゃないかなと思います。特に、沖縄というのは移住者がふえてきている。人口増加率が高いということで、その辺の対策というのもやはりやっていかないとちょっと難しいのではないかなという気がしております。

それと、現在までのハード事業からソフト事業への展開の可能性についてお伺いしたいと言ったときに、確かにIT関係であるとかそういうのはあるんですけども、僕は平成21年度の概算要求の中に、従来の事業そして新規事業として文言がうたわれているわけです。6番目に多様な人材の育成と文化の振興とあるんですね。この文化の振興に関しての予算というのがほとんどとられていない。調べてみたんですが、その辺というのは、今後、観光関係ともあわせて多分この文化が1000万人の観光客を支えていくと思うんですよ。文化は民間が頑張っているから、ナンクル舞踊団がたくさんいるから、ウタサーがたくさんいるからということでの任せ方ではなく、しっかりと県はこれ政策として文化政策をもう少し真剣にやはり力を入れなといけないんじゃないかなという気がしております。それを沖縄21世紀ビジョンの中にしっかりと取り込んでやっていただきたい。

この文化の民間頼りというのは、確かに文化だけはわかりにくい部分があるんですよ。どの人が上手でどの人が上手じゃないという判断がすごく苦しい部分があるんですね。それは何かといいますと、やはりこの部署の中に文化関係の人たちをどんどん外部から登用するなり、いろんなアドバイザーを入れていくなりして、文化とこれからのいろんな行政とのつながりを構築していく役目の人が、今、僕は沖縄県はちょっと不足しているんじゃないかなという気がしております。これはぜひ沖縄21世紀ビジョンの中に重点的に取り入れていただきたいということですね。

あと、この平成13年3月の鉄軌道導入可能性基礎調査の翌年に、新総合交通体系基本計画というのが発表されているんですが、そのことの概算についての説明は——僕は新聞を今持っていますけれども——書かれていないんですね。最初の平成13年度の調査では鉄軌道5900億円、LRT1900億円、こういうふうに書かれているんです。ところが、この翌年にやられたものがモノレールを基調とする、そして基幹バスというふう

に。その採算性はどういうふうなことになっているのか。採算性が合うからこの計画でいこうということになっているのか、その辺をちょっと教えていただきたい。

それと補助ももう大分当時の国の支援と、現在の補助率が全然違ってきていると思うんですね。それと市町村がもうLRTに関しては、直接国に申し込んで敷ける世の中になってきていると思うんですね。だから、それに対して県はどの程度まで後押しをしてくれるのか。

それと沖縄県鉄道についての質問——今僕ここで気がついたんですが——沖縄県鉄道についての歴史とルートに関して答えましたか。答えてないですね。次、答えてください。この前、僕は質問を忘れたけれども、答弁漏れを今度忘れてしましまして済みませんでした。これはぜひ答えてくださいね。よろしくお願いいたします。

ちょっと休憩いいですか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時24分休憩

午後4時24分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○玉城 満君 県の文化予算についてですが、先ほど1億、15億、12億3000万、約30億弱ですね。フランス、ロシアあたりは総予算の1%なんですよ、文化予算。日本が0.1%。沖縄は多分6000億の中で、これだけ文化国家、文化の島と言われている割にはこのぐらいいしか使われていないんです。せめて60億ぐらい文化予算が欲しい。お金がないと言うのであれば、文化税みたいな感じで観光客にいろんな催し物を見せるときに100円ぐらいの文化税を課して、それを文化予算に回すというぐらいのそのぐらいのことをやらないと、今、沖縄の文化はもうだんだん足腰が弱くなってきているというのが現実です。これはもう行政が応援しないとちょっと難しいことになっております。

それから世ガワイ400年に関してはぜひやってください。お願いいたします。

ちょっと休憩いいですか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時25分休憩

午後4時25分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○玉城 満君 文化振興課と文化課の違いについて先ほど説明していただきましたが、皆さん、これ理解できましたでしょうか。僕は、この文化振興課と文化課はもう統合すべきだと思っているんです。その辺は

どうかと思いますね。

それと、今まで指定された方たちを見ていると、古典芸能関係が主なんです。地域地域に、その島々で育った島うたがあるんです。こういう島うたの認識と古典芸能の認識、これは県はこういうふうな感じで古典芸能の方を優先にしている。島うたをちょっと軽んじているのではないかなというような、やはり表彰された方を見たら一目瞭然です。

だから、その辺は今沖縄を代表する文化である島うたに関してももう少し真剣に取り組んでいただきたい。

はい、以上です。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時26分休憩

午後4時31分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 玉城満議員の再質問にお答えしたいと思います。

第1番目に、特にこの失業率に関連しての御質問だと思うんですが、人口増というのは本来推測がつくものだから、想定済みで失業率というのは当然対応しているはずに違いないと。その割に改善がほとんどされてないではないかという御趣旨の御質問ですよ。

今度の振興計画をつくるに当たってもいろんなメインフレームの中で、人口についても無論予測をしております、これは40年、復帰して36年の間、人口増については割合によく実は当たってはおります。したがって、人口増というのはマクロにはそれも想定した上でなお失業率を改善していこうという気を持って、1次、2次、3次の振興開発計画、そして今4次の振興計画が入ってはいるわけですが、御指摘のとおりまだこの雇用の拡大、特に産業の振興、雇用の拡大という点で結果としていい結果が出ていないというのは御指摘のとおりです。

したがって、私も約2年前に県知事に当選するに当たって、要するに産業を振興して雇用の場をもっともっと人口増以上につくるという単純な計算でして、そういう中で前の稲嶺県政の時代からそして今の振興計画にあるいろいろな手段を使って、何とか人口増に追いつけ追いついた形での雇用の場を確保していこうということで、今頑張っているところでございます。今度の振興計画でまた3年半後にたしか失業率が4%台の目標になっております。そこに向かっていろんな努力を今積み重ねているつもりでございます。答

えになっているでしょうか。

それから2番目に、ハードからソフトへというお話の中で、文化の振興、まさにおっしゃったとおりでもっともっと文化政策についてはしっかりとやっていくべき点という点は、全く議員と私も同じ考えです。

そういう中でこの21世紀ビジョンの中には、基本的には中核としてこの一種の文化力という言葉が適切かどうかは別にしまして、文化芸能に至る最近の沖縄の現代音楽も含めて、この力というのを——実は力というところをまえ方をしておるわけですが——このビジョンの中にもきちっと位置づけてやっていこうという考えで取り組んでおります。無論ビジョンそのものはまだもう少し時間がかかります。ぜひ議員のお知恵とお力をかしていただきたいと考えております。

そして文化関係の予算につきましても、もっともっと拡大していきたいと考えておりますが、財政の収支のバランスをもう一度見直そうということも来年からまた改めてやるつもりもあって、我々そのなるべくいい形のバランスをとって、文化関係予算というのは前へ進めてまいりたいと思っておりますので、ぜひともいろんな形で御指導を賜りたいと考えております。

それから今のこの鉄道関係は企画部長から答弁させていただきますが、それから県の文化予算、これも今申し上げたとおり何とかもう少し勢いをつけるべくこれは頑張りたいと考えております。

それから5番目のこの400年の——これ首里城明け渡しのことですね、言っておられたのは、これもいろんな形でいろんな動きが出てくると思います。今、県ではまだ頭にはなかったんですが、お話を受けて大至急研究してみたいと思います。

それから1番最後に、文化振興課と文化課2つあるより合体したらどうかというような御趣旨だったと思いますが、これは御提言としてきょうのところは受けとめさせていただきます。ちょっと実務的な検討調整が必要だと思います。

そして古典のみならず現在の現代音楽といいますが、島うたにもちゃんと目配りをしっかりやれという点もきちっと受けとめさせていただきたいと思います。

その他の御質問につきましては、部長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） 鉄軌道とLRTに関する再質問にお答えいたします。

まずこれまでの調査の中で、鉄軌道につきましては

これからの沖縄の発展に大きく寄与するというのが期待される。しかしながら、その持続維持可能な交通インフラとしていくためには、かなりの新しい整備制度がない限り実現化に向けた課題が大きいということで、中長期的に例えば既存のストック、バスとかをきちんと定時性を確保できるようにしながら、段階的に公共交通のシステムをつくり上げていくということがあります。

鉄軌道につきましては、何度も答弁しておりますけれども、まさに県土構造の再編につながるわけですから、21世紀ビジョンの中で大きく検討していきたいと思っております。

LRTですけれども、補助率がどうなっているかということでございますけれども、先ほど申し上げましたように、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律というものの中で、これは多分補助じゃなくて融資関係だと思えます。

なぜかといいますと、LRTというのは今全国で11カ所ぐらいで実は走っております。それはいずれもこれまでのチンチン電車といいですか、路面電車をLRTにかえるということで大した整備費用はかかっていないと思うんです。ただ、車両を切りかえているぐらいの事業費ですので、そういう融資で間に合うということだと思いますけれども、もし沖縄でLRTをこれからやるとする場合は、路線の確保ということで膨大な建設費用がかかってくるということがありますので、これも含めて今後検討させていただきたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時39分休憩

午後4時42分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） 今、御質問ありました鉄道の歴史等々につきましては、今、資料等を持っておりませんけれども、御指摘のいろんな項目が今ございました。どういう遺跡があるとか、そういうことも含めてここで答弁するのか、あるいは資料として提供するのか等も含めてちょっと対応させていただきたいと思えます。

よろしくお願いします。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 玉城 満君。

〔玉城 満君登壇〕

○玉城 満君 いろいろあるんですが、僕は文化というのが専門なので、いかに今の行政が文化と余りつながっていないかというのをすごく感じるんですね。だから、本当に文化というものを自分たちの財産とと思っているんだったら、ぜひ育てていただきたいということ。

それと、きのう夢を見まして、知事と芝居をする夢を見ました。

「知事ガナシーヌメー 辺野古又基地ヤ アチラミテー トゥラサンガヤーサイ」、「ワカタン ウマン チュヌタミニ ヤミーミ」という夢が現実になればいいなと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 當間盛夫君。

〔當間盛夫君登壇〕

○當間 盛夫君 玉城満議員の後に質問するのは大変きついんですが、頑張って質問をしていきたいと思っています。

きょうから赤い羽根ということで、我々、今、政治においてもやはり行政の内部の仕事、いろんな行政関係においてもやはりもっと弱者に対して優しい政治をもっと我々は心がけていかないといけないというふうにも思っていますので、きょう、この赤い羽根をつけながら、また改めて思うところでございます。

それでは一般質問を行います。

まず、知事の政治姿勢についてということでございまして、知事、もう2年になるんですね。11月ということでもあるんですけれども、知事の政治公約の部分で、「私は、県民党の立場で稲嶺県政を継承し、沖縄振興計画を着実に進め、そして沖縄大躍進に向けて現場主義をモットーに、私のこれからの人生の全てをかけ全力を尽くしてまいりますので、県民の皆様のあたたいご理解とご支援を心よりお願い申し上げます。」ということで、「世界の宝、おきなわ力で大躍進」ということで知事は当選されております。

せんだって仲里副知事のコメントで、やはり知事になると137万の知事になるべきだということのコメント、そういうニュアンスのコメントがありました。私もそう思うんですね。自民党・公明党の皆さんだけで知事になったということではなくて、35万の皆さんということではなくて、やはり知事はしっかりともう当選されたわけですから、137万の本当に県民党の立場で沖縄がどうあるべきかということ、私は経済問題も含めて、もう沖縄は基地問題が一番ではあるんですけれども、その基地問題の解決も余り与野党関係なく理解を求めて、私はアメリカに行つて机をたたいてでも、アメリカにつばを吐いてでもけんかをしてく

ることが私は大事じゃないかなというふうにも思っておりますので、2年目の折り返しを迎えるわけですから、その知事公約の今の実現状況がどうなっているのかなということもお聞きをしたいと思っています。

1番、アの方で、基地問題、今言いました辺野古、普天間基地の3年閉鎖について。

イ、完全失業率の全国平均化、若年雇用問題、非正規雇用の現状等。

ウ、30人学級、人材育成について。

エ、1000万人の観光客を迎え入れるためのインフラ整備の進捗状況について。

(2)、普天間基地に対する知事の考え方。

ア、県民に十分理解されていないということですが、この2年で県民の意見をどのように集約されたのかお聞かせください。

イ、辺野古移設が実現可能性の早道とありますが、何と比較してか。ほかにどのような選択をされたのかお伺いいたします。

ウ、大田県政の8年、稲嶺県政の8年の基地政策は、仲井眞知事にとってこれは間違いであったのかということをお聞きします。

(3)、訪米について。

ア、担当者が全く決まりません。11月4日にアメリカの大統領選挙が行われますので、約5カ月、6カ月、担当者が決まるのかにかかるというふうにも言われております。その中で担当者が決まらない状況で将来につながる日程がつかれるのかお伺いをいたします。

イ、米国企業より県内中小企業の支援が今、私は先決ではないのかなというふうにも思いますが、その点についてお伺いをいたします。

大きい2、原油高騰対策についてでございます。

今まさにアメリカのサブプライムローン市場の崩壊により金融市場、株価の大暴落ということで100兆近くの規模の損失ということがきょうの新聞にも出ておりました。

日本経済は、輸出依存の経済でございます。戦後最大の危機に今直面しているのではないのでしょうか。ここ数年の構造改革が日本を極度に疲弊しており、あらゆる面での格差拡大、そして地方経済の衰退、そして後期高齢者医療制度に見られる医療システムと社会保障制度もまさに崩壊の危機に瀕しています。国民生活も急速に悪化し、貧困化し、生活保護を受ける国民は110万人とも言われております。

そして、原油高騰の結果、きょう10月1日より多くの生活物資がまた値上げをしております。生活はさら

に悪化する状況ではないでしょうか。消費者物価の上昇、まさに迫り来る大不況、このまま放置すれば間違いなく平成の恐慌という事態に発達してもおかしくありません。

県は、早急に緊急経済対策を実行し、県民生活の防衛と消費の促進を図り、県内企業の活性化をさせるために最大なる経済対策を打つべきであります。

質問いたします。

(1)、知事を本部長にした緊急経済対策委員会の設置について。

(2)、国、県、市町村公共事業の早期集中発注、県内企業の受注について。

(3)、原油高騰に伴う緊急対策予算について、これは県の単独借り入れ、そして今言われております振興計画の対策調整費等で100億近くの緊急対策がつかれないものか。

(4)、沖縄振興開発金融公庫、県信用保証協会及び金融機関の金融対策についてお伺いいたします。

全国学力テストについて。

ことしも残念ながら沖縄は小中学校とも全国最下位という結果でございました。

(1)、その結果をどのように分析されたのか。

(2)、このような状況で、私は地域を含めての教育の再生というのはあり得ないと思っております。非開示にすることで教育が変わるのであればそれでいいでしょう。しかし、やはり地域に市町村がしっかりと自分の位置が今どうなのかということを示すのが私は必要ではないかと思っております。その非開示にすることは、私はまさに教育委員会の怠慢ではないかと思っておりますので、よろしく御答弁をお願いします。

そして、ことしも70億近くかけてやる、来年もまたそのぐらい、70億、60億近くをかけてやるのが本当にいいのかも考えていかなければいけないと思っております。少人数学級や補習予算に向けるべきではないかと考えておりますので、御答弁をよろしくをお願いします。

産地偽装問題（海ブドウ）について。

(1)、沖縄産、海外産の定義と基準はどのようなものか。これは海ブドウについてです。

(2)、生産者、輸入業者、加工業者にどのように県は指導されたのか。

(3)、JAS法では違反する「指示」、「命令」、「罰金」の三段構えであるが、過去5年間で県が指導してきた件数は何件かお伺いいたします。

(4)、今回の件は、県産品に大きな影響を与えております。類似する他の商品にはどのようなものがあると

考えるか。そしてまた、その指導はどうなっているのか伺います。

(5)、県警は、不当競争防止法違反容疑で捜査とありますが、状況を伺います。

ブラジル・アルゼンチン移民100周年について。

私たちは、今回、ブラジル・アルゼンチン県系の皆様に、そしてまた、地元の皆様に大歓迎を受けてまいりました。我々が沖縄でやる世界のウチナーンチュ大会にもっとしっかりと我々は取り組んでいかないといけないなという気持ちを持ちまして、そしてまた、その100周年でいろいろ奔走してもらった県系人に本当に感謝するものであります。そして、今私たち県ができることは、両国の若者の人材育成、交流の拡大・活性化であると思います。そのことがまた沖縄を窓口にしたアジア経済のかけ橋になるものと思っております。

(1)、両国の県系人材育成交流の活性化、予算確保について伺います。

(2)、姉妹都市南マットグロッソ州との交流について。

(3)、国営石油会社ペトロbras社の訪問について伺いをいたします。

警察行政について。

安全・安心の確保をするために駐在所はあると思っておりますので、その点について伺いいたします。

(1)、駐在所の遠隔地勤務状況について伺います。

(2)、駐在所に警察官が駐在しない箇所は何力所か、あればその理由は何か伺いをいたします。

最後に、那覇空港の拡張について。

(1)、那覇市議会の民間専用空港の意見書、そして豊見城市からの1310メートル案支持を県としてどのように考え、協議会に反映されるのか。

(2)、旧軍飛行場用地問題解決を協議・検討されているのかをお伺いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 當間議員の御質問にお答えをいたします。

まず、知事の政治姿勢の中で、普天間飛行場移設問題の進捗状況についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

普天間飛行場代替施設につきましては、環境影響評価に基づく調査が開始されるなど、一定の進捗があると認識はしております。

代替施設の位置につきましては、政府と県、名護市の間で最終的な確定に至っておりませんが、協議会や

ワーキングチームにおいて率直な意見交換を行いながら調整が進んできております。

また、県は、移設するまでの間であれ普天間飛行場の危険性を放置することはできないことから、同飛行場のヘリなどの運用を極力低減し、3年をめどに危険性の除去、そして騒音の軽減を図ることを機会あるごとに政府に対し求めているところであります。

危険性除去策につきましては、町村前官房長官からアメリカ側と交渉する等の発言がなされており、今後、政府と密接に連携を図っていく中で3年めどの閉鎖状態の実現ができるものと考えております。

同じく知事の政治姿勢の中で、完全失業率の全国平均化、その他若年雇用、非正規雇用に係る現状についてという御質問にお答えいたします。

沖縄県の完全失業率は、平成17年は7.9%、平成18年は7.7%、平成19年は7.4%とゆっくり低下をしておりますが、最近の月別の動きを見えますと、原油や資材の高騰等の影響で雇用環境は厳しい状況にあります。

沖縄県では、完全失業率の全国平均化に向けてみんなでグジョブ運動を展開し、地域産業の振興や企業誘致、そしてミスマッチの解消、学生のキャリア教育の推進などに取り組んでおります。

沖縄県の若年者の完全失業率は、平成19年で12.7%であり、全国の6.7%の約2倍という厳しい状況にございます。このため、沖縄県キャリアセンターにおける就職相談や就職支援、そしてキャリア教育の推進に向けたジョブシャドウイングの実施などに取り組んでおります。

また、平成19年の就業構造基本調査によりますと、県内の非正規雇用者数は20万7300人で、雇用者に占める割合は40.7%となっており、全国の35.5%に比べますと高い状況にございます。

沖縄県におきましては、沖縄労働局など関係機関と連携を図り、あらゆる機会を通して企業等へ正規雇用の拡大について働きかけているところでございます。

次に、同じく政治姿勢の中で、30人学級の実施状況についての御質問にお答えいたします。

30人学級につきましては、教育委員会から施設状況等を踏まえ、平成20年度から小学校1年生で実施をいたしております。

今後につきましては、検討中であるとの報告を受けているところでございます。

同じく知事の政治姿勢の中で、大田県政及び稲嶺県政の基地政策についての評価に対する考えいかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

普天間飛行場は、市街地の中心部にあることにより住民生活に深刻な影響を与えており、地域住民を初め県民はその早期返還を強く望んでおります。

大田県政及び稲嶺県政におかれても、その実現のために御尽力されてきたものと認識をしております。

沖縄県の過重な基地負担を軽減するため、基地の整理縮小に向け積極的に取り組まれたことにつきましては大いに評価いたしているところでございます。

次に、同じく政治姿勢の中で、アメリカの企業の誘致よりは、まず県内の中小企業の支援が先ではないかという御趣旨の御質問にお答えいたします。

県内の中小企業支援策と国内外からの企業誘致はいずれも重要な役割を果たしているものと考えております。

これまで東京、名古屋、中国、そして台湾等におきましても企業誘致セミナーを開催してまいりましたが、年明けの早い時期には訪米をし、引き続き私自身が先頭に立って企業誘致活動を行っていく予定でございます。

むろん、これらは経済のグローバル化、そして消費者ニーズの多様化、そして企業活動の情報化が急激に進展する中で県内中小企業の新規事業の創出、そして経営基盤の強化等に対する支援は極めて重要であり、県としましてもしっかりと取り組んでいるところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは、知事の政治姿勢についての御質問で、人材育成についてお答えいたします。

国際性に富んだ創造性豊かな人材の育成を図るため、財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団において、高校生、大学生、社会人を対象に留学生派遣事業を行っており、今年度は61名を派遣することとなっております。

また、平成21年度におきましては、県費による高校生の国外留学生派遣事業の派遣人数を10名から35名に増員し、国費による留学も含め全体で84名の派遣を計画しております。

今後とも、毎年100名の留学生の派遣に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、全国学力テストについての御質問で、全国学力テストの結果についてお答えいたします。

平成20年度全国学力・学習状況調査が4月22日に小

学校では6年生を対象に国語、算数で、中学校では3年生を対象に国語、数学で実施されました。

調査結果は8月29日に公表され、本県は昨年度に引き続きすべての教科で全国最下位となっており、厳粛に受けとめております。

調査結果を昨年度と比較しますと、8教科中6教科で全国平均との差が縮まり、全国の約2倍あった無解答率も1.3倍と改善しております。これは、各学校の先生方の声かけや励まして児童生徒が最後まで粘り強く頑張ったことが功を奏し、その差が縮まったものと考えております。

また、生活や学習に関する意識調査においては、将来の夢や希望を持っている、いじめはどんな理由があってもいけない、国語、算数・数学の授業で学習したことは、将来、社会に出たときに役立つなどの項目で肯定的な回答が全国平均を上回り、本県児童生徒の前向きで素直な姿がうかがえます。

これらについては、児童生徒の学力向上の基盤となる力ととらえており、今後の学力向上対策を推進する上での重要なポイントであると考えております。

次に、全国学力テストの公表についてお答えいたします。

文部科学省の「平成20年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」によりますと、調査結果の公表に当たっては、文部科学省は国全体の状況がわかるものを公表し、都道府県教育委員会は公立学校全体の状況についてのみ公表することとしております。

また、市町村教育委員会においては、学校の順位づけや過度な競争をあおるようなことにならないよう配慮しながら、それぞれの実態や特徴を分析し積極的に情報を発信することで、保護者、地域が一体となった地域ぐるみの運動の展開が期待できるものと考えております。

次に、全国学力テストの毎年の実施についてお答えいたします。

全国学力・学習状況調査の実施主体は文部科学省で、参加主体は市町村教育委員会であります。

この調査は全国的な状況との対比において、各教育委員会・学校がみずからの状況を把握し、指導改善のための資料として用いるために実施されているものであります。

県教育委員会としましては、各市町村教育委員会及び学校が本調査の意義を踏まえ、児童生徒の学力の状況と生活実態調査等との相関関係において、全国との比較を通して客観的に課題を把握し改善策を策定するため、全国学力・学習状況調査への参加は必要である

と考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君） 知事の政治姿勢についての御質問の中の、インフラ整備の進捗状況についてお答えします。

沖縄県が年間観光客数1000万人を達成するためには、空港、港湾、道路などのインフラの早期整備を図る必要があると考えております。

石垣空港は八重山地域の拠点空港であり、全国の第三種空港の中でも利用客数、貨物取扱量がともにトップクラスであります。しかしながら、滑走路が1500メートルのまま暫定的にジェット化されているため、一部の路線では重量制限を受けるなどの課題を抱えております。

これらの課題を解消するとともに今後の航空需要の増大に対応するため、中型ジェット機の就航可能な2000メートルの滑走路を有する新石垣空港の早期供用開始に向けて整備を進めているところであります。

また、近年、国際クルーズ船が那覇港に定期的に寄港するなど、国外からの観光客の増加の可能性が広がっております。このため、那覇港・石垣港・本部港等において大型旅客船の就航に対応できるよう、旅客船バースの整備を国や県において取り組んでいるところであります。

さらに、沖縄観光の拠点となる空港・港湾と観光地までのアクセス向上を図るための幹線道路網の整備も重要であり、国においては那覇空港自動車道、沖縄西海岸道路などを、県においては国道449号、龍潭線、伊良部架橋などの整備を推進しているところであります。

続きまして、原油高騰対策についての御質問の中の、県内企業の受注についてお答えします。

県は、「県内企業への優先発注及び県産品の優先使用基本方針」に基づき、県が発注する公共工事については、県内土木・建築業者等に対して優先的に発注しております。

県内企業で施工が困難な大規模かつ技術的難易度の高いダム堤体工事、橋梁工事、トンネル工事等についても、県外企業と県内企業との共同企業体方式によって発注するほか、分離・分割発注により県内中小企業の受注機会の確保に配慮しております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 知事の政治姿勢のうち、県民意見の集約についてお答えします。

普天間飛行場移設問題について知事は、一昨年の知事選挙において、地元の意向や環境などに十分配慮しつつ政府と協議し、確実な解決を図ることを公約として掲げております。

代替施設の建設に当たっては、名護市の可能な限り沖合に寄せていただきたいとの要求など、地元の意向や環境に十分配慮しつつ政府と協議を行っております。

6月議会において野党議員が提出した「名護市辺野古沿岸域への新基地建設に反対する決議」及び意見書が賛成多数で可決されたこともあり、普天間飛行場移設問題に対する知事の姿勢が県民や議会の皆様に必ずしも十分に理解されていないようにも感じられたことから、移設の必要性や県の取り組み、そして今後の進め方などについて「沖縄県の考え方」を取りまとめ公表したところであります。

次に、辺野古移設についてであります。日米両政府は、SACO最終報告において普天間飛行場の代替移設先として、1、嘉手納飛行場への集約、2、キャンプ・シュワブにおけるヘリポート建設、3、海上施設の建設について検討し、最終的に「キャンプ・シュワブ水域内名護市辺野古沿岸域」に海上施設の建設が決定されました。

現在進められている普天間飛行場のキャンプ・シュワブへの移設は、その後の在日米軍再編協議において日米両政府が合意したものであります。また、建設位置について調整すべき点が残っておりますが、地元名護市や宜野座村も基本合意した案であります。

以上のことから、普天間飛行場の一日も早い危険性の除去のためには、名護市のキャンプ・シュワブへ移設することが現実的な選択肢であると考えております。

次に、訪米日程についてお答えします。

今回の訪米は、次期政権のスタッフの人選や外交・防衛政策の調整が行われる米大統領選後の年明け早い時期に行いたいと考えております。

訪米し、政策形成に影響力を持つ米側の関係者等に対して沖縄県の米軍基地問題を直接訴え実情を理解してもらうとともに、次期政権の米軍再編等に関する考え方等について情報収集や意見交換を行うことは、今後の米軍基地問題の解決促進にとって大変重要だと考えております。

訪米の具体的な日程については、外務省等とも調整の上、決定していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 原油高騰対策についての御質問で、緊急経済対策委員会と原油高騰に伴う緊急対策予算について一括してお答えいたします。

最近の原油等の価格高騰につきましては、県民生活及び中小企業への影響を初め農林水産業、建設業、運送業等の各産業分野の多方面にわたり深刻な影響を及ぼしております。

県としましては、原油価格高騰による影響を最小限に抑制するために、7月22日に沖縄県原油価格高騰対策連絡会議を設置し、7月25日と9月5日の2次にわたり原油価格高騰緊急対策を取りまとめ、ホームページ等により県民及び関係機関への周知を図っているところであります。

また、国においては、8月29日に「安心実現のための緊急総合対策」を示しており、現在、その具体的な内容の把握に努めているところであります。

県としましては、今後、「安心実現のための緊急総合対策」の動向を見ながら適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 宮城嗣三君登壇〕

○総務部長（宮城嗣三君） 原油高騰対策についてに関連しまして、国及び県の公共事業の早期集中発注についてお答えいたします。

今回の原油高騰により県経済への影響が懸念されることから、9月10日に沖縄県公共事業等施行推進本部会議を開催し、目標の達成に万全を期するとともに、事業の前倒し施行に向けて取り組むことを確認したところでございます。

今後とも計画的な施行を図りつつ、状況に応じて機動的に対応していきたいと考えております。

なお、国の公共事業等の発注につきましては、経済情勢や地域の実情を注視しつつ、機動的かつ弾力的な施行を図っていくこととし、従来にも増してきめ細かな対応を行うこととされていることから、今後の動向を見守りたいと考えております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） 原油高騰対策についての御質問で、市町村の公共事業の早期発注についてお答えいたします。

県としましては、市町村に対し、公共事業の執行については国の動向も勘案の上、各地域の経済の動向等に即し適切に対応していただきたい旨、本年6月に通知したところであります。

市町村における公共事業の計画的な執行につきましては、今後とも適宜・適切に助言してまいりたいと考えております。

次に、那覇空港の拡張についての御質問で、那覇市や豊見城市からの要請等についてお答えいたします。

国は、民間航空機と自衛隊機の共同使用を前提に那覇空港の滑走路増設の検討を進めており、県としましては、引き続き那覇空港の安全管理の徹底を国に強く求めてまいります。

また、滑走路増設案について、県も豊見城市と同様の認識であることから、那覇空港構想・施設計画検討協議会において、沖縄県の将来発展に資する1310メートル滑走路増設案を主張してまいりたいと考えております。

同じく那覇空港の拡張についての御質問で、那覇旧軍飛行場用地問題の協議会における検討についてお答えいたします。

「那覇空港構想・施設計画検討協議会」は、増設滑走路の位置、規模等の最適な案について検討協議する場であることから、旧軍飛行場用地問題についての検討はなされておられません。

なお、総合的な調査段階のP Iにおける那覇旧軍飛行場用地問題に関する意見、要望等につきましては担当部局に情報提供をしております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 原油高騰対策に関する御質問の中で、沖縄公庫、信用保証協会及び金融機関の金融対策についてお答えします。

沖縄振興開発金融公庫及び沖縄県信用保証協会においては、平成17年の急激な原油価格高騰を受けて、「原油価格上昇に関する特別相談窓口」を開設するとともに「セーフティネット貸付」、原油価格高騰に係る「セーフティネット保証制度」などの金融対策を行ってきたところであります。

平成19年度から20年度にかけて、沖縄公庫においては、融資限度の引き上げ、融資期間や据置期間の延長など融資条件の改善を行うとともに、保証協会においては、「セーフティネット保証制度」の対象業種の拡大を行うなど金融対策の拡充を行っております。また、最近では県内金融機関の一部においても、原油・

原材料高騰対策に関する独自の金融商品を扱っていると聞いております。

次に、ブラジル・アルゼンチン移民100周年に関する御質問の中で、両国の県系人材育成交流の活性化、予算確保についてお答えします。

県では、海外留学生受け入れ事業を昭和44年度から実施しているほか、海外技術研修員受け入れ事業、ジュニアスタディツアー事業などを行っております。

また、市町村では海外研修員受け入れ事業の実施、JICA沖縄でも研修員を受け入れるなど、本県と両国県系人との交流のかけ橋となる人材の育成に取り組んでおります。

なお、平成20年度は海外留学生受け入れ事業に2226万2000円、海外技術研修員受け入れ事業に483万2000円、ジュニアスタディツアー事業に1028万円の県予算を措置しております。

同じく、姉妹都市南マットグロッソ州との交流についてお答えします。

本県とブラジル連邦共和国南マットグロッソ州は、文化・産業・教育等幅広い分野の交流を図り相互理解の増進に努め、恒久的な友好関係を推進するため、昭和61年4月に姉妹提携を結んでおります。

主な交流事業としては、昭和57年度より技術研修員としてこれまでに41名を受け入れており、また、平成10年度から本県より、これまで5名の研修員を派遣しております。

そのほか、ジュニアスタディツアー事業や海外留学生受け入れ事業などにおいても交流事業を実施しております。

ことし5月にはアンドレ・プチネリ州知事が姉妹提携後、州知事として初めて来沖したところであり、8月には安里副知事がブラジル沖縄移民100周年記念式典の一環として、同州知事を訪問し、相互交流を深めました。

県としましては、今後とも州政府と連携を図り、交流促進に努めてまいりたいと考えております。

同じく、国営石油会社ペトロbras社の投資、県への要望についてお答えします。

ペトロbras社訪問では、安里副知事がアルマンド・トリボジ総裁顧問を表敬し、ことし4月から南西石油の経営に参画したことに対するお礼と、今後、沖縄県の産業振興及び雇用拡大に大きな期待を寄せていることをお伝えしております。

また、ペトロbras社からは、南西石油の施設・設備の更新や新規投資の内容等について、現在、ブラジルでの油田開発の動向を踏まえて検討中である旨の説

明がありました。また、日本でのバイオエタノール燃料の普及については、沖縄県の支援に対する期待も寄せられました。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 護得久友子さん登壇〕

○農林水産部長（護得久友子さん） 産地偽装問題についての御質問で、海ブドウの産地偽装については関連しますので一括してお答えいたします。

原産地表示の基準は、海ブドウなど養殖水産物については、養殖期間が長い養殖場の所在地を表示することとなっております。

今回の産地偽装を受け、県では、海ブドウの主要産地の漁協、生産者との話し合いを行い、生産者側における再発防止策について検討を進めております。

また、食品関連事業者に対しては、国などと連携した巡回指導の実施や、食品表示講習会を各地で開催するなど、食品表示制度の普及啓発を図っております。

なお、海ブドウに関して、過去5年間で「指示」などJAS法に基づく処分を行った事例はありません。

また、海ブドウに類似する商品では、輸入品が県産品として偽装されるおそれのある商品については、現在のところないものと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 得津八郎君登壇〕

○警察本部長（得津八郎君） 海ブドウの産地偽装に関する捜査についてお答えします。

県警察におきましては、食の安全に関する問題について、国や県との情報交換を進めております。

本件海ブドウの産地偽装事案につきましては、県農林水産部から情報提供を受け、不正競争防止違反被疑事件として捜査を開始したものであります。

本年8月18日以降、事件に関与したと思われる会社の事務所や海ブドウの加工所等に対する搜索差し押さえを実施しました。また、原料の仕入れ先や製品の販売先等から事情聴取を行うなど、所要の捜査を実施しているところであります。

なお、捜査の詳細につきましては、答弁を差し控させていただきます。

次に、警察署から遠隔地にある駐在所の勤務状況及び警察官が駐在しない駐在所数について一括してお答えします。

駐在所とは、原則として1人の警察官が勤務場所と同一の施設内に家族とともに居住し、その施設を拠点として地域警察活動を行うためのものです。

駐在所の警察官の勤務については、警察署からの遠近、管轄区域の大小にかかわらず相違が生じるものではございません。

警察官が1人で勤務しているため、管内のパトロールや事件・事故への対応、警察署への連絡などで施設を不在にすることがあることから、駐在警察官の夫人のほか、家族が来所者への対応、電話の取り次ぎをするなど、治安維持に間隙が生じないように努めております。

また、警察活動がより効果的に行われるよう、駐在所には小型警ら車いわゆるミニパトや、緊急時に対処するために必要な装備資器材を配備しております。

次に、県内には駐在所が83カ所ございます。

警察官の駐在していない駐在所はないと認識しておりましたが、改めて調査いたしましたところ、沖縄警察署の砂辺駐在所に警察官が駐在せず通勤していることが判明しました。

これは、警察官の家族の事情に配慮したやむを得ない運用として、沖縄警察署の判断により例外的に行っていたものでありますが、早急に改善する考えであります。

今後、駐在しなくなった経緯、駐在していなかった期間等について詳細に調査し、規定違反などが明らかになった場合は、厳正に対処いたします。

なお、他の駐在所82カ所については、すべての駐在所に警察官が駐在しております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 當間盛夫君。

〔當間盛夫君登壇〕

○當間 盛夫君 まず農林水産部長、産地偽装問題、海ブドウについてなんですが、定義がちょっとあいまいでわからなかったんですけれども、今回摘発というんですか、皆さんが指示を出したにらい物産ですか、そこは去年の9月の時点で皆さんはその定義・基準というのはそういったところに示していたんでしょうか、これはどうなんでしょうか。そのことで指示書でいろいろとやっているんですが、定義とか基準がない中で、何をもって違反としたのか、その点お答え願えますか。

また、皆さん、8月にその指示書で出しているんですけれども、6月12日、13日ということで2日間で任意の調査をされていますよね。それは何をもって確認がされたのか。去年の9月の時点で物はないはずなのに、ことしの6月でその商品が産地偽装なんだということは、その商品は確認できたんですか。そのことを示してもらえますか。

確認書をこの2日間で調査ではなくて、農林と総合事務局が来て捜査だったんじゃないかということで、その方からも来てはいるんですけれども、その確認書の署名は強制ではなかったのかなということなんですよ。オーキッドからそのことでもらっている業者はにらいだけではなくて複数業者あったはずなんですよ。その複数業者あったはずなのに、どうしてその1社だけそのことがあったのか。そのこともお示し願えますか。

肝心なのが、県が指摘する期間、去年の9月までの1年間に県がフィリピンから輸入された海ブドウは117トンあるんですよ、117トン。それに間違いはないか確認してください。そして今回県が指摘したのは7トンですよ。じゃ残り110トンの行方は、皆さん調査されたのか。7トンだけ、この人は産地偽装しているから大変なんだ、定義も何もないのにとということをやっているのに、残り110トンのものは、皆さん、ちゃんと調査すべきじゃないですか。その点しっかりと示してもらえますか。

そして知事、基地問題、知事も2年間いろんな形で手を打って、早急な解決をもって経済対策、しっかりと打っていきたいということもあったでしょうから、私は決して沖縄の知事がアメリカに行って、沖縄の今の基地の実情を訴えることはこれは間違っていないと。もう間違いなく行くべきだと思うんですけれども、日本の政権ももしかすると変わろうとしているかもしれない。アメリカも11月にはチェンジということでオバマさんが勝つかも说不定。そういう政権の交代がある中で、私は1月の時期というのが本当にいいのかなと。担当者が全く決まらない中でそういうことをすべきではないんじゃないかなと思うんですね。私は、知事、情報収集であれば向こうのアメリカに県の職員を常駐させて、常に情報をつかむ、入れさせる、そのことが今必要じゃないかなというふうにも思っていますので、その県の職員を常駐させる考えがないかどうか。

そして知事は、きのうの赤嶺議員にも言っているんですけれども、医者にはとめられているということがあるわけですから、137万の沖縄の知事であるわけですから、アメリカに行って倒れられたということになると困るはずですので、これは知事の体調面ももう一度考えられて、別に今急いで行く必要もないと思うんですね。しっかりと向こうの担当者が決まって、それからでもしっかり我々と野党の意見もちゃんと聞いて、議長としてしっかりと行くと、伊波市長としてしっかりと行くとかということも私はあっていいんじゃないかな

というふうにも思っているんですが、その点どうでしょうか。

ちょっと休憩。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時34分休憩

午後5時34分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○當間 盛夫君 駐在員の件は、これは駐在所となるとその地域の皆さんが安心をする部分なんです。だから24時間そこに警察官がいてということになるはずでしょうから、やっぱり24時間いっちゃうということは大事な部分があって、今回指摘を受けている砂辺地域というのは、軍人・軍属が最も多く居住されている地域なんですよ。いろいろとことしになっても多くの事件があったところで駐在員がいらないということになってくると、私は住民は不安で仕方ないと思うんですね。そのことはしっかりと駐在が今どうなっているのかということも含めてしっかりと確認してもらいたいですし、また、砂辺だけではなくて、やはり北部へ行くとなかなか遠隔地ということですので、そこにしっかりとちゃんと奥の駐在所にも警察官がいるんだという安全・安心のものは、今警察官が不足しているということも重々理解はできるんですけども、その点はしっかりと本部長、それはやられてください。よろしく願いをします。

そして、那覇空港、滑走路ができるまでに部長、10年以上かかりますよね。10年以上かかる中で、自衛隊と軍民共用で進めていくというのもわかるんですけども、ではその間、自衛隊機をどうするのかというのがあるんですよ。1000万人の観光客を受け入れるわけですから、やはりそれなりのパイは広げておかないといけないわけですよ。

私は以前にも言ったんですけども、やはり自衛隊機のある程度削減は考えておかないと、民間航空機の発着がどうしても阻害される、影響してくるわけですよ。それからすると、真剣に今、現時点での自衛隊機に対する対応をどうするかということは私は今考えるべきだと思うんですよ。その点、答弁できるんですしたらお答え願えますか。F15も来るんですよ、今度。F15にかわるんですよ。F15が一番事故が多いと言われる機種でもありますので、その点ひとつ答弁お願いできますか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時36分休憩

午後5時40分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 當間盛夫議員の再質問にお答えいたしますが、アメリカへ行くタイミングについての御提案なんです、確かにアメリカの大統領選挙が11月にあって1月20日に就任式もあるようです。ですから、これは物は考えようでいつの時点がいいかというのは、おっしゃったようにある程度、次の新しいスタッフや何かが決まって落ちついて、アジア政策まで入ってくる時点の方がいいのか、決まる寸前でほとんど決まりかけているときに行った方がいいのかというと、どうも最終的に決まる直前というのは、いろんな意味で情報交換をしたり、アジア政策と言いますか、防衛政策も含めて議論をするのにちょうどいいという考えもありまして、私は今は就任する前に出かけていこうかとか考えております。無論、落ちついたところも行こうと思っておりますので、アメリカというのはすぐそこですから、月へ行くわけではありませんので、何回でも行けたら行こうとこれから考えているところです。

ですから、無論おっしゃる考え方はあり得ると思いますが、私はいずれにしても就任前に一応行ってみようと考えているところです。

そして駐在員につきましては、商工関係で囑託の方が今ロスに経済関係でおりますが、ちょっと米軍基地に絡むものについてはかなりの勉強をしてもらわないと困るので、実は無理かなという感じがしております。

それから私の体調についても随分御心配いただいてまことにありがとうございます。無論これは今お医者さんとも相談をしております、確実に行けるように整えたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 那覇空港に駐留する自衛隊について削減すべきじゃないかという御質問でございますが、県は日米安保を認める立場でありますし、自衛隊についても認める立場でございます。

特に自衛隊については、急患輸送での御協力やまた災害救助に向けてのいろいろな訓練等の面でも連携いただいているところでございまして、県として自衛隊の削減を求める必要はないと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時44分休憩

午後5時45分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

農林水産部長。

〔農林水産部長 護得久友子さん登壇〕

○農林水産部長（護得久友子さん） 海ブドウの偽装関係についての再質問にお答えいたします。

まず1点目、表示違反についてどのように示したかというふうに理解しておりますが、毎年一般消費者、食品関連事業者等を対象に講習会を実施しております。ＪＡＳ法、品質表示についての周知を図っているところでございます。

それから2点目、調査摘発を行った経緯でございます。

平成19年12月5日、県内で販売されている海ブドウの加工品について、外国産を沖縄産として販売されているのではないかと情報が有り、沖縄総合事務局と合同で調査を行った結果、事実を確認しております。

商品の確認をしたかということの件ですけれども、物的証拠については現物は当日は確認しておりませんが、仕入れ伝票、出荷伝票などの関係書類によって確認しております。

それから、117トンの輸入のうち110トンについての調査はどうなっているかということでございますけれども、その他の件につきましては今後調査をする予定としております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時47分休憩

午後5時50分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

農林水産部長。

〔農林水産部長 護得久友子さん登壇〕

○農林水産部長（護得久友子さん） 海ブドウもＪＡＳ法の中において、水産加工品として塩蔵魚介類及び塩蔵海藻類として定義づけられておりまして、原料の原産地表示が義務づけられております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 當間盛夫君。

〔當間盛夫君登壇〕

○當間 盛夫君 私はＪＡＳ法のということではなくて、県に海ブドウの定義・基準があるのかということで聞いていたんですが、皆さんそれをやったときに弁護士に最近県の担当者が県には海ブドウの基準はありません。また文書になっている指針もありませんという返事を皆さん、弁護士にしているんですよ。これをじゃあどう答えるんですかね。

ＪＡＳ法の定義ではなくて、県に海ブドウの定義があるのかということをお前は再三聞いているわけですので、その答弁をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時52分休憩

午後5時56分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

農林水産部長。

〔農林水産部長 護得久友子さん登壇〕

○農林水産部長（護得久友子さん） 海ブドウの定義・基準についてお答えいたします。

沖縄県では、海ブドウはクビレツタを商品名として流通しており、沖縄県として特に定めた定義はございません。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 嶺井 光君。

〔嶺井 光君登壇〕

○嶺井 光君 グスーヨーチューウガナピラ。ナーケーテングワーおつき合いのほどよろしく願いいたします。

南城市の嶺井光です。

去るこの夏、いろいろな祭り、イベントに行っていました。知念の字知名、安座真では「ヌーバレー」が行われておりました。もう何十年ぶりという組踊「手水の縁」、あるいは佐敷の馬天、津波古では、これもまた何十年ぶりという「村あしび」が演じられておりました。すべて若い方々からお年寄りの方々まで、本当に立派な文化・伝統が引き継がれているなということに感動をしました。

そして八月十五夜には大里の大城「支度綱」、これも10年ぶりということで大変立派な行事でありました。その翌日16日、糸満の真栄里部落、これもまた「支度綱」、そして「ガーエー」がすごく大変な感銘を受けました。

そういうことで、ウチナーの文化・芸能は大変素晴らしいものがあります。こういことが地域の活力にしっかりつながっているんじゃないかというふうに感じました。まさに仲井眞知事が示す沖縄の文化力、こういうものを今後も大事にしていきたいなということを感じました。

それでは通告の質問に入ります。

1、多様な人材の育成と文化の振興について。

全国学力テストが昨年に引き続き最下位という結果になりました。教育委員会では検証改善委員会を立ち上げて取り組んでいるところであり、改善の兆しが見えるということでこれからの取り組みに期待をいたし

ます。

大切なことは、この結果を今後どのように学力向上に生かしていくかだと思います。学校現場に頼ることだけではなく、地域や家庭が役割を認識してしっかりと連携することが重要であると考えます。

教育は、何といっても環境が大切であります。これまで学校においてはゆとりの中で子供たちが自分の課題を見つけ、みずから学び、みずから考え、主体的に行動する。すなわち「生きる力」を身につけることに重視をして基礎・基本の確実な定着を目指してきました。

学力は知・徳・体の調和であり、家庭では基本的な生活習慣を身につけ、教師と子供がしっかりと向き合える環境をつくるのが学力向上に結びつくことになるのであります。

中でも、学校では人的環境が大切であります。本県においても少人数学級への動きが出てきました。年次ごとに全学年に実現するよう期待をするものであります。

以下、伺います。

アからエは取り下げます。

オ、正答率の高い都道府県から学ぶことが必要だと思うが、教育長が実際に見聞して本県の教育行政に反映させたらどうか、具体的方策について伺います。

カ、生活実態調査における沖縄の子供たちの実態や様子はどうか。

キ、課題として家庭学習ができる基本的生活習慣の確立が重要だと思うが、どのように取り組むか。

ク、教師がゆとりを持って子供としっかりと向き合える環境をつくるのが大切であると考えます。対応を伺います。

2、原油高騰に対する支援策について。

本県の農水産業、中小企業はともに零細経営で、このたびの原油高騰で大きな打撃を受けております。

農林水産業は、食料生産という使命と国民の食文化を支えている大切な産業であります。しかしながら、急激な原油高騰により農業や漁業は危機的な状況に直面しております。

漁業は、若いウミンチュが担い手として意気込みを見せており、これからの水産業が期待されております。しかしながら、燃料高騰により漁に出られない状態であります。また、農業においても野菜、花卉等の生産資材、肥料の高騰、畜産業も飼料高騰によって厳しい経営状況となっております。県においては、このような状況に対し支援をするべきだと考えるが対応を伺います。

(1)、農水産業の支援について。

ア、漁業者への支援策については、国は5隻以上の集団操業を漁協ごとにも認める方針と聞いております。手続はどのようになされるのか。また、本県独自の支援策も示してください。

イ、農業、酪農、肉用牛、養豚、養鶏業への支援策を伺います。

(2)、中小企業支援について。

ア、原油価格高騰により影響を受けている中小企業に対する金融支援について伺います。

3、まちづくり支援策について。

(1)、那覇広域都市計画の見直しについて。

県においては、都市計画区域マスタープランの見直し作業を進めております。合併した南城市では、自立できる新たなまちづくりの取り組みとして、行政と市民の協働による土地利用の抜本的な見直しにより、住民合意をもとに地域特性を生かした独自の土地利用計画を定める方針であります。県としても、合併によるまちづくりの支援策の立場からも適切な指導助言をされるよう願うものであります。

以下、伺います。

ア、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針見直しに係る今後のスケジュールについて伺います。

イ、那覇広域都市計画区域の再編について、旧知念村、旧玉城村、旧具志頭村の取り扱いをどう考えているか。

ウ、都市計画基礎調査の分析作業について、関係自治体と調整するとしておりますが、どのような調整がなされたのか。

エ、昨年の9月定例会の私の質問に対し、18年度に都市計画基礎調査の実施、19年度に課題を抽出し、素案をつくるという答弁でありました。素案への関係自治体の考えはどのように反映されているか。

オ、県は南城市の都市計画区域について市や住民の意向を尊重する考えを示しました。南城市が行った住民説明会の成果を把握しておりますか。

(2)、地上デジタル放送移行に伴う対応について。

平成13年の電波法改正により、2011年7月24日にアナログテレビ放送は終了し、デジタル放送に完全移行します。業界や沖縄総合通信事務所において地上デジタル放送の広報・啓蒙が行われております。特に、高齢者や集合住宅、共同アンテナ利用者、難視聴地域の皆さんには十分な周知が必要であり、対策が求められます。移行時になって混乱がないように行政としての取り組みが必要になってくると思います。

以下、質問します。

ア、山や丘陵によって放送電波が遮られる難視聴地域の把握をしているか伺います。

イ、山間部など放送電波が届きにくい地域での難視聴対策を目的にした共同受信施設で、地上デジタル放送対応となっていない場合、施設改修の支援策はないか見解を伺います。

ウ、山や丘陵によって放送電波が遮られる難視聴地域への中継局の設置は不可欠であります。県としての対応を伺います。

4、農林水産業の振興について。

(1)、有機農業の推進について。

ア、2006年12月に施行された有機農業推進法による本県における取り組みはどうか。

イ、肥料の供給と需要のバランスはどうか。耕種と畜種の有機的連携はなされておりますか。

(2)、経営安定対策に基づくさとうきび価格について。

平成19年度から新たな経営安定対策交付金として3年固定で決定されたトン当たり1万6320円は、昨今の急激な石油・化学肥料等の生産資材の上昇は想定されておりません。生産者の収支状況は悪化しております。

経営安定対策に係る対象要件は、県土面積が小さい本県においては農地が狭隘であり、1ヘクタール以上を大規模農家とする基準は本県の実態から厳しい状況であります。現実には1ヘクタール以下の零細農家が80%を占めており、基準を緩和すべきではないか。

次の点について伺います。

ア、現下の物価高騰による経営安定対策交付金の支援水準を引き上げる必要があると思うが、取り組みを伺います。

イ、経営安定対策に係る1ヘクタール以上の規模要件を0.5ヘクタールに引き下げるべきではないか、取り組みを伺います。

ウ、基幹作業委託を現行の4作業に加え、薬剤散布、培土、育苗・補植、かん水等を追加すべきではないか。

エ、現行の特例要件となっている生産組織への加入を本則へ組み入れるべきではないか。

5、土木行政と道路事業について。

(1)、県道48号線、稲嶺十字路の整備計画の課題と今後の見通しについて。

(2)、県道糸満与那原線大里中学校付近の歩道工事の課題と今後の見通しについて。

(3)、県内建設業の受注拡大、支援策について伺います。

ア、国発注工事の単独企業及び共同企業体が混在する入札については、共同企業体としての評価点を設けるよう働きかけることについて。

イ、総合事務局における港湾関係、農林土木関係の発注標準金額を土木建設と同額に統一するよう働きかけることについて。

ウ、国発注工事においても企業の施工実績を県・市町村の発注分、下請け実績も含めるよう働きかけることについて。

エ、総合評価方式の評点に企業の地域社会への貢献を加味することについて。

(4)、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律への対応について。

ア、住宅瑕疵担保履行法の対象となる瑕疵担保責任の範囲はどのような部分か。

イ、義務づけの対象となるのはどのような事業者か。

ウ、住宅瑕疵担保履行法への周知はどのようにしているか。

(5)、国道の地方道への移管について。

ア、鉄道のない本県は他府県と事情が違います。むしろ国道として陸上交通網の充実を求めるべきではないか、見解を伺います。

○議長（高嶺善伸君） ただいまの嶺井光君の質問及び質疑に対する答弁は、時間の都合上休憩後に回したいと思います。

20分間休憩いたします。

午後6時11分休憩

午後6時32分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

休憩前の嶺井光君の質問及び質疑に対する答弁を願います。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 嶺井光議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に、原油高騰に対する支援策に係る御質問の中で、国と県の漁業者への支援策いかにという御趣旨の御質問にお答えいたします。

国の省燃油操業実証事業は、平成19年12月の価格を基準にして、燃油費の増加分を国が助成するものであります。

助成を受けるためには、5隻以上のグループにより、燃油消費量を1割以上削減する取り組みが必要となっております。

手続としましては、省燃油操業の取り組みをする5

人以上の漁業者を漁協が取りまとめて申請することになっております。

沖縄県では、省燃油操業実証事業を活用するための条件整備としまして、9月補正予算で燃油削減効果のある船底清掃への助成に要する予算を計上してございます。また、県漁連と協力をして各漁協に対する事業内容及び手続等の説明会を行い、多くの漁業者が参加できるよう指導しているところでございます。

同じく原油高騰に対する御質問の中で、原油価格高騰に関する農畜産業への沖縄県の支援策いかにという御質問にお答えいたします。

最近の原油価格高騰による燃油や生産資材の急激な価格上昇は、農林水産業の経営に深刻な影響を及ぼしております。このため、沖縄県では、国と連携をし、「原油価格高騰に関する緊急対策」としまして省エネなどの構造転換対策、金融措置、税制優遇措置などに取り組んでいるところでございます。

具体的には、第1に、配合飼料価格安定制度の拡充、第2に、酪農・肉用子牛等の価格安定制度の拡充、第3に、適正施肥や有機質資材による土づくりの推進、第4に、農林漁業セーフティネット資金等の制度資金の活用、第5に、軽油引取税の免除措置の活用などに取り組んでいるところであります。また、燃油等価格高騰対策に関する農林水産業関係の9月補正予算につきましては、歳出予算及び債務負担行為合計で7412万3000円を計上いたしているところであります。今後、緊急総合対策に関する国の動向を見ながら対応してまいりたいと考えております。

同じく原油高騰に係る御質問で、原油価格高騰の影響を受ける中小企業に対する金融支援についての御質問にお答えいたします。

原油価格高騰の影響を受けている中小企業者に対する支援策として、資金繰りの円滑化を図り、経営の安定に資するため、平成20年度に原油高騰対策支援資金を創設をし支援を行っております。利用実績は8月末時点で貸し付け件数は15件、金額は2億2200万円となっております。

今後、当該資金につきまして保証料補てんを拡充することにより保証料をゼロにし、中小企業者のさらなる負担軽減を図るとともに、9月補正により5億円を追加措置をし、融資枠の拡大などの追加支援を予定いたしているところであります。

次に、まちづくり支援策に係る御質問にお答えいたします。この那覇広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の見直しスケジュールについてという御質問にお答えをいたします。

那覇広域都市計画区域は、6市4町2村で構成をし、平成17年度現在77万人の人口を擁する県内最大の都市計画区域で市街化区域と市街化調整区域を定めております。

那覇広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、いわゆる那覇広域都市計画区域マスタープランにつきましては、平成18年度に都市計画基礎調査を実施し、平成19年度に基礎調査の分析による現況整理や課題抽出等の作業を済ませたところでございます。平成20年度は同マスタープラン見直しの素案作成に着手をしており、今後、関係機関等との調整を進め、平成21年度じゅうをめどに見直しを行うことといたしております。

次に、農林水産業の振興に係る御質問の中で、有機農業の取り組みについてという御質問にお答えいたします。

安全・安心な農産物を供給するためには、化学農薬や化学肥料に依存しない有機農業など環境保全型農業の推進が重要であると考えております。

沖縄県では、有機農業を推進するため、平成20年度から有機農業支援事業を実施し、平成23年度までに推進計画の策定や推進体制の整備を図ることといたしております。

平成20年度におきましては、第1に、推進計画策定に向けた協議会の設置、第2に、栽培実態調査や栽培技術の開発、第3に、有機農業に関する研修会や現地検討会の開催などを行っているところでございます。

今後とも、有機農業など環境保全型農業を推進するため、関係機関と連携をし、各種施策に取り組んでまいり所存でございます。

次に、土木行政と道路事業に関する御質問の中で、総合評価方式の評点に企業の地域社会への貢献を加味することについての御質問にお答えいたします。

国が実地する総合評価方式におきまして、地域社会への貢献の項目は設定されておきませんが、地元企業の受注機会の確保を図る観点から必要だと考えております。

今後、国等に対し地域社会への貢献の評点を加味して評価していただくよう働きかけていきたいと考えております。

同じく土木行政に係る御質問の中で、住宅瑕疵担保履行法に係る御質問にお答えいたします。

住宅瑕疵担保履行法は、新築住宅の請負契約または売買契約における瑕疵担保責任について、住宅購入者等の利益の保護などを図るために平成19年5月に制定されたものであります。この法律により、瑕疵担保の

対象となる具体的な箇所は、住宅のうち特に重要な部分となる構造耐力上主要な部分と雨水の浸入を防止する部分であり、その対象となる期間は新築住宅の引き渡しから10年間となっております。

同じく土木行政に係る御質問で、義務づけの対象となる事業者についての御質問にお答えいたします。

本法に基づき資力確保が義務づけられるのは、建設業法に基づく許可を受けて建設業を営む建設業者及び宅地建物取引業法に基づく免許を受けて宅地建物取引業を営む宅地建物取引業者が対象となります。

当該事業者が新築住宅の工事請負契約や売買契約に基づき、所有者となる発注者または買い主に平成21年10月1日以降に引き渡しを行う場合には、資力確保措置の実施が義務づけられることになります。

同じく土木行政に係る御質問の中で、住宅瑕疵担保履行法の周知についての御質問にお答えいたします。

現在、国、県、関係団体により、住宅・建築関係事業者に周知するための説明会が既に実施されているところでございます。また、説明会等のほか、ホームページへの掲載やパンフレット、そしてポスター等の配布により、消費者など広く県民への周知を図っているところであります。引き続き広報誌、新聞、テレビ、ラジオ並びに今月開催されます「住生活月間」において予定いたしております「住まいの情報展」でも広く周知を図っていく予定であります。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） 多様な人材の育成と文化の振興についての御質問で、正答率の高い都道府県から学ぶことについてお答えいたします。

全国学力・学習状況調査で、正答率の高い都道府県がどのような取り組みをしているのかを学ぶことは意義のあることだと考えております。

そこで、昨年度は正答率の高かった秋田県よりデータ等を取り寄せ、そこから取り組みに関する調査をしてきたところであります。

本年度は、秋田県、福井県へ学力向上推進プロジェクトチームのメンバーを派遣し、県や市町村における効果的な体制づくりや学校での授業づくりについて調査し、本県の学力向上の施策に反映させていきたいと考えております。

秋田県との人事の相互交流を進めるに当たり、担当者を派遣し調整を図ってまいりました。この人事交流では、県内から希望する教員を募集選考した上で、秋

田県の学校へ1年間派遣し、学校現場での研修を行います。さらに、秋田県から教員を招き、秋田県の取り組みを県内の学校現場に紹介し、児童生徒の学力向上に役立てるとともに、秋田県の授業法や教職員が連携する雰囲気県内の学校に取り入れ、現場の活性化につなげていきたいと考えております。

次に、生活実態調査における児童生徒の様子についてお答えいたします。

生活や学習に関する意識調査においては、将来の夢や希望を持っている、いじめはどんな理由があってもいけない、国語、算数・数学の授業で学習したことは将来役立つなどの項目で肯定的な回答が全国平均を上回り、本県児童生徒の前向きで素直な姿がうかがえます。

これらについては、児童生徒の学力向上の基盤となる力ととらえており、今後の学力向上の施策を推進する上での重要なポイントであると考えております。

次に、基本的な生活習慣の確立についてお答えいたします。

確かな学力の定着のためには、子供一人一人が主体的に学び、家庭学習ができるなどの基本的な生活習慣の確立が重要であるととらえております。

県教育委員会としましては、家庭学習の仕方や基本的な生活習慣の確立のためのポイントをわかりやすく掲載した「家庭学習の手引き」を各小中学校へ配布をしたところであります。

「家庭学習の手引き」の内容としましては、家庭の役割として「早寝早起き朝ごはん」などによる基本的な生活習慣の確立や、勉強時間を決めるなど学習に集中する環境を整えることを挙げております。また、親のかかわりとして読み聞かせの充実や、頑張っている姿に対して、褒める、励ますなどの対話を通した触れ合いをつくることを奨励しております。

今後とも、学校、家庭、地域が連携し、家庭学習ができる基本的な生活習慣の確立を目指して学力向上対策を推進してまいります。

次に、子供としっかり向き合える環境をつくることについてお答えいたします。

これからの社会に主体的、創造的に生きる児童生徒を育成するためには、一人一人に確かな学力や豊かな心、すこやかな体をバランスよく育成し、「生きる力」を身につけさせることが重要であると考えております。

県教育委員会としましては、教師がゆとりを持って子供としっかりと向き合える環境をつくることは大変重要であると考えており、学校行事の精選、調査文書

の軽減等を図っているところであります。また、教員の負担を軽減することで、子供一人一人に対し、きめ細かな指導をする時間を確保できることが期待できます。

文部科学省委託の「学校支援地域本部事業」において、大学生や退職教員等の学習支援ボランティアの活用、地域人材の活用等、地域ぐるみの学校教育支援体制づくりを推進しているところであります。

今後とも、きめ細かな指導ができる環境づくりに積極的に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君） それではまちづくり支援策についての御質問の中の、那覇広域都市計画における旧知念村、旧玉城村、旧具志頭村の取り扱いについてお答えします。

現在、南城市において都市計画区域外である旧知念村、旧玉城村を含めた都市計画区域を定めるため、住民説明等、必要な作業に取り組んでいるところであります。また、八重瀬町は都市計画区域の変更は特に考えておらず、旧具志頭村の区域はこれまでどおり、都市計画区域外とする意向であると聞いております。

県としましては、市や住民の意向を尊重して、那覇広域都市計画区域の見直しについて検討していく考えであります。

続きまして、都市計画基礎調査分析作業後の関係自治体との調整についての御質問にお答えします。

現在、都市計画基礎調査の分析をもとに関係市町村と人口の移動や土地利用の状況、都市計画区域のあり方等について意見の交換等を進めているところであります。

続きまして、那覇広域都市計画区域マスタープラン素案への関係自治体への考えの反映についての御質問にお答えします。

那覇広域都市計画区域マスタープランの素案作成につきましては、市町村合併に伴う都市計画区域の再編等の大きな課題があることから、現在慎重に作業を進めているところであります。

今後も、関係市町村等との調整を続け、平成20年度中をめどに素案の作成に努めていきたいと考えております。

続きまして、南城市の都市計画住民説明会の結果についての御質問にお答えします。

南城市においては、各自治会に対し都市計画区域の

再編についての説明会を開催していると聞いております。また、広報誌等を使い市民の意向把握に努めていることも承知しております。市からは、若年人口の定着、就業の場の充実、自然環境と歴史・文化の保全などが都市計画上の課題であると聞いております。

県としましては、南城市の都市計画区域については、市の目指す都市構造や規制のあり方等について市民の理解と同意を得ることが重要なことと考えております。

次に、土木行政と道路事業についての御質問の中の、県道48号線の稲嶺交差点整備事業における課題と今後の見通しについてお答えします。

県道48号線の稲嶺交差点整備事業は、慢性的な交通渋滞の解消と歩行者の安全確保を目的に、平成15年度から事業に着手し、平成23年度の完成を目途に進めており、平成20年度末の進捗率は事業費ベースで約80%の見込みであります。

事業執行上の課題としましては、県提示の補償額と地権者の要望額に隔たりがあり、交渉が難航していることが挙げられます。

県としましては、南城市や地元自治会等の協力を得ながら鋭意交渉を進め、早期完成に努めていきたいと考えております。

続きまして、県道糸満与那原線、大里中学校付近の歩道工事と今後の見通しについてお答えします。

南城市大里中学校付近の道路は、道路幅員が狭く歩道も設置されていないことから、通学時の安全確保のため優先して整備すべき箇所であると認識しております。

課題としましては、過去に地権者等の理解が得られず中断した経緯があることから、地権者すべての同意が必要であること及び事前調査で公図と現況に違いがあり、大幅な地積更正が必要であること等が挙げられます。

事業化に当たっては、課題の整理を行うとともに、地元南城市や自治会等の協力を得ながら進めていきたいと考えております。

続きまして、共同企業体に評価点を設ける働きかけについての御質問にお答えします。

国が発注する公共工事において、単独企業と共同企業が混在する工事においても入札参加資格要件は同じ設定となっております。このため、地元企業との共同企業体について評価点を加点することにより、県内企業の受注機会の拡大が図られることから国への働きかけをしていきたいと考えております。

続きまして、港湾工事の発注標準金額の見直しにつ

いてお答えします。

沖縄総合事務局においては、土木・建築工事と港湾土木工事では発注標準金額が異なっております。

港湾工事の発注標準額を見直すことにより県内企業の受注の拡大が図られることから、先般の県内企業優先発注の要請活動の際、あわせて働きかけをしたところであります。

続きまして、国発注工事の施工実績を県、市町村の発注分、下請け実績も含める働きかけについての御質問にお答えします。

国発注工事においては、県や市町村が発注した工事についても施工実績として評価していると聞いております。しかしながら、下請け工事を施工実績として評価することについては、元請けと下請けの当事者間の契約であることから内容把握が難しく、実績とすることは困難であると聞いております。県としても今後の課題として認識しております。

続きまして、国道として陸上交通網の充実を図ることについての御質問にお答えします。

本県の主要道路網は、国が管理する指定国道6路線、県が管理する補助国道、主要地方道、一般県道の155路線及び西日本高速道路株式会社が管理する沖縄自動車道で構成しております。

現在、国及び全国知事会においては、地方分権推進の一環として、国の出先機関の事務権限を地方へ移譲することにより、二重行政の解消や行政の簡素化・効率化等を図る観点から、直轄国道の一部区間を地方に移譲しようとする動きがあります。その中で、本県においては国道58号や国道331号等のバイパス整備区間に対応する現道区間について、国土交通省より移譲の候補としてリストアップされております。

このように、地方分権を推進する全国的な動きの中で新たに国道を指定することは極めて厳しいと思われませんが、鉄道網のない本県にとって道路網の充実はずっと必要であることから、国道、県道にかかわらず真に必要な道路について、沖縄総合事務局と連携を図りながら、体系的・効率的に整備推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） まちづくり支援策についての御質問で、地上デジタル放送の難視聴地域の把握についてお答えいたします。

地上デジタル放送への移行につきましては、国、放送事業者を中心に取り組まれているところであります。

す。

総務省の資料によりますと、県内山間部において地上デジタル放送移行に伴い難視聴地域となる箇所は101カ所、約7000世帯となっております。そのうち、沖縄本島における難視聴地域は77カ所、約5000世帯となっております。

同じく、難視聴地域における共同受信施設改修支援策についてお答えいたします。

山間部等に設置されている共聴施設のうち地上デジタル放送を受信するための改修等を要する場合、自主共聴については、総務省の「無線システム普及支援事業」により補助を行う制度があります。また、NHK共聴施設については、NHKが事業主体となり地元組合等に応分の負担を求め合意を得た上で改修工事を実施することとなっております。

県としては、このような支援策を踏まえ、国や市町村、放送事業者の動向を見守りながら対応していきたいと考えております。

同じく難視聴地域への中継局の設置についてお答えいたします。

難視聴地域の地上デジタル放送移行は、既存の共聴施設の改修による対応が基本となっております。したがって、難視聴地域への新たな中継局の設置については、費用対効果等を勘案の上、関係市町村と放送事業者で検討されるものと考えております。

県としましては、難視聴地域への中継局の設置について、国や市町村、放送事業者の動向を見守りながら対応していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 護得久友子さん登壇〕

○農林水産部長（護得久友子さん） 農林水産業の振興についての御質問で、堆厩肥の需給及び耕畜連携の取り組みについてにお答えいたします。

農業の持続的発展を図るためには、堆厩肥等の有機質資源を活用した土づくりが重要であります。県内における家畜排せつ物等から生産される堆厩肥は年間約41万トンで、堆厩肥の需要量は約54万トンと推計しております。

県としては、今後とも堆厩肥の利活用を図るため、市町村、農協等と連携を図りながら、堆肥センターの整備を行うとともに、堆厩肥や緑肥作物による土づくりなど、耕畜連携による資源循環型農業の推進に取り組んでまいります。

同じく農林水産業の振興で、さとうきびの交付金単価の引き上げと支援対象要件の緩和については、関連

しますので一括してお答えいたします。

平成19年産さとうきびから新たなさとうきび経営安定対策が実施され、さとうきび原料代金は、製糖工場からの取引価格と、国からの交付金から成っております。また、経営安定対策の支援対象は、認定農業者を初め、基幹作業を委託する者、共同利用組織に参加する者に加え、平成21年産までの特例として生産組織に参加する小規模農家などとなっております。

このため、県としては、生産組織を通して市町村、ＪＡ等の関係機関と連携し、認定農業者や基幹作業を委託する者などへ誘導し、すべての生産農家が支援対象となるよう、条件整備に努めているところであります。

国に対しては、農業団体等と連携を図りながら、原油価格の高騰による影響などを考慮した再生産が可能な農家手取り額の確保や支援対象要件の緩和・見直しなどについて要請しているところであります。

次に、土木行政と道路事業についての御質問で、農林土木工事の発注標準金額の見直しについての御質問にお答えいたします。

沖縄総合事務局においては、土木・建築工事と農林土木工事では発注標準金額が異なっております。

農林土木工事の発注標準額を見直すことにより県内企業の受注の拡大が図られることから、先般の県内企業優先発注の要請活動の際、あわせて働きかけたところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 嶺井 光君。

〔嶺井 光君登壇〕

○嶺井 光君 再質問をいたします。

多様な人材の育成についてでありますけれども、教師がゆとりを持って子供と向き合う、そういう環境を確保する、そういうところからきめ細かな充実した指導ができると答弁がありました。

今、教員の多忙化もかなり問題化しております。教育長の認識が答弁でうかがえております。こういう解消も含めて、やはり教員の数をふやすということによって対応すべきだと私は考えております。

そういう意味で、具体的にどのようになさるのかというのを御説明いただきたいと思っております。

次に、建設業の受注拡大について。

公共工事もどんどんどんどん少なくなっており、県内建設業者は本当に厳しい状況が続いております。県内企業に受注の拡大を図るということは、今国の発注の工事、県外の企業が受注しているものを何とか県内企業に回す、それしか確保・拡大はないと思っております。

す。そういう取り組みも既に知事を先頭に頑張っておられることは高く評価します。

そこで、この沖縄振興法に基づいて国の策定した沖縄振興計画の中でも地元中小・中堅建設業者の積極的な受注拡大に取り組むと言っているわけですから、しっかり受注ができるようなシステムをつくるべきだと。つまり沖縄独自の基準というものを求めてみたらどうかと。今、知事が1200点の経審を1000点までおろしてもらった。あるいは地元貢献度も幾らか見てもらうようになった。こういうもろもろを加えて沖縄特例の基準をつくることを求めたらどうかと、これは提案ということにしておきます。もしコメントがあればお願いします。

次に、国道としての道路網の整備ですけれども、この国の行革に飲み込まれちゃいけないんじゃないかというふうに考えます。本県は特殊な事情がありますから、分権時代というこういう国の流れがあるにしても、沖縄県は鉄道もない、もう陸上交通は道路のみですから。そういう意味ではこの県が今進めている新しい交通システムの検討が進んでいるようですけれども、こういうものも道路網がしっかり整備されておれば、後にＬＲＴが必要になったときにこういうスペースが使えるということになるわけですから、そういう意味では将来の基盤にもなり得るというふうに考えます。

そういう意味でも全国一律の地方道移管ということは、沖縄県は少しこだわりを持って取り組んでほしいなというふうに思います。

それから農家の支援策なんですが、ＪＡが飼料、肥料の価格割引を表明しております。これはある意味では画期的なＪＡさんの取り組みだと。今それだけ第１次産業、農家が疲弊、厳しい状況にあるというのを認識しているということです。

そういう意味ではやはり行政の立場から何らかの、できるものなら直接支援ですが、こういう個別補償というのは厳しい面がありますから、このＪＡの割引支援に対してもう少し行政から厚みを持たせて支援する方策はないのか、そういうところを御検討いただきたい、というふうに思っております。

ユタシクウニゲーサピラ。ニフェーデービタン。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後 7 時 14 分 休憩

午後 7 時 17 分 再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 嶺井議員の再質問に答弁させていただきます。

受注の拡大について、沖縄独自の基準というものをつくったらどうかという御提案で、これは我々もよく研究して何とかつくるようにやってみたいと思いますので、ぜひまた御指導賜りたいと思います。

それから３番目でしょうか、鉄軌道、その他大量輸送機関がない沖縄で、やはり道路というのは特に国道は大切ではないかという点、確かに道路がまだまだ不足しております。

そういう意味では国道の整備については、今、仕掛けり品もいろいろありますし、加速すること、そしてさらなる整備に取り組むよう、私たちも国との間でいろいろ相談をしてみたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） 再質問にお答えをいたします。

教師がゆとりを持って子供たちと向き合う環境をつくり、きめ細かな指導を行うにはどうするかと、具体的にないかという趣旨の御質問にお答えをしたいと思います。

具体的な一つの方策としまして、教科指導に卓越をした力を有する教諭を市町村に配置をし、複数の学校で効果的に活用することで学校の教育力を高める学校支援システムが新たに構築できないか考えてみたいと思います。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 護得久友子さん登壇〕

○農林水産部長（護得久友子さん） それでは、農林水産業の振興と原油高騰対策に関する再質問にお答えいたします。

全国農業協同組合連合会では、原油の高騰などにより７月１日から肥料価格を平均61.4%値上げしております。このため、ＪＡおきなわでは手数料の引き下げ、共同購入大口ロットによる供給により県内での引き下げ幅を40%程度に抑える対策を行っております。

また、10月から新たな支援策として５億円の肥料価格対策、飼料価格対策を実施することとしております。

県としては、土壌診断に基づく施肥、適正施肥の推進、農薬・化学肥料を３%減らすエコファーマーや５割減らす特別栽培農産物の認証など、環境保全型農業

を推進し、肥料の低減化に取り組んでいるところでございます。

また、今年度の９月補正予算として土壌分析機器等の導入整備を行い、緊急的な土壌分析を実施し、コストの低減化を図っていくこととしております。

なお、今後、肥料・飼料の高騰対策については、国の緊急総合対策に関する動向を見ながら、ＪＡ等と連携して対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後７時21分休憩

午後７時23分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

島袋 大君。

〔島袋 大君登壇〕

○島袋 大君 大変お疲れさまでございます。自民党の島袋大でございます。

知事、疲れてないですか。大丈夫ですか。

後半は自民党の南部三羽がらすの議員で占めておりますが、トリに南部の大物の先輩が待っていますので、てきぱきと進めたいと思っております。よろしくお願いします。

まず、保育行政についてであります。

子を持つ親にとって今や保育園はなくてはならない存在と言っていると思います。とりわけ共働き世帯が多い県内のニーズは切実であります。認可保育園への入所待ちをしている待機児童がことし４月現在前年比1624人増の１万9550人と５年ぶりに増加していることが厚生労働省の調査でわかりました。都道府県別では沖縄県は1808人と、東京に次いで全国で２番目に多いことがわかりました。

内閣府は、県内の認可外保育園の認可化促進に向け、沖縄特別振興対策調整費を活用して本年度から３年間で８億円を国庫補助する方針を明らかにしました。将来的な保育需要を予測するため、県内待機児童の推計調査を実施し、倍以上のペースで認可化を推進する計画を策定し、今後３年間で3000人規模の定員をふやす予定だということです。支援策は、資金面などで認可化をあきらめていた認可外園を行政が後押しする体制づくりにつながるものであります。

認可化の推進で待機児童が少なくなり、子供たちが安心して学び、遊べる環境が確保できれば、県内の保育事情は改善いたします。

ただ、課題も山積しているわけであります。

まず、経営規模が弱く施設も狭い認可外園の認可化促進が要因ではない、主に保育料で運営される認可外

園の経営は厳しいと。認可化しようにも基準に合った施設の整備や保育士の確保には資金的に負担が伴うわけであります。認可化したくても資金がないなど、できない事情を抱える認可外園も少なくない。認可保育園の運営費は国が2分の1の負担、残りの2分の1を県と市町村が負担するが、市町村も財政は厳しく、運営費負担が大きな課題となっているのが現状であります。県は保育現場の声をしっかりと受けとめて、市町村と調整・連携すべきだと私も考えております。

それに基づいて質問します。

(1)、現在保育所に入所している児童の年齢別の状況はどうなっているのか伺います。

(2)、現在待機している児童の年齢別の状況はどうなっているのか伺います。

(3)、沖縄県で登録されている保育士は何名なのか。

(4)、必要とする人員と登録している人員の割合はどうなっているのか伺います。

(5)、保育士が少ないのは雇用面での待遇なのか。対応策として県外や外国から採用するのか。県としての考えは。また、市町村とヒアリングなどを行っているのか伺います。

(6)、県内市町村は独自の保育料を設定していると思いますが、国基準と比較してどのようになっているのか伺います。

(7)、国基準と市町村が定める保育料の差額はどこが、どれくらい負担しているのか伺います。

(8)、児童1人当たりの保育単価は地域によって異なるのに、全国一律の基準保育料でやると所得格差が反映されないのではないかと、見解を伺います。

(9)、国基準保育料を国に対して強く見直しを行うよう県としての考えはないか伺います。

(10)、認可外保育園支援につきましては、県内市町村とのヒアリングを行っているのか。また、認可外保育園への説明はいつごろ予定しているのか伺います。

(11)、県は、平成21年度以降に認可化の促進を行い、3年間でどれくらいの施設開園を予定しているのか。

(12)、県は、平成19年度から福祉サービス第三者評価をスタートさせていますけれども、現在の評価実施状況はどうなっているのか伺います。

(13)、評価の受審は義務ではなく任意でありますけれども、県民に幅広く認識してもらうためには義務化するべきだと私は思います。県としての考えを伺いたい。

2、障害者スポーツの支援策についてであります。

沖縄県における障害者の社会参加施策について、去る9月に開催されました「北京パラリンピック」で

の、障害者アスリートの躍動感あふれる姿に自己の能力を可能な限り高め必死にゴールを目指す姿は堂々としていて華やかでありました。

国民は、このような姿に人間の持つ可能性を見出しエールを送りました。選手がゴールを駆け抜けたとき、深い感動がわいてきましたと多くの声がありました。

沖縄県からも3名の選手が日本代表として活躍し感動を与えてもらいました。

沖縄県では、昭和62年に全国身体障害者スポーツ大会「かりゆし大会」が開催され、県民に勇気と感動を与え、後には障害者スポーツ団体が多数発足し、今日では全国大会等でも優勝する団体も多く出現し活躍されていることは嬉しい限りです。障害のある人々がスポーツをすることで身体的機能向上の効果だけではなく、自信と勇気を得、見違えるように積極的な生き方になり就労や結婚につながるなど、ダイナミックに生きる力をはぐくんでいるのが現状だと思っております。

そこでお伺いします。

(1)、沖縄県障害者スポーツ振興会設立についてどうなっているのか伺います。

(2)、障害者スポーツ振興策の充実となる予算の拡充についての考えを伺います。

(3)、障害者スポーツ指導員育成等のスタッフの確保策についての考えを伺います。

(4)、今回の「北京パラリンピック」に日本代表として沖縄県選手3名、又吉選手、仲里選手、上与那原選手が出場しました。上与那原選手はマラソンで銀メダルを獲得いたしました。県としては、県民栄誉賞などを贈る考えはないのか伺います。

3、那覇空港の拡張整備につきまして。

これは前回の6月議会でも一般質問しましたけれども、今、那覇市議会、豊見城市議会、意見書が可決されたと思っております。それに基づいて伺います。

6月の議会で、滑走路増設について秋ごろには決定するということでありましたが、その後の進捗状況はどうなっているのか伺います。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 島袋議員の御質問に答弁させていただきます。

保育行政に係る御質問ですが、1の(3)、(4)、(5)が関連いたしておりますので、御理解を得て一括して答弁させていただきますと思います。内容は、県に登録されている保育士などの現状についての御質問です。

平成20年9月1日現在の県に登録されております保育士の数は、1万3973人となっております。一方、県内の保育所で就労している保育士の数は、平成19年10月1日現在で5824人となっております。

保育所におきましては、国が定めました最低基準を充足して保育士を確保することが義務づけられておりますことから、この就労者数がおおむね県内における保育士の必要数と考えられます。

以上のことから、保育士の必要数の割合は登録者の約4割と考えております。また、一部の離島等におきましては保育士の確保に苦慮していると聞いておりますが、県内におきましてはおおむね保育士は充足しているものと考えているところでございます。

次に、同じく保育行政に係る御質問で、待機児童対策特別事業実施についての、市町村へのヒアリングなどなどに係ります御質問にお答えいたします。

保育所の整備等待機児童の解消につきましては、一義的な責務は保育の実施主体である市町村にございます。

このため、県では、これまでも待機児童解消に向けた方策につきまして各市町村との意見交換等を行ってきたところであります。

今回の沖縄特別振興対策調整費を活用した待機児童対策特別事業の実施に当たっても、事業内容などについて十分な説明を行うとともに、その意向やそれぞれの問題点についての把握に努めるなど、市町村との連携を密にして取り組んでまいりたいと考えております。

また、認可外保育施設に対しましても、待機児童対策特別事業基金の設置後速やかに各圏域ごとに説明会等を開催してまいる所存でございます。

同じく保育行政に係る御質問で、待機児童対策特別事業で新設を予定している保育所の数はどうかという御質問にお答えいたします。

県では、待機児童対策特別事業におきまして保育需要を正確に把握するため、潜在的待機児童も含めて実態調査を実施することとしております。

このため、具体的な数値目標は当該調査結果と市町村の意向を踏まえなければなりません。今のところ、特別事業の実施による認可化で平成23年度までに約3600人の定員増を想定しているところでございます。仮に保育所1カ所当たりの定員を60人といたしますと、約60カ所の保育所の設置が必要となるものと考えております。

次に、那覇空港の拡張整備に係る御質問にお答えいたします。

那覇空港の拡張整備につきましては、平成20年8月7日に国と県で構成いたします那覇空港構想・施設計画検討協議会が設置されております。

また、この協議会のもとに滑走路配置に関し技術的観点から指導助言を行います那覇空港技術検討委員会が設置され、その第1回の委員会が9月22日に開催されたところであります。

今後は、これらの検討結果などをもとに実施されますパブリック・インボルブメントの結果や協議会における協議を踏まえ、国において最終的な案を決定することになってまいります。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 保育行政についての御質問の中の、保育所入所児童及び待機児童の年齢別の状況についてにお答えいたします。一括でございます。

平成20年4月現在の状況では、保育所入所児童は全体で3万1421人となっており、そのうちゼロ歳児は2389人、1歳児は5777人、2歳児は6686人、3歳児は7155人、4歳以上の児童は9414人となっております。

また、待機児童につきましては、全体で1808人となっており、そのうちゼロ歳児は316人、1歳児は658人、2歳児は359人、3歳児は277人、4歳以上の児童は198人となっております。

続きまして、県内市町村の保育料と国の徴収基準額との比較及びその差額の負担について一括してお答えいたします。

県内の市町村の保育料は、国の徴収基準額に比較しますとほとんどにおいて低く設定されております。

保育所運営費につきましては、国の定める保育料徴収基準額を控除した額を基本として、国・県・市町村の負担がありますが、国の徴収基準額と市町村における実際の保育料徴収額との差額は市町村が負担することとなります。

こうした負担額は、保育所のある34市町村の平成19年度実績で約18億7500万円となっており、入所児童1人当たりの月額で約7000円となっております。

続きまして、全国一律の徴収基準額では所得格差が反映されないこと及び徴収基準額の見直しを国に求めることについてにお答えいたします。これも一括でございます。

国では、保育所運営費につきましては、地域性を考慮して12段階に区分した保育単価に基づいて算定され

ております。

一方、保育所徴収金基準額については、利用者の所得状況に応じて7段階に区分して定められており、所得に応じた保育料の徴収制度になっているものと考えております。

続きまして、福祉サービス第三者評価受審状況及び第三者評価受審義務化についてにお答えいたします。これも一括でございます。

福祉サービス第三者評価事業は、厚生労働省通知「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」（平成16年5月7日付通知）に基づき各都道府県で実施されております。

この事業は、福祉事業者が提供する福祉サービスについて、第三者の客観的・専門的な評価を受けることにより、事業者みずからサービスの質の向上に取り組むことを支援するとともに、利用者に対しては福祉事業者を選択するために有効な情報を提供することを目的としているものであります。

本県においても平成18年度に「沖縄県福祉サービス第三者評価事業実施要綱」を定め、平成19年度から事業を開始したところであります。

福祉サービス第三者評価の受審状況につきましては、事業を開始しました平成19年度は2件にとどまっておりましたが、今年度は9月1日現在、受審済み1件、今後の受審予定が4件と増加しております。

今後とも、各福祉事業者に対して当該事業の持つ意義の周知に努め受審を促してまいりたいと考えております。

なお、受審の義務化につきましては、今後の受審状況や国及び他県の動向等を踏まえて検討してまいりたいと考えております。

障害者スポーツの支援策についての中、沖縄県障害者スポーツ振興会設立についてにお答えいたします。

障害者にとってのスポーツは、心身の健康増進はもとよりリハビリテーションに役立つとともに、交流の輪を広げ社会参加を促進する上で極めて重要な位置を占めております。本県では、ノーマライゼーションとリハビリテーションの理念のもと、第3次沖縄県障害者基本計画において、障害者のスポーツ・レクリエーション活動を位置づけ積極的に推進しているところであります。

このような中、9月には北京で開催された障害者スポーツの祭典「パラリンピック北京大会」へ3名の県選手が出場し、陸上男子車いすマラソンで県勢初の快挙である銀メダルを獲得し、沖縄県民のみならず全国

の皆さんや障害スポーツ関係者に大きな喜びと感動をもたらしました。

県としましては、障害者スポーツのさらなる普及・発展、競技力向上のため、当事者の意見も踏まえつつ、本県の障害者スポーツを振興するための体制強化に向けてこれまで以上に取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、障害者スポーツ振興策の充実のための予算拡充及び障害者スポーツ指導員育成等の確保についてにお答えいたします。これも一括でございます。

本県では、障害者スポーツ振興のための経費として、毎年沖縄県身体障害者スポーツ大会経費、九州予選大会経費、全国障害者スポーツ大会経費、知的障害者のための「ゆうあいスポーツ大会」経費、精神障害者バレーボール大会経費、障害者スポーツ指導員養成のための対応経費など、障害者スポーツ振興のための予算措置に努めているところであります。

今後とも、引き続き障害者の社会参加を促し、地域住民との交流を図りお互いの理解を深めるため、スポーツ・レクリエーション活動について積極的に推進してまいりたいと考えております。

続きまして、同じく障害者スポーツの支援策の中の、「北京パラリンピック」で銀メダルを獲得した上与那原選手などに対する表彰についてにお答えいたします。

パラリンピックは、障害者が持ち得る能力を最大限に発揮し、限りない可能性について世界規模で挑戦することができる極めて意義深い大会であります。

北京大会におきましては、県出身の上与那原選手が県勢初の銀メダルを獲得、仲里選手が車いすラグビーで7位入賞、又吉選手が射撃で自己記録を更新するなど大いに活躍されたことは、多くの障害者に対し可能性に挑戦することの勇気を伝えるとともに、沖縄県民のみならず全国の皆さんに大きな喜びと感動をもたらしました。

上与那原選手を初め又吉選手、仲里選手が今後世界のステージでますます活躍することにより障害者スポーツへの理解が広がり、障害者の自信と自立に寄与することを心から期待するものであります。

なお、3名の選手に対しましては、北京パラリンピック成績優秀者等として厚生労働大臣表彰が一昨日決定されております。

県としましては、障害者スポーツのさらなる普及・発展、競技力向上のため、これまで以上にスポーツ振興体制を強化してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 島袋 大君。

〔島袋 大君登壇〕

○島袋 大君 それでは再質問します。

知事、保育行政で通告したのは、これはこれから認可外保育を認可化に進めていくわけなんですよ。保育士に対しては、今、登録では非常に多く登録されていますよ、実際に採用されている人数は5000名近くなんですけれども。

だから、これから認可外を認可に上げるときにどのような形で保育士の設定の仕方、あるいはこれだけ3万1000名余りの子供たちが今入所しているんですよ。年齢別にしたらゼロ歳児が2300名余りいるわけですよ。子供たちの基準というのは、ゼロ歳児に対しては保育士は3名に対して1人ですよ。だから、そういうことで人数を当てはめていったら、本当にこの人数で実際に足りているのかというのが僕の考えでありまして、ですから僕の質問の中で、雇用面の待遇が悪いから少ないんじゃないかという通告をしているわけですよ。通告しているんですから、こういった面もありますよと前もって言ってもらったら、私はこういう通告は取り下げますよ。

ですから言いたいのは、これだけ私とかみ合っていないのが今生じているわけですよ。だから、しっかりとこの辺は確認する意味でもお願いしたいなと思っているんですが、一番重要なのは、国基準の保育料設定、これは今言うように国が基準されていますよ、金額ですね。わかりやすく言えば、国庫負担金における保育所の徴収基準額の見直しです。これは国に要請してくれと、私お願いしているものですから、その辺をちょっともう一度確認したいんですけれども、保育所に入所している児童の保育単価については、人事院規則の地域手当、地域の生活の差を調整するために支給されている手当に準じて地域間の格差が調整されていますが、保育料の徴収基準額は地域の生活費等の差が調整されていないと。よって、国基準の保育料徴収基準表を市町村がそのまま適用すると、所得の低い保護者には多額の負担が強いられることから、市町村独自で保育料の基準額表を作成しており、国基準額の差額については市町村が追加で負担しているんですよ。

先ほど部長がおっしゃっていたように、段階的には7段階ありますよ、この所得に応じた層が。大体沖縄県を平均したら4段階層の4の1層から4の2段階層になると思いますけれども、これは国基準は3万円なんですよ、知事、3万円。全国41市町村で保育料は負担しているんですよ、格差がありますから。大体わかりやすく言えば3万円は国が基準されているのを

2万幾らかとか、2万5000円に設定して、残りは市町村が負担しているんですよ。ここが重要なんですよ。今、市町村の財政は厳しいわけですよ。これをなぜ待機児童が一番多い東京都ですよ。2番目に沖縄で、所得の差は先ほど皆さんが言うように、沖縄は全国最下位ですよ。東京は全国一ですよ。200万以上の差額がある中で全国一律の保育料の基準というのはおかしい話なんですよ。ですから、この辺をしっかりとその分を市町村が国の基準を負担する分を予算を、これを別の面で保育に回すことができるんですよ。今の待機児童の解消に向けてこの1人当たりの子供の予算に回すことが可能なんですよ。

ですから僕が言いたいことは、何やかんや言っても東京が1位で沖縄が最下位の中で、こういうような国基準の一定の基準の保育料の調整額というのはおかしい話ですから、それはしっかりと沖縄県としてもこれだけ、私も子づくり、子育て真っ最中の議員の一人ですから、しっかりとこの辺を考えて、これからの沖縄は出生率も高い地域なんだから、これをしっかりと国に訴えて、この沖縄の所得格差をいろんな面で変えるような形でやってほしいなという私の思いであり意見でありますので、その辺をやるかやらぬか、じゃ、東京に行こうというふうに訴えているよという意気込みと姿勢が私は欲しいわけでありまして、その辺の答弁をお願いします。

次に、障害者スポーツの件でありますけれども、日本の代表として銀メダルをもらったんですよ、上与那原選手は。先ほど部長の答弁では、厚生労働省の方から表彰を受けると。

私の通告は、沖縄県で県民栄誉賞を出す気はないかと言っているわけでありまして、これは国の厚生労働大臣の賞をもらいますと。私はただ聞いても、ああそうですか、おめでとうございますとしか言えませんよ。沖縄県の代表として日の丸を背負って銀メダルをもらって日本代表、沖縄県の出身が日本代表として日の丸を背負って銀メダルをもらったわけでありまして、沖縄県としても県民栄誉賞ということで条例等があって、そういった設定があるかもしれませんけれども、何せ日本の代表で銀メダルをとったわけでありまして、これからそういった障害スポーツをする方にもしっかりと夢と希望を持って、家族を持っているわけでありまして、そういう意味でも県民栄誉賞でなくても、特別賞なりとかそういう意味も考えないかと私は言いたいわけでありまして、その辺の御答弁もお願いしたいと思っております。

障害者スポーツ振興会設立についてでありますけれ

ども、知事、これは身体障害者のスポーツの振興会は全国で3県だけがないんですよ。沖縄県と香川県と福井県でしたかね、この3県が設立されてないんですよ。

沖縄県がこれだけ率先して障害者の皆さんたちが頑張っているんな面で資料も取り寄せましたよ。振興会を設立していただいて、いろんな面でのスタッフの支援とかを窓口をつくるために振興会設立をやってほしいとか切なる願いが私の方に話が来ております。

いろんなスポーツも、バスケットにしてもバレーにしても、いろんな各種団体がある中で、そういった振興会設立をすることによっていろんな面での窓口で県民の皆さんに理解してもらって、そういった形で我々が頑張っている姿を見てもらえると、まずそれが必要だと。スタッフに関しても個人負担で遠征するにも年間300万の予算を実費で出しているわけですから、障害者の方ですから1人ではできませんので、おのずとスタッフが2人、3人つくわけですから、その分も自腹で予算を組まないといけないと。そうするためにはいろんな面で寄附金も考えたら、そういう振興会という窓口をつくっていただければいろんな面で、企業等いろんな面で支援も出てくると。

そういうような切なる願いでありますから、そういう設立に関しても沖縄県を含めて3県はつくってないわけですから、そういう意味でもこの第3次沖縄県障害者基本計画の中にも文言がうたわれておりますよ。

ですから、これはいつ設立、スタートするかと私は聞きたいわけですから、その辺の答弁もお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後7時54分休憩

午後7時56分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 島袋議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず、障害者スポーツの振興会の設立につきましては、今、つくる検討をしておりますが、急がせて早目にぜひやりましょう。

それから、ちょっと逆になりますが、上与那原さんを顕彰すべきじゃないかというお話ですが、今、県にも県民栄誉賞とか幾つか表彰制度があって、これは基準がございます。

そういう中で、今ここでやりますと言いたいのはここまで出ているんですが、ただし、これは少し、そんなに時間はかかりません。私も含め、この間、実は日曜日に握手もしてまいりましたし、何とかそういう方向にまとめられるように、ちょっと時間を下さい。この基準が幾つかありますので、少し研究したいと思いますが、議員のおっしゃる方向でまとめられるのではないかと考えておりますが、最終的にはちょっと時間を下さい。

そして1番目の点で、東京へ行って頑張っていこうという点ですが、これも少し技術的な面がありますので研究させてください。何とかおっしゃった意味はよくわかりますが、福祉保健の専門家と少し議論してみたいと思いますので、ちょっとお時間を下さい。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 新垣哲司君。

〔新垣哲司君登壇〕

○新垣 哲司君 島袋大議員から元気をもらいました。

本来は私たち議会は5時をめぐるところというふうにやっておるんですが、一般質問のたびに8時から9時、これは決して県民のためにはなりません。職員は10時から11時までいるようでございます。マスコミも1人もいませんね、この時間になったら。今後はそういうことは慎みましょう。

それでは、我が党の具志孝助議員の代表質問に関して、関連質問をさせていただきたい。

今回、特に一番野党から質問が多かった仲井眞知事が訪米をするということで、それに対するいわゆるさきの野党の皆さんに怒られた普天間飛行場の移設に反対する決議を持って、この決議に反する要請内容であれば訪米の予算は認められないと、こういうことで野党の皆さんから多くの質問があったわけでございます。逆にまた、与党はしっかり県民の代表として頑張ってくれと、こういうことで私も質問しながら激励をしたいというふうになっております。

県民を代表する県知事でありますので、正々堂々と訪米しみずからの信念を持って地元の声や米政府の関係者に主張するというのが県民代表である知事だと私は強く認識をしているところでございます。

2点目に、知事は辺野古移設を米政府に要請しないとはっきり明言をしているところでございます。せっかくの機会でありますので、再度この場からしっかり知事、お答えを願いたいというふうになっております。

3点目に、今回の議会で知事が何回となく私も県民

の選良である、48名の議員も選良だと。強い気持ちで私は心に刻んでおるところでございます。そうであれば、やはり県民代表でありますから、しっかり知事に質問するのも結構でございますが、みずから特に野党の席の皆さんには、こういう訪米もするんだという気持ちで質問もいただきたいというのが私の本音の気持ちでございます。

ですから、しっかり自由民主党を先頭に、左は共産党、8会派が一緒になって48名が訪米をするというような仕組みを私はお願いをしたい。そういう行動をとっていただきたい。これが県民代表だということふうに思っております。

そこで、知事、この件につきましては、知事がどうのこうのということではございませんが、いわゆる48名がしっかり直訴するということになれば、知事はこれに対して拒むことはございませんか。拒みますか。はっきりをしていただきたいというふうに思います。

次2番目に、水産海洋研究センターの移転についてであります。

本県は、我が国唯一の亜熱帯海域に位置し、本土から遠く離れ、周囲を海に囲まれた海洋県であります。島の周辺にはサンゴ礁が群れをなし、黒潮の影響を大きく受け、他県にはないような海洋環境を有しております。このような海洋環境の解明や、有用資源の持続的な有効利用を図るため、本県においてはさまざまな調査研究及び技術開発、あるいはまた試験研究が進められております。その研究の中心組織が沖縄県水産海洋研究センターであります。

水産海洋研究センターは、昭和49年に沖縄県水産試験場として糸満市に移転、建設されて以来、平成18年には沖縄県水産海洋研究センターに改称された。現在も糸満市で活躍をしております。いわゆる糸満市にとっては、なくてはならない存在でございます。

御承知のように、本県で漁業と言えば糸満市と言われるほど戦前戦後から漁業が盛んであり、水産海洋センターが糸満市に移転、建築されたのもこのような背景があったと言われております。

しかし、水産海洋研究センターも建築されてからもう34年が経過し、コンクリートの壁やあるいはまた剝離するなど非常に老朽化が進んでいるところでございます。工事が早急に急がれております。私もこの件については何回となく質問をいたしました。今回も3点質問をさせていただきます。

(1)、水産海洋研究センターの施設は、設置後34年が経過しコンクリートの壁の老朽化が進み、研究施設として早急な整備が必要だと思いますがどうですか。

(2)番目に、34年が経過した施設の老朽化及び周辺の都市化やあるいは研究環境の変化等により、移転整備が検討されているようだが、その結果について伺いたい。

(3)、また、移転候補地として、場所や研究環境の観点から糸満市の喜屋武地区が非常にふさわしいというようなことが言われておりますが、この件についても決定がなされたか伺いたいと思います。

次に、ブラジル・アルゼンチンの移民100周年についてであります。

沖縄県人・ウチナーンチュのブラジル移民100周年を祝う記念式典が8月24日、サンパウロ州ジアデーマ市のブラジル沖縄文化センターで沖縄からの訪問団も多数参加して盛大に開催されました。31日にはアルゼンチンのブエノスアイレス市の県人会館で同様な記念式典が行われました。

私たち慶祝県議団も11名、職員2名も参加し、非常に感銘を受けました。南米の県系社会は祝賀ムードに包まれ、繁栄の礎を築いた、これもやはり先人の功績に改めて敬意を表すると同時に、世紀を経て培った偉大な文化と人的財産を従来にも増して活用し、次代へとつなげていただきました。

日本人781名を乗せた最初のブラジル移民船笠戸丸が神戸港を出たのは1908年の4月のことと言われております。乗船者の4割以上が沖縄県出身者だというふうに言われ、アルゼンチン、ペルー、ポリビアなどを含めて移民一世の入植地への過酷な体験は、筆舌に尽くしがたい幾多の困難を乗り越えて、20万人余の移住社会を築きました。本当に心から敬意を表するものでございます。

私たちは、その行く先々で県人のいわゆる祭りやあるいはまたその中で一世、二世が子弟の教育に目を向けて大事にしたことが確かであるなどというふうに思ったところであります。人口比にすると、ブラジルの1%なのにサンパウロの大学の学生数は15%、日系人で県系人がこの大学で一番多いと言われております。非常にすばらしい大学であるようであります。やはり教育重視の姿勢を日系の方々には地位を高め、あるいはまた学問や企業、政治家を出し、国や地域に貢献をしている現状であります。

私たちも議長を先頭に行っているいろんな陳情を受けました。しっかりこれからもこの100周年を記念をして、きずなを大事にしていきたいというような、今社会に向かっているのがブラジル・アルゼンチンの両国だということふうに思っております。

次に、カジノ・エンターテインメント誘致について

伺います。

現在、世界で導入が進められているカジノ・エンターテインメントは、米国ラスベガスをモデルとした総合的なエンターテインメントに変更しつつある。120を超える国がカジノを合法化しており、カジノ・エンターテインメント施設は国際観光におけるグローバルスタンダードなどにより、特にアジアではカジノ産業のビッグバンとも言われるべき現象が起こっている。

国内では自由民主党所属の国会議員が平成14年12月に国際観光産業としてのカジノを考える議員連盟を設立し、平成16年6月にはゲーミングカジノ基本構想案を公表した。平成18年6月には自由民主党政務調査会観光特別委員会のカジノ・エンターテインメント検討小委員会が法案政策の基本的な考え方となる我が国におけるカジノ・エンターテインメント導入に向けての基本方針を策定した。

時間がございませんので、飛ばして質問に入りたいと思います。

(1)、立法化への準備について。

検討を進めているカジノ・エンターテインメント法案について、利用者の外国人を念頭に仕組みをつくるのが国民の理解を得られやすいと思いますがどうですか。

(2)番目、規制と監視について。

日本人も一定の収入やあるいはまた犯罪歴がないなどの条件に入場許可制についても伺いたい。

(3)点目に、地域振興のツールについて。

カジノに対する基本的な考え方として、賭博行為は適切な規制や監視があって初めて健全で、税収を国民にわかりやすく示すことでカジノが地域に根強くなるのではないかと。また、法律が成立した場合のカジノ建設の地域選定については、地域政策としてのあり方や観光振興への貢献度を重視したカジノは一つのツールにすぎない。地域振興のためには、住民がそのツールを生かすことが大事と思うがどうか伺いたい。

できれば再質問はしたくないんですが……。

休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後8時13分休憩

午後8時13分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後8時14分休憩

午後8時14分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○新垣 哲司君 今後の県の考え方について伺いたいと思います。

失礼しました。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後8時14分休憩

午後8時15分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 新垣哲司議員の御質問にお答えいたします。

まず第1に、水産海洋研究センターに係る御質問で、1の(1)と(2)、移転整備の検討の結果について等々、(1)、(2)、(3)が関連いたしておりますので、一括して答弁させていただきます。

水産海洋研究センターは、昭和49年に現在地に移転をして以来34年が経過し、施設の老朽化に加えて、周辺地域の都市化による研究用海水の水質低下等、研究環境は著しく悪化いたしております。

このことから、新たな研究ニーズや先進的な研究開発に対応するためにも現在地からの移転整備が必要であると認識をいたしております。

現在、県庁内関係各課で組織しますワーキングチームにおきまして、将来の水産海洋に係る研究のあり方を取りまとめております。これを踏まえまして、既存の水産関係研究機関等の役割分担の検討も含め、第三者で構成します委員会に諮ることといたしております。その上で試験研究に必要な海水の確保、調査船の係留及び用地取得の容易さ等を総合的に勘案をし、移転先等の選定を行いたいと考えております。

次に、カジノ・エンターテインメントに係る御質問にお答えいたします。

カジノの立法化への準備についての御質問ですが、我が国にカジノ・エンターテインメントを導入するには、新たな法律の制定が無論必要であります。

沖縄県としましては、国など関係機関においてカジノ法案が検討され、国会に上程され制定されるよう関係機関等と連携しながら取り組んでいきたいと考えております。

次に、同じくカジノの規制と監視についてという趣旨の御質問にお答えいたします。

平成18年6月16日付で自由民主党政務調査会観光特別委員会カジノ・エンターテインメント検討小委員会がまとめました「我が国におけるカジノ・エンターテインメント導入に向けての基本方針」があります。これによりますと、我が国にカジノ・エンターテインメント

を導入する際には、組織悪の介入や不正、そして犯罪を防止する観点から、国家の厳格な規制監視及び管理下に置くことを合法化の前提といたしております。自由民主党の政調特別委員会の例でございます。

次に、同じくカジノ・エンターテインメントに係る御質問なのですが、カジノの地域振興のツールについての御質問にお答えいたします。

カジノ・エンターテインメントは、これを導入している諸外国の事例に見られますように、観光振興はもとより、雇用の創出や税収の増大など、地域振興のツールとして有効な方策と考えられております。

このようなことから、沖縄県におきましては、カジノ・エンターテインメント検討委員会において導入による経済波及効果を検討することにいたしております。

次に、我が党の代表質問との関連の御質問で、事件・事故の現状につき訪米して強く訴えるべきではないかという御趣旨の御質問にお答えいたします。

おっしゃるとおり、米軍人等による事件・事故につきましては、相次いで発生している状況であることから、県としては地元の声をも米国政府に対し直接伝え、現状を認識させ、米軍人等の綱紀粛正、そして教育の徹底など、事件・事故の防止にしっかりと取り組むよう強く申し入れたいと思っております。

また、何度も申し上げておりますが、地位協定の抜本的な見直しに係る説明、要請、そして情報交換、意見交換などなど、さらに米軍基地の再編に係る要請につきましては何度も申し上げておりますが、県内移設、名護への移設につきましては、触れる必要がありませんので触れません。ただし、だめ押し、念押しと言いますか、むしろしっかりやるべきことはやらなければいけない旨のことなど、向こうから話があれば当然これは受け答えすべきだと考えております。そして、海兵隊の移転であるとか、さらに海兵隊のグアムへの移転であるとか、それから嘉手納より南の基地の返還であるとか、こういうことはしっかりと要請をしてまいりたいと考えております。

そして、訪米におきましては、アメリカの次期政権のスタッフの人選や外交・防衛政策の調整が行われる時期に訪米をし、政策形成に影響を持つ米側の関係者等に対し、直接沖縄県の実情を訴え理解させたいと考えております。

また、議員の言われました議会８党派代表が一緒になって訪米してはどうかという点につきましては、私はしっかりと沖縄の課題を訴えるつもりです。

そして今申し上げたとおりですが、議会もともに同じテーブルで行動できれば素晴らしいのではないかと

思います。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） ブラジル・アルゼンチン移民100周年に関する御質問の中で、県系人子弟留学生の受け入れと今後の県の考え方についてお答えします。

県においては、海外県系人社会との相互交流が世界のウチナーネットワークの拡充等に極めて有意義であることから、海外留学生受け入れ事業、海外技術研修員受け入れ事業、ジュニアスタディツアー事業、ホストファミリーバンク推進事業等を実施しております。また、市町村では、海外研修員受け入れ事業や海外ホームステイ派遣事業等を実施しております。

県としましては、市町村とも連携を図りながら、今後ともその継続、発展について努力していく考えであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 辺野古移設を米政府に要請しないと言っているが、改めてその辺について説明してほしいという質問でございましたが、先ほど知事が、県としては普天間飛行場のキャンプ・シュワブへの移設を改めて米国政府に要請することはないというふうにはっきり申し上げておりました。

その理由について、少し追加的に御説明申し上げます。

普天間飛行場のキャンプ・シュワブへの移設は、県が積極的に進めたものではなく、やむを得ず認めたものであります。

同移設は、既に日米両政府で合意されるとともに、地元名護市、宜野座村も基本的には合意しているものであり、県としても、現在、代替施設の建設計画について政府と継続的な協議を重ねているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 新垣哲司君。

〔新垣哲司君登壇〕

○新垣 哲司君 水産研究センターの移転時期について、答弁においてはそれがはっきりしないものですから、いつごろになるか、その１点と、それから、ブラジル・アルゼンチンの100周年事業については、嘉陽議員、瑞慶覧議員、當間議員から質問がございまし

た。さきの皆さんの質問においては、予算はしっかり確保し、あるいはまた州政府とも連携をとってやっていきたいというふうな答弁がありましたので、州政府ともお会いしました。母県もしっかり頑張ってくれと、こういうふうに激励されたところでありますので、やはり100年たって今、六世までいますので、しっかり予算をつけて交流させるということが一番大事であります。あと50年後には、本当のウチナー・ラー・いるかなというくらい、もう六世からは外人みたいな顔をして、しかしチムグクル、方言はウチナーで、踊ったり三線を弾いたり、全くこれは世界は一つでありますから結構でございますが、しっかり母県の方も頑張っていたきたいなとこういうふうに思っております。

比較するわけではございませんが、今回2000万円を喜んでおりました、聞いたところによると。しかし沖縄平和賞には2年に一遍ぐらい1000万円出している。私は、本当の沖縄の心を世界にアピールするんだったら、南米にしっかり拠点を置いてきずなを大事にするというのがこれが大事じゃないかなと、本当のウチナーの心じゃないかというふうに思いますが、きょうは安里副知事が別用務でいらっしゃいませんが、部長、ぜひこれからもしっかり、2年後はまたボリビアの55周年がございますので、含めて答弁できればありがたいとこういうふうに思っております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） 水産海洋研究センターに関する再質問にお答えいたします。

現在240万円の予算を計上して移転整備調査事業を実施しております。施設整備に要する経費を概算として把握するための委託調査でございますけれども、これを今年度いっぱいその調査をやりまして、その結果を踏まえて早急に結論を出したいと思っております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 県系人子弟留学生の受け入れ等の再質問にお答えします。

海外県系人社会との相互交流に向けて、予算獲得等を引き続き頑張りたいと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明2日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後8時33分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 嶺 善 伸

会議録署名議員 島 袋 大

会議録署名議員 照 屋 大 河

平成20年10月 2 日

平成20年
第 3 回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第 7 号）

平成20年
第 3 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第7号）

平成20年10月2日（木曜日）午前10時1分開議

議 事 日 程 第7号

平成20年10月2日（木曜日）

午前10時開議

第 1 一般質問

第 2 甲第1号議案、乙第1号議案から乙第18号議案まで及び認定第1号から認定第23号まで（質疑）

第 3 請願第1号の付託の件

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 甲第1号議案、乙第1号議案から乙第18号議案まで及び認定第1号から認定第23号まで

甲第1号議案 平成20年度沖縄県一般会計補正予算（第1号）

乙第1号議案 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

乙第2号議案 沖縄県税条例の一部を改正する条例

乙第3号議案 沖縄県保育所入所待機児童対策特別事業基金条例

乙第4号議案 沖縄県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例

乙第5号議案 沖縄県立精神障害者社会復帰施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

乙第6号議案 沖縄県中央卸売市場条例の一部を改正する条例

乙第7号議案 沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

乙第8号議案 沖縄県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例

乙第9号議案 沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

乙第10号議案 財産の取得について

乙第11号議案 土地の取得について

乙第12号議案 訴えの提起について

乙第13号議案 訴えの提起について

乙第14号議案 交通事故に関する和解等について

乙第15号議案 交通事故に関する和解等について

乙第16号議案 損害賠償額の決定について

乙第17号議案 流域下水道の建設事業執行に伴う負担金の徴収について

乙第18号議案 専決処分の承認について

認定第1号 平成19年度沖縄県一般会計決算の認定について

認定第2号 平成19年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について

認定第3号 平成19年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算の認定について

認定第4号 平成19年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について

認定第5号 平成19年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について

認定第6号 平成19年度沖縄県母子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について

認定第7号 平成19年度沖縄県下水道事業特別会計決算の認定について

認定第8号 平成19年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について

認定第9号 平成19年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について

- 認定第10号 平成19年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について
- 認定第11号 平成19年度沖縄県林業改善資金特別会計決算の認定について
- 認定第12号 平成19年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
- 認定第13号 平成19年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定について
- 認定第14号 平成19年度沖縄県自由貿易地域特別会計決算の認定について
- 認定第15号 平成19年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について
- 認定第16号 平成19年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について
- 認定第17号 平成19年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について
- 認定第18号 平成19年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について
- 認定第19号 平成19年度沖縄県公共用地先行取得事業特別会計決算の認定について
- 認定第20号 平成19年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
- 認定第21号 平成19年度沖縄県病院事業会計決算の認定について
- 認定第22号 平成19年度沖縄県水道事業会計決算の認定について
- 認定第23号 平成19年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について

決算特別委員会の設置

決算特別委員会委員の選任

日程第3 請願第1号の付託の件

出席議員（48名）									
議長	高嶺善伸君	24番	前島明男君						
副議長	玉城義和君	25番	新垣良俊君						
1番	上原章君	26番	仲田弘毅君						
2番	島袋大君	27番	照屋守之君						
3番	中川京貴君	28番	辻野ヒロ子さん						
4番	桑江朝千夫君	29番	嶺井光君						
5番	平良昭一君	30番	當間盛夫君						
6番	仲村未央さん	31番	当銘勝雄君						
7番	照屋大河君	32番	渡嘉敷喜代子さん						
8番	渡久地修君	33番	前田政明君						
9番	上里直司君	34番	玉城ノブ子さん						
10番	瑞慶覧功君	35番	赤嶺昇君						
11番	奥平一夫君	36番	比嘉京子さん						
12番	吉田勝廣君	37番	金城勉君						
13番	當山眞市君	38番	糸洲朝則君						
14番	吉元義彦君	39番	翁長政俊君						
15番	座喜味一幸君	40番	浦崎唯昭君						
16番	佐喜真淳君	41番	池間淳君						
17番	玉城満君	42番	新垣哲司君						
18番	仲宗根悟君	43番	具志孝助君						
19番	崎山嗣幸君	45番	新里米吉君						
20番	西銘純恵さん	46番	嘉陽宗儀君						
21番	山内末子さん	47番	新垣安弘君						
22番	新垣清涼君	48番	大城一馬君						

説明のため出席した者の職、氏名

知事	仲井眞 弘 多 君	知事公室	上運天 昂 君
副知事	仲里全輝 君	秘書広報統括監	
副知事	安里カツ子 さん	総務部	名渡山 司 君
知事公室長	上原 昭 君	財政統括監	
総務部長	宮城 嗣三 君	教育委員会	伊元正一 君
企画部長	上原良幸 君	教育長	仲村守和 君
文化環境部長	知念建次 君	公安委員会	幸喜徳子 さん
福祉保健部長	伊波輝美 さん	委員長	
農林水産部長	護得久友子 さん	警察本部長	得津八郎 君
観光商工部長	仲田秀光 君	労働委員会	宮里節子 さん
土木建築部長	漢那政弘 君	公益委員	
企業局長	花城順孝 君	人事委員会	伊礼幸進 君
病院事業局長	知念 清 君	事務局	
会計管理者	福治 嗣夫 君	代表監査委員	又吉春三 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局 長	長 嶺 伸 明 君	課 長 補 佐	平 田 善 則 君
次 長	遊 佐 信 雄 君	主 査	中 村 守 君
議事課 長	嘉 陽 安 昭 君	主 査	佐久田 隆 君

○議長（高嶺善伸君） これより本日の会議を開きます。

日程第１及び日程第２を一括し、これより直ちに一般質問を行い、甲第１号議案、乙第１号議案から乙第18号議案まで及び認定第１号から認定第23号までを議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

辻野ヒロ子さん。

〔辻野ヒロ子さん登壇〕

○辻野 ヒロ子さん おはようございます。

一般質問もいよいよ最終日となりました。皆さん、連日連夜お疲れさまでございます。

昨夜は、プロ野球の清原選手の引退表明の感動的な番組にくぎづけになっておりました。私はまだまだ現役でございます。そういう意味でも、けさはトップバッターでございますので、ぜひホームランが打てるように元気よくまいりたいと思いますので、知事を初め当局の皆さんよろしくお願いいたします。

それでは質問に移ります。

台風13号は、約45時間も豪雨と荒れ狂う暴風域で、特に与那国島では最大瞬間風速62.8メートル、県内観測史上最多の24時間雨量767ミリを記録し、床上・床下浸水、道路決壊や橋の倒壊、公共施設や農作物などに大きな被害を受け、そのショックや復旧からまだ立

ち直らないうちに、さらに２週間後、台風15号でダブルパンチを受けてしまいました。

台風13号後は早速、公務御多忙中、仲井眞知事も土建部長、農水部長、八重山支庁長、職員の皆さん同行で現地に出向き、被害調査、被災者見舞いをしていたことに心から感謝申し上げます。

また、県議団も議長を初め各会派の皆さんが入れかわり立ちかわり現場調査をしていただいたことに大変心強く思いました。ぜひ支援策についても援護射撃をよろしくお願いいたします。

それでは、質問に入る前に与那国町から送られてきた被害状況をパネル写真で紹介したいと思います。

（資料を掲示）

これをごらんください。これは上空から撮った祖納集落、一番被害が大きかったところです。この紫色の線が浸水の地域でございます。そして赤い部分が床上浸水の35棟。黄色いのが床下浸水25棟でございます。

それから、この写真が祖納集落でございまして、これは同じ場所でございます。上が冠水した部分で、柱のように水に浮かんでいる状況のように見えますけれども、ブロック塀なんです。ブロック塀の一番上の方。１メートル以上も水が冠水している状況でございます。

それから、これが県道217号線の冠水状態。これ上と下は同じ写真でございます。

それから、「福山スーパー」前ですね。これは反対側から撮った写真ですね。こういう状況になっております。

そして216号線、これもこういう状況でございます。

せっかく与那国から送られていますので、皆さん、後でゆっくりごらんいただきたいと思います。

そこでお伺いします。

台風被害に対する支援と今後の対策について。

台風13号の被害実態と復旧の進捗状況についてお伺いします。

県道や農道、林道、生活道路の決壊など公共施設の被害が甚大でしたが、現状をどのように把握しているのか、今後の対応についても伺います。

唯一の排水機能を持つ田原川一帯の床上・床下浸水と道路・田畑が水没したり大きな被害が出ました。与那国町祖納集落の浸水原因となった準用河川田原川を県の二級河川に認定していただき、十分な排水機能を持つ河川として管理できないのかお伺いします。

豪雨による住家の床上浸水が35棟、床下浸水が25棟もあり、電化製品や家具など生活必需品もほとんど使えず復旧にてこずっている被災者に対して何とか支援できないのかお伺いします。

与那国県道216号線は、道路・のり面決壊が10カ所もあり、久部良から比川間にぜひ歩道、ガードレールなどを設置し、道路整備の必要性についてお伺いします。

今回の台風でも12本の電柱が折れ、島内全域で停電や電話の不通、さらに停電で貯水タンクに水をためる給水ポンプがとまったため、全面断水とライフラインがすべてアウトとなり、町民生活の麻痺状態が続いていたとやりきれない思いをぶつけておられたのが印象的でした。そのためにも、電線類地中化埋設は、台風襲来地の離島から優先的にすべきだと強く訴えたいと思いますが、いかがでしょうか。

次に、石垣市屋良部林道の崩壊もかなりの断崖絶壁になっており、早目に復旧しないと二次災害が起きてしまいます。ぜひ市と連携していただき支援をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

農作物、さとうきび、果樹、花卉などかなりの被害がありますが、どのような救済ができるのか具体的に示してもらいたいと思います。いかがでしょうか。

災害発生時被災者支援対象制度の見直しについて。

災害救助法によると、人口5000人未満の市町村が国の支援を受けられるのは、住家滅失世帯数30世帯に満たないと適用できず、さらに住家滅失の考え方は、床

上浸水3世帯を滅失1世帯として算出するので、与那国での被害は基準に満たないのです。

このように本土に合わせた全国一律の基準であり、沖縄では台風常襲地帯なので建物もそれなりに堅固につくられており適用は難しいのです。被災者は不満を抱きながらどうすることもできない泣き寝入りでは余りにも気の毒でなりません。

そこで、次の件についてお伺いします。

災害救助法、被災者生活再建支援法の適用条件や支援内容を本県の実情を踏まえ、知事の判断で弾力的に適用できるように国へ働きかけるべきだと考えますがいかがでしょうか。

次に、災害援護資金の貸付金の増額、また、利率や償還期間などの条件の緩和をし、被災者が積極的に活用できるようにすべきだと考えますがいかがでしょうか。

次に、沖縄県災害見舞金支給要領についても、例えば現行の住宅全壊で5万円、半壊で2万ないし3万円の支給はいかがなものか、見直しの必要性について見解をお伺いします。

今回の台風13号でも約8億円余の被害額だが、さらに追い打ちをかけた15号台風被害を加えると、最終的にまだまだふえると考えられます。

このように台風の多い本県、特に先島地区では災害適用も厳しい中で、毎年のように多額の負担がかかり過ぎています。この際、過去のデータで数字を分析しながら、今後の対応を考えてもらいたいと思います。

そこでお伺いします。

本県における復帰後の台風被害についてどのような状況なのかお伺いします。

被害総額はおおよそどのぐらいなのか伺います。

公共施設などの復旧事業で、国、県の補助はどのぐらい受けているのか。また、地元市町村はどのぐらい負担しているのかお伺いします。

他府県と比較して台風襲来が多い本県の現状をどのように受けとめているのか。今後の対応について抜本的な対策を立てる必要があると思うが、知事の見解をお伺いします。

次に、離島振興について。

離島地域では、大幅な人口減少、急速な少子・高齢化が進んでおり、特に最近の原油価格高騰に伴い、島民の生命線である離島航路の維持が困難となり、島内での石油製品を初めとする物価が一層高くなるなどの離島を取り巻く状況は一段と厳しいものになっています。

このような中で、今議会での原油価格高騰対策とし

て6億5000万余の補助金の補正予算の計上は高く評価いたします。しかし、その中で離島関連対策についてのメニューが少なく感じますが、離島振興のためにもっと力を注いでもらいたいと思い、次の件について伺います。

原油高騰に関する緊急対策についての県の考え方を伺います。

離島航路の燃料費高騰分も含めた補助対象航路事業者の欠損額に対する補助について具体的にお伺いします。

八重山地区のトリプル化（複数事業者が同一航路参入）した航路への補助対象の改善策はないのか見解を伺います。

海運業への省エネ船舶、設備、技術等の導入促進等について伺います。

次に、与那国町の一般廃棄物焼却炉の建設について伺います。

平成5年4月に建設されたが、平成14年12月に法改正により稼働できなくなり休止しています。一般廃棄物最終処分場が平成19年から稼働していますが、焼却施設がないためにリサイクル品以外はすべて搬入されるので、寿命20年の予定が8年では埋まるだろうと言われております。

先日の知事視察広聴会で要望がありました離島のごみ処理を巡回に引き受ける焼却炉船の導入も視野に入れながら、次の件について伺います。

6年余も休止し稼働できず、島に焼却施設がない状況をどのように把握しているのか伺います。

早急に撤去し、焼却炉の建設が不可欠だと考えるのがいかげんしょうか。

次に、新石垣空港整備事業について。

今議会に新石垣空港整備事業用地の売買契約に関する議決案が提案されていますが、約28ヘクタールという同用地の取得は大変御苦労があったと思います。用地取得がスムーズにいけば工事も大幅に進捗するものと期待が膨らみます。

それでは、次の件について伺います。

工事の進捗状況、用地取得の状況（今議会提案を含む）、今後の見通しについて伺います。

新空港ターミナルビルの概要と今後のスケジュールについて伺います。

次に、土木行政について。

新空港開港に伴うアクセス道路の整備について伺います。

アクセス道路選定をめぐり幾つかの案でいろいろ議論されてきましたが、去る8月26日の第4回新石垣空

港アクセス道路等検討委員会で決定し大きな一歩となったことを高く評価いたします。今後は、一日も早く事業採択に向けて取り組んでいただくことをお願い申し上げ、次の件について伺います。

検討委員会のこれまでの経過について伺います。

事業採択に向けてのめどと、今後どのように国との調整を進めていくのか伺います。

次に、竹富町黒島の港湾整備について伺います。

離島住民にとって港湾は絶対的な中枢拠点であり、その機能強化は最重要課題です。人口約250人、牛が約3500頭と牛の島で有名であり、観光客も年々増加しております。8月8日に知事視察広聴会で地元から要請を受けておられ、地域住民もとても期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、旅客ターミナルの拡張、船だまり及び船揚げ場の拡張について伺います。

浮き桟橋とターミナル間の屋根の取り付けと浮き桟橋そのものの屋根の全面張りつけ整備について伺います。

次に、福祉行政について。

県立てるしのワークセンターの廃止について伺います。

精神障害者社会復帰施設の沖縄県立てるしのワークセンターを民間事業者（沖縄県精神障害者福祉会連合会）に移譲することで今議会に条例提案がなされています。

平成8年設立以来、運営を委託された沖福連が平成18年度から20年度までの指定管理者として携わり、今回の譲渡についても沖福連からの要望があり進められているようです。ぜひ県としても沖福連と連携し本県における精神障害者の福祉サービスの向上につながるように支援をしてもらいたいと強く要望し、次の件について伺います。

県立てるしのワークセンターの果たした役割と、今後、県はどのような支援をしていくのか伺います。

次に、民間事業者（沖縄県精神障害者福祉会連合会）に移譲することについては、家族会を含め十分に理解を得ているのか伺います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） おはようございます。

辻野ヒロ子議員の御質問に答弁させていただきます。

す。

まず第1に、台風被害に対する支援に係る御質問で、沖縄の抜本的な台風対策についての御質問にお答えいたします。

沖縄県は、発生した台風の3分の1が通過する台風常襲地帯であります。また、近年、台風が強大化し、電柱の倒壊や道路の崩壊など大きな被害が発生いたしております。このことから、台風に対する防災対策を一層充実していく必要があると考えます。

今回の台風では、電柱の倒壊等による停電、そして断水、回線不通等ライフラインの被害、そして道路や農道の崩壊、農作物の被害が主なものであります。

県といたしましては、ライフライン関係事業者と連携しました電線類地中化等のインフラ整備の推進による台風に強いまちづくりに努めてまいりたいと思います。あわせて、防風林、平張り施設等の整備の推進により農業振興に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に、新石垣空港整備事業に係る御質問の中で、工事及び用地の進捗状況等に係る御質問にお答えいたします。

新石垣空港整備事業の用地取得状況につきましては、今議会に提案いたしております取得予定面積約28ヘクタールを含め、用地取得面積が約198ヘクタールとなり、事業全体面積約204ヘクタールに対する取得率は約97%となります。残り約3%の一般地権者や共有地権者が保有をしております未契約用地につきましては、早期の取得に向けまして引き続き地権者の方々と誠意を持って交渉を重ねているところでございます。しかしながら、用地交渉が難航することも予想されることから、土地収用法の活用も視野に入れまして残りの用地を取得していく考えでございます。

なお、昨年7月末に国に申請をしておりました土地収用法に基づく事業認定につきましては、去る8月27日に官報への告示がなされております。

工事につきましては、現在、赤土等流出防止対策や希少動植物の保全対策等自然環境に十分配慮しながら、用地造成工事や進入灯橋梁工事及び国道つけかえ工事等を実施いたしております。工事費ベースでの進捗率は約31%となっております。

県といたしましては、今後とも引き続き滑走路舗装工事、照明工事、建築工事などを実施し、平成24年度末の供用開始に向けて鋭意整備を進めていく考えでございます。

同じく新石垣空港に係る御質問の中で、ターミナルビルの概要等に関する御質問にお答えいたします。

新空港のターミナルにつきましては、ことし6月に設置いたしましたターミナルビル等検討委員会におきまして、基本計画及び経営計画などについて検討を進めているところでございます。

旅客及び貨物ターミナルビルの概略規模等につきましては、去る9月11日に開催されました第2回委員会におきまして審議検討がなされた結果、平成30年度の旅客需要として約250万人を見込み、旅客ターミナルビルの床面積は約1万4200平方メートルを想定しております。

また、貨物ターミナルビルにつきましては、貨物需要として約1万5000トンを見込み、航空会社上屋は約1900平方メートル、航空貨物代理店上屋は約600平方メートルを想定いたしております。

今後は、これらの旅客及び貨物ターミナルビルの概略計画規模をもとに、良好な収支を確保できる経営計画について委員会での審議を重ね、承認を得た上で、出資予定者等関係者と調整を行い、新たに設立しますターミナルビル会社に同計画を引き継ぐことといたしております。

建設スケジュールにつきましては、設計で約10カ月、工事で約18カ月を見込んでおり、平成24年度末の供用開始に向けて取り組んでいく考えでございます。

次に、土木行政に係る御質問で、アクセス道路検討委員会の経緯等に係る御質問にお答えいたします。

新石垣空港アクセス道路等検討委員会は、新空港と市街地を結ぶアクセス道路のルート選定を目的として、平成14年度に石垣市長を委員長とし、そして地元の関係団体の代表者で構成する委員会として設置されております。

第1回委員会が平成14年12月、第2回が平成15年2月に開催され、11のルート案から6ルート案まで絞り込まれましたが、最終ルート案の絞り込みにつきましては、地元行政区等との調整に相当の時間を要したところであります。その後、平成17年12月の新空港設置許可を経まして、本年8月1日に第3回委員会、そして8月26日に第4回委員会が開催され、現空港の北側から最短距離で新空港に結ぶルート案について全会一致で選定されたところでございます。

同じく土木行政に係る御質問の中で、事業採択のめど及び国との調整についてという御質問にお答えいたします。

県としましては、今般の地元の総意による合意形成の意義を踏まえ、今後、沖縄総合事務局等、各関係機関の調整、そして協議を速やかに進め、当該アクセス道路の早期事業化に向けて取り組んでいきたいと考え

ております。

同じく土木行政の中で、黒島港の旅客ターミナルと船だまり、船揚げ場の拡張に係る御質問にお答えいたします。

黒島港につきましては、平成17年度までに浮き桟橋、物揚げ場、船揚げ場、泊地等の整備を完成しております。また、黒島港の現在の旅客ターミナルは、平成6年度に県の補助事業により竹富町が整備しております。平成20年8月に地元の黒島公民館長等より、旅客ターミナルと船だまり及び船揚げ場の拡張の要望がありました。

県といたしましては、旅客ターミナルの拡張につきまして事業化に向け取り組んでいきたいと考えているところでございます。また、船だまり及び船揚げ場の拡張につきましては、今後、必要性等を勘案しながら整備を検討してまいりたいと考えているところでございます。

同じく土木行政に係る御質問で、黒島港の浮き桟橋とターミナル間の屋根の取りつけに係る御質問にお答えいたします。

県といたしましては、黒島公民館長等から要望のありました浮き桟橋とターミナル間の屋根の取りつけにつきまして、今後、整備に向けて国と調整を図っていききたいと考えております。また、浮き桟橋の屋根の全面張りつけにつきましては、その必要性について地元と調整していききたいと考えているところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君） それでは、台風被害に対する支援と今後の対策についての御質問の中の、県道や生活道路の被害の把握と今後の対応についてお答えをいたします。

台風第13号により、与那国町の県道与那国島線においてのり面や路肩が崩壊しております。

具体的には、西表島の県道白浜南風見線の旧道においては、のり面が5カ所が崩壊しており、県管理道路分で約3億5100万円の被害額であります。また、与那国町道の田原線ほか3路線において、道路陥没等で約1億8000万円の被害となっております。

今後、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づき国へ国庫負担申請を行い、早期に復旧に努めることとしております。

続きまして、田原川の整備と二級河川に認定できな

いかの御質問にお答えします。

田原川は与那国町管理の準用河川であります。去る台風第13号の記録的な大雨により床上浸水31件、床下浸水25件の浸水被害がありました。

河川の整備につきましては、河川管理者である与那国町と今後、協議していききたいと考えております。

二級河川への格上げについては、与那国町の意向や河川整備の必要性、費用対効果、県管理の必要性などを総合的に判断していききたいと考えております。

続きまして、県道与那国島線の久部良から比川間の道路整備の必要性についての御質問にお答えします。

県道与那国島線の久部良から比川の区間は、延長約4キロメートルで、そのうち集落内の約300メートルは歩道を含めた幅員12メートル、それ以外につきましては歩道なしの幅員7メートルとなっております。

当該区間につきましては既に整備を完了しておりますが、歩道を含む道路整備について、今後の交通量や歩行者の状況などを見ながら検討していききたいと考えております。

続きまして、電線類地中化を離島から優先的に実施することについての御質問にお答えします。

離島地域においては、近年、大型台風の直撃により電柱の倒壊が見られ、電力の安定供給や交通の安全確保の観点から電線類地中化が強く求められております。

電線類地中化については、電線管理者の費用負担が大きいことから、事業化に当たっては電柱の構造強化策などを含めて、沖縄電力等の電線管理者との調整が必要となります。

平成21年度からスタートする新たな無電柱化計画については、沖縄ブロック電線類地中化協議会において、国や電線管理者等の関係機関と連携を図りながら、今年度策定する予定であります。

離島地域の電線類地中化については、防災対策の観点から協議会において検討していききたいと考えております。

続きまして、復旧事業における国、県の補助及び地元の負担についての御質問にお答えします。

復帰の年から平成19年度までに県、市町村管理の公共土木施設において、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づき実施した災害復旧事業の事業費については、県管理施設で約310億円、市町村管理で約201億円となっております。国庫補助率は、県事業及び市町村事業ともに8割で、地方自治体の負担は2割となっております。

県から市町村に対しての復旧事業に係る補助制度は

ありませんが、既存の復旧事業制度や申請手続の説明及び復旧事業に係る技術的助言については、県として今後とも積極的に行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 護得久友子さん登壇〕

○農林水産部長（護得久友子さん） それでは、台風被害に対する支援と今後の対策についての御質問で、農道・林道等の被害状況と対策についてお答えいたします。

台風13号による農道・林道等の被害は、与那国町を中心に件数で17件、金額で約2億7400万円となっております。これらの復旧に向けては、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に基づく災害復旧事業を活用して早期の復旧に努める考えであります。

同じく台風被害に対する支援と今後の対策について、屋良部林道の復旧支援についてにお答えします。

屋良部林道は、石垣市が管理する延長5.43キロメートルの林道であります。台風13号により路肩が延長30メートル、高さ4メートルにわたり決壊しており、災害復旧額は2000万円を見込んでおります。

県としましては、石垣市と調整を行い早急に災害査定及び復旧工事に向けて取り組めるよう支援していく考えであります。

同じく台風被害に対する支援と今後の対策で、農作物被害に対する具体的な対策についてお答えいたします。

台風13号による農作物の被害額は、9月18日現在で約1億5000万円を見込んでおります。内訳を見ますと、さとうきびで1億900万円、果樹で2100万円、野菜・花卉等で2300万円となっております。

具体的な被害対策としては、農業改良普及センターに特別営農相談窓口を設置するとともに、農家が資金等を必要とする場合は、農林漁業セーフティネット資金等の融資やその利子の補給を行い、農家負担の軽減を図ることとしております。

特に、さとうきびの新植夏植えについては、異常な降雨量により苗の埋没、土壌流出の被害が発生しており、芽掘り作業の指導や植えかえ用苗の確保等を検討しているところであります。

また、農作物の台風等の被害に対する補償としては、農作物共済、家畜共済、畑作物共済、園芸施設共済などがあり、加入農家に対して損害評価後に共済金が支払われることになっております。

同じく、台風被害に対する支援と今後の対策で、農

林水産業関連の公共施設の復旧事業における国、県、地元負担についてにお答えいたします。

復帰後から平成19年度までの公共施設などの復旧事業費は、査定額等によると、農林水産業関連施設で総額約143億円となっております。そのうち、国が約123億円、県が約15億円、市町村が約5億円を負担しております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 台風被害に対する支援と今後の対策についての御質問で、床上・床下浸水に対する支援についてお答えいたします。

沖縄県災害見舞金は、天災地変その他災害が発生し被害を受けた者に対して弔意及び見舞いの意を表することで、その物的、精神的痛手を緩和するための一助をなすことを目的として支給するものであります。

支給内容につきましては、弔慰金が10万円、重傷者5万円、住家の全壊が1人世帯3万円、複数世帯5万円、半壊が1人世帯2万円、複数世帯3万円となっております。床上・床下浸水世帯につきましては、沖縄県災害見舞金の支給対象とはなっておりませんので、今回支給することができませんでした。

次に、災害救助法等の弾力的運用についてお答えいたします。

災害救助法による救助は、市町村の人口に応じた一定数以上の住家の滅失がある場合と、住家の滅失にかかわらず特殊な救助を必要とする場合や、多数の被災者の生命または身体に危害を受けまたは受けるおそれが生じた場合において、現に救助を必要とする者に対して行う応急的な救助であります。

法の適用に当たりましては、今後とも被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、適切かつ迅速に対応するよう努めてまいります。

被災者生活再建支援法につきましては、昨年11月に各都道府県の要望等を踏まえ改正されましたが、今年度も九州地方知事会として被災者生活再建支援制度の拡充について要望を行うため検討中であります。同法は、昨年の改正時に4年を目途として総合的な検討を加える旨の附帯決議がなされておりますので、県としましては、今後とも制度の改善に向けて各県と連携しながら継続して要望してまいりたいと考えております。

次に、災害援護資金の緩和についてお答えいたします。

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護

資金の貸し付けについては、災害救助法の適用される災害が対象となります。

同法及び同法施行令に定められた災害援護資金の貸付条件は、社会福祉協議会が貸し付けを行っている生活福祉資金制度の災害援護資金等と比較して同程度の条件となっております。今後も、同法の適切な運用を図っていきたいと考えております。

それから次に、沖縄県災害見舞金支給要領の見直しについてお答えいたします。

九州各県で住家被害に対する見舞金制度を運用している県は、福岡県、佐賀県、鹿児島県となっております。

適用条件は、住家の滅失5世帯以上などであり、支給金額は5000円から10万円程度となっております。

床上浸水世帯を対象としているのは福岡県のみであり、支給金額は5000円から1万円となっております。床下浸水世帯を対象としている県はございません。

沖縄県では、住家被害に対して1世帯から対象としており、支給金額は2万円から5万円となっております。

沖縄県見舞金支給要領につきましては、九州各県の同制度と比較して適切な範囲と考えております。

次に、離島振興についての御質問で、与那国町の一般廃棄物焼却施設についてお答えいたします。これは休止の状況と、それから早期に撤去し、焼却炉の建設が不可欠と考えるかということに対して一括してお答えいたします。

平成5年度に建設された与那国町の一般廃棄物焼却施設は、平成9年12月に国のダイオキシン類対策で改正された構造基準及び維持管理基準に適合できなかったことから、平成14年12月から稼働を停止しております。また、2カ所あった最終処分場も、污水处理施設等がない旧来型の処分場で基準に適合せず、平成19年3月までに閉鎖しなければならなかったことから、与那国町は新たな最終処分場及びリサイクルセンターの建設を優先し整備を行い、平成19年4月より稼働しております。現在、ペットボトル、紙等はりサイクルセンターで資源化しておりますが、燃やすごみ等は最終処分場内で保管しており、最終処分場の容量を考慮すると早期に中間処理施設の整備が必要であると認識しております。

与那国町においては、新たな焼却施設の整備を平成22年度から24年度に計画しており、県としましては、同町が旧施設の撤去及び新たな焼却施設の整備について国の交付金の活用が図られるよう、国と十分な調整をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 復帰後の台風被害総額についてお答えします。

沖縄県における復帰後、昭和48年から平成19年までの35年間の公共文教施設、公共土木施設や農林水産被害等の台風被害総額は、約1376億3400万円となっております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） 離島振興についての御質問で、燃料費高騰分も踏まえた離島航路補助事業者の欠損額に対する補助についてお答えいたします。

離島航路補助制度は、燃料費、船員費、船舶修繕費、船舶リース料等の支出費用と旅客・貨物運賃等の収入との差額、いわゆる欠損額を補助するものであります。したがって、原油価格高騰により燃料費が増大した場合は欠損額も増大することから、それを加味した補助金を交付することとなります。

同じく複数事業者航路に対する補助の改善策についてお答えいたします。

現行の離島航路補助制度においては、補助要件で、ほかに交通機関がない地点間を連絡する航路であることとしており、競合する航路は補助対象外航路となっております。

国では、離島航路補助制度改善検討会を設置し、8月に中間取りまとめを公表したところであります。その中で、複数事業者が同一航路に参入した航路については、競争の結果生じた欠損についても補助することとなることや、補助金交付をあてにした安易な新規参入を招くことなどの理由から、原則として欠損補助の対象としないこととされております。

これらのことから、複数事業者が運航する同一航路へ補助することについては困難であると考えております。

同じく海運業への省エネ船舶、設備、技術等の導入促進等の支援についてお答えいたします。

平成20年8月に公表した「安心実現のための緊急総合対策」においては、省エネ船舶、設備、技術等の導入促進等の各種施策が示されております。

県としては、今後、国の動向を見ながら、対応を検討していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 福祉行政についての御質問の中の、てるしのワークセンターの役割と今後の支援についてにお答えいたします。

「沖縄県立てるしのワークセンター」は、精神障害者に対する医療中心から福祉施策の充実という流れの中、当事者が主体となった社会復帰施設が必要であるとの家族会などの要請を受けまして、平成8年に県が設置した県内初の精神障害者通所授産施設であります。

精神障害者の福祉施策を推進するためには、行政の役割や取り組みだけではなく、家族会等関係団体との連携による施策の充実強化が必要であることから、管理運営については、開設当初から社団法人沖縄県精神障害者福祉会——略称沖福連——へ委託してまいりました。その結果、同センターは社会復帰施設としてだけではなく、本県における精神障害者福祉の中心拠点の一つとなっております。

県としましては、これらのことを踏まえ、移譲後においても家族会活動を支援するとともに精神障害者の地域移行を促進するために沖福連と連携し精神障害者の福祉の向上に努めてまいります。

続きまして、てるしのワークセンターの民間移譲についてにお答えいたします。

同センターにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、開設当初から沖福連に委託しており、平成18年度から平成20年度までは指定管理者として指定しております。

指定管理期間の期限を前に、沖福連から同施設を譲り受けたい旨の要望があったことを踏まえ、平成21年度以降の施設のあり方を検討する中で、移譲後の事業内容や収支見込み等について沖福連とも意見交換を行ってまいりました。また、沖福連は事業計画案など移譲後の体制について、構成団体である地域家族会に対して説明し理解を得ているとのことであります。

これらのことから民間移譲については、十分に理解されているものと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 辻野ヒロ子さん。

〔辻野ヒロ子さん登壇〕

○辻野 ヒロ子さん ただいま御答弁いただきましたけれども、今回本当に「災害は忘れた頃にやってくる」という寺田寅彦氏の言葉がありますが、災害直後の緊張感や心構えを忘れることを戒める言葉ですが、本当に真剣になってこの与那国の皆さんのことを考えていただきたいなという思いが強いです。私も2回ほ

ど被害調査へ行ってまいりましたが、被災者の皆さんの生の声を聞くと、本当に身につまされる思いがいたします。

そこで再質問を行いたいと思います。

知事も現場をごらんになったのでよく御存じだと思いますので、知事の御答弁をいただけたらと思っております。

田原川の早期整備と二級河川認定についてですけれども、今回大きな浸水被害を受けた原因となった田原川は今準用河川でございます。そういう中で、ぜひ県の二級河川に認定していただけてきちっとやっていたきたいという思いが強いです。それをぜひできれば土建部長、在任中に、今年度中にとか、また遅くても来年の夏の台風の襲来時期までにはというめどづけはどうでしょうか。よろしくお願いします。

それから電線類地下埋設についてですけれども、台風襲来のたびに前回に引き続きまた同じところが12本も折れているんです。知事もごらんになりましたけれども、ぜひ与那国の方を優先的に、先ほどの答弁で沖縄電力との調整が必要だとか費用対効果とか言っておりますが、沖縄出身の知事でもあられますのでぜひ話が早いと思います。そういう意味で与那国の方を優先的に、二度あることは三度あるでは困りますので、三度目の正直でよろしくお願いいたします。

それから災害救助法、被災者生活再建支援法についてですけれども、これも沖縄県にとっては本当に絵にかいたもちにしかすぎません。今回の床上・床下浸水が全く適用できないという状況を本当に遺憾に思います。町長からも強いコメントをいただいておりますので、適用条件や支援法の改正について、もちろん昨年いろいろな頑張りで改正することができました。それで竹富町と久米島町が適用できましたので、そういうことでもっともっと強力に国に働きかける必要があると思いますけれども、知事いかがでしょうか。

できれば本県議会でぜひ要請決議もして、一緒になってアクションを起こすということはどうでしょうか。議長、それから議員の皆さん、その件も含めて一緒に考えてみたいと思います。

それから沖縄県の災害見舞金の支援要領ですけれども、これを読みましたら本当に2万から5万程度、床上浸水でもこれだけしか見舞金としていただけないんですね。これは平成12年につくられてそのままです。もうニーズに合わせて改正する必要があるんじゃないかということで、他県との比較じゃなくて沖縄県の現実をしっかりと見ていただいて対応していただきたいと思います。

そして先日の新聞で見たんですけれども、どこかの会派が安里副知事に台風の要請をしたときに、副知事のコメントが予備費等で特別支援をすることができないかという話がありましたが、その件いかがでしょうか。

それから被災者救援のために義援金活動が各市町村で行われてきております。そういう中で、沖縄県もぜひ県として義援金の窓口設置の必要性を訴えますが、いかがでしょうか。

それからこの台風の件につきましては、先ほど知事公室長からもありましたが、復帰後1376億円と県の予算の2年以上、それだけ経費がかかっているわけです。そういう中で年間40億の被害です。特に離島振興に歯どめがかかっているんじゃないかという気がするんですね。それで当局、知事を初め力強いバックアップをお願いしたいと思います。

竹富町黒島の件はぜひ引き続きお願いしたいと思います。報告したらぜひ又吉公民館長がまた喜んで来ると思いますので、知事、引き続きお願いしたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前10時56分休憩

午前10時59分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 辻野議員の再質問にお答えしたいと思います。まず初めにこの与那国町の田原川に係るこれを県の二級河川にしたかどうかというふうな御趣旨のお話でしたが、これは直ちにまず調査にかからぬといけないものですから、あの後直ちにやる予定だったんですが、15号が来た関係でちょっと期間を置いてしまいました。直ちにこれは調査に入りたいということでございます。

そして2番目のこの電線類地中化は、私も前にありました、これは電力の仕事ですが、採算の——採算の——と言っちゃ変ですが——とれない地域でも台風の通り道みたいなところがあっちこっちにあって、この与那国の今回の14本でしたか、倒れた地域もどうも通り道になっている節があって、こういうものは採算抜きにむしろ電線が切れる、ポンプが動かぬ、水が動かぬという悪い循環になっていくものですから、しっかりこれは早目に手をつけたらどうかという強い申し入れはやってまいりたいと思います。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁

させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 災害救助法等の関連での再質問にお答えいたします。

まず災害救助法の適用基準の見直しの件ですが、災害救助法は国が全国一律に被災者の救助を行うために救助の支援日数、単価と一定の基準を示している状況でございます。

住家の滅失に係る適用基準に関しても、国が救助業務を行う際の全国一律基準として現行規定が設けられているという状況でございます。

そういった状況でございますので、県独自の判断で基準を運用することは現段階では非常に厳しいというふうに思いますが、県独自の適用をすることについてどういう方法があるのか、あるいは住家の滅失以外に基準の適用ができるのか等も含めて、今後庁内で勉強会等も含めて可能性を探ってみたいというふうに思います。

それから被災者生活再建支援法につきましては、現在九州知事会等を通しての要望の検討中でございますので、それを踏まえて県独自のものがどういう形で反映できるか。あるいは沖縄県の離島ということを含めてどういったものが入れ込めるかということについて昨年から引き続き検討しているところでございますので、それは九州各県、九州知事会との動きに合わせて今後検討していくという形に持っていきたいと思えます。

それから見舞金支給要領なんですが、これは一時期、床上・床下浸水を入れている時期もございましたが、平成12年の際にいわゆる行革大綱で事務事業の見直しを含めて改正した経緯もございますので、今後、現状で先ほど答弁しました九州各県と比較して大体同レベルであると思えますし、ある面九州各県の動き、あるいは市町村でも同様な制度を設けてございますので、市町村等との比較等も含めて、これも庁内でもう一度検討してみたいというふうに思っています。

それから予備費での特別支援、あるいは義援金との関連について一括してお答えさせていただきます。

義援金という形は、赤十字社あるいは共同募金会等々の義援金というのがございますが、今どういう形で与那国町等でそういう義援金の形をとっているのか、あるいは募金の形をとっているのか、ちょっと確認できておりませんで、どういった募金活動、義援金活動が行われているかということ市や町あるいは八重山支庁等と連絡を確認した上で、県としてどういっ

たお手伝いができるか、それはちょっと探してみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 座喜味一幸君。

〔座喜味一幸君登壇〕

○座喜味 一幸君 皆さん、おはようございます。

八重山・石垣の辻野議員から北上しまして、宮古の座喜味一幸が離島の問題をまた一緒に考えさせてもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。

さて、先島地域は非常にこれまでは台風銀座・宮古島だったんですが、最近の台風の進路は与那国、八重山、台北の方に向かっておりまして、何か申しわけないような気がいたしておりますが、たび重なる台風です。与那国、八重山地域の皆様、お見舞いを申し上げ、一日も早い復興に頑張りたいと思います。

去る8月25日、26日にさとうきびの政策支援等の要請に県議団の一員として参加させていただきました。仲井眞知事を初めJA関係者、農家代表と約50名を越す要請でありましたが、その要請の関係各省庁における農水大臣を初めとする大臣みずから直接対応をしていただくなど、この要請が非常に重く受けとめられているなという実感でございまして、このWTOに絡むさとうきびの問題、政府としても重要な品目として扱っているなという誠意を感じたわけでございます。

この対応の中で私は実感として非常に感じるものがありました。日本の農政が大きく変わろうとしているなという思いがありました。

1つは、この食料自給率を何とかしなければならないと政府がみずから考えた。それからもう一つは過疎・離島地域、その生産不利地域での農業・農村をどうするのかというような課題に真剣になり始めた。もう一つは、やはり食の安全とトータルとしての日本の食料安全保障の問題が近々の課題となっている。このことを非常に実感しておりまして、そういう新たな転換期に向かってじゃ我々沖縄がどういうふうに地域特性を生かして農業・農政を今後展開するのか、非常に大きなチャンス到来というような思いをしたわけでございます。

今後、沖縄の農業そのものが極めて亜熱帯地域の特性を生かしながら、攻めの農業というんですか、きめ細やかな農政を展開していくのであれば沖縄の農業、そして観光等々非常に有望じゃないのかと、そういうチャンスがあるのじゃないのかという実感がいたしております。

しかしながら、一方ではこの原油高騰の問題、これ

は当面の課題でございますが、非常に宮古島等々離島に行きますと、島に行けば行くほど今回の高騰のダメージというのは大きい。せっかく農業をやろうと思ったのに肥料代が上がった。せっかくウミンチュをやろうと思ったのにもう後継者いないねという。このような問題等非常に出ておりますので、その辺はしっかりと現場に合ったような厚みのある対策をしなければならぬ、そういうふうな思いであります。

今回、非常にこの総合対策がいよいよ具体的になってきたのかなと思っておりますのは、このJAおきなわの農家の経営支援追加5億円ということで肥料代を下げましょう、飼料代を補助しましょう。それから融資を低利で使いやすくしましょうと非常に具体的になってきておりまして、今後いよいよ経済対策もきめ細やかになるのかなという意味で、ぜひこの厳しい農業の後継、そして漁業等の後継、中小企業がたん切れてしまうと非常に地域が崩壊する。離島というのはそういう厳しい問題を抱えておりますので、十分な対策をしていかなければならないというふうに思っています。

今回はさとうきびの生産振興を中心に取り上げさせてもらいますが、沖縄県にあってさとうきびは現在でも耕地面積の約半分。それからさとうきびに携わっている農家が7割おります。離島に行けば行くほど村を支えている。干ばつがあろうが台風があろうが、とりあえず収益があるのはやはりさとうきび収穫は大でありまして、その村の保険的な作物にもなっておりますが、さとうきび10アールで十二、三万円しか上がらない作物なんだけれども、それでもなおかつ村を支えている。そのさとうきびを今後農家が安心して経営できるように条件整備をしていくというのは政治行政の使命ではないのかというふうに思っておりますが、さてこの農家の生産意欲にちょっと水を差した一つに、さとうきびの支払い代金がありました。前回、6月の定例会でも直接払いをできないかという質問をさせていただきましたが、ちょっと思わしい回答はいただけませんでした。このたび甘味資源交付金の代理人であるJAおきなわさんが、事務の簡素化と立てかえ払い、それを一括で我々がやるよという新聞発表がありまして非常に農家は大喜びをしております。せっかくでございますので、この以前に戻ったような原料を1週間納めれば1週間で代金が払えるという立てかえ払い方式、これが確立したと聞いておりますので、簡潔明瞭にわかりやすく支払い方法を説明いただければというふうに思っております。

それから、これからもこの支払い方法が継続される

ものなのか、御説明をいただきたいというふうに思います。

次に、さとうきびの増産計画についてですが、あえてさとうきびの増産計画を言っておりますのは、この我々沖縄の中でさとうきびが50%で約2万ヘクタールを占めているわけですが、この50%の農用地の経済効果を高める、収益を高めるというのが非常に重要な話になるわけですし、もちろん残り50%は野菜もあれば花もあればいろんな高収益の作物もあるでしょうが、このさとうきびの単収を上げることが極めて農業振興に対して大きな問題がある。単純に言うと、10アール当たり2年に一遍、十二、三万しか稼げなかったものが、毎年春植えをすることによって、株出しをすることによって毎年収益が上がる、約1.6倍になると思うんですが、そういう収益が上がるということはこの農業生産額の基本的な底力、収益を1.6倍にするという大きな効果がありますので、それであえてさとうきびの春植え、株出しという問題を取り上げさせていただきました。この春植え、株出しを今後しっかりと県が推進していけば、さとうきびの粗生産額80万トンを少なくとも計算上は1.6倍になる。

そういう取り組みをしっかりといただけないかという抜本的なこれは議論をしていただければということで、県の重要な施策の中にも入っているが、いま一度この地域ごとの推進、取り組み状況を伺いたい。

それから、特に私も宮古地域はさとうきび中心がありますが、この作付目標そういう明確な目標があるのかを伺っておきたいというふうに思います。

それから、製糖工場の年内操業についてでございますが、生産者と製糖工場側は車の両輪であって協力関係を結ぶ必要がありますが、宮古地域ではその農家から早目に製糖工場が操業してほしいというような要望があります。工場側としては、短期集中的に操業する方が効率的ですから、その辺が合意が得られませんでした。しかし、今回春植え、株出しを拡大するためには早目にさとうきびの収穫をしておく。少なくとも3月までにさとうきびを植えつけないと春植えの収量が悪い。そういう意味ではさとうきびの年内操業を工場側がやっていただくのであれば、この春植え、株出しというのが非常にうまくリンクするという効果もありますので、ぜひこの辺の春植え、株出しを図る上での年内操業を指導していただきたいというふうに思いますし、この年内操業によって土地利用、労働配分、農家収益等どういうふうに影響するのか、またその辺も伺っておきたいとします。

それから非常に残念なことです、宮古島の宮原

地区の補助金問題が非常にマスキンをにぎわせておりますが、宮古島市が国と県の補助を受けて実施している宮原地区の圃場整備事業で事業の一部が未着工にもかかわらず工事代金を支払いしてしまったと。すべての工事が完了したと報告書を出して約3000万円の補助金が支払いされたということが粗筋ですが、非常に残念な事案が起きております。

宮古島市はいろんな補助事業や直轄事業が実施されるわけですから、適正化法ないし工事契約の定款等わからないわけではありませんが、一人の担当者で支払いまでできたというような信じられない話があります。

県におきましては、事業の採択から予算のヒアリング、そして補助金の確定検査等チェックする立場にあるわけですから、今後このような事案が再発しないためにどうあるべきかチェック体制をしっかりといただきたいと思います。

これまでに県が把握している事実関係、今後の対処方針について伺います。

また、未整備となっております畑地かんがい施設の整備は今後どうなるのだろうか。受益農家の不利益にならないよう対処できるのだろうかということをお伺いしたいと思います。

それから宮古島バイオエタノール事業についてですが、1府5省で進められているさとうきびの糖みつからバイオエタノールをつくって、それを宮古の車全車に利用して実車走行までするというような極めて画期的な事業で脚光を浴びているわけですが、地元としても本事業に対する非常に期待があります。さとうきびは30万トンまでするんだという目標もそうですし、またバイオエタノールで全車利用できるのであれば、環境バイオマスタウンとしてのいろんな面での効果もある。原油高騰の折ですし、このバイオエタノールを安く島の人たちに使わせてもらえぬか等々非常に期待もありますが、当面全島のE3——要するに3%エタノールを混ぜる——というようなことで進んでおりますが、このプロジェクト事業、全島E3までのスケジュールはどうなっているか伺いたいと思います。

それから本事業の経済効果、波及効果はどう考えておられるか、伺いたいと思います。

それから、E3、E10を含め非課税としてエコアイランド・バイオマスアイランドを積極的に進めるべきと思いますが、県の考えを聞かせていただきたいと思います。

それから流通コストの問題でございますが、離島における輸送コスト低減策について。

この流通低減を図るということは、離島振興を図る上で大変重要な課題であります。これまで多くの人々が時間をかけて議論をし、それでも課題の残る難題だったと思いますが、航空燃料の減免、それから機器購入、空港の使用料低減、極めていろんな対策がとられておりまして、離島もいろんな恩恵にあずかっているのは実感をしてしております。しかしながら、今後もお沖縄県が観光や農業等の底上げを図るためには、極めてこの交通、物流コストをなお一層低減化する必要があると思っております。

この問題は沖縄だけの問題ではなくて、やはり他府県でも離島を抱える地域では同じような悩みがありまして、参考に申し上げれば離島の横持ち料金を補助できないか。あるいは国道でつながる離島の海の分、そこを国道扱いして交付金あるいは道路管理費等の適用とならないか。

それから、近々議論されております道路特定財源が一般財源化されていく中で、この海路の部分、海の一部を地方交付金等々の対応としてできないか。そういうものを連携して国に申し述べるというような動き等もありまして、政府の中でも議論されていると聞いておりますが、その辺について配慮しながら、今後運賃を安くしていくためにいろんな議論をしていかなければいけないと思いますが、そこでこの航空運賃は離島割引という10%が申請により明確にありますけれども、この航空貨物料金には割引が適用されているか、その価格形成の仕方が非常にわからないので伺っておきたい。

また、離島に行けば行くほど日常品や生産資材が非常に高くなっている現状です。陸路、海路、空路それぞれ離島対策が講じられているんですが、事業の効果がどうなっているのか。どう評価すればよいのか、伺わせていただきたいと思います。

それから我が党代表質問関連の仲田議員の質問の中で、離島・過疎地域の農水産物、生産資材の低コストや輸送コストに取り組むとのことで、離島議員として県当局の取り組みを非常に力強く感じたところでございますが、宮古島は今マンゴーを初めとしてゴーヤー等々付加価値の高い作物を生産し、大手市場に出荷しようとしております。やはり輸送コストがネックとなっております。

そこで伺いますが、コスト低減には出荷時期、量、計画性等の要因があると思っておりますが、地元も知恵を絞っているところです。県も一体となってこれらの具体的なコストの低減のために一緒になって知恵を提供していただいて、具体的な展開を図っていただき

たいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしくお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 座喜味一幸議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、さとうきびの生産振興に係る御質問の中で、さとうきび代金の支払いについてという御趣旨の御質問にお答えいたしたいと思いますが、1の(1)のAとイが関連しておりますので、御理解を得て一括して答弁させていただきます。

さとうきびの原料代金は、製糖工場からの取引価格と国からの交付金から成っております。

平成19年産の原料代金の支払いにつきましては、取引価格の金額と交付金の8割をまとめて支払いをし、そして交付金の2割につきましては、製糖終了後、精算払いとされております。

国は、平成20年産さとうきび交付金の概算払いにつきましては、8割から9割に引き上げることといたしております。また、JAは平成20年産より国からの交付金支払いを待たずに全額を立てかえて支払うことといたしております。

沖縄県としましては、今後ともさとうきび農家が安心して生産に取り組めるよう、交付金の全額概算払い等につきまして農業団体等と連携しながら、国に対して強く要請していく考えでございます。

次に、宮古島バイオエタノールプロジェクト事業についての御質問にお答えいたします。特にその中で宮古島バイオエタノール実証事業のスケジュール等に係る御質問にお答えいたします。

宮古島バイオエタノール実証事業は、バイオエタノール製造及び利用についての実証試験を環境省、経済産業省等が連携をして実施いたしております。

今年度からは、バイオエタノールの大規模製造設備の整備等を行うエコ燃料実用化地域システム実証事業、E3製造から給油実証販売までのフィールドテストを行うE3地域流通スタンダードモデル創成事業が本格展開される予定であります。

主なスケジュールとしましては、今年度到大規模なE3燃料製造施設の建設に着手をし、平成23年度までに月産200キロリットル程度のE3燃料製造を行う予定となっております。あわせて市内4カ所の専用給油所などの施設整備を行いますとともに、給油車両数の拡大と本格的導入・普及に向けた広域的検証を行う予定となっております。

E3燃料の島内全域への普及につきましては、これ

らの実証事業を踏まえて今後検討されていくものと考えております。

離島における輸送コスト低減に係る御質問の中で、物流費の低減についてという御質問にお答えいたします。

離島路線につきましては、航空機燃料税及び空港使用料の軽減により運賃の低減化が図られております。さらに、県管理空港の着陸料の軽減措置をもとに、航空会社においては離島住民を対象に割引運賃制度を実施いたしております。

航空貨物の輸送費につきましては、現在、軽減措置はされておりませんが、離島の産業振興を図る上でも輸送コストの低減が図られるよう検討してまいりたいと考えております。

さらに同じく、離島における輸送コスト低減につきまして、離島航路対策の事業効果についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

県では、航路、航空路及び生活路線バス事業につきまして運航費の欠損額を補助するとともに、船舶、航空機及びバス車両の購入に対して補助を行っております。

県としましては、これら補助事業の実施により、離島交通の維持確保や円滑な物資の輸送など、住民生活の安定向上と離島地域の振興に大きな役割を果たしていると認識いたしております。

今後、さらなる離島振興を図る上から、議員の御意見、御提言を各種施策に反映させていきたいと考えております。

議員もおっしゃったように、先日農産物の関係で超党派の先生方で一緒に農産物に係る陳情要請を東京でやりましたときに、農産物の運賃、さらには運賃費用のコスト低減について何か御担当の国会の先生、そして省でも考えている旨のたしか返事がありました。その中で、農産物のみならず一般資材についても離島関係の輸送費の低減に向けて研究をしている旨の発言が御存じのようにありました。

沖縄県につきましても、今申し上げましたようにいろんな手は長い間打たれておりますが、離島県における抜本的な輸送コストについての研究というのは我々ももう一度しっかりやっていい政策が形成できないか、展開できないか、一生懸命やってまいりますので、ぜひ御提言、御指導を賜りたいと思います。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 護得久友子さん登壇〕

○農林水産部長（護得久友子さん） さとうきびの生産振興についての御質問で、春植え、株出しの拡大、作付目標等については、関連しますので一括してお答えいたします。

さとうきび増産のためには、2年で1回収穫の夏植えから1年で収穫する春植え、株出しへ移行し、収穫面積の拡大を図る必要があります。

また、春植え、株出しは植えつけ費用が低減されることから、生産農家の収益性改善も期待されます。このため、県では、収穫面積に占める株出しの割合を県全体で50%、宮古地域で30%を目標に、各地区の増産プロジェクト会議と連携しながら総合的に取り組んでいるところでございます。

具体的には、地域の実態に合った製糖工場の年内操業による早期春植えや適期株出し管理の促進、春植え、株出しにすぐれた優良品種の導入、可動式誘殺灯によるアオドウガネの防除、新薬剤や性フェロモンを利用したハリガネムシの防除、各地区における春植え、株出し推進大会や株出し管理機の実演会等の開催などの取り組みを実施し、春植え、株出し面積の拡大に努めているところであります。

次に、宮古島市の宮原地区の補助金問題についての御質問で、県が把握している事実関係と今後の対応方針及び受益農家への対応については、関連しますので一括してお答えいたします。

宮古島市宮原地区の補助金問題については、8月28日に副市長から市の調査委員会による調査結果の報告を受けたところであります。

県としては、現在、事業の実施状況と対応策について宮古島市に報告を求めているところであり、報告書に基づく事実関係の調査を踏まえ国と協議し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律などにより厳正に対処していく考えであります。

なお、宮原地区の受益農家につきましては、不利益が生じないように宮古島市を指導してまいりたいと考えております。

次に、我が党の代表質問との関連についての御質問で、農水産物の低コスト輸送への取り組みについてにお答えいたします。

本県は本土市場から遠隔地にあり、また多くの離島を抱える島嶼県であることから、農林水産物の輸送コストの低減等が課題となっております。

このため、出荷予想量や貨物搭載予定量等の事前情報に基づく出荷調整、輸送余力のある早朝便や本土直行便の活用、冷蔵コンテナを活用した船舶輸送の促進など、輸送の効率化、低減対策に取り組んでいるとこ

ろでございます。

また、一元出荷等による輸送コスト低減に向けて、市町村、ＪＡおきなわ、航空輸送・船舶輸送会社等、関係機関と連携し検討しているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 宮古島バイオエタノールプロジェクト事業についての御質問で、全島Ｅ３の実現による経済効果についてお答えいたします。

現在、宮古島で実施しているバイオエタノール実証事業は、平成23年度を目途に月産200キロリットルのＥ３燃料を製造し、約2000台——おおむね宮古島車両数の10%に該当します——に供給できる体制整備に向け事業を展開しております。

全島Ｅ３化については、同実証事業の成果を踏まえ今後検討されることとなりますが、砂糖生産の副産物である糖みつの有効利用が図られることで、将来的にはさとうきびの増産へとつながり、地球温暖化の防止や循環型社会の形成という効果に加え、バイオエタノールの製造やさとうきび生産を初めとする地域産業にとって新たな需要の開拓や、それに伴う雇用の創出等が期待できるものと考えております。

次に、Ｅ７非課税によるエコアイランドの積極的推進についてお答えいたします。

Ｅ３方式によるバイオエタノール混合ガソリンに係る課税については、揮発油等の品質の確保等に関する法律に規定する揮発油規格に適合することを前提に、揮発油税・地方道路税の非課税措置が本年11月から実施される予定になっております。

宮古島におけるＥ７（バイオエタノール７%混合ガソリン）の非課税化については、現在実施しているＥ３燃料の実証事業を踏まえ、全島Ｅ３化を実現する中で今後検討されていくものと考えております。

県としましては、地球温暖化対策、循環型社会構築などの観点から、宮古島バイオエタノール・アイランド構想を推進しており、関係機関と連携・協力しながら引き続き取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 座喜味一幸君。

〔座喜味一幸君登壇〕

○座喜味 一幸君 さとうきびの支払い代金について、もう少し部長の方から明確な回答、易しくわかりやすい回答をいただきたいんですけれども、ＪＡおきなわの方で検討が進められている。また私、ちょっと伺って感謝申し上げたんですけれども、農家側には、

即従来どおりの状態まで戻して、原料搬入後１週間ぐらいでは立てかえ払い、要するに事務も簡素化してすぐ立てかえますという話がありましたが、その辺についてもう一度簡単な説明をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時39分休憩

午前11時41分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

農林水産部長。

〔農林水産部長 護得久友子さん登壇〕

○農林水産部長（護得久友子さん） それでは、さとうきび代金の支払いについての再質問にお答えいたします。

新たな制度になりまして、農家への支払いの日数なんですが、現在は20日から25日かかっております。来年の見直しからは平均10日、早ければ６日ということで改善されることになっております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 佐喜真 淳君。

〔佐喜真 淳君登壇〕

○佐喜真 淳君 皆さん、こんにちは。

八重山、宮古よりバトンを受けました宜野湾の佐喜真淳でございます。

一般質問を行う前に、暑い夏が、スポーツの夏が終わりました。ことしの夏は、浦添商業のまさに大躍進、結果的に沖縄勢の春・夏の全国制覇はできませんでしたが、県民にとって大変心強い浦添商業の活躍だったと思います。

そして、北京オリンピックが終わりました。あのオリンピックも終わりましたが、日の丸を掲げて、そして北島選手も含めてソフトボールの女子チーム、本当に頑張っ金メダルをとりました。君が代を聞いているときに、本当に国の威信、誇りを持って戦った日本選手団に改めて敬意を表したいと思います。本当にいい夏を、いい思い出をつくっていただきましたので感謝申し上げます。

それでは一般質問を行いたいと思います。通告に従いまして行いますので、よろしくお願いいたします。

まず、市町村合併の現状と今後の取り組みについてお伺いいたします。

平成12年４月に地方分権改革の一つの節目として地方分権一括法が施行され、国と地方公共団体の役割分担を明確にし、地方公共団体は地域における行政を自立的かつ総合的に実施する役割を広く担うと明記されました。

国と地方公共団体は対等・協力関係へ改められ、ま

た、平成11年4月には合併特例債など財政的措置などを盛り込んだ合併特例法が施行され、平成の大合併がスタートいたしました。

さらに、平成17年4月には5年間の時限立法として合併新法が施行され、結果、全国的には平成11年3月の大合併前の3230余りの自治体から、ことし11月には約44.8%減の1784になる予定であると言われております。本県でも既にうるま市や南城市など5つの市町が誕生し、さらに合併新法のもと、県は平成18年に行政権能充実型合併として、浦添市と西原町の組み合わせ、生活圈域一体型合併として、名護市・本部町・今帰仁村など5つの市町村合併の組み合わせを決定し、今日まで推進されてきたものと理解しております。

一方、道州制議論も平成18年ごろから始まり、政府の諮問機関「道州制ビジョン懇話会」や、自民党道州制推進本部の方針で、おおむね2015年から2018年ごろには道州制度の導入を目指すとのこととあります。今後さらに本格的な議論を重ね、2010年には道州制基本法が国会に提出される見通しと言われております。

そのような背景の中、地方分権改革がさらに強力に推進され、地方がみずからの力で考え、実行できる体制の整備をするのが重要であると考えます。特に、我が沖縄県はポスト振計や基地の跡地利用計画、そして沖縄県単独州の可能性など、ここ何年の間でさまざまな角度からの検討・研究をし、沖縄県の将来構想を構築する大切な時期に来ていると思います。

どうぞ知事を先頭に執行部の皆さん、ウチナーの力、底力で頑張ってくださいようお願い申し上げます。以下の質問を行います。

(1)、平成の大合併と言われ自治体の行財政基盤の強化等を目的に、全国的にはことし11月1日には1784の自治体に合併が予定され、平成11年当時の約3200自治体から44%以上の減少となりました。沖縄県においても53市町村から41に減少し5市町が誕生いたしました。県は合併の成果と課題の認識をどう持っておられるのか御見解をお伺いいたします。

(2)、平成17年度より新合併特例法が施行されましたが、新法のもとで県の役割、権限はどのような立場になっているのか。また、今日までの県の取り組みはどのようなになっているのか。そして今後の計画・方針についてお伺いいたします。

(3)、道州制度導入が検討され、沖縄県はいち早く沖縄単独州として推進すると、前議会で我が会派の翁長政俊議員の質問にお答えしておりますが、現状の市町村数で沖縄単独州になった場合、どのようなことが懸念されると思われるか、その対策としてどう取り組ん

でいられるのかお伺いいたします。

(4)、沖縄特別措置法が平成23年度期限となり、今、総点検が行われている最中だと理解をいたしますが、市町村合併の結果をどう認識し対応していくのか。懸念する結果になっていないのかどうか、県の御見解をお伺いいたします。

次に、指定管理者制度について質問いたします。

政府の「骨太の方針」により、「民間でできることは民間で」をモットーに地方自治における規制緩和及び公務市場開放の主要施策として指定管理者制度が導入されました。県も新たに指定管理者を選定あるいは公募する時期であると認識するが、県の指定管理者制度の考え方や方針を確認する意味で以下の質問を行います。

(1)、平成17年4月に指定管理者制度が導入されましたが、今日までの実績と成果を御説明ください。

(2)、今後の方針・計画はどのようなになっているのか、また、どのような課題・問題があるのかお伺いいたします。

大きな3番、浦添市・宜野湾市国道58号沿線で問題となっている深夜にかけての暴走行為（騒音）対策についてお伺いいたします。

(1)、近年、浦添・宜野湾市国道58号沿線での深夜から朝方にかけての二輪車等による暴走行為、特に騒音問題が周辺地域住民に対して大きな問題となっている。そのような中、去る9月19日、宜野湾市の58号沿線6自治体が主催する「暴走行為を許さない住民総決起大会」が420名余りの住民が参加し開催されましたが、その件について県、そして県警察の御見解をお伺いいたします。

(2)、沖縄県内での過去3年間の暴走行為の推移（暴走行為110番）と検挙数、逮捕者数はどのようなになっているのか。また、浦添・宜野湾国道58号沿線に占める割合はどのようなになっているのかお伺いいたします。

(3)、今後、同問題に対して県警察はどう対策していくのか、どのような対策をするのか、お考えをお聞かせください。

大きな4、普天間飛行場返還・跡地利用計画に対して沖縄県と宜野湾市の今日までの取り組み状況と今後の計画についてお伺いいたします。

(1)、日米再編協議が2014年をめどに普天間飛行場代替施設の完成に向けて合意がなされました。先般、県は普天間飛行場跡地利用基本方針も決定され、それに伴い、今後、返還跡地利用計画は年次ごとの計画の確実な実行はもちろんのこと、地権者意向調査・補償、

離職者の待遇問題、新たな法律制定の可能性などさまざまな課題・問題を国の協力を得、県・宜野湾市と連携をとりながら進めなければなりません。跡地利用計画は、返還の3年から4年前までに策定する必要があると方針にもあるが、しかしながら、宜野湾市長の公約の5年以内の返還はことしの12月までと、アクションプログラムになっております。三者間で行っている跡地利用計画に矛盾があるように思えるが、知事の御見解と今後の計画の進め方はどのようになっているのか御説明ください。

5、沖縄県が管理している宜野湾市大山地域（仮設避難港）の現状の課題解決に向けての今後の取り組みについてお伺いいたします。

(1)、今日までの同港を取り巻く環境の経緯と現状の管理のあり方に対して県の御説明をお伺いいたします。

(2)、敷地内に堆積している砂利土はどのような性質のものなのか御説明ください。

(3)、今後、県は宜野湾市側とどう調整して、具体的な計画があるのか御説明をお願いいたします。

大きな6番、平成21年開催予定の沖縄空手道・古武道世界大会へ向けての今後の取り組みと展望についてお伺いいたします。

この質問は平成19年の11月議会でも取り上げましたが、「沖縄伝統空手道・古武道統一組織」を結成した後に、統一組織からの具体的な計画や要望等を受けて検討していきたいとの答弁が教育長からございましたが、既に空手4団体が統一され仲井眞知事が会長に就任した経緯からして、今後前向きな検討を期待して、以下の質問を行います。

(1)、世界に誇る沖縄伝統文化の一つ空手の沖縄空手・古武道世界大会が平成21年に開催が予定され、本議会補正予算にも600万円が計上され、ぜひ大会成功に向けてしっかりと取り組んでいただきたいと思います。かつ大会が一過性で終わることなく継続・発展し開催されることを期待しますが、知事の決意のほどをお伺いいたします。

(2)、同世界大会に向けての計画はどのようになっているのか御説明のほどをお願いいたします。

(3)、真の伝統文化継承のためには、空手の学校教育現場への導入が必要と考えるが、教育長の御見解をお伺いいたします。

(4)、空手の持つ魅力については、外国人の方々にも広く浸透しております。世界の——これはローマ字で「karateka」（空手家）と書いてありますが——もう「karateka」というのは万国共通の

言葉でございますので、「karateka」の間では空手発祥の地沖縄へのあこがれは非常に強いものがございます。

そこで、文化継承のための人材育成、観光産業、教育的視点から空手大学校の設立であり、観光資源としてのエンターテインメントとしての環境づくり等、研究・検討する必要があると考えるが、知事の御見解をお伺いいたします。

7番、県内業者優先発注と公共工事電子入札について。

(1)、知事を初め担当部長は、防衛省、総合事務局など国に対して県内企業への優先発注要請を行ったことに対して深く敬意を表するものでございます。一方、県発注の公共事業はどのような対策・配慮がなされているのか御説明をお願いいたします。

(2)、総合評価システムの評価項目・基準はどのようなものになっているのか御説明をお願いいたします。

(3)は取り下げます。

8番、全国学力テスト2年連続全国最下位という結果を受けての県教育委員会の今日までの取り組み成果と、課題解決に向けての今後の取り組みについてお伺いしますが、もう既に多くの議員の方々が質問しておりますので、私は特に2学期制と3学期制の分析をされたのかどうか、詳しく御説明できればお願いしたいと思います。

我が党代表質問との関連で質問いたします。

観光振興の観光客誘致対策の中で、団体観光客の誘致は誘客対策として重要であるとの具志孝助議員の質問に対して、MICE事業等の誘致促進を図っていくとの答弁がございました。

そこで質問いたします。

平成20年度のビジット沖縄計画では、重点項目に外国人観光客の誘客促進、ニューツーリズムの推進などを掲げました。さらに幅広いマーケットへの取り組みとして修学旅行、フィルムオフィスの機能強化、健康保養型観光の推進を着実に取り組んでいただきますようお願い申し上げますが、1000万人観光客誘致に向けてぜひ積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

そのような中、昨日、国土交通省で観光庁が発足いたしました。観光庁は外国人誘客、観光による地域活性化等为目标に設置され、官民一体の訪日観光推進キャンペーン「ビジット・ジャパン」は、2010年に訪日外国人旅行者数を1000万人と目標にするなど、政府が観光に対して本格的に取り組む姿勢を感じ取ることができます。

そこでお伺いします。

この観光庁の設置を県はどのようにとらえているのか。将来の沖縄に出先機関の設置も検討されているのか、その必要を考えているのか、知事の御見解をお伺いいたします。

同じく我が党の代表質問との関連で、9月25日の具志孝助県議の質問、知事の政治姿勢、知事の訪米についてお伺いします。

知事の公約である危険性の除去、日米地位協定の抜本的改正、そして沖縄の基地負担軽減のために今回訪米予算が組まれました。さらに日米のロードマップによる嘉手納飛行場より南の6施設・区域の返還が合意され、返還予定地1000ヘクタールを超える広大な面積は、人口が集中する中南部地域に位置していることから、跡地開発は今後沖縄県が飛躍するためには絶対に失敗の許されない、確実にやるチャンスであると私は自覚しております。しかし、平成18年の合意以来、返還は一向に進まず先が見えない状況が続いている現状を打開するためにも、日本政府だけではなくて米国政府に対しても強く返還を要請することは、130万人県民の代表として知事は訪米をすることに大きな意義があると思います。

そこでお伺いします。

仲井眞知事の決意のほどを再度お聞かせ願いますようお願いいたします。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） ただいまの佐喜真淳君の質問及び質疑に対する答弁は、時間の都合もありますので午後に回したいと思います。

休憩いたします。

午前11時58分休憩

午後1時22分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

午前の佐喜真淳君の質問及び質疑に対する答弁を願います。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 佐喜真議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に、市町村合併に係る御質問の中で、合併の成果と課題いかにという御趣旨の御質問にお答えいたします。

県は、市町村合併を推進するため、これまで合併特例法等による各種の人的、財政的支援を行ってまいりました。この結果、平成18年3月までに県内5地域17市町村について合併が実現したところでございます。

しかしながら、沖縄県の合併による市町村の減少率は、全国の44.8%に比べ約半分の22.6%にとどまり、なお一層の合併の推進が必要と考えております。

市町村合併を推進する上での課題といたしましては、沖縄県が離島町村を多く抱えていることや基地所在市町村があるなど他府県にない特殊性を有していることが考えられます。

同じく市町村合併に係る御質問で、新合併特例法のもとでの県の役割、権限などなどに関する御質問にお答えいたします。

新合併特例法におきまして、都道府県は、自主的な市町村の合併を推進するため、合併構想の策定、そして市町村に対する必要な助言、情報の提供その他の措置を講ずることとなっております。また、合併協議会設置に関する勧告、合併協議に係るあっせん及び調停ができることとなっております。

このため、県としましては、平成18年3月に9地域27市町村を対象とした合併構想を策定をし、これに基づく新たな市町村合併に向け、構想市町村ごとの研究会や市町村合併フォーラムを開催してまいりました。

今後とも、市町村長、職員、議会議員及び地域の住民に対する情報提供や啓発に努め、市町村の合併に対する取り組みを引き続き支援してまいりる考えでございます。

次に、指定管理者制度についての御質問の中で、指定管理者制度導入の実績等に係る御質問にお答えいたします。

指定管理者制度につきましては、平成17年度から20年度までの間に計19施設を導入しており、「沖縄県行財政改革プラン」に沿って計画どおり実施いたしております。

制度導入により、売店の新設やオフシーズンの稼働率対策、広報宣伝の強化、指定管理者による自主事業の実施など指定管理者のノウハウを活用したサービスの向上が図られているところでございます。

同じく、指定管理者に係る御質問で、今後の計画等につきましてお答えいたします。

今後の計画といたしましては、指定期間を満了する施設について順次新たな指定の手続きをとることとしており、今年度は、平成18年度に指定管理者制度を導入した12施設について募集など選定作業を行っているところでございます。

その際、これまで課題とされておりました指定管理者候補選定委員会のあり方につきましては、委員全員を外部有識者としますとともに、選定の評価基準やその結果を公表するなど、選定に係る透明性、公平性を

確保しているところであります。

また、民間事業者の参入促進を図るため、公募を原則とすることや、60日の公募期間を確保するなど、公募の周知徹底を図りますとともに、県営住宅につきましては、中部地区を2つの指定単位に分けるなど指定規模の見直しを行ったところでございます。

さらに、利用料金の再点検、アンケート等モニタリングを実施し、苦情に対する迅速な対応を行っているところでございます。

今後とも、指定管理者に対し、適切な指導助言を行うことにより、施設のサービスの維持向上に努めていきたいと考えております。

次に、平成21年開催予定の沖縄空手道古武道世界大会に係る御質問にお答えいたします。

本年2月、県内空手道主要4団体による「沖縄伝統空手道振興会」が設立されております。その設立を記念して、同振興会が主体となり、平成21年8月に空手道世界大会が沖縄県で開催される予定となっております。

今後、実行委員会と同振興会を中心に関係機関・団体等と連携をして、振興会設立記念にふさわしい世界大会の開催に向けて取り組んでいきたいと考えております。

なお、この大会を開催することは、沖縄伝統空手道が世界へ発信され、さらなる普及・発展につながるものと考えております。

こういう記念大会にして、そしてまた伝統空手をさらに発展させるためにいろいろなことをまた考えて実行していきたいと思っております。

次に、県内業者優先発注と公共工事電子入札についてという御質問の中で、県発注公共事業の対策、配慮についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

県は、「県内企業への優先発注及び県産品の優先使用基本方針」に基づきまして、県が発注する公共工事につきましては、県内土木・建築業者等に対しまして優先的に発注しているところでございます。

県内企業で施工が困難な大規模かつ技術的難易度の高いダム堤体工事、橋梁工事、トンネル工事などにつきましても、県外企業と県内企業との共同企業体方式によって発注するほか、分離・分割発注により県内中小企業者の受注機会の確保に配慮をいたしているところでございます。

同じく、県内事業者に対する優先発注に係る御質問の中で、総合評価方式の評価項目に係る御質問にお答えいたします。

総合評価方式は、「公共工事の品質確保の促進に関

する法律」に基づき、従来の価格のみの競争に技術的な要素を評価に加え、総合的に評価して最もすぐれた企業を落札者とする方法であります。

総合評価方式の評価項目には、施工実績、施工の計画、地域要件、工事成績等があります。

評価基準は、各評価項目ごとに10点、5点、0点などの点数を配点し、その合計を技術点とするものでございます。

次に、我が党の代表質問との関連での御質問ですが、跡地利用を進めるための米国政府への返還要請についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

在日米軍再編で示されました普天間飛行場を含む嘉手納飛行場より南の返還予定施設・区域は、沖縄県中南部都市圏における大規模な返還であります。

これらの1000ヘクタール規模の広大な跡地は、良好な生活環境の確保、さまざまな産業の立地、健全な都市の形成、交通体系の整備、自然環境の保全・再生など、沖縄振興のための貴重な空間になると考えております。

跡地利用計画策定のためには、詳細な計画が示される必要があることから、県といたしましては、米国政府に対しても、嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還について在日米軍再編合意の確実な実施を強く求めてまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） 市町村合併の現状と今後の取り組みについての御質問で、現状で沖縄単独州になった場合の懸念と対策についてお答えいたします。

道州制が導入されると、市町村は分権型社会の基礎自治体として住民に身近な行政を総合的に担うことができるよう、これまで以上に行財政基盤の充実強化が必要になります。

本県は、離島市町村を初め行財政基盤が脆弱な市町村が多く、合併が進まない現状において道州制が導入されると、市町村はさらに厳しい行財政運営を余儀なくされることが懸念されます。

現在、国の第29次地方制度調査会において、基礎自治体のあり方や小規模市町村に対する方策等について議論されているところであります。

県としては、道州制の導入に向けて国の動向を踏まえながら、市町村合併を一層推進し、行財政体制を強化していきたいと考えております。

同じく、市町村合併の結果が財政等に及ぼす影響に

についてお答えいたします。

地方分権改革を推進し、地方自治の充実発展を図るためには財政基盤の充実確保が重要な課題であると考えております。

沖縄振興特別措置法及び沖縄振興計画の総点検の実施に当たっては、市町村合併の現状についても適切に踏まえ、課題の解決策や今後の沖縄振興に必要な仕組み等を明らかにし、その上で沖縄振興特別措置法を含む関係法令の整備や新たな計画の策定等について検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 「暴走行為を許さない住民総決起大会」への県の見解についてお答えいたします。

宜野湾市の国道58号沿いで暴走行為が頻発し、近隣の住民が騒音に悩まされ、交通安全上も危険な状況にあることは大変遺憾なことであり、また青少年の健全育成を図る観点からも大変憂慮されるものであります。

このたびの住民総決起大会における取り組みは、市民生活の安全と平穩の確保、青少年の健全育成に大きく寄与するものと考えます。

これまで県は、交通ルールの遵守やマナーアップについて広報啓発を実施しており、秋の全国交通安全運動においても、地域ぐるみによる暴走行為をさせない環境づくりの促進、暴走族三ない運動（しない、させない、見に行かない）の徹底等を推進事項として、県警察とも連携し「ストップ ザ・暴走族」のポスターを制作、配布したところであります。

暴走行為については、今後とも県警察や地域社会と連携を図り、その防止に向け、引き続き広報啓発を行いたいと考えております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 得津八郎君登壇〕

○警察本部長（得津八郎君） 「暴走行為を許さない住民総決起大会」についてお答えします。

宜野湾市国道58号沿いの住民が暴走行為による騒音被害に悩まされている現状については、県警察においても深刻な問題としてとらえ、警察本部と浦添署、宜野湾署の合同取り締まり、暴走族取り締まり専従員及び白バイや捜査車両を投入した取り締まり等の取り締まり活動を強化しているところであります。

しかしながら、一般交通に著しい危険を及ぼし、県

民に多大な迷惑をかける暴走族を地域から排除するには取り締まりだけでは限界があることから、警察と学校、PTAが連携した少年補導活動、期待族が蟄集する駐車場やコンビニ等の管理者対策、安全学習支援隊による学校等での安全教育などの各種対策を通じて、県民の暴走族排除機運を醸成していくことは極めて重要であると思うところであります。

今回の住民総決起大会は、まさしく地域社会の暴走族排除機運の盛り上げに大きく寄与するものであり、大変価値のあるものと考えております。

次に、県内における過去3年間の暴走行為に関する110番受理件数と検挙・逮捕者数及び浦添・宜野湾の国道58号沿線に占めるその割合についてお答えします。

初めに、県内における暴走行為関係の110番の受理件数は、平成17年中は1993件、平成18年中は3488件、平成19年中は3259件であります。

そのうち、浦添・宜野湾市の国道58号での110番件数とその割合を見てみますと、平成17年中は322件16.2%、平成18年中は1005件28.8%、平成19年中は946件29.0%となっております。

また、暴走行為の検挙状況であります。平成17年中が112件184名、うち逮捕者数95名、平成18年中が115件162名、うち逮捕者数94名、平成19年中が131件203名、うち逮捕者数109名であります。

そのうち、浦添・宜野湾市の国道58号での検挙数、逮捕者数の割合を見てみますと、平成17年中が20件47名17.9%、逮捕者数では23名24.2%、平成18年中が27件30名23.5%、逮捕者数では15名16.0%、平成19年中が63件73名48.1%、逮捕者数では29名26.6%となっております。

次に、今後の県警察の対策についてお答えします。

暴走行為は一般交通へ著しい危険を及ぼすだけでなく、地域住民に安眠妨害等の多大な迷惑を及ぼしております。

県警察といたしましては、このような暴走行為を防止するため、警察本部と警察署合同による白バイを投入した特別体制による取り締まり、少年等の自宅や学校等訪問による安全教育、加入阻止・離脱支援、自治体、関係機関・団体、地域住民等に対する暴走族関係情報の提供による暴走族・期待族の排除等、各種対策を講じているところでありますが、今後はこれらの対策に加え、国道58号等暴走行為が頻繁に行われている道路での大規模検問の実施、摘発した暴走族グループの解散と再組織化の阻止などを強力に推進してまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 普天間飛行場関連で、宜野湾市長の公約と今後の跡地計画の進め方についての御質問にお答えします。

宜野湾市長が普天間飛行場の5年以内の早期返還を目指すとの選挙公約をしていることは、県としても承知しております。

普天間飛行場の跡地利用については、沖縄振興特別措置法や沖縄振興計画に基づき、国、県及び跡地関係市町村が密接に連携し取り組んでいるところであり、今後も同様に取り組む考えであります。

具体的には、県と宜野湾市が共同して、国の財政支援を得ながら跡地利用計画策定へ向けて調査を行ってきたところであります。

基本方針と行動計画を県と宜野湾市が共同して策定しました。今後は、行動計画に基づき跡地利用計画を策定することを目標に、国及び宜野湾市と密接な連携のもと、跡地利用の促進に取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君） それでは、県が管理している宜野湾市大山地域の仮設避難港の経緯と現状についての御質問にお答えします。

仮設避難港の岸壁及びその背後地は、宜野湾市大山地区の埋立工事の際、しゅんせつ船の避難港及びコンクリート資材の陸揚げ場として、昭和48年に県が民間企業に対し公有水面の使用許可を与えて整備されたものであります。

その後、宜野湾市のコンベンションセンターを核とする西海岸開発計画に支障があるとのことから、平成7年度末をもって同企業に対する使用許可の更新を終了しております。

平成12年3月からは、同企業に対し、当該工作物の原状回復義務の免除を行い、国に帰属させることにより、国土交通省所管の公共用財産となっており、法定受託事務として県が管理しております。

続きまして、仮設避難港背後地の堆積土砂についての御質問にお答えします。

仮設避難港の背後地の土砂は、牧港川の土砂しゅんせつ工事及び宜野湾港の航路しゅんせつ工事等に伴い生じた土砂であります。

続きまして、仮設避難港への今後の取り組みについ

ての御質問にお答えします。

仮設避難港の活用については、「宜野湾市仮設避難港周辺整備基本方針・基本計画」が宜野湾市において策定されており、計画実施に向けて用地取得の意向があると聞いております。

仮設避難港の用地は、現在、国土交通省所管の公共用財産となっており、法定受託事務として県が管理しております。

県としましては、同用地の取り扱いについて、国、宜野湾市と調整を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは、平成21年開催予定の沖縄空手道古武道世界大会へ向けての今後の取り組みと展望についての御質問で、世界大会の計画についてお答えいたします。

空手道世界大会は、実行委員会と沖縄伝統空手道振興会との主催により開催される予定であります。

大会は、平成21年8月に空手道古武道形競技会、演武会、セミナー及び交流会等を計画しております。

今後は、11月初旬を目途に実行委員会を設立するとともに、年内には開催要項等を作成し、国内外の関係者へ大会参加の呼びかけをすることとしております。

次に、空手の学校教育への導入についてお答えいたします。

学校教育において空手道を導入することは、郷土の伝統文化を継承する上でも重要なことであると考えております。

平成19年度の教育課程編成実施状況調査によりますと、小学校35校12.5%、中学校72校46.5%、高等学校32校53.3%が体育の授業や行事等において空手道を導入しております。

県教育委員会としましては、本県の教育施策に基づき、空手道指導推進校の指定や武道認定講習会等を開催するなど、学校における空手道指導体制の充実と指導者の資質向上を図っているところであります。

今後とも、郷土の伝統文化を継承するため、空手道を体育の授業や学校行事等に積極的に取り組んでいくよう指導してまいります。

次に、空手大学校の設立等についてお答えいたします。

沖縄を発祥の地とする空手道は、本県の誇る伝統文化の一つであり、その継承・発展に努めることは、人材育成や教育的視点からも重要なことであると認識しております。

空手大学校の設立など、空手道の振興に関する御意見に関しましては、貴重な御提言として承りたいと思います。

次に、全国学力テストと学期制についての御質問で、全国学力テストの結果と学期制についてお答えいたします。

平成20年度全国学力・学習状況調査結果が8月29日に公表され、本県は昨年度に引き続きすべての教科で全国最下位となっており、厳粛に受けとめております。

調査結果を昨年度と比較しますと8教科中6教科で全国平均との差が縮まり、全国の約2倍あった無解答率も1.3倍と改善しております。これは、各学校の先生方の声かけや励まして児童生徒が最後まで粘り強く頑張ったことが功を奏し、その差が縮まったものと考えております。

2学期制は、現在、全市町村の39%に当たる16市町村において実施されており、全小学校の43%、全中学校の38%で導入されております。

今年度実施された全国学力・学習状況調査の結果からは、2学期制を導入している市町村の中にも、県平均を上回る市町村もあれば、下回る市町村もあり、2学期制の導入と成績の関係を一概に申し上げることはできないと考えます。

今後とも学力向上対策の取り組みの充実を図るとともに、学校、家庭、地域が一体となった県民総ぐるみの学力向上対策を強力に推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 代表質問との関連の御質問の中で、観光庁の出先機関を沖縄県へ設置することについてお答えします。

国は、観光立国を総合的かつ計画的に推進するため、国土交通省の外局として観光庁を昨日、10月1日に発足させたところであります。

観光庁は、従来の観光行政に加えて、地域の観光地づくりの取り組みの強化や観光立国に関する数値目標実現に向けて関係省庁に強力に働きかけるなどとしております。

観光庁の設置は、観光・リゾート産業をリーディング産業として振興している沖縄県にとっては大変心強く、大きな期待を寄せております。

現在、国の観光行政施策を担う部門として、沖縄総合事務局において運輸部企画室や国際観光調整官等が

あります。

沖縄県としましても、観光庁の設置に伴って事業の拡大等観光行政の充実を期待しているところであり、当該機関とより一層の連携を深め、観光振興に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 佐喜真 淳君。

〔佐喜真 淳君登壇〕

○佐喜真 淳君 それでは再質問を行いたいと思います。

警察本部長、ぜひ暴走族対策、積極的に取り組んでいただきたいことを要望させていただきたいと思います。

そして空手大会なんですが、先ほどの知事の答弁では世界へと発信していくということでございました。記念すべき第1回大会でございますので提案させていただきたいんですけども、琉球の誇り、象徴たる首里城で大演武会を開催していただきたいと。

そしてあの大きな太鼓、開会は会長の仲井眞知事がばーっとたたいて世界に発信していただくように、そしてこれを伝統文化継承につなげていただきますようお願いしたいと思いますが、一言、御答弁をお願いしたいと思います。

あと大山仮設港、宜野湾市の計画もございまして、しっかりと宜野湾市と調整しながら対応していただきたいということを要望しておきます。これはしっかりと11月あるいは2月議会でも取り上げていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いします。

知事公室長、跡地利用、市長は公約5年、ことし12月でございます。この矛盾点は、やはりしっかりと跡地利用に影響のないようにしていただきたいし、12月となるともうあと2カ月でございますので、それは宜野湾市の市長がしっかりと責任説明すると思っておりますが、どうぞこれからも跡地利用に関してはしっかりと取り組んでいただきますようお願いして終わります。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 佐喜真議員からの首里城での開会でしたか、やったらどうかとか、大きな太鼓でどーんと、何と言いますか、4団体が長年のあれでようやく一緒になってこれから伝統空手についてしっかりやっていこうということですし、世界との関係をきちっと拡大していこうというねらいもありますし、むしろ世界じゅうの空手マンからの要請も非常に強いんだそうで、こちら辺はむしろ議員の方がよく御存じだと思います。

これからいろいろ御提言をぜひいただいて、おっしゃるような立派な大会と、それから伝統空手道をますます発展させていくためにぜひお力添えを賜りたいと思います。

ありがとうございます。

○議長（高嶺善伸君） 池間 淳君。

〔池間 淳君登壇〕

○池間 淳君 こんにちは。

6月8日は県議選挙がありました。県議選挙は投票・開票が9時からあったんです。大体12時ごろまでには47名の当選者、当選確実者が出ておりました。私は、明けて9日の午前0時2分に当選が出ました浦添市の池間淳です。どうぞよろしくお願いします。

知事、きのうの夕刊に出ておりましたが、日本オープンゴルフの選手権沖縄大会が2012年に決定したというふうなことで、誘致運動大変御苦労さんでしたし、本当におめでとうございます。どうぞこの大会を知事としてすばらしく盛り上げ、すばらしい大会になるように、2012年度の大会も知事として頑張っていたきますように祈願し、お願いをしたいというふうに思っております。

さて、所見を交えながら一般質問を行います。

「光陰矢の如し」といいますか、仲井眞知事が誕生してからはや2年になろうとしております。

御承知のとおり、知事は公約実現のために猪突猛進、頑張ってこられました。知事、本当に御苦労さまでございます。

去る6月の県議選挙は、私にとって先ほども申し上げましたように大変厳しい戦いでありましたが、何とか難関を突破することができました。そして、自由民主党の火を消すことなく、ようやく先輩方の築いた自民党のこのすばらしい火を継続することができました。微力ではありますが知事をバックアップし、知事の公約実現のためにともに頑張る決意を新たにしているところであります。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、去る6月に行われた県議選挙では、この4月からスタートした後期高齢者医療制度が大きく影響いたしましたして、我が自由民主党は惨敗をいたしました。山口県の衆議院議員選挙の補欠選挙や県議選挙の結果から、この制度が全面的に国民や県民から受け入れられないということは言うまでもありません。早急に抜本的な見直しをし、国民や県民から喜ばれるような制度に改正してもらいたいと願うものであります。

麻生太郎新内閣がスタートいたしました、国民や県民から強い反対のある後期高齢者医療制度について

は、早速抜本的な見直しをしたいと所信表明で発表をしております。いかにこの制度のスタートが県議選挙に大きく影響したかということが物語られております。このたびの選挙結果が知事の責任だとか、政策云々と言われるような筋合いは全くないんです。どうぞ知事、自信を持って公約実現のために頑張っていたきたいと思います。

さて、今議会で知事の訪米問題がかんかんがくがく議論をされております。

野党の皆さん、与党の皆さんは心ある選良の皆さんであります。議会のたびに知事の公約について、この公約はどうなったんですかと、いろいろとただしておりますし、知事の公約実現のためには協力していただけるものだと信じております。

このたびの議会で上程されている予算は、知事の公約である普天間飛行場の危険性を一日も早く除去するために訪米したいということでありますので、良識ある議員の皆さん方には反対する人はいないんじゃないかなというふうに私は思っております。したがって早急に訪米をして、普天間飛行場の危険性を一日も早く解決していただきたいとお願いをしたいと思います。

通告に従いまして、一般質問を行います。

1、土木行政について。

沖縄県の建設業危うし。県経済を支えている大きな柱の一角をなす建設産業が非常に厳しい状況に追いやられており、この状態が続けば県経済に大きなダメージを与えかねないということで、仲井眞知事は早速、建設業の非常時脱出のためにアクションを起こしました。御承知のとおり、9月18日には国発注工事の地元業者優先発注について沖縄総合事務局に要請しております。

私は県議会4期目であります。3名の知事と議会活動を展開してまいりましたが、このような行動したのは仲井眞知事ひとりであります。さすが経済のドン・仲井眞知事だということで県民はこぞって感謝しているものだと思っております。

仲井眞知事を先頭に安里副知事、漢那土木建築部長、護得久農林水産部長、仲田観光商工部長、皆さん一緒になって国発注工事の県内業者優先発注のために要請を行ってきております。その成果を披瀝願いたいと思います。

モノレールの浦添市への延長についての進捗状況と今後のスケジュールについて。

交通渋滞緩和のため建設されたモノレールは、御承知のとおり県民に親しまれ、県民の足として利用されております。

モノレールは那覇市だけのものではなく、広く県民に利用できるように中北部まで延伸していただきたいと、県民の強い要望があります。そのためには、まず浦添市まで延長していただきたいという浦添市の強い要望があり、浦添市までの延長が決定をされました。延長が一日も早く実現し、近い将来において県民の願いである中北部までの延伸が実現できますように、執行部の御努力を期待いたします。

浦添市までの延長については、費用の負担等課題もあるかと思うんですが、早急に課題を解決し工事に着工していただきたいと思います。モノレール工事着工までの課題と今後のスケジュールについて、漢那部長、よろしくお願いいたします。

工事発注の形態について。

建設業をこれまで長い期間をかけて本土業者にも引けをとらないくらいに育て上げてこられた土建部の職員を初め多くの職員の皆様に感謝を申し上げる次第であります。

ところで、皆さんが手塩にかけて育て上げた建設産業が、今大変厳しい状況を迎えているんです。この疲弊した建設産業が元気を取り戻すためには、プロである皆様のお力添えが必要不可欠であります。

県経済を支えてきた建設産業が疲弊している今日、経済に大きなダメージがあることは御承知のとおりであります。仲井眞知事がトップセールスというアクションを起こしましたのが、この厳しい状況をいかに物語っているかということは、このアクションからもわかるとおりであります。知事の行動については、関係する部長を初め職員の皆さんは、知事が言わず語らず何をすべきか察知しているものだと私は思っております。疲弊している県経済の活性化のために、これまで経済を支えてきた建設産業が一日も早く元気を取り戻すようお願い、次の質問をいたします。

(1)つ、設計見積価格を公表しておりますが、メリットとデメリットについて説明してください。

(2)つ、最低制限価格の上限を85%としておりますが、見積価格の事前発表によって業者間の競争を激化させていると思いますが、県の御見解をお聞かせください。

(3)、工事入札に総合評価方式を採用しているようですが、総合評価の内容を詳しく説明してください。

(4)、工事入札に指名された業者が辞退することが多くなっているというふうに聞いておりますが、理由について詳しく説明してください。

2、指定管理者制度について。

(1)、指定管理者制度の導入の成果について。

県では、17年に施設の管理について適正で効率的な運営を図ることを目的とした指定管理者制度を導入いたしました。導入時にはいろいろかんかんがくがくの議論がありましたが、導入の成果と今後の方針についてお伺いいたします。

3番、福祉行政について。

(1)、子育て支援として県営住宅優先入居についてであります。

少子・高齢化が急速に進んでおりますが、このためにいろいろな弊害も出ております。国民から強い反対のある後期高齢者医療制度もその一つだと思いますし、今後、高齢者の皆様が安心して暮らせる社会づくりのためにいろんな制度づくりがあろうかと思いますが、国においては国民から喜ばれる制度、県においては県民から喜ばれるような制度づくりに頑張っていたきたいと思います。

少子化の課題解決のために本議会でも多くの議論が展開されておりますが、子供を産み育て、住みよい県づくりのために子供の医療費の問題、児童扶養手当の問題、保育園入園の問題、待機児童をゼロにする問題等々解決しなければならない多くの課題が山積しておりますが、最近若い皆さんからよく住宅の件で相談を受ける機会があります。県営住宅は結婚前には何で入居できないのですかと、若い夫婦からは、子供が今2人おりますが、現在のアパートは狭く、家賃も高いので県営住宅に申し込んでいるのですが、抽選が全く当たりません。何とか若者が優先して入居できる方法はないものでしょうかなど、苦しみを訴える相談もあります。若い皆さんの子育ての悩みが少子化にも拍車をかけているのではないかと認識しております。

そこで提案いたしますが、最近子供は1人か2人というふうに言われておりますが、子供が3人できたら県営住宅に優先して入ってもら。4名以上できたら必ず入れてもらうというふうな制度が沖縄県にできないかどうか提言したいと思います。知事の御見解をよろしくお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 池間淳議員の御質問にお答えいたします。

まず第1に、土木行政の中で、国関係へ要請した成果いかんという御質問にお答えをいたします。

沖縄県における建設産業は、沖縄県の経済と雇用を支える重要な基幹産業であります。近年の建設投資の減少及び受注競争の激化等厳しい経営環境に直面いたしております。このため、受注機会の拡大を通して

県内建設産業の活性化及び雇用の拡大、改善を図る観点から、国等が発注する公共工事の地元優先発注及び県産資材等の利用拡大を促進するため、9月18日に沖縄総合事務局、沖縄防衛局に直接要請を行いました。また、9月11日には安里副知事及び関係部長が内閣府を初め国交省、農林水産省、防衛省へ要請を行っております。この結果、沖縄総合事務局から一般競争入札における参加資格要件の経営事項評価点引き下げや、総合評価における評価項目の見直しによる県内企業への受注機会の拡大の具体策が示されたところでございます。

今後の受注率向上に向けた取り組みにつきましては、今回の要請の結果を見ながらさらに必要な行動を検討してまいりたいと考えているところでございます。

同じく土木行政に係る御質問の中で、モノレール延長の進捗状況等に関する御質問にお答えいたします。

沖縄都市モノレールの首里駅から西原入り口までの延長につきましては、昨年度まで開催してきました沖縄都市モノレール延長検討委員会におきまして、浦添ルート案が推奨されるとともに、事業化に当たってさらに検討を要する事項が提言されております。現在、委員会から提言のありました事項について検討を進めますとともに、関係機関と協議・調整を行っているところでございます。

今後のスケジュールにつきましては、今年度、最新のパーソントリップ調査に基づく需要推計や事業計画の作成等を行い、早期の事業化に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に、指定管理者制度に係る御質問で、指定管理者制度導入の成果と今後の方針についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

指定管理者制度に関しましては、「沖縄県行財政改革プラン」に沿って計画どおり実施しているところでございます。

この成果としましては、売店の新設や稼働率対策、広報宣伝の強化など指定管理者のノウハウを活用しましたサービスの向上が図られているところであります。

今後の方針としましては、指定期間を満了する施設につきまして、順次新たな指定の手続をとることといたしております。今年度は、平成18年度に指定管理者制度を導入しました12施設につきまして募集等選定作業を行っているところであります。この際、これまで課題とされておりました指定管理者候補選定委員会のあり方につきまして、委員会を外部有識者とする

もに、選定の評価基準やその結果を公表するなど、選定に係る透明性・公平性を確保してまいりたいと考えております。

また、民間事業者の参入促進を図るため、公募を原則とすることや、60日の公募期間を確保することなど、公募の周知徹底を図りますとともに、県営住宅につきましては、中部地区を2つの指定単位に分けるなど指定規模の見直しを行ったところでございます。

さらに、利用料金の再点検、アンケート等モニタリングを実施し、苦情等に対する迅速な対応を行うことといたしております。今後とも、指定管理者に対しまして適切な指導、そして助言を行うことにより、施設のサービスの維持向上に努めてまいりたいと考えているところでございます。

福祉行政に係る御質問の中ですが、子育て支援としての優先入居についての御質問にお答えいたします。

県営住宅における子育て支援策の一環として、現在20歳未満の子を扶養している母子世帯、父子世帯を優先入居の対象としております。

入居確率が一般応募者に比べ2倍となるよう優先措置を講じているところでございます。また、低下傾向にあります出生率を踏まえ、健やかに子供を産み育てる環境づくりを行うため、新たに多子世帯に対する優先入居についても導入を検討しているところでございます。

池間議員からの御提案もぜひ参考にさせていただきたいと思っております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君） それでは、土木行政についての御質問の中の、事前公表のメリット・デメリットについてお答えします。

県においては、設計金額の事前公表を行っておりますが、事前公表のメリットは、入札の透明性の向上による不正防止効果のほか、業者にとっては見積もりの妥当性が把握できることであります。

デメリットについては、設計金額から最低制限価格が推定できるため、業者の見積もり努力を損なわせることから工事の品質確保に懸念が生じることや、応札額が最低制限価格に張りつくなど、くじ引きによる落札が多発することなどがあります。

続きまして、設計金額の事前公表についての御質問にお答えします。

最低制限価格の設定については、建設工事の適正な

施工の確保を図るため、最低制限価格の範囲を平成18年4月から5%引き上げ100分の65から100分の85としたところであります。

設計金額を事前公表することにより最低制限価格の推測が容易となることや、建設工事の減少等による経営環境の悪化により、入札額が最低制限価格に張りついているものと考えております。

続きまして、総合評価方式の内容についての御質問にお答えします。

総合評価方式は、公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づき、従来の価格のみの競争に技術的な要素を評価に加え、総合的に評価して最もすぐれた企業を落札者とする方法であります。

総合評価方式においては、県に設置する技術審査会において評価項目を審査するとともに、2人以上の学識経験者の意見を聞くよう義務づけられていることから、企業の技術提案は中立かつ公正で客観的な評価・審査が確保できるものと考えております。

総合評価方式導入の効果としては、価格以外に施工実績、施工計画、工事成績等、多様な技術的要素が評価された競争が行われることから、技術力の高い企業の施工により工事品質の確保・向上が図られます。

続きまして、工事入札に指名された業者の辞退についての御質問にお答えします。

指名業者にヒアリングしたところ、辞退した主な理由は、配置予定技術者がいない、積算した額が設計金額を上回る、離島での使用機器の調達コストが設計金額を上回る、他の工区を落札したため、民間からの受注で手いっぱいのためなどとヒアリングではなっております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 池間 淳君。

〔池間 淳君登壇〕

○池間 淳君 福祉行政について、子育て支援としての県営住宅優先入居というふうなことでありますが、きょうは傍聴の方で家内も、私の資料収集を手伝っている女の子で孝子さんも一緒に座っています。彼らの話からしますと、この公共県営住宅や市営住宅に入っていられる方々は、一度入ればずっと永遠に入っていると。子育て支援として、例えば3名できたら、先ほど話しましたとおり優先して入居していただければ子育ては終わるわけですから、その後出てもらってもいいんじゃないかというふうな話も、私の事務所には若い方々からの話はあるそうなんです。それができるかどうかはわからないんですが、そのあ

たりも一考に値するのかなどうか、そのあたりひとつ検討してみたらどうかというふうに思っております。そういう若い方々からの話があるということで、自分ももし首長になったらそうするんだがなあというふうな人もいそうですね。そういうことで一考できないかなというふうに思っております。

それから土建部の方、今、設計価格の方は事前公表することによって最低制限価格は85%ということで、もうおのずと85%で競争させる。過当競争といいますかされてしまって、今の業者は大変あつぱあつぱしているんです。これでは会社はもたんよというふうなことで、何とかしてくれというふうな願いをやっているはずなんです、皆さんにも。これを私、去年の9月に質問したときには皆さんは、適正な価格で予算、価格を入れておりますというふうな答弁をしておりますから、じゃ、なぜ85%にやるのかというふうなことをもう一度答えてください。この85%は現場経費のうちの直接工事費であるとか、共通仮設費、あるいは現場管理費、それから一般管理費がありますね。そのうちのどこからこの15%を削減しているのか。あるいはどんぶりです。15%引いているのか。そのあたりも県民にひとつ明らかにしていただきたいというふうに思っております。

今、建設業は雇用したくても雇用できない。優秀な人材を育てていきたいけれども、優秀だと思いながらも採用できないというふうなことは、これはこの85%で入札しているというふうなことで厳しい会社運営をしているというふうなことで、人材育成なんてできない。これは途中採用にしても、もう即戦力のある人しかできないというふうなことで悩んでいるんです。

皆さん方もこの建設業アクションプログラム、この中でこれはもう認識している。皆さんもそういうふう書いてあるんですよ。建設業の将来を担う優秀な人材確保が必要不可欠であるというふうなことで、これの対応策も言っているんですが、これ幾ら相談しても業者は乗れない相談だと、財政がもたないというふうなことでだめだそうです。

それから、この最低制限価格やあるいは設計価格が事前公表されているというふうなことで、皆さんもそれを認識しているんじゃないですか、これ。現状は最低制限価格ぎりぎりです。入札するしかない仕組みとなっているんです。皆さんがそれを認めているんですよ。最低ぎりぎりです。とるというふうなことを皆さん認めながら、なぜ改善できないかというふうなことを疑問なんです。

そのほかの問題はまた12月にやります。どうぞこの

ことについて、やっぱり沖縄県の経済を支えてきた建設業、せっかく咲いたけれども後はこの体力がどんどんどんどん弱って、この最高の技術者はみんな県外に流出していく、あるいは県外の会社にとられてしまうというふうなことで非常に悩んでいるんです。それが最小限にとめられるように、ひとつ一考していただきたいなというふうに思います。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時32分休憩

午後2時37分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

土木建築部長。

〔土木建築部長 漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君） それではただいまの再質問にお答えをいたします。

1つは、85%の最低基準の改正でございます。

先ほど申しましたように、平成18年4月に60%から80%の範囲を65%から85%まで5%引き上げたところでございます。それが18年の4月でございます。これは、ちょっと長くなりますが、「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」と長いんですが、いわゆる公共工事の契約をする中央の会議でございますが——私ども公契連モデルと呼んでいますが——そこでの算出の仕方がございまして、どんぶりですか、試算ですかというのがありましたけれども、積み立てていきまして、その試算の方法がありまして、それで試算をしまして、それが65%から85%の間で決定をしているということです。試算をしますともちろん65%を超える場合もございますけれども、それはもちろん沖縄県の財務規則第129条にはもう決められていますから、今言いましたように65から80。その間で決定をしているということです。

その改正につきましては、公契連モデルの、公契連の動向を私どもは見守っていきいたいというふうな、向こうでどういう扱いになるかということでございますので、いずれにしても公契連の動向を見守っていきまして、向こうのもしそういう変動があればそれに速やかに対応していきいたいと思っています。ただ、再三言いますように2年前にかえたばかりでございます。それが1点でございます。

それからもう一点は、事前公表の件でございますが、設計金額と予定価格があるわけですが、御案内のとおり私ども設計金額の方を事前公表しているわけですね。予定価格は事後公表になっておりますが、議員のおっしゃる設計金額の事前公表についての見直しと

いいいますか、そういう趣旨だと思いますが、現在、事前公表している設計金額を事後公表にするのか、やめるのか——やめるとするのは予定価格を今事後公表しているものですから——そういうことを前向きに検討をしているというところでございます。

それから、公営住宅の優先入居の件でございますが、多子の定義だけを報告しておきたいんですが、国の取り扱い基準によりますと、多子世帯の定義でございまして、18歳未満の児童が3人以上の世帯を多子世帯というふうに定義しております。

私どもの県で多子世帯の優先入居も検討しているわけでございますが、何名にするかは今現在検討中でございまして、議員のきょうの提案も十分私どももまた参考にさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 照屋守之君。

〔照屋守之君登壇〕

○照屋 守之君 通告に従い、一般質問をさせていただきます。

普天間飛行場の移設返還について。

普天間飛行場の県内移設返還については、平成8年に日米両政府で合意され、代替施設建設に向けて、地元宜野湾市民の早期移設要求や受け入れ先の名護市や金武町、恩納村、宜野座村、東村の合意を得て作業が進められております。

このことは、多くの県民の御理解をいただいているものと考えものであり、一日も早く普天間飛行場や嘉手納以南の米軍基地を返還して危険な状況や基地負担から解放し、基地にかわる夢と可能性の持てる跡利用や新たな沖縄県づくりの実現を仲井眞知事に強く期待するものであります。

去る県議会の6月定例会で新基地反対の決議が採択されましたけれども、普天間飛行場の所在地である宜野湾市議会がこれまで普天間飛行場の早期返還の決議を7回にわたって行い、一日も早い移設を願う宜野湾市民の立場や、平成11年12月20日に受け入れ先である名護市議会が「普天間飛行場の名護市辺野古沿岸地域への移設整備促進決議」を採択して建設促進を求めていることや、北部町村、金武町、恩納村、宜野座村、東村も合意が得られて進められていることに、地元宜野湾市民や北部市町村の意思を県議会野党の皆さんは尊重すべきであったと考えるものであります。さらに、沖縄県議会も平成11年10月15日に「普天間飛行場の早期県内移設に関する要請決議」が採択され、県民の意思を明確に表明してきました。

このような決議はタイミングが必要であります。平

成 8 年の普天間飛行場の県内移設返還が合意された時期がタイミングとしてよかったのではないかと考えるものであります。平成 8 年に新基地反対、このような決議が提案されなかった。このことはまことに残念でございます。

同時に、現在進められている移設作業に異議を唱えるのであれば、実現可能な対案を示し、県民に判断をゆだねるべきでございます。

普天間飛行場の移設についての経緯ですけれども、（資料を掲示）平成 7 年の日米新たな協議会（SACO）が設置をされて、平成 8 年の 4 月 12 日に橋本総理とモンデール駐日大使が全面返還に合意をするわけでありまして。その前に大田知事は、橋本総理と直談判をして、大田知事の声で橋本総理に普天間基地の返還を要求するわけでありまして。橋本総理はそれを受けてアメリカと交渉をして全面合意に至る。そのときに条件は県内移設であります。既に大田県政のころから県内移設は条件として提示をされてこの問題は進めてまいりました。平成 8 年の 4 月には SACO の中間報告、そしてまた最終報告、キャンプ・シュワブ沖でのボーリング調査、比嘉市長がヘリポート建設を受け入れて市長を辞任を表明します。平成 10 年の 2 月には大田知事が政府のヘリポート案に反対を表明するわけでありまして。平成 10 年の 2 月 8 日、名護市長選挙で受け入れ容認の岸本市長が誕生します。平成 10 年の 11 月、県知事選挙で大田知事を敗って稲嶺恵一知事が誕生をするわけでありましてけれども、このような形で平成 7 年からずっとこの問題は知事がかわろうが、一貫して進められてきました。

平成 20 年です。現在、今、平成 20 年 7 月 30 日、沖縄県議会が新基地反対の決議をいたしましたら、宜野湾市議会は慌ててこれは大変なことだといって、7 月 30 日に宜野湾市議会が「米軍基地普天間飛行場の危険性の除去及び早期返還に関する意見書」を沖縄県議会の意思にぶつけて意思表明をしているわけでありまして。

このような形で、今、普天間飛行場の移設の問題が進んできておりますけれども、平成 7 年の米兵に関する事件が発生をして 10 月 21 日の県民総決起大会を受けて、先ほど申し上げましたように平成 8 年の 3 月 22 日に大田知事が正式に橋本総理に普天間飛行場の返還を求めるわけでありまして。そしてこの返還の作業が本格的に動くわけでありまして。

橋本総理は早速米国と協議をいたしまして——まさに異例中の異例ですね——平成 8 年 4 月 22 日にモンデール駐日米国大使と合同記者会見を行うわけでありまして。普天間飛行場を 5 年から 7 年以内に全面返還、

同時に県内に同様の基地をつくるという条件づきの合意であります。このことは橋本総理が日ごろから沖縄県民に対する基地の負担軽減、あるいは沖縄振興のために頑張っていきたいというそのような思いもございまして、まさに歴史的な出来事でございました。

平成 8 年 9 月 17 日には日米の安保事務レベル協議がワシントンで開催をされ、普天間飛行場の返還に伴う代替ヘリポートについて、沖縄の沖合に浮体工法による海上ヘリポート案、嘉手納飛行場との統合、キャンプ・シュワブへの建設案の 3 案に絞って協議することで合意がなされて、平成 9 年からキャンプ・シュワブ沖でボーリング調査が始まることになるわけでありまして。

一方、大田知事と橋本総理のトップ会談も平成 8 年 1 月から平成 9 年 12 月まで 2 カ年間で実に 12 回にわたって行われ、普天間移設を初め、基地問題や沖縄の振興・発展の協議が行われることになるわけでありまして。

自由民主党総裁の橋本総理と革新政党や団体の支援を受けた大田知事、両リーダーが沖縄問題に取り組む姿は全国からも注目を集め、県民も大きく期待をしておりました。橋本総理を初め各大臣、政府を挙げての沖縄振興に取り組む沖縄政策協議会もスタートをするわけでありまして。

普天間飛行場の移設返還についても先ほど申し上げましたように、トップ会談、第 2 回目の会談で移設返還の要求をするわけでありまして。大田知事から橋本総理に直接要求がなされて具体的な作業が進むことになるわけでありまして。

そして、平成 9 年 7 月 29 日、第 10 回目のトップ会談で大田知事は橋本総理に対して、普天間飛行場の返還に伴う海上ヘリポート建設問題で、できることは協力すると伝えるわけでありまして。このことで大きく県内移設が実現をすると県民は期待をするわけでありまして。

ところが、大田知事は橋本総理と連携をして普天間飛行場の県内移設を容認し続けながら、移設作業を認めてきたにもかかわらず、平成 10 年 2 月 6 日に反対を表明をいたします。この時点を境として、橋本総理と大田知事との信頼関係が大きく崩れていきます。沖縄県と日本政府との間に大きな溝ができ、大変厳しい状況に陥るわけでございます。無論、沖縄政策協議会も完全にとまるわけでありまして。このことは、沖縄県の基地問題や経済振興などの不安が県民に一気に広がってまいります。沖縄県にとっては大変厳しい状態でございます。

平成10年11月の県知事選挙では、そのような影響もあって稲嶺恵一県知事を県民は選択することになるわけでありす。普天間飛行場の県内移設反対の現職知事を敗っての当選であります。

稲嶺恵一知事在任中8年も県内移設作業は進められていきます。そして、平成18年の県知事選挙で仲井眞弘多知事が普天間飛行場の県外移設の候補者を敗って当選をするわけでありす。

このような流れから見ましても、沖縄県民は普天間飛行場の現実的な解決方法として、県内移設を進めるリーダーを選択したことになるわけでありす。

このことは、革新県政で実現できなかった県内移設を保守県政によって解決をして、この問題に決着をつけてもらいたい、その願いのあらわれでありす。

時間をかければかけるほど迷惑をこうむるのは宜野湾市民であり、沖縄県民でございます。いつまで反対、賛成の議論をやるのか、早目に解決しろ、これが県民の声でありす。

仲井眞弘多知事には、平成8年からスタートし、12年が経過し、2014年までの解決を目指してぜひ頑張ってくださいようお願いをするものでございす。

そこでお伺いをいたします。

(1)、平成8年から平成9年にかけて橋本総理と大田知事とのトップ会談で返還要求が行われ、普天間飛行場の県内移設返還が合意されたとの認識を持つものでありますけれども、この認識について伺います。

(2)、これを受けて日本政府及び米国政府も普天間飛行場の県内移設に向けて具体的に進めてきました。この認識についても伺います。

(3)、大田知事、稲嶺知事、そして仲井眞知事と3代にわたってやむを得ず、仕方なく、県内移設返還で合意しているとの認識でありますけれども、このことについても伺います。

(4)、県民も大田知事から稲嶺知事、そして仲井眞知事を選択してきた事実を見ると、県内移設やむなしの意思表示であり、県民意思は普天間飛行場の早期の返還である。このことについて伺います。

(5)、平成8年に大田知事から返還要請を受けて橋本総理、日米両政府が合意し、移設返還作業が進められ12年が経過しております。現在の仲井眞県政でそのめどづけがなされなければ、この問題解決にこれ以上日米両政府の協力を得るのは難しいと考えるものでありますけれども、改めて仲井眞知事の認識と決意を伺います。

(6)、移設返還に向けて現状と進捗状況の御説明をお

願いをいたします。

2は割愛させていただきます。

3、原油価格高騰対策について。

私ども自由民主党県連も原油価格高騰対策本部を立ち上げて、県民の困っている部分を拾い上げながら、県政やあるいは国政に対して、あるいは自由民主党本部に対する対策を強く訴えてきたわけでありすけれども、そこでお伺いをいたします。

現状と県の対応について。

そして(2)番目、国の対応における県の対策についてもお伺いをいたします。

私も何とか、厳しい県民生活のために減税をするというふうな手だてが講じられないか考えたわけでありすけれども、後年の交付税の交付がなかなか厳しい状況もあることから、断念をさせていただきましたけれども、今、国の方で定率減税ということもうさをされているわけでありす。そのことも含めて県の対応をお伺いをいたします。

我が党の代表質問との関連で、知事訪米についてお伺いをいたします。

私は、これまで過去大田県政も含めて11回の訪米をして直訴して沖縄県の基地問題の解決に取り組んできた今回の知事訪米の予算、しっかりと認めて対応していきたいというふうに考えているわけでありすけれども、ぜひこの機会に一つだけお願いがございす。

今、うるま市の原子力潜水艦、せんだって冷却水漏れで大きな問題となっておりますけれども、昭和47年から平成20年まで実に308回の寄港でございます。平成19年が24回、今年度に入って既にもう9月で30回寄港して、飛び抜けて寄港がふえているわけでございます。

外務省に訴えても米軍の運用の改善等々とかというふうなことでなかなかちがみませんので、せっかく知事が訪米をするというふうなこともございすから、ぜひ米国政府あるいは米軍等も含めてじかにこの米軍基地の運用に伴う事件・事故とか、そのような観点から直接知事から原潜の問題について訴えていただくことを要望するものでございす。

御見解を賜ります。お願いします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 照屋守之議員の御質問にお答えいたします。

まず第1に、普天間飛行場の移設返還に係る御質問で、移設問題解決への認識と決意いかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

私は、公約に掲げましたとおり、普天間飛行場問題の確実な解決に向け全力で取り組んでいるところでございます。

私が知事に就任してから移設措置協議会が再開され、町村前官房長官から、沖合移動も念頭に早目に決着したいとの発言や、危険性除去について米側と調整することも必要との発言がなされており、具体的な検討を進めるためのワーキングチームも設置され仕事を始めております。また、現在、環境影響評価の手続の中でアセス調査が進行しているところであります。

私としましては、今後とも引き続き政府と協議を重ねることにより、普天間飛行場問題の確実な解決が図られるものと確信をいたしております。

県議会及び県民の皆様の御理解と御協力をぜひお願い申し上げるところでございます。

次に、同じく普天間飛行場の移設返還問題ですが、移設返還に向けた現状と進捗状況いかんという御質問にお答えいたします。

普天間飛行場移設問題の原点は、現在の普天間飛行場の危険性の除去であります。私としましては一日も早い危険性の除去のためには、キャンプ・シュワブに移設することが現実的な選択肢であると考えております。

現在、日米両政府が合意をしました案を基本にしながらも、地元の意向や環境に十分配慮し、可能な限り沖合などへ寄せてほしいということや、普天間飛行場の3年めどの閉鎖状態の実現を政府に求めているところであります。

このような私の主張に政府の理解が進み、実務者レベルで具体的な検討を進めていくためのワーキングチームも設置され仕事を始めております。

また、現在、環境影響評価手続が進んでいるところであり、今後、準備書や評価書の手続が進められていく中で、専門家で構成されております環境影響審査会等の意見を踏まえて、生活環境や自然環境に十分配慮する観点から、私、すなわち知事意見を述べることにいたしております。

次に、原油価格高騰対策に係る御質問で、現状と国の対応における県の対策いかんという御質問にお答えいたします。これは3の(1)と(2)が関連いたしておりますので、御理解を得て一括して答弁させていただきます。

最近の原油などの価格高騰につきましては、県民生活及び中小企業への影響を初め、農林水産業、そして建設業、運送業等の各産業分野の多方面にわたり深刻な影響を及ぼしております。

県といたしましては、原油価格高騰による影響を最小限に抑制するために、7月22日に沖縄県原油価格高騰対策連絡会議を設置をし、7月25日と9月5日の2次にわたりまして、原油価格高騰緊急対策を取りまとめ、ホームページ等によりまして県民への周知を図っております。

また、国に対する要望といたしましては、8月11日に林前沖縄担当大臣へ原油価格高騰に関する対策につきまして要請を行い、さらに8月25日から26日にかけて経済産業大臣を初め各大臣に原油価格高騰対策を含む経済対策につきまして要請を行ったところでございます。

国におきましては、8月29日に「安心実現のための緊急総合対策」を示しております。現在、その具体的な内容の把握に努めているところでございます。

今後、「安心実現のための緊急総合対策」の具体的な内容が明らかになった段階で、県におきましても適切にこれに対応してまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 普天間飛行場の移設返還についての御質問のうち、県内移設返還の合意及び日米両政府の取り組みについて一括してお答えいたします。

普天間飛行場は、市街地の中心部にあることにより住民生活に深刻な影響を与えており、地域住民を初め県民の間から早期返還を望む声が強くなり、県はこれまであらゆる機会を通して日米両政府にその返還を強く求めてきました。

こうした世論の高まりを背景に、平成8年12月のSACO最終報告において、普天間飛行場に関しては代替施設が完成し運用可能になった後、全面的に返還されることが合意されました。

SACOの合意を受けて、平成8年12月の県議会において、大田元知事は、県内移設問題について、一義的には国と関係市町村とが話し合って解決すべきであると考えているが、関係市町村の意向も踏まえながら、県の総合的発展を図る観点から慎重に対応していきたいとの意向を示しておりました。その後、平成9年11月に海上ヘリポート基本案が提示され、名護市長の受け入れ表明及び辞任の後、平成10年2月、大田元知事はこの政府案の受け入れ拒否を表明しております。

当時の橋本総理と大田知事との会談で、県内移設返還が合意されたということについては具体的に承知し

ておりませんが、いずれにせよ、ＳＡＣＯ最終報告から12年が経過していることを考えると、普天間飛行場問題の早期解決に向け、全力を尽くす必要があると感じているところであります。

次に、県内移設返還の合意についての御質問にお答えします。

先ほど申し上げました経緯を経て、ＳＡＣＯの最終報告に基づき検討が進められ、政府から海上ヘリポート基本案が提示されたわけですが、大田県政は最終段階に至ってこの政府案の受け入れ拒否を表明しております。その後、稲嶺県政においては、実現可能なものから一つ一つ解決していくことが基地の整理縮小を促進する現実的で実行可能な方法であるとの認識から、総合的に判断し、苦渋の選択として「キャンプ・シュワブ水域内名護市辺野古沿岸域」を移設候補地として選定し、地元名護市の受け入れ表明を経て具体的な移設作業が進められてきました。

仲井眞県政としても県外移設がベストだとは思いますが、米軍再編協議の経緯等から県外移設は困難であり、普天間飛行場の一刻も早い危険性の除去のためには県内移設を進める必要があると考えております。

県民の意思表示についての御質問にお答えします。

平成10年の県知事選挙において、稲嶺前知事は、代替施設については県内移設を容認しつつ、政府の海上ヘリポート案の修正を求めることを公約として掲げました。

平成14年の県知事選挙においても、「キャンプ・シュワブ水域内名護市辺野古沿岸域」への移設を進める立場を明確にしております。

平成18年の県知事選挙では、稲嶺前知事の後継候補として仲井眞県知事が立候補し、普天間飛行場問題については、地元の意向や環境などに十分配慮しつつ、政府と協議をし、確実な解決を図ることを政策目標とし、選挙期間中の公開討論会などでは県内移設もやむを得ない旨の発言をしております。

このような政策を県民に示し、県知事選挙で当選を果たしたことは、多くの県民が知事の考えを支持したものであると考えております。

次に、訪米における米原子力潜水艦の要請についての御質問にお答えします。

沖縄県ではこれまで米軍基地から派生する事件・事故が数多く発生し、基地周辺に居住する住民を初め、県民に大きな不安を与えていることから、訪米に際しては、まず、米軍基地の運用に伴う事件・事故の防止等について強く要請したいと考えております。

米国原子力潜水艦については、本県への寄港が大幅

に増加している中、原潜ヒューストンから、2年間にわたり放射能を含む冷却水が漏えいしていたことが明らかになるなど、県民に不安を与えていることから、米軍基地の運用に伴う事件・事故の防止等の要請項目に含め、米軍の安全管理の徹底等を米国政府に対し、強く要請してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 照屋守之君。

〔照屋守之君登壇〕

○照屋 守之君 再質問を行います。

基地反対を訴えてきた革新の方々ですね。我々は、過去に大田革新県政で県外移設ができなかったという事実がありますね。これはもう県民はわかってきたんですよ。ですから、現在の保守県政でそれを実現するしかない、そういう選択をしてきたんじゃないですかね。させてみたんですよ。だが、できなかった。意思の統一が図られていないというのが一番根本にあるんじゃないですか。

ですから知事、私はこの普天間の県内移設、今しかないと思っていますよ。ですから、この知事の見解も含めて改めてお願いいたします。

これまで野党議員も含めて、なぜ県外がどうのこうのといろいろありましたね。これは平成9年の事務レベル協議で海上ヘリポート案、キャンプ・シュワブ案、嘉手納統合案、この3つが決まって、沖縄県知事が物言いしてないんですよ、グアムを入れるとか。だから、その案が起こってきて、もしキャンプ・シュワブができなければ、次、嘉手納統合案に行くんですよ。だから、そういうことも含めてこの認識もお伺いをいたします。

お願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後3時13分休憩

午後3時15分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 照屋守之議員の再質問にお答えいたします。

議員おっしゃったように、今がラストチャンスかもしれないという御趣旨の御発言だったと思います。

何度も申し上げておりますように、まず普天間の危険性を本当に一日も早く除去するということにはどうしたらいいか。そしてこの12年間の県内の議論内容、両政府の提案している内容などを見まして、さらにまた名護市を中心として北部の市町村が受け入れていた

だけというこういう状況の中で、これは県内に移す、なるべく早く解決して移すべきだ。移せば普天間地域の危険性の除去は確保され、さらに前と違う点は海兵隊のグアムへの移転も始まりつつある。さらに、かなり広大な基地が返ってくる。そしてこの跡利用を進めていこう。ここは県民ほとんどの人が賛成していると私は思っております。

ですから、そういう方向で早目にまとめたいと思っているんですが、これは私が知事になって約2年近くになってきました。何をやっていたのかと言いますと、稲嶺県政の最後のころからどうも政府の考えと稲嶺さんの考えが少しずつきたのかなという感じ、私たちは外にいましたから微妙なニュアンスは非常にわかりにくい。しかしながら、沖合案以外は県外だとおっしゃったような発言などなどを見ますと、かなりいろんな考えがぎりぎりのところで行き違った現象が起こったんだろうと思いますが、しかしながら現実の場所と、県外というのは、県外と国内も含め、国外も含めてですよ、具体的ではない抽象的な意味にしかすぎないわけですね。

ですから、現実に12年もかけてやってきた実績からいえば、当然早目にもう移す。政府との間の行き違いは私はこの1年10カ月かけて調整をしてきました。そのときに一番重要なことは、政府にも申し上げているのは、県民の気持ちと納得を得るとというのが最低限こういう事業を進める上で絶対必要ですよ。これをわかってもらうためにかなり時間を費やしましたが、しかし大体そういう方向で進んでいます。

ですから、アメリカ政府には申し上げたことはありますが、県民の納得というのはきちっと得ないと、こういうものというのは何かのときにおかしくなりますよということを申し上げて、先ほどから申し上げましたように今それなりに進み始めているという状況にあります。

県内移設でないと普天間の一日も早い危険性の除去は絶対無理だと私は確信し、これをなるべく早く解決したいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 上原 章君。

〔上原 章君登壇〕

○上原 章君 皆さん、こんにちは。

公明党・県民会議の上原章です。

去る6月議会は、一般質問31名中30番目でした。今回は30名中28番目、毎回質問の順位が後ろの方ということで、なるべく前の質問に重ならないように工夫しながら質問の準備をするわけですが、限界がありまし

て、今回も幾つか重なってしまっているところがあります。御理解をいただければと思います。できるのであれば、時には早い順番で質問をさせていただきたいと、心ひそかに思っているところです。

それでは、通告に基づいて質問を行います。

初めに、経済政策についてお尋ねします。

知事は、「経済の自立なくして沖縄の自立なし」との強い決意で、雇用の創出・拡大、企業誘致など産業の振興に取り組んでいるわけですが、本県を取り巻く経済環境は依然として厳しく、景気の低迷、改善しない県民所得、高い失業率など、先行き不透明な状況が続いております。特に、県内企業の99%を占めると言われる中小企業の経営環境は大変深刻です。

長引く原油高、高騰する生活物資が景気に一層の停滞をもたらし、多くの中小・小規模企業が厳しい経営を余儀なくされています。

今回の高騰は、企業の経営努力の範疇を超えた異常事態だと考えます。各団体から国や県に対し、早急かつ実効性ある支援策が求められています。

公明党県本部として、9月7日から21日にかけて県内の中小・小規模企業550社を対象にアンケート調査を行いました。その結果、経営状況が昨年と比べて悪くなった企業が64.7%、特に土木建設、小売業、運輸業、飲食業などの悪化が目立ち、要因として、仕事量が不安定、コスト高などを挙げた企業が多く、9割近くの企業が原油・原材料高の影響を実感していることも明らかになりました。

また、行政が取り組んでいる貸付制度、いわゆるセーフティネット保証を知らない企業が58.9%、利用を申し込んだ企業が7.3%と、同制度の周知不足が浮き彫りになりました。そのほか、利用しやすい融資制度の構築、金利負担の軽減、返済期間の延長、地元企業への優先発注、県産品の優先使用等、さまざまな声が寄せられました。

去る26日、調査結果をもとに県に6項目の支援要請をさせていただきました。中小企業が活性化し元気になることが県経済の自立に不可欠です。

今、中小・小規模企業の皆さんが何を求め、何を必要としているのか、県においては現場の声を最大限に受けとめ、実効性のある経済対策を推し進めていただきたいと思います。また、現在県が取り組んでいる中小企業支援策の活用状況・効果について検証することも大変重要と考えます。

そこで質問です。

(1)、原油・物価高騰対策について。

ア、原油高騰により漁業、農林業、建設業、運輸業

等県内地域産業は深刻な状況が続いています。影響と対策を伺います。

イ、原油高騰対策支援資金の利用状況が低調ですが、執行状況も含め原因と対策を伺います。

ウ、離島への影響が懸念されていますが、現状及び対策を伺います。

エ、石油製品価格の適正化及び安定供給の確保について、現状と対策を伺います

オ、不透明な価格設定が行われてはいないか。調査、監視・指導体制はどうなっているのか伺います。

(2)、中小企業支援について。

ア、県単融資事業費の過去3年間の執行状況（受け付け数、利用者数）及び課題・対策について伺います。

イ、沖縄県産業振興公社の目的、事業内容を伺います。

ウ、創業者支援事業、経営全般に関する窓口相談、ちゅらしま建設業相談窓口、下請かけこみ寺事業の利用状況、成果を伺います。

エ、県内中小企業者に対して産業振興公社の事業内容の周知はどのようにして実施しているのか、強化する必要があると思うが見解を伺います。

オ、中小企業支援を目的とする地域力連携拠点事業の内容と周知徹底はどうなっているのか伺います。

(3)、平成20年5月、隣接する市町村が連携し広域的な観光地を形成する観光圏整備法が成立し、観光圏整備事業補助制度が創設されました。観光立県を目指す県として積極的に活用する必要があると思うが、事業内容及び県の取り組みを伺います。

2、次に、行財政改革についてお尋ねします。

我が国は、国・地方を通じ待ったなしの財政改革が求められています。税金の無駄を徹底してなくし、これまで以上に事業の選択と集中、職員定数の適正管理、財政の健全化等、簡素で効率的な行政体制が求められています。

本県の財政は、歳入において自主財源の割合が低く、地方交付税や国庫支出金など国への依存度が高く、歳出においては人件費や公債費などの義務的経費の割合が高く、弾力性に乏しい構造となっています。

県は、平成23年度までに1260億円の収支不足が生じ、その対応として改革プランや新たな対策を講じ、財源不足は起債で賄うとしています。

将来に負担がかからないさらなる改革、取り組みが必要と考えます。

そこで質問です。

(1)、県は、平成23年度までに1260億円の収支不足が

生じ、現行の改革プランや新たな対策を講じても財源不足526億円は起債で賄わざるを得ないとしています。現状をどう打開していくのか、今後、改革プランの変更もあり得るのか、プランの取り組み状況も含めてお聞かせください。

事前通告の数字とちょっと変わっていますが、直近の試算を確認して当局には事前にお知らせしてあります。

(2)、自主財源の確保はどうなっているのか、新たな税収制度・新税創設の仕組みも検討されているのか伺います。

(3)、全国では、行財政改革の切り札として外部評価者を入れ、国や自治体の行政事業について、予算書の項目ごとにその事業が必要かどうか、必要ならどこがやるか（官か民か、国か地方か）を公開の場で議論し、それに基づき「不要」、「民間」、「国」、「県」、「市町村」に仕分けるいわゆる事業仕分けが実施されています。本県の厳しい財政状況を打開するにはぜひとも必要な取り組みと考えるが、見解を伺います

3、次に、福祉・教育行政についてお尋ねします。

(1)、発達障害児支援について。

平成17年、発達障害者支援法が施行され、発達障害の早期発見、早期の療育、発達支援を行うことに關する国及び県、市町村の責任が明記されました。

全国では発達障害の支援体制が充実する中、沖縄県は臨床心理士や社会福祉士、専門医等の人材の確保が十分ではなく、乳幼児期からの早期発見や2次障害の予防体制がおくれています。また、発達障害児を持つ親が乳幼児健診で発達のおくれを指摘されても、専門的医療機関の選択肢が本県は少ないとの声が寄せられています。

そこで質問です。

ア、県内の発達障害児の数及び支援体制はどうなっているのか伺います。

イ、県立南部医療センター・こども医療センターの「こころの診療科」では、診療が約半年待ちの状況です。また、ことし1月の時点では週3日専門医1人が再診患者のみを診察、新規患者の受け付けが中止となり再開のめどが立っていないようです。現状と原因、対策を伺います。子供たちを守るために早急に常勤専門医を増員する必要があると考えるが、見解を伺います。

ウ、本県は、全国と比較して支援システムの構築がおくれているとの声が寄せられています。県の認識と今後の取り組みを伺います。

(2)、特別支援学校編成整備計画(案)の進捗状況及び学校関係者や保護者への説明、意見交換はどうなっているのか。また、コンセンサスは得られているのかお聞かせください。

(3)、アメラジアンスクールの支援について。

アメラジアンスクールが設立されて10年が経過し、その間、多くの子供たちが育ち、学校は公立学校との交流事業や異文化を持つ不登校の児童生徒のカリキュラム開発、人材育成と積極的に取り組んでいます。

そこで質問です。

ア、アメラジアンスクール設立の意義について教育長の見解をお聞かせください

イ、日本語指導員派遣事業の継続が求められていますが、子供たちの教育環境を守るために必要と考えます。また、教育権・学習権を保障するさらなる支援が検討できないか見解を伺います

4、最後に、交通行政についてお尋ねします。

(1)、本県の飲酒運転による事故発生率は全国一高く、特に飲酒絡みの死亡事故は増加しています。県民の生命、生活を守るため、飲酒運転撲滅条例の制定が必要と考えるが、県及び県警本部の見解を伺います

(2)は取り下げます。

(3)、県営上間市街地住宅及び県営上間第二市街地住宅の出口付近と国道329号にかかる交差点の危険性が叫ばれています。早急な改善が必要と思うが、県及び県警本部の認識、対策を伺います

以上、質問を終わりますが、答弁によりましては再質問をさせていただきます。

○議長(高嶺善伸君) ただいまの上原章君の質問及び質疑に対する答弁は、時間の都合上、休憩後に回したいと思います。

20分間休憩いたします。

午後3時30分休憩

午後3時52分再開

○議長(高嶺善伸君) 再開いたします。

休憩前の上原章君の質問及び質疑に対する答弁を願います。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事(仲井眞弘多君) 上原議員の御質問にお答えいたします。

まず第1に、経済政策に係る御質問で、原油価格高騰に伴う農林水産業への影響と対策についてという御質問にお答えいたします。

最近の原油価格高騰による燃油や生産資材の急激な価格上昇は、農林水産業の経営に深刻な影響を及ぼし

ております。

これは、A重油の価格が1リットル当たり117.4円となり、平成16年4月の35円と比較しますと約3倍の価格になったことや、配合飼料価格につきましては、トン当たり6万2820円となり、平成18年7月の4万2700円からおおむね2万円の大幅な値上げとなったこと、さらに、肥料価格につきましては、ことしの7月1日から61%も値上がりしたことなどによるものであります。

このため、沖縄県では、国と連携をし「原油価格高騰に関する緊急対策」に取り組んでいるところであります。

具体的には、第1に、燃油高騰水産業緊急対策の実施、第2に、配合飼料・肉用子牛等価格安定制度の拡充、第3に、農林漁業セーフティネット資金等の制度資金の活用など18項目の支援策を実施いたしております。

また、燃油等価格高騰対策に関する農林水産業関係の9月補正予算におきましては、歳出予算及び債務負担行為合計で7412万3000円を計上いたしているところであります。

今後、緊急総合対策に関する国の動向を見ながら対応してまいりたいと考えているところでございます。

同じく経済政策の中で、原油・物価高騰対策いかにという御質問にお答えいたします。

県におきましては、鋼材類及び燃料油等の資材が高騰していることから、適正な請負工事代金額に変更できるよう、国の運用基準に準じて建設工事請負契約第25条第5項の単品スライド条項の適用を行っております。

価格の上昇により請負代金額への影響が生じるおそれがあるほかの主要資材につきましても、適用の拡大を図っていく所存でございます。

8月29日現在の受注者からの要望による協議状況は、事前相談が29件あり、そのうち協議成立済みが7件、協議中が1件となっております。

県としましては、今後とも適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、同じく経済政策の中で、沖縄県産業振興公社の目的と事業内容及び事業の周知状況についてという御質問でございますが、1の(2)のイ、そして1の(2)のエは、関連いたしておりますので一括して答弁させていただきます。

財団法人沖縄県産業振興公社の設置目的は、沖縄県内商工業の生産技術向上及び経営の合理化等を促進し、もって沖縄県産業の健全な発展に寄与することで

あるとなっております。

事業内容といたしましては、機械類貸与等の融資事業を初めインキュベーションオフィスの提供等による創業支援、バイオベンチャー企業等への研究開発支援、OKINAWA型産業応援ファンド事業による地域資源を活用した新商品開発支援、中小企業の窓口相談や専門家派遣、そして海外ビジネス支援、高度経営人材育成等を実施いたしております。

事業内容の周知につきましては、広報誌発刊やウェブサイトでの情報提供、そしてメールマガジンの発行等により行っております。

沖縄県といたしましても、さらに企業が情報を入手しやすいよう周知方法の改善に努めてまいりたいと考えております。

同じく経済政策の中で、ちゅらしま建設業相談窓口に係る御質問にお答えいたします。これも1の(2)のウと1の(2)のエが関連しておりますので一括して答弁させていただきます。

県では、厳しい経営環境にある県内建設業の経営改善や新分野進出等の企業活性化に向けた取り組みを総合的に支援するため、平成19年7月に沖縄県産業振興公社内に「ちゅらしま建設業相談窓口」を設置し、専任の建設業相談員を配置して各種相談への対応を開始いたしました。開設以来、平成20年8月末現在の約1年間に延べ790件の相談を受けております。

具体的内容といたしましては、新分野進出419件を初め経営基盤強化299件、雇用関係27件、相談窓口照会等42件などとなっております。この結果、延べ50件の新分野進出等の実績を上げております。

今後とも「ちゅらしま建設業相談窓口」を活用して建設業の支援・活性化に努めてまいりたいと考えております。

次に、経済政策の関連でございますが、観光圏整備事業補助制度の内容に係る御質問にお答えいたします。

平成20年度からスタートしました観光圏整備事業補助制度は、観光旅客の来訪及び滞在を促進するため、民間事業者が行う宿泊施設の従業員研修などの観光圏整備事業に要する経費の40%の範囲内で国が補助する制度であります。

当該補助制度を活用するためには、観光圏を整備しようとする複数または単独の自治体が観光圏整備計画を作成し、民間事業者はこの計画に沿った実施計画の認定を国から受ける必要があります。

沖縄県といたしましては、各地域の主体的な取り組みを促進する観光まちづくり支援事業との連携も図り

ながら、観光圏整備計画の作成につきまして市町村と意見交換を行うなど、積極的に促進していきたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） 経済政策についての御質問で、原油高騰による運輸業への影響と対策についてお答えいたします。

バス、トラック、タクシー及び船舶等の各運輸事業者については、近年の原油高騰により厳しい経営環境を余儀なくされていると認識しております。

県においては、原油高騰により資金繰りが厳しくなっている事業者に対する融資制度として原油高騰対策支援資金を創設し、運輸事業者についてもこの支援資金の活用を促しております。

また、平成20年8月に公表されました「安心実現のための緊急総合対策」では、運輸事業関連について、省エネ車両・機器等の導入促進等の各種施策が示されたところであり、県としては、今後、国の動向を見ながら対応を検討していきたいと考えております。

同じく原油高騰による離島の現状及び対策についてお答えいたします。

最近の原油価格の高騰により離島地域では、離島航路において一部事業者が値上げを実施し、また、ガソリン、軽油等の石油製品の価格が高くなる傾向にあるなど、さまざまな面で影響が懸念されているところであります。

このため、県としては離島航路への支援や石油製品輸送等補助について、原油価格の高騰による影響も対象として実施しているところであり、引き続き離島地域の生活の安定確保に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 経済政策に関する御質問の中で、原油高騰に伴う県内地域産業への影響と対策についてお答えします。

製造業、クリーニング業、リネンサプライ業、ホテル・旅館業などの地域産業においては原油価格高騰の影響を受けており、特にコストの上昇分を価格へ転嫁しづらいクリーニング業、リネンサプライ業、製造業などの産業において収益が圧迫されている状況にあります。

このような状況を踏まえ、県は、資金繰りの円滑化を図り経営の安定に資するための原油高騰対策支援資金による支援や機械類貸与制度を利用し、省エネ設備等を導入することで経営の効率化や改善を図る中小企業者に対し、リース料などの補助や無料での省エネ診断などによる支援を行っております。

今後、これらの取り組みに加え、原油高騰対策支援資金について、保証料補てんを拡充することにより保証料をゼロにし、中小企業者のさらなる負担軽減を図るとともに、9月補正により5億円を追加措置し、融資枠の拡大などの追加支援を予定しております。

次に、原油高騰対策支援資金の利用状況が低調な原因と対策についてお答えします。

原油高騰対策支援資金の利用実績は、8月末時点で貸付件数15件、金額で2億2200万円となっており、業種の内訳は、運輸通信業、サービス業、建設業などとなっております。

利用状況は年度当初は低調でありましたが、最近は増加傾向で推移しております。

当初、利用が低調であった主な原因は、制度内容の周知が不十分であったことが考えられます。利用促進するためには広報活動を強化し、一層の周知が必要であり、9月補正で400万円を措置し、制度内容などの周知徹底を図る予定であります。

また、商工会・商工会議所などの窓口におけるきめの細かい対応により利用を促すよう、関係機関に働きかけを行うこととしております。

当該資金については、保証料補てんを拡充することによって保証料をゼロにし、中小企業者のさらなる負担軽減を図るとともに、9月補正により5億円を追加措置し、融資枠の拡大などの追加支援を予定しております。

次に、県単融資事業費の過去3年間の執行状況及び課題、対策についてお答えします。

県融資制度貸付金の過去3年間の貸付件数は平成17年度567件、18年度642件、19年度814件、貸付額は17年度42億8200万円、18年度48億円、19年度62億4000万円、融資枠に対する貸付額の割合は17年度25.7%、18年度29.4%、19年度33.7%となっており、貸付実績は徐々に増加傾向にあります。

課題としましては、中小企業のニーズの把握やそれにマッチした資金の創設、融資条件の改善、手続の簡素化及び制度内容の周知などが挙げられます。これまで新事業分野進出資金など新たな資金の創設や融資限度額の増額などの融資条件の見直し、提出書類の簡素化などの取り組みを行ってまいりましたが、引き続き

必要な見直しを行い、県融資制度の充実を図るとともに利用促進に努めてまいります。

次に、創業者支援事業、窓口相談、下請かけこみ寺事業の利用状況、成果についてお答えします。

県では、沖縄県産業振興公社内に中小企業支援センターを設置し、創業相談も含め経営全般に関する中小企業者などからのさまざまな相談に応じております。

平成19年度の利用相談の実績は2856件となっており、そのうち創業に関する相談は897件となっております。

この窓口相談の成果としては、多くの中小企業者等が融資あっせんや販路拡大支援等により、新規創業の実現や経営力向上を図っております。また、沖縄県産業振興公社が本年から国の受託事業で実施している下請かけこみ寺事業では、専門相談員が中小企業者からの取引に関する相談に対応しているほか、下請適正取引ガイドラインの普及啓発を行っております。

この下請かけこみ寺の利用状況は、8月末現在において38件の相談となっており、そのうち建設業関係が27件と全体の約7割を占めております。

次に、地域力連携拠点事業の内容と周知徹底についてお答えします。

地域力連携拠点事業は、中小企業が直面する経営力向上や事業承継等の課題に対しきめ細かな支援を行うため国が実施している事業であります。

県内では、ことし5月30日に9つの機関が地域力連携拠点として位置づけられており、沖縄県産業振興公社もその一つに位置づけられております。

県では、地域力連携拠点間の連携会議に参加し、県の施策・活動について情報提供を行うとともに、中小企業に対してはこれら拠点を積極的に活用できるよう、拠点事業の紹介やあっせんに努めております。

今後とも、引き続き国や各拠点とも連携しながらその周知徹底に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 経済政策についての御質問で、石油製品価格の適正化、安定供給の確保、調査、監視、指導体制について一括してお答えいたします。

県では、沖縄県消費生活条例に基づき、石油製品及び食料品等の日常生活品を含む20品目の生活関連物資について小売価格調査を行っております。

県では、石油製品の価格監視の強化、安定供給の確保を図るための取り組みとして、沖縄県石油商業組合

と石油製品の価格や需給動向等について情報交換を行い、便乗値上げの防止及び安定供給の確保等について協力依頼を行ったところでございます。

県としましては、県民の消費生活の安定確保を図る観点から、引き続き生活関連物資の価格動向を監視し、価格監視と県民への情報提供に努めていきたいと考えております。

次に、福祉・教育行政の中で、日本語指導員派遣事業の継続についてお答えいたします。

アメラジアンスクール・イン・オキナワでは、米軍人・軍属等と沖縄の女性との間に生まれた重国籍児等が学んでいます。

スクールに通学している児童生徒に対して、不登校等の原因となっている日本語の読み書き等を指導することにより、学籍校への円滑な復帰を図る目的で、県では平成13年度から財団法人沖縄女性財団に委託して、毎年度2名の日本語等指導者を派遣しております。

子供たちの日本語力の向上及び学籍校との連携等においては、日本語等指導者が大きな役割を果たしていることから、引き続き支援してまいりたいと考えております。

次に、交通行政の中で、飲酒運転根絶に関する条例の制定についての件にお答えいたします。

県は、日本一交通安全な沖縄県を目指し、県警察、教育庁と連携し、交通安全に関する施策を推進しております。

飲酒運転の根絶については、県や県警察等の各種取り組み、メディアによる啓発や報道等の効果もあり、平成19年の死亡事故に占める飲酒運転の割合は一昨年より半減し、検挙数も40.6%減少しております。

県は、飲酒運転根絶で最も重要なことは、県民一人一人の意識の向上であると考えており、沖縄県交通安全推進協議会のもと、引き続き地域住民と連携して各季の交通安全運動や飲酒運転根絶キャンペーン、講演会開催等さまざまな対策を実施し、さらに各メディアとも協力しながら県民への啓発を展開して県民総ぐるみの運動につなげたいと考えております。

飲酒運転根絶に向けての取り組みにつきましては、県警察等と緊密に連携・協力を図りながら推進していきたいと考えております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 宮城嗣三君登壇〕

○総務部長（宮城嗣三君） 行財政改革に関連しまして、財源不足への対応と行財政改革プランについてお

答えいたします。

国・地方を取り巻く厳しい財政状況の中、本県財政は県税や地方税など歳入の大幅な増が期待できない反面、歳出においては団塊世代の大量退職に伴う退職金の増加や社会保障関係費の増などにより、毎年多額の収支不足が生じることが見込まれております。

こうした中、平成20年度の予算編成におきましては、基金の取り崩しや退職手当債等の発行に加え、新たに政策的経費の縮減や給与の特例措置による人件費の削減を行ったところでございます。

県としましては、現行の行財政改革プランに基づき県税の徴収率の向上など自主財源の確保に努めるとともに、職員数の適正化や「選択と集中」に基づく事務事業の見直しなど、財政健全化策を進めているところでございますが、今後、安定的な財政基盤の確立に向けてさらなる行財政改革の推進が必要であると考えております。

次に、自主財源の確保についてお答えいたします。

地方公共団体における自主・自立的な行財政運営を推進する観点から、自主財源の確保は重要な課題であります。

このため、県においては、「沖縄県行財政改革プラン」に基づき、県税の徴収強化や使用料及び手数料の定期的な見直し、未利用地及び貸付県有地の売り払いなど、自主財源の確保に努めているところでございます。

また、さらなる自主財源の確保のため、広告収入、施設命名権、新税の導入などの新たな収入源の確保について検討を進めているところでございます。

なお、新税の導入につきましては、財政需要とのかかわりについて関係部局と調整を進めているところであり、今後、県民や関係業界からの意見聴取、県経済に及ぼす影響について検討を行い、新税の早期導入に向け取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、事務事業の仕分けの取り組みについてお答えいたします。

事務事業の執行に当たって、官と民、国と地方の役割分担を踏まえることは大変重要であると考えています。

県におきましては、限りある行政資源の効果的な配分を行うため、平成16年度からすべての事務事業を対象に事務事業評価を実施し、必要度、優先度、官民の役割分担などの視点から、制度の改正や事業の廃止を含めた事務事業の見直しに取り組んでいるところであります。

また、外部有識者で構成する事務事業評価委員会を

設置し、各部等が行った事務事業の自己評価について評価意見を求めるとともに、事務事業評価システムの改善・充実に努めているところでございます。

御提言のありました事業仕分けにつきましては、既に導入済みの団体からの情報収集、調査等を進めながら、現行の事務事業評価システムを見直す際に参考にさせていただきたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 福祉・教育行政についての御質問の中の、県内の発達障害児の数及び支援体制についてにお答えいたします。

県教育委員会が平成20年1月に実施しました「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する実態調査」によると、本県公立小中学校において特別な教育的支援を必要とする児童生徒は5055人で、全児童生徒の3.4%となっております。

発達障害児支援については、沖縄県発達障害者支援センターにおいて、発達障害児・者及びその家族に対する相談支援、発達支援を行うとともに、理解を広めるための講演会や支援する専門員の養成などを実施しているところであります。

県としましては、発達障害児の支援体制を強化する観点から、今後とも専門家及び当事者を構成員とする沖縄県発達障害者支援体制整備委員会と、障害のある児童生徒の教育的支援を図る沖縄県広域特別支援連携協議会との連携を強化してまいりたいと考えております。

続きまして、新システムの構築に対する県の認識と今後の取り組みについてにお答えいたします。

発達障害児・者の支援については、早期発見、早期支援及び一貫した支援システムの構築が重要であると認識しております。

先ほども申し上げましたとおり、県では、沖縄県発達障害者支援センターを設置し、発達障害児・者やその家族に対する支援等を実施しておりますが、関係機関のネットワークの構築が十分ではないことから支援が途切れてしまう状況が見られます。

今後は、途切れのない支援システムの構築が重要であることから、早期発見、早期支援の中心的役割を担う市町村や関係施設に対する支援強化に努めるとともに、関係機関との連携体制を強化してまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 知念 清君登壇〕

○病院事業局長（知念 清君） 福祉・教育行政につ

いての中の、「こころの診療科」についてお答えします。

南部医療センター・こども医療センターの「こころの診療科」においては、専門スタッフ等の不足により一部診療制限を行っている状況があります。

病院事業局としては、このような状況に対応するため、病院からの要求に基づき平成20年4月に臨床心理士1名を配置いたしました。

限られた病院職員定数の中で専門スタッフのさらなる増員については厳しいものがありますが、今後とも、同センターの役割・機能のあり方も踏まえて適切に対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは、福祉・教育行政についての御質問で、特別支援学校編成整備計画案の進捗状況等についてお答えいたします。

近年の障害の重度・重複化や児童生徒一人一人の教育ニーズに適切に対応するため、平成19年4月に学校教育法が改正施行され、従来の障害種別の盲・聾・養護学校は複数の障害種に対応した教育を実施することができる特別支援学校制度へと改められました。

特別支援学校編成整備計画案における複数の障害種に対応する特別支援学校へと整備する学校につきましては、学校関係者や保護者等への説明会や意見交換会を行っているところであります。

なお、沖縄盲学校、ろう学校の単独校としての存続要請がありますが、児童生徒の安全性や教育の専門性の維持に不安を感じてのことと思われる、真摯に受けとめております。

沖縄盲学校、ろう学校は、県内の視覚障害教育、聴覚障害教育の拠点としての役割を果たしてきたことから、その専門性を維持することは重要であると考えております。

県教育委員会としましては、今後とも保護者等と継続して話し合いを行い、専門性の維持や安全性の確保ができるかどうか慎重に検討していきたいと考えております。

次に、アメラジアンスクール設立の意義についてお答えいたします。

アメラジアンスクール・イン・オキナワが開校以来10年間にわたり、国籍や日本語習得の問題等による不登校児童生徒を学籍校へ円滑に復帰させるなどの支援を推進していることは評価に値すると考えております。

県教育委員会としましては、学籍校と保護者、当該施設との連携と協力により、当該施設へ通っているすべての児童生徒が学籍校へ復帰し、夢や希望に向かって羽ばたくことができるよう、関係市町村教育委員会と連携してまいりたいと考えております。

次に、アメリジアンスクールへの支援についてお答えいたします。

現在、日本語指導の支援が必要な児童生徒に対して小学校４校と中学校１校に日本語教室を開設し、日本語の習得の支援を行っております。

県教育委員会としましては、アメリジアンスクール・イン・オキナワに通っている児童生徒が円滑に学籍校へ復帰できるように、学籍校における日本語指導の充実やスクールカウンセラーの活用等の条件整備に努めたいと考えます。

今後もアメリジアンスクールに通っているすべての児童生徒が夢や希望を持ち、学校生活が送れるように、関係部局や関係市町村と連携し支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 得津八郎君登壇〕

○警察本部長（得津八郎君） 飲酒運転の現状と飲酒運転根絶条例についてお答えします。

まず、飲酒絡みの交通事故の発生状況については、昨年平成19年は人身事故が118件で、全人身事故の1.8%、死亡事故が７件で全死亡事故の17.5%を占めております。

全国平均と比べてみますと、人身事故ではその割合が1.9倍、死亡事故では2.2倍と高い数字になっており、人身事故では18年連続、死亡事故では13年連続して全国ワーストワンという状況にあります。

本年８月末現在では、飲酒絡みの人身事故が77件、死亡事故が７件発生しており、前年同期に比べ人身事故では５件、死亡事故については２件ふえております。

次に、飲酒運転の検挙状況であります。昨年平成19年は5295件で、実数において全国で２番目に多く、人口1000人当たりでは全国平均の6.7倍で全国で一番多いという状況にあります。

本年８月末現在の検挙数は1670件で、前年同時期に比べて大幅に減少しております。

飲酒運転検挙者の減少は、県民挙げての飲酒運転根絶への取り組みや警察の取り締まり強化によるものと考えておりますが、人口1000人当たりで見ますと依然として全国一高い数値を示している状況にかわりはあ

りません。

県警察では、飲酒運転の取り締まりを強化するとともに、飲酒運転をしない、させない、許さない環境づくりとして、飲酒運転根絶連絡協議会の結成と活動の支援、交通安全協会連合会と連携して飲酒運転脱ワースト運動の展開など、各種対策を推進しております。

飲酒運転根絶条例につきましては、県民挙げての飲酒運転根絶運動が将来にわたって持続されることを目的に、昨年来県知事部局内において制定に向けた検討が進められてきましたが、このほど条例の必要性が認められず、現行の交通安全施策を推進することで飲酒運転根絶は可能との結論に至ったと聞いております。

また、今後、公安委員会において新たに条例案の検討が進められることは否定されるものではないものの、その場合は県民に新たな義務を課し、それに反する者への取り締まりに関する事項に限定した条例とすべきとの意見についても聞き及んでおります。

こういった状況の中で、公安委員会の所管条例として非常に限定された形での条例案を県議会に提案し制定をお願いすべきか、あるいはその他の方策を探るべきか検討を進めているところでございます。

次に、県営上間市街地住宅先交差点の改善の必要性に関する認識と対策についてお答えします。

上間市街地住宅先交差点は、県内でも交通量が多くたびたび渋滞が発生する那覇市上間交差点に隣接しております。

当該交差点は、国道329号と那覇市道上間８号線が接続する変形三差路交差点で、信号機は設置されておりますが、その直近に県営上間市街地住宅及び上間第二市街地住宅の出入り口が設けられております。そのため、市道から信号に従って国道に出る車両が続くと、両団地の交差点直近の出口から国道に進出することは困難となりますが、同団地には他方にも出入り口があるため、そこからであれば市道を通って国道に容易に進出できる状況にあります。

団地内から国道への安全な通行を確保するための信号機設置について、団地住民から那覇市や所轄の那覇警察署に要望が出されていることは承知しております。しかし、両団地出入り口には団地専用通り抜け禁止、侵入禁止の看板等が掲出され、また、出入り口側の中央には鎖が張られ、団地住民のものと思われる車両が路上に駐車されているなど、私道の状況にあります。

現時点では、専ら両団地住民の利便のためだけに公共のためにある信号機を設置することは問題が生ずるのではないかと思うところであります。

今後、両団地の管理者や住民が団地内への車両出入り制限の看板や鎖を外し、路上に駐車しないなど、公道として認定できるような状況になるのであれば、当該交差点に信号機を追加で設置することについても検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君） 交通行政についての御質問の中の、県営上間市街地住宅出口付近の交差点の改善についてお答えします。

国道329号と那覇市道上間8号線との交差点は、隣接する県営上間市街地住宅及び県営上間第二市街地住宅からの車両進入による交通安全上の課題があります。

県としましては、交通安全を確保するため、隣接する県営上間市街地住宅等の車両の通行方法の変更等について、自治会及び関係機関との調整を踏まえ早急に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○上原 章君 休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時36分休憩

午後4時37分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

上原 章君。

〔上原 章君登壇〕

○上原 章君 幾つかの要望と再質問をさせていただきます。

まず原油高騰対策支援資金、4月から県が5億、そして金融機関が10億、15億の予算を準備をして、先ほどの答弁では15件、2億2200万、約14.8%の執行率なんです。

今回また新たに補正予算で5億、金融機関もまた10億をするとすると、約30億の支援資金になりますけれども、執行率がこれだけ低い中で今回そういう追加策をしているわけですが、私は本当に支援を求めている方々がこの融資制度を利用できるような環境になっているのかなと思っております。

先ほど答弁の中にはなかったんですけれども、本当に申込者はいるけれども借りられない形になっているのか、それとも周知不足で借りる人がいないのか、その辺の状況。そして今回の追加策の説明を求めたいと思います。

何が原因なのか。県はどういうふうにして多くの方々に利用してもらえるのか、もう一度説明をお願い

したいと思います。

そして先ほど県単融資事業も3年間向上していると聞いておりますけれども、執行率が1年かけて25%、29%、33%と非常に30%程度の執行率と、残りは余剰金が発生しているわけです。10年前の資料もいただきました。平成10年は57.8%、平成11年41%と、全体的にこの10年間を見ると県単融資も非常に下がってきているなど感じております。ぜひ中小企業の皆さんが利用しやすいその環境づくり、何が原因なのかを検証していただきたいと思います。

それから、中小企業の皆さんが融資を相談したときに何らかの形で利用ができないと、そういった場合の苦情的な、こういう相談ができる窓口は県にあるのかお聞かせください。

それから先ほどちゅらさん相談、またかけこみ寺等がありました。この相談に対して、実績評価、ユーザーというか、利用者の満足度評価というのはどのように精査しているのか、この辺も検証しているのであれば教えてください。

それから、地域力連携拠点。非常にこれも大事な取り組みだと思います。国は全国に800名程度のコーディネーターを配置すると聞いております。県内のコーディネーターの配置状況もわかれば教えてください。

それから、先ほど事業仕分けについて。総務部長、今全国では9つの県と12の市が外部評価者を入れてやっていると聞いています。この外部評価、公開の場でこの事業の仕分けをするわけですが、ボランティアでやっている形になっているそうです。そして、先ほど部長は県も外部有識者の意見も聞いているとおっしゃっていましたが、総務省が今回のこの事業仕分けについて行政内部でほとんど298自治体が行っていてという——これに県も入るのかなと思いますけれども——私はぜひこの県の財政を本当に改善させるにはこの外部評価者の事業仕分けが大事じゃないかなと思います。もう一度見解をお聞かせください。

それから、発達障害者。部長、県内に療育がされている施設が10カ所程度なんです。41市町村ある中で、本当に多くのお母さん方、保護者が本当にそういった充実した施設をお願いしたいと来ております。この辺もお願いします。

時間がちょっとありません。

教育長、特別支援学校、2月の答弁と全く一緒でした。この半年間この説明会があったのか、それをお聞かせください。

最後に上間団地、非常に残念な答弁でありました。

部長、団地の構造上、国道にちゃんと入り口がつくられている団地なんですよ、正面に。それを後ろから皆さんは回って行き来してくださいとは僕は言えないと思うんですね。ここには264所帯、876名の方が住んでいます。ぜひこの信号機の設置等関係機関と取り組んで、先ほど可能性はあると県警本部長はおっしゃっていました。この環境づくりをしっかりといただきたい、お願いします。これも答弁をお願いします。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時44分休憩

午後4時46分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

土木建築部長。

〔土木建築部長 漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君） 再質問にお答えいたします。

まず1点は、ちゅら島建設業相談窓口の実績と利用者の満足度評価についてでございます。

御案内のとおり、ちゅら島建設業相談窓口は開設して約1年たっております。その1年間で790件の相談を受けておりまして、具体的には、新分野の進出であるとか、あるいは経営基盤の強化、あるいは雇用の問題等々、相談窓口の紹介など790件の相談を受けているということになります。その結果、実績としましては、新分野進出につきまして約50件の実績を上げております。

ただ一方、御質問の利用者の満足度評価につきましては、残念ながらまだ実施はしておりませんので、今後利用者の満足度評価についても検証の方法なども含めて実施に向けて検討をしていきたいと思っております。

いずれにしても、今後ともちゅら島建設業相談窓口を活用いたしまして、建設業の支援、それから活性化に努めてまいりたいと思っております。

それから、もう一点の国道329号と那覇市道上間8号との交差点に隣接する交差点の件ですが、やはり県営上間市街地住宅、それから県営第二市街地住宅という2団地ございますが、やはり交通安全を今おっしゃるように確保するためには、基本的には両団地の自治会と御相談をして、団地をつくるときと今の車社会と社会背景が違ってまして、やはり団地内の交通の処理、特に車両の処理というのは大変大きな問題でございますので、両団地の自治会と十分相談をし、それからもちろん県警さんとも御相談をさせていただきまして、できるだけ早い時期に対応できるようにしてい

たいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 発達障害を診断できる医療機関なんですけれども、これは今県内に14カ所あると聞いております。これは平成18年11月時点で25カ所と確認されておりましたけれども、去る9月に現状の再確認をいたしましたところ、14カ所になっておりました。

減少の理由は、専門医の他地域への転出、また他の診療科への特化等となっております。今現在医療機関ができないかどうか、他の医療機関も調査を行うこととしております。結果によりまして、小児の診療科の先生に研修とかを受けていただいて対応していただきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） 再質問にお答えをいたします。

特別支援学校編成整備計画に係る説明会は何回行ったかということでございますが、沖縄盲学校、ろう学校につきましては、慎重に検討をしているところでございます。その他の複数障害受け入れへと整備する5校につきましては、学校関係者、保護者等との説明会及び意見交換を8回ほど行ってまいりました。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 宮城嗣三君登壇〕

○総務部長（宮城嗣三君） 事業仕分けの取り組みについての再質問にお答えいたします。

本県で当初、平成16年度に取り組んだ際には、実は御指摘のとおり職員の定数、それから財政、予算等への反映まで考えておりまして、種々検討しながら今日に至っております。

現時点におきましては、先ほど御説明いたしましたように、5人の外部評価員を入れまして事務事業の評価をしていただいているわけでございますが、御提言にありました外部評価等につきましては、本県の厳しい財政状況を考えたときには非常に重要であるというふうに考えておりまして、今後、導入済みの団体からの情報収集、調査等を進めながら、現在の事務事業評価システムの見直しをする際に参考とさせていただきたいと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 再質問にお答えします。

県単融資事業費とか原油高騰対策支援資金の執行率が低いと、その原因、県の対応という御質問でございますが、執行率の低さにつきましては、中小企業のニーズの把握、それにマッチした資金の創設、融資条件の改善、手続の簡素化こういう制度の周知徹底ができていないんじゃないかということで我々も課題として考えております。引き続き必要な見直しを行って、県融資制度の充実を図るとともに、利用促進に努めてまいりたいと考えております。

それから受け付け件数でございますが、これについてはまだ数字が把握されておりませんで、県の貸付資金は銀行に預託しましてその直接的な融資は金融機関で行います。金融機関においては、融資件数は本店で把握できるんですけれども、受け付けにつきましては各支店での受け付けということで金融機関の協力が必要で、今後そういうことについて金融機関ないしそれから受け付けは、直接まず第一に初回の受け付けというか相談は、商工会とか商工会議所の窓口にも行くものですから、そういうところと調整しながらどれだけの件数が把握できるか、検討させていただきたいと思えます。

それから、融資で借りることができなかった場合とか、中小企業の雇用はどういうふうになっているかということにつきましては、沖縄県の地域融資動向に関する情報交換会ということで、国の中小企業、それから融資担当の機関、それから県金融機関、それから商工団体ということで情報交換会を設けておりましたので、その場で個別の融資アンケートということではないんですけれども、中小企業者の意見を金融機関に直接話すというか、状況、意見を述べて実情を訴えることができるという情報交換会を設けております。そういった場を活用したいと。

それからまた、県が主催して金融機関と保証協会、それから商工団体等で構成される融資利用研究会ということを年に4回程度開催しておりますので、その中でもそういった中小企業の実情等を把握できると。

それからまた、個別の相談については当然県とか商工会、商工会議所等でも振興公社とかそういうところでも窓口に来て状況の受け付けとか相談を受け付けております。

それから、各相談窓口の実績評価とか満足度評価でございますが、例えば商工会連合会におきましては、

小規模事業者支援ニーズ調査ということで、相談者の満足度の把握をしております。それから産業振興公社に中小企業センターがありますけれども、ここでも年に1回窓口相談業務に関する評価アンケートを実施しております。そういうことで、そういった相談窓口の満足度等の把握をしながら業務改善を行っているということでございます。

それから、地域力連携拠点のコーディネーターの配置ということでございますが、9拠点が今指定されておりまして、各団体、機関名を申しますと、沖縄県の商工会連合会、石垣市商工会、名護市商工会、宜野湾市商工会、那覇商工会議所、それから産業振興公社、琉球銀行、沖縄銀行、農業協同組合ということで各団体1から3名程度、合計21名が配置されております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

〔吉田勝廣君登壇〕

○吉田 勝廣君 無会派の吉田です。

1つの妖怪がヨーロッパを歩き回っている。共産主義という妖怪が。旧ヨーロッパのすべての権力がこの妖怪を狩りたてるという神聖な仕事のために同盟を結んでいる。これは、有名なマルクス、エンゲレスの「共産党宣言」の冒頭の一節であります。

現在の資本主義経済は市場主義経済で、富を持つ者、富を持つ国々がヘッジファンドを活用しながら、市場経済を謳歌をして、アメリカに資本を集中させて、マーケットを動かして、大もうけをして、その陰で格差社会を確実に生んで、そして庶民が泣いているという状況であります。そしてまた、大もうけをしたにもかかわらず、欲が欲を増幅させて、信用力のないサブプライムローンを大量にばらまいて、大もうけをしようとたくらんで、それが裏目に出て金融危機を招いておる状況でございます。

そして今、アメリカの金融危機、ドル危機と言いますか、この妖怪が世界を歩き回って、徘徊しております。世界の国々は、このような妖怪を阻止し、食い止めるために同盟を結んで、公的資金を注入をして、資本主義体制を維持し、守ろうとしているのが現状であります。金融安定化法を否決したアメリカの下院議員が、公的資金の導入は社会主義経済だと発言したところに非常に印象深いものがありました。

こういう状況が続きますと、社会主義計画経済の妖怪が21世紀には一時とまっていたけれども、21世紀の早い時期に、そう遠くない時期に世界を歩き回ることになるかもしれません。

ただ言えることは、新自由主義、市場万能主義経済

は確実に終えんに向かいつつあるということで私は判断をしております。これからの日本型経済はどうあるべきか、お互いに議論をしていきたいものだと思います。

以下、質問をいたします。

アメリカの金融不況について。

サブプライム問題から端を発したアメリカの金融不況は、ヨーロッパ・アジアなどに波及し世界同時不況が進行しつつあります。

そこで伺います。

(1)、日本経済や沖縄県の観光・建設業界、不動産業界に対する影響をどのように分析しているのか。

(2)、ゼファーなどの不動産会社・関係業者の倒産及び民事再生による恩納村、本部町など関係市町村並びに関係業者への影響はどうなっているか。

(3)、これらの業者の開発行為、許可申請は今後どうなるのか。

2、知事訪米について。

(1)、決意と意義について伺います。

3、知事選における公約、政策目標について。

(1)、普天間飛行場の危険性の早期除去について。

ア、これまでの取り組みと今後の問題解決のための対策について伺う。

イ、危険性の早期除去については、地元の市長を初め地域住民、大学関係者とも話し合うことが大切だと思うが、知事の見解を伺う。

(2)、跡地利用対策について。

ア、組織体制として基地跡地整備推進機構（仮称）を確立してとあるが、今後の対策を問います。

(3)、地位協定について。

ア、36年間の地位協定の見直しを日米両政府に要請しているが、解決の見通しは全くない状況であります。知事の決意と対策を問います。

(4)、完全失業率の全国平均を目指した雇用確保について。

ア、雇用対策関係予算の5年間の推移と成果について。

イ、5年間の失業率と有効求人倍率の推移。

ウ、5年間の高校、大学卒の就職率の推移。

エ、5年間の具志川、浦添職業能力開発校入学志望者数、入学者数及び就職率の推移。

オ、県内企業の5年間の新規求人数の推移。

カ、年齢階級別完全失業者数の5年間の推移。

キ、県外への人口移動者数の5年間の推移。

ク、各種専門学校の入学者数と就職率の5年間の推移。

(5)、「人材力おきなわ」と「教育力おきなわ」について。

ア、これまでの成果と課題について。

イ、県費留学生や市町村の研修生がそれぞれの国で活躍しております。同事業を今後とも強化拡大すべきと考えますが、今後の対策を問います。

ウ、人材育成・教育力の向上は県にとって最重要課題であります。県全体としての取り組みを伺います。

(6)、「自然力おきなわ」。

ア、これまでの対策と成果について伺います。

イ、100年先を見据えた全島緑化事業は重要な施策であります。今後の具体的な取り組みはどうなっておりますか、伺います。

4、高速料金について。

(1)、高速道路の回数券は全国一斉に廃止されたが、これを復活させるべきではないか。

(2)、民営化された日本道路公団のこの4年間の経営実績はどうなっているか。

(3)、特別調整費による減収相当額は幾らか明らかにされたし。

5、農業について。

(1)、食の安全保障として自給率の向上が重要であると指摘されておりますが、県の自給率向上のための施策を伺います。

(2)、農業生産額と農業関係予算額の10年間の推移を伺います。

6、有害鳥獣被害について。

(1)、有害鳥獣被害防止特別措置法が施行されたが、県・国の取り組みはどうなっているか伺います。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 吉田勝廣議員の御質問に答弁させていただきます。

知事の訪米についてという御質問の中で、訪米の決意と意義についてという御趣旨の御質問なんですが、基本的に、基地問題の解決については無論日本政府とのいろんな意見交換、交渉が第一に必要ですが、アメリカ現地に渡って政府機関の担当者そして議会、直接軍の責任者に会って、直接率直に強く求めるべきことは求めて、ぜひこの基地問題の課題の解決ないしは進展に当たってみたいということです。

ただ、今度は大統領選挙があって、向こうのスタッフ無論大臣も含めかわるはずですから、そういう中でタイミングのとり方に工夫が要るとは思っていますが、私は最終的に決まる直前に行って、私どもの課題

を強く求めることをむしろ相手の責任者になるはずの人に説明をし、求めるべきは求めておいた方がいいというやり方でやってみたいと実は思っております。ですから、あわせて落ちついてきたところに何回か直接話すことが必要だとは思っております。

そしてどういう内容についてかというのは何度か申し上げてきましたが、特にこの米軍基地の運用に伴う事件・事故、これの徹底的な防止、そして米軍人等の綱紀の肅正と教育の徹底等々これは何度でも強く求めていきたいと思えます。

そして日米地位協定の抜本的な見直しというのは、ただこれは日本の外務省もなかなか受け付けないという、運用の改善ということですからなかなかこれは切り口が難しい部分があるんですが、これこそ率直な米政府との意見交換を通じて、特に人権・環境の部分というのは手がかりがあるだろうと私は思っております。ですが、これも本当に専門の研究をしてられる方もありますし、切り口と攻め方というのはまた別にあるかと思っております。

しかしながら、これも長年にわたる日本の国内ではなかなかちが明かぬという面もはっきりしてまいりましたし、こういうことも何とか解決のために進展させたいという強い気持ちを持ってまいりたいと思っております。

さらに、嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺における航空機騒音の軽減であるとか、さらに普天間飛行場の危険性の除去などなどをいろいろ直接、率直に強く求めていきたいということです。無論、あわせて海兵隊の削減、そして基地の返還についても強く求めてまいりたいと考えております。

次に、私の選挙における公約の中での、この36年間の地位協定の抜本改善というのを私申し上げてまいりました抜本的な見直し、これは今申し上げたとおり、今度アメリカ訪米したときのテーマの一つですが、1回目で強くポイント・焦点がうまくはまるかどうか、率直に言ってこれはいろんな方の御意見も賜って切り口は整理をいたしますけれども、いろんな国の例を踏まえてよく研究してまいりますが、直接会ってこれは問題意識がアメリカ政府に強くあるのかないのかすら実はわかったようでわかりにくい。ですから、1回目は意見交換ということになる可能性があります。ですが、ぜひ議員の皆さん、これは与野党含め、私も特に渉外知事会の中では、米軍基地を抱える知事さんたちの持っている——これは神奈川も含め東京もそうですが——地位協定については各県で改定、抜本的な見直しについては微妙なニュアンスの差がないわけではあ

りません。ですからそこら辺もよく研究をして、少なくともその取っかかりのヒントはつかんで前へ進めてみたいと考えております。また、いろいろ御指導を賜りたいと考えております。

次に、全島緑化事業についての御質問にお答えいたします。

去る6月に、全県的な緑化運動を高めることを目的として、経済界そして農林業の関係者、教育関係者、行政等の一体的な取り組みによる沖縄県全島緑化県民運動推進会議を設立したところでございます。

県民運動推進会議では「一島一森」——イチシマイチムイと呼んでおりますが——で、花と緑の美ら島づくりをスローガンに、平成20年度から県民総ぐるみの改めて「全島緑化県民運動」を推進していくことといたしております。

具体的な事業展開といたしましては、第1に、もともでございます防風林・防潮林の整備は無論ですが、第2に、花と緑のトロピカルロードづくり、第3に、道路・公園・学校等の緑づくり、第4に、民間企業と連携した憩いの森づくり、さらに第5に、ヒートアイランド防止の緑のカーテンづくり、第6に、各地域で住民参加による一島一森（イチシマイチムイ）づくりなどを計画いたしております。

これはもう既に大小いろんな形で長年にわたってこういう緑化系の事業があるわけですが、さらにもう一度徹底的に見直しをして、しっかりと長期的な時間をかけてしっかりやっていこうという趣旨でございます。

平成20年度は、みどりのシンポジウムの開催など普及啓発事業を行い、緑化活動の機運の醸成を改めて図っていききたいと考えているところでございます。

次に、食の安全保障に絡みまして、自給率向上に関する御質問にお答えいたします。

食料自給率の向上を図るためには、農業生産の拡大と地産地消を推進することが極めて重要であると考えております。

このため沖縄県におきましては、農林水産業振興計画に基づきまして、第1に、おきなわブランドの確立と拠点産地の形成によります生産供給体制の強化、第2に、輸送コストの低減や地産地消など、流通・販売・加工対策の強化、第3に、担い手の育成や多様な新規就業者の育成確保、第4に、農林水産技術の開発・普及、第5に、農業用水源の確保やかんがい施設等生産基盤の整備などなどに取り組んでいるところでございます。

今後とも、沖縄県農林水産業の生産振興と食料自給

率の向上に向け総合的に施策を推進してまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） アメリカの金融不況についての御質問で、日本経済や沖縄県の観光・建設業界、不動産業界に対する影響についてお答えいたします。

世界的に金融危機の影響が広がる中、日本経済についても減速の動きが強まっており、去る8月29日に「安心実現のための緊急総合対策」が政府において決定されたところであります。

沖縄県におきましても、リゾート開発業者の倒産等により建設工事等の中断や雇用への影響が既に発生しております。

また、建設業界につきましても、資材価格等が高騰する中、建築基準法改正の影響を脱することができない状況にあります。不動産業も全国的に資金調達が厳しくなる中、県内でも大型倒産が発生するなど、経営環境は厳しい状況にあると認識しております。

7月時点におけるマクロ経済指標では、観光が好調を維持するなど目立った変化は確認されておきませんが、こうした懸念材料も見られることから、沖縄県経済に与える影響については、今後とも情報収集に努め、景気動向を注視してまいりたいと考えております。

同じく開発業者の倒産等による影響と開発行為及び許可申請の今後について一括してお答えいたします。

開発業者の民事再生手続によってホテル建設工事等の中断や雇用への影響が発生しているところであります。

これら業者の開発行為については、都市計画法関係で3件、県土保全条例関係で1件、合わせて4件が許可済みであります。現在、これらの業者は再生に向けて調整を進めていると聞いておりますが、現段階では再生計画等が明らかになっておらず、今後の許可申請の必要性や、関係市町村及び業者に対する影響の広がり是不透明な状況であります。

県としましては、関係市町村とも連携し情報収集に努めるとともに、今後の推移を注意深く見守っていきたいと考えております。

次に、知事選における公約に関連いたしまして、県外への人口移動者数の5年間の推移についてお答えいたします。

総務省が公表している「住民基本台帳人口移動報告年報」によりますと、県外への人口移動者数は、平成15年2万2959人、16年2万3519人、17年2万4662人、18年2万6931人、19年2万8037人となっております。

同じく、知事選における公約に関連いたしまして、人材育成の取り組み状況とこれまでの成果・課題について一括してお答えいたします。

県におきましては、産業人材を初め科学技術や国際化等に対応した人材の育成に取り組んでおります。

産業人材については、関係団体と県で構成する沖縄県産業人材育成連絡会議を設置し、各分野におけるマネジメントやマーケティング能力の向上を初め、観光タクシー乗務員認定制度の創設や観光従事者のサービス技能の向上、高度IT技術者やコールセンターオペレーターの育成を図りました。また、産・学・官コーディネーター、社会人や学生の海外派遣研修による国際的な視点を持った人材を育成しました。

課題としましては、経営者や専門家等の中核的な産業人材の育成や外国語に堪能な観光人材の育成の強化、量・質ともに不足しているIT分野における産・学・官が連携した人材供給機能の強化などがあります。

県としましては、各分野における課題やニーズを踏まえ、今後とも人材の育成に重点的に取り組んでいく考えであります。

次、高速料金についての御質問で、特別調整費による減収相当額についてお答えいたします。

沖縄自動車道の通行料金につきましては、3割程度の割引が実施されており、その割引に伴う減収相当額を特別調整費で補てんしております。平成11年度から平成20年度までの10年間の補てん額は、合計で150億4200万円となっております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 危険性の早期除去に関する地元等との話し合いについての御質問にお答えします。

県としては、普天間飛行場の危険性除去のため、地元から意見を伺うことは重要なことであると考えております。去る5月12日には、普天間飛行場の実態把握のため宜野湾市と意見交換したほか、軍転協の総会や宜野湾市の県に対する要請時にも話を伺っております。

今後とも宜野湾市と密接に意見交換をしていきたいと考えております。

次に、基地跡地整備推進機構についての御質問にお答えします。

嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還は大規模であり、跡地の有効利用を図るための事業の実施及び推進体制について検討し整備する必要があります。その中で、仮称ではありますが、「基地跡地整備推進機構」についても、その設置や機能・役割などさまざまな観点から検討する必要があると考えております。このため、県は国の財政支援を得ながら昨年度より調査を実施し、跡地利用のための制度や組織についてさまざまな観点から検討を行っております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 公約に関する御質問の中で、雇用対策関係予算の5年間の推移と成果についてお答えします。

雇用対策関係予算として、款の労働費のうち、雇用対策推進費と雇用対策事業費の合計額の推移を見ますと、平成15年度約23億2600万円、平成16年度約18億8300万円、平成17年度約5億3500万円、平成18年度約4億4000万円、平成19年度約4億4500万円となっております。

なお、平成17年度に予算額が大幅に減少した理由は、国の緊急地域雇用創出特別交付金の終了に伴うものです。

また、県の雇用対策関係事業の成果としましては、沖縄県キャリアセンターの開設やコールセンターの人材育成などにより、平成15年度から19年度までに1万6328人の就職者を出すなどの就職支援を行っております。

次に、5年間の完全失業率と有効求人倍率の推移についてお答えします。

労働力調査によりますと、本県の完全失業率は、平成15年7.8%、平成16年7.6%、平成17年7.9%、平成18年7.7%、平成19年7.4%となっております。また、沖縄労働局の一般職業紹介状況によりますと、本県の有効求人倍率は、平成15年0.36倍、平成16年0.40倍、平成17年0.43倍、平成18年0.46倍、平成19年0.42倍となっております。

次に、5年間の大学卒の就職率の推移についてお答えします。

沖縄労働局の新規学卒者の求人・求職・就職状況によりますと、本県大学生の就職内定率は、平成15年3月卒の52.7%、平成16年3月卒の54.2%、平成17年3月卒の64.9%、平成18年3月卒の70.0%、平成19年3

月卒の68.0%となっております。

次に、5年間の具志川・浦添職業能力開発校入学志望者数、入学者及び就職率の推移についてお答えします。年度ごと、学校ごとの数字は省略させていただいて、全体の数字で説明させていただきます。

県立職業能力開発校の入学志望者数は、ここ5年間、19年度の定員で具志川が290人、浦添で325人ですが、入学志望者数はこの定員の2倍超で推移しており、入学者数についても定員のほぼ100%で推移しております。就職率につきましては、平成17年度を除いて約80%超で推移しております。

次に、県内企業の5年間の新規求人数の推移についてお答えします。

沖縄労働局の一般職業紹介状況によりますと、本県新規求人数は、平成15年の5万5018人、平成16年の6万3186人、平成17年の6万9859人、平成18年の7万3798人、平成19年の6万5966人となっております。

次に、年齢階級別完全失業者数の5年間の推移についてお答えします。

労働力調査によりますと、本県の年齢階級別完全失業者数は、全年齢階級で横ばいで推移しており、15歳から29歳は平成15年の2万人から平成19年の1万8000人となっております。30歳から39歳は、平成15年の1万1000人から平成19年の1万2000人となっております。40歳から49歳は、平成15年の9000人から平成19年の8000人となっております。50歳から59歳は、平成15年の7000人から平成19年の7000人となっております。60歳以上は、平成15年の2000人から平成19年の2000人となっております。

次に、各種専門学校の入学者数と就職率の5年間の推移についてお答えします。

文部科学省学校基本調査によりますと、本県の専修学校の入学者数は、15年度の4890人、16年度の5309人、17年度の5094人、18年度の4900人、19年度の4541人となっております。また、労働局の「新規学卒者の求人・求職・就職状況」によりますと、本県専修学校の就職内定率は、16年3月卒の84.3%、17年3月卒の84.5%、18年3月卒の86.0%、19年3月卒の85.2%、20年3月卒の86.5%となっております。

次に、県費留学生市町村研修生等の受け入れ事業の今後の対策についてお答えします。

海外移住者子弟留学生の受け入れは、昭和44年度から実施され、これまでにペルー、ポリビア、ブラジル、アルゼンチン等南米を中心に7カ国から延べ344名を受け入れております。また、市町村の研修生は、昭和61年度の宜野座村を初めとして25市町村において

平成19年度までに548名を受け入れております。

留学生や研修生は、帰国後、移住先国の発展のみならず県人会活動や地域活動を通して沖縄の伝統文化などの普及・発展及び国際交流事業の推進等にも活躍しているところであります。

県としましては、留学生及び市町村研修生の受け入れ事業が県系人社会の発展とウチナーンチュネットワークの推進に有意義なことから、関係市町村とも連携しながらその拡充について努めてまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは、知事選における公約についての御質問で、高校生の就職内定率の推移についてお答えいたします。

県内の県立高等学校卒業者の過去5年間の就職内定率は、平成15年度70.8%、16年度77.8%、17年度84.1%、18年度86.4%、19年度86.7%となっており、5年間で15.9ポイント向上しております。

次に、「教育力おきなわ」の成果と課題についてお答えいたします。

「教育力おきなわ」につきましては、世界に羽ばたく人材の基礎づくりやスポーツの振興を推進しているところであります。

小学校からの外国語教育導入につきましては、国際理解教育の一環としての英語活動が県内すべての小学校で行われております。課題としましては、外国人指導者の確保などがあります。

情報教育の充実につきましては、沖縄県教育情報化基本計画を策定し、教育の情報化に取り組んだ結果、平成19年度において、教員のICT活用指導力で全国3位となるなど成果を上げております。

また、高校総体につきましては、大会の愛称・スローガン等の決定、選手強化事業の推進、施設整備を進めるなど大会開催に向けて順調に進んでおります。

大会開催に当たっては、各選手団の計画的な輸送や熱中症等対策に万全を期す必要があると考えております。

今後とも学校教育の充実やスポーツの振興を図り、世界に羽ばたく青少年の育成に努めてまいります。

次に、教育力の向上についてお答えいたします。

教育の果たす役割は、「人材をもって資源となす」のとおり、次代を担う子供たちを育成することであると考えております。

具体的な取り組みとしまして、1つ目に、学力向上対策があり、平成19年度から「夢・にぬふぁ星プラン

」をスタートさせ、基礎・基本の定着等により確かな学力の育成を図っております。また、望ましい勤労観・職業観を身につけさせるため、キャリア教育を小学校段階から実施しております。

2つ目に、豊かな心をはぐくむため、道德教育の充実や体験活動、読書活動を推進しております。また、生活リズム形成支援事業や「早寝早起き朝ごはん運動」等を推進し、基本的生活習慣の確立を図っております。

3つ目に、たくましい心と体をはぐくむため、体力・泳力向上事業や生き生き運動部活動事業等を推進し、生涯にわたって運動に親しみ健康で安全な生活を送るための基盤づくりに努めております。

県教育委員会としましては、本県の子供たちが確かな学力など「生きる力」を身につけ、将来、県内外を問わず堂々と活躍することができるよう、今後とも教育の充実に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 知事選における公約についての御質問で、「自然力おきなわ」の対策と成果についてお答えいたします。

本県の豊かな自然環境を次の世代に残すための主な取り組みとしましては、ヤンバルクイナなど希少動物の保護のため、マングースの捕獲事業や北上防止さくを設置し、北部地域の生態系の保全に努めるとともに、多良間島及び水納島の県立自然公園指定に向けて調査を進めているところであります。

サンゴ礁の保全につきましては、官民協働による長期的なサンゴ礁保全・再生体制を構築するとともに、サンゴ礁保全活動プログラム等の作成に取り組んでいるところであります。

また、赤土等流出防止対策につきましては、さらなる流出量の削減を目指し、各海域ごとの浄化能力等を考慮した環境保全目標の設定に向けて関係機関と連携しながら取り組んでいるところでございます。

また、廃棄物の減量化及びリサイクルの推進につきましては、おおむね目標どおりの成果を得ておりますが、さらなるごみの減量化と二酸化炭素の削減を目指し、マイバッグ運動の推進とあわせて、県と県内10事業者がレジ袋の有料化協定を結び、10月1日から有料化を実施し、県民の環境意識の高揚に取り組んでいるところであります。

県としましては、今後とも本県の豊かな自然環境を保全し、次の世代に引き継ぐ取り組みを推進していき

たいと考えております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君） 高速料金についての御質問の中の、回数券の復活についてお答えします。

高速道路の回数券については、回数券の偽造防止及び旧日本道路公団の民営化に向け経営の効率を図る観点から、平成17年9月に全国一斉に廃止されております。

回数券の復活について西日本高速道路株式会社に問い合わせたところ、ＥＴＣ利用による割引制度が着実に普及していること及び回数券の偽造再発等のおそれがあることから、復活する考えはないとのことであります。

続きまして、民営化後の西日本高速道路株式会社の経営実績についての御質問にお答えします。

日本道路公団は、平成17年10月1日に民営化され、本県の高速道路については、西日本高速道路株式会社沖縄管理事務所が管理しております。民営化以降の経営実績について西日本高速道路株式会社に問い合わせたところ、平成17年度の下半期の高速道路事業の営業利益が183億円、平成18年度が124億円、平成19年度が38億円とのことでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 護得久友子さん登壇〕

○農林水産部長（護得久友子さん） 農業についての御質問で、農業生産額と農業関係予算額の10年間の推移についてにお答えいたします。

沖縄県の農業産出額については、平成8年度が959億円で、その後900億円台で推移しており、平成18年度は906億円となっております。

農業関係予算額については、当初予算ベースで、平成10年度が636億円で、平成13年度の695億円をピークにその後減少し、平成20年度は477億円となっております。

次に、有害鳥獣被害についての御質問で、有害鳥獣被害防止特別措置法の施行に伴う県・国の取り組みについてにお答えいたします。

「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」は、平成20年2月21日に施行されております。

国においては、鳥獣害防止総合対策事業等の予算措置を行うとともに、地方交付税制度を拡充する財政措置を行っております。

県としましては、県や市町村、関係団体で構成する沖縄県野生鳥獣被害対策協議会を設置し、鳥獣被害防止対策を総合的に推進しているところであります。

具体的には、市町村が国の財政支援を受けられるよう、被害防止計画の作成に必要な情報の提供や技術的な助言、カラス捕獲箱や平張り網かけ施設等に対する助成、鳥獣被害対策アドバイザーの活用や講演会の開催などを行っております。

今後とも、市町村、ＪＡ等の関係団体と連携し、鳥獣被害防止対策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 普天間飛行場の危険性除去の取り組みと対策についての御質問について答弁が漏れておりましたので、答弁させていただきます。

普天間飛行場の危険性の除去の方策については、昨年8月、政府から「普天間飛行場に係る場周経路の再検討及び更なる可能な安全対策についての検討に関する報告書」が発表されましたが、県としては場周経路の改善等では不十分であると考えております。また、見直された場周経路がきちんと守られていないとする宜野湾市の指摘があることから、防衛省は去る8月末に、普天間飛行場における飛行航跡調査を実施しております。

県としては、防衛省が実施する飛行航跡調査の状況を注視しているところでありますが、移設するまでの間であれ、普天間飛行場の危険性をそのまま放置することはできないことから、訓練の分散移転など、さらなる抜本的な改善措置が必要であると考えております。

県としては、去る7月末に設立した実務者間のワーキングチームにおける協議を通して、具体的な危険性除去策の提案、実施につなげていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

〔吉田勝廣君登壇〕

○吉田 勝廣君 再質問いたします。

一番最後の高速道路の関係からいいますと、平成16年に北部関係は10億8000万円かけて割引券を買っているんですね。そうすると、ＥＴＣというのは通勤あるいはいつも利用している人が買うわけでしょう。しかも6時から9時まで。そうすると一般の方々はその恩恵にあずかれないわけですね。その辺を今後どうするか、ちょっと1つ。

それから2つ目は、僕が聞いているのは、沖縄県の高速道路の支所、これのいわゆる営業成績、これを聞いていますから、わかったらお願いしたい。この2点だけです。

次に、アメリカの経済状況については非常にやっぱりこれはアメリカは双子の赤字があって、財政赤字と貿易赤字ですね。大体この赤字が非常に大きい。それから今度のイラク戦争で100兆円使っていると言われて。そしてまた今度、これから住宅価格問題がもっともっと出てくるだろうと。これも大体100兆ぐらい使うんじゃないかな。そうしてくるとドルが世界にばらまかれている。そうしてきますと、そのドルを防衛するために今、日本政府もたくさん金を出す。ヨーロッパも出す。そうすると経済が非常に不況になる。ある人は5年間これが続くんじゃないかなと。そうしてきますと、沖縄のさっき言いたいいわゆる雇用関係、知事は一生懸命全国4%にしたいと努力はしている。しかし、今の経済状況からするとそれは難しいんじゃないかなと。非常に厳しい状況を迎えているなど。それはデータから言いますと、例えば短観、沖縄の短観ですね、これは調べてみますと、2008年の入社予測、これが前年比9.5%ぐらい落ちるだろう。それから2009年度の入社予測11.8%に落ちるだろうと、こういう予測をしていて、それから現在有効求人倍数が0.3、そして沖縄県が経済見通しでこの20年やったのが完全失業率は0.4改善し、0.9になるだろうと予測している。

そうしますと、恐らくこれは全国的なレベルまで失業率を持ってくるのはちょっと厳しいのかなという、データから。

そうすると今度はどうするかと。これはどうするかというのを、僕は公明新聞とていまして、その公明新聞にかなり東京都の就職運動と言いますが、これが書かれておりまして、これは仲田部長の方にも説明をしましたがけれども、いわゆる受講料無料であるとか、それから受講する方々には最高15万円を期間中生活を保障していこうじゃないかと。こういう制度を3年かけて約300億円かけて東京都は頑張っていると。

また、公明新聞によれば、今度概算要求、政府に要求をして、こういう職を求める方々には生活費を保障しようじゃないかという概算要求を出しているということですから、ぜひ沖縄でもこういう制度をとって、この子供たちの就職をぜひ応援していただければと思います。

また、具志川・浦添の職業訓練校がありますね。これは先ほど部長は2倍の応募者があるというわけだか

ら、恐らくその2倍の応募者の方々を入れて、こっちは意欲あるわけだから勉強させて、それをまた就職させるための努力をしていくと。

つまり言いたいことは、生活保障をして仕事をさせるのが1つと、それから各種学校とか工業高校も含めて、そこを卒業すれば仕事があるんだと、仕事にありつけるんだという希望があればみんな一生懸命頑張って卒業すると、そういう状況を迎えるんじゃないかなと私は思います。その辺ちょっと伺いたいなど。これはどなたでも結構ですけれども、ぜひお願いをしたいと思っております。

それから、実は基地問題ですけれども、地位協定、これは僕も何回も議論もしたし、稲嶺さんにもちょっと無理でしょうねという話をしました。私も30何年間これを見ていて、政府は案の定、運用の改善でいきたい、しかし沖縄はちょっと違うぞと。これをどう打開するかというのと、稲嶺さんは国会議員の理解を得るためにこれまで要請活動を繰り返しました。大田さんもアメリカへ行っていろんな要請をしてきた。僕も実は2回大田さんと一緒に行って、また金武町として1回行きました。そのときにも地位協定であれ沖縄のいろんな問題を訴えてまいりましたけれども、なかなか地位協定については、向こうとしては理解はしているけれども、日本政府の方がちょこっとこの問題についてまだまだ沖縄と温度差がある。だからそのことをやっぱり私たちはアメリカへ行ってきちっと大胆に訴えることが必要ではないのかなと、そういう感じをしていますから、ぜひ訪米ではこの地位協定については大胆に訴えた方がいいんじゃないかなと、私は自分の体験からそう思いますので、その辺も聞きたいなど。

それから跡地利用については、この跡地利用というのは、今軍転特措法がありますけれども、これも長い間かけてこの法律が制定された経過があります。ですから、私は跡地利用をするためにはまず1つは、国の責任を明確にする。

2つ目は、基本的にはやっぱり地方自治体がこれにどうかかわるか。もちろん沖縄県各当該市町村がこれに対してどうかかわっていくのか、これが2番目。

3点目は、やっぱり住民参加、この跡地をどうするかということでは住民参加を入れて専門的な意見を聞いて、そこを住民参加のもとでこういうことをやっていくということが必要だと思います。

この辺の法的な整備あるいはこれからの順序立て、これはやっぱり厳しくやるべきじゃないのかな。特に政府の責任を明確にさせていくというのは非常に大事だがなと思います。この辺、公室長からでも意見を伺

いたいなと思います。

そして最後は、普天間の危険性の除去についてなんですけれども、これは知事は3年間とかいろいろあります。これはかなり厳しいのかなと思います。やっぱり希望と対相手があることだから、これを例えばヘリコプターが50機ある、これをじゃどこに持っていくのか。稲嶺さんはキャンプ・シュワブに暫定的なヘリ基地をつかってそこに持っていこうという提案をしました。しかし、それもなかなか受け入れられなくて頓挫をしました。

今、仲井眞県政はこれをどうするかということについてはまだ提案はしておりません、逆に言えばですね。これを提案するのか、それともじゃ普天間の基地の状況について今後どうしていくのかな。

私は、基本的にはこれまでにいろんな体験からすると、アメリカさんは提案をした方がいいんじゃないかな、あるいはこうしてくれと。そうして言わないと、あなたはこの件についてどう思っていますかと、これは日本政府の責任ですよ、これは日本政府の問題だから日本政府が解決しなさいということと言われたとしても、アメリカはちょっと違うんじゃないかなという意見を持っているんじゃないかな、こう思います。やっぱりこちらからある程度提案をすることが大事じゃないかなと思います。

そういう意味で、私も提案をするとまた議場が大きく騒ぐものだから、やっぱりこの問題は基本的に一つの危険性の除去ということであれば、これは提案も私はできます。しかしこの問題は県民の総意、あるいはまたヘリを受け入れる各基地、これが納得をしなければ、これはまたちょっと難しいのかなと思ったりはします。

そういう意味でぜひこの辺の危険性の除去について改めてこれから研究をして、これは3年とか4年とかという問題じゃなくて、要するにヘリ基地がどこにできるか。今の辺野古にできたとしてもかなり時間がかかる。その間、危険性を除去するためにそのままでいいのかという議論をされたときには、じゃそこを分散してどうするのかとか、本土へ持っていくのかと。県道104号線の大半はこれは本土へ行きましたね、分散して演習しています。こういうこともありますよということだけは言って、私の質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時53分休憩

午後5時55分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

ただいまの吉田勝廣君の再質問に対する答弁は、時間の都合もありますので休憩後に回したいと思います。

20分間休憩いたします。

午後5時55分休憩

午後6時21分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

休憩前の吉田勝廣君の再質問に対する答弁を願います。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 吉田議員の再質問にお答えしたいと思うんですが、その中で、地位協定の改定に向かったの取り組み方の御経験をいろいろ拝聴させていただいて、ぜひ訪米に当たっては吉田議員の御経験をさらにまた詳しく聞かせていただいて、強く率直に当たった方がいいというような、ちょっとシンプル過ぎますが、そういうことだとおっしゃっていただいていると思いますが、確かにどなたとは言いきんませんが、外務大臣、防衛大臣いろんな方に要請をした段階ではなかなか気の遠くなるような作業量であるとか、日米安保条約の片務性とこれで足してイーブンの関係にあるんだとかいろんな説があるようでして、そういう中でどういうふうな展開で切り口でやっていくかいろいろ考えてはいるんですが、ぜひ展開の仕方について、また御経験を教えていただきたいと思います。おっしゃったような方向で取り組んでまいりたいと思います。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） まず危険性除去策について、県から提案した方がよいと思うがどうかという御質問にお答えいたしますが、先ほども答弁いたしましたが、現在ワーキングチームが設置されておりまして、その中でいろいろと検討することになっております。ぜひ具体的な危険性除去策を検討して、ワーキングチームの中で提案・検討していきたいというふうに考えております。

それから、跡地利用について、国の責任の明確化、地方自治体の責務、住民参加が必要と考えるがどうかという御質問でございますが、これはおっしゃるとおりでございます、これらの3つの事項についても明確にする必要があるだろうと考えております。

今後、新たな法制度を研究、検討してまいりますので、そこも含めて国に求めていきたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君） それでは再質問にお答えをいたします。

まず1点目は、沖縄の高速道路の営業実績についてでございます。

西日本高速道路株式会社に沖縄の高速道路の営業実績を問い合わせたところ、個別道路の決算は行っていないということでございます。したがって、当該株式会社全体の営業実績しか把握できなかったわけでございます。

それからもう一点でございます。ＥＴＣ以外の一般の車両の割引についてお答えします。

まずＥＴＣの設置目的でございますけれども、当然料金所でノンストップ走行による時間の短縮、それから利用者の利便性・快適性が向上すると。それから、会社にとっては人件費の削減、経営の効率化が図れるというふうな利点がございます。

西日本高速道路株式会社としましては、今さきに申しました利用者の利便性の向上、あるいは渋滞の緩和等を図る観点から、一般車両に対してＥＴＣ機器の設置を呼びかけているところでございます。ＥＴＣの普及・促進に取り組んでいるわけでございます。そのため、ＥＴＣ設置の車両に対しては割引をしているということでございます。

県としまして、昨年10月に供用開始したＥＴＣ専用の喜舎場スマートインターチェンジの整備効果を踏まえ、高速道路を初めとする道路ネットワーク全体の機能強化にやはりＥＴＣの設置と普及・促進することにより、機能強化に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 再質問にお答えします。

最近の世界的な景気後退の中で、完全失業率4%台の改善は厳しいと思うがどうかという御質問にお答えします。

沖縄県の雇用情勢の最近の動向を見ますと、原油や資材等の高騰による影響で厳しい環境にあると考えております。全国的な景気の後退局面に伴って、国において「安心実現のための緊急総合対策」も発表されて

おります。その対策と連携を図りながら対応策を検討してまいります。

なお、本県には東京都の支援事業と類似の事業はありませんが、県独自の事業としまして各世代再チャレンジ、雇用支援事業とか、インターンシップ拡大強化事業を行っております。

さらなる事業の拡充等に取り組み、その事業を加速して完全失業率の全国並み改善に向け、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

〔吉田勝廣君登壇〕

○吉田 勝廣君 済みません、高速道路だけ。

要するに、ＥＴＣを使う人は通勤だから結構、よく行く人は。しかし、一般の方々はその恩恵にあずかれないですよ。恩恵にあずかれない以上、やはり高速道路はみんなのものだから、みんなが利用しやすいように対策をやるべきだと私は思うんですが、どうなんですかというだけです。

以上。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君） 再々質問でございます。

ＥＴＣ設置以外の車両の割引でございますけれども、先ほど申しましたように、西日本高速道路株式会社としては、やはり時間の短縮、利用者の利便性、快適性、それからもっと言えば一般道路から高速道路への利用者が転換をすることにより、道路全体のネットワーク、交通の分散とか平準化が実現するというか図られていくわけでございます。

そういう観点から渋滞緩和につながるというわけでございますので、もちろん料金所の人件費の削減とかそういうこともございまして、経営の効率化が図られるということがありまして、西日本高速道路株式会社としましては、利用者の利便性の観点から、そして交通渋滞の緩和を図る観点から、一般車両に対してＥＴＣの設置を呼びかけ、その普及・促進に取り組んでいくということでございます。

県としまして、高速道路を初めとする道路ネットワーク全体の機能の強化、一般道路と高速道路はネットワークでございますから、全体の機能強化に取り組んでまいりたいと思いますので、ひとつよろしく願います。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 金城 勉君。

〔金城 勉君登壇〕

○金城 勉君 こんにちは。

最終日の最終ランナーはつらいですね。お疲れさまでございます。

まず、元気に全部やろうと思ったんですけれども、もう大部分が重複をしております、割愛すべきものを最初に申し上げます。

1 番の福祉・医療については、取り下げます。

2 番、環境対策について取り下げます。

4 番、公共交通のあり方について取り下げます。

簡潔にやりますから、踏み込んだいい答弁を期待したいと思います。

まず、教育問題についてであります。

最近、中高校生の間で、携帯電話によるネットサービスの功罪が極めて顕著になってまいりました。あらゆる情報を手軽に入手でき、コミュニケーション手段としてももはやなくてはならないツールになっております。しかし、一方でネットを利用することで青少年が犯罪に巻き込まれたり、いじめの手段として使われたり、非常に憂うべき事件・事故がマスコミ報道でも目立つようになっております。速やかに対応策を検討しないと極めて厳しい現実が突きつけられるのではないかと憂慮しております。

IT 社会になり、日常生活に不可欠なツールともなった携帯電話について、生徒たちにどのような姿勢で臨むのか。使用に関する規制を強化するのか。新たな時代に合った指導方針を示せるのか。非常に難しい状況にあるのではないのでしょうか。

そこで、伺います。

(1)、学校裏サイト、ネットいじめなど携帯電話の問題点についての実態把握と対応について御説明をお願いします。

(2)、出会い系サイトなどによる犯罪実態や被害実態はどうか。

(3)、子供の放課後対策について、放課後児童クラブと放課後子ども教室の実施状況、また目標と実態はどうか。

それから 5 番目の文化芸術に関すること。

(1)、「国際アジア音楽祭」の取り組みについて。

知事の公約でもある「国際アジア音楽祭」は、関係者の間から大きな期待が寄せられております。音楽を通じた交流により、文化交流、観光振興、音楽産業の振興等々、その波及効果への期待は大なるものがあります。限られた予算の中でも一過性のものに終わらせることなく、次への展望が開けるような取り組み、仕組みづくりが重要であります。

以下、質問します。

ア、事業内容について、イベント内容、予算規模、広報活動、スケジュール等について御説明ください。

イ、観光振興や産業振興の観点から、どういう効果を見込んでいるか。

そしてウ、継続事業としてどのように位置づけ、仕組みをつくるか。

(2)、これまで観光振興や経済活性化にも貢献するとして国際映画祭の沖縄開催を提案してまいりましたが、明年 3 月、北谷町で吉本興業が大規模な映画祭を計画しているとの報道があります。県とのかかわりはどうでしょうか。

6 番目の農林水産業について。

きょうは、特にモズクについて伺います。

がんに対する抑制効果もあり、健康食品としての評価も高いモズクは、一時、生産者価格がキロ 300 円の高値を記録し、非常に有望な県産食材として期待されておりましたが、最近ではキロ 100 円を切って 80 円まで暴落してしまい、全く割に合わない、経費も出ないと関係者は嘆いております。このままではモズク養殖からの撤退が相次ぎ、モズク産業そのものが崩壊するのではないかと危惧しております。県産重要品目にも位置づけられているモズクの生産から流通、販売のシステムを構築し、価格を安定させることが喫緊の課題であります。

そこで伺います。

(1)、モズク産業の現状と将来性についての認識はどうか。

(2)、県内消費拡大、県外消費拡大の取り組みはどうか。

(3)、「県産食材の日」が毎月ありますが、県庁内での実施状況、あるいはまた県立病院、関係施設等での実施状況はどうか。

(4)、今後の地産地消の具体的取り組み計画についてはどうか。

(5)、学校給食での消費量はどうか。

(6)、「沖縄県もずく養殖業振興協議会」への県のかかわりは十分になされているかどうか。

(7)、本年 7 月から農商工連携促進法という法律が施行されております。この法律は、農林水産業と地域の中小企業が連携して地場製品の活用や地域活性化を促進するために、事業者に対し税制面で支援する内容となっております。そこで、この農商工連携促進法を活用してモズク産業の振興に結びつけてはどうか、考え方をお聞かせください。

(8)は取り下げます。

以上、よろしくお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後6時38分休憩

午後6時39分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 金城議員の御質問に答弁させていただきます。

沖縄国際アジア音楽祭についての御質問にお答えいたします。

県では、アジア各国との交流による文化の振興、そして音楽を活用した観光の推進、沖縄産音楽の発信を目的に、平成21年度に沖縄国際アジア音楽祭を開催することといたしております。

このため、去る6月に、経済団体、そして観光関連団体、各マスコミの皆さん等による実行委員会を組織をし、開催に向けて取り組みをスタートさせているところでございます。

現在、実行委員会のもとで企画委員会を設置し、具体的な事業計画の策定、広報宣伝のあり方、将来に向けての方向性などにつきまして検討を行っているところでございます。

この音楽祭は、官民一体となりまして、「音楽の島・沖縄」をPRし、那覇市、沖縄市を中心に県内各地のライブハウスやコンサートホールにおきまして、古典音楽、島うた、民謡、ロック、そしてポップス、ジャズなどさまざまなジャンルの音楽が聞けるようなステージ等を開催しますとともに、音楽に関連するビジネスセミナーなども実施していく考えであります。

県としましては、この音楽祭が観光産業はもとよりさまざまな産業に波及して県経済の発展につながるよう取り組んでまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは、教育についての御質問で、携帯電話の問題点と対応についてお答えいたします。

県教育委員会において調査したところ、平成19年10月現在でインターネット上で嫌なことを書き込まれた経験のある児童生徒は小学生で1%、中学生で5%、高校生で7%となっております。

また、学校裏サイトの実態につきましては、携帯電話会社から携帯電話80台の貸与を受け、高等学校60

校、中学校12校において、学校裏サイト等インターネットに係る状況を調査するネットサーチプログラムを本年6月から実施しているところであり、来年3月末までに実態を把握することとしております。

県教育委員会としましては、学校において児童生徒の情報モラルやマナー等のより一層の向上を目指し、情報教育や生徒指導を通して、指導の強化充実に取り組んでいるところであります。

さらに、児童生徒を有害情報から守るという観点から、フィルタリングによるアクセス制限等について、学校、家庭、警察、関係機関等と連携して周知に努めているところであります。

次に、出会い系サイトなどの犯罪実態等についてお答えいたします。

平成20年上半期の県警の資料によりますと、出会い系サイトによる検挙件数は1件、その他のウェブサイトは6件、合計で7件の検挙件数となっております。

また、被害者数は8人で、その被害者のすべてが18歳未満であり、アクセス手段として、携帯電話を使用して被害に遭っております。

次に、放課後子ども教室の実施状況等についてお答えいたします。

県教育委員会においては、子供たちが地域社会の中で、心豊かで健やかにはぐくまれる総合的な放課後対策として、平成19年度から放課後子ども教室推進事業を実施しております。

同事業は、国・県・市町村がそれぞれ3分の1ずつを負担し実施する事業であり、平成19年度は16市町村、142の教室で学習活動、スポーツ活動、伝統芸能活動、物づくり等、さまざまな体験活動が行われ、延べ約28万5000人ももの大人と子供がかかわり合うことができました。本年度は、19市町村181の教室が開かれ、同様の活動が実施されております。

県教育委員会としましては、今後、全市町村の小学校区で実施されるよう努めていきたいと考えております。

次に、農水産振興についての御質問で、学校給食でのモズクの消費量についてお答えいたします。

学校給食において県産農水産物の活用を促進することは、児童生徒に本県の食文化や郷土食のよさを理解させるとともに、産業振興に寄与するものと考えております。

学校給食センター等の報告によりますと、モズクの消費量については、平成16年度が約31トン、平成17年度が約36トン、平成18年度が約31トンとなっており、すべて県産品を使用しております。

県教育委員会としましては、今後とも学校給食への安全・安心な県産農水産物の積極的な活用を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 教育についての御質問の中の、「放課後児童クラブ」の実施状況、目標及び実態についてにお答えいたします。

平成19年度から、文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童クラブ」が一体的あるいは連携して行う総合的な放課後対策として「放課後子どもプラン」を実施しております。

平成20年5月1日現在、県内の放課後児童クラブは、23市町村、227カ所で実施されております。そのうち国庫補助は22市町村の180カ所で、うち63カ所で障害児を受け入れております。

なお、残りの47カ所については、利用児童が9人以下や開設日数を満たすことができず国庫補助対象外となっております。

県では、平成17年3月に策定した「おきなわ子ども・子育て応援プラン」において、放課後児童クラブを平成21年度までに213カ所設置する数値目標を掲げており、平成20年度で84.5%の達成を見込んでおります。

引き続き、県教育委員会と連携を密にし、「放課後子どもプラン」の推進に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 文化芸術に関する御質問の中で、国際映画祭についてお答えします。

国際映画祭の開催につきましては、国際的な観光・リゾート地としての魅力を国内外に発信するなどの効果があり、県の推進するMICE誘致に合致する事業であります。

吉本興業におきましては、沖縄のリゾート環境に着目して開催を企画しているところであり、また、県内の観光産業や映像コンテンツ産業の振興にも寄与することを目指して、国際映画祭を地域と一体となって継続的に開催したい意向であると聞いております。

沖縄県としましては、沖縄にふさわしい映画祭の成功に向け、実行委員会に加わるなど、関係機関と連携しできる限りの協力をしていく考えであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 護得久友子さん登壇〕

○農林水産部長（護得久友子さん） 農水産振興の御質問で、モズク養殖の現状と消費拡大などについての6の(1)、(2)、(4)、(6)につきましては、関連しますので一括してお答えいたします。

本県水産業の基幹作目であるモズクの生産量は、近年1万3400トンから2万2300トンで推移しており、国内生産のほとんどを占めております。

モズク養殖業の振興を図るためには、消費の拡大が重要であり、県では、もずく養殖業振興協議会と連携して各種取り組みを進めているところであります。

県内では、「モズクの日」における試食販売、料理講習会、漁場見学、収穫体験など地産地消を推進しております。

県外では、加工業者や量販店に対する料理レシピ、ポスターの配布や各種イベントの出展など、販路の拡大を図っております。

さらに、中国の深圳や香港などにおいて、国際食品見本市への出展、量販店での試食販売を行うなど、海外市場の開拓も行っているところであります。また、モズクに含まれるフコキサンチンなどの機能性物質の高度利用を産・学・官共同研究として推進しているところであります。

県は、もずく養殖業振興協議会に対してその活動費を助成するなど活動を支援しております。

今後とも、市町村及び同協議会との連携を図り、モズク養殖業の安定的な発展を図るための施策を総合的に実施してまいります。

同じく農水産振興で、「おきなわ食材の日」についてにお答えいたします。

県では、県産農林水産物利用の機運の醸成と学校給食等における地域食材の利用促進を図るため、毎月第3金曜日、土曜日を「おきなわ食材の日」と定め、県民へPRしているところであります。

「おきなわ食材の日」を金曜日、土曜日に制定したのは、学校給食における取り組みや量販店の週末キャンペーンによる販売促進効果を考慮したものであります。

その取り組みとして、マスコミの活用や農産物カレンダーの配布、各種イベントにおけるポスターの掲示等による普及啓発を行うとともに、県庁内食堂、福祉関係施設、社員食堂等での県産農林水産物の利用促進に努めているところであります。

同じく農水産振興で、農商工連携促進法の活用についてにお答えいたします。

農商工連携促進法は、農林漁業者と中小企業者との連携による事業活動を促進するため、平成20年7月21日に施行されたところであります。

国においては、同法に基づき、農林漁業者と中小企業者が共同で行う新たな商品開発等に係る計画を認定し、補助金、低利融資等の支援を行うこととしております。

去る9月19日に第1回目の農商工連携事業計画で、全国65件のうち県内から「宮古島モズクを用いた半生タイプの商品開発と販売」など4件が認定されております。

県では、農商工連携促進法の活用について、農林水産業及び中小企業団体等で構成する沖縄地域農商工連携推進協議会において、普及推進に取り組んでおります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 金城 勉君。

〔金城 勉君登壇〕

○金城 勉君 再質問をさせていただきます。

まず教育関係の方で、この携帯電話のインターネットの利用の問題については、非常に表に出にくい、また実態がつかみにくい、そういう性質のものでありまして、非常に今各マスコミ、あるいはまたさまざまな雑誌等で近い将来、非常にこのことについての懸念が強く出されております。

先日、群馬県の教育委員会の報道がなされておりましたけれども、4月からこのネットについてのネットパトロール事業を始めたというふうに紹介されておまして、このことが青少年のそういう健全育成に対して非常にマイナスの意味で大きな影響をもたらすのではないかという懸念を強くしておりました。

ですからそういう意味では県教育委員会としても、教育庁としても、今後の推移をしっかりと見守りながら、その機敏な対応について研究を重ねていただきたいと思いますという要望をしておきたいと思っております。

そして次、国際アジア音楽祭についてですけれども、知事、知事公約でもありますから、これはまず1回目の成功を期してぜひ頑張りたいなという思いでおります。

そしてこれは一過性のものとして決して終わらせることなく、厳しい財政状況の中ですから、県からそういう財政負担をしながら継続していくというのは非常に厳しいということは承知しておりますので、これを民間の活力を生かしながら、その冠を残して継続をしていくという方法もありますから、そういう仕組みをつくってこれが継続していけるような形のものをぜひ

1回目成功させていただきたいなと思っております。

そして提案ですけれども、この国際アジア音楽祭のタイトルに、平和という文字を入れていただけないかと、国際アジア平和音楽祭。そうすることによって沖縄開催というものをもっとアジアの皆さん方にPRができるのではないかと考えておりますので、ぜひ御検討をいただきたいということで、要望しておきます。

そして、農林水産業のモズクのことについてですけれども、農水部長、実は私最近モズクの生産者の方々の意見を直接聴取する機会がありまして、その方々は非常に、30代、40代、50代という若手の皆さんが多く携わっていらっしゃるんですね。非常に明るい年齢的な層だと感じたんですけれども、しかし、話の内容は非常に深刻でして、先ほども申し上げたんですけれども、ピーク時にはキロ300円もした値段が今ではどんどんどんどん下がってきて80円、もしかしたら近々50円ぐらいまで下がってしまうのではないかと非常に懸念を示しております。

ですから、このことがどうしてそういうふう to 価格が安定しないのか。あるいはまた買ったたかれているのか。もう100円を切ってしまったらとてもなりわいとして成り立たない。できれば最低でも150円以上の価格設定があれば意欲を持って取り組みはできるけれども、それ以下になるととても経費も出ない、生活どころの話ではないという厳しい、また、深刻な意見が出されました。

そこで、私、そのことを踏まえて先日、関係者の皆さんに呼びかけて会議を持ったんですね。そこには当然生産者の皆さん、そして漁協関係者の皆さん、そして県漁連の皆さん、そして農水部の担当職員の方、そういう約30名近くの皆さん方が一堂に会してそれぞれの立場から率直な意見交換をしたんですよ。

ですから、そういう中でやはり課題になってくるのは、その生産したものがどういうふうにして流通に乗るのか、そして販売ができるのか、そして県内での消費拡大はどうするのか、県外への販路拡大はどうするのか等々、さまざまな課題が浮かび上がってきているんですね。

そういう意味で考えると、まだまだ養殖業の振興協議会がスタートして本格的な取り組みがこれからできていくのかなという期待もあるんですけれども、現状においては県のかかわりが私は弱いなという思いを感じました。

ですから、もっともっと積極的に県の方がこの協議会の中で、生産者の皆さん、そして流通業者の皆さん

ん、あるいはまた、その他関係者の皆さん方と一緒に
なって、せっかく非常に可能性の大きいこの県産食材
ですから、その取り組み方いかんでは大きな飛躍がで
きるんじゃないかという期待を持っております。

ちなみに、今その類似商品としてワカメを考えてみ
ると、ワカメが年間消費量が30万トンぐらいあるんで
すね。それに対してモズクは多くて2万トン。ですか
ら、その調理の仕方、加工の仕方、メニューのつくり
方によってはその栄養分とかその効能とかいうことを
考えると、ワカメ以上に期待が大きい食材なんです
ね。

ですからそういう意味では、そのPRの仕方、調理
の仕方、加工の仕方、さまざまな工夫を加えることに
よって、その30万トンも消費しているワカメにぐんぐ
んぐんぐん近づいていけるんじゃないかという思いを
しております。

ですから、そういう意味で今後の県の積極的ななか
わりと、そして関係者の皆さん方との協力をつくるこ
とによって、この大きな県の財産をぜひ生かしていっ
ていただきたいなと。そして具体的にそこに携わる皆
さん方が夢と希望を持ってその生産に携わっていける
ように、仕事に携わっていけるような仕組みづくりと
いうものをぜひ一緒にやっていただきたいなと
いうことを、最後に農水部長の決意のほどを伺って終
わります。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 護得久友子さん登壇〕

○農林水産部長（護得久友子さん） モズクの振興に
ついての再質問にお答えいたします。

モズクは、つくり育てる漁業の中で、現在約2万ト
ン生産がございまして、機能性を含めて非常に将来性
もありますし、また期待されている海産物でございま
す。

今ありましたように、ワカメが全国家庭の津々浦々
まで利用されているということでは、乾燥、加工でご
ざいます。生の販売だけではやはり限界がございま
すので、今後、加工をしっかりと計画的にやりまして、モ
ズクを全国の田舎まで津々浦々の家庭までいつでも使
えるような形にしたいと、日ごろから私は思っており
ます。

今後、県漁連等に集約した形で一元集荷できれば、
そういった大型加工施設の整備も計画しておりますの
で、そういう形で生の販売をしっかりと消費拡大等図り
まして、また加工をしっかりとやって、その安定的な流
通、それから漁家の経営の安定を図っていきたくと思
っております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 以上をもって通告による一般
質問及び議案に対する質疑は終わりました。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

決算については、9月10日の議会運営委員会におい
て17人から成る決算特別委員会を設置して審議するこ
とに意見の一致を見ております。

よって、ただいま議題となっております議案のう
ち、認定第1号から認定第23号までについては、17人
の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、こ
れに付託の上、審査することにいたしたいと思いま
す。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 次に、お諮りいたします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選
任については、委員会条例第5条第1項の規定によ
り、お手元に配付してあります名簿のとおり指名いた
したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、決算特別委員会の委員は、お手元に配付し
てあります名簿のとおり選任することに決定いたしま
した。

〔決算特別委員名簿 巻末に掲載〕

○議長（高嶺善伸君） 次に、お諮りいたします。

乙第11号議案「土地の取得について」は、観光振
興・新石垣空港建設促進特別委員会に付託の上、審査
することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第11号議案については、観光振興・新石
垣空港建設促進特別委員会に付託の上、審査すること
に決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） ただいま各特別委員会に付託
されました議案を除く甲第1号議案、乙第1号議案か
ら乙第10号議案まで及び乙第12号議案から乙第18号議

案までについては、お手元に配付してあります議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

〔議案付託表 巻末に掲載〕

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後7時6分休憩

午後7時7分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

日程第3 請願第1号の付託の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本請願については、米軍基地関係特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） この際、お諮りいたします。

委員会審査及び議案整理のため、明10月3日から9日までの7日間休会とすることにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、明10月3日から9日までの7日間休会とすることに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、10月10日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後7時8分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 嶺 善 伸

会議録署名議員 島 袋 大

会議録署名議員 照 屋 大 河

平成20年10月10日

平成20年
第 3 回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第 8 号）

平成20年
第 3 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第8号）

平成20年10月10日（金曜日）午前10時2分開議

議 事 日 程 第 8 号

平成20年10月10日（金曜日）

午前10時開議

第 1 乙第1号議案、乙第2号議案、乙第8号議案及び乙第9号議案（総務企画委員長報告）

第 2 乙第6号議案（経済労働委員長報告）

第 3 乙第3号議案から乙第5号議案まで及び乙第7号議案（文教厚生委員長報告）

第 4 乙第14号議案及び乙第18号議案（総務企画委員長報告）

第 5 乙第13号議案、乙第15号議案及び乙第16号議案（文教厚生委員長報告）

第 6 乙第10号議案、乙第12号議案及び乙第17号議案（土木委員長報告）

第 7 乙第11号議案（観光振興・新石垣空港建設促進特別委員長報告）

第 8 甲第1号議案（総務企画委員長報告）

第 9 台風13号及び15号関連被害に対する支援等を求める意見書

當間 盛夫君 島袋 大君

吉元 義彦君 照屋 守之君

浦崎 唯昭君 崎山 嗣幸君

新里 米吉君 前田 政明君 提出 議員提出議案第5号

金城 勉君 糸洲 朝則君

山内 末子さん 新垣 清涼君

玉城 義和君 吉田 勝廣君

第10 台風13号及び15号関連被害に対する支援等を求める要請決議

當間 盛夫君 島袋 大君

吉元 義彦君 照屋 守之君

浦崎 唯昭君 崎山 嗣幸君

新里 米吉君 前田 政明君 提出 議員提出議案第6号

金城 勉君 糸洲 朝則君

山内 末子さん 新垣 清涼君

玉城 義和君 吉田 勝廣君

第11 過疎地域自立促進のための新たな立法措置に関する意見書

當間 盛夫君 島袋 大君

吉元 義彦君 照屋 守之君

浦崎 唯昭君 崎山 嗣幸君

新里 米吉君 前田 政明君 提出 議員提出議案第7号

金城 勉君 糸洲 朝則君

山内 末子さん 新垣 清涼君

玉城 義和君 吉田 勝廣君

第12 協同出資・協同経営で働く協同組合法（仮称）制定に関する意見書

玉城 ノブ子さん 中川 京貴君

座喜味 一幸君 辻野 ヒロ子さん

具志 孝助君 仲宗根 悟君

当銘 勝雄君 渡久地 修君 提出 議員提出議案第8号
前島 明男君 上里 直司君
瑞慶覧 功君 玉城 満君
奥平 一夫君 吉田 勝廣君

- 第13 陳情第37号、第97号、第103号、第104号、第106号、第108号の2、第109号、第111号、第118号、第119号、第122号、第127号の2、第131号及び第147号（経済労働委員長報告）
- 第14 陳情第73号、第77号、第81号、第92号、第95号、第96号の2、第123号、第126号、第127号の3、第128号、第129号、第140号及び第145号（文教厚生委員長報告）
- 第15 陳情第34号、第51号、第62号、第98号、第113号、第114号、第116号、第120号及び第121号（米軍基地関係特別委員長報告）
- 第16 閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

日程第1 乙第1号議案、乙第2号議案、乙第8号議案及び乙第9号議案

- 乙第1号議案 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 乙第2号議案 沖縄県税条例の一部を改正する条例
- 乙第8号議案 沖縄県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第9号議案 沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

日程第2 乙第6号議案

- 乙第6号議案 沖縄県中央卸売市場条例の一部を改正する条例

日程第3 乙第3号議案から乙第5号議案まで及び乙第7号議案

- 乙第3号議案 沖縄県保育所入所待機児童対策特別事業基金条例
- 乙第4号議案 沖縄県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例
- 乙第5号議案 沖縄県立精神障害者社会復帰施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例
- 乙第7号議案 沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

日程第4 乙第14号議案及び乙第18号議案

- 乙第14号議案 交通事故に関する和解等について
- 乙第18号議案 専決処分の承認について

日程第5 乙第13号議案、乙第15号議案及び乙第16号議案

- 乙第13号議案 訴えの提起について
- 乙第15号議案 交通事故に関する和解等について
- 乙第16号議案 損害賠償額の決定について

日程第6 乙第10号議案、乙第12号議案及び乙第17号議案

- 乙第10号議案 財産の取得について
- 乙第12号議案 訴えの提起について
- 乙第17号議案 流域下水道の建設事業執行に伴う負担金の徴収について

日程第7 乙第11号議案

- 乙第11号議案 土地の取得について

日程第8 甲第1号議案

- 甲第1号議案 平成20年度沖縄県一般会計補正予算（第1号）

日程第9 台風13号及び15号関連被害に対する支援等を求める意見書

日程第10 台風13号及び15号関連被害に対する支援等を求める要請決議

日程第11 過疎地域自立促進のための新たな立法措置に関する意見書

日程第12 協同出資・協同経営で働く協同組合法（仮称）制定に関する意見書

日程第13 陳情第37号、第97号、第103号、第104号、第106号、第108号の2、第109号、第111号、第118号、第119号

号、第122号、第127号の2、第131号及び第147号

陳情第37号 南大東漁港整備の拡充に関する陳情

陳情第97号 シルバー人材センターの支援等に関する陳情

陳情第103号 原油価格高騰対策に関する陳情

陳情第104号 八重山圏域の畜産経営に対する支援に関する陳情

陳情第106号 離島における畜産農家の経営安定を求める陳情

陳情第108号の2 原油価格高騰対策に関する陳情

陳情第109号 離島における畜産農家の経営安定を求める陳情

陳情第111号 八重山地区の畜産政策に関する陳情

陳情第118号 さとうきび生産振興対策と基本政策の確立に関する陳情

陳情第119号 生産資材高騰対策に関する陳情

陳情第122号 沖縄県腎臓病患者連絡協議会の活動等に対する支援を求める陳情

陳情第127号の2 原油・食料など生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める陳情

陳情第131号 これまでどおり県漁連市場で「魚の下見」ができるようにすることを求める陳情

陳情第147号 「協同出資・協同経営で働く協同組合法（仮称）の速やかな制定を求める意見書」
の議決を求める陳情

日程第14 陳情第73号、第77号、第81号、第92号、第95号、第96号の2、第123号、第126号、第127号の3、第128号、第129号、第140号及び第145号

陳情第73号 クリーニング業界に対する支援に関する陳情

陳情第77号 県立社会福祉施設の民営化に伴い生ずる退職金の支払いに関する陳情

陳情第81号 学童保育の拡充に関する陳情

陳情第92号 後期高齢者医療制度の廃止を求める陳情

陳情第95号 沖縄県立北部病院産婦人科の完全再開を求める陳情

陳情第96号の2 軽油価格の高騰により存亡の危機に瀕しているトラック運送業界に関する陳情

陳情第123号 学校現場の多忙化を解消し、「労働安全衛生委員会」の設置を求める陳情

陳情第126号 幼稚園の教育条件整備と臨時職員の待遇改善を求める陳情

陳情第127号の3 原油・食料など生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める陳情

陳情第128号 県立浦添看護学校の県立としての存続に関する陳情

陳情第129号 県立浦添看護学校の民間移譲中止を求める陳情

陳情第140号 「栄養教諭」の配置促進に関する陳情

陳情第145号 沖縄県立芸術大学の不当労働行為に関する陳情

日程第15 陳情第34号、第51号、第62号、第98号、第113号、第114号、第116号、第120号及び第121号

陳情第34号 米国原子力潜水艦のホワイトビーチ寄港に反対する陳情

陳情第51号 米国原子力潜水艦のホワイトビーチ寄港に反対する陳情

陳情第62号 嘉手納飛行場から派生する諸問題の解決促進に関する陳情

陳情第98号 米国原子力潜水艦のホワイトビーチ寄港に反対する陳情

陳情第113号 米国原子力潜水艦の冷却水漏れ事故に関する陳情

陳情第114号 米国原子力潜水艦ヒューストンの冷却水漏れに関する陳情

陳情第116号 米国原子力潜水艦のホワイトビーチ寄港に反対する陳情

陳情第120号 米国原子力潜水艦「ヒューストン」からの冷却水漏れ事故に関する陳情

陳情第121号 米国原子力潜水艦ヒューストンの冷却水漏れに関する陳情

日程第16 閉会中の継続審査の件

出席議員（48名）

議長 高 嶺 善 伸 君

1 番 上 原 章 君

副議長 玉 城 義 和 君

2 番 島 袋 大 君

3 番 中 川 京 貴 君
 4 番 桑 江 朝千夫 君
 5 番 平 良 昭 一 君
 6 番 仲 村 未 央 さん
 7 番 照 屋 大 河 君
 8 番 渡久地 修 君
 9 番 上 里 直 司 君
 10 番 瑞慶覧 功 君
 11 番 奥 平 一 夫 君
 12 番 吉 田 勝 廣 君
 13 番 當 山 眞 市 君
 14 番 吉 元 義 彦 君
 15 番 座喜味 一 幸 君
 16 番 佐喜真 淳 君
 17 番 玉 城 満 君
 18 番 仲宗根 悟 君
 19 番 崎 山 嗣 幸 君
 20 番 西 銘 純 恵 さん
 21 番 山 内 末 子 さん
 22 番 新 垣 清 涼 君
 24 番 前 島 明 男 君
 25 番 新 垣 良 俊 君

26 番 仲 田 弘 毅 君
 27 番 照 屋 守 之 君
 28 番 辻 野 ヒロ子 さん
 29 番 嶺 井 光 君
 30 番 當 間 盛 夫 君
 31 番 当 銘 勝 雄 君
 32 番 渡嘉敷 喜代子 さん
 33 番 前 田 政 明 君
 34 番 玉 城 ノブ子 さん
 35 番 赤 嶺 昇 君
 36 番 比 嘉 京 子 さん
 37 番 金 城 勉 君
 38 番 糸 洲 朝 則 君
 39 番 翁 長 政 俊 君
 40 番 浦 崎 唯 昭 君
 41 番 池 間 淳 君
 42 番 新 垣 哲 司 君
 43 番 具 志 孝 助 君
 45 番 新 里 米 吉 君
 46 番 嘉 陽 宗 儀 君
 47 番 新 垣 安 弘 君
 48 番 大 城 一 馬 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事 務 局 長 長 嶺 伸 明 君
 次 長 遊 佐 信 雄 君
 議 事 課 長 嘉 陽 安 昭 君
 課 長 補 佐 平 田 善 則 君
 主 査 中 村 守 君
 主 査 佐久田 隆 君

政 務 調 査 課 長 新 城 博 君
 副 参 事 知 念 正 治 君
 主 幹 金 城 正 明 君
 主 幹 饒平名 知 徳 君
 主 幹 上 間 司 君

○議長（高嶺善伸君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

10月2日の会議において設置されました決算特別委員会の委員長から、同日の委員会において委員長に渡嘉敷喜代子さん、副委員長に西銘純恵さんを互選したとの報告がありました。

次に、昨日、當間盛夫君外13人から、議員提出議案第5号「台風13号及び15号関連被害に対する支援等を求める意見書」、議員提出議案第6号「台風13号及び15号関連被害に対する支援等を求める要請決議」、議員提出議案第7号「過疎地域自立促進のための新たな立法措置に関する意見書」及び玉城ノブ子さん外13人から、議員提出議案第8号「協同出資・協同経営で働く協同組合法（仮称）制定に関する意見書」の提出が

ありました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

〔諸般の報告 巻末に掲載〕

○議長（高嶺善伸君） 日程第1 乙第1号議案、乙第2号議案、乙第8号議案及び乙第9号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長。

〔委員会審査報告書（条例） 巻末に掲載〕

〔総務企画委員長 當間盛夫君登壇〕

○総務企画委員長（當間盛夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいま議題となりました乙第1号議案、乙第2号議案、乙第8号議案及び乙第9号議案の条例議案4件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長、県警察本部警務部長及び交通部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第1号議案「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」等の施行に伴い、これまで民法における公益法人の規定等を引用していた法令に改正が生じるため、これらに係る条例の整備を行うものである。

主な改正内容は、関係法令の引用条項のずれや変更について沖縄県職員定数条例外6条例の文言修正等を行うとの説明がありました。

本案に関し、今回の法改正の具体的な内容は何かとの質疑がありました。

これに対し、今回の法改正の内容は一般社団法人、一般財団法人については特に許認可を必要とせずに登記をすれば設立できるようになったことである。ただし、公益性の判断については、外部委員から成る公益認定等審議会判断し、主務官庁が許認可を行うことになるとの答弁がありました。

次に、これまで税制上の優遇措置を受けていた団体が公益性を認定されなければ、不利益をこうむるのではないかと質疑がありました。

これに対し、公益法人に認定されない法人は、税制上の優遇措置はなくなるが、非営利一般社団法人や非営利一般財団法人の場合は、従来の公益法人と同様に収益事業のみの課税であるとの答弁がありました。

次に、乙第2号議案「沖縄県税条例の一部を改正する条例」は、公益法人改革に対応した税制改正を行うため、地方税法が平成20年4月30日に公布され、同年12月1日から施行されることに伴い、条例の一部を改正するものである。

主な改正内容は、法人の県民税及び事業税について一般社団法人等に関する規定の整備を行うとの説明がありました。

本案に関し、5年間の移行期間後に公益認定を受けた法人が県民税の均等割を免除された場合、税収はどれくらい減る見込みかと質疑がありました。

これに対し、現行でも収益事業を行っていない公益法人は県民税の均等割が免除されているため、税収に影響は生じないとの答弁がありました。

そのほか、公益法人に認定されない法人への税制の優遇措置などについて質疑がありました。

次に、乙第8号議案「沖縄県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例」は、警視庁及び道府県警察本部の内部組織の基準を定めている警察法施行令の一部が改正され、警察本部警務部の掌握事務が追加されたことにより、条例の改正を行うものである。

改正の主な内容は、警察本部警務部の所掌事務として、オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律第3条第1項に規定する給付金に関することを定めるとの説明がありました。

本案に関し、給付対象者は何名か、沖縄県内にも対象者は居住しているのかとの質疑がありました。

これに対し、給付対象者は地下鉄サリン事件の被害者等6000人弱を見込んでいる。沖縄県外で被害に遭われた方がその後沖縄県に移住しているのであれば、県内に対象者が居住している可能性はあると考えているとの答弁がありました。

次に、乙第9号議案「沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例」は、道路交通法に基づく電磁的方法による記録を行うための半導体集積回路（ＩＣチップ）が組み込まれた運転免許証の交付等に係る手数料の額を改正するものである。

改正の主な内容は、ＩＣチップ組み込みにより免許証の材料費が上がることから、免許証交付手数料の額を現行の1650円から2100円に、再交付手数料の額を現行の3200円から3650円に、更新手数料の額を2100円から2550円に引き上げるとの説明がありました。

本案に関し、ＩＣチップに組み込まれる内容は何か、個人情報管理は大丈夫かと質疑がありました。

これに対し、ＩＣチップには道路交通法で規定されている現在の免許証に表示されている情報が組み込まれる。個人情報の管理については、運転免許証所持者がみずから8けたの暗唱番号を設定するため適正に管理されるものと考えているとの答弁がありました。

そのほか、年間の運転免許手数料収入の額、必要経費、運転免許保持者数などについて質疑がありました。

以上が委員会における質疑の概要であります。採決に先立ち、乙第1号議案、乙第2号議案及び乙第9号議案については共産党所属委員から反対する旨の意見表明があり、採決の結果、乙第1号議案、乙第2号

議案及び乙第 9 号議案の 3 件については、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

乙第 8 号議案については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午前10時12分休憩

午前10時12分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

これより乙第 1 号議案、乙第 2 号議案、乙第 8 号議案及び乙第 9 号議案の採決に入ります。

議題のうち、まず乙第 8 号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第 8 号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） 次に、乙第 1 号議案、乙第 2 号議案及び乙第 9 号議案の 3 件を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

ただいまの議案 3 件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高嶺善伸君） 起立多数であります。

よって、乙第 1 号議案、乙第 2 号議案及び乙第 9 号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第 2 乙第 6 号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

経済労働委員長。

〔委員会審査報告書（条例） 巻末に掲載〕

〔経済労働委員長 玉城ノブ子さん登壇〕

○経済労働委員長（玉城ノブ子さん） ただいま議題となりました乙第 6 号議案の条例議案 1 件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、農林水産部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第 6 号議案「沖縄県中央卸売市場条例の一部を改正する条例」は、卸売市場法が改正され平成21年 4 月 1 日より卸売の委託手数料制度が改定されることに伴い、沖縄県中央卸売市場における卸売の委託手数料の率を定率から上限を定めた知事による承認制へ変更するため、規定の改正を行うものであるとの説明がありました。

本案に関し、改正に伴い委託手数料が現行より高くなることはないかとの質疑がありました。

これに対し、委託手数料が現行より高くなることはないとの答弁がありました。

次に、制度の変更に伴い、農家や関係者が不利益をこうむることはないかとの質疑がありました。

これに対し、制度を変更しても消費者や農家に不利益を与えることはないと考えているとの答弁がありました。

以上が委員会における質疑の概要であります。採決の結果、乙第 6 号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第 6 号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第6号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第3 乙第3号議案から乙第5号議案まで及び乙第7号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。
文教厚生委員長。

〔委員会審査報告書（条例） 巻末に掲載〕

〔文教厚生委員長 赤嶺 昇君登壇〕

○文教厚生委員長（赤嶺 昇君） おはようございます。

ただいま議題となりました乙第3号議案から乙第5号議案まで及び乙第7号議案の条例議案4件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、福祉保健部長及び教育長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず初めに、乙第3号議案「沖縄県保育所入所待機児童対策特別事業基金条例」は、沖縄特別振興対策調整費を活用し、沖縄県保育所入所待機児童対策特別事業基金を新たに設置することから、運営及び管理に関し、基金の設置目的、積立額、管理等必要な事項を定めるため条例を制定するものであるとの説明がありました。

本案に関し、沖縄県保育所入所待機児童対策特別事業基金の用途は何か、認可外保育施設の認可化に向けたスケジュール等はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、基金の用途は保育需要将来推計調査の実施、認可化促進計画の策定、認可化施設への支援、保育内容向上に向けた研修の実施などの経費に充てる予定である。

認可化に向けたスケジュールとしては、標準的な定員を60名として、平成20年度から平成22年度までの3カ年間で20カ所ずつ合計60カ所の認可保育所を整備し、3600名の待機児童解消を行う予定であるとの答弁がありました。

次に、待機児童数の推移はどうか、これまで待機児童解消のためどのような取り組みを行ってきたのかとの質疑がありました。

これに対し、待機児童数は平成16年度が2246名、平

成17年度が1884名、平成18年度が1520名、平成19年度が1850名と推移している。待機児童解消のための取り組みとしては、認可外保育施設の認可化、認可保育所の定員増などであるとの答弁がありました。

そのほか、市町村の対応状況、公立認可保育所の数、認可保育所整備のための支援額、認可化後の運営費の状況、認可保育所の運営実態などについて質疑がありました。

次に、乙第4号議案「沖縄県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例」は、那覇市福祉のまちづくり条例が改正されたことに伴い、同市も県条例適用対象となったことから、条例に基づく事務の一部を那覇市に委任するため、委任先に那覇市を追加するための所要の改正を行うものであるとの説明がありました。

本案に関し、那覇市福祉のまちづくり条例の改正に伴い沖縄県福祉のまちづくり条例を改正する理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、那覇市福祉のまちづくり条例と沖縄県福祉のまちづくり条例では異なる整備基準が規定されていたため、県条例で適合となった施設が那覇市条例では不適合となった事例があった。このため、那覇市条例の整備基準が削除され、那覇市においても県条例の整備基準を適用することになったことから、所要の事務を那覇市に委任するため条例を改正するとの答弁がありました。

次に、那覇市に委任する事務の内容は何かとの質疑がありました。

これに対し、那覇市への委任事務は、事前協議に関する事務、工事完了届け出の受理に関する事務、完了検査に関する事務、指導助言に関する事務、適合証の交付に関する事務、必要な報告を求める事務及び立入検査に関する事務であるとの答弁がありました。

そのほか、県内における福祉のまちづくり条例の制定状況、県条例と市条例との整備基準の比較状況、条例違反の状況、立入検査の内容などについて質疑がありました。

次に、乙第5号議案「沖縄県立精神障害者社会復帰施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例」は、精神障害者社会復帰施設である「沖縄県立てるしのワークセンター」を民間事業者へ譲渡するため、条例を廃止するものであるとの説明がありました。

本案に関し、てるしのワークセンター発足の経緯はどうか、これまでどこが管理運営を行っていたのか、今回民間移譲を行う理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、てるしのワークセンターは、平成7年

に沖縄県精神障害者福祉会と家族会からの要望を受け設置された県立の精神障害者授産施設である。

管理運営は、これまで当該連合会に委託してきたが、平成18年度からは指定管理者として当該連合会に引き続き委託している。

施設を移譲する理由は、平成20年6月に当該連合会会長が県知事に対し、障害者自立支援法に基づくサービス体系が向上していることから、同施設を譲渡してもらいたいなどの要望書が提出されていることを配慮したとの答弁がありました。

次に、民間移譲後も円滑に運営することが可能か、県からの財政支援等が必要になるのではないかととの質疑がありました。

これに対し、現在の指定管理委託料は約2500万円であり、沖縄県精神障害者福祉会連合会から提出された移譲後の事業計画に基づき算出した収入額は約2700万円であること、今後の事業展開に伴い、利用者の増加や事業の活性化が見込まれることから、経営は十分成り立っていくものと見込んでいる。

なお、現在、県は沖縄県精神障害者福祉会連合会に対して家族会への支援として146万円の県単独補助を行っており、施設の移譲後も当該連合会は家族会が中心であることに変わりがないため今後も支援を継続していく考えであるとの答弁がありました。

そのほか、土地と施設の譲渡方法、精神障害者の実態、施設の利用状況、施設利用料と減額措置などについて質疑がありました。

次に、乙第7号議案「沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」は、県立奥武山総合運動場の体育施設の使用料額の適正化を図るため条例の改正を行うものである。

条例の主な内容は、第1点目に、水泳プールの使用料を改築後の供用開始に伴い改定する。

第2点目として、武道館、弓道場、ライフル射撃場の個人練習の使用料を九州各県及び県内類似施設を参考として改定するとの説明がありました。

本案に関し、条例改正の理由は何か、どのように改定額を決定したのかとの質疑がありました。

これに対し、改正理由は、受益者負担の原則及び負担の公平性の観点から、沖縄県行財政改革プランにおいて使用料及び手数料は3年ごとに見直すことになっているためである。

使用料の改定に当たっては、九州各県及び県内類似施設の使用料を参考に、現行額が類似施設の平均より下回っている場合は原則として類似施設の平均額としたとの答弁がありました。

次に、現在の額と改正後の額はどのように変わるのかとの質疑がありました。

これに対し、水泳プールでは個人利用が100円から200円に、専用利用が1780円から1920円に、奥武山弓道場では100円から150円に、ライフル射撃場では300円から440円に1回の使用料をそれぞれ改め、武道館では現行額を据え置きとするが、使用単位を4時間から2時間としていることが改正点であるとの答弁がありました。

そのほか、施設利用と健康管理の内容、改定率、改定しない施設の状況、九州各県及び県内類似施設の使用料の状況、施設利用者の推移、団体利用の状況、指定管理料などについて質疑がありました。

以上が委員会における質疑の概要であります。乙第5号議案及び乙第7号議案の2件については、採決に先立ち共産党所属委員から反対する旨の意見表明があり、採決の結果、乙第5号議案及び乙第7号議案の2件は、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

乙第3号議案及び乙第4号議案の2件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

乙第5号議案及び乙第7号議案に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

西銘純恵さん。

〔西銘純恵さん登壇〕

○西銘 純恵さん おはようございます。

私は、日本共産党県議団を代表して、沖縄県立てるしのワークセンターを民間に移譲するための、乙第5号議案「沖縄県立精神障害者社会復帰施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例」に反対の討論を行います。

政府・財界は「国から地方へ」、「官から民へ」と地方財政に負担を押しつけながら、行財政改革を地方自治体に押しつけ、福祉と暮らしのための施策の後退、業務の民間委託と民営化を誘導し加速させていま

す。

沖縄県立てるしのワークセンターは、精神障害者の通所授産施設として1996年に設置されました。雇用されることが困難な精神障害者が自活することができるように、低額な料金で必要な訓練を行い、働く場を提供することにより、その人の社会復帰を促進することを目的とする精神障害者の福祉施設です。県が建設し、その管理運営を家族会など関係者団体の沖縄県精神障害者福祉会連合会——沖福連——が担ってきました。

指定管理者制度が始まった2006年以降も沖福連が指定管理者として継続して管理運営を行い、授産活動としての役割だけでなく、県内の精神保健福祉活動におけるさまざまな役割を担ってきましたが、来年3月末日で3年間の管理運営の指定期間の期限を迎えることになります。

指定管理者制度は、3年ごとにほかの民間と競争をして管理運営を継続することができるかという、施設の運営者にとっては先行きの見通しが立たない不安定な制度であります。そんな中、県がてるしのワークセンターを民間に移譲することが検討され、沖福連は移譲を引き受けなければ行き場を失うという選択を迫られることになりました。

沖福連の要望書には、「構成員は病者をかかえる高齢の家族がほとんどで、資金的な余裕はない、行っている事業は公益性格のもので収益が上がるものではない」、こう訴えています。沖福連が移譲を受けると、年間2500万円の県からの委託料は入らなくなり、10年後に7700万円の土地代を払うために毎年800万円を積み立て、毎月6万円余の土地代を払わなければなりません。障害者自立支援法の実施による応益負担の導入で利用料負担が重くなるなどで施設の運営が困難になり各地で閉鎖も出ています。

このような中で、沖福連が事業活動を旺盛に展開したとしてもこれまでより3000万円以上の利益を上げることは至難のわざというものです。

仮に、沖福連への譲渡を認めるとしても施設の無償譲渡は当然のこと、今後、負担増とならないように施設運営に対する家族会への助成金を大幅に増額するなどの県の責任を明確にすべきです。

沖福連に移譲して、将来、施設運営が困難になって廃止したらどうするのかという問いに対して部長は、必要ならまたつくればいいなどと無責任な答弁をしています。障害者の自立支援は市町村が窓口という答弁も、民間移譲を奇貨として障害者福祉に対する県の責務を投げ捨てるものだと指摘せざるを得ません。

自公政権のもとで貧困と格差の広がり、母子世帯の児童扶養手当の削減、お年寄りの医療を年齢で差別する後期高齢者医療制度、若者を使い捨てにする派遣などの不安定、非正規労働の広がりなど、日本の政治はこれでいいのでしょうか。政治の中身が厳しく問われています。

県内の精神障害者は通院患者で2001年の2万5681人から毎年ふえ続け、2005年には3万1171人になっています。精神医療の充実の問題、地域で安心して暮らせるための雇用の施策などますます精神障害者福祉の拡充が特に求められています。

県立てるしのワークセンターの民間移譲は、県が担わなければならない障害者福祉の責務を放棄するものであり、福祉の充実・拡充を求める県民の願いにかなうものではなく、到底認めることはできません。

以上、反対の討論といたします。

○議長（高嶺善伸君） 桑江朝千夫君。

〔桑江朝千夫君登壇〕

○桑江 朝千夫君 おはようございます。

ただいま議題となっております乙第5号議案「沖縄県立精神障害者社会復帰施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例」について、原案に賛成する立場から討論を行います。

本議案は、沖縄県立てるしのワークセンターを社団法人沖縄県精神障害者福祉会連合会へ移譲するために、その沖福連がみずから譲渡を要望し、それにこたえるために「沖縄県立精神障害者社会復帰施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例」であります。

てるしのワークセンターは、精神障害者に対する医療中心から福祉施設の福祉施策の充実という流れの中、当事者が主体となった社会福祉施設が必要であるとの家族会などの要請を受けて、県が平成8年に設置した県内初の精神障害者通所授産施設であります。

雇用されることが困難な精神障害者が自活できるように、同センターにおいても20数名の利用者がパンや弁当の製造販売などの授産活動、必要な訓練を行い、生活・就労能力の向上に日々努めております。

このような精神障害者の福祉施策を推進するためには、行政の役割や取り組みだけではなく、家族会等関係団体との連携による施策の充実強化が必要であるとの判断から、同センターの管理運営については開設当初から沖福連へ委託してきたという経緯があります。その結果、同センターは単に社会復帰施設としてだけではなく、家族会を中心とした本県における精神障害者福祉の中心拠点の一つとなっております。

平成18年度の障害者自立支援法の施行により、精神

障害者の福祉を取り巻く環境は大きく変化をしてきました。

これまで障害の種類ごとに別々に提供されていた福祉サービスの仕組みが一元化され、利用者の行動に着目したサービス体系に再編されたことにより、精神障害者と知的障害者が支え合い、多様なサービスの提供が見られるようになってきました。

同センターについては、開設当初から沖福連が管理運営を担っておりますが、県は、平成18年度から平成20年度までは指定管理者制度を導入し、その沖福連を管理者として指定しております。

沖福連は、精神障害者の福祉を取り巻く環境の変化と指定管理期間の期限を前に、県から同施設を譲り受け、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業を展開することが福祉の向上につながると判断し、県に対し事業計画を示してその実現に向けての理解と協力を求めるため要望書を提出しております。

また、文教厚生委員会に対しても、沖福連から同施設を沖福連へ移譲してもらいたいということについて強い理解を求めるための要望書が提出されております。

我が委員会でも文教厚生委員会でその件に関して審議をし、当然全会一致で採択されるものと予測をしておりましたが、先ほどの反対討論があった状況になり、共産党一党の反対が出てきてしまいました。

県に対する沖福連の要望の主な内容をここでかいつまって説明をしますが、民間移譲については、利用者のニーズに即した積極的事業展開や、中長期的展望に立った取り組みが強化されサービスの活性化にもつながることから、原則賛成であること。移譲先については、同施設の設置等これまでの経緯を踏まえ、沖福連を指定してもらいたいこと。2番、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業所に移行については、県の指導及び支援をお願いしたいこと。移譲に際し、建物・設備については無償で、土地利用は減免をお願いしたいこととの要望があったのであります。

県においては、これらのことを踏まえ、平成21年度以降の施設のあり方について検討した結果、沖福連の移譲後の事業内容や運営状況、現在の利用者への影響、医療法人等関係団体へのヒアリング等により、同センターについては、指定管理者として継続するよりも沖福連へ移譲した方が精神保健福祉サービスの向上につながるものと判断し、移譲先を沖福連とした旨の説明を受けております。

さらに、移譲後における県の支援については、家族会への支援や精神障害者の地域生活移行事業等におい

て、引き続き沖福連と連携し精神障害保険福祉施策を推進するとしております。

移譲後の管理運営費については、実績払いによるサービス報酬になることからして、利用者の確保に向けて市町村や医療機関など関係機関との連携を強化し、支援していくこととしております。

福祉施設の管理運営において最も重要なことは、利用者にとって安心して安定した福祉サービスが確保できることであります。そのためには、利用者のニーズに迅速に対応できる事業体制の確保が重要であることは言うまでもありません。

そういう意味において、今回の移譲については沖福連の要望に即した内容となっており、沖縄県立てるしのワークセンターを沖福連に移譲し、利用者本位の福祉サービス事業所として活性化していくことは時宜を得た適切な判断であると考えます。

以上のことから、本議案について議員各位の御賛同をお願いをし、乙第5号議案「沖縄県立精神障害者社会復帰施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例」の原案に賛成する立場からの討論を終わります。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前10時42分休憩

午前10時42分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

西銘純恵さん。

〔西銘純恵さん登壇〕

○西銘 純恵さん 討論を行います。

私は、日本共産党県議団を代表して、奥武山総合運動場の使用料を引き上げるための乙第7号議案「沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」に対して、反対の討論を行います。

県の提案の理由は、奥武山水泳プールの改築に伴い利用料金の適正化を図るためと、武道館などは九州各県や県内類似施設と比較して改めるということで、現行使用料の1.5倍から2倍に引き上げるものです。県民の暮らしの状況が10年間も所得が減り続ける中での負担増は納得できません。

当局は、受益者負担の原則で引き上げると言っていますが、国体やオリンピックなどに沖縄県の代表として選手が出ますが、選手の栄誉は県民の公益、県益そのものです。選手の皆さんは、幼いころからの練習の積み上げによって、地域の代表になり、県の代表となります。ことしはパラリンピックの代表が銀メダルを獲得して県民を励ましています。

体育施設は、アスリートの皆さんが長い年月をかけ

て日ごろ訓練を行い、力を積み上げる場です。受益者負担の名のもとに、体育施設は個人の利益だから使用料を引き上げるという理屈が通用するのでしょうか。

次の問題点は、ほかの類似施設と比較して低いところは引き上げるが、高いのはそのままに据え置いていることです。

奥武山陸上競技場は、専用・一般で5250円の使用料で、類似施設で低いところは3600円ですが県は引き下げをしません。今回改築する水泳プールは、24年間使い続け、古くなったからといってこれまで使用料を引き下げたことは一度もありません。

体育施設の利用者がふえるような取り組みや努力が行政の側でどれだけなされたかも問われなければなりません。水泳プールの利用者数は、2005年の1万4000人余から毎年減り続け、昨年は1万人になっています。

今回の改定による収入増の見込み額は254万3000円となっていますが、利用者をふやす努力こそ求められているのではないのでしょうか。

奥武山総合運動場は、本県の福祉の増進、県民の健康増進及び県の体育の振興を図るための体育施設です。多くの県民が負担感なく気軽に利用できるようにして、健康な県民が一人でもふえていくことが県益にかなうものです。

以上で使用料の引き上げに反対の討論といたします。

○議長（高嶺善伸君） 仲田弘毅君。

〔仲田弘毅君登壇〕

○仲田 弘毅君 ただいま議題となっております乙第7号議案「沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」に賛成の立場から討論を行います。

本条例は、沖縄県立奥武山総合運動場の体育設備の一部改築等に伴い、利用料金の適正化を図るため、水泳プール及び武道館、弓道場、ライフル射撃場の利用料金等の基準額を定めるものであります。

沖縄県立奥武山総合運動場の体育施設の利用料金の基準額は、九州各県及び県内の類似施設の使用料や施設・設備の状況等を比較考量し定めたものであり、適切であると考えております。

また、水泳プールにつきましては、これまで老朽化を理由に24カ年間もの長い間使用料金の見直しを行っていないため、類似施設に比べると相当低い料金設定となっております。

今回、水泳プールは全面的な改築により大幅な機能向上、利便性の向上が図られることから、類似施設の

平均額と同水準の使用料への見直しは適正なものと考えます。

なお、武道館につきましては13カ年間、また弓道場に至っては24カ年、ライフル射撃場に関しましては6年間、使用料の見直しがなされておられません。

沖縄県立奥武山総合運動場は、平成18年4月から指定管理者による管理が行われ、平成21年3月で現在の指定管理の期間が満了いたします。

平成21年4月からの指定管理者の募集に当たって、施設管理の基準や指定管理料の上限額等の応募条件を整備する必要があることから、その前提条件となる使用料金の基準額の見直しがなされております。

以上の理由により、乙第7号議案「沖縄県立奥武山総合運動場の設備及び管理に関する条例の一部を改正する条例」に賛成するものであります。

議員各位の御理解を賜りますようお願いを申し上げ、討論を終わります。

○議長（高嶺善伸君） 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

休憩いたします。

午前10時49分休憩

午前10時49分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

これより乙第3号議案から乙第5号議案まで及び乙第7号議案の採決に入ります。

議題のうち、まず乙第3号議案及び乙第4号議案の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第3号議案及び乙第4号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） 次に、乙第5号議案及び乙第7号議案の2件を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高嶺善伸君） 起立多数であります。

よって、乙第5号議案及び乙第7号議案は、委員長

の報告のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第４ 乙第14号議案及び乙第18号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長。

〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

〔総務企画委員長 當間盛夫君登壇〕

○総務企画委員長（當間盛夫君） ただいま議題となりました乙第14号議案の議決議案１件及び乙第18号議案の承認議案１件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第14号議案「交通事故に関する和解等について」は、職員が公用車運転中に起こした交通事故に関し、相手方との当該事故に関する和解及び賠償の額について、地方自治法第96条第１項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

事故の概要は、平成20年７月22日に東京都千代田区平河町プリンス通りで、東京事務所の職員が起こした交通事故に関し、県は相手方会社に対し損害賠償金として19万2167円を支払うとの説明がありました。

本案に関し、和解に至るまでの経緯はどうかとの質疑がありました。

これに対し、事故の原因はすべて県職員にあるという状況だったため、相手側の車両の損害額について賠償金を支払うことで和解が成立したとの答弁がありました。

次に、乙第18号議案「専決処分の承認について」は、地方自治法の一部改正により議員等の報酬に関する規定が改正され、平成20年９月１日から施行されることに伴い、関係条例を改正し報酬支給前に施行する必要があるが、議会を招集する時間的余裕がないため専決処分を行ったので、地方自治法第179条第３項の規定に基づき議会の承認を求めるものである。

専決処分の主な内容は、「沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例」、「沖縄県附属機関設置条例」及び「精神保健指定医の実費弁償及び報酬支給条例」の文言修正等を行うものとの説明がありました。

本案に関し、６月定例会に間に合わなかった理由は

何かとの質疑がありました。

これに対し、地方自治法の一部改正により議会事務局において整理すべき条例が３件あったが、６月議会に追加提案することが日程的に厳しかったこと及び過半数の県が９月議会で改正することを参考としたためであるとの答弁がありました。

次に、委員等非常勤職員の報酬と議員の報酬の性質の違いは何かとの質疑がありました。

これに対し、議員報酬は生活給としての意味を有し、条例で月額での支給を定めているのが通常であるが、ほかの非常勤職員報酬は勤務日数に応じて支給し、原則日額であるという違いがある。また、今回の地方自治法改正により名称が報酬から議員報酬に改められたとの答弁がありました。

以上が委員会における質疑の概要であります。採決の結果、乙第14号議案は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

乙第18号議案は、全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午前10時55分休憩

午前10時55分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

これより乙第14号議案及び乙第18号議案の採決に入ります。

議題のうち、まず乙第14号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第14号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） 次に、乙第18号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第18号議案は、委員長の報告のとおり承認することに決定いたしました。

・ ・

○議長（高嶺善伸君） 日程第5 乙第13号議案、乙第15号議案及び乙第16号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長。

〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

〔文教厚生委員長 赤嶺 昇君登壇〕

○文教厚生委員長（赤嶺 昇君） ただいま議題となりました乙第13号議案、乙第15号議案及び乙第16号議案の議決議案3件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、病院事業局長及び教育長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第13号議案「訴えの提起について」は、県立宮古高等学校敷地内の個人名義となっている土地について、真正な所有者である県への所有権移転登記を求める訴えを提起するため、地方自治法第96条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

請求の内容は、被告らは原告に対し当該土地について真正な登記名義の回復を原因とする所有権移転登記手続をすること、訴訟費用は被告らの負担とすることであるとの説明がありました。

本案に関し、県立宮古高等学校敷地内の個人名義の土地の状況はどうなっているのか、なぜ所有権移転登記を急いで提訴する必要があるのかとの質疑がありました。

これに対し、現在、県立宮古高等学校敷地内には所有権登記がなされていない8筆の個人名義の土地があり、今回そのうちの3筆について宮古島市の自転車道路拡張整備のため所有権移転を行う必要がある。

当該工事は平成21年度までの事業であるため、早急に所有権移転登記を行う必要があるため提訴するものである。

なお、残りの5筆の個人名義の土地については、可能な限り話し合いで解決していく考えであるとの答弁がありました。

次に、県立宮古高等学校以外にも敷地内に所有権移転登記がなされていない高校があるかとの質疑がありました。

これに対し、県立八重山高等学校の敷地内に所有権移転登記がなされていない土地が1筆あるとの答弁がありました。

そのほか、個人名義の土地が残っている経緯、今後の所有権移転の見込み、校舎建設への影響などについて質疑がありました。

次に、乙第15号議案「交通事故に関する和解等について」は、職員が公用車運転中に起こした交通事故に関し、相手方との当該事故に関する和解及び賠償の額について、地方自治法第96条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

事故の概要は、平成20年5月10日に石垣市開南交差点上で発生した交通事故に関し、県は相手に損害賠償金として4万円を支払い、相手は県に13万2000円を支払うとの説明がありました。

本案に関し、事故の概要はどうか、生徒にけがはなかったのかとの質疑がありました。

これに対し、教師が高等学校総合体育大会の地区大会参加のため、生徒を学校の公用車に乗車させて移動中に事故に遭った。相手方が公用車の直進走向を妨害して右折したため事故が発生したとして、県は2割の過失分を負担するものである。

生徒のけがの程度は、二、三日入院した生徒もいたが、現在では後遺症もなく部活動を続けているとの答弁がありました。

そのほか、事故発生の時間帯、教師の過労の有無などについて質疑がありました。

次に、乙第16号議案「損害賠償額の決定について」は、県立病院における医療事故に関し、損害賠償の額を定めるため、地方自治法第96条第1項及び沖縄県病院事業の設置等に関する条例第8条の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

事故の概要は、県立那覇病院において開頭脳腫瘍摘出手術を行ったが、脳内にガーゼを遺留したため、再開頭を行って摘出したものの脳内血腫が生じた医療事故であり、事故発生日は平成16年2月16日、発生場所は県立那覇病院であり、損害賠償額は5850万円であるとの説明がありました。

本案に関し、どのようにして損害賠償額の額を算出したのかとの質疑がありました。

これに対し、相手方から調停の申し入れがあり調停を重ねた。和解金額は、他の医療事故における損害賠償額の事例、弁護士や損害保険会社を交えて調整した

結果、算出した額であるとの答弁がありました。

次に、相手方への損害賠償額の支払いはだれが行うのかとの質疑がありました。

これに対し、損害賠償額は県立病院事業特別会計から支出されるが、その後損害保険会社からその金額が補てんされるとの答弁がありました。

そのほか、手術のチェック体制などについて質疑がありました。

以上が委員会における質疑の概要であります。乙第13号議案、乙第15号議案及び乙第16号議案の3件は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして御報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第13号議案、乙第15号議案及び乙第16号議案の3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案3件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第13号議案、乙第15号議案及び乙第16号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

．．．

○議長（高嶺善伸君） 日程第6 乙第10号議案、乙第12号議案及び乙第17号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

土木委員長。

〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

〔土木委員長 當山眞市君登壇〕

○土木委員長（當山眞市君） おはようございます。

ただいま議題となりました乙第10号議案、乙第12号議案及び乙第17号議案の議決議案3件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、土木建築部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第10号議案「財産の取得について」は、南大東港及び北大東港に配備するクレーンを取得するため、地方自治法第96条第1項及び「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定により議会の議決を求めるものである。

契約の内容は、品名がオールテレーンクレーン、数量が2台、契約金額が3億103万5000円、相手方が株式会社加藤製作所沖縄営業所であるとの説明がありました。

本案に関して、耐用年数は何年か、現在使用中のクレーンはどうするのか、購入予定のクレーンは日本製か、契約方法はどうか、2台同時に購入するメリットは何か、入札参加者は何社か、落札率が高い理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、耐用年数は6年で、現在使用中のクレーンは陸側で使用する。購入予定のクレーンは日本製である、同時に購入するメリットは、経費節減とメンテナンス面で有利なことである。入札参加者は2社で、落札率が高い理由は一般競争入札の結果であるとの説明がありました。

次に、乙第12号議案「訴えの提起について」は、県営住宅に入居する長期家賃滞納者に対し、建物の明け渡しと滞納家賃等の支払いを求める訴えを提起するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関して、滞納の期間、額及び理由はどうか、入居倍率はどうか、提訴から判決までの期間はどのくらいか、判決後の徴収額及び明け渡し後の修繕額は幾らを見込んでいるかとの質疑がありました。

これに対して、滞納期間は3カ月から20カ月、滞納額は7万3800円から84万6400円で、合計は約3300万円である。

主な滞納理由は、失業や事業の失敗、転職等による収入の減などである。平成18年度の入居倍率は11倍である。提訴から判決までの期間は一般的には約3カ月である。平成18年度の判決に係る徴収額は約5499万6000円である。明け渡し後の修繕額は大体30万円であるとの答弁がありました。

そのほか、生活困窮者への対応、滞納者に女性が多い理由、指定管理者制度導入の効果などについて質疑がありました。

次に、乙第17号議案「流域下水道の建設事業執行に伴う負担金の徴収について」は、流域下水道により利益を受ける関係市町村に対し、その建設事業に要する

費用の一部を負担させるため、下水道法第31条の2第2項の規定により議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関して、米軍基地内の下水道使用料の徴収はどうなっているか、原単位は市町村ごとに違うのか、下水道処理水を農業用水に活用することは可能か、流域下水道に入っていない市町村はどうしているのか、県は下水道事業に係る高率補助や下水道局のような組織を設置するべきではないかとの質疑がありました。

これに対して、米軍基地内の下水道使用料は市町村が徴収している。1人1日当たりの水の使用料である原単位は市町村ごとに異なっている。下水道処理水を農業用水として活用することは国が計画している。流域下水道に入っていない市町村は、単独公共下水道や特定環境保全公共下水道を整備している。高率補助や新たな組織の設置については、昨今の行財政改革の厳しい状況や沖縄振興計画後の議論を踏まえる必要があるとの答弁がありました。

以上が委員会における審査の概要であります。採決の結果、乙第10号議案、乙第12号議案及び乙第17号議案の3件は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第10号議案、乙第12号議案及び乙第17号議案の3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案3件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第10号議案、乙第12号議案及び乙第17号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

・ ・ ・

○議長（高嶺善伸君） 日程第7 乙第11号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

観光振興・新石垣空港建設促進特別委員長。

〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

〔観光振興・新石垣空港建設促進特別委員長
比嘉京子さん登壇〕

○観光振興・新石垣空港建設促進特別委員長（比嘉京子さん） ただいま議題となりました乙第11号議案について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、土木建築部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第11号議案「土地の取得について」は、新石垣空港整備事業に伴う用地取得について、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

契約の相手方は、株式会社スルガコーポレーションで、取得面積は28万687.33平方メートル、契約金額は4億3587万9147円であるとの説明がありました。

本案に関し、これまでの用地取得の状況はどうか、今回の用地取得が事業全体に及ぼす効果はどうかとの質疑がありました。

これに対し、今回の用地取得で取得面積は約198万平方メートルとなり、事業地全体面積の約97%を取得することになる。

今回の取得用地は、カラ岳のふもと、飛行場本体の北側に位置しており、全体面積の約14%に当たることから、今後の事業の推進に弾みがつくとの答弁がありました。

次に、未取得用地への交渉状況はどうなっているか、今後どのように用地取得を進めていく考えかとの質疑がありました。

これに対し、未取得用地は共有地権者の保有用地1件2筆と一般地権者の保有用地11件17筆があり、現在早期取得に向け鋭意努力をしているところである。

共有地権者は714名おり、そのうち15名から同意を得ているが、699名とは交渉中である。共有地権者は北海道から沖縄県まで広く分散して居住しており、ことし1月に大阪府と東京都で用地説明会を開催して理解と協力を求めているが、すべての共有地権者から同意を得ることは困難であることから、平成24年度末の供用開始に支障が生じないようにするためにも土地収用法の活用も視野に入れていく必要があると考えているとの答弁がありました。

そのほか、契約金額の根拠、土地取得の経緯、抵当

権の設定状況について質疑がありました。

以上が委員会における質疑の概要であります。採決の結果、乙第11号議案は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告いたします。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第11号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第11号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第8 甲第1号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長。

〔委員会審査報告書（予算） 巻末に掲載〕

〔総務企画委員長 當間盛夫君登壇〕

○総務企画委員長（當間盛夫君） ただいま議題となりました甲第1号議案の予算議案1件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

甲第1号議案「平成20年度沖縄県一般会計補正予算（第1号）」は、沖縄特別振興対策調整費や当初予算成立後の事情変更により既決予算での対応が困難で、緊急に予算措置を必要とする事業について補正予算を編成するものである。特に今回、原油価格の高騰に対しては必要な対策経費について予算を措置することとした。

補正予算総額は、歳入及び歳出ともに31億4577万円

で、これを既決予算額5901億1200万円に加えると、改予算額は5932億5777万円となる。

補正予算の財源内訳は、国庫支出金15億9639万1000円、県債1億3990万円、その他の特定財源3億1569万4000円及び一般財源10億9378万5000円である。

補正の主な事業内容は、知事訪米事業費、地方税法改正に伴う電算システム改修費及び県税還付金、障害者自立支援法施行に伴う特別対策事業費、待機児童の対策及び認可外保育施設の質の向上、金武湾港屋敷名地区における地盤改良事業、原油高騰対策支援資金融資枠の拡大費等であるとの説明がありました。

本案に関し、知事訪米事業に要する経費を当初予算で計上せず補正予算で計上する理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、補正予算で計上する理由は、ことし2月の米海兵隊員による少女暴行事件やその後の相次ぐ米軍による事件・事故など当初予算編成時に見込み得ない事情が発生したため、再発防止等を米国関係機関に要請するためであるとの答弁がありました。

次に、補正予算のうち、訪米経費を削除して同額を貸付金等に増額する場合、補正予算の総額は同じであっても、長と議会の調整は必要かとの質疑がありました。

これに対し、長が提案した予算の趣旨を損なうような増額修正を議会が行おうとするときは、長と議会が調整を行って妥当な結論を見出すことが望ましいと言われているとの答弁がありました。

次に、減額修正については、法律上の義務的経費を除いて否決または減額のいずれの場合であっても知事の提案権の侵害にはならないと考えるかどうかとの質疑がありました。

これに対し、減額修正については法律上の義務的経費などを除き、否決または減額のいずれも知事の提案権の侵害にはならないと解釈しているとの答弁がありました。

次に、減額修正を行う場合は、歳入の繰越金を減額することに問題が生じるかとの質疑がありました。

これに対し、繰越金は、例年9月補正予算あるいは11月補正予算等の追加財政需要に活用しているが、仮に今回削除された場合でも、年度後半のさまざまな財政需要に活用することができると考えているとの答弁がありました。

次に、これまで補正予算の減額修正を行った例はあるかとの質疑がありました。

これに対し、直近では平成8年第7回定例会及び同第6回定例会で一般会計補正予算を減額修正した先例

がある。そのほか調べられる限りにおいては、昭和56年以降は8件ないし9件の例があるとの答弁がありました。

次に、認可外保育園に対する給食費助成事業は、平成21年度以降も継続するかの質疑がありました。

これに対し、認可外保育園への給食費助成については、現在のレベルより落とさないように今後も実施する考えであるとの答弁がありました。

次に、単独事業費の2億4152万7000円の減額理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、総合運動公園陸上競技場のトラック施設改修事業については、当初予算編成時には国の補助事業として認められなかったが、国の補助事業の採択基準が変わり、今回国庫補助事業として認められたことから、単独事業費を減額したとの答弁がありました。

そのほか、知事訪米の時期、訪米予算の積算内訳、企業誘致の見込み、過去11回の訪米に要した予算額と内容、今回の米国関係機関との要請内容、食品流通等対策費の内容、寄附金の内容、観光振興のための沖縄特別振興対策調整費の活用内容などについて質疑がありました。

以上が委員会における質疑の概要であります。甲第1号議案については、採決に先立ち社民・護憲ネットワーク、共産党、民主党、社大・結の会及び無所属クラブ所属委員6名から修正案が提出され、甲第1号議案は採決の結果、委員長裁決をもって修正議決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

本案に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

佐喜真 淳君。

〔佐喜真 淳君登壇〕

○佐喜真 淳君 ただいま議題となっております甲第1号議案「平成20年度沖縄県一般会計補正予算（第1号）」について、原案に賛成し修正案に反対する立場から討論を行います。

今回の補正予算案は、県知事が訪米し米軍基地から派生する諸問題の解決促進を図るため、主に4つの大きな柱の内容となっております。

まず1つ目に、在沖米軍基地の運用に伴う事件・事故の防止。日米地位協定の抜本的見直し。

2つ目に、米国での企業誘致。

3点目に、嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺における航空機騒音の軽減。

4つ目に、普天間飛行場の危険性の除去や普天間飛行場返還、嘉手納以南のキャンプ・キンザー等の返還の確実な実施などのために、米国政府や米国連邦議会並びに米国軍関係首脳に対して、130万人沖縄県民の代表として県知事みずから直接訴え問題の解決を促進する重要な予算であります。

特に、普天間飛行場の早期の返還や危険性の除去については、地元宜野湾市選出の県議会議員として一日も早い解決を望むものであり、当然9万人余の宜野湾市民の切実なる願いであることは言うまでもございません。

橋本元総理とモンデール駐日大使との共同記者会見以前の宜野湾市民にとっては、長年同飛行場の存在に苦しみ悩まされ、常に危険と隣り合わせの生活を強いられている中で、普天間の返還という理想や希望、夢すらも描くこともできずにいましたが、平成8年12月に日米両政府による普天間飛行場の全面返還「沖縄に関する特別行動委員会」、いわゆるSACOの最終報告は、宜野湾市民にとってまさに普天間が動く、危険から解放され跡地利用などダイナミックに未来を描くことのできる喜びにたえない画期的な合意でありました。市民・県民は大いに歓迎したものでございます。

しかしながら、5年ないし7年以内の全面返還の合意から既に12年余りが経過したにもかかわらず一向に進まない返還作業に対し、宜野湾市議会では平成11年8月に、地球より重い市民の生命やその安全を確保するため、日米特別行動委員会の基本方針どおり米軍基地普天間飛行場の移設先の早期決定を強く要請する決議を、当時の内閣総理大臣や沖縄県知事などに意見書を提出しております。

さらに、平成17年にはSACOの基本方針どおり、普天間飛行場の危険性の除去及び早期返還と県民の目に見える形での基地負担軽減の意見書が決議されました。

今日まで宜野湾市民の総意として幾度となくこのような普天間問題の決議が宜野湾市議会においてなされた背景には、いつ何どき市民を巻き込んだ大惨事を引き起こすか予断を許さない状況のまま同飛行場を放置

することは、同市議会や行政にとって重大な責任を伴うものであるとの判断であります。一刻も早く普天間飛行場問題を解決していただきたい旨の悲痛な願いがこもっているものと私は認識しております。

しかしながら、当時の返還プロセスが進まない状況の中、平成16年8月13日に米軍大型輸送ヘリコプターが沖縄国際大学に墜落・炎上する事故が起こったことは忘れることのできない大きな衝撃と恐怖をすべての県民に与えたことでしょう。犠牲者が出なかった、最悪の事態にこそならなかったが、不幸中の幸いとして片づけることは余りにも危険過ぎる判断であることは言うまでもございません。

そこで、普天間飛行場の返還の原点をいま一度振り返っていただきたい。

そもそも普天間飛行場の移設返還は、世界一危険な飛行場の周りに住んでいる宜野湾市民は当然のこと、周辺市町村地域の住民の安全や沖縄県民に対しての基地負担軽減のための全面返還であり、そのための日米両政府の画期的な合意であったはずである。

その原点、事実があるからこそ、仲井眞知事は平成18年、当時の知事選挙において普天間飛行場など現状の基地問題解決のため、普天間飛行場の3年をめどにした危険性の除去、日米地位協定の抜本の見直しなどを公約に掲げ、県民との約束として県知事に当選を果たしたものであり、その県民との約束を果たすため宜野湾市民並びに県民が現状よりも少しでも安全で安心して暮らせる環境づくりのために、訪米予算を盛り込んだ補正予算第1号に対して修正案を提出された議員諸侯の判断は、普天間飛行場の危険性を放置・無視することにひとしく、宜野湾市民の戦後から今日までの長年の悲願である安心して暮らしたいという夢をも打ち砕く極めて無責任な判断であると言わざるを得ません。

私は皆様方に問いたい。

県民の代表である我々が何をすべきか、まず第1に何を考えるべきなのか。与党・野党あるいは保守とか革新とかという以前に、我々は県民のとうとい生命財産を守り、二度と再びあのような事故を起こさないよう行動を起こしていくことが大事であり、まさに今回の訪米予算は県知事みずから130万人県民の思いや願いを直接米国政府などに訴えていく極めて重要で、今後の沖縄の基地問題の展望に反映されるものだと確信しております。

だれの責任に置きかえても構いません。理想を追い求めても構いません。しかし、そこに普天間飛行場が存在し続け危険である環境が変わらないのであれば、

我々は次の世代の沖縄の子供たちに責任を果たしたことはなりません。

最後に、普天間飛行場の危険性の除去を強力に推進し、実現可能に向けて、宜野湾市民、県民の生命財産を守る訪米予算を承認していただきますよう、良識ある議員諸侯の御賛同を賜り、甲第1号議案「平成20年度沖縄県一般会計補正予算（第1号）」の原案に賛成し、修正案に反対の討論といたします。

よろしくお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 崎山嗣幸君。

〔崎山嗣幸君登壇〕

○崎山 嗣幸君 おはようございます。

議題となっております甲第1号議案平成20年度一般会計補正予算の知事訪米経費の減額をする修正案に賛成の立場で討論を行います。

知事は、訪米要請内容の中で「在日米軍再編の確実な実施」を明確にしておりました。私たち社民・護憲ネットは、こうした知事の訪米目的をただす質疑をこの9月議会の中で代表質問、一般質問を通して行ってきました。

知事は、この中で明確に米軍再編は普天間飛行場の辺野古移設とパッケージであると認識をし、実現されるべきだと評価を示す答弁をいたしました。このことにより、明らかに去る6月の県議会で決議をした名護市沿岸域への新基地建設反対とは相反する立場で訪米することが明白となりました。

しかし、知事は私たちが何度質問をしても米軍再編の要請は、海兵隊のグアム移転、嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還に限ると説明をし、代替施設つまり辺野古移設は日米両政府が合意をしているから言わないと矛盾した答弁を繰り返すだけでした。

そうであるならば、要請内容から「在日米軍再編の着実な実施」を削除をするか、あるいは基地の整理縮小に修正するかと問いただしても一向に応じる姿勢を見せませんでした。

これほどまでにかたくなな知事の姿勢は、9月議会前に知事が表明をした辺野古沿岸域への新基地建設に反対する議会決議に対して、基地の県内移設を容認をし、県外・国外移設は理想論であるとして真っ向から対立する立場を踏襲することから来ていると思わざるを得ません。

私たちは、知事がこのような立場で訪米をすることは県民の意思を誤ったメッセージとして発信することになると危惧をするものであります。

これまで過去11回、大田知事や稲嶺知事の訪米要請行動がなされております。その際、基地の整理縮小や

基地被害、日米地位協定の抜本的見直し等県民の総意の要請行動をしております。しかし、今回の仲井眞知事の訪米は、対立する基地の県内移設を盛り込んだ要請内容となっており、一方の主張に偏った要請行動は前代未聞と言わざるを得ないと思います。

私たち社民・護憲ネットは、知事が要請の大義名分とする米軍人・軍属の事件・事故、日米地位協定の見直し、嘉手納・普天間基地の爆音軽減、普天間基地の危険性の除去等、何ら反対する立場ではありません。

こうした要請行動や県民運動は、かえって私たち野党や大衆運動がリードしてきたことは県民各位が御承知のとおりでございます。3月23日の米兵による事件・事故に対する抗議県民大会でも豪雨の中、6000人余の県民が結集をしております。目的も、米軍の綱紀粛正、再発防止、地位協定の見直し、海兵隊を含む米軍兵士の削減等でありました。しかし、知事は不参加の態度でありました。

このような県民大会にも参加をせず、県議会決議も無視をし違ふ見解を携えて訪米をすることでは、到底県民の声を反映することはできないと思います。

辺野古沿岸域への新基地建設は、北部への基地の集中化と基地機能の強化、基地の固定化以外の何物でもありません。この海域一帯は、国際的にも保護の対象となっておりますジュゴンを始め多様な希少生物が生息をしております。また、アオサンゴの大群も世界的に絶滅危惧種と言われる貴重なものと言われております。このような貴重な自然環境が新基地建設によって無惨にも破壊をされてはなりません。

在日米軍再編協議以降、連日のようにこの沖縄では米軍基地の演習、事件・事故が発生をしております。F15戦闘機は昼夜を問わず住宅上空を飛び交い、激しい爆音や墜落の恐怖と隣り合わせの県民生活の実態があります。

今回の知事の訪米は、明らかに名護市辺野古沿岸域に巨大な新基地建設を容認をする立場を表明することになります。

私たちは、このような米軍の演習や基地の恒久化に反対する立場から、これ以上新たな基地建設を容認をするわけにはいきません。

したがって、新基地建設を認めない立場でこの修正案に賛成する討論といたします。各議員の皆さんの御賛同よろしくお願いいたします。

私の討論をこれで終わります。

○議長（高嶺善伸君） 吉元義彦君。

〔吉元義彦君登壇〕

○吉元 義彦君 こんにちは。

私も修正案に反対の立場から討論をさせていただきます。

私も、沖縄県一般会計補正予算第1号修正案に反対し、知事訪米費を含む原案に賛成する立場より討論を行います。

普天間飛行場の移設返還については、県内移設で合意され作業が進められているところではありますが、私も名護市においても平成9年12月に名護市住民投票が行われ、反対票が賛成票を上回る結果となりました。

ところが、12月25日当時の比嘉名護市長がヘリポート建設を受け入れ、市長辞任を表明し、それを受けての平成10年2月8日に行われた名護市長選挙で施設受け入れ派の岸本建男市長が誕生することになりました。平成11年12月23日には、普天間飛行場の名護市辺野古沿岸域への移設整備促進決議が採択され、名護市民の意思として普天間飛行場の移設受け入れを明確にいたしました。平成11年12月27日には名護市長が代替施設受け入れを容認するとともに、受け入れのための基本条件が提示されております。その後、SACO合意から米軍再編による合意に変更され、移設作業が進められていくことになりました。

平成18年1月22日の名護市長選挙で移設推進の島袋吉和市長が誕生しました。名護市民の意思は、名護市辺野古への移設容認が再度確認されたこととなります。平成18年4月7日には防衛庁長官と名護市長との間で、建設計画について誠意を持って継続的に協議し、結論を得ることとする普天間飛行場代替施設の建設に係る基本合意書が交わされております。

さらに、平成19年1月24日の名護市議会において普天間飛行場代替施設の沖合への移動を求める意見書が採択され、沖合への移動を強く要請するとともに、基本合意書に基づき誠意を持って協議を行うことを求めています。

このように、普天間飛行場の名護市受け入れにつきましては地元を二分する議論や比嘉名護市長の決断、その後の市長選挙など、基地の整理縮小や北部振興策などさまざまな議論や戦い、葛藤を経た平成9年から既に11年が経過しております。その間に北部町村の理解も得て2014年までに代替施設が建設されるものと理解しております。

私も、名護市選出の県議会議員として受け入れ容認の名護市や北部町村の意思を尊重して、県内移設を強力に推進していきたいと考えております。

同時に、宜野湾市民の長年の願望である危険な普天間飛行場の一日も早い返還を実現したいと考えており

ます。

平成20年6月定例会で可決された県議会の新基地建設反対の決議は、受け入れを表明している名護市や北部町村の意向を無視し現実と相反した決議と言わざるを得ません。単なる反対のみではなく、現実の移設案にかわる対案を名護市民や北部町村民に示すことは、決議をした野党議員の大きな責任であります。決議をして後は何もしない。このことも大変不思議なことであります。

いずれにしても普天間飛行場の代替施設建設については、名護市や県知事が要望する位置の変更によって決定されますので、県議会を挙げて支援をしていただきたいものであります。

今回の仲井眞知事の訪米予算は、米軍の事件・事故、日米地位協定の改定や米軍再編における普天間飛行場の返還、嘉手納基地以南の返還など、跡地利用計画も含めて沖縄県の自立型経済を構築していくための大変重要な課題を米国政府や米軍に直接訴えるものであり、過去の訪米実績を踏まえてぜひ予算を認めるべきものだと思います。

よって、補正予算の修正案に反対し、原案に賛成する立場から討論いたします。

御賛同よろしく願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 玉城義和君。

〔玉城義和君登壇〕

○玉城 義和君 ただいま議題になっております甲第1号議案平成20年度沖縄県一般会計補正予算の修正案に賛成する立場から討論を行います。

主に、今議会の議論に沿った形で議論したいと思えます。

まず最初に、沖縄県の知事が訪米をして沖縄の基地問題その他のことについて直訴をするということについて申し上げます。

本来でありますれば、基地問題は安保条約に絡むすぐれて国の外交に関する問題であります。したがって、本来は外交権を排他的に所掌する外務省・政府が責任を持って問題解決に当たるべきであります。

ところが沖縄における米軍基地の特異な成立過程、また日本政府が沖縄県民の声を酌み上げ切れないという事情などから、沖縄県知事はこれまで歴代にわたって訪米を行い、じかに基地問題の解決を米国要路に訴えてきたわけであります。

したがって、私はこれらの諸般の事情から行われてきた知事の訪米については県民要求の実現を目指すという点において、その必要性を十分に理解するということをまずは申し上げておきたいと思えます。

今回の知事訪米の要請事項には、「在日米軍の再編の確実な実施」という項目が入っております。

このロードマップの中身について幾つか検証をしたいと思います。2006年5月1日に発表された日米の「再編実施のための日米のロードマップ」は次の6項目から成り立っております。

1つは、「沖縄における再編」、トップ項目ですね。2番目、「米陸軍司令部能力の改善」。3番、「横田飛行場及び空域」。4番、「厚木飛行場から岩国飛行場への空母艦載機の移駐」。5番、「ミサイル防衛」。6番、「訓練移転」。

以上であります。このロードマップに一環して流れている思想は、今日のアメリカの軍事革命とでも言うべき、呼ぶべき、いつでも、どこでもアメリカの最も都合のいい時間に都合のいい場所から戦闘行動が可能となるような米軍の軍事機能の再配置を目指し、同時に日本の軍勢力との効果的かつ緊密な同盟関係の強化をねらっていることであります。

蛇足ながら申し上げますと、知事の訪米事業計画案の(2)の「在日米軍再編の確実な実施」というのは、文章上は、今、挙げた6項目全部にわたるわけでありまして、沖縄県知事の訪米なのか、日本国総理・外務大臣の訪米なのかがよくわからないということも指摘しておきたいと思えます。

このロードマップに最初に掲げられている「沖縄における再編」について、その中身について申し上げます。

これは、「(a)普天間飛行場代替施設」の建設、「(b)兵力削減とグアムへの移転」、「(c)土地の返還及び施設の共同使用」、「(d)再編案間の関係」——相互の関係ですね——の4項目から成り立っております。

すなわち1つは、2014年までに普天間代替施設を埋め立てによりキャンプ・シュワブ区域に建設をする、これが1つ。2つ目は、キャンプ・コートニーなどから約8000名の第3海兵隊機動部隊の要員をグアムへ移転をさせる。3つ目は、キャンプ・桑江などの返還とキャンプ・ハンセンでの自衛隊、嘉手納基地での米軍、それぞれの共同使用をうたっているわけでありまして。4つ目は、この3つの項目がどういうふうに関連をするかということについて明記をされております。すなわち、こういうふうに書かれています。これらは「全体的なパッケージの中で、沖縄に関連する再編案は、相互に結びついている。特に、嘉手納以南の統合及び土地の返還は、第3海兵機動展開部隊要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転完了に懸かっている。」。さらに今度は「沖縄からグアムへの第3海兵

機動展開部隊の移転は、(1)普天間飛行場代替施設の完成に向けた具体的な進展、(2)グアムにおける所要の施設及びインフラ整備のための日本の資金的貢献に懸かっている。」と、この2項目であります。すなわち、嘉手納以南の土地の返還というのは、第3海兵機動展開部隊要員のグアム移転完了にかかっており、そしてその移転は普天間の辺野古移設にかかっていると明確に述べているわけであります。

賢明なる議員の皆さんは、よくおわかりのとおり、普天間の県内移設はグアムへの移転や土地の返還の絶対条件であります。

このような日米の取り決めをお互いに理解した上で、次に仲井眞知事の訪米と再編の関連について申し上げます。

今9月定例会におきましては、多くの議員から訪米と米軍再編についての質問が出たところであります。

私も質問の中で、これまでの答弁にあるように、仮に移設には直接触れることがなく嘉手納以南の基地返還や兵員のグアム移転の要請をしたとしても、当然その前提である辺野古移設について沖縄県民は容認していると受けとめられ、誤ったメッセージをアメリカ側に発信することになるのではないですか。したがって県民の民意を受けて、辺野古移設に反対の決議をした立場から、要請内容の(2)の「在日米軍再編の確実な実施」という項目の削除が知事訪米の最低限の条件だと思いたうかがいですが、こういうふうに親切に聞いたわけであります。

それに対して知事は、米軍再編という言葉にこだわる意味が実は私前からずっと正確に理解し得てないんです。それが何度も申し上げたように1つはグアムへ海兵隊が移る。さらには嘉手納より南の基地が戻ってくる。これと後は普天間基地の移設とこうなっているんですが、この2つ、初めのグアムへの兵員の移転と基地の返還、これをしっかりとやってくれというのは当然言うべきことだと思うんですねとこう述べて、何かこれがパッケージだからこれも言うに違いないと言われても、よく意味がわからないんですねとこういうふうに結んでおります。

私は、言うに違いないなんていうことは一言も言っておりませんが、むしろ私がここで言っているのは、言うか言わないかというのは問題ではないということであって、アメリカにしてもこれらのことは辺野古への移設が大前提であってみれば触れる必要さえないことかもしれません。

これだけ理を尽くして説明しても、米軍再編という言葉にこだわる理由がわからない、理解できない、よ

く意味がわからないという答えを繰り返す知事を私は極めて残念ながら、県民の代表として訪米をしていたくわけにはまいらないと、こういう結論に至らざるを得なかったわけであります。

次に、加えて、歴代知事訪米の差異について申し上げます。

西銘、大田、稲嶺3代の知事の訪米要請内容をつぶさに検証してみればわかるとおりであります。第1回から11回までまさに全県民的要求を踏まえたものであります。基地の整理縮小を基本にして懸案事項を網羅し、あえて県民相互に対立をもたらすような項目は慎重に外されているわけであります。しかるに、今回、なぜわざわざ与野党が一致できないと予想されるこういう文言を盛り込んできたのか、私などはどうしても理解の及ばないところであります。

県議会の辺野古新基地に反対する決議に対して、わざわざ中途半端な反論を出してみたりするような政治手法に多くの県民の批判と違和感が指摘されているのも事実であります。

最後に、補正予算というタイミングについてですが、まず国内的には総選挙が近くあると言われて極めて国内政治が流動的であります。次の総選挙には辺野古移設に反対の政権が誕生することも十分に想定されるわけであります。

また、米国にしても11月4日大統領選挙、来年の1月20日の新大統領就任式という大変慌ただしい時期であります。落ちついて沖縄からの訪問者を迎えるという雰囲気ではないというふうに存じます。タイミングとしては適当ではないと考えます。

また、繰り返す述べられた事件、2月の事件・事故が続発しているから補正だというのも事件・事故は常に起こっておりまして、補正でという理由にはならないというふうに思います。

以上、申し上げました理由により、甲第1号議案平成20年度沖縄県一般会計補正予算の修正案に賛成する討論といたします。

議員諸氏の御賛同をお願い申し上げる次第であります。

○議長（高嶺善伸君） 照屋守之君。

〔照屋守之君登壇〕

○照屋 守之君 ただいま議題となっております補正予算の修正案に反対し、原案に賛成する立場から討論を行います。

普天間飛行場の移設・返還については、先ほど宜野湾市及び名護市選出の県議の討論で明らかにされたように、地元の合意のもとに進められていることが明確

にされました。

特に宜野湾市議会の意思は、S A C O合意の基本方針に盛り込むようにとの決議があり、つまりS A C Oの基本方針は県内移設でありますから、宜野湾市議会も過去に県内移設の容認というふうな受け取りができるものと思っております。さらにまた、S A C O合意から米軍最終報告に盛り込むような決議も宜野湾市議会で行っており、この決議の趣旨も米軍再編に反映されるような意図ですから、米軍再編の最終報告も県内移設、つまり宜野湾市民の意思も県内移設、そしてまた、先ほどありましたように名護市の意思も明確に受け入れというふうな現状からいたしますと、6月定例会の新基地反対の県議会の決議は地元の意向を無視というよりは全く無視したものでございます。県民の意思は県内移設ではっきりしているわけですから、そのことが県民の理解が得られるはずはありません。

特に、この沖縄県議会にも名護市選出の議員もほかにいて、宜野湾市の選出の議員もいるわけですが、このような形で地元の意思を全く酌み取ることができていない議員が存在をして、今進められている代替施設に対する反対がされるということに非常に不思議な感じを持っているわけがあります。むしろ多くの県民は基地の返還について、いつまでも反対・賛成の議論で問題解決が先延ばしにされている現状に不満を抱いております。

特に、革新県政で普天間飛行場の返還は解決できなかった、このことを県民はよく知っており、その結果、県政も革新県政から保守県政への選択を行っているわけでございます。

県民の願いは、仲井眞県政によって普天間飛行場の早期移設を実現し、嘉手納以南キャンプ・キンザーなどの基地の返還も実現して、県民を危険な状況から解放し負担軽減を求めているわけがあります。

さらに、基地にかわる夢と希望の持てる県民生活や県経済の発展に寄与できる跡利用を望んでいるわけがあります。北谷町のアメリカンビレッジや天久の新都心のような基地から生まれ変わる新たなまちづくりに多くの県民が期待をしているわけがあります。

そして自立型経済の確立や新たな沖縄県づくりに大きな夢を託して仲井眞県政に期待をしているわけでございます。

普天間飛行場の県内移設については、平成8年、大田県政のもとで日本政府と米国政府の協議のもとに合意がされてきました。その当時から新基地反対の決議やグアム移転等を求める県知事の動きや県議会の動き

がないままに、大田知事も県議会も県民も日本政府と米国政府の合意を容認してきた経緯があります。

平成8年から12年経過した現在、代替施設建設を新基地反対として決議を行い、また、大田前知事が9月23日の新聞紙上でグアム移転が最善・最短の方法と述べているわけでありますけれども、なぜ平成8年の日本政府や米国政府の交渉時にそのような主張をして県民運動をつくり出すことができなかったか、非常に不思議であります。大田革新県政では容易にできたはずであります。大変残念に思います。

いずれにしても私どもは、保守・革新を問わずこれまでの反省を踏まえて今進められている県内移設を実現して基地の整理縮小をするために力を合わせたいものであります。

この現状は、平成8年当時の県知事や県議会、そして県民の判断が現在の形をつくってきたことは間違いないところであります。

さて、私ども沖縄県にとって戦後63年の長期にわたって過重な基地負担を背負ってきた米軍基地問題の解決は言うまでもなく重要な課題であります。その解決促進を図るためには、日本国内ばかりではなく、米国政府、連邦議会、米軍関係者並びに米国民に対し、直接沖縄県の実情を訴え基地の整理縮小等について訴えることにより、沖縄の基地問題への理解と解決を求めていくことが重要であります。

知事の訪米の先駆けは、昭和60年、西銘順治知事の訪米要請でありました。以来、県政は保守、革新、また保守と変わりましたが、いずれの県政においても米軍基地の存在に苦しむ県民の負託を受けて知事が訪米し、沖縄の基地問題に関する地元の声を直接訴えるという行動は県民の理解と共感を得ているものであります。

これまでの訪米要請の結果、西銘知事時代の訪米では、泡瀬ゴルフ場の返還などのいわゆる23事案の返還合意、大田知事時代の訪米では、普天間飛行場の返還、読谷補助飛行場の返還及びパラシュート降下訓練の移転、県道104号線越え実弾射撃訓練の移転等のS A C Oの最終合意、稲嶺知事時代の訪米では、海兵隊要員等の兵力削減とグアムへの移転、嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還等の在日米軍再編の合意など、日米両政府の基地政策に影響を与え、県民の過重な基地負担の軽減に成果を上げているものと考えます。

野党各派は、要請項目として県が掲げている「在日米軍再編の確実な実施」は、さきの野党のみに行われた普天間飛行場の県内移設に反対する決議に反するも

のであり、この項目を要請するのであれば訪米予算を認めないとの姿勢であります。

しかし、仲井眞知事は米軍再編の確実な実施の項目については、嘉手納以南の返還などを求め、代替施設建設については国内問題であり、米国政府に要請しないと明言しており、野党会派の言う反対する理由はないのであります。

普天間飛行場の移設について与野党で考え方が異なっていることは百も承知のことです。この相違を理由に県政がこれまで培ってきた訪米要請の事業を差しとめることは、沖縄の抱えるさまざまな基地問題を内外に訴えかける機会を県民みずから放棄することにほかなりません。

大田革新知事は、8年間で7回訪米してきた経緯があり、仲井眞保守県知事は認めない。このことは県民に説明がつかないと考えます。

このような野党の姿勢は、数の論理をもってみずからの政策を推し進めようとする自分本位の考え方に基づくものであり、県民の願いを踏みにじるものであると考えます。私としては、知事は正々堂々訪米し、みずからの信念を持って地元の声を米政府関係者などに対し主張することが大切であると考えます。

特に、今回の訪米については、復帰後308回にわたるうるま市のホワイト・ビーチに原子力潜水艦が寄港し冷却水漏れの事故があったことから、この問題を取り上げることを明言し、過去11回で上げられなかった原子力潜水艦問題については地元うるま市の市民にとっても大変ありがたいこととあります。ですから、うるま市の代表の県議は反対はできませんよ。

なお、米国においては、11月の米国大統領選挙が行われ、年末から年明けにかけて新政権による対日政策の枠組みや必要な人事が調整されると聞いております。

米大統領選直後の次期政権スタッフの人選や外交・防衛政策の調整が行われる時期に訪米し、政策形成に影響力を持つ米側の関係者等に対し、沖縄の実情を理解してもらうとともに、次期政権の米軍再編等に関する考え方などについて情報収集や意見交換を行うことは、時宜を得たものだと思えるものであります。

以上、述べましたことから、沖縄の基地問題の解決のためには今後とも米国政府に対し粘り強く訴え続けていくことが重要であり、そのためには議会としても知事の訪米要請を支持する必要があることから、私は原案に賛成するものであります。

修正案を提出されている方々もまだ間に合いますから、私と一緒に同様の立場で原案に賛成するよう強く

お願いを申し上げます。

○議長（高嶺善伸君） 前田政明君。

〔前田政明君登壇〕

○前田 政明君 私は、日本共産党県議団を代表して、ただいま議題となっております平成20年度第3回定例会甲第1号議案「平成20年度沖縄県一般会計補正予算（第1号）」の知事の訪米経費を減額する修正案に賛成討論を行います。

私は、野党の修正案提案者を代表して、修正案の提案と説明を委員会で行わせていただきました。

委員長からおおむねありましたけれども、その知事の訪米経費を減額する理由、内容は、今回の訪米の目的について、知事は代表質問及び一般質問において「在日米軍再編の確実な実施」を要請することを要請事項として掲げていること。この「在日米軍再編の確実な実施」の中には、普天間飛行場の名護市辺野古沿岸域への移設が含まれていることから、県議会が6月定例会で議決した「名護市辺野古沿岸域への新基地建設に反対する意見書」及び同「決議」の考え方とは相入れないものである。

このような立場から、辺野古沿岸域への米軍の新基地建設の推進を含む米軍再編の確実な実施を要請事項とする知事の訪米事業に要する経費を削減するものであるということで、修正案を提案してまいりました。

私たち日本共産党は、知事の訪米について一概に否定するものではありません。

これまで過去の知事の訪米は、県民世論を背景に基地の負担の軽減、普天間飛行場の返還、海兵隊の県外移転などを訴えたものでした。

2005年の稲嶺知事は訪米して、海兵隊の県外移転、嘉手納基地の運用改善、キャンプ・ハンセンの都市型戦闘施設の建設中止、日米地位協定の抜本的見直しの4項目を、もうこれ以上沖縄に基地を受け入れるところはありまないと米国に訴えていることが報道されています。

今回の仲井眞知事の対応は、「普天間飛行場の移設に関する沖縄県の考え方」で、多くの県民の願いと県議会の「名護市辺野古沿岸域への新基地建設に反対する決議」・「意見書」に対して、現実的ではなく理想論であり、名護市のキャンプ・シュワブに移すことが実現可能性の高い早道だ、知事の立場を十分に理解していないものだと思われました。

そして今回の訪米においての辺野古に基地建設をすることを重要な内容とする米軍再編の確実な実施を訪米要請の主要な項目としています。

このように今回の仲井眞知事の訪米目的は、県民の

多くが反対している辺野古沿岸域への新基地建設を実質的に訴えることになる内容になっています。

これは、代表質問、一般質問を通して知事の訪米の要請事項については、あくまでも米軍再編の確実な実施を要請項目から外さない、こういう変わらないことを答弁しておりました。

日米両政府言いなりの米軍再編を全面的に容認して、辺野古沿岸域への基地建設が現実的である、知事は自分の考えのみが正しいとして、県民代表の県議会の決議を踏みにじる辺野古沿岸域への基地建設を容認する訪米の要請内容として、日米両政府に米軍再編の推進と辺野古への新基地建設を推進する立場と見解を日米両政府に対する修正を幾度となくこの議会で知事は表明しました。

この知事の県民世論と県議会意見書・決議に挑戦する真のねらいは、日米両政府に私は県民が何と言おうと米軍の新基地建設推進、米軍再編の推進者で米国への忠実なる味方であること、このことを懸命に表明することではなかったでしょうか。

まるで、米軍占領下の任命主席のように私は感じました。沖縄県民の代表である県知事ならば、これまでの歴代の知事の訪米に見られるように、少なくとも県民の世論を背景として、米軍基地の整理縮小・撤去を訴え、要請するものでなくてはならないのではないのでしょうか。

沖縄の米軍基地は、国際法を踏みにじる不法不当なやり方、銃剣とブルドーザーによって建設された海外侵略の危険な基地であります。

沖縄県知事としてみずから進んで、世界の宝である辺野古の美ら海、大浦湾の世界的にも貴重なサンゴを埋めて、恒久的な新基地建設を強行に推進する立場は、沖縄県民の代表である知事としてあるまじき言動ではないのでしょうか。

知事は、キャンプ・シュワブ沿岸の滑走路2本の基地について、普天間基地と比較してもさまざまな基地機能の強化された新基地を新しい基地の建設とは性格が異なると否定して、米軍再編と新基地建設の危険な実態を意識的に過小評価して新基地推進を進める対応を行っています。名護市民投票で新基地建設ノーという審判を踏みにじる見解も述べています。

県民の世論は、この間一貫して多くの県民は辺野古新基地建設は反対である、この県民の民意を示しています。名護市も宜野座村も住民投票や村民大会決議等の住民の願いを踏みにじる対応を行っています。また、名護市にあるキャンプ・シュワブに移すことが実現可能性の高い早道だとの見解は、世界的に見ても

貴重なサンゴ群、ジュゴンの生息する世界の宝の美ら海を守り、人殺しの海外の米軍侵略基地建設は許せないという10数年余にわたる県民の粘り強い反対運動を無視し、県民世論等世界の宝を守る世界的な自然保護団体などの運動を否定するものそのものであります。

新基地建設を推進してきた守屋前事務官も逮捕され、防衛大臣もたびたびかわり、米軍再編協議の米側代表を務めたローレス前米国防副長官が、同盟変革再編の実施が漂流している。普天間飛行場の移設がその例だ。この合意はすべてが連動する複雑な機械のようなもので、1つのパーツが凍結すれば全体が凍結してしまうと述べるなど、思いどおりにならないいら立ちと危機感が米軍再編推進勢力から伝わってきております。

私たち県議会代表に対してアメリカ大使館のグリーン課長は、SACOの合意の失敗の繰り返しをしたくない、このように率直に述べておりました。

この状況は、県民の粘り強い運動が全国の人々や世界の自然保護団体を初めとする支援と連帯の輪が大きく広がり、今では辺野古の基地建設は極めて困難な状況に県民の運動で日米両政府が追い込まれている局面になっています。

県外や国外移設はベストであるが理想論だとして、この間、一度も県民の望む立場で行動や提起をしたことがないことが知事答弁ではっきりしました。

この10年間の粘り強い県民の基地の県内移設に反対する県民運動と県民世論の力でSACO合意を破綻させたではありませんか。県議会も7月18日に6月の県議選挙の民意を反映して、辺野古沿岸域への新基地建設反対の意見書・決議と同時に、普天間基地の早期閉鎖・返還を求める陳情を全会一致で採択しております。このことは、これまで県議会での意見書採択は普天間基地の早期返還を求める決議が全会一致で行われてきております。これを自民党などが政府に屈服をして県内移設容認という形で強行したことが現在の状況をつくり出しているではありませんか。

ですから、今回の県議会の決議は県民の本来の願いにこたえた県民の民意が反映するものとして極めて重要な意味を持っているものであります。

新基地建設を断念させる県民運動と、普天間基地の危険性を除去する県民運動をますます大きくしていかなければなりません。

嘉手納以南の米軍基地の返還は、普天間基地の県内移設と同様に県内移設が前提となっています。県内移設であり、基地負担の実質的な軽減にはなりません。

軍特委員会で公室長は、県内移設のめどが立ってい

ない、こういうふうに答弁しました。皆さん、それをあたかもすぐできるかのごとく県民の願いを欺くようなそういうやり方は、私たち県民は辺野古の普天間の県内移設条件付きの体験でその本質を見抜いたではありませんか。

戦後63年、米軍基地あるがゆえの苦難を背負わされた県民の願いは、米軍基地のない平和な沖縄をつくることです。

今、沖縄県民は危険な普天間基地の即時閉鎖・撤去を訴えて、その実現の先頭に立つことのできる勇気のある知事を求めています。県知事、新基地建設反対の新基地建設を実現すること、これが強く求められています。

日米両政府と辺野古の新基地建設の推進のことしか考えられない仲井眞知事の主張は、県民の新基地建設反対の願いを踏みにじるものであり、知事の米軍再編推進の立場では普天間基地の危険性の除去と騒音被害問題についても普天間飛行場の閉鎖状態の実現どころか、騒音被害はふえているではありませんか。

知事の推進する米軍再編のねらいは日米軍事同盟の強化であり、そしてアメリカ軍と同盟国軍隊との共同作戦体制の再編について軍事同盟の強化を目指すことです。

ブッシュ政権の同盟再編は、日本の場合、自衛隊を世界じゅうでアメリカ軍とともに戦争する軍隊にかえることをねらうものです。憲法9条の全面的なじゅうりんなしには不可能な中身です。憲法9条を何としても守らなければなりません。

沖縄県内の米軍演習や事件・事故の増発、日米同盟が戦争のにおいを濃く漂わせているのは、まさにアメリカの米軍再編、政策、日米同盟の一体化との強化がその根幹にあるわけであります。

現実的と現状の沖縄県民の苦難の根源を訴えずに沖縄県民があきらめていたら、米軍基地のない沖縄を実現することはできません。現実的という言葉は現状を変革することを理想といって、あってはならない異常な沖縄の米軍基地の存続を容認し、海外侵略の危険な基地を半永久的に認めることになります。子や孫たちにこの沖縄の軍事植民地的な状況を将来にわたって容認することになります。

沖縄県民が島ぐるみの祖国運動を行っているときに、祖国復帰運動は現実的ではない。復帰すると芋とはだしになると現実的という言葉で県民の苦難を解決する、そういう平和と憲法を暮らしに生かす祖国復帰運動と闘いを実質的に妨害して米軍基地を容認する、そういう役割をこの現実的、理想的という言葉が果た

してきたではありませんか。沖縄県の戦後史の歴史で、沖縄県民の苦難の根源を容認し押しつける歴史的な役割を果たしてきました。

このような現実的という理想論に対して沖縄県民は、自民党などに頼らずに沖縄県民が容認して、皆さん、沖縄県民が島ぐるみの闘いであの祖国復帰を実現したではありませんか。

沖縄県民の苦難の根源を解決していくことこそ県議会議員の責任ではないでしょうか。県民の苦難の根源である米軍基地を沖縄県民の生命と財産を守り、世界の宝である美ら海を守る責務は沖縄県知事にあります。

海外侵略の米軍の恒久基地を建設するために、人類の宝であるジュゴンのすむ辺野古の大浦湾の美ら海を埋めて新基地建設を推進するために、今回の知事訪米の要請事項に盛り込んである米軍再編の確実な実施を米国に要請することは、多くの県民の新基地建設反対の願いと、6月定例会の県議会の「名護市辺野古沿岸域への新基地建設に反対する意見書」・「決議」とは相入れないものです。

沖縄県知事が行うべきことは、県民の願いにこたえて新たな米軍基地の建設に反対し、沖縄の米軍基地の撤去に向けて県民とともに行動し、島ぐるみの運動を起こし、知事がその先頭に立って県民とともに頑張ることではありませんか。

私たち県議会議員は、沖縄県民の代表であります。県民の苦難の根源を解決するためには、どんな苦難な問題があっても県民とともに粘り強く頑張って米軍基地のない沖縄をつくることこそ、党派を超えた私たち県議会議員の役割ではないでしょうか。

日本共産党は、新基地建設を許さず、基地のない平和な沖縄、日本を実現するために、県民の皆さんと手を携えて奮闘する決意を表明いたしまして、知事訪米予算を削除する修正案に賛成するものです。

歴史に残る議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

〔吉田勝廣君登壇〕

○吉田 勝廣君 皆さん、こんにちは。

易しくやりますから、どうぞお聞きください。

甲第1号議案に対する修正案に反対し、原案に賛成する立場から討論を行います。

こうして議場に立って討論することは、非常に私は残念に思っています。

ここに至るまでに各党派、執行部、この問題を解決するためにどれぐらい汗を流したんだろうかと、そういう疑問も持っております。

私は、無所属で1人1党でございますから意見を述べる機会が少ないので、この討論に参加を申し出ました。そういうことで、ぜひお聞きください。

先ほど賛成、反対討論を聞きました。修正案に賛成する皆さんの御意見、これも御立派だと思います。

しかし、知事が訪米することがいかに大事なのか。辺野古の移設問題にちょっとこだわり過ぎているのではないかな、そういう思いをしました。

アメリカは沖縄の内容、沖縄が今どういう状況にあるかをよく知っていると思います。県議会の反対も知っているし、それから知事の考え方も知っている。ある意味では沖縄県民はアンビバレントかもしれない。そういう状況だということもアメリカは承知だと思います。

そういう意味で、知事の訪米がどういう形でアメリカの世論、あるいはアメリカの国防総省あるいは国務省に訴えることができるか。これは知事に与えられた非常に大きな権限ではないのかなと、私はそう思います。

そういう意味から、ぜひ私は皆さんの話も聞いて、その話の中から今お話を述べました。今度は私の意見を述べたいなと思っています。

私は、米軍再編に対しては大きな疑問を持っています。そういう意味で再編問題はこれは頭ごなしであって、県民の意見を聞いてない。そういうことをやって、まさに札束でほったをたたくようなものだと、このことを私はこの議会でも発言をして、稲嶺さんや牧野さんに対して非常に怒るべきではないかと、そういう話も申し上げました。

また、辺野古がダメなら嘉手納以南は認めないよというそのパッケージ論、これこそまた県民を愚弄するものではないのか。こういうことも私はお話を申し上げました。

それから、海兵隊の移動について、この海兵隊の移動は、現在1万2000名しか海兵隊いないんですよ。そして沖縄に駐留するのは1万8000名だと言っている。8000名をグアムに持っていくと。残りハウ・マッチと言ったら、1万人残ることになるというんだ。そうすると2000名しか実態からするとないわけだ。そうすると、これはまさにバブルではないか。いわゆる宿舎をつくるために、あるいはまた海兵隊の司令部が移設するだけです。こういう実態は、私は米軍の再編問題に対してはやっぱり厳しく内外で議論をして追求すべきではないのかなと思っています。

そういう前提に立ってもなお私は訪米すべきだと、そういう議論を展開したいと思います。

基地問題の困難さは、沖縄の歴史から見れば皆さんも御存じかと思います。1945年、沖縄は戦争に敗れて、それ以後ずっとアメリカが支配をし、1972年に復帰をしました。もちろんその復帰の前段においてはさまざまな闘いがありました。それは革新であれ保守であれ、すべてがいわゆるアメリカの異民族支配に対して抵抗し頑張ってまいりました。その多くの県民の結果が72年の復帰を勝ち取ったと私は認識をしております。

そういうことで私は、基地問題は国と国との関係があって条約があって非常に難しい、それが1つ。それから地域に限定されていると、いわゆる沖縄は沖縄、あるいは岩国は岩国、そして宮城県は宮城県。そういう形で横須賀は横須賀とか、地域に限定されてこの運動が全国的になかなか展開しにくい。そういうことがあってなかなかこれは全国的な運動は難しいということにまたあるということです。

それから、もちろんこれは当然だと思いますけれども、各党・各会派の意見の相違が——よく55年体制と言いますけれども——非常にかけ離れていた。かけ離れているところに、じゃ、これをどういう形でまとめていくかというのは非常に難しい。ですからこういう政策、これが非常に困難さがあったということであります。

それから4点目は、地主やあるいは基地で働く方々、そしてまた基地に依存して生活が成り立っていることが多い。それはなぜかと言うと、戦後ずっとそういう形で県民はそういう生活を強いられて、余儀なくされてきた。だから、そこからなかなか離れて自立することが困難である。これは沖縄の経済も全くそのとおりだと思いますけれども、自立することは困難である。こういうことがあってなかなか基地問題が一つにまとまるのは難しいのかなと思っています。もちろん歴史的背景はもう皆さん御存じだから言いません。歴史的背景に基づいて各県なり本土の方々との温度差があるということもあります。

それから6点目には、私有地のために跡地利用がなかなか難しい。私有地というのはやっぱり権利があり、そこからまた軍用地料をもらって生活をするわけだからなかなか難しい。そういうことがあって基地問題の解決は困難だということであります。

しかし、そういう困難があったとしても県民は立ち上がったことがあります。これは皆さんもよく御存じだし、4原則貫徹大会がありますね。これは1956年に行われています。そういう闘いを挑んで、当時の米政府、日本政府に対して闘いを挑んで、これは成功する

わけですね、いろいろ若干問題はあったとしても。そういうことを通して闘う。

そして1969年には、いわゆる任命主席から主席公選制という世論のうねりがあって、そのときに当時の松岡政保は訪米をして、基地問題と主席公選制を訴えているわけです。これが一番最初の沖縄の主席の訪米だと私は認識をしております。

それから、これは当議会が頑張っていたいて、現在の玉城副議長、そして嘉数知賢さんなんかが中心になって、よく言う10・21の県民大会を成功させました。これも非常に大きな大会だと思います。

それから、金武町における都市型ゲリラ、これもさまざまな考え方の相違があったとしても、県民大会を現地で集会することができました。

こういうことを私たちは一つ一つ大きな事件・事故とか、そういうときには県民が結集して大会を持って大きな世論となつてうねりを出したと私は思います。そのうねりが教科書のあの問題の大きな県民大会につながったと私は考えております。

それからまた、この大きな闘いの前提となつて各町村でいろんな島ぐるみじゃなくても町ぐるみ、村ぐるみで闘いがあります。私は、非常に一番感心するのは、1970年におけるあの安田のいわゆる実弾砲撃演習、105ミリ砲を使って実弾砲撃演習をしようとしたんです。これを村民がとめたんです。そして、もしあのときとめなかったら何が起きたか。あのヤンバルの森ありませんし、ヤンバルクイナも死滅していただろう。この闘いは非常に大きな闘いではなかったかと私は思います。

それから、よく言うハリアーパッドの安波における訓練場の闘い。これも村民が非常にみずからのエネルギー、これを投入して闘ってまいりました。恩納村の都市型ゲリラ訓練場もしかりであります。それから県道104号線も1973年からずっと大衆運動を含めて私たちも行政の立場から反対運動を展開してこういうふうに通って、やっぱりいろんな闘いを通して成功したと思います。

そういう中から私は知事のいろんな訪米があると思います。さっき言いました1967年の松岡政保さんの訪米、西銘さんの訪米、そして大田さんの訪米、これを全部いろいろひもといってみました。私も大田さんと2回訪米をいたしました。そのときに大田さんは非常に鋭く基地問題を追及し、そしてまた同行いたしました嘉手納町長、宜野湾市長、僕も、それから恩納村長、多くの村長さんがみずからの地域で抱えている問題を本当に鋭く米当局に対してお話をしました。やっぱり

向こうのアメリカは民主主義ですから、我々の首長という立場、ガバナーという立場、あるいはそういう立場を非常に尊重します。この方々は要するに市民からあるいは町民から選ばれた人だということだから尊重はします。だから、私はこういう問題を通して、よく言う沖縄の3事案、県道104号線もそうだったし、パラシュートもそうだったし、それから那覇軍港もそうだったし、ある意味ではそういう課題が解決の方向へ進んでいった。そのあとで普天間の移設問題が桃原市長から問題提起されて、そこからスタートいたします。そういうことを通して、私はこの知事訪米がいかに重要なことなのかということをも身にしみて感じております。

先ほども知事訪米の内容等々についていろいろありました。私は、知事訪米は、例えば大田さんも全面基地撤去、安保条約反対、いろいろありました。しかしながら、そういうことは一つも言うておりません。ただ沖縄の今の基地の問題は沖縄県民が非常に苦しんでいる、だから何とかしなくちゃいけないんじゃないかということをお田さんは常に発言しておりました。だから、この大田さんの訴える力というのは、これは非常に大きなものがあつたんじゃないかなと私は感じております。

そういうことで、私はアメリカとの交渉のときには、イエスかノーかの社会ですからアメリカの社会は、だから厳しくやっぱり追及するときは言うことは言うべきだということで認識をしております。

それで私は、こういう訪米に対して大田さんは7回訪米をしました。金武町は私を含めて4回訪米をしました。その中で私が言いたいことは、大田さんが7回訪米をして、3回の訪米は少数与党でありました。しかし、議会の対応として3回は少数与党であつたけれども、いろんな意見は述べています、大田さんに対して。しかし、予算の削減ということは言うておりません。どうぞ大田さん、与党も言うておりません。ただ大田さんの政策はいろいろあるけれども、やっぱり沖縄県民の世論を世論として訴えることが大事だなという、当時のやっぱり自民党を中心とした県議の皆さんの度量、幅広さ、それは非常に大事じゃなかったかなと私は思います。

そういう意味で、それから平成7年になって大田さんが多数の県議、議会多数が与党になります。そのときの第7回目の訪米のときに、これは野党の方から現在みたいに修正案が出されました。そのときに答弁ですね、賛成意見、議案に賛成する立場からということではこれは平良長政さんが述べております。この述べて

いるのは、私は非常に同感なんです。ちょっと読んでみましょうか。「私どもといたしましては、県が今後とも継続して訪米要請活動を実施し県民の声を直接米国政府等関係機関へ粘り強く伝えていくことによって、基地問題の解決に前進が図られることを確信するものであります。」、これが1つです。2つ目、「幾ら日本政府に訴えても基地を沖縄に押しつけ、兵力削減などの対米交渉をしないからやむを得ず知事が訪米直訴しているのではありませんか。」、それから、「復帰後25年の日本政府の沖縄基地問題に対する対応は何だったのか、明々白々ではありませんか。みずからの問題は自主主体的に取り組まない限り解決の道はないわけであります。西銘前知事ですら我慢できずに2度も訪米したのではなかったでしょうか。」。最後に「今後とも粘り強く米国世論に訴えれば必ずわかってもらえると確信するものであります。知事が行くのではなく知事も行ってもらい、そして我々県議会も行って波状攻撃をかけてこそこの問題の解決になると思うわけであります。」と、こういうことで結んであります。

私は、野党・与党の意見の相違は当然だと認識します。また私も町長時代に訪米に対していろんな意見も伺いました。野党の方からですね。行くのはおかしいんじゃないかとかいろいろ言われました。しかし、やっぱり行くことによって、訴えることによって大きな成果があるわけですね。これは県道104号線の問題であれ、それから金武町はキャンプ・ハンセンを抱えて6000名の海兵隊が常時駐留しているわけですから、この米軍犯罪からいかに町民を守るかという意味での私たちは相当努力をしました。そういう意味では米軍の司令官、あるいは海兵隊の司令官、あるいはハワイの司令官、そしてまた米軍の海兵隊に直接講話をしていくということを通して、いかに皆さんが米軍犯罪を、いわゆる罪を犯すことがいかに県民や町民に対して迷惑をかけているか。そしてその友好が損なわれているかというようなことを私たちは述べました。そしてまたアメリカに行って、なぜ海兵隊は犯罪を犯すのか、その根底はどこにあるのかということも私たちは述べてまいりました。恐らく今後、ドルが安くなります。アメリカは経済が弱くなっています。ますますそういう意味では海兵隊の犯罪がふえるのではないのかなという予測を私はしております。

そういうことで、与野党いろんな御意見はあると思います。またそれは当然であります。しかし、私たちは先ほど沖縄県民の心が一つになっているいろんな闘いを通していろんな要請・要求をかち取ってまいりまし

た。それこそが私たち沖縄県民の大きな課題ではないのかなと私は思います。

そういう意味でこの問題は大きな困難を抱えています。その困難を乗り越えてこそ、よく言う言葉で言うと、小異を残して大同につくとか、私はまた怒られるかもしれませんがけれども、また軍転協なども各市町村もいろんな要請行動を展開しております。

そういうことで私は今度の知事の訪米の予算は容認をしていただいて、やっぱり知事が沖縄の問題、基地の問題をいろんな意味で要請をして直訴してやることは、非常に大事ではないかなと思って、この修正案に反対をして原案に賛成する立場から方針の提起をいたします。

私はマックス・ウェーバーという政治家が大好きなものだから、それから森嶋通夫さんも大好きなものですから、そこだけちょっと引用して終わりたいと思います。政治家は常に現実には照らして信念を検討し修正することを怠ってはならない。そのような謙虚さを失うときに信念は硬直化をして、その党や政治家は民衆の支持を失うであろう。

そういうことを述べておりますので、私の原案に賛成する討論を終わります。御静聴ありがとうございます。

○議長（高嶺善伸君） 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

休憩いたします。

午後0時42分休憩

午後0時42分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

これより甲第1号議案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、修正議決でありますので、まず委員会の修正案について採決いたします。

お諮りいたします。

委員会の修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高嶺善伸君） 起立多数であります。

よって、委員会の修正案は、可決されました。

○議長（高嶺善伸君） 次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決いたします。

お諮りいたします。

修正部分を除く部分を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、修正部分を除く原案は、可決されました。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後0時43分休憩

午後0時44分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

午後の会議は、午後1時45分から再開いたします。
休憩いたします。

午後0時45分休憩

午後1時48分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

この際、日程第9 議員提出議案第5号 台風13号及び15号関連被害に対する支援等を求める意見書、日程第10 議員提出議案第6号 台風13号及び15号関連被害に対する支援等を求める要請決議及び日程第11 議員提出議案第7号 過疎地域自立促進のための新たな立法措置に関する意見書を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

當間盛夫君。

〔議員提出議案第5号から第7号まで 巻末に掲載〕

〔當間盛夫君登壇〕

○當間 盛夫君 ただいま議題となりました議員提出議案第5号、同第6号及び同第7号の3件につきまして、総務企画委員会の委員等により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、台風13号及び15号関連被害について、関係要路に要請するため及び過疎地域自立促進のための新たな立法措置に関して関係要路に要請するためであります。

次に、議員提出議案第5号を朗読いたします。

〔台風13号及び15号関連被害に対する支援等を求める意見書朗読〕

次に、要請決議につきましては、意見書と本文は同一で、記以下の要請項目とあて先だけが違いますので、要請項目とあて先だけを朗読いたします。

〔台風13号及び15号関連被害に対する支援等を求める要請決議の要請項目及びあて先朗読〕

次に、議員提出議案第7号を朗読いたします。

〔過疎地域自立促進のための新たな立法措置に関する意見書朗読〕

以上で提案理由の説明を終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第5号から第7号までについては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、各議案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） これより議員提出議案第5号「台風13号及び15号関連被害に対する支援等を求める意見書」、議員提出議案第6号「台風13号及び15号関連被害に対する支援等を求める要請決議」及び議員提出議案第7号「過疎地域自立促進のための新たな立法措置に関する意見書」の3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案3件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第5号から第7号までは、原案のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第12 議員提出議案第8号 協同出資・協同経営で働く協同組合法（仮称）制定に関する意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

玉城ノブ子さん。

〔議員提出議案第8号 巻末に掲載〕

〔玉城ノブ子さん登壇〕

○玉城 ノブ子さん ただいま議題となりました議員提出議案第8号につきましては経済労働委員会の委員

等により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、協同出資・協同経営で働く協同組合法（仮称）制定について関係要路に要請するためであります。

次に、議員提出議案第8号を朗読いたします。

〔協同出資・協同経営で働く協同組合法（仮称）制定に関する意見書朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第8号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） これより議員提出議案第8号「協同出資・協同経営で働く協同組合法（仮称）制定に関する意見書」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第8号は、原案のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第13 陳情14件を議題といたします。

各陳情に関し、委員長の報告を求めます。

経済労働委員長。

〔陳情審査報告書 巻末に掲載〕

〔経済労働委員長 玉城ノブ子さん登壇〕

○経済労働委員長（玉城ノブ子さん） ただいま議題となりました陳情14件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情14件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情14件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第14 陳情13件を議題といたします。

各陳情に関し、委員長の報告を認めます。

文教厚生委員長。

〔陳情審査報告書 巻末に掲載〕

〔文教厚生委員長 赤嶺 昇君登壇〕

○文教厚生委員長（赤嶺 昇君） ただいま議題となりました陳情13件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

陳情第92号に対する討論の通告がありますので順次発言を許します。

上原 章君。

〔上原 章君登壇〕

○上原 章君 皆さん、こんにちは。

私は、陳情第92号「後期高齢者医療制度の廃止を求める陳情」に反対する立場から討論を行います。

日本では、いざというときには、だれでも、いつでも、どこにいても必要な治療を保険で受けることができます。しかも、病院の窓口で支払う額はかかった医療費の3割以内で済みます。また、仮に重い病気にかかり、長期入院などで医療費が高額になった場合であっても、1カ月当たりの自己負担限度額が設定されているため、安心して治療を受けることができます。

この日本が世界に誇る「国民皆保険」は、市町村単位の地域保険である国民健康保険、国保の事業開始1961年をもって実現され、国民の安心の基盤となっています。

では、国民皆保険でない国はどうかというと、例えば米国では日本のように、すべての国民が平等に医療を受けることはできません。盲腸の手術の総費用を比較してみると、日本の場合の自己負担額は8万円程度で済みますが、ホノルルでは230万円以上、ニューヨークでも190万円以上かかるとされています。

このため、米国でこのような高額な医療費をカバーしようと思えば、自分で民間の保険や医療組織などに入るしかありません。しかし実際にはだれもが保険に入れるわけではなく、米国では約6人に1人、4500万人が無保険者なのです。

御承知のように、日本は世界最長の平均寿命に加えて、諸外国に比べて長い健康寿命を実現しています。これも国民皆保険があったからこそです。しかし、少子・高齢化や人口減少が進む中で、今後も国民皆保険を維持していけるかという赤信号が点灯しています。

主な理由は、医療費の急激な伸びです。

医療費の総額である国民医療費は、毎年ほぼ1兆円ずつふえ続けていますが、今後は医療費の伸びにさらに拍車がかかり、現在の33兆円から2025年度には56兆円にまで膨れ上がると見られています。

医療費を押し上げている最大の要因は、高齢者の医療費の増加です。1人当たりの医療費を比較してみると、75歳以上は年間78.5万円で、現役世代の5倍以上に当たります。その75歳以上の人口は現在は約1300万人ですが、25年には約2200万人になります。このため、75歳以上の方々の医療費は、25年度には国民医療費の半分近くを占めると推測されています。

高齢化が進み医療費が膨らむ中、すべての高齢者の

皆様にとって、長生きすることが幸せだと実感できるような手だて、また、何としても国民皆保険制度を守っていく政策を政治は責任を持って取り組んでいかなければなりません。

「団塊の世代」の定年退職がいよいよ始まり、日本は世界でも例を見ない超高齢化社会に突入し始めています。将来を展望したとき、急増する医療費に対して、旧老人保健制度の限界は既に明らかであり、高齢者医療制度の抜本改革の必要性が1990年代から叫ばれてきました。

旧老人保健制度では、高齢者は国保や政管健保、健康保険組合などの被用者保険に加入して保険料を支払う一方、医療サービスは市町村が運営する旧老人保健制度のもとで受ける形でした。つまり保険料を徴収するところと、医療費を支払うところが必ずしも一致しておらず、だれが高齢者医療に責任を持つのかあいまいでした。

また、旧制度では、高齢者の医療費は、税金と健康保険組合や市町村国保などからの搬出金で賄っていました。しかし、高齢者と現役世代の費用負担のルールが不明確で、その費用が際限なく現役世代に回されるのではないかと危惧する声が上がっていました。

これまでの制度のままでは、市町村によっては国保が破綻しかねません。2006年度は、ほぼ半数の市町村国保が赤字に陥っている状況です。国保は、既に当初の農林水産業と自営業者中心の保険から、年金生活者と非正規労働者中心の保険へ、無職者が過半数を占める保険へと性格が変わっています。今後は、定年退職者が国保に入り続けることで、保険料収入と必要な医療費のバランスがとれず、運営が行き詰まる市町村が出てきます。

後期医療制度の創設によって、75歳以上の高齢者の医療費をだれがどのくらい負担するかというルールを明確にし、国民全体で支えることによって、日本が世界に誇る「国民皆保険」を将来にわたって維持できる体制へと変革することができました。

窓口負担を除く高齢者医療の給付費は、公費、税金で5割、現役世代で4割、高齢者自身が1割を負担することで賄われます。

旧老人保健制度では、高齢者の保険料負担に著しい不公平がありました。被用者保険の被扶養者は負担がなく、同じ高齢者間で保険料の有無があったほか、国保は、同じ都道府県の市町村間で保険料が違えばかりか、全国で5倍もの格差がありました。それが、新制度によって同じ都道府県内で同じ所得であれば、原則として同じ保険料を支払う制度とし、高齢者間の公平

性を確保しました。これによって地域間の保険料格差も2倍に縮小されました。

また、旧制度では保険料の徴収と医療費の支払いを行う主体が分かれていて、財政運営にだれが責任を持つのかあいまいという問題がありましたが、新制度では、都道府県単位の広域連合が財政運営責任を担うことを明確にしました。都道府県単位としたことでより安定的な運営が期待できます。

国会において、野党は、後期高齢者医療制度の廃止法案を参議院に提出し、去る6月6日の本会議で野党の賛成多数で可決しました。県においても、去る7月18日野党の賛成多数で廃止等に関する意見書が採決されました。

しかし、この廃止法案等は、多くの問題を抱えた従来の老人保健制度を復活させるだけのものであるため、マスコミ各紙は、混乱をさらに広げ長引かせるだけ、政争重視の対応をいつまで続けるのか、制度をもとに戻せと言うだけでは問題は解決しないと厳しく批判しています。

もともと旧老人保健制度では本格的な高齢化社会に対応できないことは、与野党の共通認識であり、10年以上前から参議院の委員会で、早期の新制度創設を求める決議が行われてきました。多くの野党も当然、危機感を持ち、これらの決議に賛成しています。にもかかわらず、対案もなく、新制度の廃止を主張するのは極めて無責任であり、これまでの議論の積み重ねを無視した暴論にほかなりません。野党の対応は、時計の針を10年以上も逆戻りさせるものであり、責任ある政治からはほど遠いと指摘せざるを得ません。

また、後期医療制度は「うば捨て山」と不安をあおる言葉を耳にします。私は強い憤りを感じます。だれがうば捨て山と表現したのか、生命を軽視するこの言葉に、政治家として余りにも情けない思いがします。

この後期医療制度は、公費、税金と現役世代からの支援金の計9割で高齢者医療を安定的に支える仕組みです。残り1割の保険料は、加入者全員が等しく支払う「均等割」と所得に応じて払う「所得割」を合計し、決まります。

低所得者には、保険料の軽減措置が設けられており、制度のスタート時には、均等割で7割、5割、2割の3段階の減額措置がありました。また、後期医療制度では、これまでどおりの治療が受けられ、75歳以上の医療が制限されるという心配はありません。病院の窓口負担も1割のままでこれまでと何も変わりません。また、滞納したから保険証を取り上げることもありません。ただし能力があるにもかかわらず、納めよ

うとしない方に限って、資格証明書を発行させていただくことになっています。

高齢者医療を国民全体で支えていく後期医療制度ですが、抜本改革ゆえに、施行後の状況を見ながら、課題が発生した場合には、現場の声に即した運用面の改善が迅速に求められています。だからこそ政府・与党は、6月、後期医療制度の運用改善策を決定しました。

改善策は保険料軽減について、2009年度以降の対策と2008年度における当面の対策の2つに分かれます。

2009年度以降の対策としては、後期医療制度の被保険者の全員が年金収入80万円以下の世帯は、均等割の軽減率を7割から9割にまで拡大。これによって均等割の軽減は9割、7割、5割、2割の4段階になりました。9割軽減することで保険料は全国平均月額1000円から350円程度に減ります。また、所得割でも、年金収入が153万円から210万円程度の方には所得割額を50%程度軽減します。

2008年度の対策としては、均等割を7割軽減される年金収入168万円以下の所帯では8月まで保険料を支払っている人は10月から保険料を徴収しません。1年間で見れば、均等割の減額は8.5割に相当し、保険料は全国平均月額1000円から500円程度に下がります。また、年金収入が153万円から210万円程度の方には、所得割額を原則一律50%軽減します。

これらの改善策によって、以前の国民健康保険より保険料が安くなった所帯は、全国平均で創設時の69%から75%にまでふえました。沖縄県においても61%の方々の保険料が安くなっています。

この改善策は、公明党沖縄県本部がことし5月、沖縄県を訪れた公明党副代表の坂口力元厚生労働大臣に対し、負担軽減を求める舛添厚生労働大臣あての要望書を出し、その要望が政府・与党連絡会議に諮られ運用改善策に結びついたものです。また、改善策ではこのほか、保険料の天引きについても選択の幅を広げています。

高齢者の手間を省き、行政コストを削減するための天引きでしたが、高齢者の気持ちに配慮し、一定の条件を満たしている方は申請すれば口座振替も可能になり、また、所帯主になっている子供や配偶者の口座から肩がわりで納付してもらうこともできるよう改善されました。

そのほか、70歳から74歳の方の窓口負担に関して、2009年度も今年度と同じ1割のままに据え置くことで合意しました。また、被扶養者であった人の保険料は9月まで全額免除し、10月から9割軽減されますが、

2009年度も9割軽減を継続することで合意しました。これらの改善策は、今後、マスコミ等を通して、国民・県民に広く伝えることが重要だと考えます。

さらに公明党は、保険料の負担軽減の収入基準について、現行の「世帯単位」から「個人単位」に見直すことも目指しています。それによって、さらに保険料が考慮されるなど、国民・県民の声を間断なく伺いながら、必死の対処をさせていただいております。

また、自民・公明の両党においても、同制度の5年後見直し規定を前倒しし、よりよい制度に改善することを確認しています。

野党の皆さんは、後期医療制度について、何の対案も示さず、ただもとの老人保健制度に戻せと言われますが、先ほど申し上げたとおり、新しい後期医療制度では、全国で7割以上の所帯で保険料が安くなっています。沖縄県においても61%の方々の保険料が安くなっています。老健制度に戻ると、その方々の負担が逆にふえることになります。廃止によって一番困るのは国民・県民の皆様であります。

そもそも共産党を除く与野党は2000年、財政的に限界に達している老健制度を抜本的に改革し、新たな高齢者医療制度をつくるべきだと参議院の委員会で決議しています。

また、民主党は2005年のマニフェストで独立した新しい高齢者医療制度をつくると主張し、小沢一郎代表もかつて70歳以上は新しい医療制度で行くと言っていました。旧制度のままでは、日本が世界に誇る「国民皆保険」が崩壊してしまう、これが与野党共通の認識だったはずですが、それを今になって廃止というのは、極めて無責任な対応と言わざるを得ません。

今、大切なことは、制度の不備を指摘するだけで聞く耳持たず、問答無用の廃止論ではなく、少しでも突破口を見つけ、改善策を進めていくのが責任ある政治の姿勢ではないでしょうか。

政権にとらわれることなく、党派を超えて、高齢者の皆様に、将来にわたって安心して医療が提供できる制度を構築していくことが重要だと考えます。「国民皆保険」は、断じて崩壊させてはならないと考えます。

よって、陳情第92号「後期高齢者医療制度の廃止を求める陳情」に反対をいたします。議員の皆様のお賛同をお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 渡久地 修君。

〔渡久地 修君登壇〕

○渡久地 修君 私は、日本共産党県議団を代表して、ただいま議題となっています陳情第92号「後期高齢者医療制度の廃止を求める陳情」について、賛成の

立場から討論を行います。

今回のこの陳情は、後期高齢者医療制度の問題点として4点挙げています。

1つ、今まで入っていた国保や健保から追い出され、扶養家族となっていて保険料を負担していない人も含め、75歳以上のすべての高齢者から保険料を取る。2つ、年金から保険料を天引きされ、払えない高齢者からは保険証を取り上げ、医療を受けられなくする。3つ、65歳以上の障害者も後期高齢者医療制度に事実上強制的に加入させられる人が多く、負担増や差別医療が押しつけられる。4つ、受けられる医療を制限し差別する別建て診療報酬を設けるなどとしています。

この後期高齢者医療制度は、お年寄りは早く死ねということなのか、現代版うば捨て山の批判が国民・県民の間で沸騰し、廃止を求める世論が圧倒的です。我が県議会もことし7月18日に「後期高齢者医療制度の廃止等に関する意見書」を可決しました。

この怒りは、おさまるところかどんどん広がるばかりです。この国民の怒りの前に、舛添厚生労働大臣はテレビ番組の中で、後期高齢者医療制度の抜本的な見直しの考えを表明し、見直しに当たっては、1つ、75歳以上という年齢で分けない、2つ目、保険料の天引きを強制しない、3つ目、負担について世代間の反目を助長する仕組みにしないとの原則を掲げたと報道されました。

そして同大臣は、75歳以上の方の怨嗟の的、年齢で切ったというのが一番大きかった。そういうことをひしひしと感じたと記者会見で述べました。

後期高齢者医療制度を4月から強行する先頭に立ってきた厚生労働大臣の責任は重大であり、真剣な反省が求められます。

このように、この制度の責任者である厚生労働大臣がこのような発言をしなければならないほど根本的な欠陥を持った制度であること、そしてこの制度がもはや存続不能に陥っていることをみずから認めたものであることをはっきり示しています。しかし、政府・与党はあくまでもこの制度にしがみつこうとしています。麻生内閣発足に当たっての自民党と公明党が発表した連立政権合意では、よりよい制度に改善すると、あくまで現行制度を続けることを前提とした方針を掲げています。

9月29日の首相の所信表明演説では、高齢者に納得していただけるよう見直すと表明しました。

今、国民やお年寄りは75歳になった途端に、長年にわたって納めてきた国保や健保から無理やり脱退させ

られ、扶養家族からも切り離され、差別医療を行うというこの制度の根本に怒っているのです。高齢者に納得していただけるように見直すというのなら、小手先の見直しではなく、後期高齢者医療制度そのものをきっぱり撤廃すべきであります。国民・県民はこれを願っています。

政府の後期高齢者医療制度に見られる医療切り捨て、社会保障切り捨ての大もとになっているのが、毎年毎年の2200億円の社会保障費の削減です。

その一方、この県議会でも明らかになりましたが、安保条約上何の日本には支払う義務もないのに、米軍にはこの間5兆円という思いやり予算を国民の税金からつぎ込んできました。ことしも2500億円をつぎ込みます。嘉手納基地内の中学校建設に40億円もつぎ込むなど至れり尽くせりです。

このように、米軍は思いやるが国民・県民には苦しみを押しつけるという逆立ちした税金の使い方を改めれば、お年寄りなどの社会保障費の財源を確保することができます。

皆さん、きょうは10月10日です。今から64年前、アメリカの機動部隊による大空襲、いわゆる10・10空襲の日に当たります。

那覇市の歩みの中では、早朝から5波に及ぶ空襲で、300年にわたり築かれた商都・那覇の町は一瞬にして炎で包まれた。市民にとって、不意の空襲に打つ手はなく、飛び交う焼夷弾、銃弾の雨を避け、黒煙と火の海の中を命からがら逃げ延びるのがやっとであったと書いています。延べ攻撃機1396機、652発のロケット弾、21本の魚雷、541トンのナバーム弾を含む爆弾が投下され、死者260名、旧那覇市街の90%が焼失したと記録されています。

沖縄のお年寄りの皆さんは、あの戦争で筆舌に尽くしがたい地獄のような体験をし、多くの肉親を失いました。戦後はその悲しみを背負いながら戦後復興に取り組み、今日の沖縄を築いてきた県民の宝ともいえるべき方々です。このようなお年寄りの皆さんをいたわりこそすれ、悲しませるようなことがあってはならないと思います。長い間、御苦労さまでした。これからは安心して老後をお過ごしくださいという、お年寄りの皆さんが安心して暮らせる社会、制度を築くことが政治の大きな役割ではないでしょうか。

日本共産党は、県民と団結し後期高齢者医療制度を廃止させ、高齢者や子供たち、国民の暮らしを守るために全力で頑張ることを表明して、陳情第92号「後期高齢者医療制度の廃止を求める陳情」について賛成するものです。

議員各位の御賛同をよろしくお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

休憩いたします。

午後2時30分休憩

午後2時30分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

これよりただいま議題となっております陳情13件の採決に入ります。

まず、委員会において全会一致で採択されました陳情12件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの陳情12件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情12件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

・ ・ ・

○議長（高嶺善伸君） 次に、陳情第92号を採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は、採択であります。

お諮りいたします。

本陳情は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高嶺善伸君） 起立多数であります。

よって、陳情第92号は、委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

・ ・ ・

○議長（高嶺善伸君） 日程第15 陳情9件を議題といたします。

各陳情に関し、委員長の報告を求めます。

米軍基地関係特別委員長。

〔陳情審査報告書 巻末に掲載〕

〔米軍基地関係特別委員長 渡嘉敷喜代子さん 登壇〕

○米軍基地関係特別委員長（渡嘉敷喜代子さん） ただいま議題となりました陳情9件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告

を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情9件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情9件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

―― ・ ・ ―――

○議長（高嶺善伸君） 日程第16 閉会中の継続審査の件を議題といたします。

――

〔閉会中継続審査及び調査申出書 巻末に掲載〕

――

○議長（高嶺善伸君） 各常任委員長、議会運営委員

長及び各特別委員長から、会議規則第82条の規定によりお手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

―― ・ ・ ―――

○議長（高嶺善伸君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日をもって議会は閉会となりますが、議員各位には長い会期中、連日熱心な御審議をいただき、議長として心から感謝申し上げます。

なお、今期定例会における議会活動状況は、後ほど文書をもって報告いたします。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって平成20年第3回沖縄県議会（定例会）を閉会いたします。

午後2時34分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 嶺 善 伸

会議録署名議員 島 袋 大

会議録署名議員 照 屋 大 河